

荒川区地域防災計画

(令和6年修正)

本冊

荒川区防災会議

荒川区地域防災計画

本冊

用語の定義

本計画で使用する用語等は、次のとおりとする。

1 法令・条例名等の標記

	標 記	説 明
1	防災会議条例	荒川区防災会議条例 (昭和 38 年条例第 8 号)
2	災対条例	荒川区災害対策条例 (平成 14 年条例第 2 号)
3	災害対策本部条例	荒川区災害対策本部条例 (昭和 38 年条例第 9 号)
4	災害対策本部施行規則	荒川区災害対策本部条例施行規則 (昭和 38 年規則第 12 号)
5	災対法	災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 233 号)
6	災対法施行令	災害対策基本法施行令 (昭和 37 年政令 288 号)
7	水防法	水防法 (昭和 24 年法律第 193 号)
8	水防法施行規則	水防法施行規則 (平成 12 年建設省令 44 号)
9	土砂災害防止法	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 12 年法律第 57 号)
10	急傾斜地崩壊防止法	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和 44 年法律 57 号)
11	災害救助法	災害救助法 (昭和 22 年法律第 118 号)
12	救助法施行規則	災害救助法施行規則 (昭和 22 年政令第 225 号)
13	激甚法	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 (昭和 37 年法律第 150 号)
14	建築基準法	建築基準法 (昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号)
15	東京都震災対策条例	東京都震災対策条例 (平成 12 年条例第 202 号)

16	東京都帰宅困難者対策条例	東京都帰宅困難者対策条例 (平成 24 年条例第 17 号)
17	火災予防条例	火災予防条例 (昭和 37 年 3 月 31 日条例第 65 号)

2 機関名等の標記

	標 記	説 明
1	防災関係機関	計画事業に関係する、区、東京都、自衛隊、警視庁、東京消防庁及び消防団、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関をいう。
2	災対各部	荒川区災害対策本部を構成する各部（局）をいう。
3	区本部長	荒川区災害対策本部長・復興本部長（荒川区長）をいう。
4	都本部長	東京都災害対策本部長・復興本部長（都知事）をいう。
5	J R 東日本	東日本旅客鉄道株式会社をいう。
6	J R 貨物	日本貨物鉄道株式会社をいう。
7	N T T 東日本	東日本電信電話株式会社東京東支店をいう。

3 特定の用語に含まれる範囲、意味

	標 記	説 明
1	震災	災対法第 2 条第 1 項に定める地震により生じる被害をいう。
2	風水害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮等の自然現象により生じる被害をいう。

用語の解説

あ行

・荒川区防災情報システム

「情報収集システム」、「情報管理システム」、「情報伝達システム」の3区分で整備されたシステム・機器等を総称して「荒川区防災情報システム」という。区が実施すべき災害対策活動を支援するためのシステムで、災害情報の収集・管理・伝達を迅速かつ効率的に行うことができる。

・一時滞在施設

災害により帰宅が困難となった、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者等の帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。

・一次避難所

災害により住居が倒壊・焼失する等の被害を受けた住民を受け入れ、宿泊、給食等の救援を行う施設で、小中学校等の施設を指定している。

・一時（いつとき）集合場所

火災の延焼等で危険が迫った場合に、防災区民組織を中心に一定の地域や事業所単位に集団を形成して、必要に応じ、避難所や避難場所に避難するため一時的に集合する場所

集合した人の安全が一時的に確保されるスペースをもった公園や学校の校庭、大通りを、各町会単位に、区が、警察署、消防署等の防災関係機関、防災区民組織と協議により選定している。

・医療救護活動拠点

区が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所をいう。

・医療救護所

医師が医療救護活動を行う救護所

区は、区地域防災計画に基づいて、医療救護所を設置・運営する。

・医療対策拠点

都が、二次保健医療圏内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の総括・調整を行う場所として、地域災害拠点中核病院等に設置する拠点をいう。

・液状化現象

地震の際に地下水位の高い砂地盤が、振動により液体状になる現象をいう。これにより比重の大きい構造物が埋もれ、倒れたり、地中の比重の軽い構造物（下水管等）が浮き上がったりする。単に液状化ともいう。

- ・**応急危険度判定（被災建築物応急危険度判定）**

震災後の被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被害の状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定することをいう。正式には「被災建築物応急危険度判定」であるが、本計画では「応急危険度判定」と標記する。

- ・**応急給水槽**

地震等の災害時に備え、住民の居住場所から概ね2 kmの範囲内に、給水拠点（給水所等）の無い空白地域を解消するために、都が設置する応急給水のための水槽をいう。

- ・**屋外子局**

防災行政無線用屋外スピーカーをいう。

か行

- ・**外水氾濫**

河川の水位が上昇し、河川の水が堤防からあふれ、又は堤防が決壊した場合に、氾濫が生じることをいう。

- ・**家庭内備蓄**

災害時に使用できる日用品、食料、飲料等を自宅に備蓄することをいう。（家庭内備蓄の方法として、ローリングストック法等がある。）

- ・**がれき**

震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等のこと。広義としては、緊急道路障害物除去により道路上より撤去したがれきも含む。

- ・**感震ブレーカー**

地震発生時に設定値以上の揺れを感知したときに、ブレーカーやコンセント等の電気を自動的に止める器具をいう。感震ブレーカーの設置は、不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に電気火災を防止する有効な手段であり、分電盤タイプ、コンセントタイプ、簡易タイプ等の種類がある。

- ・**キキクル**

気象庁のホームページで公開されている大雨・洪水警報の危険度分布で、大雨による土砂災害の危険度分布を「土砂キキクル」、短時間の強雨による浸水害の危険度分布を「浸水キキクル」、河川の洪水災害の危険度分布を「洪水キキクル」という。

- ・**帰宅困難者**

震度5強以上の地震が発生した場合にはほとんどの交通機関が停止するため、外出者（滞留者）の

多くが、すぐには帰宅できない状況となる。この場合、帰宅距離が10km未満の外出者は全員を帰宅可能者とし、10km以上から20km未満は、1km距離が増すごとに帰宅可能者が10%ずつ通減するものとし、20km以上は全員を帰宅困難者とする。

・帰宅支援対象道路

徒歩帰宅者に対する支援を効率的に行うための、都県境を越えた徒歩帰宅ルートをいう。

・急傾斜地

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年法律第57号）では、傾斜度が30度以上ある土地を急傾斜地と定義している。

・緊急医療救護所・避難所医療救護所

緊急医療救護所は、発災直後から概ね超急性期まで災害拠点病院等の近接地等に設置する救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所をいう。

避難所医療救護所は、災害の状況に応じて、概ね急性期以降に、避難所内に設置する医療救護所で、医療救護班の巡回等による医療救護活動を実施する場所をいう。

・緊急交通路

災害対策基本法第76条第1項の規定により、緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する道路の区間をいう。

・緊急地震速報

地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模を直ちに推定し、これに基づいて各地での震度や到達時刻を推定し、素早く知らせる情報をいう。

・緊急通行車両

地震発生時の交通規制により、一般車両の通行は禁止又は制限されるが、公安委員会等で承認を受けた緊急車両は、優先して通行することができる。

・緊急道路障害物除去路線

原則として上下各1車線を確保し、避難、救護、救急対策等のための震災後初期の緊急輸送機能の回復を図るために、道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両等の交通障害物により通行不可能となった道路において、障害物除去や簡易な応急復旧作業を優先的に行う、あらかじめ指定された路線

・緊急輸送道路

高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と都知事が指定する拠点（指定拠点）とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路をいう。

- ・区災害医療コーディネーター

区の医療救護活動を統括・調整するため、区に対して医学的な助言を行う、区が指定する医師をいう。

- ・区災害薬事コーディネーター

区の医療救護活動が円滑に行われるように、医薬品に関する情報収集や薬剤師班の活動を調整する薬剤師をいう。

- ・警戒区域

災害対策基本法第 63 条に基づき区長等が設定する区域で、災害現場での危険防止等のため関係者以外の出入りを禁止し、制限するとともに、当該禁止及び制限に違反すると罰則がある。

- ・警戒待機

区は、夜間、休日等勤務時間外の災害発生に備え、迅速かつ的確な防災体制を確保するために、輪番制の管理職及び委託業者の 2 名体制で、区役所本庁舎 3 階の警戒待機室に宿日直することとしている。

- ・警戒レベル

災害発生危険度ととるべき避難行動を、住民が直感的に理解するための情報である。避難に関する情報や防災気象情報等の防災情報を 5 段階のレベルで提供している。

- ・激甚災害（激甚災害制度）

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 36 年法律第 150 号)」に基づき、激甚災害指定として閣議決定された場合、一般の災害復旧事業補助、災害復旧貸付等の支援措置に加えて特別に設けられる補助制度をいう。

- ・検視・検案

検視とは、検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うことをいう。検案とは、監察医（医師）が死亡原因を調べることをいう。

- ・広域避難場所（避難場所）

地震火災から区民を安全に保護するため、火災が鎮火するまで一時的に待つ場所で、東京都が指定している。東京都では避難場所というが、区では、避難所との混同を避けるため広域避難場所と標記している。

- ・洪水予報

国又は都道府県が管理する河川で、万が一洪水が発生したとき、国民経済上重大な損害を生じる恐れのある場合に、国土交通大臣又は都道府県知事と、気象庁長官とが共同で発表する。

・洪水予報河川

水防法の規定により、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずる恐れがある河川として国土交通大臣が指定したもの、若しくはその他の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずる恐れがある河川として都道府県知事が指定したもの。

・後方医療施設

後方医療施設とは、東京都災害拠点病院、救急告示医療機関、その他の病院で、被災を免れて傷病者の受入れを行う医療機関をいう。

・個別避難計画

避難行動要支援者の避難支援体制を実効性のあるものとするため、個々の避難行動要支援者ごとに誰が支援し、どこに避難するか、避難時にどのような配慮が必要か、等を記載した個別の避難行動計画をいう。

さ行

・災害医療支援病院

主に専門医療、慢性疾患への対応、区地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院（災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院）をいう。

・災害拠点病院

通常の医療体制では、被災者に対する医療の確保が困難となった場合に、都知事の要請により傷病者の受入及び医療救護班の派遣等、災害時の拠点病院としての必要な医療救護活動を行う病院をいう。

・災害拠点連携病院

主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う都が指定する病院をいう。

・災害時帰宅支援ステーション

災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、可能な範囲で水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等を提供する施設。東京都は島しょを除く全都立学校及び東京武道館を「帰宅支援ステーション」として位置付けている。コンビニエンスストアやガソリンスタンド、ファミリーレストラン等も同じ役割を担う。

・災害時給水ステーション

災害時の断水に備え、都が飲料水を確保している浄水場、給水所、応急給水槽、応急給水栓等をいう。居住場所から概ね半径2 km程度の距離内に1箇所ある災害時給水ステーションには、応急給水用資器材を配備している。

・災害対策基本法

災害から国土並びに国民の生命及び財産を守るために、国、自治体及び公共機関によって必要な体制を整備し、責任の所在を明らかにするとともに、計画の策定、災害予防、災害応急対策、災害復旧の措置等を定めた法律である。

・災害復興計画

災害により重大な被害を受けた場合において、都市の復興並びに区民生活の再建及び安定を図るため、策定する計画である。

・在宅避難

災害発生時に、自宅に被害が少ないため、避難所へ行かずに自宅で生活を続けることをいう。

・事業所防災計画

東京都震災対策条例に基づき、その事業活動に関して震災を最小限に留めるため、都及び区の地域防災計画を基準として、事業者が作成しなければならない計画である。

・事業所防災リーダーシステム

東京都から企業・店舗等の従業員に対して、日ごろの防災情報や発災時の災害情報を直接届ける登録サービスであり、大地震等の発生時、従業員や来客者の安全確保、BCP（事業継続計画）等に役立てるシステムのをいう。

・指定公共機関

国や地方公共団体と協力して災害等に対処する医療、電気、電気通信、ガス、運送事業者等の機関をいう。

・指定地方公共機関

都知事が指定する電気、ガス、運送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人をいう。

・指定避難所

災害で住居を失った方等が、次の住まいを確保するまでの間、生活する施設のことで、災害対策基本法によって指定する施設を「指定避難所」という。荒川区における指定避難所は、「一次避難所」、「二次避難所」、「福祉避難所」の3つに分類される。

・指定緊急避難場所

災害の危険から身の安全を確保する場所で、災害対策基本法によって災害の種類ごとに指定する施設をいう。荒川区においては、土砂災害、洪水、高潮に対して指定している。

・社会福祉施設

高齢者、児童、障がい者等の社会生活を営む上で、様々なサービスを必要としている者を援護、育

成し、又は更生のための各種治療訓練等を行う施設をいう。

・住家被害認定調査

被害のあった住宅について、全壊、半壊等の「被害の程度」を調査するものであり、罹災証明書交付の基礎資料となる。

・障害物除去

災害時に道路損壊、崩土、道路上への落下物、倒壊物、放置された車両等の交通障害物により通行不能となった道路において、それらの障害物を除去、簡易な応急復旧作業をし、避難、救護、救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ること。道路啓開ともいう。

・浸水想定区域

水防法第 14 条の規定に基づき、洪水予報河川、水位周知河川並びに住宅等の防護対象のある一級河川及び二級河川において、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域をいう。

・水位周知河川

水防法の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じる恐れがあるものとして指定した河川のこと。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。水位周知河川は、流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川が対象となる。

・水防活動

洪水又は高潮により、堤防等に漏水、侵食、越水等が発生する恐れがある場合、その被害を最小限に留めるために応急措置を講ずる活動のことをいう。

・水防管理者

水防管理団体である区市町村の長、水防事務組合の管理者、水害予防組合の管理者をいう。

・水防管理団体

水防の責任を有する区市町村又は水防に関する事務を共同に処理する区市町村の組合若しくは水害予防組合をいう。

・水防計画

水防法第 7 条の規定に基づき、都道府県知事が定める、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送、水門・排水機場等の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動、水防管理団体（区市町村）と他防災関係機関の協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

- ・水防警報

水防法の規定により、国土交通大臣又は都知事がそれぞれ指定した河川又は海岸について洪水、津波又は高潮によって災害が発生する恐れがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

- ・スターリンク

小型通信衛星を用いたインターネット通信。海上や山間部のような通信インフラが未整備の地域でもインターネット接続ができる。

た行

- ・地域災害医療連携会議

都が、二次保健医療圏ごとに設置し、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、災害拠点病院、区市町村、保健所等の関係機関を地域災害医療コーディネーターが招集して、情報共有や災害医療にかかる具体的な方策の検討、医療連携体制の構築を目的に平時・発災時に開催する会議のこと。

- ・地域内輸送拠点

都及び国等からの物資の受入れ、一時集積、配分等を行う拠点となる場所をいう。

- ・地区内残留地区

一定の条件を満たし、市街地大火が発生しない地区で、火災が発生しても地区内の近い距離（1区画程度）の退避を行えば安全が確保でき、広域的な避難をする必要がないとされている地区。広域避難場所と同様、東京都が指定している。

- ・都災害医療コーディネーター

都全域の医療救護活動等を統括・調整するため、都に対して医学的な助言を行う、都が指定する医師のこと。

- ・都地域災害医療コーディネーター

各二次保健医療圏域の医療活動等を統括・調整するために都が指定する医師のこと。

- ・同行避難

災害発生時に飼い主が飼育しているペットを同行し、指定避難所等まで安全に避難することをいう。避難所において人とペットが同一の空間で居住できることを意味するものではない。

- ・同伴避難

災害発生時に被災者が指定避難所等でペットを飼育管理すること（状態）をいう。

- ・都市型水害

都市部は地表がアスファルト等に覆われているため、豪雨の際には大部分の降雨が地面にしみ込

まずに河川、水路、下水道に一気に流れ込み、排水機能が追いつかず氾濫する現象をいう。内水氾濫のひとつ（氾濫型内水氾濫）である。

・土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生ずる恐れがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域のこと。土砂災害防止法に基づき東京都が指定する。

・土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生ずる恐れがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域のこと。土砂災害防止法に基づき東京都が指定する。

・土壌雨量指数

降雨による土砂災害発生危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km 四方の領域ごとに算出している。

・トリアージ

災害発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定することをいう。

な行

・内水氾濫

氾濫型内水氾濫は、河川の増水に関係なく、短時間記録的大雨等により排水機能が追いつかず発生します。河川が近くにない場合でも発生する可能性がある。

湛水型内水氾濫は、河川の水位上昇により、河川周辺の雨水が排水できなくなり発生します。河川の近くで大雨が降っていても、発生する可能性がある。

いずれも、下水の逆流や、道路冠水等が生じる恐れがある。

・二次避難所

妊産婦、乳児、要介護1から3に認定されている高齢者、身体障害者手帳3から7級までの身体障がい者の方のうち一次避難所での生活が困難な方を対象とした避難所であり、地震災害発生後、一次避難所が開設されたのちに適宜ひろば館・ふれあい館等を二次避難所として開設する。

は行

・氾濫危険情報

水防法に基づき国土交通省と気象庁とが共同発表する洪水に関する情報（洪水予報）で、区市町村が警戒レベル4避難指示を発令する目安となる情報をいう。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

・氾濫警戒情報

水防法に基づき国土交通省と気象庁とが共同発表する洪水に関する情報（洪水予報）で、区市町村が警戒レベル3 高齢者等避難を発令する目安となる情報をいう。高齢者や要配慮者等、避難に時間を要する住民は早期に危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。

・氾濫注意情報

水防法に基づき国土交通省と気象庁とが共同発表する洪水に関する情報（洪水予報）で、避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当する。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路の確認をする。

・氾濫発生情報

水防法に基づき国土交通省と気象庁とが共同発表する洪水に関する情報（洪水予報）で、区市町村が警戒レベル5 緊急安全確保を発令する判断材料となる情報をいう。災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当する。

・被災者生活実態調査

被災者を対象として、被災前の状況（住所、世帯構成、住宅状況等）、被災後の状況（居住場所、身体及び健康状態等）、被害状況（住宅、身体等）、今後の生活の意向について把握するための調査をいう。

・被災宅地危険度判定

宅地の二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保することを目的として、迅速に宅地の被害状況を把握して被災した宅地の危険度を判定する。

・避難確保計画

平成 29 年に水防法及び土砂災害防止法が改正されたことに伴い、浸水想定区域や土砂災害警戒区域に立地し、かつ市町村地域防災計画に定められている要配慮者利用施設又は管理者に対し、施設を利用する要配慮者を確実に避難させられるよう、避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務付けられた。また、令和3年に水防法及び土砂災害防止法が改正されたことに伴い、訓練の実施報告が義務付けられ、市町村長による助言・勧告制度が創設された。

・避難行動要支援者

平成 25 年の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう「要配慮者」のうち災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者をいう。

なお、荒川区においては、要介護4から5に認定されている在宅高齢者、身体障害者手帳1・2級の障がい者、知的障がい者、精神障がい者及びその他区が認める者を避難行動要支援者と定義している。

・避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者について、氏名、住所、生年月日、性別、支援が必要な理由等の情報を、本人同意等に基づき、あらかじめ警察、消防、民生委員等、避難支援者に提供し、発災時に円滑な避難支援及び安否確認を行うための名簿をいう。

・避難情報

災害対策基本法に定められている避難を呼び掛ける情報であり、区民等の生命又は身体を災害から保護するため、区本部長が発令する情報をいう。

避難情報には次の種類がある。

避難情報	詳細
高齢者等避難（警戒レベル3）	・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する高齢者及び障がいのある方並びにその方の支援をする方）が危険な場所から避難すべき状況において、区本部長が必要と認める地域並びに居住者等に対して発令する避難情報。
避難指示（警戒レベル4）	・災害が発生する恐れが高く、災害危険区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、区本部長が必要と認める地域並びに居住者等に対して発令する避難情報。
緊急安全確保（警戒レベル5）	・災害が発生又は切迫している状況であり、居住者等が指定緊急避難場所等へ立ち退き避難することがかえって危険である場合等に、直ちに自らの命を守る最善の行動をとるよう知らせるため、区本部長が必要と認める地域並びに居住者等に対して発令する避難情報。

・避難道路

広域避難場所へ通じる道路であり、避難圏域内の住民を当該避難場所に迅速かつ安全に避難させるため、あらかじめ東京都が指定した道路をいう。

・福祉避難所（高齢者）・福祉避難所（障がい者）

避難行動要支援者を対象とした避難所であり、災害発生後速やかに区が指定する社会福祉施設において開設する。なお、福祉避難所は福祉避難所（高齢者）と福祉避難所（障がい者）の2種類とする。

・防災区民組織

地域の初期消火活動や救護活動、避難場所への安全な移動等、地域の防災活動を担う組織で、町会や自治会を主体に結成されている。自主防災組織ということもある。

・防災都市づくり推進計画

平成7年に都が策定した計画で、定期的に見直しを実施し、都や区市等が防災都市づくりを総合的・重点的に展開していくための指針として基本的方向性や整備地域等を指定する「基本方針」、具体的な整備計画等を示す「整備プログラム」を定めている。

ま行

・マイ・タイムライン

水害や土砂災害等から命を守る避難行動がとれるよう、あらかじめ自分自身がとるべき行動を時間に沿って整理した個人や家族の防災行動計画のこと。

・木造住宅密集地域

老朽化した木造住宅が密集し、公園等のオープンスペースが少なく、道路が狭い等、防災上、住環境上の課題を抱えた地域をいう。

や行

・要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の防災施策において特に配慮を要する者をいう。

・要配慮者利用施設

要配慮者が利用する、社会福祉施設、学校及び医療施設等をいう。

ら行

・ライフライン

電気・ガス・上水道・下水道・通信等、生活に不可欠な物資や情報等の補給機能を総称している。

・流域雨量指数

降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km 四方の領域ごとに算出する。

・ローリングストック（法）

日常食べ慣れている食品等を通常より少し多く買い、消費した分を買い足してストックする方法をいう。家庭内備蓄を行う手法のひとつ。

英字標記

・ICT（アイシーティー）

ICT（情報通信技術）とは、PCだけでなくスマートフォンやスマートスピーカー等、さまざまな形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称でありIT（情報技術）にコミュニケーションの要素を含めたものをいう。

・BCP（ビーシーピー）

BCPとは、事業継続計画（Business Continuity Plan）のことで、大規模災害等が起きた場合に事業の継続、早期復旧を図るために平時に行う活動や災害時の対応方法等を事前に取り決めておく事業継続計画のことをいう。単なる計画書の意味ではなく、マネジメント全般を含むニュアンスで用いられている。

・ J M A T (ジェイマット)

J M A T (Japan Medical Association Team) とは、日本医師会災害医療により組織される災害医療チームで、急性期の災害医療を担当する D M A T が 3 日程度で撤退するのと入れ替わるようにして被災地の支援に入り、現地の医療体制が回復するまでの間、地域医療を支えるための組織のことをいう。

・ C B R N E (シーバーン) 災害

C B R N E 災害とは、化学(Chemical)・生物(Biological)・放射性物質(Radiological)・核(Nuclear)・爆発物(Explosive) によって発生したテロ、事故及び災害のことをいう。

・ D H E A T (ディーヒート)

D H E A T (Disaster Health Emergency Assistance Team) とは、被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所の指揮調整機能の支援のために、災害発生時の健康危機管理に係る指揮調整等に関する専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員を中心として編成する災害時健康危機管理支援チームをいう。

・ D I S (ディーアイエス)

東京都が整備する東京都災害情報システムをいう。東京都防災行政無線網とともに、区市町村及び関係機関に整備されている。

・ D M A T (ディーマット)

D M A T (Disaster Medical Assistance Team) とは、大地震及び航空機・列車事故等の災害時に被災者の生命を守るため、被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うため、厚生労働省の認めた専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームをいう。

・ D P A T (ディーパット)

D P A T (Disaster Psychiatric Assistance Team) とは、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を行うために、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームをいう。

・ D W A T (ディーワット)

D W A T (Disaster Welfare Assistance Team) とは、避難者等の福祉ニーズ把握及び要配慮者のスクリーニング、要配慮者からの相談対応及び介護を要する人への応急的な支援等を行うため、福祉専門職(社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員(ケアマネジャー)、相談員等)で構成され、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣福祉医療チームをいう。D C A T (Disaster Care Assistance Team) と表記する場合もある。

・ E M I S（イーミス）

E M I S（Emergency Medical Information System）とは、災害発生時に、被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況等災害医療に係る情報を共有し、被災地域で迅速かつ適切に医療救護に関する情報を集約・提供していくための広域災害救急医療情報システムをいう。

・ J アラート

弾道ミサイル情報、大津波警報、緊急地震速報等の緊急情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市区町村の防災行政無線や携帯メール等を自動起動させ緊急情報を瞬時に伝達するシステムをいう。

・ L アラート

災害発生時やその復興局面等において、公共情報を発信する自治体・ライフライン事業者等と、それを伝える放送事業者・通信事業者を結ぶ共通基盤として総務省が整備した災害情報共有システムをいう。

・ M C A 無線機

M C A 無線（Multi Channel Access System）は、（財）移動無線センター局を全国に整備し、提供している業務用無線通信サービスです。複数の周波数を多数の利用者が効率よく使える業務用無線通信方式の一つ。混信に強く、無線従事者の資格が必要ない等の特徴がある。

・ S O B O - W E B（ソーボーウェブ）

災害情報を地理空間情報として共有し、災害発生時に災害対応機関が被災状況等を早期に把握・推計し、災害情報を俯瞰的に捉え、被害の全体像の把握を支援することを目的とした総合防災情報システムをいう。

目 次

【震災編】

第1部 総則

第1章 荒川区地域防災計画（震災編）の概要

第1節 計画の目的及び特徴.....	5
1 計画の目的	5
2 計画の前提条件	5
3 計画の性格及び範囲	5
4 計画の目標	5
5 他の法令に基づく計画等との関係	6
第2節 計画の構成.....	6
第3節 計画の習熟.....	6
第4節 計画の修正.....	6

第2章 荒川区の現状と被害想定

第1節 荒川区の概況.....	7
1 区の地勢	7
2 面積・人口	8
3 都市構造	10
4 人口動態・産業・生活環境	10
第2節 地域危険度（第9回）.....	13
1 調査の目的	13
2 過去の調査	13
3 地域危険度測定調査	13
4 調査の前提	14
5 調査の結果	14
第3節 被害想定.....	17
1 経緯と目的	17
2 想定地震	18
3 被害の全体像	18
4 想定されるシーン	19
5 荒川区と東京都の被害想定	19

第3章 減災目標

第1節 減災目標等の設定.....	23
1 減災目標	23
2 被害軽減の具体的な目標	23
第2節 減災目標の達成に向けた主な取組.....	23
1 防災街づくり施策	23
2 自助・共助の促進	24
3 災害対策本部の活動体制の強化	24
4 被災者の生活環境改善	24
第3節 荒川区地域防災計画実施推進計画.....	25
1 計画の概要	25
2 事業の選定	25

第4章 複合災害への対応

第1節 はじめに.....	27
第2節 複合災害に備え留意すべき事項.....	27

第2部 施策ごとの具体的計画（予防・応急・復旧計画）

第1章 区等の基本的責務と役割

第1節 区、区民及び事業者等の基本的責務.....	31
1 基本的理念	31
2 基本的責務	31
第2節 防災関係機関の役割.....	36
1 荒川区	36
2 区議会	60
3 国関係	60
4 都関係	60
5 自衛隊	61
6 指定公共機関	61
7 指定地方公共機関等	62
8 その他	62

第2章 地域防災力の向上

第1節 現在の到達状況.....	63
1 自助による区民の防災力向上	63
2 地域による共助の推進	63
3 事業所との連携による地域防災力の向上	64
第2節 課題.....	64

1 自助による区民の防災力向上	64
2 地域における共助の推進	64
3 事業所との連携による地域防災力の向上	65
第3節 対策の方向性.....	65
1 自助による区民の防災力向上	65
2 地域における共助の推進	65
3 事業所との連携による地域防災力の向上	65
第4節 到達目標.....	65
1 自助の備えを講じている区民の割合を100%に到達.....	65
2 地域における共助の推進	65
3 事業所との連携による地域防災力の向上	66
第5節 具体的な取組.....	67
【予防対策】	
1 自助による区民の防災力向上	67
1-1 防災意識の啓発・教育の充実	67
1-2 区民による自助の推進	72
2 地域による共助の推進	75
2-1 防災区民組織等の活動体制の整備・充実	75
2-2 地域防災の担い手の育成	77
3 マンション防災における自助・共助の構築	78
3-1 マンション居住者による自助・共助の備え	78
3-2 防災意識の啓発	78
4 消防団の活動体制の充実	79
5 事業所による自助・共助の強化	80
6 ボランティアとの連携	82
6-1 ボランティアとの協力体制の構築	82
6-2 一般ボランティアの活動支援に係る関係機関との連携	85
6-3 都防災ボランティア等の案内	86
6-4 交通規制支援ボランティアとの連携	87
6-5 東京消防庁災害時支援ボランティアとの連携	87
6-6 赤十字ボランティアとの連携	88
7 区民・行政・事業所等の連携	88
【応急対策】	
1 自助による応急対策の実施	91
2 地域による応急対策の実施	91
2-1 防災区民組織等による初期消火等の実施	91
2-2 マンション防災における応急対策の実施	91
2-3 消防団による応急対策の実施	92
2-4 事業所による応急対策の実施	92
3 ボランティアとの連携	92

第3章 安全な都市づくりの実現

第1節 現在の到達状況.....	95
第2節 課題.....	96
第3節 対策の方向性.....	96
第4節 到達目標.....	96
第5節 具体的な取組.....	97

【予防対策】

1 安全に暮らせる都市づくり	97
1-1 荒川区防災・減災等に資する国土強靱化地域計画	97
1-2 防災都市づくり推進計画	97
1-3 防災街づくりの施策	98
1-4 高層建築物の対策	110
1-5 崖・擁壁・ブロック塀等の対策	113
2 建築物の耐震化及び安全対策の促進	113
2-1 建築物の安全化	113
2-2 公共施設の耐震化の促進	115
2-3 民間建築物の耐震化の促進	115
2-4 文化財施設の安全確保	116
3 液状化、長周期地震動への対策の強化	116
3-1 液状化対策	116
3-2 長周期地震動対策の強化	117
4 出火、延焼等の防止	117
4-1 出火、延焼等の防止	117
4-2 火災の拡大防止	119
4-3 永久水利施設の整備	122
4-4 危険物等が原因となる出火・延焼等の防止対策	123

【応急対策】

1 消火・救助・救急活動	128
2 河川施設等の応急対策による二次災害防止	128
2-1 河川施設等の応急対策	128
2-2 公共施設等の応急対策	128
2-3 急傾斜地崩壊防止施設の応急対策	129
3 危険物等の応急措置による危険防止	129
3-1 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置	130
3-2 危険動物の逸走時対策	132

【復旧対策】

1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復	133
1-1 公共施設等の復旧	133
1-2 二次的な土砂災害防止対策	133

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 現在の到達状況.....	135
1 交通関連施設の安全確保	135
2 ライフライン施設の安全化	135
第2節 課題.....	135
1 交通関連施設の安全確保	135
2 ライフライン施設の安全化	135
第3節 対策の方向性.....	135
1 交通関連施設の安全確保	135
2 ライフライン施設の安全化	136
第4節 到達目標.....	136
1 交通関連施設の安全確保	136
2 ライフライン施設の安全化	136
第5節 具体的な取組.....	137
【予防対策】	
1 道路・橋りょう	137
1-1 現況	137
1-2 道路・橋梁の安全化	137
2 鉄道施設	139
2-1 JR施設	139
2-2 京成電鉄施設	139
2-3 東京地下鉄施設	140
2-4 首都圏新都市鉄道施設	140
2-5 都電施設・新交通施設	141
3 河川施設	141
4 水道施設	142
4-1 水道施設の現況	142
4-2 水道施設の整備補強	142
4-3 システムの強化	142
4-4 情報通信手段の整備	143
5 下水道施設	143
5-1 計画方針	143
5-2 事業概要	143
6 電気・ガス・通信等	144
6-1 電気	144
6-2 ガス	145
6-3 通信	146
【応急対策】	
1 道路・橋りょう	148

1－1	交通規制	148
1－2	障害物除去	149
2	鉄道施設	152
3	河川施設等	154
4	水道	154
5	下水道	156
6	電気・ガス・通信等	158
【復旧対策】		
1	道路・橋りょう	160
2	鉄道施設	160
3	水道	161
4	下水道	161
5	電気・ガス・通信等	161

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化

第1節	現状の到達状況	163
1	活動体制の整備	163
2	受援・応援体制の構築	163
第2節	課題	163
1	活動体制の整備	163
2	受援・応援体制の構築	163
第3節	対策の方向性	163
1	活動体制の整備	163
2	受援・応援体制の構築	163
第4節	到達目標	164
1	活動体制の整備	164
2	受援・応援体制の構築	164
第5節	具体的な取組	165
【予防対策】		
1	初動対応体制の整備	165
2	業務継続体制の確保	172
3	消火・救助・救急活動体制の整備	174
4	受援・応援体制の構築	185
4－1	区の受援・応援体制の整備	185
4－2	荒川区災害時受援・応援ガイドラインの整備	186
4－3	自治体・民間団体等との協力体制の構築	186
5	広域連携体制の構築	189
6	応急活動拠点の整備	190
【応急対策】		
1	初動体制	192

2	消火・救助・救急活動	194
3	応援協力・派遣要請	201
3-1	都等への派遣要請	201
4	受援体制の運用	202
4-1	都、支援担当自治体、協定締結団体及び協定締結事業者等への人的支援の要請 ..	202
4-2	都、支援担当自治体、協定締結団体及び協定締結事業者等への物的支援の要請 ..	203
5	応急活動拠点の調整	204
6	その他地震災害対策	205
6-1	地震時における浸水対策	205
6-2	南海トラフ地震	206

第6章 情報通信の確保

第1節	現在の到達状況.....	211
1	情報活動体制の整備	211
2	情報収集・管理・伝達手段の整備	211
第2節	課題.....	211
1	情報活動体制の整備	211
2	情報収集・管理・伝達手段の整備	211
第3節	対策の方向性.....	211
1	情報活動体制の整備	211
2	情報収集・管理・伝達手段の整備	211
第4節	到達目標.....	212
1	情報活動体制の整備	212
2	情報収集・管理・伝達手段の整備	212
第5節	具体的な取組.....	213
【予防対策】		
1	防災機関相互の情報通信連絡体制の整備	213
2	住民等への情報提供体制の整備	216
【応急対策】		
1	防災相互機関の情報通信連絡体制	222
2	情報提供・収集体制の運用	223

第7章 医療救護・保健等対策

第1節	現状の到達状況.....	227
第2節	課題.....	227
第3節	対策の方向性.....	227
第4節	到達目標.....	227
第5節	具体的な取組.....	228
【予防対策】		
1	初動医療体制等の整備	228

1-1	医療救護活動体制の整備	228
2	医薬品・医療資器材の確保	233
2-1	薬剤師会との連携	233
2-2	医療資器材の備蓄等	234
3	医療施設の基盤整備	235
4	遺体の取扱い	236
【応急対策】		
1	初動医療体制等	237
1-1	医療救護活動の実施	237
1-2	負傷者の搬送	241
2	医薬品・医療資器材の供給	241
3	行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等	243
3-1	行方不明者の搜索、遺体の収容、検視・身元確認等	243
3-2	身元不明遺体の保管、広域火葬の実施	246
【復旧対策】		
1	医療救護所の設置・運営	247
2	保健活動の実施	247
2-1	健康相談やメンタルヘルスケア等	247
3	生活衛生の確保	249
3-1	感染症予防の発生及びまん延の防止	249
4	火葬体制	250

第8章 帰宅困難者対策

第1節	現在の到達状況	253
第2節	課題	253
第3節	対策の方向性	253
第4節	到達目標	253
第5節	具体的な取組	254

【予防対策】

1	帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底	254
2	帰宅困難者への情報通信体制整備	257
3	帰宅困難者への意識啓発及び一時滞在施設における運営体制の支援	258
4	帰宅支援のための体制整備	261

【応急対策】

1	帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応	263
2	事業所等における帰宅困難者対策	264
3	駅周辺での混乱防止	266
3-1	駅周辺や集客施設及び駅等における利用者保護	266
3-2	一時滞在施設の開設、帰宅困難者の受入	267

【復旧対策】

1 帰宅ルール等による安全な帰宅の推進	270
2 徒歩帰宅者の支援	273

第9章 避難者対策

第1節 現在の到達状況.....	275
1 避難所の指定・安全化	275
2 避難体制の整備	275
3 避難所の管理運営体制の整備等	275
4 要配慮者対策	275
第2節 課題.....	275
1 避難所の指定・安全化	275
2 避難体制の整備	275
3 避難所の管理運営体制の整備等	276
4 要配慮者対策	276
第3節 対策の方向性.....	276
1 避難所の指定・安全化	276
2 避難体制の整備	276
3 避難所の管理運営体制の整備等	276
4 要配慮者対策	276
第4節 到達目標.....	277
1 避難所の指定・安全化	277
2 避難体制の整備	277
3 避難所の管理運営体制の整備等	277
4 要配慮者対策	277
第5節 具体的な取組.....	278
【予防対策】	
1 避難体制の整備	278
2 広域避難場所・避難所等の指定	279
2-1 広域避難場所等の確保	279
2-2 避難所の指定・安全化	283
3 避難所の管理運営体制の整備等	286
3-1 一次避難所	286
3-2 二次避難所	287
3-3 福祉避難所	288
3-4 在宅避難者への対応	289
4 要配慮者等への対策	289
4-1 高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児対策	289
4-2 避難行動要支援者対策	292
4-3 外国人支援対策	293
4-4 女性の視点や多様性に配慮した対策	294

5 車中泊	295
6 動物救護	296
6-1 ペットの取扱い	296
【応急対策】	
1 避難誘導	299
2 避難所の開設・管理運営	301
2-1 避難所開設・管理運営	301
2-2 避難所等における生活衛生の確保	305
3 要配慮者対策	306
3-1 要配慮者支援対策	306
3-2 乳幼児・児童等への対策	307
4 車中泊	312
5 動物救護	313
5-1 ペットの取扱い	313
6 ボランティアの受入れ	315
7 被災者の他地区等への移送	316
7-1 被災者の移送先の決定	316

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第1節 現在の到達状況.....	319
1 飲料水・食料・生活必需品等の確保	319
2 備蓄倉庫の整備	319
3 輸送体制の整備	319
第2節 課題.....	319
1 飲料水・食料・生活必需品等の確保	319
2 備蓄倉庫の整備	319
3 輸送体制の整備	319
第3節 対策の方向性.....	320
1 飲料水・食料・生活必需品等の確保	320
2 備蓄倉庫の整備	320
3 輸送体制の整備	320
第4節 到達目標.....	320
1 飲料水・食料・生活必需品等の確保	320
2 備蓄倉庫の整備	320
3 輸送体制の整備	320
第5節 具体的な取組.....	321
【予防対策】	
1 食料及び生活必需品等の確保	321
1-1 備蓄物資の充実	321
2 飲料水及び生活用水の確保	322

2-1 飲料水及び生活用水の確保	322
3 備蓄倉庫及び物資拠点の整備	324
3-1 区備蓄倉庫の設置及び備蓄物資管理	324
4 輸送体制の整備	325
5 輸送車両の確保	327
6 燃料の確保	328
【応急対策】	
1 備蓄物資等の供給	329
1-1 備蓄物資等の供給	329
2 飲料水の供給	330
2-1 応急給水の実施	330
3 物資の調達要請	333
3-1 物資の調達要請	333
4 国・都からの支援物資の受入れ・配分	334
4-1 支援物資の受入れ・配分手順等	334
4-2 避難所等への物資輸送	335
5 義援物資の取扱い	336
6 輸送車両の確保	336
6-1 協定締結団体等からの必要な車両等の調達	336
7 船舶の確保	338
8 ヘリコプター等の確保	338
9 燃料の供給	339
【復旧対策】	
1 多様なニーズへの対応	340
1-1 被災者ニーズへの対応	340
2 炊出し	341
2-1 炊出しによる被災者への支援	341
3 水の安全確保	342
4 生活用水の確保	342
5 物資の輸送	343

第11章 住民の生活の早期再建

第1節 現在の到達状況.....	345
第2節 課題.....	345
第3節 対策の方向性.....	345
第4節 到達目標.....	345
第5節 具体的な取組.....	346

【予防対策】

1 生活再建のための事前準備	346
1-1 応急危険度判定員等の確保	346

1-2	応急仮設住宅用地の確保	346
1-3	義援金配分事務の手続きの明確化	347
2	トイレの確保及びし尿処理	347
2-1	トイレの確保等	347
3	ごみ処理	349
4	災害廃棄物処理	350
4-1	災害廃棄物処理体制の整備	350
5	災害救助法の適用	353
【応急対策】		
1	被災住宅の応急危険度判定	356
2	被災宅地の危険度判定	356
3	家屋被害状況調査等	357
4	罹災証明書の交付準備	357
5	広聴体制	358
6	義援金品の募集・受付	359
7	トイレの確保及びし尿処理	360
8	ごみ処理	362
9	災害廃棄物処理	363
10	災害救助法等の適用	364
11	激甚災害の指定	365
【復旧対策】		
1	住家被害認定調査の実施	367
2	罹災証明書の交付	367
3	応急仮設住宅等の確保等	368
4	被災者の生活相談等の支援	373
5	義援金の募集・受付・配分	375
6	被災者の生活再建資金援助等	376
7	職業のあっせん	377
8	租税等の徴収猶予及び減免等	377
9	その他の生活確保	378
10	中小企業への融資	379
11	応急金融対策	380
12	災害廃棄物処理の実施	380
12-1	災害廃棄物（し尿・ごみ等）処理	380
12-2	災害廃棄物（がれき）処理	382
13	災害救助法の運用等	386

第3部 災害復興計画

第1章 復興の基本的な考え方

第1節 都市復興の基本理念.....	393
1 被災を繰り返さない都市づくり	393
2 持続的発展が可能な都市づくり	393
3 協働と連携による都市づくり	393
第2節 都市復興の基本目標.....	393
1 生活再建	393
2 防災性の向上	394
3 生活環境の向上	394
第3節 都市復興.....	394
1 都市復興のプロセス	394
第4節 住宅復興.....	395
1 住宅復興のプロセス	395
第5節 産業復興.....	395
1 産業復興のプロセス	395
第6節 暮らしの復興.....	396
1 暮らしの復興のプロセス	396
第2章 本部体制	
第1節 復興本部の設置.....	399
第2節 復興本部における各部の役割.....	399
第3章 具体的な取組	
第1節 都市復興に必要な被害状況把握のための調査.....	413
1 家屋被害状況調査	413
第4章 災害対策基金	415

【風水害編】

第1部 総則

第1章 荒川区地域防災計画（風水害編）の概要

第1節 計画の目的及び特徴.....	421
1 計画の目的	421
2 計画の前提条件	421
3 計画の性格及び範囲	421
4 計画の目標	421
5 他の法令に基づく計画等との関係	421
第2節 計画の構成.....	422
第3節 計画の習熟.....	422

第4節 計画の修正.....	422

第2章 風水害等の概況と被害想定

第1節 風水害の概況.....	423
第2節 気象の概況.....	423
第3節 河川の概況.....	423
第4節 被害想定.....	424
1 洪水（外水氾濫）	424
2 高潮による氾濫	424
3 都市型水害（内水氾濫）	424
4 土砂災害	425

第3章 区の活動体制

第1節 区の活動体制.....	427
1 水防本部	427
2 災害対策本部	429
第2節 関係機関の活動体制.....	431
1 都の活動体制	431
2 警察署の活動体制	432
3 消防署の活動体制	433

第2部 風水害予防対策計画

第1章 予防対策

第1節 水防情報の収集.....	437
1 気象情報	437
2 洪水予報	440
3 水防警報	442
4 土砂災害警戒情報	445
第2節 区民への情報伝達・意識啓発.....	446
1 情報伝達手段	446
2 情報伝達内容	446
3 防災意識啓発	447
第3節 洪水対策（荒川）	448
1 避難に関する基本方針	448
2 避難体制の整備	449
3 国における対策	457
第4節 洪水対策（石神井川）	457
1 避難に関する基本方針	457
2 避難体制の整備	458

3 都における対策	459
第5節 高潮対策.....	460
1 避難に関する基本方針	460
2 避難体制の整備	460
3 都における対策	461
第6節 都市型水害（内水氾濫）対策.....	461
1 避難に関する基本方針	461
2 避難体制の整備	461
3 都における対策	462
第7節 土砂災害に関する対策.....	463
1 避難に関する基本方針	463
2 避難体制の整備	464
3 区における対策	465
第8節 線状降水帯に関する対策.....	465
1 避難に関する基本方針	465
2 関連する気象情報	465
3 区における対策	466

第2章 都市施設対策..... 467

第3章 応急活動拠点等の整備..... 469

第4章 地域防災力の向上

第1節 区民等の役割.....	471
第2節 防災区民組織の強化.....	471
1 防災区民組織の活性化	471
2 外国人への連絡体制	473
第3節 事業所による自助・共助の強化.....	474
1 事業所による自助・共助の強化	474
第4節 防災関係機関・学校等との連携による防災教育の推進.....	474

第5章 ボランティア..... 475

第3部 風水害応急・復旧対策計画

第1章 応急・復旧対策

第1節 対応体制.....	479
1 洪水時の対応体制	479
2 高潮氾濫時の対応体制	479
3 内水氾濫時の対応体制	479

4	土砂災害時の対応体制	479
5	線状降水帯発生時の対応体制	479
第2節	救助・救急対策.....	480
1	救助・救急活動体制等	480
2	応急活動拠点の整備	481
第3節	応援協力・派遣要請.....	481
第4節	防災機関の活動体制.....	481
第2章	情報の収集・伝達	
第1節	情報連絡体制.....	483
1	防災関係機関との情報連絡体制	483
2	区民への情報連絡体制	483
第2節	被害状況等の報告体制.....	483
第3章	交通規制	
第1節	交通規制.....	485
第4章	医療救護・保健等対策	
第1節	初動医療体制.....	487
第2節	防疫活動.....	487
第3節	医薬品・医療資器材の供給.....	487
第4節	遺体の取扱い.....	487
1	行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等	487
2	火葬体制	487
第5章	避難者対策	
第1節	避難情報発令の判断・伝達.....	489
第2節	避難誘導.....	489
第3節	指定緊急避難場所等の開設・運営.....	489
1	避難場所の開設・運営	489
2	指定避難所の開設・運営	489
第6章	物流・備蓄・輸送対策	491
第7章	廃棄物処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理.....	493
第8章	公共施設等の応急・復旧対策	
第1節	公共土木施設（道路・橋梁等）.....	495

第9章 住民の生活の早期再建	497

【その他災害編】

第1部 不発弾等の処理活動

第1章 不発弾の発見・処理まで.....	503

第2章 対策本部体制

第1節 対策本部体制の確立.....	503
第2節 警備及び交通規制・立ち入り規制.....	503
第3節 避難誘導計画.....	503
第4節 広報計画.....	504

第2部 大規模事故の対応

第1章 船舶事故

第1節 予防対策.....	509
第2節 応急対策.....	509

第2章 航空機事故

第1節 予防対策.....	509
第2節 応急対策.....	509

第3章 鉄道事故の対応

第1節 予防対策.....	511
第2節 応急対策.....	513

第4章 道路・橋りょう災害の対応

第1節 予防対策.....	515
第2節 応急対策.....	515

第5章 CBRNE災害の対応

第1節 予防対策.....	517
第2節 応急対策.....	517

第6章 ガス施設の対応

第1節 予防対策.....	519
第2節 応急対策.....	519

第3部 原子力事故への対応

第1章 災害予防対策.....	523

第2章 災害応急対策

第1節 災害情報の収集.....	523
第2節 災害対策本部の設置.....	524
第3節 区民への周知.....	524
第4節 避難.....	524

第3章 各機関の活動体制.....	525

第4部 富士山等大規模噴火降灰対応

第1章 富士山の現況等

第1節 富士山の概要.....	529
第2節 富士山の活動史.....	529
第3節 富士山における噴火の特徴.....	530
第4節 国・都等による検討状況.....	531

第2章 噴火による被害想定

第1節 被害想定.....	533
第2節 降灰予想図（降灰の影響が及ぶ可能性の高い範囲）.....	533
第3節 降灰による主な影響.....	534

第3章 予防対策

第1節 防災知識の普及.....	537
第2節 火山降灰対策用物資の備蓄.....	537
第3節 地域における相互支援ネットワークづくりへの支援.....	537
第4節 住民等の防災行動力の向上.....	537

第4章 降灰対策

第1節 災害対策本部の設置.....	539
第2節 噴火・降灰情報の収集等【区民生活部】.....	539
第3節 区民への周知【区政広報部、警察、消防】.....	542
第4節 ライフライン【ライフライン機関】.....	543
第5節 宅地の降灰対策.....	543
第6節 火山灰の収集及び処分【区民生活部、防災都市づくり部、環境清掃部】.....	544

第5部 その他の緊急対応

第1章 その他の緊急対応活動 547

【震災編】

第1部 総則

第1章 荒川区地域防災計画（震災編）の概要

第1節 計画の目的及び特徴

1 計画の目的

・本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、荒川区防災会議（以下「区防災会議」という。）が策定する計画であり、区及び防災関係機関が、その全機能を有効に発揮して、災害予防をはじめ、災害応急対策及び災害復旧・復興対策等、一連の災害対策を実施することにより、荒川区の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

（資料第1-1 災害対策基本法（抄））

（資料第1-2 荒川区防災会議条例）

（資料第1-3 荒川区防災会議委員構成）

2 計画の前提条件

・本計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に基づき策定された「荒川区防災・減災等に資する国土強靱化地域計画」との整合を図りつつ、第2章第3節に掲げる、令和4年5月に東京都防災会議が発表した「首都直下地震等による東京の被害想定」を前提とするとともに、近年の社会経済情勢の変化並びに大きな被害が発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）や新潟県中越地震、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）や熊本地震、令和6年能登半島地震等、最近の災害から得た教訓を反映して策定するものである。

・災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて、防災に関する政策、方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大するとともに、高齢者、障がい者、子供、外国人にも配慮し、性別や属性に関わらない多様な視点に配慮した防災対策を推進する。

（資料第3-1 平成7年以降に発生した災害）

3 計画の性格及び範囲

・本計画は、区に係る防災に関し、区の処理すべき事務又は業務（以下「事務等」という。）を中心として、防災関係機関等の処理すべき事務等を包括するとともに、区及び防災関係機関等の責任を明確にする総合的かつ基本的な計画である。

・本計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき都知事が実施する地震に係る災害救助事務のうち、同法第30条の規定に基づき都知事から区長に委任された場合の計画、又は都知事が実施する救助事務に協力する場合の計画及び同法適用前の救助事務に関する計画等を包括する。

4 計画の目標

・災害の種類には、第一の類型として、地震等の異常な自然現象によるものと、第二の類型として、大規模な火災又は爆発その他放射性物質の大量放出、多数の死傷者を伴う列車事故、テロ等によるCBRNE災害等の人為的原因によるものとに大別される。

・本計画は、第1部第2章第3節に掲げる被害想定に対処し得る体制の樹立を目標として、区民の生命・財産等を守り、区民が安心して生活できる「安全安心都市あらかわ」の実現を目指すものである。

る。

5 他の法令に基づく計画等との関係

・本計画は、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、指定行政機関等が作成する防災業務計画及び東京都地域防災計画に抵触するものであってはならない。したがって、それらの計画と抵触することが明らかであると認められるときは、区防災会議において本計画の修正を行うものとする。

第2節 計画の構成

・本計画には、区、防災機関、事業者、区民が行うべき震災対策を、項目ごとに予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載している。

構成と主な内容は、次のとおりである。

構 成	主 な 内 容
第1部 総則	・計画の目的や前提となる首都直下地震等の被害想定、減災目標 等
第2部 施策ごとの具体的計画（予防・応急・復旧計画）	・区及び防災機関等が行う予防対策、区民及び事業者等が行うべき措置 ・地震発生後に区及び防災機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用等
第3部 災害復興計画	・被災者の生活再建や都市復興を図るための対策等

第3節 計画の習熟

・区及び防災関係機関は、防災に関する調査、研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育・訓練の実施等を通し本計画の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

第4節 計画の修正

・本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、区防災会議においてこれを修正する。

・区及び防災関係機関は、関係のある事項について、区防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに計画修正案を区防災会議に提出するものとする。

第2章 荒川区の現状と被害想定

第1節 荒川区の概況

1 区の地勢

(1) 位置

- ・荒川区は、東京 23 区の東北部に位置し、区役所（荒川二丁目）の位置は東経 139 度 47 分 11 秒、北緯 35 度 43 分 58 秒となっている。
- ・区の北東部を隅田川が流れ、足立区、墨田区との境をなし、西部は北区並びに文京区、南部は台東区に接している。

(2) 地形

- ・荒川区は東西に長く、北東部をう回して隅田川が流れ、これに沿って西尾久、東尾久、町屋、荒川、南千住の各町が連なり、南西部に東日暮里、西日暮里の各町がある。
- ・区内の大部分はほとんど起伏がなく平坦であるが、南西部に山手台地の一部がある。これは通称諏訪台や道灌山と呼ばれる本区唯一の高台であり、その面積は、わずかに約 0.3 km²である。
- ・高低は、西日暮里三丁目付近において最高位を示し、海拔 20.9m であり、大部分は 0.0～3.0m のほぼ平坦な地形となっている。

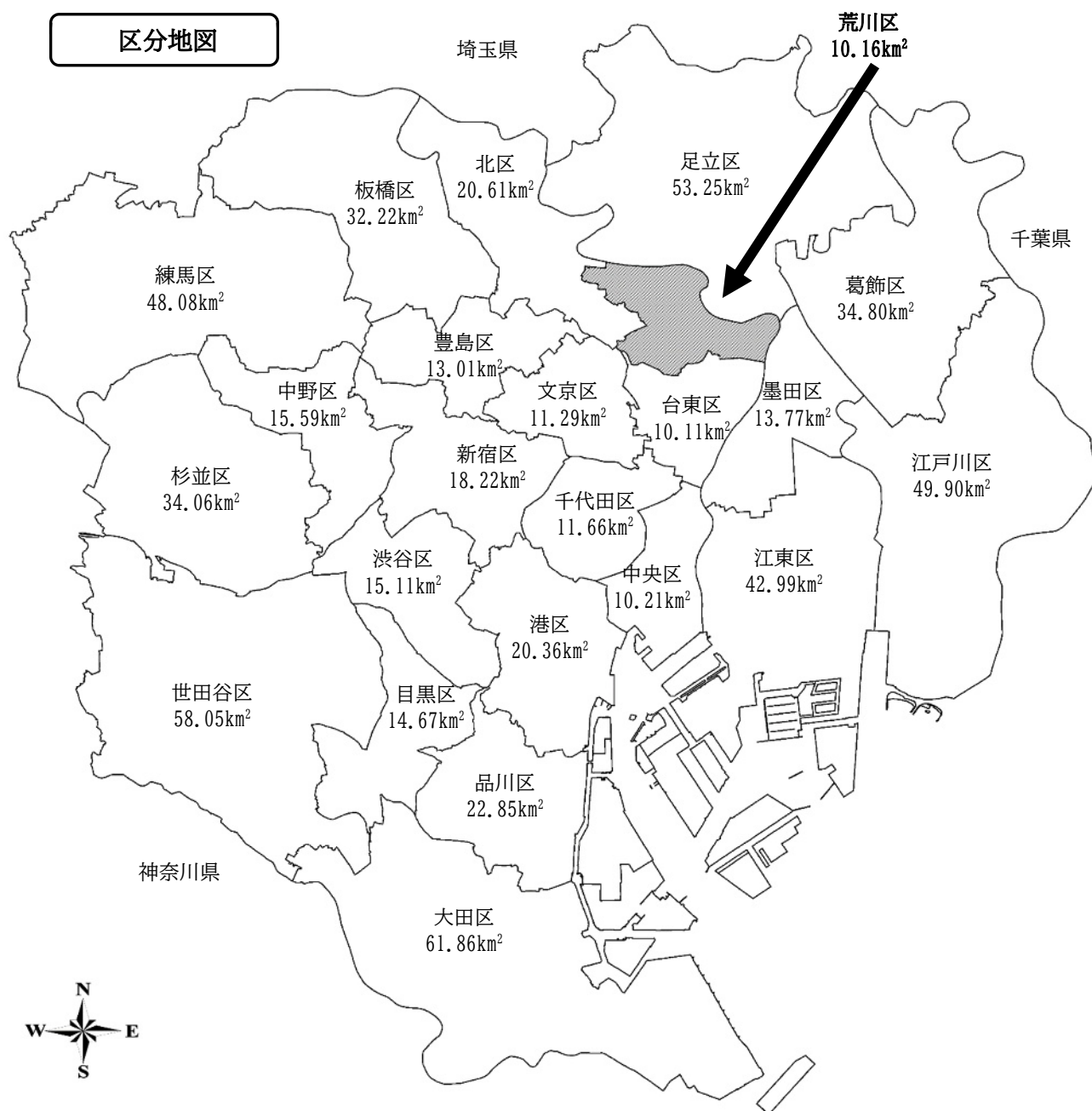
(3) 地質

- ・荒川区の地質は、台地部が洪積層、平地部は沖積層から形成されているとみられる。
- ・日暮里の台地を構成する地質は、洪積層更新統であって、地表部分から関東赤土層（赤褐色の複雑土壌組成を有する火山灰で関東ローム層とも呼ばれる）、山手層（粘土と砂の板橋粘土層と山手砂礫で構成）、東京累層（砂、粘土の互層で貝化石をもっている）からなっている。
- ・平地部は、荒川の氾濫原と目され、成田層（黄褐色砂礫の海成層）、江古田植物化石層（化石植物群をもち関東ローム堆積後のもの）、有楽町層（青灰色沈泥質粘土からなり貝類、有孔虫類の化石を含む）から構成されていて、とくに荒川沿岸の沖積地にはカキ殻の厚い堆積層がみられる。

2 面積・人口

(1) 面積

・荒川区の面積は、(国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」(令和6年7月1日現在)) 10.16k m²、23 区中 22 位となっている。これは東京都区部の総面積 627.51 k m²の 1.62%にあたる。



(2) 人口

- ・区の人口(外国人を含む。)は、219,813 人(令和6年4月1日現在)である。
- ・人口密度は 21,581 人/㎢であり、23 区では豊島区、中野区に次いで高い。
- ・65 歳以上の高齢者が占める割合は 22.30%で、区民の約 5 人に 1 人が 65 歳以上であり、23 区では足立区、葛飾区、北区、板橋区に次いで高い。
- ・居住する外国人は 21,493 人であり、区内人口の約 9.77%を占めており、23 区では新宿区に次いで高い割合である。

[区の人口]

令和6年4月1日現在

日本人		外国人		人 口 (日本人+外国人)	うち 65 歳 以上人口
男	女	男	女		
98,711 人	99,609 人	10,651 人	10,842 人	219,813 人	49,040 人

[地域世帯数及び地域別年齢別(5歳階級)人口]

令和6年4月1日現在

	総数	南千住	荒川	町屋	東尾久	西尾久	東日暮里	西日暮里
世帯数	122,901	23,495	19,249	16,081	15,774	14,451	19,160	14,691
総数	219,813	46,692	33,480	29,272	28,250	26,496	31,304	24,319
0～4	7,516	1,633	1,107	925	964	916	1,092	879
5～9	7,988	2,162	1,074	1,063	1,104	886	941	758
10～14	8,056	2,460	1,005	1,076	1,016	859	894	746
15～19	8,507	2,423	1,148	1,119	1,018	964	1,030	805
20～24	13,319	2,406	2,267	1,604	1,748	1,540	2,070	1,684
25～29	17,301	2,700	2,838	2,013	2,158	1,932	3,157	2,503
30～34	16,276	2,781	2,489	1,872	2,066	1,820	3,051	2,197
35～39	15,415	2,921	2,275	1,860	2,063	1,797	2,544	1,955
40～44	15,773	3,481	2,165	2,046	2,049	1,787	2,365	1,880
45～49	17,156	4,401	2,295	2,217	2,188	1,808	2,400	1,847
50～54	17,415	4,134	2,611	2,328	2,126	2,034	2,377	1,805
55～59	14,426	3,129	2,393	2,021	1,742	1,730	1,926	1,485
60～64	11,625	2,421	1,864	1,642	1,507	1,453	1,518	1,220
65～69	10,021	1,991	1,612	1,432	1,347	1,319	1,294	1,026
70～74	11,335	2,265	1,775	1,773	1,474	1,627	1,372	1,049
75～79	10,407	2,067	1,736	1,532	1,351	1,511	1,249	961
80～84	8,429	1,665	1,404	1,334	1,134	1,235	953	704
85～89	5,508	1,026	902	913	733	784	654	496
90～94	2,537	478	409	378	362	368	309	233
95～99	696	132	98	106	90	107	88	75
100 以上	107	16	13	18	10	19	20	11

3 都市構造

・荒川区の防災面から見た都市構造の現状は、関東大震災以降急速に市街化が進んだその歴史的発展過程から、次のような特性を有している。

・舟運の便と、比較的安い地価から、大規模工場と多数の中小工場が立地するところとなった。しかも家内工業的零細工場が多く、住・工用途混在の町として発展してきた。

・区画整理の行われた一部地域を除いて、市街地の多くは、その自然発展的過程のままに木造住宅が建てられ、建物密度も高い等、防災性能の面で課題がある。そのため区では、広域避難場所や避難路の整備を進めるとともに、耐震性の向上や不燃化の促進への支援を行っている。その結果、区内建物の不燃化率が、建物構造比率（棟数ベース）で昭和 61 年度の 17.4%から令和 3 年度には 66.8%に改善された。

・道路網の現況においても、土地区画整理事業で面的整備が実施された部分では、6～10m以上の道路でほぼ整然としているが、その他では自然発生的に形成された幅員 4 m未満の道路が雑然と存在し、特に環状 4 号線及び環状 5 の 2 号線より北側の荒川、町屋地区において顕著である。

・区では、都市計画道路や街路等の整備を進め、道路率が平成 24 年度の 16.2%から令和 5 年度には 16.4%に向上してきており、23 区平均（16.6%）に達しつつある。

・災害時の避難広場や、火災延焼防止帯としても重要な役割を果たす公園・児童遊園の総面積は、45.36 haであり、区内では人口 1 人当たり 2.06 m²にすぎず、23 区の平均 1 人当たり面積 4.25 m²、都市公園法施行令に定められている市街地における 1 人当たり 5 m²以上の標準面積を、いずれも大幅に下回っている。

・区内では、JRや京成電鉄、東京地下鉄、都電、首都圏新都市鉄道、日暮里・舎人ライナーが鉄道網を形成しており、交通結節点となる駅は区外からの利用者も多い。

・これらはいずれも、大地震が発生した場合の災害拡大要因として見られるものであり、人命の損傷、建物や都市施設の損壊、各種社会機能の混乱等をもたらし、その被害は、社会的・経済的にも甚大かつ広範囲なものとなる恐れがある。

4 人口動態・産業・生活環境

(1) 人口動態

	人口	世帯数
夜間（令和 2 年国勢調査）	217,475 人	112,009 世帯
昼間（令和 2 年国勢調査）	193,640 人	—

(2) 区内主要駅別乗車降車人員数

・JR東日本

令和 5 年度現在

	日暮里	西日暮里	三河島	南千住
年間	37,282,195 人	32,170,735 人	4,197,500 人	6,046,590 人
1 日平均	102,143 人	88,139 人	11,500 人	16,566 人

・京成電鉄

令和5年度現在

	町屋	新三河島	日暮里
年間	6,950,695 人	2,079,040 人	34,661,495 人
1 日平均	19,043 人	5,696 人	94,963 人

・東京地下鉄

令和5年度現在

	町屋	西日暮里	南千住
年間	21,546,680 人	55,129,235 人	11,431,070 人
1 日平均	59,032 人	151,039 人	31,318 人

・都電

令和5年度現在

	全 線
年間	18,043,775 人
1 日平均	49,435 人

・首都圏新都市鉄道（つくばエクスプレス）

令和5年度現在

	南千住
年間	4,561,770 人
1 日平均	12,498 人

・日暮里・舎人ライナー

令和5年度現在

	日暮里	西日暮里	赤土小学校前	熊野前
年間	19,011,025 人	11,660,290 人	1,941,070 人	3,180,610 人
1 日平均	52,085 人	31,946 人	5,318 人	8,714 人

(3) 産業

・産業別事業所数、従業者数（令和3年経済センサス）

	建設業	製造業	電気・ガス 熱供給・水道 業	情報通信業	運輸・郵便業
事業所数	633	1,304	11	134	178
従業者数	5,434	8,597	921	1,731	5,020

	卸売・小売業	飲食サービス 業・宿泊業	医療・福祉	その他	公務を除く 全産業
事業所数	2,018	939	746	2,383	8,346
従業者数	16,475	5,952	11,128	19,086	74,344

(4) 生活環境

土地	宅地		6,083,845 m ² (59.9 %)	
	<宅地内訳利用状況>			
	1	公共用地	1,028,547 m ² (10.1%)	
		官公庁施設	45,966 m ² (0.5%)	
		教育文化施設	538,442 m ² (5.3%)	
		厚生医療施設	135,614 m ² (1.3%)	
		供給処理施設	308,525 m ² (3.0%)	
	2	商業用地	966,711 m ² (9.5%)	
		事務所建築物	268,856 m ² (2.6%)	
		商業施設	125,313 m ² (1.2%)	
		住商併用施設	525,982 m ² (5.2%)	
		宿泊・遊興施設	31,507 m ² (0.3%)	
		スポーツ・興業施設	15,053 m ² (0.2%)	
	3	住宅用地	3,437,693 m ² (33.9%)	
		専用独立住宅	1,772,673 m ² (17.5%)	
	集合住宅	1,665,020 m ² (16.4%)		
4	工業用地	650,894 m ² (6.4%)		
	専用工場・作業所	138,028 m ² (1.3%)		
	住居併用工場・作業所	301,917 m ² (3.0%)		
	倉庫・運輸関係施設	210,949 m ² (2.1%)		
	公園・道路・鉄道・河川等	4,076,155 m ² (40.1%)		
	計	100 %		
道路	総延長	215,351 m	総面積	1,667,980 m ²
	国道	1,049 m	36,055 m ²	
	都道	16,367 m	393,955 m ²	
	区道	197,935 m	1,237,970 m ²	
	道路率	16.4 %		
公園等	公園	都立公園	2箇所	191,211 m ²
		区立公園	106箇所	262,211 m ²
	総面積	108箇所		453,422 m ²
	公園率等	4.45%		
上下水	上水道		下水道	
	普及率	100%	普及率	100%

※ 令和6年4月1日現在の数値を掲載

第2節 地域危険度（第9回）

1 調査の目的

・「地震に関する地域危険度測定調査」は、東京都が東京都震災対策条例第12条に基づき、以下の目的で概ね5年ごとに地震に関する地域の危険度を科学的に測定調査するものである。

- (1) 地震災害に対する区民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。
- (2) 震災対策事業を実施する地域を選択する際に活用する。

（資料第1－4 東京都震災対策条例）

2 過去の調査

	調査年度	公表年月
第1回	昭和47～49年度	昭和50年11月
第2回	昭和56～57年度	昭和59年5月
第3回	平成元～3年度	平成5年1月
第4回	平成6～9年度	平成10年3月
第5回	平成11～14年度	平成14年12月
第6回	平成16～19年度	平成20年2月
第7回	平成21～25年度	平成25年9月
第8回	平成26～29年度	平成30年2月
第9回	平成30～令和4年度	令和4年9月

3 地域危険度測定調査

（1）調査の種類

・本調査では、防災都市づくりを推進する上で、地域に内在する地震に関する危険性を把握するための指標として、建物倒壊危険度、火災危険度、災害時活動困難係数、総合危険度を測定・算出した。

・建物倒壊危険度及び火災危険度は、地震動に起因する建物倒壊の危険性及び火災の危険性を示す指標であり、防災都市づくりに活用しやすい指標となるよう測定した。災害時活動困難係数は、避難や救助、消火活動等の災害時活動の必要性に対して、災害時活動に寄与する道路基盤等の整備状況を算出したものである。総合危険度は、建物倒壊危険量及び火災危険量を合算し、災害時活動困難係数を乗じて総合化し、地震動に起因する危険性を総合的に測定したものである。

（2）調査対象区域

・原則として区部及び多摩地域の都市計画区域のうち、市街化区域とした。

・町丁目全域が市街化調整区域となっているものを除き、町丁目を単位として実施した。調査対象町丁目数は、5,192町丁目である。

4 調査の前提

(1) 想定地震

・まちの被災可能性を地域間で比較するため、特定の地震（震源等）を想定するのではなく、都内の全ての町丁目において同条件となるよう工学基盤に同一の地震動の強さを設定した。

(2) 測定方法

・市街化区域の各町丁目の倒壊棟数及び全焼棟数を測定したが、町丁目の面積の大小が被害量に影響を受けないようにするため、各町丁目の倒壊棟数及び全焼棟数を当該町丁目面積で除し、単位面積当たりの値に密度化したもの（建物倒壊危険量・火災危険量）を測定した。

・第9回調査にあっては、荒川区における危険量について前回と比較した場合、「建物倒壊危険量」で25.0%、「火災危険量」で48.8%のいずれも大幅な減少となっている。

[各危険量の推移]

	第8回	第9回	変動率(%)
建物倒壊危険量(棟/ha)	9.62	7.21	-25.0
火災危険量(棟/ha)	6.63	3.39	-48.8
災害時活動困難係数	0.118	0.179	51.6

(3) 結果の表示

・結果の表示は、地域危険度のランクを5段階の相対評価とし、各ランクの存在比率をあらかじめ定め、危険量の大きい町丁目から順に高いランクを一定数割り当てた。

[各ランクの町丁目数]

ランク	危険度 低 → 高					合計
	1	2	3	4	5	
町 丁 目 数	2,344	1,653	822	288	85	5,192
存在比率(%)	45.15	31.83	15.83	5.55	1.64	100.00

5 調査の結果

(1) 建物倒壊危険度

・地震の揺れによって建物が壊れたり傾いたりする危険性の度合いを測定したもの。

危険度	荒川区内		23区全体	
	町丁目数	割合(%)	町丁目数	割合(%)
5	12	23.4	85	1.6
4	24	46.2	288	5.5
3	11	21.2	822	15.8
2	2	3.8	1,653	31.8
1	3	5.8	2,344	45.1
合 計	52	100.0	5,192	100.0

(2) 火災危険度

・地震の揺れで発生した火災の延焼により被害を受ける危険性の度合いを測定したもの。

危険度	荒川区内		23 区全体	
	町丁目数	割 合(%)	町丁目数	割 合(%)
5	17	32.7	85	1.6
4	12	23.1	288	5.5
3	10	19.2	822	15.8
2	9	17.3	1,653	31.8
1	4	7.7	2,344	45.1
合 計	52	100.0	5,192	100.0

(3) 災害時活動困難係数を考慮した総合危険度

・地震の揺れによる建物倒壊や火災の危険性を一つの指標にまとめたもの。

危険度	荒川区内		23 区全体	
	町丁目数	割 合(%)	町丁目数	割 合(%)
5	13	25.0	85	1.6
4	16	30.8	288	5.5
3	10	19.2	822	15.8
2	9	17.3	1,653	31.8
1	4	7.7	2,344	45.1
合 計	52	100.0	5,192	100.0

・荒川区内 町丁目別地域危険度一覧（危険度 高 5 > 4 > 3 > 2 > 1 低）

町 名	町丁目	建物倒壊危険度	火災危険度	総合危険度
南千住	一丁目	5	5	5
	二丁目	4	3	2
	三丁目	3	2	2
	四丁目	1	1	1
	五丁目	5	5	5
	六丁目	4	4	3
	七丁目	4	4	3
	八丁目	1	1	1
荒川	一丁目	4	4	4
	二丁目	5	5	5
	三丁目	5	5	5
	四丁目	4	4	4
	五丁目	4	4	4
	六丁目	5	5	5
	七丁目	4	4	3
	八丁目	2	1	1
町屋	一丁目	4	5	4
	二丁目	5	5	5
	三丁目	5	5	5
	四丁目	5	5	5
	五丁目	4	4	4

町 名	町丁目	建物倒壊危険度	火災危険度	総合危険度
	六丁目	4	3	4
	七丁目	3	3	3
	八丁目	4	2	3
東尾久	一丁目	4	4	4
	二丁目	4	5	5
	三丁目	4	4	4
	四丁目	4	5	4
	五丁目	4	4	4
	六丁目	5	5	5
	七丁目	1	1	1
	八丁目	4	3	4
西尾久	一丁目	4	4	4
	二丁目	5	5	5
	三丁目	3	3	4
	四丁目	3	3	3
	五丁目	5	5	5
	六丁目	4	5	5
	七丁目	3	2	2
	八丁目	3	3	3
東日暮里	一丁目	4	2	2
	二丁目	4	2	2
	三丁目	5	5	4
	四丁目	4	3	3
	五丁目	3	2	2
	六丁目	4	4	4
西日暮里	一丁目	4	5	4
	二丁目	3	2	2
	三丁目	3	3	3
	四丁目	3	3	3
	五丁目	2	2	2
	六丁目	3	2	2

※（１）～（４）表の「割合」は、小数点以下の端数処理の四捨五入により合計は合わないことがある。

第3節 被害想定

1 経緯と目的

(1) 被害想定の見直し

- ・都は、東日本大震災を踏まえ、平成 24（2012）年に「首都直下地震等による東京の被害想定」、平成 25（2013）年に「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」を策定し、これらの想定に基づき、これまで様々な防災対策を推進してきた。
- ・前回被害想定から約 10 年が経過するが、この間、住宅の耐震化や不燃化等、安全・安心な東京を実現するための取組が着実に進展する一方、高齢化の進行や単身世帯の増加等、都内の人口構造や世帯構成が変化している。
- ・また、平成 28 年熊本地震等全国各地で大規模な地震が頻発する中で、最新の知見等が蓄積されるとともに、南海トラフ巨大地震の発生確率も上昇している。
- ・そこで令和 4 年 5 月に、この 10 年間の様々な変化や最新の科学的知見を踏まえ、首都直下地震等発生時の被害の全体像を明確化するとともに、今後の都の防災対策の立案の基礎とするため、東京都防災会議のもとに地震部会（部会長：平田 直 東京大学名誉教授）を設置し、被害想定を見直した。

(2) 基本方針

- ・防災対策を推進していく上では、科学的知見に基づき起こりうる被害像をより具体的に明らかにし、その被害を低減するため、より実効性ある方策を検討することが重要である。
- ・そのため、今回の被害想定作成にあたっては、前回被害想定以降の防災対策の進展や人口構造の変化等、大都市東京の実情を反映するとともに、全国各地で頻発した大規模地震災害を通じて蓄積した最新の知見を踏まえ、科学的・客観的な手法や最新のデータを用いて、可能な限り定量的に被害を評価した。
- ・一方で、現在の科学的知見では、客観的に定量化することができる事項に限られるため、被害数値のみをもって、首都直下地震等の発生時の被害実態とすることは、発災時に実際に都内で起こりうる被害を過小評価することとなり、地震発生時に起こりうる様々なリスクに対して、必要な区民の備えや行政による対策がおろそかになってしまう可能性もある。
- ・なお、被害想定は、地震による被害の発生メカニズムの解明や被害を想定する手法等に課題が残されていること、また、定量化した被害についてはいくつかの仮説を積み重ねて算定したものであることから、実際の首都直下地震等が発生した場合に、記載した結果が全ての被害状況等を表しているわけではないことに留意する必要がある。

2 想定地震

・令和4年5月に東京都防災会議が発表した「首都直下地震等による東京の被害想定」における想定地震を以下に示す。

想定地震	規模	発生確率
都心東部直下地震 都心西部直下地震 都心南部直下地震 多摩東部直下地震 多摩西部直下地震	M7.3	今後30年以内 70% (南関東地域におけるM7クラスの確率)
立川断層帯地震	M7.4	今後30年以内 0.5～2%
大正関東地震	M8クラス	今後30年以内 0～6% (180年から590年の発生間隔)
南海トラフ巨大地震	M9クラス	今後30年以内 70～80% (南海トラフの地震M8～M9クラスの確率)

- ※1 前回被害想定の対象とした「東京湾北部地震」及び「多摩直下地震」は、発生が想定される領域が、大正12(1923)年の大正関東地震の断層すべりにより既に応力が解放された領域にあると推定されているため、今回の想定の対象から除外する。
- ※2 前回被害想定の対象とした「元禄関東地震」は、直近の地震から約300年程度経過しているものの、発生間隔は2,000年から3,000年となっており、その発生確率は、今後30年以内でほぼ0%とされている。一方、内閣府[2013]では、相模トラフ沿いのM8クラスの地震に関しては大正関東地震タイプを長期的な防災・減災対策の対象として考慮することが妥当としており、今回の被害想定においては、「大正関東地震」を選定した。
- ※3 都心南部直下地震等のプレート内地震は、都内のどこにおいても起こり得る可能性があるため、震源位置によっては、各区市町村において、都心南部直下地震の被害想定結果以上の被害が発生する可能性がある点に留意する必要がある。
- ※4 「今後30年以内70%」の確率は、南関東地域について評価されたものであり、想定した地震のいずれかが70%以内の確率で発生することを示すものではない点に注意が必要である。

3 被害の全体像

・本被害想定は、大都市東京の実情を反映するとともに近年の大規模災害も踏まえた最新の知見に基づいて実施しているが、定量化した被害についてはいくつか仮説を積み重ねて算定したものである。また、地震による被害の発生メカニズムの解明や被害を想定する手法等には課題が残されている部分もある。そのため、交通やライフラインの被害等においては、定量化可能な被害が限定的なことや、定量化した被害が相互に影響を及ぼした場合の被害までは、定量的に想定することが困難であるため、被害量や被害率が、発災時に想定される全ての被害状況等を表しているわけではない点には十分留意する必要がある。

・想定地震における被害量の概要を示すが、都内で一番被害が大きい都心南部直下地震では、震度6強以上の範囲が区部の約6割を占め、焼失棟数を含む建物被害が194,431棟、死者が6,148人の被害が想定される。

・なお、都心南部直下地震と前回想定の東京湾北部地震では想定する地震動が異なるため、単純な比較は困難であることに留意する必要があるが、平成 24 年度に想定した東京湾北部地震による被害と比較すると、建物被害は約 110,000 棟減少し、死者数も約 3,500 人減少する想定となる。これは、建物の耐震化や不燃化の進展等が主な要因である。

4 想定されるシーン

・地震発生 の時間帯により都内に滞留する人々の活動状況は異なるため、発生時刻が変わると人的被害の様相も変化する。また、時間帯や季節によって火気器具等の使用状況が異なるため、火災の出火件数も変化する。このため、本調査では、想定される被害が異なる 3 種類の特徴的なシーン（季節・発生時刻）を設定した。

[想定される被害の特徴（シーン別）]

シーン設定	想定される被害の特徴
冬・早朝 5 時	・阪神淡路大震災と同じ発生時間帯 ・多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による圧死者が発生する危険性が高い。 ・オフィスや繁華街の屋内滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。
冬・昼 12 時	・オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、落下物等による被害拡大の危険性が高い。 ・外出者が多い時間帯であり、帰宅困難者数も最多となる。 ・住宅内滞留者数は、1 日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は、朝夕と比較して少ない。
冬・夕 18 時	・火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅、飲食のため滞留者が多数存在する。 ・ビル倒壊や落下物等により被災する危険性が高い。 ・鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響拡大の危険性が高い。

5 荒川区と東京都の被害想定

・令和 4 年 5 月に東京都防災会議が発表した「首都直下地震等による東京の被害想定」のうち東京都は、被害が最も大きな都心南部直下地震（冬の夕方 18 時風速 8 m/s）の被害想定を基に東京都地域防災計画を修正した。この被害想定 の予想される震度分布において、区は、都心東部直下地震及び都心西部直下地震の震度分布が都心南部直下地震より被害が大きく示されたため、都心東部直下地震及び都心西部直下地震（冬の夕方 18 時風速 8 m/s）の被害想定を独自に試算し、特に被害の大きい都心東部直下地震（冬の夕方 18 時風速 8 m/s）の被害想定を基に荒川区地域防災計画を作成する際の指標とする。

(1) 想定地震別被害想定

想定項目			荒川区		
想定地震			都心東部直下 地震 (M7.3)	都心西部直下 地震 (M7.3)	都心南部直下 地震 (M7.3)
風速			風速 8m/s		
想定シーン			冬・夕方・18時		
建物被害	全壊・焼失棟数 (棟)		10,046	9,228	7,123
	要因別	揺れ等	8,379	7,572	5,388
		地震火災	1,667	1,656	1,735
人的被害	死者数 (人)		389	354	258
	要因別	揺れ	316	285	206
		屋内収容物	11	10	5
		急傾斜地崩壊	0	0	0
		地震火災	58	55	44
		ブロック塀等	4	4	3
		屋外落下物	0	0	0
	死者数に占める要配慮者数 (人)		338	307	193
	負傷者数 (人)		2,217	2,013	2,300
	要因別	揺れ	1,655	1,488	1,902
		屋内収容物	270	245	136
		急傾斜地崩壊	0	0	0
		地震火災	156	150	147
		ブロック塀等	134	128	114
		屋外落下物	2	1	1
	負傷者数に占める重傷者数 (人)		597	537	416
ライフライン被害	電力	停電率	47.3%	42.1%	35.2%
	通信	不通回線率	7.3%	6.9%	6.3%
	上水道	断水率	58.3%	53.2%	46.9%
	下水道	被害率	8.2%	7.7%	6.2%
	ガス	供給停止率	6.3%	9.1%	0.0%
社会的影響	避難者数 (最大) (人)		109,076	102,771	90,680
	帰宅困難者数 (人)		26,696	26,696	26,696
	閉じ込めにつながりうるエレベーター台数 (台)		841	785	660
	自力脱出困難者数 (人)		1,897	1,685	1,252
	災害廃棄物 (万トン)		134	122	93

※ 小数点以下の四捨五入により合計は合わない場合がある。

※ 建物被害の揺れ等には、液状化、急傾斜地等の被害を含む。

※ 死者数に占める要配慮者数については、あくまで最大値の想定である。

(2)【参考】都心南部直下地震における想定シーン別被害想定

想定項目			荒川区			東京都		
想定地震			都心南部直下地震 (M7.3)			都心南部直下地震 (M7.3)		
風速			風速 8m/s			風速 8m/s		
想定シーン			冬・早朝 5時	冬・昼 12時	冬・夕方 18時	冬・早朝 5時	冬・昼 12時	冬・夕方 18時
建物被害	全壊・焼失棟数 (棟)		5,592	5,670	7,123	108,433	119,598	194,431
	要因別	揺れ等	5,388	5,388	5,388	82,199	82,199	82,199
		地震火災	204	282	1,735	26,234	37,399	112,232
人的被害	死者数 (人)		359	156	258	5,879	3,547	6,148
	要因別	揺れ	346	143	206	4,916	2,403	3,209
		屋内収容物	7	5	5	275	247	239
		急傾斜地崩壊	0	0	0	11	7	8
		地震火災	6	7	44	671	831	2,482
		ブロック塀等	0	1	3	6	57	205
		屋外落下物	0	0	0	0	1	5
	死者数に占める要配慮者数 (人)		268	117	193	3,843	2,157	3,915
	負傷者数 (人)		2,807	1,910	2,300	84,667	81,751	93,435
	要因別	揺れ	2,612	1,729	1,902	75,612	69,685	69,547
		屋内収容物	180	138	136	6,579	7,082	6,496
		急傾斜地崩壊	0	0	0	14	9	11
		地震火災	13	16	147	2,248	2,914	9,947
		ブロック塀等	2	26	114	209	1,982	7,057
		屋外落下物	0	0	1	4	80	378
	負傷者数に占める重傷者数 (人)		490	295	416	9,974	9,762	13,829
ライフライン被害	電力	停電率	32.7%	32.8%	35.2%	9.1%	9.5%	11.9%
	通信	不通回線率	1.9%	2.1%	6.3%	1.2%	1.5%	4.0%
	上水道	断水率	46.9%	46.9%	46.9%	26.4%	26.4%	26.4%
	下水道	被害率	6.2%	6.2%	6.2%	4.0%	4.0%	4.0%
	ガス	供給停止率	0.0%	0.0%	0.0%	24.3%	24.3%	24.3%
社会的影響	避難者数 (最大) (人)		83,317	83,694	90,680	2,595,391	2,647,882	2,993,713
	帰宅困難者数 (人)		—	26,696	26,696	—	4,151,327	4,151,327
	閉じ込めにつながりうるエレベーター台数 (台)		639	640	660	21,456	21,574	22,426
	自力脱出困難者数 (人)		1,840	1,059	1,252	35,049	30,903	31,251
	災害廃棄物 (万トン)		90	90	93	2,950	2,978	3,164

第3章 減災目標

都防災会議は、平成19年の東京都地域防災計画修正の際に、地震防災対策特別措置法に基づく「地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標」を減災目標として定め、対策を推進しており、「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4年5月公表）に基づき、「東京都地域防災計画（震災編）」（令和5年5月修正）において内容を更新した。

区においても、「災害でひとりの犠牲者も出さない安全安心の街」を実現するため、都が定める減災目標を基本として、防災・減災対策を推進していくこととする。

減災目標に対する被害軽減の具体的な目標の設定について、都は、「首都直下地震等による東京の被害想定」に示す複数の地震モデルのうち、都内に最も大きな被害を及ぼす都心南部直下地震（冬・夕方、風速8m/s）を採用している。

区においては、都が示す複数の地震モデルを対象に、独自に調査研究をした上で、区内に最も大きな被害を及ぼす「都心東部直下地震（冬・夕方、風速8m/s）」を採用し、被害軽減の具体的な目標を定めることとする。

第1節 減災目標等の設定

1 減災目標

2030年度（令和12年度）までに、首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減する。

2 被害軽減の具体的な目標

（1）住宅倒壊や家具類の転倒等による死者の半減

・被害想定：建物倒壊、ブロック塀等の転倒、屋内収容物の移動・転倒による死者331人

（2）地震火災による死者の半減

・被害想定：地震火災による死者58人

（3）住宅倒壊や家具類の転倒、地震火災等による負傷者の半減

・被害想定：建物倒壊、ブロック塀等の転倒、屋内収容物の移動・転倒、地震火災等による負傷者2,217人

第2節 減災目標の達成に向けた主な取組

本節に示す主な取組をはじめ、本計画上の様々な施策を総合的に推進することにより、減災目標の達成を目指す。

1 防災街づくり施策

（1）住宅の耐震化促進

- ・木造・非木造建物耐震化推進事業
- ・特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業

（2）不燃化等の促進

- ・不燃化特区整備促進事業
- ・密集住宅市街地整備促進事業

- ・整備地域不燃化加速事業
- ・都市防災不燃化促進事業の推進
- ・防災スポットの整備

(3) 道路・公園等の整備

- ・都市計画道路の整備
- ・細街路拡幅整備事業計画
- ・公園・緑地等の整備
- ・防災広場の整備

(4) 道路の無電柱化

(5) 老朽空き家等の除却の推進

(6) 市街地の再開発事業

(7) 土と緑の堤防整備

2 自助・共助の促進

(1) 区民の自助による防災力の向上

- ・感震ブレーカーの設置推進
- ・家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進
- ・家庭内備蓄及び在宅避難の推進

(2) 共助による地域防災力の向上

- ・防災区民組織及び防災関係機関等との連携強化
- ・民間団体及び事業者との災害時協定を通じた連携強化

3 災害対策本部の活動体制の強化

(1) 本部運営訓練の充実

(2) 情報収集・管理・伝達体制の強化

(3) 受援応援体制の強化

(4) 職員研修の充実

4 被災者の生活環境改善

(1) 避難所の環境整備

- ・備蓄物資の充実強化
- ・避難所における感染症対策の強化
- ・避難所開設・運営訓練の充実
- ・避難所運営担当者の育成

(2) マンション防災対策

- ・マンションの特性を踏まえた普及啓発

(3) 要配慮者等対策

- ・避難行動要支援者の個別避難計画の作成推進
- ・福祉避難所の運営体制の整備
- ・障がい者等に配慮した情報伝達の推進

- ・多様性に配慮した避難者支援体制の整備

(4) 医療救護体制の強化

- ・災害時における区医師会・医療機関等との連携・協力体制の強化

(5) 物流・輸送体制の整備

- ・国のプッシュ型支援や都からの支援物資の受入・搬送体制の確立

(6) 生活再建体制の整備

- ・災害廃棄物等処理体制の充実
- ・被災者生活再建支援システムの活用推進による迅速かつ公平な被害認定及び罹災証明書の交付体制の構築
- ・被災者の生活再建に向けた各種支援制度の整理
- ・災害ケースマネジメントの実践に向けた体制の強化

第3節 荒川区地域防災計画実施推進計画

1 計画の概要

・本計画は、過去の災害の教訓を踏まえ、首都直下地震等が発生した場合に区民の生命、身体、財産を守り、可能な限り被害を少なくするため、荒川区地域防災計画に定める防災・減災対策のうち、特に重要度が高く、優先して実施すべき事業を計画的に推進することを目的として定めるものであり、荒川区地域防災計画の実施計画として位置付ける。

2 事業の選定

・本計画に該当する各事業においては、「首都直下地震等による東京の被害想定」に示される都心南部直下地震に加え、区における首都直下地震による最悪の事態を想定するため、独自に調査研究した各地震の被害想定を基に到達目標を定める。

・また、毎年度、中長期目標に対する各事業の進捗状況を管理し、実施する取組の検討や到達目標等の見直しを行うことにより、さらなる防災・減災対策の推進を図る。

第4章 複合災害への対応

第1節 はじめに

- ・東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故等、複合災害に見舞われた。また、近代未曾有の大災害である関東大震災では、台風の影響で関東地方では強風が吹いており、火災延焼による被害の拡大が顕著であったほか、地震発生から3週間後に台風が接近した。近年では、令和2年7月豪雨が新型コロナウイルス感染拡大の最中で発生し、感染症対策を踏まえた避難所運営や応援職員の受入れ等、感染症まん延下における災害対応を余儀なくされた。
- ・また、新たな被害想定においても、大規模風水害や火山噴火、感染拡大等との複合災害発生時に起きうる事象を整理した。

【想定される主な複合災害】

風水害	・地震動や液状化により堤防や護岸施設が損傷した箇所から浸水被害が拡大 ・梅雨期や台風シーズン等、降水量が多い時期に地震が発生した場合、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生
火山噴火	・湿潤状態の降灰の荷重による建物被害 ・湿潤した降灰により、車両、電車等の制動距離がさらに大きくなるため、交通の混乱による応急対策や復旧作業の遅延及び交通事故 ・湿潤した降灰がアンテナに付着することによりフラッシュオーバーを起こし、応急対策や復旧作業にかかる通信が阻害 ・湿潤した降灰が配電線の碍子に付着することによる絶縁性能の低下、送電線の周囲樹木等に積もり倒壊し、送電線を切断することによる停電の発生
感染拡大	・多くの住民が避難する中で、感染症や食中毒が発生した場合、集団感染が発生 ・救出救助活動や避難者の受入れ等において感染防止対策が必要となり、活動に時間がかかる可能性

- ・同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化や広域化、長期化等が懸念されることから、こうした状況も念頭に置きながら、予防、応急・復旧対策を実施する必要がある。

- ・船舶、航空機、鉄道事故等の大規模人為災害や原子力事故等の特殊災害についても同様とする。

第2節 複合災害に備え留意すべき事項

- ・先発災害発生時における被害状況等を踏まえ、第2部で掲げる各種施策を確実に進めつつ、後発災害に伴う影響等も念頭に置き、以下の点に留意する必要がある。
- (1) 自分の命は自分で守る視点から、複合災害に対する普及啓発を図り、自助・共助の取組の促進
 - (2) 都市基盤施設の整備・耐震化等、防災・減災対策の加速化
 - (3) 様々なシナリオを想定した、訓練の繰り返し実施・検証
 - (4) 先発災害から後発災害に渡る受援応援体制の強化
 - (5) 避難先のさらなる確保、在宅避難・自主避難等分散避難の推進
 - (6) 後発災害による被害の拡大に伴う避難の長期化を要因とした災害関連死抑止への対応
 - (7) 避難所における感染症の感染拡大による災害関連死抑止への対応、熱中症対策

第2部 施策ごとの具体的計画（予防・応急・復旧計画）

第1章 区等の基本的責務と役割

第1節 区、区民及び事業者等の基本的責務

1 基本的理念

・自らの身の安全は自らが守ることが防災の基本であり、区民はこの観点に立って、行政が行う防災活動に連携・協力しつつ、日ごろから自主的に地震災害等に備えるものとする。また、事業者は、従業員や顧客の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献といった役割を認識して、防災体制の整備や防災訓練の実施等、防災活動の推進を図るものとする。

・さらに、平成28年4月に発生した熊本地震では、災害により死亡した直接死に対し、災害関連死で死亡した人は直接死の4倍を超えた。災害関連死の要因は避難生活の肉体的・精神的負担やライフラインの途絶による負担等があげられている。こうした過去の災害を教訓に、避難所における良好な生活環境の維持や要配慮者対策等を充実させ、避難生活を原因とする「災害関連死・ゼロ」を目指すとともに、これまで以上に自助・共助の充実強化に取組、各主体は、その役割に応じて更なる防災力向上の責務を果たすものとする。

2 基本的責務

(1) 区の基本的責務

・区は、災害から区民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害発生後の区民生活の再建及び都市の復興を図るため、平時の組織体制はもとより、災害発生時、被災者救援に迅速かつ効果的に対処できるよう、災害対策本部の機動的な活動体制を構築する。

・区は、荒川区地域防災計画(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき区防災会議が作成するものをいう。)の定めるところにより、総合的かつ計画的に災害対策を推進するものとする。

・区は、前項に規定する荒川区地域防災計画その他の防災計画の策定にあたっては、地域の実態把握に努めるとともに、区民、防災区民組織及び事業者(以下「区民等」という。)並びに防災関係機関から意見を聴取するものとする。

・区は、災害対策に関する事業(以下「災害対策事業」という。)の実施にあたっては、区民等及び防災関係機関の協力を求めるとともに、区民等が自主的に行う災害対策に関する活動に対し、必要な指導、助言及び支援を行うものとする。

・区は、災害対策事業の円滑な実施を図るため、国及び東京都(以下「都」という。)他区その他の地方公共団体と連絡調整を行うとともに、国及び都、他区その他の地方公共団体が実施する災害対策事業に協力するものとする。

・区職員は、基礎的自治体の職員として、被災者救援に第一義的な責務を有することを十分自覚し、災害時における迅速な応急活動等が実施できるよう、日ごろから防災知識の習得に努めるとともに、非常時を想定した訓練等を通じて、危機管理意識及び災害対策に係る実践能力の維持・向上に努めるものとする。

(2) 区民の基本的責務

・区民は、日ごろから防災知識の習得に努め、災害発生時は住居からの出火を防止し自らの安全を確保することはもとより、近隣の住居等を巻き込んだ大規模な延焼火災を未然に防ぐとともに

- (1) 住居等の耐震性及び耐火性の確保
- (2) 家具の転倒・落下・移動防止器具、感震ブレーカー等の設置等
- (3) 初期消火に必要な消火器等の準備
- (4) 消火及び生活用の貯水
- (5) ローリングストック法による飲料水及び食料の確保（7日間（最低3日分）×家族の人数分以上を確保しておくことが望ましい。）
- (6) 避難の経路、一時集合場所、広域避難場所、避難所の場所、避難方法についての確認
- (7) 前各号に掲げるもののほか、日常の防災対策に関し必要なこと

・区民は、区及び防災関係機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、防災訓練に積極的に参加する等して、防災行動力を身につけるよう努めるものとする。

・区民は、災害時においては、自らの安全を確保するとともに、情報の収集に努め、相互に協力して、初期消火、救出救護及び安否確認並びに区、消防署及び警察署への通報等を行い、区民全体の生命、身体及び財産の安全の確保並びに地域社会の混乱の防止に努めるものとする。

① 防災区民組織



- ・防災区民組織は、災害に備え、消火、救助及び救護の活動のために必要な資機材を整備するとともに、定期的に訓練を行うことにより、消火、救助及び救護に関する技術の習得及び向上に努めるものとする。
- ・特に、避難所の運営については、平時から、区、学校等の関係機関と連携し、共同生活のルールづくりや開設運営訓練への積極的な参加等、自主的・主体的な行動に努めるものとする。
- ・防災区民組織は、災害時においては、区、消防署、消防団、警察署、事業者等と協力して、消火、救助、救護、避難誘導、避難所運営等の活動に努めるものとする。
- ・防災区民組織は、概ね次の事項について活動する。

平 時 の 活 動	(1) 防災訓練の実施 (2) 家庭における出火防止の徹底 (3) 防災資機材の点検、保守管理 (4) 住民の防災意識の高揚 (5) 火災予防等の防災活動 (6) 避難所開設・運営訓練の実施

(資料第3-2 防災区民組織結成状況)

② 区民消火隊

- ・区民消火隊は、地震による火災の発生、拡大に備えて、東京消防庁が昭和47年から組織づくりを進めた区民の組織である。
- ・区民消火隊は、地域の地震火災、特に避難道路沿いの火災を制圧することがその任務とされてきたが、区への移管後は、防災区民組織の防火部に位置付けられ、当該地域内の消火活動の中核的役割を担っている。
- ・隊は、1隊概ね10名で編成し、消防署、消防団の指導のもとに、消火ポンプ(C級)の操作訓練を行い、災害時に備えている。
- ・区民消火隊は、概ね次の事項について活動する。

平 時 の 活 動	(1) 出動に備えて、日ごろから消火訓練及び機器の点検を実施し、消火ポンプの操作習熟を図る。 (2) 地域住民に対する初期消火活動の指導及び防災意識の普及、高揚に努める。 (3) 防災区民組織の防火訓練に際しては、各部と協力して積極的に取り組む。

(資料第3-3 区民消火隊一覧)

③ 災害時要援護者避難援助体制（おんぶ作戦）

- ・自力での避難が困難な高齢者や障がい者等を地域住民が協力して助け出す制度。おんぶしてでも助けるという趣旨から「おんぶ作戦」と呼ぶ。

(資料第3-4 避難援助体制一覧)

④ 区民レスキュー隊

- ・倒壊家屋や家具等の下敷きになった負傷者を救助する部隊。防災区民組織の中に組織される。
(資料第3－5 区民レスキュー隊一覧)
- ・区民レスキュー隊は、概ね次の事項について活動する。

平 時 の 活 動	(1) 救出・救護訓練の実施 (2) 救急法講習会や救命講習への参加 (3) 救助資機材の点検・保守管理 (4) 地域住民に対する防災意識の啓発

(4) 事業者の基本的責務

- ・事業者は、その社会的責任を自覚し、災害に備え次に掲げる手段を講ずるよう努める。
 - (1) 施設及び設備の耐震性及び耐火性の確保
 - (2) 自衛消防隊等自主防災組織の設置
 - (3) 消火、救助及び救護に必要な資機材の整備
 - (4) 飲料水及び食料の備蓄
 - (5) 一斉帰宅抑制のため、帰宅困難となった従業員及び顧客等が一時的に滞在できる体制の整備
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、事業所の防災対策に関し必要なこと
- ・事業者は、区及び防災関係機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、防災訓練等を実施し、災害対策の充実に努めるものとする。
- ・事業者は、災害時においては、初期消火並びに消防署及び警察署への通報等を行うとともに、情報の収集に努め、事業所内の従業員及び顧客、事業所の周辺住民等の安全の確保に努めるものとする。

(5) 帰宅困難者の基本的責務

- ・区内の事業所、学校等に通勤し、又は通学する者等は、救助・救命活動の妨げや、徒歩帰宅中に二次災害に遭う恐れがあるため、災害発生から72時間はむやみに移動しないといった、一斉帰宅抑制のルールを理解するとともに、あらかじめ徒歩による帰宅経路の確認、家族との連絡手段の確保、自治体等が発表する情報の入手方法の事前確認その他必要な準備を行うよう努めるものとする。

(6) 東京都震災対策条例

- ・東京都震災対策条例では、都民及び事業者が震災対策を進める上で果たすべき基本的責務を、下記のとおり定めている。

区 分	基 本 的 責 務
都民	(1) 都民は、震災を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、都民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。 (2) 都民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講ずるよう努めなければならない。 ア 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保

区 分	基 本 的 責 務
	イ 家具の転倒防止 ウ 出火の防止 エ 初期消火に必要な用具の準備 オ 飲料水及び食料の確保 カ 避難の経路、場所及び方法についての確認 (3) 都民は、震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、第 57 条の地域協働復興に対する理解を深めるとともに、震災後においては、相互に協力して自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。 (4) 都民は、都知事その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的に震災対策活動に参加する等震災対策に寄与するよう努めなければならない。(東京都震災対策条例第 8 条)
事業者	(1) 事業者は、都知事その他の行政機関が実施する震災対策事業及び都民が行う第 57 条の地域協働復興に関する活動に協力するとともに、事業活動にあたっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止並びに震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。 (2) 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、事業所に来所する顧客、従業員等及び事業所の周辺地域における住民(以下「周辺住民」という。)並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。 (3) 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限に留めるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。(東京都震災対策条例第 9 条)

(7) 荒川区災害対策基本条例

・区では、前記の(1)から(6)を踏まえ、災害対策を総合的かつ計画的に推進し、区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として「荒川区災害対策基本条例」を制定し、区及び区民、事業者等の責務を定めている。

(資料第 1 - 5 荒川区災害対策基本条例)

第2節 防災関係機関の役割

1 荒川区

部	課又は班	分掌事務
災対総務企画部	災対総務企画課	1 災害対策に係る基本方針の策定に関すること。 2 本部長室会議の運営に関すること。 3 災害対策会議の運営に関すること。 4 本部長の特命に関すること。 5 本部長室の指示伝達に関すること。 6 区保有施設の被災状況の集約に関すること。 7 災害対策に係る男女共同参画に関する事項の調整に関すること。 8 庁有車の使用状況の把握に関すること。 9 議会と本部との連絡調整に関すること。 10 他部及び他班に属しないこと。 11 所管する施設の二次避難所の開設及び管理運営に関すること。 12 所管する施設の二次避難所の避難者の収容及び把握に関すること。 13 所管する施設の二次避難所活動の記録に関すること。 14 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 15 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 16 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 17 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 18 所管する施設の復旧再開に関すること。 19 来庁者の避難及び保護に関すること。 20 部の職員の参集状況の確認に関すること。 21 部の職員及びその家族の被災状況の確認に関すること。

部	課又は班	分掌事務
		22 他部への職員の派遣に関すること。 23 避難所の開設及び運営に係る職員の派遣等に関すること。 24 協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 25 部の受援及び応援に関すること。 26 部の活動体制に関すること。 27 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 28 部の活動記録に関すること。 29 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 30 部の庶務に関すること。
	災対秘書課 (秘書係)	1 本部長及び副本部長の庶務に関すること。
	災対財政課	1 災害応急対策の予算措置に関すること。 2 災害応急対策の予算執行に関すること。 3 災害応急対策の予算配当に関すること。 4 災害対策基金の管理に関すること。 5 災害応急対策の財政調査に関すること。 6 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務のとりまとめに関すること。
災対管理部	災対経理課	1 本庁舎における来庁者の避難状況の集約に関すること。 2 契約事務に関すること。 3 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 4 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 5 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 6 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。

部	課又は班	分掌事務
		7 所管する施設の復旧再開に関する事 8 来庁者の避難及び保護に関する事 9 部の職員の参集状況の確認に関する事 10 部の職員及びその家族の被災状況の確認に関する事 11 他部への職員の派遣に関する事 12 避難所の開設及び運営に係る職員の派遣等に関する事 13 部が保有する庁有車の使用状況の把握に関する事 14 協定を締結している団体との連絡調整に関する事 15 部の受援及び応援に関する事 16 部の活動体制に関する事 17 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関する事 18 部の活動記録に関する事 19 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関する事 20 部の庶務に関する事
	災対秘書課 (総合相談係)	1 区民からの広聴に関する事 2 区民からの相談及び問い合わせに関する事
	災対職員課	1 災対各部職員の参集状況の集約、服務及び給与に関する事 2 災対各部職員及びその家族の被災状況の集約に関する事 3 災対各部職員の不足人員の集約、応援必要人員の算出並びに災対各部への派遣及び管理に関する事 4 運用班受援調整担当との連携による応援要請の必要性の検討に関する事 5 災対各部職員の健康管理及び健康相談に関する事

部	課又は班	分掌事務
		6 災対各部職員の給食及び宿泊に関すること。 7 公務災害補償に関すること。 8 臨時に事務に従事する職員等の募集に関すること。
	災対営繕課	1 区有施設の被害状況調査及び応急修理に関すること。
	災対デジタル推進課	1 情報システムの使用環境の整備に関すること。 2 情報システムの復旧及び運用に関すること。
	災対会計管理課	1 出納経理に関すること。
災対区民生活部	災対区民課	1 避難所の開設計画及び調整に関すること。 2 地域の被災状況の調査及び報告に関すること。 3 日本赤十字東京都支部との連絡調整に関すること。 4 指定管理施設以外の一時滞在施設との連絡調整に関すること。 5 被災相談所の開設及び運営の総括に関すること。 6 一次避難所の開設及び管理運営に関すること。 7 一次避難所の避難者の収容及び把握に関すること。 8 義援金品の受領及び保管並びに支給及び配分計画に関すること。 9 一次避難所活動の記録に関すること。 10 所管する施設の二次避難所の開設及び管理運営に関すること。 11 所管する施設の二次避難所の避難者の収容及び把握に関すること。 12 所管する施設の二次避難所活動の記録に関すること。 13 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 14 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 15 所管する施設の利用者の避難及び保護に関するこ

部	課又は班	分掌事務
		と。 16 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 17 所管する施設の復旧再開に関すること。 18 来庁者の避難及び保護に関すること。 19 部の職員の参集状況の確認に関すること。 20 部の職員及びその家族の被災状況の確認に関すること。 21 他部への職員の派遣に関すること。 22 避難所の開設及び運営に係る職員の派遣等に関すること。 23 部が保有する庁有車の使用状況の把握に関すること。 24 協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 25 部の受援及び応援に関すること。 26 部の活動体制に関すること。 27 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 28 部の活動記録に関すること。 29 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 30 部の庶務に関すること。
	災対戸籍住民課	1 区民の安否情報に関すること。 2 安否不明者及び行方不明者の相談及び捜索に関すること。 3 罹災証明書の交付に係る調査の体制の整備に関すること。 4 罹災証明書の交付に係る申請の受付及び発行に関すること。 5 遺体収容所の設置及び運営に関すること。 6 遺体の埋火葬に関すること。
	災対区民施設課	1 所管する施設の二次避難所の開設及び管理運営に

部	課又は班	分掌事務
		関すること。 2 所管する施設の二次避難所の避難者の収容及び把握に関すること。 3 所管する施設の二次避難所活動の記録に関すること。 4 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 5 所管する施設の被害状況の確認、管理及び保全に関すること。 6 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 7 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 8 所管する施設の復旧再開に関すること。
	災対税務課	1 備蓄物資及び資機材の搬送及び配分に関すること。 2 備蓄物資及び資機材の輸送手段の確保に関すること。
	災対防災課	1 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 2 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 3 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 4 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 5 所管する施設の復旧再開に関すること。
	災対生活安全課	1 地域、避難所等における防犯及び治安に係る対策に関すること。 2 警察署との連絡調整に関すること。
	運用班	1 災害対策本部設置の上申に関すること。 2 非常配備態勢の管理に関すること。 3 災害情報の収集、分析及び伝達（伝令を含む。）

部	課又は班	分掌事務
		に關すること。 4 被災状況の集約に關すること。 5 被災状況に応じた対処方針の立案及び上申に關すること。 6 災対各部が実施した応急復旧対策の状況把握に關すること。 7 災対各部相互の調整に關すること。 8 本部長及び本部長室の指示に關すること。 9 災害対策会議の運営に關すること。 10 通信情報設備の管理及び運用に關すること。 11 区民への広報に關すること。 12 報道機関への情報提供に關すること。 13 災害状況の記録に關すること。 14 発信文書及び受領文書の保管に關すること。 15 災害活動記録の整理に關すること。 16 報道発表内容の確認に關すること。 17 都、防災関係機関等との連絡調整に關すること。 18 自衛隊災害派遣に關すること。 19 受援の総合調整に關すること。 20 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び災害救助法に關すること。
災対地域文化スポーツ部	災対文化交流推進課	1 救助物資、義援品等の総合調整に關すること。 2 所管する施設における救助物資、義援品等の輸送拠点の調整に關すること。 3 救助物資の需要の把握に關すること。 4 避難所等における外国人避難者に対する支援の調整に關すること。 5 一時滞在施設となる所管する指定管理施設との連絡調整に關すること。 6 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に關すること。 7 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に關すること。

部	課又は班	分掌事務
		8 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 9 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 10 所管する施設の復旧再開に関すること。 11 来庁者の避難及び保護に関すること。 12 部の職員の参集状況の確認に関すること。 13 部の職員及びその家族の被災状況の確認に関すること。 14 他部への職員の派遣に関すること。 15 避難所の開設及び運営に係る職員の派遣等に関すること。 16 部が保有する庁有車の使用状況の把握に関すること。 17 協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 18 部の受援及び応援に関すること。 19 部の活動体制に関すること。 20 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 21 部の活動記録に関すること。 22 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 23 部の庶務に関すること。
	災対生涯学習課	1 救助物資、義援品等の輸送手段の確保に関すること。 2 一時滞在施設となる所管する指定管理施設との連絡調整に関すること。 3 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 4 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 5 所管する施設の利用者の避難及び保護に関するこ

部	課又は班	分掌事務
		と。 6 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 7 所管する施設の復旧再開に関すること。
	災対スポーツ振興課	1 物流拠点の確保に関すること。 2 所管する施設における救助物資、義援品等の輸送拠点の調整に関すること。 3 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 4 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 5 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 6 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 7 所管する施設の復旧再開に関すること。
	災対ゆいの森課	1 救助物資、義援品等の受領、集積及び保管に関すること。 2 所管する施設の二次避難所の開設及び管理運営に関すること。 3 所管する施設の二次避難所の避難者の収容及び把握に関すること。 4 所管する施設の二次避難所活動の記録に関すること。 5 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 6 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 7 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 8 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 9 所管する施設の復旧再開に関すること。

部	課又は班	分掌事務
	災対地域図書館課	1 救助物資、義援品等の搬送及び配分に関すること。 2 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 3 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 4 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 5 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 6 所管する施設の復旧再開に関すること。
災対産業経済部	災対産業振興課	1 給水体制及び給水活動の総合調整に関すること。 2 来庁者の避難及び保護に関すること。 3 部の職員の参集状況の確認に関すること。 4 部の職員及びその家族の被災状況の確認に関すること。 5 他部への職員の派遣に関すること。 6 避難所の開設及び運営に係る職員の派遣等に関すること。 7 協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 8 部の受援及び応援に関すること。 9 部の活動体制に関すること。 10 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 11 部の活動記録に関すること。 12 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 13 部の庶務に関すること。
	災対経営支援課	1 一時滞在施設となる所管する指定管理施設との連絡調整に関すること。 2 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。

部	課又は班	分掌事務
		3 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 4 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 5 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 6 所管する施設の復旧再開に関すること。
	災対就労支援課	1 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 2 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 3 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 4 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 5 所管する施設の復旧再開に関すること。
	災対観光振興課	1 災害時給水ステーション（災害時における給水の拠点となる施設をいう。以下同じ。）での資器材の設置及び給水の実施に関すること。 2 災害時給水ステーションから給水中継拠点等への輸送手段の確保に関すること。 3 災害時給水ステーションから給水中継拠点等への搬送に関すること。 4 水道局との連絡調整に関すること。
	災対選挙管理委員会事務局 災対監査事務局	1 給水車の運用に関すること。
災対環境清掃部	災対環境課	1 環境対策に関すること。 2 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 3 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 4 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。

部	課又は班	分掌事務
		5 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 6 所管する施設の復旧再開に関すること。 7 来庁者の避難及び保護に関すること。 8 部の職員の参集状況の確認に関すること。 9 部の職員及びその家族の被災状況の確認に関すること。 10 他部への職員の派遣に関すること。 11 避難所の開設及び運営に係る職員の派遣等に関すること。 12 部が保有する庁有車の使用状況の把握に関すること。 13 協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 14 部の受援及び応援に関すること。 15 部の活動体制に関すること。 16 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 17 部の活動記録に関すること。 18 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 19 部の庶務に関すること。
	災対清掃リサイクル推進課	1 家庭ごみ及びし尿の収集及び運搬に関すること。 2 臨時の家庭ごみ集積所の設置に関すること。 3 災害廃棄物の処理に係る調整に関すること。 4 災害廃棄物の一次仮置場の確保に関すること。 5 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 6 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 7 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 8 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合

部	課又は班	分掌事務
		の応援及び協力に関すること。 9 所管する施設の復旧再開に関すること。
災対福祉部	災対福祉推進課	1 社会福祉団体との連絡調整に関すること。 2 福祉避難所の開設計画及び調整に関すること。 3 福祉避難所の状況の集約に関すること。 4 高齢者用の福祉避難所の開設及び管理運営に関すること。 5 高齢者用の福祉避難所への避難者の収容及び把握に関すること。 6 高齢者用の福祉避難所の活動の記録に関すること。 7 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 8 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 9 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 10 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 11 所管する施設の復旧再開に関すること。 12 来庁者の避難及び保護に関すること。 13 部の職員の参集状況の確認に関すること。 14 部の職員及びその家族の被災状況の確認に関すること。 15 他部への職員の派遣に関すること。 16 避難所の開設及び運営に係る職員の派遣等に関すること。 17 部が保有する庁有車の使用状況の把握に関すること。 18 協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 19 部の受援及び応援に関すること。
	災対生活福祉課	1 避難者の援助及び相談に関すること。

部	課又は班	分掌事務
		2 高齢者用の福祉避難所への避難者の収容及び把握に関すること。 3 高齢者用の福祉避難所の活動の記録に関すること。
	災対高齢者福祉課	1 社会福祉団体との連絡調整に関すること。 2 避難所等に避難した高齢者の援助及び相談に関すること。 3 在宅の高齢者の援助及び相談に関すること。 4 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 5 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 6 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 7 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 8 所管する施設の復旧再開に関すること。
	災対介護保険課	1 介護事業者等との連絡調整に関すること。 2 在宅の高齢者の援助及び相談に関すること。 3 福祉避難所の運営の支援に関すること。 4 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 5 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 6 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 7 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 8 所管する施設の復旧再開に関すること。
	災対障害者福祉課	1 社会福祉団体との連絡調整に関すること。 2 在宅の障害者の援助及び相談に関すること。 3 障害者用の福祉避難所の開設及び管理運営に関すること。

部	課又は班	分掌事務
		4 障害者用の福祉避難所への避難者の収容及び把握に関すること。 5 障害者用の福祉避難所の活動の記録に関すること。 6 避難所等に避難した障害者の援助及び相談に関すること。 7 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 8 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 9 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 10 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 11 所管する施設の復旧再開に関すること。
	災対国保年金課	1 ボランティアセンターの開設に関すること。 2 ボランティアの受入及び配置に係る社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 3 福祉避難所の運営の支援に関すること。
災対健康部	災対生活衛生課	1 緊急医療救護所及び医療救護所の開設及び管理運営の調整に関すること。 2 荒川区医療活動調整センターの開設及び管理運営の調整に関すること。 3 被災地等の生活衛生の確保に関すること。 4 避難所等の生活衛生の確保に関すること。 5 医療機関との連絡調整に関すること。 6 医薬品及び医療資器材の調達及び搬送に関すること。 7 動物の保護に関すること。 8 動物救護センターの開設に関すること。 9 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 10 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に

部	課又は班	分掌事務
		関すること。 11 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 12 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 13 所管する施設の復旧再開に関すること。 14 来庁者の避難及び保護に関すること。 15 部の職員の参集状況の確認に関すること。 16 部の職員及びその家族の被災状況の確認に関すること。 17 他部への職員の派遣に関すること。 18 避難所の開設及び運営に係る職員の派遣等に関すること。 19 部が保有する庁有車の使用状況の把握に関すること。 20 協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 21 部の受援及び応援に関すること。 22 部の活動体制に関すること。 23 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 24 部の活動記録に関すること。 25 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 26 部の庶務に関すること。
	災対健康推進課	1 緊急医療救護所及び医療救護所の開設及び管理運営に関すること。 2 荒川区医療活動調整センターの開設及び管理運営に関すること。 3 医療施設への搬送に関すること。
	災対保健予防課	1 被災地等の感染症予防に関すること。 2 避難所等の感染症予防に関すること。 3 感染症関係機関との連絡調整に関すること。

部	課又は班	分掌事務
		4 感染症予防活動の指導に関すること。
災対子ども家庭部	災対子育て支援課	1 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 2 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 3 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 4 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 5 所管する施設の復旧再開に関すること。 6 私立幼稚園等の被災状況の把握及び被災した幼児の保護状況に関すること。 7 私立幼稚園等との連絡調整に関すること。 8 来庁者の避難及び保護に関すること。 9 部の職員の参集状況の確認に関すること。 10 部の職員及びその家族の被災状況の確認に関すること。 11 他部への職員の派遣に関すること。 12 避難所の開設及び運営に係る職員の派遣等に関すること。 13 部が保有する庁有車の使用状況の把握に関すること。 14 協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 15 部の受援及び応援に関すること。 16 部の活動体制に関すること。 17 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 18 部の活動記録に関すること。 19 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 20 部の庶務に関すること。
	災対児童青少年課	1 所管する施設の二次避難所の開設及び管理運営に

部	課又は班	分掌事務
		関すること。 2 所管する施設の二次避難所の避難者の収容及び把握に関すること。 3 所管する施設の二次避難所活動の記録に関すること。 4 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 5 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 6 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 7 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 8 学童クラブ、にこにこすくーる及び所管するひろば館を利用する児童の被災状況の把握並びに被災した児童の保護状況に関すること。 9 学童クラブ、にこにこすくーる及び所管するひろば館を利用する児童の保護者への引渡しに関すること。 10 保護者への引渡しが困難な児童の保護に関すること。 11 学童クラブ、にこにこすくーる及び所管するひろば館の復旧再開に関すること。
	災対保育課	1 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 2 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 3 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 4 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 5 保育園の被災状況の把握及び被災した保育園児の保護の状況に関すること。

部	課又は班	分掌事務
		6 保育園児の保護者への引渡しに関すること。 7 保護者への引渡しが困難な保育園児の保護に関すること。 8 保育園との連絡調整に関すること。 9 保育園の復旧再開に関すること。
	災対荒川遊園課	1 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 2 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 3 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 4 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 5 所管する施設の復旧再開に関すること。
	災対子ども家庭総合センター	1 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 2 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 3 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 4 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 5 所管する施設の復旧再開に関すること。 6 災対子ども家庭総合センターの被災状況の把握並びに被災した幼児、児童及び生徒の保護状況に関すること。 7 子ども及び家庭の支援に係る関係機関との連絡調整に関すること。
災対防災都市づくり部	災対都市計画課	1 建築物等の被害状況の集約に関すること。 2 建築物等の応急措置等に係る相談の総合調整に関すること。 3 被災宅地の危険度判定に関すること。 4 来庁者の避難及び保護に関すること。

部	課又は班	分掌事務
		5 部の職員の参集状況の確認に関する事。 6 部の職員及びその家族の被災状況の確認に関する事。 7 他部への職員の派遣に関する事。 8 避難所の開設及び運営に係る職員の派遣等に関する事。 9 部が保有する庁有車の使用状況の把握に関する事。 10 協定を締結している団体との連絡調整に関する事。 11 部の受援及び応援に関する事。 12 部の活動体制に関する事。 13 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関する事。 14 部の活動記録に関する事。 15 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関する事。 16 部の庶務に関する事。
	災対住まい街づくり課	1 住家被害認定調査の体制整備に関する事。 2 罹災証明書の交付に係る調査の体制の整備に関する事。 3 罹災証明書の交付に係る申請の受付及び発行に関する事。 4 被災住宅の応急融資相談に関する事。 5 応急仮設住宅用地の確保に関する事。 6 応急仮設住宅入居者の選定に関する事。 7 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関する事。 8 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関する事。 9 所管する施設の利用者の避難及び保護に関する事。 10 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合

部	課又は班	分掌事務
		の応援及び協力に関すること。 11 所管する施設の復旧再開に関すること。
	災対土木管理課	1 道路、橋りょう、公園等の被災状況の確認及び報告に関すること。 2 道路、橋りょう、公園等の復旧状況の把握に関すること。 3 道路、橋りょう、公園等の障害物の除去に関すること。 4 電気、ガス、上下水道等の復旧状況の把握に関すること。 5 公園等及び防災船着場が災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 6 水防業務に関すること。 7 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 8 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 9 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 10 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 11 所管する施設の復旧再開に関すること。
	災対基盤整備課	1 道路、橋りょう、公園等の復旧に関すること。
	災対建築指導課	1 被災住宅の被災建築物応急危険度判定に関すること。
災対教育部	災対教育総務課	1 都教育庁との連絡調整に関すること。 2 来庁者の避難及び保護に関すること。 3 部の職員の参集状況の確認に関すること。 4 部の職員及びその家族の被災状況の確認に関すること。 5 他部への職員の派遣に関すること。 6 避難所の開設及び運営に係る職員の派遣等に関すること。

部	課又は班	分掌事務
		7 協定を締結している団体との連絡調整に関する こと。 8 部の受援及び応援に関すること。 9 部の活動体制に関すること。 10 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達 に関すること。 11 部の活動記録に関すること。 12 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関する こと。 13 部の庶務に関すること。
	災対教育施設課	1 教育施設の被災状況の調査及び応急復旧に関する こと。 2 教育施設の危険な場所の立入りの制限に関するこ と。 3 損壊した教育施設の建物等の修繕及び改修に係る 計画の立案並びにその実施に関すること。 4 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に 関すること。 5 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に 関すること。 6 所管する施設の利用者の避難及び保護に関するこ と。 7 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合 の応援及び協力に関すること。 8 所管する施設の復旧再開に関すること。
	災対学務課	1 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に 関すること。 2 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に 関すること。 3 所管する施設の利用者の避難及び保護に関するこ と。 4 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合 の応援及び協力に関すること。

部	課又は班	分掌事務
		5 小学校、中学校、幼稚園及びこども園の被災状況の把握並びに被災した児童、生徒及び園児の保護状況に関すること。 6 小学校、中学校、幼稚園及びこども園との連絡調整に関すること。 7 小学校、中学校、幼稚園及びこども園の復旧再開に関すること。 8 応急教材の供給に関すること。
	災対指導室	1 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 2 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 3 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 4 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 5 小学校、中学校、幼稚園及びこども園の被災状況の把握並びに被災した児童、生徒及び園児の保護状況に関すること。 6 小学校、中学校、幼稚園及びこども園との連絡調整に関すること。 7 小学校、中学校、幼稚園及びこども園の復旧再開に関すること。 8 小学校、中学校、幼稚園及びこども園の指導並びに援助に関すること。
	災対教育センター	1 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 2 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 3 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 4 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。

部	課又は班	分掌事務
		5 所管する施設の復旧再開に関すること。 6 教育の復旧再開に関すること。 7 応急教育材の供給に関すること。
	災対小・中学校	1 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 2 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 3 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 4 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 5 所管する施設の復旧再開に関すること。 6 小学校及び中学校の被災状況の把握並びに被災した児童又は生徒の保護状況に関すること。 7 児童及び生徒の保護者への引渡しに関すること。 8 保護者への引渡しが困難な児童又は生徒の保護に関すること。 9 教育の復旧再開に関すること。
	災対幼稚園 災対こども園	1 所管する施設の周辺の被災状況の調査及び報告に関すること。 2 所管する施設の被災状況の確認、管理及び保全に関すること。 3 所管する施設の利用者の避難及び保護に関すること。 4 所管する施設が、災害応急対策に使用される場合の応援及び協力に関すること。 5 所管する施設の復旧再開に関すること。 6 幼稚園及びこども園の被災状況の把握並びに被災した幼児の保護状況に関すること。 7 幼稚園及びこども園の乳幼児の保護者への引渡しに関すること。 8 保護者への引渡しが困難な園児の保護に関すること。

部	課又は班	分掌事務
		9 教育の復旧再開に関すること。

(資料第1－6 荒川区災害対策本部条例)

(資料第1－7 荒川区災害対策本部条例施行規則)

2 区議会

区議会災害対策本部	(1) 被災地及び避難所等での調査に関すること (2) 区災害対策本部活動状況等に関する情報の収集に関すること (3) 区本部への情報提供及び要請に関すること (4) 被災者に対する相談及び助言に関すること (5) その他必要と認める事項

3 国関係

国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所	(1) 河川の保全に関すること (2) 災害に関する予報及び警報の発表並びに伝達、水防活動に対する指導、災害時における応急工事、堤防、水門、排水機場の管理並びに災害応急対策に関すること (3) 大規模自然災害が発生した場合の地方公共団体に対する被害の拡大を防ぐための緊急対応に関すること

4 都関係

警 視 庁 第六方面本部 荒川警察署 南千住警察署 尾久警察署	(1) 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること (2) 被災者の救出及び避難・誘導に関すること (3) 行方不明者の調査に関すること (4) 遺体の調査等及び検視に関すること (5) 交通規制に関すること (6) 公共の安全と防犯・治安維持に関すること
東京消防庁 第六消防方面本部 荒川消防署 尾久消防署	(1) 水火災及びその他災害の救助、救急に関すること (2) 水火災及びその他災害の予防、警戒及び防ぎよに関すること (3) 危険物施設及び火気使用設備、器具の仕様及び取扱い指導に関すること (4) 区民の防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導に関すること (5) 応急救護技術の普及及び自主救護能力の向上に関すること
都 建 設 局 第六建設事務所	(1) 河川の保全に関すること (2) 道路及び橋梁の保全に関すること (3) 水防に関すること

	(4) 河川道路等における障害物の除去に関する事
都 水 道 局 東 部 第 二 支 所	(1) 水道施設の保全に関する事 (2) 応急給水に関する事
都 下 水 道 局 北 部 下 水 道 事 務 所	(1) 下水道施設の点検、整備及び復旧に関する事 (2) 仮設トイレ等のし尿の受入れ及び処理に関する事
都 交 通 局 荒 川 電 車 営 業 所 日 暮 里 ・ 舎 人 営 業 所	(1) 鉄軌道施設等の安全保安に関する事 (2) 利用者の避難誘導、停留場及び駅の混乱防止に関する事 (3) 災害時における鉄軌道車両等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関する事
都 交 通 局 南 千 住 自 動 車 営 業 所 等	利用者の安全確保及び混乱防止に関する事
都 環 境 局	災害廃棄物の処理に係る技術支援、各種調整

5 自衛隊

自 衛 隊 東 京 地 方 協 力 本 部 (台 東 出 張 所)	災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関する事。
陸 上 自 衛 隊 ：第1師団司令部(第1 普 通 科 連 隊) 海 上 自 衛 隊 ：横須賀方面総監部 航 空 自 衛 隊 ：作戦システム運用隊	(1) 災害派遣の計画及び準備に関する事 ア 防災関係資料の基礎調査 イ 災害派遣計画の作成 ウ 防災に関する訓練の実施 (2) 災害派遣の実施に関する事 ア 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は 応急復旧 イ 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

6 指定公共機関

日 本 郵 便 株 式 会 社 荒 川 郵 便 局 長	(1) 郵便、為替貯金及び簡易保険の各事業の運行管理及びこれら施設等の保全に関する事 (2) 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱に関する事 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除 エ 被災者救援のための寄附金送金用郵便振替の料金免除 オ 為替貯金業務の非常取扱 カ 災害ボランティア口座の開設 キ 簡易保険業務の非常取扱

J R 東日本	(1) 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関すること (2) 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関すること
J R 貨物	災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること
N T T 東日本	(1) 電気通信設備の建設、及び保全に関すること。 (2) 重要通信の確保に関すること。 (3) 気象予警報の伝達に関すること。 (4) 通信ネットワークの信頼性向上に関すること。 (5) 災害時の電気通信設備の復旧に関すること。
東京電力パワーグリッド株式会社 上 野 支 社	(1) 電力施設等の建設及び安全保安に関すること (2) 電力需給に関すること
東 京 ガ ス グ ル ー プ	(1) ガス工作物の建設及びそれらの維持管理に関すること。 (2) ガスの供給に関すること
日 本 通 運 株 式 会 社 東 京 コ ン テ ナ 支 店 隅田川コンテナ事業所	災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者等の輸送に関すること
ヤマト運輸株式会社 隅田川コンテナ支店	災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資等の輸送に関すること

7 指定地方公共機関等

京 成 電 鉄 株 式 会 社	(1) 鉄道施設等の安全保安に関すること
東 京 地 下 鉄 株 式 会 社	(2) 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること
首 都 圏 新 都 市 鉄 道 株 式 会 社	(3) 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること
一 般 社 団 法 人 荒 川 区 医 師 会	救急医療及び助産活動に関すること
公益社団法人東京都 荒 川 区 歯 科 医 師 会	歯科医療活動に関すること
一 般 社 団 法 人 荒 川 区 薬 剤 師 会	医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること
荒 川 区 獣 医 師 会	動物の医療保護活動に関すること

8 その他

公益社団法人東京都 柔道整復師会荒川支部	災害時における柔道接骨活動に関すること
令 和 あ ら か わ 病 院	傷病者の受け入れに関すること
京 成 バ ス 株 式 会 社	利用者の安全確保及び混乱防止に関すること

第2章 地域防災力の向上

区民、地域、事業所、ボランティア、消防団等は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本理念として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、各主体間の相互連携、相互支援を強め、自助、共助による区民及び地域防災力の向上を推進していく。

第1節 現在の到達状況

1 自助による区民の防災力向上

① 情報提供

- ・防災対策は、自助の取組が重要であり、区は区民一人一人の防災意識を高め、自助の取組を推進するため、防災地図、災害に対する備えを万全にするための荒川区家庭用防災マニュアル等の刊行物を作成し、啓発を続けている。
- ・荒川区ホームページ、荒川区防災アプリ等の配信による情報提供等、啓発のための仕組みを整備している。
- ・区では、各家庭における食料、飲料水等の家庭内備蓄について、ローリングストック法により7日間（最低3日分）×家族の人数分を備蓄するよう啓発している。

② 自助の支援

- ・区は区民へ、地域の防災訓練、防災イベント等への参加を呼びかけ、実動により防災力向上を図っている。
- ・地域の防災訓練や区による防災講話等を実施し、防災知識の向上を図っている。
- ・区では、家具類の転倒・落下・移動防止器具及び感震ブレーカー等の設置による通電火災防止対策、耐震シェルターや防災ベッドの設置等の普及を推進しており、助成制度を設け普及啓発に努めている。
- ・地域における防災訓練への参加者数 年間約7,442人（令和5年度実績）

2 地域による共助の推進

- ・現在、区内には120の町会が結成され、各地域において防災訓練等の自主的な取組が進められており、区は、その支援等を行っている。
- ・都は、「東京防災隣組」の認定や「地域防災力向上モデル地区（平成24年、平成25年度）」の取組を進め、地域の自主防災組織の活性化を図っている。
- ・また、防災の専門家の派遣や防災リーダーの育成を通じ、防災区民組織の活動活性化を促進するとともに、女性防災人材の育成を推進していく。
- ・区内の防災区民組織結成率 100%（令和6年4月1日現在 特記なき場合、以降同じ）
- ・防災訓練を実施した防災区民組織数 92組織
- ・区民消火隊の組織数 10隊
- ・災害時要援護者避難援助体制（おんぶ作戦）の組織数 55組織 59体制
- ・区民レスキュー隊の組織数 58組織 95隊

- ・区内の「東京防災隣組」認定団体数 9 団体
- ・防災区民組織結成への助成
- ・中学校防災部の活動等を通じた、防災ジュニアリーダーの育成

3 事業所との連携による地域防災力の向上

・災害時には、自助・共助の考えに基づき、地域の住民と事業所が協力して被害の拡大を防ぐことが重要であり、区は、避難所開設・運営訓練等を通じ、災害時に町会や事業所等地域の連携を図る取組を推進し、地域における防災力向上を図っている。

第2節 課題

【被害想定（都心東部直下地震（冬の夕方 18 時風速 8 m/s））】

被害項目	想定される被害
建物倒壊棟数	最大 10,046 棟
火災焼失棟数	最大 1,667 棟
死者数（冬の夕方 18 時）	揺れ 389 人、地震火災 58 人、急傾斜・落下物・ブロック塀 4 人
負傷者	最大 2,217 人
自力脱出困難者	最大 1,897 人
避難者	最大 109,076 人

1 自助による区民の防災力向上

・被害想定では、区内における死者数が最大 389 人、負傷者数が 2,217 人発生することが示されており、こうした被害を軽減するため、区は区民へ建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進、食料や携帯トイレ等の家庭内備蓄等の普及を図る必要がある。

・食料等の家庭内備蓄については、これまで最低 3 日分の備蓄を行うよう啓発してきたが、支援物資の輸送及び災害発生後の物流の再開までの期間を考慮し、ローリングストック法による 7 日以上（最低 3 日以上）×家族の人数分の備蓄を推奨し、積極的に周知啓発を行う必要がある。

・携帯トイレの備蓄については、熊本地震や令和 6 年能登半島地震等では、停電・断水及び給排水管、処理施設の損傷や被害により既存のトイレが使用できなかった地域があった。また仮設トイレも避難所にはすぐには届かず、東日本大震災では 3 日以内に仮設トイレが被災地の避難所に行き届いた自治体はわずか 34%、最も日数を要した自治体は 65 日間の時間を要した。トイレ環境が整わないことによって、被災者がトイレの使用を減らすために水分や食事を十分取らないことで体調を崩し、災害関連死につながる事例が頻発したことを教訓とし、携帯トイレの備蓄の目安は、大人 1 日あたり 5 回が平均であると言われているため、7 日以上（最低 3 日以上）× 5 回×家族の人数分の携帯トイレの備蓄を推奨し、積極的に周知啓発を行う必要がある。

・区民は「自らの生命は自らが守る」という観点に立ち、一人一人が自助を推進する必要がある。

2 地域における共助の推進

・被害想定では、死者、負傷者数が多く、災害時に一人でも多くの生命を守るためには、発災直後の近隣住民同士の助け合いが不可欠である。区民一人一人の共助への参画や防災区民組織等の活性化を一層推進していくことが必要である。

3 事業所との連携による地域防災力の向上

・事業所は、平時には地域の一員として、事業の継続を通じて地域の経済活動や雇用を支えるほか、災害時には、地域住民の生活の復旧、安定化に寄与する等の役割を求められている。現在、最大約 10 万人の避難者や約 3 万人の帰宅困難者の発生等大きな被害が想定されており、各事業所での防災計画の策定を推進し、訓練を実施する等、事業所の防災力を一層向上する必要がある。

第3節 対策の方向性

1 自助による区民の防災力向上

・区民一人一人が「自らの生命は自らが守る」との自覚を高め、家具類の転倒・落下・移動防止対策や7日分以上（最低3日分以上）×家族の人数分の食料や携帯トイレ等の家庭内備蓄、感震ブレーカー、耐震シェルター、防災ベッド等の設置等の防災対策に積極的に取組めるよう啓発を推進する。

・区民、事業所への啓発、児童・生徒への防災教育の推進により、「自助」「共助」の防災意識の向上に努める。

2 地域における共助の推進

・防災区民組織の活動を支援し、地域の共助を推進する。

・区は消防署、消防団、防災士等と連携し「自分たちのまちは自分たちで守る」意識の啓発や、防災区民組織が主体となる避難所開設・運営訓練、初期消火や救出救助、応急救護に関する実践的な防災訓練を推進する。

・軽可搬ポンプの資機材助成を引き続き実施し、消防署と連携した操作訓練を行う。

3 事業所との連携による地域防災力の向上

・民間事業所との協定締結や、事業所防災計画の作成促進等により、災害時に自らの役割を果たすことができるよう、事業所の防災力向上を促進する。

第4節 到達目標

1 自助の備えを講じている区民の割合を 100%に到達

・町会等による防災訓練の実施や学校等における防災教育の実施により、区民一人一人の防災意識及び防災行動力の向上を図り、区民が防災を自分自身のこととして捉え、自ら防災対策に取り組むよう啓発する。

・被災後において、高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者が不安を感じないよう、普段から効果的な情報提供を推進する。

2 地域における共助の推進

・区民相互の災害時の協力・救助体制を地域と行政が協働して進め、地域防災力の向上を図る。

・「助けあい」意識に基づく区民の自主的な活動が継続する地域社会を目指す。

・区民や防災区民組織等を対象とした防災訓練等や避難所開設・運営訓練の推進を図るとともに、要配慮者を含め、地域の防災行動力の向上を図る。

3 事業所との連携による地域防災力の向上

- ・自衛消防活動の充実・強化による事業所防災計画の実効性を確保し、防災区民組織等と連携することにより、地域全体の自助・共助体制を強化する。
- ・事業所防災計画の作成を推進するとともに、各種訓練や指導等を通じた自衛消防隊の活動能力の充実・強化を図り、事業所相互の協力体制及び防災区民組織等との連携を強め、保有資機材を活用した地域との協力体制づくりを推進する。

【予防対策】

1 自助による区民の防災力向上

1-1 防災意識の啓発・教育の充実

(1) 主な対策と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部 ・ 災対地域文化スポーツ部	・ 区報、荒川区ホームページ、荒川区メールマガジン等を利用した防災情報の掲載及び発信、防災地図等の配布、荒川区防災アプリの配信 ・ 食料、飲料水、携帯トイレ等日用品の家庭内備蓄の普及啓発 ・ 家具類等の転倒・落下・移動防止器具、感震ブレーカー等の設置の普及啓発 ・ 防災講話、起震車体験訓練の実施 ・ 「あらBOSA I」等、防災イベントの実施 ・ 多言語による防災普及啓発
消防署	・ 個人及び事業所を対象として、地震への備えや出火防止対策、初期消火、救出、応急救護の知識等の普及啓発 ・ 地域イベント等における防災講座等の実施 ・ 区立中学校防災部に対する指導及び活動支援
警察署	・ 区等の防災関係機関と連携し、町会、事業所等における各種会議、防災訓練、その他あらゆる機会を通じた防災教育の推進
都水道局	・ 自宅での飲料水の備蓄方法及び応急給水に関する情報の周知 ・ 区、防災区民組織等が自主的に行う応急給水用資器材による消火栓及び避難所応急給水栓からの応急給水の支援
都下水道局	・ 防災イベントでの「下水道なんでもガイド（下水道と暮らしの便利帳）」の配布 ・ 宅地内排水設備の詰まり、掃除等で困ったときの相談窓口をホームページで紹介
東京電力パワーグリッド株式会社	・ 電気製品等に関する災害時の対応や事前の備え、感電事故防止等について、ホームページ等へ掲載 ・ 停電・復旧情報等のホームページ、携帯サイトへの掲載 ・ 病院等重要施設への自家用発電機の設置要請
N T T 東日本	・ 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（WEB171）の利用体験、防災パンフレット等の配布 ・ 災害用伝言ダイヤル（171）等の利用方法等について紹介
東京ガスグループ	・ マイコンメーターの復帰操作やガスの供給・復旧状況を掲載する“復旧マイマップ”等のホームページ掲載 ・ 地震や台風等の自然災害時の安全対策等の啓発 ・ 防災・安全対策に関する取組紹介

(2) 詳細な取組内容

① 荒川区

i) 主な広報活動

- ・区報「防災特集ページ」の発行やホームページ、ケーブルテレビ等を利用し、防災情報を発信している。また、事前に登録しておくことにより、区からの災害情報を受信できる荒川区メールマガジンへの登録について啓発を行っている。
- ・防災地図の全戸配布、ホームページへの掲載を行っており、日ごろから地震が起きた際の避難方法や、事前の備えを確認できるよう情報を発信している。また、様々な方法で自助に寄与する防災情報を事前に収集できるよう、携帯電話やタブレット対応の荒川区防災アプリを配信している。

ii) 主な防災事業

- ・防災に対する関心を深めてもらうため、起震車を利用した防災訓練を実施しているほか、町会や学校等での防災講話、幅広い世代を対象とした、あらBOSA I等の防災イベントを通じ、災害時における区民の自主的な防災活動や家庭での食料や携帯トイレ等の家庭内備蓄、避難方法の確認等の重要性を啓発している。

iii) 今後の活動

- ・現在、区では、大地震に備え震災対策の強化・充実を図っているところであるが、近年の大震災によって、防災関係機関、各地域による自主防災対策の重要性を再認識したところである。このため、今後も防災訓練等を通じて、区民及び防災区民組織に対して、個人による事前の備え及び屋内の安全対策の有効性等の自主防災活動の重要性を啓発していく。
- ・震災時には、公的機関も被害を受ける可能性があるため、町会・自治会の「共助」の取組が重要であることから、防災区民組織への支援の充実を図る。
- ・震災での負傷原因のうち、3割から5割が家具類の転倒・落下・移動によるものであるという実状を踏まえ、負傷者を減らすことを目的に、自宅や事業所での家具類の転倒・落下・移動防止対策を推進する。
- ・過去の大規模地震時に発生した火災の6割以上が電気による火災であったことを踏まえ、通電火災を防ぐことを目的に、強い揺れを感知した際にブレーカー等の電気を自動的に遮断する感震ブレーカーの設置を推進する。
- ・震災時に自宅が安全であれば、避難所へ行かず、自宅で生活する在宅避難について推奨する。
- ・過去の災害を踏まえ、自助、共助、公助の取組に関する対策について充実を図る。
- ・小、中学校の教育課程の中に「防災教育」をとりあげることは、児童・生徒の防災意識を高める上で、効果が極めて大きい。引き続き、事業所やボランティア団体、防災士等の協力を得て、防災教育の充実を図る。さらに、中学校防災部において、生徒が意欲的に防災についての知識を獲得し、技能を習得できるよう推進する。
- ・ケーブルテレビ、荒川区ホームページ、荒川区メールマガジン、荒川区防災アプリ等の広報媒体による普及、啓発活動を行う。

② 消防署

i) 防災広報の充実

- ・区民及び事業所の防災意識の高揚を図るため、次により広報活動を推進する。

広報内容	(1) 「地震に対する10の備え」や「地震 その時10のポイント」(家具類の転倒・落下・移動防止、非常持ち出し品等) (2) 出火防止、初期消火、救出、救助、応急救護の知識 (3) 事業所の地震対策(事業所防災計画)	
広報手段	印刷物	(1) 各消防署で発行する広報紙、パンフレットの配布 (2) 東京消防庁として発行した各種パンフレットの配布
	講習会等	(1) 防火管理者等の講習会 (2) 春・秋の火災予防運動を始めとした各種防災イベント (3) 防火座談会、防火防災診断
	常設展示場所の利用案内・促進	次の施設について利用案内 (1) 東京消防庁消防防災資料センター (2) 都民防災教育センター(池袋、本所、立川の各防災館)
	ホームページ及びソーシャルネットワーク	(1) 事業所及び家庭での地震対策や各種行事・講習会等の案内
	その他広報媒体への情報提供・取材協力	(1) ラジオ、テレビ、新聞等の活用

ii) 防災教育の充実

- ・児童・生徒を対象とした「はたらく消防の写生会」の開催及び表彰式を活用した防火防災意識の啓発を行う。
- ・地域の町会・自治会等を対象とした講演会・座談会を開催する。
- ・防災区民組織、女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブ等の育成を図る。
- ・参加者の年齢層等に合わせた防火防災訓練を推進する。
- ・定期的な救命講習を開催する。
- ・事業所に対する事業所防災計画作成を推進する。

③ 警察署

- ・区等の防災関係機関と連携し、町会、事業所等における各種会議、防災訓練、その他あらゆる機会を通じて防災知識の普及を図る。

④ 都水道局

- ・平時から、水道事業に関する十分な理解を求めるとともに、地震の規模によっては、広範囲の断水が避けられず、飲料水を確保する体制も必ずしも万全でないことから、区民一人一人が非常事態を想定して飲料水を貯えるよう周知徹底を図る。
- ・震災発生時は、都災害対策本部と連携しながら、被害、復旧及び応急給水の状況等を適宜適切に広報し、混乱を防止するように努める。

⑤ 都下水道局

- ・防災イベント等において、「下水道なんでもガイド（下水道と暮らしの便利帳）」を配布し、震災時のトイレ利用に関する啓発等を行う。
- ・宅地内排水設備のつまり、掃除等で困ったときの相談窓口をホームページで紹介している。

⑥ 東京電力パワーグリッド株式会社

i) 広報内容

- ・災害による断線、電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、次の事項を中心として広報活動を行っている。
 - (1) 無断昇柱、無断工事をしないこと
 - (2) 電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等の設備の異常を発見した場合は、速やかに同社事業所に通報すること
 - (3) 断線・垂下している電線には絶対にさわらないこと
 - (4) 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと
 - (5) 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること
 - (6) 電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること
 - (7) その他事故防止のため留意すべき事項

ii) 広報の方法

- ・テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成・配布をしている。

iii) 停電関連

- ・病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備の設置を要請する。

⑦ NTT東日本

i) 利用者の対応

- ・大きな地震による電話機の落下や受話器のみが外れることは、一斉に電話を掛けた状態と同じで、電話交換機が能力を上回る使用状態となり、通話困難となる。このため、揺れが収まった時点で受話器が外れていないかを確認する。
- ・揺れが収まった直後から、被害状況や家族の安否の問い合わせ、被災地へのお見舞いの電報、電話が殺到し、電話がかかりにくくなる等、通信に影響がでる。このため、次のような心がけが必要となる。
 - (1) 地震関係の情報はテレビ・ラジオから聞く。
 - (2) 家族、学校、職場等への電話連絡、問い合わせは控える。
 - (3) 家族間、職場間の情報連絡方法や待ち合わせする場所は、普段からあらかじめ決めておく。
 - (4) 電報・電話が混みあった場合、防災機関等が行う災害救助・復旧活動等の重要通信を確保するため、電話の利用、電報の受付けを制限することがある。電話が混んでいるとき、又は話し中のとき等は、電話利用をしばらく見合わせる。
 - (5) 普段から、公衆電話の設置場所を確認しておく。

(6) 公衆電話は、多くの人が利用できるよう短めの手話を心がける。

ii) NTT東日本の対応

・災害用伝言ダイヤルサービス

被災者の通信確保のため、避難所等へ特設公衆電話の設置を行うとともに、災害用伝言ダイヤル（171）のサービス提供を開始する。

（資料第2 協定・覚書）

・災害時の通話確保

(1) 加入電話がかかりにくくなった場合でも公衆電話からの通話は確保している。

(2) NTT東日本の交換機が被災したり、通信に大きな被害があったりした場合、非常用交換機やポータブル衛星車が出動し、早期に通話確保ができる体制を整えている。

⑧ 東京ガスグループ

i) 広報内容

- ・ガスの供給・復旧状況を掲載する“復旧マイマップ”等のホームページ掲載により、ガス供給状況、供給停止地区の復旧状況や見通し
- ・震度5弱程度の揺れでマイコンメーターが自動停止することから、マイコンメーターが作動してガスが止まった場合の利用者自身による復帰操作方法
- ・ガス機器の使用上の注意事項

ii) 広報手段等

- ・ホームページ・SNS・テレビ・ラジオ・新聞等
- ・NHK及び民報各社に「マイコンメーター復帰方法の映像」を配布（大規模な震災発生時に放映を依頼し、マイコンメーターが作動してガスが止まった場合に、利用者自身で復帰できる手順について案内）

iii) 防災意識の啓発

- ・ホームページやパンフレット等を用いて、安全と防災の取組の紹介をしているほか、防災イベント等を通じて、利用者に都市ガスの安全と防災についての広報に努め防災意識の高揚を図る。

1-2 区民による自助の推進

(1) 主な対策と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部	・ 防災用品等のあっせん事業 ・ ローリングストック法による家族の人数×7日分以上（最低3日分）の飲料水と食料、携帯トイレ等日用品の備蓄の普及啓発 ・ 家具類等の転倒・落下・移動防止器具、感震ブレーカー等の設置・購入費用助成 ・ 避難時にブレーカーを下ろす、ガスの元栓を閉める等の啓発
消防署	・ 救命講習の実施 ・ 区と連携した家具類等の転倒・落下・移動防止対策の普及啓発 ・ 住宅用火災警報器の設置及び定期交換に係る普及啓発 ・ 長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発
区民	・ 消火器、防火用バケツ等防災用品の準備 ・ 家具類の転倒防止や窓ガラス等の落下防止措置 ・ ブロック塀の点検補修、植木鉢等の落下防止等、安全対策 ・ 飲料水・食料・携帯トイレ・医薬品・携帯ラジオ等非常持出用品の準備 ・ ローリングストック法による家族の人数×7日分以上（最低3日分）の飲料水と食料、携帯トイレ等日用品の備蓄の実施及び使用方法等の確認 ・ 災害時の家族の役割分担、避難場所や連絡方法を話し合う ・ 区や地域町会が実施する防災訓練や地域の自主防災活動への参加 ・ 町会・自治会等が行う地域イベントへの参加、協力 ・ 荒川区メールマガジンへの登録、荒川区防災アプリのダウンロード等、様々な情報収集手段の確保

(2) 詳細な取組内容

① 防災用品等のあっせん

・ 地震が発生した場合の被害を最小限に抑えるためには、区民一人一人による「事前の備え」が重要となる。そのうち、着手しやすいものの一つが防災用品の購入であり、区としては、防災用品のあっせん事業を実施し、区民による自助の備えを促進する。

② ローリングストック法による家庭内備蓄の周知徹底

i) 家庭内備蓄の考え方

○備蓄物資の選定における留意点

- ・ 災害時、商品の生産停止、販売店への消費者集中、買占め、搬送拠点の被災、道路交通の渋滞等により、物資が平時のように入手できない可能性が高い。
- ・ 発災直後等において、行政は人命救助を最優先として活動することから、発災から72時間は物資の供給が見込めないことが想定される。
- ・ 区等による備蓄物資についても、発災直後は避難者に十分にいきわたらない可能性もある。

- ・ライフラインが被害を受ける可能性が高いため、調理不要の食料の保存が必要である。
- ・家族の人数や年齢構成、性別等を考慮した、各家庭の状況に応じた備蓄が必要であり、災害発生時に購入が難しい常備薬、流通量が少ないことが想定される日用品類等は必ず備えるよう啓発する。

○食料や飲料水の備蓄

- ・日常食べ慣れている食品等を通常より少し多く買い、消費した分を買い足してストックする方法（「ローリングストック法」）による備蓄の実施により、平時から家族の人数×7日分以上（最低3日分以上）を備蓄するよう啓発するとともに、目安となる備蓄量（食料は1日3食分、飲料水は1日3リットル（大人一人当たり）等）や、自宅が安全であれば、避難所へ行かず、自宅で避難生活を送る在宅避難の考え方についても併せて啓発する。
- ・事業所においても、従業員の一齐帰宅の抑制による事業所滞在を想定し、最低3日分の備蓄に努めるよう啓発する。

○携帯トイレ等日用品の備蓄

- ・発災後、トイレを使用するにあたり、断水、下水道被害が原因で、流せない、又は流れていかない状況が想定されることを踏まえ、衛生的な使用環境確保のため、携帯トイレの備蓄の重要性を周知し、平時から携帯トイレの使用方法等を確認するよう呼びかける。
- ・マンション居住者等は、建物に被害がなくても、ライフライン等の支障や排水管等の修理が終了していない場合は、トイレが使用できないため、携帯トイレの備蓄に努め、区は普及啓発に努める。
- ・家庭のほか事業所においては、当面の目標として最低3日分以上の携帯トイレを備蓄する。

[食品の備蓄方法例（内閣府「防災情報のページ」より引用）]



ii) 生活用水の確保

- ・水道の復旧までに期間を要する可能性が高く、事業所及び家庭においては、平時から水の汲み置き等により、生活用水の確保に努める。区においても普及啓発を行っていく。

③ 家具類等の転倒・落下・移動防止器具購入設置費用助成

・区及び消防署は、家具類等の転倒・落下・移動防止等について次のとおり推進する。

区 ・ 災対区民生活部 ・ 災対防災都市づくり部 ・ 災対健康部	○家庭における家具類等の転倒・落下・移動防止の推進 ・ 区は、家具の転倒防止工事を行う事業を実施しており、首都直下地震の切迫性から、区は区民の安全確保を図るため、家具類等の転倒・落下・移動防止器具購入費用助成事業を行う。なお、区は、一人暮らしの高齢者と障がい者及び高齢者や障がい者のみの世帯に対しては、助成率を引き上げて支援する。 ・ 大地震の揺れにより倒壊する可能性がある建物について、耐震シェルターや防災ベッドの設置に係る費用の補助を行い、大地震発生時においても生命の安全を確保できるよう支援を行う。 ○区有施設における家具類等の転倒・落下・移動防止の推進 ・ 区施設管理者は、全ての什器を対象に、改めて家具転倒・落下・移動防止対策の実施を徹底する。 ○避難所等における家具類等の転倒・落下・移動防止の推進 ・ 避難所に指定された施設の管理者に対し、屋内収容物の転倒・落下・移動防止対策を実施するよう要請し、避難所として機能するように努める。 ・ 区は、医療機関や福祉施設等の施設管理者に対し、屋内収容物の転倒・落下・移動防止対策実施の徹底について要請する。
消防署	・ 家具類の転倒・落下・移動防止対策を示したリーフレット等を作成し、都民や事業所に対する防災指導に活用する。 ・ 防災週間等のイベントや防災訓練時において、家具類の転倒・落下・移動防止対策指導を実施する。 ・ 防火防災診断を区と連携して実施し、家庭内の対策状況をチェックするとともに、対策の実施を促す。 ・ 関係機関、関係団体等と連携した周知活動を実施する。

④ 感震ブレーカーの設置の推進

・区は、感震ブレーカーの設置について次のとおり推進する。

区 ・ 災対区民生活部	○家庭における感震ブレーカー設置推進 ・ 阪神・淡路大震災の際に発生した大規模火災の要因の一つである通電火災を防ぐため、区内全域を対象として感震ブレーカーの設置工事及び購入助成制度を設け設置を推進する。 ・ 特例世帯（世帯全員が65歳以上の世帯、世帯全員が住民税（特別区民税・都民税）非課税の世帯、身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者若しくは要介護4以上の認定を受けている方がいる世帯）を対象に、簡易型感震ブレーカー及び自動点灯ライトを配付している。 ・ ホームページ、パンフレットによる広報、実機の展示等による普及啓発

	を実施する。 ○その他の取組 ・区では、重度の心身障がい者を対象として、災害予防のため自動消火装置や火災警報器、ガス安全システム等の給付を行っているが、今後ともこれらの事業の充実と普及を図る。 ・高齢者や障がい者に対して行っている緊急通報システムについても、より一層の推進を図るよう努める。

2 地域による共助の推進

2-1 防災区民組織等の活動体制の整備・充実

(1) 主な対策と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部	・ 防災区民組織の運営に関する助成 ・ 消火・救助・活動用資機材の配備 ・ 地区防災計画（マニュアル等）の策定支援 ・ 区民消火隊、区民レスキュー隊の結成・運営支援 ・ 永久水利施設等を活用した防災訓練の実施
都	・ 東京防災隣組の認定
消防署	・ 防災教育・防災訓練の充実 ・ 消火資機材を活用した実践的な訓練指導により、防災区民組織等の初期消火能力を強化
防災区民組織	・ 防災意識の普及啓発 ・ 訓練の実施 ・ 避難所運営委員会の開催 ・ 避難所開設訓練の実施

(2) 詳細な取組及び支援内容

① 防災区民組織運営に関する助成

結成助成費・運営助成費の支給	区は、防災区民組織に対する財政的な援助を行うため、「荒川区防災区民組織の育成及び指導に関する要綱」に基づき、結成助成金、運営助成金（組織割、世帯割）を助成している。
資器材等の助成	・ 区は、防災区民組織の結成時にトランジスターメガホン、救急箱、棒担架、ラジオ付強力ライト、旗等の資器材を支給している。 ・ 初期消火の重要性から、地域危険度の高さ等を考慮し、防災区民組織に対し、軽可搬消防ポンプ（D級）、防火用水バケツ、スタンドパイプ等の資機材を配備している。 ・ 防災区民組織の自助・共助の継続的な取組を支援するため、防災区民組織が自ら備蓄する救助用資機材や非常用物資の更新に対し助成を行っている。
通信機器の貸与	災害時に区、各関係機関、防災区民組織相互間等との連絡が速やか

	に行えるよう、防災区民組織に対して、災害時優先携帯電話の貸与を実施している。
その他の支援	・ 防災区民組織のリーダーに対する実践的な講習会等の開催 ・ 講演会、防災リーダーを養成するための講座等を実施 ・ 初期消火マニュアルを活用し、防災区民組織等への指導を実施 ・ 軽可搬消防ポンプやスタンドパイプ、バケツリレー等を活用した実践的な初期消火対策を指導

(資料第3-6 D級ポンプ配備一覧)

② 区民消火隊への支援

- ・ 区は次の事項について支援する。

運営助成費の支給	運営助成金の交付
隊員装備品の支給	作業服、防火衣等の装備品の支給
資機材の配備	消防ポンプ用ホース等の付属品の更新や夜間災害発生に備え、投光器、発電機の配備等、区民消火隊の装備資機材充実のため、計画的な配備を行う
ポンプ点検指導	区職員が巡回し軽可搬消防ポンプ（C級）の点検・指導を行う

③ 区民レスキュー隊への支援

- ・ 各機関は次のとおり支援する。

結成助成金の支給	区は、区民レスキュー隊を結成した組織に対して、「荒川区区民レスキュー隊の指導及び育成に関する要綱」に基づき、活動に必要な資機材の購入経費として結成助成金を支給する
訓練及び講習会の実施	消防署と区は、協力して区民レスキュー隊に対する訓練及び講習会を実施し、震災時等において円滑な活動ができるよう指導する

(3) その他の取組

① 東京防災隣組

- ・ 都は、地域において意欲的な防災活動を継続している自主防災組織等を、「東京防災隣組」として認定し、地域の防災活動の中核として位置付け、その取組に関して情報共有を行い、周辺地域への波及を図っている。また、防災の専門家を防災区民組織等へ派遣し、地域で想定される災害を学ぶ機会等を提供し、地域防災力の向上を図っている。災害時の多様なニーズにきめ細かく対応するため、地域防災活動の核となる女性の防災人材育成事業を進めている。
- ・ 区内においては、9団体が東京防災隣組として認定されている。

(資料第3-7 東京防災隣組認定団体一覧)

② 地区防災計画

- ・ 地区防災計画とは、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、地区内居住者等が行う自発的な防災活動に関する内容を取りまとめたものである。
- ・ 地区居住者等は、共同して行う防災活動に関する地区防災計画を作成し、区防災会議に対

し、荒川区地域防災計画に定めるよう提案することができる。

2-2 地域防災の担い手の育成

(1) 主な対策と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部 ・ 災対教育部	・ 防災教育の推進 ・ 防災ジュニアリーダーの育成
消防署	・ 区立中学校防災部に対する指導及び活動支援 ・ 防災区民組織、女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブの育成 ・ 各種訓練の実施

(2) 詳細な取組内容

① 防災教育の推進

・ 区は、幼児期から社会人まで継続した総合的な防災教育の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神を養う。

・ 防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違い、性別や年齢、疾病や障がいの有無、国籍等に配慮し、多様な視点による避難所運営や防災リーダー育成を実施する。

・ 地域防災の担い手を育成するため、防災区民組織を対象に防災リーダーを養成するための講座等を実施する。

・ 区は、区民、防災区民組織等を対象とした防災訓練の内容を充実させ、広報等により訓練参加者の増加を図る。防災訓練の実施にあたっては、都や消防署等と連携し、下記を例として参加者の属性により、適宜見直す。

(1) 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施

(2) 区民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練の推進

(3) 初歩的な訓練のほか、街区を活用した発災対応型訓練等の実戦的な訓練や、都民防災教育センター（防災館）体験施設におけるVR（災害疑似体験）コーナー等を活用した訓練の実施

(4) 防災区民組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進

(5) 出火防止等に関する教育・訓練の実施

(6) VR防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した身体防護、出火防止訓練及び初期消火訓練の推進

(7) 区民等に対するAEDの使用方法を含めた応急救護訓練を実施するとともに、誰もが安心して応急手当を実施できる環境を整備

(8) デジタルコンテンツを活用したリモート防災学習教材の整備・充実

(9) 区民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当資器材の整備・充実

(10) 応急手当技能を有する区民に対する技能の認定等、区民の応急救護に関する技能の向上

(11) 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進

- (12) 都立特別支援学校で行われる宿泊防災体験活動における総合防災教育の実施
- (13) 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨
- (14) 町会・自治会本部を中心に、民生児童委員、町会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施
- (15) 要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進
- (16) 消防団や防災士と連携した防災教育・防災訓練の実施
- (17) 日中・夜間等の発災を想定した防災訓練の実施

② 防災ジュニアリーダーの育成

・「助けられる人から助ける人へ」を合言葉に、中学生が、防災区民組織や消防団をはじめとする地域の方々とともに防災活動に関わることにより、地域への愛護精神を育み、防災活動はもとより、将来、様々な活動で地域社会に貢献できる人材を育成するため、平成 27 年度に全ての区立中学校に防災部を創設した。

・中学校防災部の様々な活動を通じて防災意識の向上を図っている。

- (1) 地域の防災訓練や避難所開設・運営訓練等への参加
- (2) あら B O S A I 等、防災イベントの運営
- (3) ジュニア防災検定の受検を通じた防災知識の向上
- (4) 被災地訪問による避難行動、救助活動の意識醸成
- (5) 中学生防災対策会議への参加による意識共有
- (6) 一部の小学校で行われている防災教育の検証による取組拡大

3 マンション防災における自助・共助の構築

3-1 マンション居住者による自助・共助の備え

・マンション居住者は、【震災編】第 2 部第 2 章第 5 節の「具体的な取組【予防対策】」における「1 自助による区民の防災力向上」及び「2 地域における共助の推進」に掲げる対策を推進するとともに、マンション特有の課題に対応するため、次に掲げる対策を行う。

・エレベーターが使用不可となることを踏まえた家庭内備蓄の実施及び、エレベーターチェアの設置等エレベーターの閉じ込め対策を実施する。

・排水管等の修理が終了していない場合はトイレが使用不可となることを踏まえた携帯トイレの準備

・エレベーターが使えない状況下で、高齢者や障がい者等歩行困難者をすばやく移動させ、階段を安全に避難させることができる非常用階段避難車を準備する。

・マンション居住者は、使用しているエレベーターに耐震性や挟まれ事故の防止、閉じ込めの軽減措置が講じられているかどうかを確認し、措置が講じられていない場合は改修を検討する。

・できるだけ多くのマンションやビルの機能の回復を早期に図るため、震災時には 1 ビルにつき 1 台のエレベーターを復旧させることが原則とされており、長期間使用できないことも想定しておく。

3-2 防災意識の啓発

(1) 主な対策内容と役割分担

・区は都等と連携し、【震災編】第 2 部第 2 章第 5 節の「具体的な取組【予防対策】」における

「1-1 防災意識の啓発・教育の充実」に掲げる対策のほか、マンション居住者がマンション特有の課題に取り組むよう、次のとおり啓発を行う。

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部 ・ 災対防災都市づくり部	・ マンション防災マニュアルの整備 ・ マンションセミナーにおける防災講話の開催
都	・ マンション防災に係る各種冊子・パンフレットの作成、配布 ・ 耐震化の必要性や耐震化の事例、支援制度等の情報をマンションポータルサイトで発信するとともに、パンフレットを作成し、管理組合へ郵送やメールで送付 ・ ガイドブック等を活用し、災害への備えとして管理組合が取り組むことが望ましい事項等について普及啓発 ・ 在宅避難の必要性とそれに向けた取組について居住者の声を交えマンションポータルサイト等で発信し「東京とどまるマンション」制度を周知
不動産会社等	・ マンションを販売した際に、購入者に対する、（賃貸の場合は、賃借人に対する、）災害時にマンションに想定される被害とその備えについての周知に協力する。
マンション 管理組合等	・ マンション居住者に対する、自助の備えの周知や、（自治会があれば自治会と連携し、）防災計画の作成、訓練の実施等、共助の取組についての周知に協力する。

4 消防団の活動体制の充実

（１）主な対策内容と役割分担

- ・ 消防団は、行政機関と防災区民組織や区民との間をつなぐ存在であり、公助を担う消防機関であるとともに、地域における共助活動の中心的存在でもある。
- ・ 消防団がより意欲的かつ効果的に活動できるよう、次のとおり対策を講じる。

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部	・ 消防団運営に関する助成 ・ 活動資機材の配備
消防署	・ 消防団員の確保 ・ 消防団員の教育訓練

（２）詳細な取組内容

- ・ 消防署は、消防団の活動のため、以下の支援を実施する。
 - (1) 女性や学生等、対象者に応じたリーフレットや消防団を紹介するホームページの活用等、多様な手法で消防団をPRし、入団等を促進する。また、特別区では、大規模災害団員等の制度の活用、消防団員の活動環境の整備、消防団の相互連携体制の構築等を進める。

- (2) 震災時の消火活動や救助活動を実施するため、消防団活動の拠点となる分団本部施設の整備をはじめ、活動に必要な資機材や可搬ポンプ積載車（緊急自動車）等を配備する。
- (3) 各種資機材やマニュアル等を活用して、地域特性に応じた教育訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。
- (4) 教育訓練の推進による消防団員の応急救護技能の向上を図る。
- (5) 新入団員への入団教育を充実させ、災害活動技能の向上を図る。
- (6) 消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できるよう訓練を推進する。
- (7) 消防団の活動等に係る自主学習用教材を配布する等、団員の生活に配慮した訓練方法により、団員の仕事や家庭との両立を図る。
- (8) 消防団に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定し、地域防災体制の一層の充実を図る。
- (9) 区民等に対する防火防災訓練を通じて、消防団と区民等との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。
- (10) 消防団の組織の整備を図り、その運営を円滑に実施するため、都知事の附属機関として消防団運営委員会を設置し、都知事の諮問に対する審議を行う。

[消防団の現況（令和6年4月1日現在）]

	分団数	団員	可搬ポンプ	可搬ポンプ積載車
荒川消防団	8分団	226名 (定数300名)	17台	7台
尾久消防団	6分団	164名 (定数200名)	14台	5台
合計	14分団	390名 (定数500名)	31台	12台

5 事業所による自助・共助の強化

- ・事業所で取り扱う火気及び危険物等は一般家庭より規模が大きく、また、火気使用設備等も多種類であり、地震時における危険性も無視できない。
- ・事業所と地域との協定締結の促進や、合同訓練の実施、事業所防災計画の作成促進等により、事業者の防災力の向上を次のとおり推進する。

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対産業経済部	・ 事業所防災計画やBCPの策定支援 ・ 安全対策設備等の整備に係る支援
消防署	・ 事業所防災計画の作成指導 ・ 事業所自衛消防隊の活動能力の充実・強化
事業所	・ 事業所防災計画やBCPの策定

(2) 詳細な取組内容

① 事業所の役割

- ・ 社屋内外の安全化、防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の最低3日分が目安）、家具類等の転倒・落下・移動防止等、従業員や利用者の安全確保対策、安否確認対策を整備する。
- ・ 災害が発生した時に損害を最小限に抑え、重要な業務を継続し早期復旧を図るためBCPを策定する。
- ・ 事業活動拠点である事業所、工場等の耐震化の促進、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認等の事前の対策を推進する。
- ・ 組織力を活用した地域活動への参加、帰宅困難者対策の確立等、地域社会の安全性向上対策を推進する。
- ・ 東京商工会議所や東京経営者協会等と連携した災害時の地域貢献の促進を図る。

② 事業所自衛消防隊の活動能力の充実・強化

- ・ 事業所は、自衛消防隊が、バール、とび口等震災に備えた装備を活用し、発災初期段階での救出、救護活動を行えるよう、震災を想定した自衛消防訓練を通じて自衛消防隊員その他の従業員等の救出技術の向上を図る。
- ・ 防火管理者の選任を要する事業所では、消防法第8条、8条の2等により防火に関する消防計画に基づく自衛消防隊の編成、自衛消防訓練の実施等が規定されている。
- ・ 一定規模の事業所（消防法第8条の2の5）は、自衛消防組織の設置が義務づけられている。
- ・ ホテル、百貨店等多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、火災予防条例第55条の5により自衛消防技術認定証を有する者のうちから、自衛消防活動の中核となる要員（自衛消防活動中核要員）を有する者を配置することが義務づけられている。震災時には、自衛消防活動の知識・技術を持つ自衛消防活動中核要員が中心となって活動することが有効である。
- ・ 自衛消防活動中核要員の装備として、ヘルメット、照明器具等のほか、携帯用無線機等や震災時等にも有効なバール、その他の救出器具、応急手当用具の配置を推進する。
- ・ 発災初期段階での傷病者に対する応急救護能力を向上させるため、火災予防条例第55条の5に基づく自衛消防活動中核要員を中心に、上級救命講習等の受講の促進を図るとともに、事業所等における応急手当の指導者の養成等を行う。
- ・ 事業所関係者は、火災予防条例第55条の4により、自衛消防の組織を編成し、自衛消防訓練を行うよう努めることが規定されている。消防署は、編成された組織が有効に活動できるよう指導を推進する。

③ 事業所防災計画

- ・ 消防署は、事業所に対し、事業所防災計画促進を目的とした冊子を配布するとともに、東京都震災対策条例第10条及び11条に基づく事業所防災計画の作成を指導し、事業所の自主防災体制の充実強化を図る。

事業所別	計画内容等
防火管理者の選任を要する事業所	東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める次の事項について消防計画に定めるよう指導する。 (1) 震災に備えての事前計画 (2) 震災時の活動計画 (3) 施設再開までの復旧計画 ※ 防災管理者の選任を要する事業所については、(1)から(3)の事項について、事業所の実態に応じて必要な事項を消防計画に定めるように指導する。
防火管理者の選任を要しない事業所（小規模事業所）	事業所防災計画の作成資料として「事業所防災計画表」を公表し、作成を指導する。
防災対策上重要な施設事業所	都市ガス、電気、鉄道・軌道等、高速道路、通信の防災対策上重要な施設（6業種 37 事業所）を管理する事業所に対して、事業所防災計画の作成を指導する。

④ 事業所と防災区民組織の連携

- ・ 区と消防署は、事業所相互間の協力体制及び事業所と防災区民組織等との連携を強化するための協力体制づくりを推進する。
- ・ 区と消防署は、防災区民組織と事業所間での相互応援協定の締結に向けた働きかけを行う。

6 ボランティアとの連携

6-1 ボランティアとの協力体制の構築

・ 災害時には、膨大かつ多岐にわたる業務が発生し、区及び関係機関のみでは対処できない恐れがあるため、平時からボランティアの受け入れ体制を整備する等、ボランティアとの協力体制の構築を図る。

（１）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対福祉部 ・ 災対区民生活部	・ ボランティア活動の条件整備 ・ ボランティアの受入体制の整備 ・ 災害ボランティアセンター運営マニュアルの整備

（２）詳細な取組内容

① 行政とボランティアとの役割分担等

・ ボランティアの自主性と主体性を尊重しつつ、行政とボランティアとが互いに連携して効果的な被災者救援活動を行うためには、あらかじめ行政とボランティアとの役割分担を明確にし、平時から行政とボランティアとの間に連携・協力関係を確立しておく必要がある。

② 一般ボランティアの活動領域

- ・ 被災状況の把握と情報連絡等、行政の情報収集・伝達体制の補完

- ・給水や給食等、避難所での被災者支援
- ・支援物資の整理、搬送
- ・ボランティアの受け入れや組織化、振り分け等のコーディネート
- ・被災動物の保護及び環境管理、里親探し、他地域への移送等
- ・その他、軽作業等

③ ボランティア活動の条件整備

i) 区内のボランティア組織の現状

・荒川区内のボランティア組織としては、荒川区赤十字奉仕団や災害救護活動を大きな活動目的とするファーストエイドクラブ、災害時支援ボランティア（東京消防庁所管）、災害時交通支援ボランティア（警視庁所管）、応急危険度判定員、被災宅地危険度判定士、荒川区社会福祉協議会ボランティアセンター登録者・団体、NPO、ライオンズクラブ、ロータリークラブ、荒川区国際交流協会等、福祉全般あるいは専門分野での活動を主としているものまで数多く存在する。

ii) ボランティアの条件整備

- ・災害時に、ボランティアがその能力を十分に発揮し、効果的なボランティア活動を行うために、国と都、区、防災関係機関は協力してボランティアの条件整備に努めることとする。
- ・また、区は、災害時におけるボランティア活動の拠点となる施設を設置・開設し、ボランティア活動等の支援を行うとともに、平時からボランティア団体とのネットワークづくりを行う。
（資料第2 協定・覚書）

iii) ボランティアの育成

○ボランティア教育

- ・ボランティア活動を振興するためには、地域と連携を図りながら、学校におけるボランティア教育や社会教育におけるボランティア教育等を積極的に推進する必要がある。
- ・災害におけるボランティア活動は、体力を必要とする活動や専門的な知識が必要とする活動等、多岐にわたる。区では、平時において社会福祉協議会のボランティアセンター事業を通じて、区内の高校及び大学と連携して、学生ボランティアの育成を行う。

○地域等でのボランティア育成

- ・「自らのまちは自らが守る」という自主防災意識と隣近所での助け合い精神を基本に、全ての区民が災害時にはボランティアとして活動できる体制を作るため、区及び防災関係機関は、社会福祉協議会と連携して、区民対象のボランティア研修や訓練、マニュアル等の配布等、ボランティアの普及・啓発に努める。
- ・医療活動等の専門分野での活動を行うボランティアの確保にあたり、資格を保持する者の把握については、平時から区と社会福祉協議会とが連携し、同協議会が運営するボランティア登録を活用する等、災害時に利用できるよう情報を整備する。

④ ボランティア協力への支援

- ・荒川区の区域外で大規模な災害が発生した場合、区及び防災関係機関は、被災自治体への公的支援を行うほか、民間ボランティアに対し、情報の提供や調整等を積極的に行い、ボランティア活動を支援する。

⑤ ボランティアの受入体制の整備

i) 災害ボランティアセンター運営の基本方針

- ・災害対策本部の自動設置要件に合わせ、震度5強以上の地震が発生した場合、区は荒川区社会福祉協議会と連携して自動的に荒川区災害ボランティアセンター（以下「区災害ボランティアセンター」という。）を設置する。
- ・区民、団体等からのボランティアの申し込み、及び派遣を依頼する際の窓口は、区災害ボランティアセンターが担う。
- ・区災害ボランティアセンターの運営にあたって、区は、荒川区社会福祉協議会との間で締結した協定に基づき、同協議会と連携する。
- ・設置場所は荒川総合スポーツセンターとし、ボランティアの人数規模や活動内容等に応じて、災害時協定締結事業者より提供を受けるトレーラーハウス等の活用又は代替施設（都立大学荒川キャンパス又は都立産業技術高等専門学校荒川キャンパス）を確保する。
- ・区災害ボランティアセンターの運営に従事する職員については、区職員及び区社会福祉協議会職員を中心として、都社会福祉協議会等からの派遣職員、応援のNPO等をもって構成する。
- ・区災害ボランティアセンターは、都災害ボランティアセンターと連携し、一般ボランティアの派遣の調整を行い、活動場所へ派遣する。
- ・区災害ボランティアセンターは、災対区民生活部運用班や災対各部と連携してボランティアの受入を行う。

（資料第2 協定・覚書）

ii) ボランティア募集方法

- ・荒川区ホームページ及び荒川区社会福祉協議会のホームページ等で募集を行う。

iii) 区災害ボランティアセンターにおける支援業務

- ・区災害ボランティアセンターでは、災害対策本部との連携による情報収集、提供、都災害ボランティアセンターとの連絡調整、ボランティア団体との連絡調整、ボランティアの受付・登録、配置、活動内容の指示、ボランティア保険の加入手続き、他地域の社会福祉協議会職員及び協力団体の派遣要請・受入を行う。

iv) 区災害ボランティアセンター運営マニュアルの改善

- ・荒川区社会福祉協議会では、区災害ボランティアセンターの運営のためのマニュアルを策定しており、被災地支援や被災地における災害ボランティアセンターの運営事例を踏まえ、適宜改善を図っていく。

v) ボランティア宿泊・休憩施設の確保

- ・災害時協定に基づき、東京都立産業技術高等専門学校を宿泊・休憩施設として確保している。
- ・また、区内の被害状況や施設の使用状況に応じて、区内公共施設や災害時協定締結事業者より提供を受けるトレーラーハウスを宿泊・休憩施設とする。

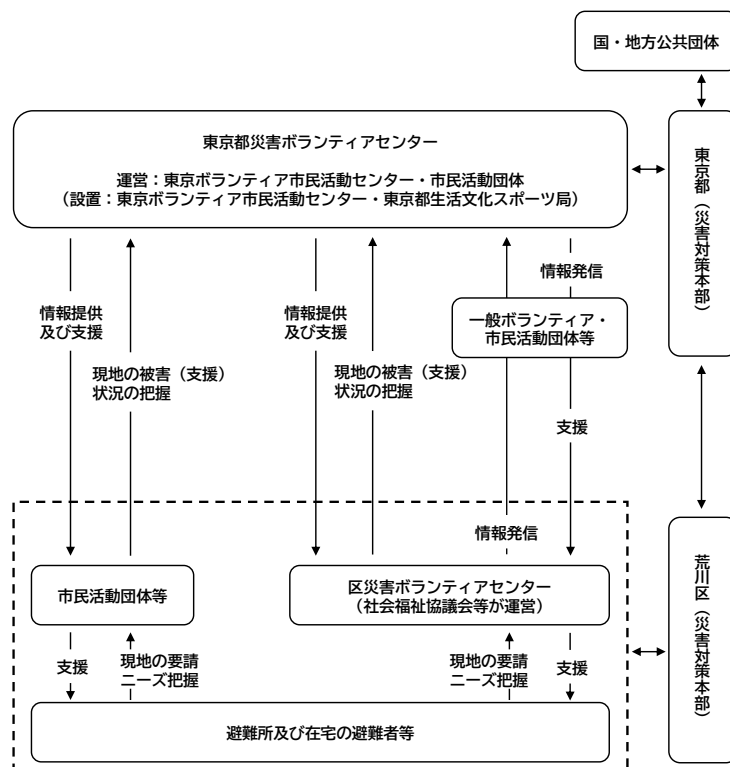
（資料第2 協定・覚書）

6-2 一般ボランティアの活動支援に係る関係機関との連携

・大規模災害における被災地のニーズに即した円滑なボランティア活動を支援するため、各機関は平時より区民活動団体等を含め、相互に連携を図る。

各機関	対策内容
区 ・ 災対福祉部	・ 区社会福祉協議会等との連携による区災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施 ・ 平時から、区民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築
都	・ 東京ボランティア・市民活動センターとの連携による災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成、都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施 ・ 平時から、東京ボランティア・市民活動センターを中心に、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築 ・ 災害時、東京ボランティア・市民活動センター内に設置する都災害ボランティアセンターの代替設置場所を確保
東京ボランティア・市民活動センター	・ 都との連携による災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成、都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施 ・ 都災害ボランティアセンターの円滑な運営を含め、災害時にボランティア活動が円滑に行えるよう、平時から、市民活動団体等と協働し、区社会福祉協議会等の多様な市民活動団体同士の顔の見える関係づくりを推進 ・ 区社会福祉協議会や市民活動団体等による防災・減災の取組、災害ボランティア講座、災害ボランティアセンター設置・運営訓練等を実施

〔一般ボランティア体制図〕



6-3 都防災ボランティア等の案内

・都では、災害時のボランティア活動のうち、一定の知識、経験や特定の資格を必要とするものについては、氏名、連絡先、活動の種類等をあらかじめ把握し、災害時に速やかに対応できるようにしている。現在、応急危険度判定員、被災宅地危険度判定士、道路等公共土木施設の応急復旧を支援する都建設防災ボランティア、被災外国人を支援する防災（語学）ボランティアがある。区は、適宜区民等に防災ボランティアへの活動参加を案内する。

[都防災ボランティア等の概要]

ボランティア名	出勤要件及び活動内容
防 災 （ 語 学 ） ボ ラ ン テ ィ ア	外国人災害時情報センターからの要請を受け、都の災害情報の翻訳や被災者臨時相談窓口における外国人からの問い合わせ対応、区市町村が設置する避難所等での通訳・翻訳を実施し、被災外国人等を支援
応急危険度判定員	区市町村からの協力依頼を受け、建築物の倒壊等の二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定
被 災 宅 地 危 険 度 判 定 士	都都市整備局からの協力依頼を受け、地震等による宅地への被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施
建 設 防 災 ボ ラ ン テ ィ ア	震度5強以下の地震発生時には都建設局からの出勤要請を受け、また、震度6弱以上の地震発生時には自主的に、それぞれ出勤し、建設局所管施設の被災状況の点検業務支援及び都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援等を実施
交 通 規 制 支 援 ボ ラ ン テ ィ ア	警察署長からの要請を受け、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置等を実施
東京消防庁災害時 支援ボランティア	東京消防庁管内における震度6弱以上の地震発生時に、あらかじめ登録した消防署に自主的に参集し、消防署内での後方支援活動、応急救護活動等を実施

6-4 交通規制支援ボランティアとの連携

・交通規制支援ボランティアは、大震災等の発生時に交通規制を支援するボランティアである。警察署は、交通規制支援ボランティアと連携を図り、交通の整理誘導、交通広報及び交通規制用装備資器材の搬送及び設置等を実施できるような体制を整備する。

6-5 東京消防庁災害時支援ボランティアとの連携

・東京消防庁は、平成7年7月から、消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集、育成を開始した。また、平成18年1月には、「東京消防庁災害支援ボランティアに関する要綱」を制定し、活動範囲を震災以外の大規模自然災害等へも拡大した。

概 要	
要 件	活 動 内 容
原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務若しくは通学するものであり、かつ震災時等において消防活動支援を行う意思がある15歳（中学生を除く。）以上の者で次のいずれかの要件を満たす者 (1) 応急救護に関する知識を有する者 (2) 過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者 (3) 元東京消防庁職員 (4) 震災時等、復旧活動時の支援に必要なとなる資格、技術等を有する者	東京消防庁管内における震度6弱以上の地震発生時、あらかじめ登録した部署に自主的に参集し、チーム編成後、消防職員の指導と助言により、以下の支援活動を実施する。 (1) 応急救護活動 (2) 消火活動の支援 (3) 救助活動の支援 (4) 災害情報収集活動、消防用設備等の応急措置支援 (5) 参集受付、チーム編成等の消防署内での活動 (6) その他、必要な支援活動 平時には、以下の活動を実施する。 (1) 災害時の活動に備え、各種訓練、行事への参加 (2) チームリーダー以上を目指す人を対象とした「リーダー講習」、「コーディネーター講習」への参加 (3) その他、登録消防署の要請による活動

6-6 赤十字ボランティアとの連携

・赤十字ボランティアは、主に災害発生直後から復旧にかけての期間において、日本赤十字社東京都支部の調整の下に各防災機関と連携し、被災者の自立支援と被災地の復興支援を目的に活動する。

・日本赤十字社東京都支部は、日ごろから区民を対象に防災思想の普及に努め、災害時にはボランティアが組織として安全かつ効果的な活動が展開できるよう体制づくりやボランティア養成計画等の整備を図る。災対区民生活部は日本赤十字社東京都支部や赤十字ボランティアとの連携を図っていく。

[赤十字ボランティアの概要]

各機関	要件	対策内容
区 ・災対区民生活部	日本赤十字社東京都支部等との連絡調整	
日本赤十字社 東京都支部	《東京都赤十字救護ボランティア》 災害時にボランティアとして活動するために必要な知識と技術に関する研修（赤十字災害救護ボランティア養成セミナー）を修了・登録したボランティア	平時には、災害救護に関する研修会・訓練等を行い、災害時には、医療救護班の支援活動及び赤十字ボランティアによる救護活動のコーディネート等、災害救護に必要な諸活動の実施
	《地域赤十字奉仕団》 地域において組織された奉仕団	災害時には区市町村と連携し、避難所及び赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）等において被災者等への支援活動の実施
	《特別赤十字奉仕団》 学生及び特定の技能を有した者で組織された奉仕団	各団の特色を生かし、避難所等における被災者のケア等の活動の実施
	《赤十字個人ボランティア》 日本赤十字社東京都支部及び病院・血液センター等で活動し、個人登録されたボランティア	災害時には個人の能力・技能、活動希望等により被災者等への支援活動の実施

7 区民・行政・事業所等の連携

(1) 詳細な取組内容

① 防災区民組織と事業所等との連携強化

・地震による火災等の災害から住民や地域社会を守るには、地域ぐるみの対応が必要であるため、消防署及び区は、防災区民組織と事業所の自衛消防隊等が相互に連携・協力できる体制を整備する。

② 地域における防災体制の確立

・区及び各防災関係機関は、防災区民組織、事業所、ボランティア等の防災連携体制の確立を

図るため、町会等の地域コミュニティの活性化対策を講じ、防災訓練への積極的な参加を区民に呼びかけ、地域における防災行動力の強化を図る。

③ 防災区民組織、事業所の自主防災体制の強化

i) 防災区民組織の防災行動力の向上

- ・区と消防署は連携・協力し、防災区民組織の活動力の向上に努める。
- ・防災区民組織に対しては、訓練指導用資機材を整備し、地域ぐるみの防災訓練を通じて、通報、初期消火、応急救護に関する知識、技術の普及を図る。
- ・初歩から実践に至る段階的な体験が可能な都民防災教育センター（防災館）等を活用した訓練を推進する。
- ・消防団による自主防災活動の指導をより推進し、地域が一体となった防災行動力の向上を図る。
- ・地域の協力体制づくりを進め、災害時要援護者を含めた地域の防災行動力の向上を図る。

ii) 事業所の自主防災体制の強化

- ・消防署は、事業所に対し自主防災体制の強化促進及び指導を推進する。
- ・全ての事業所に対し、事業所防災計画の作成を推進する。
- ・事業所相互間の協力体制を推進する。

④ 地域における相互支援ネットワークづくり

- ・災害時における迅速な応急活動を目的として、町会、事業所、ボランティア等の、地域で活動している各団体が相互に連携し、協力しあう体制が必要となる。
- ・区は、各団体を対象に広報紙等を活用した自助・共助のあり方についての普及啓発に努めるとともに、地域で行われる防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの運営支援等が期待される区民活動団体等をはじめ、積極的に地域とのネットワークを構築する。

⑤ 相互に連携した社会づくり

- ・区は、行政、企業、区民、地域コミュニティ、ボランティア等が個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平時から相互に連携協力しあうネットワークを形成し、震災に強い社会を構築することを目指して、次の対策を図る。
 - (1) 区、事業所及び地域との相互支援を協議する場の設置
 - (2) 区、事業所、地域との連携のあり方についての基本指針やマニュアル等の作成、啓発
 - (3) 震災に強い社会づくりをテーマとしたシンポジウムや講習会の開催
 - (4) 震災に強い社会づくりに関して、地域や企業、区等が実施しているユニークな取組事例の収集・周知や意見交換の場の設置、顕彰制度の検討

⑥ 地域における防災連携体制づくり

- ・大地震の発生直後には、消火活動や救助活動が同時多発的に発生し、迅速かつ円滑な応急活動が困難となることが予想される。
- ・区をはじめとする防災関係機関は、平時から次の対策を推進し、地域における防災連携体制を確立する。

i) 地域ぐるみの防災協力体制の整備

- ・地域の防災区民組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保等、協力体制の強化を推進する。

ii) 地域コミュニティの活性化

- ・町会・自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を実施し、地域防災体制を強化する。
- ・新たに建設される集合住宅については、荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例により、町会加入や自治会設立に関する協議を定め、地域コミュニティの活性化を推進する。

iii) 合同防災訓練の促進・充実

- ・地域の防災区民組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保等、協力体制の推進を図るとともに、地域住民が主体となった合同防災訓練を充実する。

iv) 応急手当の普及促進

- ・区民への応急手当の普及促進のため、専門的な知識技能を有する消防団、災害時支援ボランティア等と協働した応急救護訓練の実施を推進する。

【応急対策】

1 自助による応急対策の実施

- ・揺れを感じたり、緊急地震速報を受けた時は、身の安全を最優先に行動する。
- ・丈夫なテーブルの下や、物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」空間に身を寄せ、揺れが収まるまで様子を見る。
- ・火を使っている時は揺れが収まってから、あわてずに火の始末をする。
- ・出火した時は、落ちついて消火する。
- ・揺れが収まった時に、避難ができるよう出口を確保する。

※高層階（概ね 10 階以上）では、揺れが数分続くことがある。

- ・行政、放送局、鉄道会社等から発信される正しい情報を得る。
- ・避難が必要な時には、復電時の電気機器のショート等、通電火災が発生する可能性やガス漏れの発生を防ぐため、ブレーカーを落とし、ガスの元栓を締めてから避難する。
- ・地震発生後数日間は、水道・ガス・電気・電話等ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が極めて高いため、家庭内で備蓄している 7 日以上（最低 3 日分）×家族の人数分の食料及び飲料水等を活用する。また、下水道等の破損により排水が不可能な場合でも衛生的にトイレが使用できるよう、携帯トイレ等を活用する。

2 地域による応急対策の実施

2-1 防災区民組織等による初期消火等の実施

(1) 詳細な取組内容

- ・防災区民組織は、発災直後から地域防災力の中核である消防団と連携し、概ね次の事項について活動する。

災 害 時 の 活 動	(1) 情報収集伝達 (2) 初期消火 (3) 救助救出 (4) 救急救護 (5) 避難誘導 (6) 避難所運営

2-2 マンション防災における応急対策の実施

(1) 詳細な取組内容

- ・マンション管理組合等は、【震災編】第 2 部第 2 章第 5 節の「具体的な取組【応急対策】」における「2 地域による応急対策の実施」に掲げる対策のほか、次のとおり応急対策を実施する。

各機関	対策内容
管理組合・マンションに係る自治会・自主防災組織等	・ マンション居住者の安否確認 ・ マンション共有の資機材を用いた救出活動支援 ・ 共用部分を利用した災対本部運営 ・ 建物被害調査と二次災害防止 ・ ライフライン復旧状況の確認

各機関	対策内容
	・ 在宅避難継続のためのマンション居住者への支援 ・ マンションの復旧に向けた調査、診断、居住者への説明、合意形成への支援、工事等の手配

2-3 消防団による応急対策の実施

(1) 詳細な取組内容

・ 地域防災力の中核である消防団は、防災区民組織や事業所等と連携し、次のとおり、発災初期における初期消火、救出救助、応急救護活動を実施する。

- (1) 発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。
- (2) 災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、MCA無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。
- (3) 同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化し、分団受持区域内の建物等の消火活動、避難道路防護活動、及び障害物の排除活動を消防団独自に、又は消防署隊と連携して行う。
- (4) 救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。
- (5) 避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡を取りながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。

2-4 事業所による応急対策の実施

(1) 詳細な取組内容

・ 各事業所は、地域防災力の中核である消防団と連携し、次のとおり発災初期における初期消火、救出救助、応急救護活動等を実施する。

- (1) 来訪者や従業員等の身体の安全を確保し、救出、救護を行う。
- (2) 出火防止を速やかに実施する。
- (3) 正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に伝達する。
- (4) 施設の安全を確認した上で、従業員へ備蓄している食料、毛布等を活用しながら、一斉帰宅を抑制する。
- (5) 事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救助活動、応急救護活動を実施する。
- (6) 応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。

3 ボランティアとの連携

(1) 詳細な取組内容

・ 区は、災害時に区災害ボランティアセンターを設置し、都と連携して、一般のボランティアが、被災者のニーズに即した円滑な活動ができるよう努める。

各機関	対策内容
区 ・ 災対福祉部	・ 区社会福祉協議会等との協働による区災害ボランティアセンターの設置・運営 ・ ボランティア活動支援に当たっては、地域に精通した区災害ボランティアセンターが中心となり、必要な情報や資器材等の提供等、活動環境を整備し、ボランティア等を直接的に支援 (資料第2 協定・覚書)
都 ・ 生活文化スポーツ局	・ 東京ボランティア・市民活動センターと協働で都災害ボランティアセンターを設置し、女性や子供のほか、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者等の視点も踏まえながら、区災害ボランティアセンターや市民活動団体等を支援 ・ 都内外の被災状況の情報収集 ・ 国・道府県・区市町村等との連絡調整 ・ ボランティアの受入れ状況等の情報提供 ・ 区災害ボランティアセンター・市民活動団体等との連携体制の構築
東京ボランティア・市民活動センター	・ 都と協働で都災害ボランティアセンターを設置、市民活動団体と協働で都災害ボランティアセンターを運営し、区災害ボランティアセンターや市民活動団体等を支援 ・ 災害ボランティアコーディネーターの区災害ボランティアセンターへの派遣 ・ 区災害ボランティアセンターの設置・運営支援 ・ 被災区市町村のボランティアニーズ等の収集及びボランティアの受入れ状況等の情報提供 ・ 資器材やボランティア等の区市町村間の需給調整 ・ ボランティア支援団体の全国的なネットワーク組織との連携
警視庁	・ 交通規制支援ボランティアへの支援要請
東京消防庁 各消防署	・ 東京消防庁災害時支援ボランティア受入本部の設置 ・ 東京消防庁災害時支援ボランティアへの活動要請

[都における防災ボランティア等の活動内容]

ボランティア名	出動要件及び活動内容
防災（語学）ボランティア	外国人災害時情報センターからの要請を受け、都の災害情報の翻訳や被災者臨時相談窓口における外国人からの問合せ対応、区市町村が設置する避難所等での通訳・翻訳を実施し、被災外国人等を支援
応 急 危 険 度 判 定 員	区からの協力依頼を受け、建築物の倒壊等の二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定
被災宅地危険度判定士	都都市整備局からの協力依頼を受け、地震等による宅地への被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施

ボランティア名	出動要件及び活動内容
建設防災 ボランティア	震度５強以下の地震発生時には都建設局からの出動要請を受け、また、震度６弱以上の地震発生時には自主的に、それぞれ出動し、建設局所管施設の被災状況の点検業務支援及び都立公園等の避難場所における建設局所管施設の管理業務支援等を実施
交通規制支援 ボランティア	警察署長からの要請を受け、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置等を実施
東京消防庁災害時 支援ボランティア	東京消防庁管内における震度６弱以上の地震発生時に、あらかじめ登録した消防署に自主的に参集し、消防署内での後方支援活動、応急救護活動等を実施

第3章 安全な都市づくりの実現

震災で一人の犠牲者も出さない街づくりを目標に、建物の倒壊、延焼を防ぐためのハード面の対策が必要である。

本編では、木造住宅密集地域における道路、オープンスペースの整備、関連施設及びライフラインの確保等の取組について示すものとする。

第1節 現在の到達状況

・荒川区防災・減災等に資する国土強靱化地域計画の策定

平成26年6月3日付けで、内閣官房より、「国土強靱化地域計画策定モデル調査に係る第1次実施団体」に選定され、他の自治体に先駆けて、平成27年9月に荒川区防災・減災等に資する国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）を策定した。

この地域計画に基づき、年度ごとに重点的に取り組む事業を一覧表にまとめ、ホームページで公表している。

・不燃化促進のための建物除却等を支援

木造住宅密集地域の一層の改善を図るため、都の不燃化特区制度に基づき、大地震等の災害時に特に危険とされている地域について、「不燃化特区（不燃化特区特定整備地区）」の指定を受け、古い建物の建替えや解体について、助成金等による支援や税金の減免といった不燃化特区限定の支援を行っている。

建替え助成	除却助成	寄附除却
510 棟	667 棟	53 棟

※令和5年度末実績

・主要生活道路の拡幅整備、オープンスペース確保のための公園・広場等の整備

緊急車両のスムーズな通行や避難経路の確保及び火災時の延焼防止を図るため、建物等の補償を行いながら用地を買収し、主要生活道路の拡幅整備を進めている。

地区名	測量進捗率	用地取得率
荒川二・四・七丁目地区 4路線	73.3 %	44.1 %
町屋・尾久地区 12路線		

※令和5年度末実績

また、日常的な憩いの場、災害時には有効なオープンスペースとなる公園や防災スポット等の整備を進めている。

区立公園	児童遊園	グリーンスポット	防災スポット	防災広場
36 か所	70 か所	15 か所	22 か所	19 か所

※令和5年度末現在

・マンホールトイレ整備の推進

平成15年度から、災害時の応急仮設トイレとして、区内の公園や児童遊園、防災スポット等に災害時マンホール対応型トイレを設置している

災害時マンホール対応型トイレ設置数	245 か所（穴）

※令和5年度末現在（小中学校、ふれあい館等の敷地内を含む）

- ・区内の空き家実態調査に基づく「荒川区空き家等対策計画」の策定

老朽化した空き家の除却による防災性の向上に加え、区内の約6割を占めるとされている木造住宅密集地域の改善を図るため、空き家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空き家等特措法」という。）の施行を契機に、平成28年12月に「荒川区空き家等対策の推進に関する条例」を制定するとともに、平成27年度に実施した空き家実態調査の結果を踏まえ、平成29年1月に空き家に対する基本的な方針を示した「荒川区空き家等対策計画」を策定し、空き家対策を総合的かつ計画的に推進してきた。

第2節 課題

- ・自然災害が発生しても機能不全とならない地域づくりを進める必要がある。
- ・木造住宅密集地域における耐震化・不燃化をさらに促進する必要がある。
- ・道路（細街路を含む）の拡幅、公園等の計画的な整備推進による防災機能の強化・充実を図る必要がある。
- ・断水時に使用できるようオープンスペースの常設トイレを確保する必要がある。
- ・適切な管理がされていない空き家からの災害発生による出火等を防止する必要がある。
- ・使用目的のない空き家が増加し続けており、除却等の一層の促進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の有効活用や適切な管理を総合的に強化する必要がある。

第3節 対策の方向性

- ・区の優先課題を見極めた計画の策定
- ・不燃化特区における建替促進による不燃化の推進、延焼拡大の防止
- ・建替えに伴う主要生活道路及び細街路の拡幅、公園等の計画的な整備を促進
- ・老朽空き家の除却に係る普及啓発

第4節 到達目標

- ・不燃化特区地区の不燃領域率：令和7年度までに70%
- ・道路（細街路を含む）の拡幅、常設トイレを設置したオープンスペース整備の拡充
- ・住宅の耐震化率：令和7年度までに95%、民間特定建築物の耐震化率：令和7年度までに100%
- ・著しく危険な老朽空き家の除却促進
- ・令和4年度に実施した空き家実態調査に基づき、令和5年6月に改正された空き家等特措法の内容を反映させた新たな「荒川区空き家等対策計画」の策定

【予防対策】

1 安全に暮らせる都市づくり

1-1 荒川区防災・減災等に資する国土強靱化地域計画

・平成25年、「国土強靱化基本法」が公布され、国土強靱化に関する施策を総合的に推進することが定められた。これを受け、国では「国土強靱化基本計画」及び「国土強靱化アクションプラン」を策定した。

・荒川区においても、「災害で一人の犠牲者も出さない安全・安心のまちづくり」を目標とし、区政の6つの政策と、政策を横断する分野として「リスクコミュニケーション」「公共施設等の老朽化対策」「荒川区民総幸福度」の3つを掲げ、それぞれの視点での対策を地域計画としてまとめている。

(1) 地域計画の位置付け

・地域計画は、国土強靱化の観点から、どのような自然災害が発生しても機能不全に陥らないよう、喫緊ではない事業を見極めた上で、保有する人的、物的資源により自治体機能を継続することを趣旨とするものである。このことから、区の事業全般にわたり、いわゆる各部局による計画を統括する「アンブレラ計画」となる。

(2) 区における取組

・地域計画では、「起きてはならない最悪の事態」を掲げ、それぞれの事態への脆弱性評価として現状と目標年度の指標を示している。

(3) 進め方

・区としては、強靱化の取組として、いわゆるPDCAサイクルによる「評価」と「見直し・改善」を繰り返し、施策等の進捗に合わせる等により、修正していく。

1-2 防災都市づくり推進計画

(1) 計画の目的

・防災都市づくり推進計画は、東京都震災対策条例第13条の規定に基づき定める計画で、震災を予防し、震災時の被害拡大を防ぐため、主に、延焼遮断帯の形成、緊急輸送道路の機能確保、安全で良質な市街地の形成及び避難場所等の確保等、都市構造の改善に関する諸施策を都と区が連携して推進することを目的として定めるものである。

(2) 計画の構成

・防災都市づくりに関する施策の指針や目標等を定める「基本方針」と、具体的な整備計画等を定める「整備プログラム」で構成されている。

1-3 防災街づくりの施策

・荒川区を災害に強い街にしていくためには、耐震性や耐火性のある建物への更新が進み、容易に消火や避難が可能な道路やオープンスペースが整備された、防火性の高い都市構造にしていくことが緊急かつ重要な課題である。

(1) 木造住宅密集地域の整備促進

・木造住宅密集地域を燃えない・燃え広がらないまちにするため、特に甚大な被害が想定される地域を対象に、令和7年度までの期間の重点的・集中的な取組を実施する。

① 不燃化特区制度

・地域危険度が高い等、特に重点的・集中的に改善を図るべき地区について整備プログラムを策定し、建替えや除却の支援制度を設けるとともに、主要生活道路の拡幅やオープンスペースの確保も含め、地区全体の不燃化促進に向けた取組を強力に推進する。

i) 建替え・除却助成の充実

・令和5年度から、建替えの更なる促進を図るため、建替え助成制度において、解体工事費及び建築設計、工事監理費の助成に加え、新たに建築工事費の助成を開始している。

・令和6年度から、新耐震基準建物のうち、平成12年5月31日以前に建てられたグレーゾーン住宅を含む古い木造建物についても除却を促進するため、助成対象範囲を拡大している。

○除却助成

・旧耐震基準建物のみを対象としていたが、建替え助成と同様に、グレーゾーン住宅を含む新耐震基準建物の一部についても助成対象とする。

○建替え助成

・不燃化を促進する目的で耐火・準耐火以外の建物を対象にしていたが、耐震化も促進するため、耐火種別を問わないこととする。

○住み替え助成

・不燃化特区内の老朽建物の解体に伴い、老朽建物ではない賃貸住宅に住み替える方を対象とした助成制度について、老朽建物の範囲を除却助成及び建替え助成の変更に合わせて拡大するとともに、高齢者が転居しやすいように要件を緩和する。

ii) 周知啓発等

○事業・制度の周知・啓発

・各戸訪問、町会役員会、避難所開設・運営訓練、町会防災訓練のほか、ポスター掲示、まちづくり協議会、ニュース配布、動画配信等による事業PRを行っていく。

○専門家の派遣や住まいの相談会の開催による相談支援

・建築士や弁護士等の専門家派遣、住まいの相談会による相談支援をきっかけに、建替えや除却助成金の申請につなげる。

○まちづくり協議会の活動

・地域の方々に組織されたまちづくり協議会において、地区の防災上の課題解決に向けたまち歩き等住民参加イベントの実施や情報発信を行うことにより、防災まちづくりの意識啓発を行っていく。

指定地区	荒川・南千住地区	町屋・尾久地区
指定年度	令和2年度	平成26年度
整備プログラムの概要	[コア事業] ・旧荒川図書館跡地の公園とその周辺整備 ・都市計画道路補助90号線沿道の緑道整備 ・老朽木造建築物等の除却 [コア事業以外] ・都市計画道路補助90号線の整備 ・公園等の広場整備 ・都市計画道路補助90号線沿道の不燃化 ・主要生活道路の拡幅整備・無電柱化 ・相談体制の充実 ・不燃化建替えの助成	[コア事業] ・都市計画道路補助193号線の整備 ・主要生活道路の拡幅整備及び沿道の不燃化 ・老朽木造建築物等の除却促進 ・公園・広場等の整備 [コア事業以外] ・相談体制の充実 ・不燃化建替えの促進 ・永久水利施設の整備
不燃領域率 (令和5年度末)	66.4%	65.0%
(指定当初)	64.5%	56.8%

※荒川・南千住地区において、平成23年度に特区の指定を受けた荒川二・四・七丁目地区では、目標である不燃領域率70%を達成済み（令和6年3月現在 70.8%）

② 特定整備路線の整備（補助90号線 町屋駅前～明治通り）

- ・都施行の都市計画道路の整備を加速するため、関係権利者等に対する特別な支援策について期間を限定して実施する。
- ・特定整備路線の整備を進めている都と連携して、補助90号線沿道緑道の整備に向けた用地取得を進めていく。

③ 地区計画の導入

- ・木造住宅密集地域に地区計画を導入し、建築物等に適切な制限を行うことで災害時の安全性を確保する。
- ・拡幅整備が必要な主要生活道路（優先整備路線）については、地区計画による指定を行うとともに、早期整備に取組、災害時の円滑な消火活動と避難路を確保する。
- ・主要生活道路の拡幅整備にあたっては、高度な専門知識を有する専門業者に用地折衝を委託することにより、権利者の生活再建を第一に考え、権利者の立場に立って丁寧に説明し、合意を得ながら推進していく。
- ・主要生活道路と交差する見通しの悪い交差点の角地を防災スポット用地として取得すること等により、交通の安全性の向上につなげる。

(2) 密集住宅市街地整備促進事業

・本事業は、木造住宅等が密集し、道路・公園等の公共施設が未整備な地区において、老朽木造建築物等の建て替えを促進するとともに、併せて道路・公園等の公共施設の整備を進め、住環境の改善と住宅水準の向上を図っていく。

・令和3年度から新たに不燃化特区制度を導入している荒川一・三・南千住一・五丁目地区において、老朽化した建物の建替えや除却の支援に加え、主要生活道路の拡幅や公園・広場等のオープンスペースの確保を図るため、令和6年度整備計画を策定し、令和7年度からの密集住宅市街地整備促進事業の導入を目指す。

地 区	開始年度	不燃領域率
南千住一・荒川一丁目地区	平成 11 年度	56.2%
荒川二・四・七丁目地区	平成 17 年度	※70.8%
町屋・尾久地区（下記地区含む） 荒川五・六丁目地区（昭和 62 年度～） 町屋二・三・四丁目地区（平成 11 年～） 尾久中央地区（平成 21 年～） 尾久東部地区（令和 3 年度～）	平成 21 年度	※65.0%

不燃領域率は事業終了時のもの。※令和6年3月現在

（資料第1－8 荒川区密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行細則）

(3) 延焼遮断帯形成事業

・上記の密集住宅市街地整備促進事業地区内で、優先整備路線沿道にミニ延焼遮断帯を形成し、震災時に市街地火災の延焼を防止する。

地 区	開始年度
荒川五・六丁目地区（優先整備路線 459 m）	平成 18 年度
町屋二・三・四丁目地区（優先整備路線 470 m）外 3 路線	平成 19 年度
荒川二・四・七丁目地区（優先整備路線 275 m）外 1 路線	平成 19 年度
尾久中央地区（優先整備路線 630 m）外 3 路線	平成 23 年度
尾久東部地区（優先整備路線 350 m）外 2 路線	令和 2 年度

(4) 整備地域不燃化加速事業

・東京都防災都市づくり推進計画における整備地域のうち不燃化特区制度を導入している重点整備地域を除く地域において、老朽木造建築物の解体工事費や1階から3階までの床面積に応じて設計・工事監理費の一部を助成する制度を導入し、建築物の不燃化や耐震化を加速させることで、地域の防災性向上を図る。

(5) 木造・非木造建物耐震化推進事業

・震災時に倒壊等の恐れがある木造・非木造建物について、耐震診断に基づき耐震補強工事、耐震建替え工事等を行う区民を支援することで建物の耐震性の向上を推進していく。

・これまで行っていた昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建てられた建物の耐震化に対する

支援に加え、令和6年度から、新耐震基準のうち平成12年5月31日以前に建てられたグレーゾーン住宅に対する支援を開始した。

- ・耐震補強工事や建替え工事等ができない建物に居住する者の命を守るため、耐震シェルター設置について、設置前の耐震性の確認を不要にするとともに、建築基準法適合要件を撤廃し、2項道路突出や不接道建物も対象にした。加えて、補助率及び上限額を引き上げた。

- ・令和6年1月1日に発生した能登半島地震において、建物倒壊や火災等による被害が多く見られたことを踏まえ、既に行っている家具類の転倒等防止器具並びに感震ブレーカーに対する設置工事・購入費用の助成も含め、多様な支援を実施することで、地域全体として燃えない・倒れないまちづくりを進めていく。

(6) 都市計画道路の整備

- ・道路は、都市基盤施設として、物資輸送や交通等、区民の日常経済活動を支える機能を有する他に、震災時には延焼遮断帯及び避難路や緊急輸送道路となる等、重要な役割を果たす。

- ・都市計画道路については、都市計画法により都市計画決定され、事業認可を取得したものについて整備に着手する。

- ・現在、区内では都施行2路線、区施行3路線が事業中である。

- ・このうち、補助90号線の町屋駅前から明治通りの区間については、都が平成24年6月、「木密地域不燃化10年プロジェクト」の一つの柱として都市計画道路の特定整備路線に選定しており、令和7年度末の完了を目指し集中的に整備を行っている。

① 都における都市計画道路の整備方針

- ・都、特別区及び26市2町では、これまで都市計画道路を計画的・効率的に整備するため、過去3回にわたり事業化計画を策定し、事業の推進に努めてきた。

- ・平成28年3月、東京における都市計画道路の整備方針（「第四次事業化計画」）を策定し、概ね10年間で優先的に整備すべき区間を優先整備路線として選定した。

② 荒川区内における優先整備路線

- ・荒川区内における都と区が施行する路線は以下に示すとおりである。

- 都施行路線 環状4号線（西日暮里五丁目交差点付近～宮地交差点付近）

- 補助第92号線（北区境～道灌山通り）

- 区施行路線 補助第182号線（尾竹橋通り～西日暮里二丁目）

- 補助第189号線（日光街道～東京メトロ検車区前）

- 補助第193号線（熊野前交差点～荒木田交差点）

③ 荒川区内における事業着手路線

- ・荒川区内における都と区が整備を進めている路線は以下のとおりである。

- 都施行路線 環状4号線及び補助第90号線（常磐線ガード～町屋駅前、小台通り～荒川車庫前）

- 区施行路線 補助第193号線（熊野前交差点～荒木田交差点）

- 補助第321号線（橋場橋通り入口交差点～明治通り）

- 補助第331号線（コツ通り～ドナウ通り）

(7) 都市防災不燃化促進事業

・区では、昭和 58 年から本事業を実施し、順次対象地域を拡大しながら、燃えない街づくりの推進を図っている。

① 計画目標

・事業対象地区ごとに、それぞれの事業開始年次から 10 年間で、対象区域内の不燃化率を 70% にすることを目標とする。

② 現況

地 区	開始年度	終了又は終了予定年度	不燃化率 (%)
白 鬚 西 I 地 区	昭和 58 年度	平成 12 年度終了	35.5%
小 台 通 り 地 区	昭和 59 年度	平成 10 年度終了	65.6%
尾 竹 橋 通 り 地 区	昭和 62 年度	平成 12 年度終了	58.5%
旭 電 化 跡 地 周 辺 地 区	平成 元 年 度	平成 15 年度終了	36.6%
補 助 3 0 6 号 線 地 区	平成 2 年 度	平成 16 年度終了	47.7%
放 射 1 2 号 線 地 区 (補助 107 号線地区含む。)	平成 4 年 度	平成 21 年度終了	43.3%
補 助 9 0 号 線 地 区	平成 9 年 度	平成 24 年度終了	40.9%
補 助 1 8 9 号 線 地 区	平成 9 年 度	平成 18 年度終了	60.8%
補 助 9 0 号 線 第 二 地 区 (熊野前～荒川遊園地前)	平成 11 年 度	令和 2 年度終了	41.1%
補 助 9 0 号 線 第 三 地 区 (町屋駅前～明治通り)	平成 27 年 度	令和 6 年度終了予定	※69.1%

不燃化率は事業終了時のもの。※令和 6 年 3 月現在

(資料第 3 - 8 荒川区まちづくりマップ)

(8) 特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業

・地震発生時において特定緊急輸送道路に係る沿道建物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、沿道建物の耐震補強設計及び耐震補強工事等に係る費用を補助することにより、当該沿道建物の耐震化を推進していく。

① 特定緊急輸送道路

- ・日光街道
- ・尾久橋通り
- ・明治通りの一部（日光街道から荒川区役所までの区間）

② 対象となる建物

- ・次の全てに該当する建物
 - (1) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建物特定緊急輸送道路に敷地が接していること
 - (2) 建物高さが、道路幅員の概ね 1/2 以上であること
- (資料第 3 - 9 荒川区緊急輸送道路路線図)

(9) 細街路拡幅整備事業

- ・区内の道路は、約3割が細街路といわれる幅員4m未満の道路であり、消防活動が困難であり、かつ避難路としても不適な状態であるが、その多くが解決されていないのが現実である。
- ・区では、昭和59年に細街路拡幅整備要綱を制定し、次の事業を推進している。

事業概要	事業対象	整備率(%) ()内は整備完了距離
狭あい道路の拡幅整備を促進するため、荒川区細街路拡幅整備事業を実施しており、土地所有者等の承諾に基づき、区が道路拡幅の工事を行うほか、建築主等の申請により、後退用地等の整地費、拡幅整備に支障となる塀の移設費の一部を助成し、費用負担の軽減を図っている。加えて、後退用地の非課税申告の手続きを代行している。 また、荒川区私道細街路電柱移設事業に基づき、私道の拡幅整備後に電柱の移設が必要と認められる場合、移設費用の一部を助成し、車両の通行に有効な道路幅員の確保につなげている。	区内の全道路約349kmのうち約116km、道路両側で約232km。	約49.5% (約115km)

(10) 道路の無電柱化

① 背景

- ・現在、電力線、通信線の多くが架空方式で設置され、災害発生時の電柱折損によるインフラ停止が懸念されている。防災性の確保のほか、通行空間の安全性、また良好な景観の形成から無電柱化は重要な施策である。
- ・都では、首都直下地震等の災害に備えるため、これまで以上に重点整備エリア等の無電柱化の推進が求められている。
- ・これを踏まえ、平成28年に無電柱化の推進に関する法律が施行され、各自治体においても、無電柱化推進計画の策定、公表が努力義務化された。

② 関連する取組

- ・無電柱化の推進に関する法律の施行に先がけ、道路法が平成28年4月に改正され、直轄国道のうち、緊急輸送道路上における電柱の新規占用が禁止された。
- ・都においても、無電柱化の推進に関する法律を踏まえ、東京都無電柱化推進条例を平成29年9月から施行し、都道を対象とした無電柱化推進の方策、電柱の新設抑制を定めている。また、都都市整備局は面的な無電柱化を推進するため、区や民間の取組を支援している。

③ 区における取組

- ・木造住宅密集地域が約6割を占めるとされる区においても、前記の①で定められた無電柱化推進計画を令和元年7月に策定し、災害発生時の避難等に資する一定程度の幅員が確保される道路を中心に技術的課題を検証しながら、都市計画道路及び防災に資する主要生活道路を中心に無電柱化を推進している。
- ・なお、木造住宅密集地域である荒川二・四・七丁目地区内の主要生活道路4号線「ゆいの森周辺道路」において、荒川区がこれから取り組むべきである生活道路の無電柱化のモデル路線として平成27年度に先行整備した。
- ・その後、荒川総合スポーツセンター周辺道路等の整備が完了し、荒川二・四・七丁目地区内の主要生活道路2号線「第二峡田小学校北側道路」等が整備中である。
- ・また、令和5年3月より、緊急輸送道路を対象として、電柱の新設抑制を定めている。

④ 主な無電柱化路線

- ・国庫補助や都のチャレンジ支援事業等の補助事業の活用を図り、無電柱化を推進する。

i) 第二峡田小学校北側道路

基本及び詳細設計	平成30～令和元年度
無電柱化工事	令和3～5年度
道路整備工事	令和6年度 工事完了（予定）

ii) 荒川遊園通り

基本及び詳細設計	令和3～4年度
無電柱化工事	令和5～7年度
道路整備工事	令和8年度 工事完了（予定）

iii) 宮前公園第三期周辺道路

基本及び詳細設計	令和5～7年度
無電柱化工事	令和8～13年度
道路整備工事	令和13年度 工事完了（予定）

(11) 空き家対策

① 背景

- ・震災時における家屋の倒壊の危険性といった防災上の問題に加えて、ゴミの不法投棄、ネズミ等の発生による衛生上の問題、雑草の繁茂による景観上の問題、放火や不法侵入による治安・防犯上の問題等、その周辺にお住まいの方々に不安と悪影響を及ぼしている。

② 具体的な施策

- ・空き家問題にいち早く対処するため、平成24年度から、危険な老朽空き家住宅の除却費用の一部を助成する独自の制度を開始した。更に、平成27年度から、「危険老朽空き家ゼロ作戦」として、不燃化特区において、区外居住者を含めた建物所有者への積極的なアプローチを行うとともに、区が解体工事を行う寄附除却や除却費用の全額助成、賃貸住宅への住み替え家賃助成等、これまでよりも踏み込んだ除却支援事業に取り組んでいる。

i) 相続人調査の実施

- ・空き家実態調査による管理不全な空き家を把握、並びに相続人調査による空き家の相続人の特定する。

ii) 危険な老朽空き家の除却

- ・令和5年度から空き家の解体助成制度の助成上限額を引き上げ、更なる危険な老朽空き家の解体の促進を図る。

iii) 特定空家等への指定等

- ・特定空家等対策審査会への諮問・答申を経て、周囲に著しい悪影響を及ぼす空き家を特定空家等に指定し、空家等特措法に基づく指導・助言を行うことによる除却の促進を図る。

iv) 空き家利活用事業の促進

- ・街の魅力向上や地域の活性化を図るため、空き家の活用を促進する。

③ 関連する法令等

- ・危険な空き家に対する立ち入り調査をはじめ、建物所有者への改善命令や行政代執行等の強い権限を自治体に与える規定が盛り込まれた空家等特措法が平成27年5月に全面施行され、除却の阻害要因であった固定資産税の課税方法についても一定の見直しが行われた。
- ・また、区内全域を対象とした空き家の実態調査の結果を踏まえ、周辺的生活環境に深刻な影響を及ぼしている「除却すべき危険な空き家」に対処するだけではなく、空き家そのものの増加を抑制する「予防保全を講じるべき空き家」への取組や、民間事業者とも連携した「利活用が考えられる空き家」への取組等、多岐にわたる空き家問題に対する基本的な方針を示す『空家等対策計画』を平成29年1月に策定するとともに、特措法を補完する区独自の『空家等対策の推進に関する条例』を平成29年4月に施行した。

④ 更なる取組

- ・空き家所有者が抱えている様々な悩みに対して、法律や建築等の専門家が無料で直接相談に応じることで、空き家問題の早期解決につなげるとともに、地域の活性化に資する施設への改修費用の助成や空き家の活用を促進する制度を導入することで、地域の活力・コミュニティの衰退を未然に防ぐ等、総合的かつ計画的な空き家対策を実施していく。
- ・令和4年度に2回目の空き家実態調査を行ったところ、空き家が増加していることが判明した。また、令和5年度に空家等の対策の推進に関する特別措置法が一部改正され、除却等の更なる促進に加え、空き家の有効活用や適切な管理を強化する規定が追加された。これらを踏まえ、令和6年度に空家等対策計画を改定し、区の空き家対策をより一層推進していく。

i) 空家等対策計画に基づく空き家対策の実施

- ・空家等対策計画に基づき、①そもそも空き家にさせない、②空き家になった場合でも適正に管理し、次の利用につなげる、③危険なものは速やかに除却する、の3点を重視し、空き家所有者や空き家化の可能性のある世帯へのアプローチ、相談対応体制の強化、エリアリノベーションの取組の推進、空家等特措法に基づく改善指導、危険な老朽建築物の除却助成等を重点的に行っている。

ii) 老朽空き家の除却

- ・老朽空き家の除却助成は、過半が住宅である建物を対象にしていたが、空き家が倒壊して

周囲に与える影響を考え、令和6年度から都の補助要件に合わせて用途の制限を撤廃し、店舗や事務所、倉庫等も対象とした。

(12) 公園・緑地等の整備

・都市の緑地は、火災の延焼防止や避難場所としての機能等、防災上重要な役割を担っているため、保護指定樹木の助成制度や緑化計画制度等により都市空間の確保を図る。

・公園や児童遊園は、延焼防止機能を有するとともに自主防災組織の活動拠点、一時集合場所等、防災上重要なオープンスペースであり、引き続き積極的な整備を推進する。

・区立公園については、過去の大震災において地域の身近な公園が果たした役割の大きさを踏まえ、震災時の避難場所として位置付け、重点的な整備を推進する。

・区内の公園・緑地等の整備水準が低い地域については、計画的に施設整備を進め、区全体の公園、緑地整備等の拡充を図る。

・区立の個々の公園・児童遊園等の防災機能を向上させるため、拡張整備を積極的に推進するとともに、水利施設や防災資機材等の設置についても、公園本来の機能を守りながら地域の要望に応じていくものとする。

・震災に伴う断水時に、衛生的にトイレを利用できるよう、平時から、事業者等と技術的な意見交換を行い、試験的な設置について関係機関と協議する。

・都市計画公園は、都市計画法に基づき都市計画決定され、事業認可を取得したものについて整備に着手する。区内における都と区が今後整備する予定の都市計画公園は次のとおり。

- 都施行公園 尾久の原公園
- 区施行公園 宮前公園（第三期）
町屋公園
南千住浄水場跡地（公園予定地）
荒川遊園（D地区）

・宮前公園（第三期）については、災害時に拠点となる病院に隣接し災害医療を支援する公園として、整備を進める。また、「（仮称）宮前公園一帯」が広域避難場所としての指定を受けることを目指し、都と協議を継続するとともに、指定要件を満たす整備に努める。

(13) 防災広場の整備

① 現況

・防災広場は、災害時には延焼防止の役割を果たすとともに地域の防災活動の拠点として利用され、平時には住民の防災訓練の場、さらには日常の区民交流の場として活用されている。

・昭和55年11月に定めた「荒川区防災広場の設置等に関する要綱」に基づき整備を進め、令和6年4月現在19箇所ある。

・地域の防災区民組織等の協力を得ながら日常の清掃等の簡易的な維持管理を行う。

（資料第3－10 防災広場一覧）

② 設置基準

- ・面積は、概ね 300 m²～500 m²程度
- ・地域危険度が5又は4の地域で、特に消防水利の不足している地域
- ・防災活動を円滑に行いうるだけの道路に接していること

③ 整備内容

- ・地下に防火水槽(40t)又は小型防火水槽(5t)を設置し、地域の初期消火能力の向上を図る。
- ・また、一部の防災広場には防災用かまどベンチを設置している。
- ・敷地内に地域の防災資機材格納庫を置くとともに、6箇所の防災広場には、区民等による応急救助体制を強化するため、救助用資機材セット等を配備している。

④ 整備計画

- ・地域危険度が5又は4の地域で、特に消防水利の不足している地域については、防災広場の設置を今後も推進していくとともに、災害時の拠点として有効に活用するため、防災井戸及びマンホール対応型トイレについても整備する。

(14) 防災スポットの整備

① 現況

- ・小規模な敷地を整備し、防災機能を備えたオープンスペースとして確保するとともに、火災の延焼防止又は遅延、建て詰まりの軽減、地域での初期消火、救助活動の促進による地域の防災性を向上させるとともに、憩いの場となることで住環境の向上も図っている。
- ・平成27年9月10日に定めた「荒川区防災スポットの整備及び管理に関する基準」に基づき整備を進め、令和6年4月現在22箇所ある。
- ・地域の防災区民組織等の協力を得ながら日常の清掃等の簡易的な維持管理を行う。
(資料第3-11 防災スポット一覧)

② 整備要件

- ・不燃化特区内における整備
- ・整備により地域の防災性向上に資する用地
- ・概ね30 m²以上の面積を有すること

③ 整備内容

- ・整備可能な立地条件を満たし、防災設備が不足する地域の場合は、防災井戸、マンホールトイレ、防火水槽、かまどベンチ等の防災設備を整備
- ・防災用資機材等を格納できる収納ベンチの設置
- ・救助用資機材の配備

(15) 市街地の再開発事業

・木造住宅密集地域の防災性強化や駅前にふさわしい土地の高度利用、にぎわいの創出を目的として市街地を再開発することにより、耐震・耐火建築物の建設と道路、公園、広場等の公共施設、オープンスペースを総合的に整備し、災害に強い安全で快適な市街地の形成を図っていく。

① これまでの取組

i) 白鬚西地区市街地再開発事業(都施行)

・「白鬚西地区防災再開発計画」は、昭和44年11月に策定された「江東再開発基本構想」に基づき、計画が進められたものであり、東京都長期計画では「安心して住めるまち」の中で、白鬚東地区とともに防災市街地再開発事業として位置付けられている。

・白鬚西地区は、区の東端に位置し、白鬚東地区（墨田区）と隅田川を挟んで、その西側にあり、その周囲をJR貨物隅田川駅と隅田川に囲まれた、面積約48.8haの区域である。事業は平成22年3月に完了し、都の地区内残留地区の指定を受け、災害に強い安全で快適なまちに生まれ変わった。

ii) 再開発事業完了地区

・住宅、商業、工業が混在した密集市街地を解消し、安全で快適な街を形成するとともに、駅前にふさわしいにぎわいを創出し、街の活性化を図るため、再開発事業を実施した。

地区名	地区面積	施行者	完了年度
町屋駅前西地区	0.2ha	個人	平成元年3月
町屋駅前東地区	0.6ha	組合	平成2年8月
町屋駅前中央地区	0.5ha	組合	平成9年2月
町屋駅前中央第二地区	0.1ha	個人	平成8年9月
町屋駅前南地区	0.6ha	組合	平成19年9月
東日暮里五丁目地区	0.7ha	組合	平成14年3月
白鬚西地区	48.8ha	都	平成22年3月
ひぐらしの里西地区	0.3ha	組合	平成23年3月
ひぐらしの里中央地区	0.7ha	組合	平成23年3月
ひぐらしの里北地区	0.4ha	組合	平成23年3月
南千住西口駅前地区	0.8ha	組合	平成24年3月
三河島駅前南地区	0.5ha	組合	平成27年3月

② 今後の取組

i) 三河島駅前北地区市街地再開発事業（組合施行）

・旧真土小学校跡地を含む三河島駅前北地区において、周辺道路の拡幅整備や広場等のオープンスペースの整備により、地域の防災性の向上を図る。また、土地の高度利用を図り、住宅、商業・業務及び公益施設（多目的アリーナ）等の耐震・耐火性を備えた複合建築物を建設することで、駅前にふさわしいにぎわいを創出するとともに、災害に強い安全で快適な再開発事業を推進する。

ii) 西日暮里駅前地区市街地再開発事業（組合施行（予定））

・旧道灌山中学校跡地を含む西日暮里駅前地区において、都市計画道路や交通広場、ペデス

トリアンデッキ等の都市基盤の整備により、地域の防災性の向上を図る。また、土地の高度利用を図り、住宅、商業・業務及び公益施設（文化交流施設）等の耐震・耐火性を備えた複合建築物を建設することで、駅前にふさわしいにぎわいを創出するとともに、災害に強い安全で快適な再開発事業を推進する。

(16) 土と緑の堤防整備

・水辺に親しむ環境の創出と地震に対する安全性の向上、震災時の消防水利の確保、支援物資の水上輸送システムの確立等を図るため、公園等の公共施設の整備に合わせ、都が行うスーパー堤防の整備に積極的に協力していく。また、スーパー堤防化に時間を要する区間については、避難経路としても有効なテラスの先行整備を都と連携して推進する。

(17) 私道の安全対策

・令和6年度から、これらの対策に向けて、全ての私道照明灯の調査を実施するとともに、合わせて通行の支障になっている電柱についても現状を把握した上で、電柱の管理者や土地所有者等に対し、移設を働きかける。

① 私道細街路の電柱移設支援制度

・道路の拡幅に伴う電柱移設は、公道の場合、道路法に基づく監督処分が可能であるが、私道では、経費も含めた権利者間での調整が必要となり、移設が進んでいない。このため、電柱移設に係る経費を全額補助し、災害時の避難や消火活動が円滑に行える環境づくりを進める。

② 私道照明灯のLED化

・町会管理の私道照明灯について、区が積極的に協力することでLED化を集中的に行い、私道の暗がり対策を進め、地域の安全性を高める。

1-4 高層建築物の対策

・荒川区は工場と住宅の混在地として形成されてきた。工場跡地が住宅地へと変わっていくとともに建築技術の向上や土地の高度利用に伴って、近年、中高層のマンション等の建築物が増加している。

・中高層マンションにおける地震に対する対策については、区及び消防署等が連携し、各種の実態調査、行政指導の強化等を行うとともに、高さ 60m を超える超高層建築物における長周期地震動対策については、国の動向を注視し対策方法等を示していく。

(1) 現況

・区内の建築物の現況は以下のとおりであり、高層建築物は高さ 31m を超える建物であることから、概ね 11 階以上の建物が該当すると考えられる。

建物階数別棟数（令和 3 年土地利用現況調査）

地 域	低 層			中 層		高 層		超高層	計
	1 階	2 階	3 階	4・5 階	6・7 階	8~10 階	11~15 階	16 階~	
南 千 住	957	2,944	1,751	262	64	69	75	19	6,141
荒 川	625	3,694	2,315	258	51	64	53	6	7,066
町 屋	490	3,186	2,258	241	64	49	27	4	6,319
東 尾 久	561	3,574	2,541	274	43	37	35	0	7,065
西 尾 久	400	2,807	2,059	341	69	34	25	0	5,735
東日暮里	318	2,081	1,735	680	176	156	64	3	5,213
西日暮里	325	1,695	1,341	605	114	124	58	3	4,265
計	3,676	19,981	14,000	2,661	581	533	337	35	41,804
構 成 比	8.8%	47.8%	33.5%	6.4%	1.4%	1.3%	0.8%	0.1%	100.0%

※端数処理の関係で、構成比の計が 100% にならないことがある。

(2) 整備指導方針

・既存の高層建築物については、建築基準法に基づく定期報告制度の対象となる建物に対しては、毎年あるいは 3 年ごとに維持保全の報告を求め、安全性の確保を図る。

・地区計画の区域内では、地区ごとに建築物等の高さの最高限度を定めている。

(3) マンション防災マニュアルの作成

・区は、マンションに対し実施したアンケート調査を基に、家具類転倒・落下、エレベーターの停止等の高層住宅特有の被害や集合住宅での防災対策の進め方等について取りまとめた研修用冊子を活用した普及啓発を行う。

・管理組合の理事会等に対する出張防災講座の実施や、マンションセミナーにおける防災講座の開催、耐震アドバイザーの派遣、先進的な防災対策を実施しているマンション等の事例紹介、区報やホームページによるマンション防災対策の広報等を行う。

(4) 非常用備蓄の推進

- ・耐震性が確保されている高層住宅であっても、電気・水道等のライフラインの途絶や、エレベーターの停止によって、居住者は、利便が低下した生活を余儀なくされる可能性がある。
- ・ライフラインの途絶等を想定し、一定期間は自宅で避難生活が送れるよう、食料や飲料水、携帯トイレ等の生活必需品や防災資機材等、必要な物資について居住者や自治会・管理組合が、7日分以上（最低3日分）を備蓄していくことを、区として啓発する。
- ・大型マンションや超高層マンションの場合、荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例により、あらかじめフロアやブロックごとに活動単位を設定し、それぞれに備蓄倉庫拠点を設けた非常用備蓄を分散配置する等の取組を推進している。

(5) エレベーター対策

- ・区は、エレベーターの耐震性や挟まれ事故の防止、閉じ込めの軽減措置についての状況確認や改修を促すとともに、民間の建築物におけるエレベーターの所有者（管理者）に対して、定期報告時に、エレベーターの閉じ込め防止対策のリーフレットを配布し、装置設置の必要性を周知する。
- ・また、エレベーターチェアの設置及び閉じ込め対策訓練の実施等について普及啓発を図るとともに、発災後はできるだけ多くのマンションやビルの機能を早期に回復させる1ビルにつき1台のエレベーター復旧が原則であるエレベーター協会のルールを広く周知する。
- ・消防署は、日本エレベーター協会から講師を招き、エレベーター閉じ込め事故の指導者研修を実施し、迅速な救助体制を整備する。

[エレベーター閉じ込め防止装置]

装置名	機 能
地震時管制運転装置	地震動を感知した場合に早期に運転を停止する機能
停電時自動着床装置	停電時に、エレベーターを最寄り階に着床させるのに必要な電力を供給する装置
機器の耐震性強化	ロープのはずれ止めや引っ掛かり防止、脱レール防止等の各機器の対策強化
運転情報提供	かご内や乗り場への情報提供（音声、表示）
閉じ込め時のリスタート運転	地震時に安全装置が働き緊急停止で閉じ込め状態になった場合、異常が解消していれば最寄りの階へ移動し、ドアを開放する機能
自動診断仮復旧運転	停止状態にあるエレベーターが一定の条件を満足した場合に診断運転に移行し、異常が検出されなかった場合に仮復旧させる機能（後に技術者による再確認で本復旧となる）

(6) ビルからの落下物の防止

- ・地震に対する危険物本体の強化はもちろん、ビルの窓ガラスや壁、広告物等が落下して地上の人々を傷つける危険性も除去しなければならない。
- ・建築基準法に基づき不特定多数の人が利用する一定規模以上の特殊建築物については定期的に

点検を行い区に対する報告が義務付けられている。この報告に外壁等の落下物の調査も含まれていることから、督促等により報告率向上に努めるとともに改善の必要なものについては指導を行っている。

・平成 17 年の福岡県西方沖地震の被害を受け、区内の避難道路沿いや容積率 400%以上の区域内にある 3 階以上で嵌め殺し窓の落下の危険性がある建築物を対象に、所有者又は管理者に調査及び報告を求め、報告に基づく改善指導を実施した。

(7) 荒川区災害時地域貢献建築物の推進

・荒川区災害時地域貢献建築物の認定・助成制度（認定：平成 23 年 8 月施行、助成：平成 23 年 9 月施行）について、対象となる建築物の把握に努め、当該建築物の所有者等に対し助成制度の説明をするとともに、認定を申請するよう協力を求めている。

(8) 消防署による指導

・消防署は、高層建築物等の新築等に際して、関係者に対し、火災予防審議会を受けて策定した高層建築物等に係る安全防火対策に基づく指導を行う。

・消防署は、事業所に対して東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成を指導する。

・作成した事業所防災計画に定めた事前計画、活動計画、復旧計画に基づき火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減が図れるよう、関係事業所に次の対策を指導する。

火災予防対策	(1) 火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進 (2) 火気使用場所の環境整備及び可燃物品の転倒落下防止措置 (3) 内装材料、家具調度品、装飾物品の不燃化 (4) 消火設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進
避難対策 (混乱防止対策)	(1) 避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保 (2) ビルの防災センターからの迅速な緊急放送体制の整備 (3) ショーケース、看板及び複写機等の転倒、落下防止 (4) 避難誘導員の事前指定や訓練指導者の育成 (5) 避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底 (6) 警報設備、避難設備の機能確保による避難対策の推進
防火・防災管理対策	(1) 従業員に対する消防計画の周知徹底 (2) 管理権限者が複数の建物における管理責任区分及び全体についての消防計画の周知徹底 (3) ビルの防災センターの機能強化及び要員教育の徹底 (4) 救出・救護知識の普及及び必要な資機材の整備 (5) 防火管理業務及び防災管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育 (6) 実践的かつ定期的な訓練の実施
消防活動対策	消防活動上必要な施設の機能確保による消防活動対策の推進

1-5 崖・擁壁・ブロック塀等の対策

(1) 崖・擁壁

・近年、がけ崩れによる大きな災害が各地に発生している。崖・擁壁対策は、原則として所有者等が行うべきものであるが、行政の対応策として建築基準法、宅地造成及び特定盛土等規制法、土砂災害防止法等に基づく規制がある。また、区では、土砂災害特別警戒区域内の擁壁等の所有者に対しての支援事業を行っている。

① 擁壁専門家派遣事業

・土砂災害特別警戒区域内における擁壁・がけの所有者を対象に擁壁専門家を派遣し、既存擁壁等の調査、対策計画の作成等を支援する。

② 擁壁等対策工事助成制度

・土砂災害特別警戒区域内等の擁壁等の安全性確保のために対策工事を行う所有者等に対し、当該工事に要する経費の一部を助成する。

(2) ブロック塀

・平成 19 年 7 月の新潟中越沖地震の教訓に鑑み、区内の道路に面する高さ 1.2m 以上のブロック塀等について、平成 20 年度に調査を実施し、調査結果で危険とされたブロック塀等の除却を進めるため、平成 21 年度に危険なブロック塀等の除却に関する助成制度を創設した。

・また、平成 30 年 6 月の大阪北部地震を契機として、平成 30 年度から助成対象の拡大、令和 2 年度から限度額の引き上げを行った。

・さらに、令和 2 年度に改めて実態調査を行ったところ、平成 20 年度の当初調査と比較し、経年劣化により、一応安全である B ランクから注意を要する C ランクになったものが増加していることが判明したため、注意を要する C ランク及び危険である D ランクの危険なブロック塀等については、毎年状況を調査し、所有者に撤去等を働きかけるとともに、撤去への助成を行うことで、着実に危険なブロック塀の除却につなげていく。

2 建築物の耐震化及び安全対策の促進

2-1 建築物の安全化

(1) 荒川区耐震改修促進計画に基づく耐震化の促進

① 計画の概要

・荒川区耐震改修促進計画（以下「耐震改修促進計画」という。）は、区内の住宅及びその他の建築物の耐震化及び関連施策を促進することにより都市の防災性を高め、切迫性が指摘されている首都直下地震から区民の生命及び財産を守ることを目的として平成 20 年に策定し、平成 27 年度及び令和 2 年度に改定した。

・耐震改修促進計画は、早期に区全体として災害に強い安全なまちの実現をめざすものとし、住宅及びその他の建築物の耐震化をその重要な対策のひとつと位置付け、建替え・耐震診断・耐震改修等を計画的かつ総合的に促進するための目標・施策を明らかにしたものである。

② 対象区域、対象建築物

・耐震改修促進計画の対象区域は、荒川区全域としている。対象とする建築物は、原則として建築基準法における新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）導入以前に建築された建築物のうち、下表に示すものとする。

・なお、昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築された建築物にあっても、新耐震基準を満たさない建築物は、耐震改修促進計画に基づく「荒川区耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、対象としている。

[耐震改修促進計画の対象建築物]

種 類	内 容	備 考
住 宅	・戸建住宅、長屋 ・共同住宅	
特定建築物 ①特定既存耐震不適格建築物 ②要緊急安全確認大規模建築物	①多数の者が利用する一定規模以上の建築物 ②地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある建築物	①耐震改修促進法第 14 条で規定される建築物 ②耐震改修促進法附則第 3 条第 1 項で規定される建築物
区有建築物	防災上重要な施設及び不特定多数の者が利用する耐震化を図るべき施設	
緊急輸送道路沿道建築物 ①特定緊急輸送道路沿道建築物 ②一般緊急輸送道路沿道建築物	①特定緊急輸送道路に接する一定高さを超える建築物 ②一般緊急輸送道路に接する一定高さを超える建築物	①耐震改修促進法第 7 条第 1 項で規定される要安全確認計画記載建築物
組積造の塀	特定緊急輸送道路に接する建物に附属する通行障害となる一定長さ・高さを超える組積造の塀（補強コンクリートブロック造の塀を含む）	耐震改修促進法第 7 条第 1 項で規定される要安全確認計画記載建築物

③計画の期間

・耐震改修促進計画は平成 20 年に策定し、現行計画は令和 3 年度から令和 7 年度までとしている。

④耐震化の目標

・住宅については、令和 7 年度までに耐震化率を 95%とする。
 ・民間特定建築物については、令和 7 年度までに耐震化率を 100%とする。
 ・不特定多数の者が利用する防災上重要な区で所有する公共建築物については、平成 27 年度に耐震化率 100%を達成している。

- ・特定緊急輸送道路沿道建築物については、令和7年度までに耐震化率95%とする。
- ・一般緊急輸送道路沿道建築物については、令和7年度までに耐震化率90%とする。

2-2 公共施設の耐震化の促進

(1) 耐震調査の実施

- ・公共施設は、震災時には災害対策本部として、また被災者の避難所、救護所として中心的な役割を果たすことになる。
- ・阪神・淡路大震災では、昭和56年に改正された建築基準法に基づく技術基準により建築された建物については、ほとんど被害がなく、被害はそれ以前の技術基準により建築された建物であった。
- ・区では、こうした建物被害の状況を踏まえ、昭和56年の技術基準以前に建築された公共施設を対象に、平成7年度から耐震診断を実施した。

(2) 耐震化の推進

- ・耐震診断の結果に基づき各公共施設の防災上の重要性、地震に対する危険性等を総合的に勘案し、計画的に施設の耐震補強を実施しており、区立小中学校等の施設の耐震化が既に終了している。また、本庁舎については、平成21年度から23年度にかけて、耐震改修工事を実施し、完了した。

2-3 民間建築物の耐震化の促進

(1) 区による指導等

- ・震災による住宅の損傷が軽微であれば修復により居住することが可能となり、早期の生活再建にも効果的であるため、被害を最小限に留めるよう、耐震改修促進計画に基づき、区内の建築物等の耐震性強化に努める。
- ・災害時に輸送等を円滑に行うための道路として位置付けられた緊急輸送道路沿道建築物に対しては、法や条例に基づく指導・指示等を行い耐震化を推進する。

① 日常維持・管理

- ・建造物の位置、構造、設備は、建築基準法関係法令、これら法令に基づく条例に定められ、技術上の基準に適合し、その基準を維持するように指導する。
- ・維持管理に関しては定期報告や必要に応じて状況報告や立入検査を行い、是正が必要な場合には所有者や管理者に対して指導し、改善するよう求める。

② 所有者等への指導・助言等

- ・耐震性が不十分な特定緊急輸送道路沿道建築物に対しては、法や条例に基づき、所有者等への指導を行う。
- ・法令等によって耐震化への取組が義務付けられていない一般緊急輸送道路沿道建築物等に対しては、耐震化の促進策に関する情報提供等を行い、耐震性の向上を推進していく。
- ・建築基準法に基づく定期報告制度を活用して建築物の所有者に対して有資格者による点検をするように促し、是正の必要があった場合には、窓ガラス、看板、ネオン塔、その他構造物等の落下を防止するように指導する。

- ・震災時における二次災害である火災の発生を防止するため、消火器及び防火用水の配備等、初期消火活動に万全を期する。

(2) 耐震化の促進策

① 耐震化推進事業

- ・昭和56年5月31日以前に建築された旧耐震の建物について、耐震診断に基づき耐震補強工事、耐震建替え工事等を行う所有者等を支援することで、建物の耐震性の向上を推進していく。
- ・また、近年の地震による被害の状況から、新耐震の木造建物のうち、平成12年までに建てられた建物についても、耐震診断に基づき、耐震補強工事等を行う所有者等へ支援を実施する。

② 耐震相談

- ・建造物の耐震性の強化を図るのはその施設の所有者の責任であるが、耐震性能の向上を促し、計画の円滑な実施を図る上で、行政による補助事業の説明等の耐震相談や診断後の建築物耐震化への対策は重要である。
- ・区は、耐震相談や液状化対策等について、よりきめ細かく対応していく。

2-4 文化財施設の安全確保

- ・区内の文化財施設の所有者又は管理者は、次の事項について実施する。

文化財周辺の整備・点検	(1) 文化財の定期的な見回り・点検 (2) 文化財周辺環境の整理・整頓
防災体制の整備	(1) 防災計画の作成 (2) 巡視規則や要綱の作成等
防災知識の啓発	(1) 国、都道府県等が主催する文化財の防災に関する講習会等への参加 (2) ポスターの掲示、防災訓練への参加の呼びかけ
防災訓練の実施	定期的かつ実践的防災訓練の実施促進
防災設備の整備と点検	外観点検、機能点検、総合点検、代替措置の整備
緊急時の体制整備	消防機関への円滑な通報体制の確立、近隣との応援体制、定期的な自主点検

3 液状化、長周期地震動への対策の強化

3-1 液状化対策

- ・区内には、液状化の可能性がある地域が点在しているため、液状化に関して参考となるホームページ等を周知する。
- ・建物の液状化対策については、建物の建築時に地盤改良等を行うことが効果的であることから、都が作成する液状化予測図や液状化対策の指針を活用して、区民が的確な対策を講じることができるよう指導する。
- ・道路、ライフラインの液状化対策については、国・都の動向を踏まえ各施設管理者への対応が基本である。

3-2 長周期地震動対策の強化

- ・特に長周期地震の影響を受けやすい超高層の建物の居住者等に対して、長周期地震動による影響及び耐震化に関する情報提供を行うほか、適正な維持・管理により安全性の確保を図るよう促す。
- ・長周期地震動の危険性や、家具類の転倒・落下・移動防止措置等の重要性を広く区民や事業者にも周知し、高層階における室内安全対策を推進する。

[長周期地震動階級関連解説表（高層ビルにおける人の体感・行動、室内の状況等との関連）]

長周期地震動階級	人の体感・行動	室内の状況	備考
長周期地震動階級 1 (やや大きな揺れ)	室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。驚く人もいる。	ブラインドなり吊り下げものが大きく揺れる。	-
長周期地震動階級 2 (大きな揺れ)	室内で大きな揺れを感じ、物につかまると感じる。物につかまらなると歩くことが難しい等、行動に支障を感じる。	キャスター付き什器がわずかに動く。棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。	-
長周期地震動階級 3 (非常に大きな揺れ)	立っていることが困難になる。	キャスター付き什器が大きく動く。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	間仕切壁等にひび割れ・亀裂が入ることがある。
長周期地震動階級 4 (極めて大きな揺れ)	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れに翻弄される。	キャスター付き什器が大きく動き、転倒するものがある。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。	間仕切壁等にひび割れ・亀裂が多くなる。

(気象庁ホームページ「長周期地震動階級および長周期地震動階級関連解説表について」より引用)

4 出火、延焼等の防止

4-1 出火、延焼等の防止

(1) 出火の防止

① 住宅用火災警報器の設置促進及び維持・管理

- ・平成 22 年 4 月から東京都火災予防条例により、全ての住宅の各居室、台所及び階段への住宅用火災警報器の設置が義務付けられていることから、区と消防署は連携して、住宅用火災警報器の設置促進に取り組んでいる。
- ・各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器の全室設置及び住宅用防火機器等の普及を促進する。

- ・家庭で設置している住宅用火災警報器の電池交換の問い合わせ等の機会を捉えて、概ね 10 年を経過した警報器は交換を推奨し、機器の維持を図る。
- ・なお区では、平成 18 年度から 3 か年計画で住民基本台帳登録世帯（平成 18 年 12 月現在）の世帯を対象として、1 世帯 1 台の住宅用火災警報器を配布・設置を実施した。

② 初期消火体制の強化

i) 消火器等の普及及び消火設備の適正化

- ・発災時における初期消火の実行性を高めるため、各事業所に設置されている消火設備の適正な維持管理、また、各家庭については消火器等の住宅用防災機器等の普及を図っている。
- (1) 各家庭に対して、印刷物や防災訓練の場を通じて消火器具設置の重要性を認識させ普及を図る。
- (2) 消火器具の設置義務のない事業所に対し、積極的に自主設置を指導する。
- (3) 消防用設備等が地震時にも機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火できるよう、区民及び事業者へ耐震措置を指導する。

ii) 地域設置消火器

(1) 現況

- ・荒川区は、地域危険度が高い等、都市構造的に災害に対して極めて弱く、大地震の発生により多くの被害、火災の発生が予想される。
- ・区では区内全域に地域設置消火器（建造物設置型及び街路設置型）を配備し初期消火の推進に努めている。

消 火 器 種 別		本 数
地域設置消火器（10 型消火器）		3,625 本
	建造物設置型消火器	2,763 本
	街路設置型消火器	862 本
大型消火器（50 型消火器）		501 本

（令和 6 年 4 月 1 日現在）

(2) 計画目標及び実施計画

- ・区民及び区内事業所等の協力を得ながら、主に地域設置消火器の設置を進め、初期消火能力の維持増強を図る。

iii) 防火用水バケツ

- ・大規模火災も発生当初は小火であることが多いことから、区では、小火のうちに火を消し止めるという観点から防災区民組織に対し防火用水バケツを配備している。

③ 区民指導の強化

- ・区と消防署は連携・協力し、各家庭における地震時の出火防止等の徹底を図るため、防災教育、指導用資機材の整備を推進し、実践的な防災訓練を通じて区民の防災行動力の向上を図るとともに、各家庭から出火や火災の拡大を防止するため、住宅用防災機器等の普及を図る。

4-2 火災の拡大防止

(1) 軽可搬消防ポンプ（C級・D級ポンプ）の配備

① 現況

- ・区では、震災時の建物延焼防止策として、防災区民組織等に対して、防火水槽等から消火用水を吸い上げ、放水することができる軽可搬消防ポンプ(C級・D級ポンプ)を配備している。

② 計画目標

- ・防火水槽等の水利を中心に配備しており、防災区民組織等に対する操作方法習得のための訓練の実施に努める。

(2) スタンドパイプの配備

① 現況

- ・区では、簡単な操作で消火栓から消火用水を吸い上げ、放水することができるスタンドパイプを導入し、木造住宅密集地域や火災危険度の高い地域を中心に配備している。

② 計画目標

- ・火災危険度の高い地域の防災区民組織から順次計画的に配備していく。

(3) 消防活動体制の強化

① 火災延焼拡大要因の解明

- ・区及び消防署は、火災の延焼拡大の防止を具体的に進めるために、震災時における延焼状況を究明し、延焼助長要因と阻止要因の解析等をもとに、区の建物密集状況や火気使用設備、危険物分布等の実態を把握し、実情に応じた対策の推進を図る。

② 消防活動体制

- ・消防署は、平常の消防力を地震時においても最大限に活用するため、地震被害の態様に即した各種の震災消防計画を策定し、有事即応体制の確立を図っている。

i) 消防体制

- ・荒川消防署及び尾久消防署は、荒川区の区域を2署で管轄し、6出張所、消防職員403名、消防車両39台を保有している。(令和6年4月1日現在)
- ・荒川消防団及び尾久消防団は、合わせて14分団あり、団員390名、可搬ポンプ31台、可搬ポンプ積載車12台を保有している。(令和6年4月1日現在)
- ・台東区、荒川区、足立区を管轄する第六消防方面本部には、大規模災害発生時に備え、高度で専門的な技術・能力を有する隊員と大型重機や最新の救助装備で編成された、消防救助機動部隊(ハイパーレスキュー)が設置されている。

ii) 消防力の整備

- ・発災時に予想される各種災害に対する消防活動体制を確保するため、消防庁舎等の耐震化、通信情報機構の整備、消防機器及び消防水利の増強を行っている。

iii) 区民及び事業所対策

- ・地震災害の拡大防止を全て常備消防力に期待することには限界があることから、消防力等

の増強に併せて、区民、事業所に対する出火防止、初期消火の徹底を図っている。

iv) 計画目標

- ・ 発災時の同時多発火災に対応するため、毎年、震災消防活動訓練を実施し、初動及び消防活動体制を確保し、消防機動力の向上を図っている。
- ・ 震災時、長時間の災害対応を確保するため、消防活動に必要な非常用消防資機材を整備する。
- ・ 消防水利の不足、又は道路狭隘等による消防活動困難区域については、簡易水槽等を当該区域に配置することについて検討し、地域の自主消火体制の強化を図る。

③ 総合防災態体制の確立

- ・ 消防署と区は連携協力し、区民の生活及び行動様式の変化に対応した防災訓練等の実施により地域の防災行動力向上を図る。

④ 消防水利施設

- ・ 発災時、消火栓は水道施設の損壊等によって、断水又は極度の機能低下が予想され、また狭隘道路に面する消防水利についても、倒壊建物等による通行障害のため使用不能となることが予想される。
- ・ このため、常時の災害対策用として整備している消防水利のほかに、震災対策用として避難所に通じる主要道路周辺に大型防火水槽の整備、及び隅田川スーパー堤防化に伴う消防車両進入路の設置促進により巨大水利の確保を図っている。

各機関	整備概要
消防署	(1) 計画目標 震災時の同時多発火災及び大規模市街地火災に対処するため、耐震性を有する防火水槽等の設置を推進するとともに、既存水利の機能維持に努めている。 (2) 消防水利の整備等 ア 延焼危険が高い地域や震災対策上重要な地域を中心に、耐震性を有する防火水槽や大容量水利として地下水を活用した深井戸等の整備に努める。 イ 公共機関が行う集合住宅の建設や民間の開発事業等に際して、地中張防火水槽等を確保するよう働きかけるとともに、関係機関と連携した多角的な水利の確保を推進する。 ウ 都、区及び関係機関と連携して、河川・三河島水再生センター等あらゆる水源の有効活用を図り、消防水利の確保に努める。 エ 経年防火水槽の再生、耐震性を有する防火水槽や永久水利施設等の整備及び関係各機関と連携した水利の開発・確保をする。 オ 木造住宅密集地域等の道路狭隘地域に設置されている消火栓・排水栓等の水道施設について、都水道局と連携して、スタンドパイプを活用した初期消火の水源としての活用を図る。 カ 防火水槽の鉄蓋を親子蓋に改良し、自主防災組織等が利用しやすい防火水

各機関	整備概要																												
	槽を整備する。 キ 消防水利開発補助金制度を活用した消防水利の設置促進を図る。 ク 都有地等の売却に際し、既存の防火水槽等の存置や代替水利の確保を図る。 (3) 巨大水利 震災時、多量の水を必要とすることから 1,500 m³以上の水源を有するものを巨大水利として指定した。 <table border="0"> <tr> <td>ア 荒 川 8-25</td><td>東京都下水道局三河島水再生センター</td></tr> <tr> <td>イ 東日暮里 5-19</td><td>日暮里南公園応急給水槽施設</td></tr> <tr> <td>ウ 南 千 住 3-40 先</td><td>瑞光橋</td></tr> <tr> <td>エ 南 千 住 6-37 先</td><td>隅田川右岸</td></tr> <tr> <td>オ 南 千 住 6-71 先</td><td>隅田川右岸</td></tr> <tr> <td>カ 南 千 住 8-54 先</td><td>隅田川右岸</td></tr> <tr> <td>キ 町 屋 6-38 先</td><td>隅田川右岸</td></tr> <tr> <td>ク 西 尾 久 6-35</td><td>隅田川右岸</td></tr> <tr> <td>ケ 西 尾 久 8-1 先</td><td>永久水利</td></tr> <tr> <td>コ 東 尾 久 1-32 先</td><td>4 箇所・雨水渠</td></tr> <tr> <td>サ 東 尾 久 7-1 先</td><td>隅田川右岸</td></tr> <tr> <td>シ 東 尾 久 7-2 先</td><td>東尾久浄化センター</td></tr> <tr> <td>ス 東 尾 久 8-25 先</td><td>隅田川右岸</td></tr> <tr> <td>セ 東 尾 久 8-46 先</td><td>隅田川右岸</td></tr> </table> (資料第 3-12 防火水槽一覧)	ア 荒 川 8-25	東京都下水道局三河島水再生センター	イ 東日暮里 5-19	日暮里南公園応急給水槽施設	ウ 南 千 住 3-40 先	瑞光橋	エ 南 千 住 6-37 先	隅田川右岸	オ 南 千 住 6-71 先	隅田川右岸	カ 南 千 住 8-54 先	隅田川右岸	キ 町 屋 6-38 先	隅田川右岸	ク 西 尾 久 6-35	隅田川右岸	ケ 西 尾 久 8-1 先	永久水利	コ 東 尾 久 1-32 先	4 箇所・雨水渠	サ 東 尾 久 7-1 先	隅田川右岸	シ 東 尾 久 7-2 先	東尾久浄化センター	ス 東 尾 久 8-25 先	隅田川右岸	セ 東 尾 久 8-46 先	隅田川右岸
ア 荒 川 8-25	東京都下水道局三河島水再生センター																												
イ 東日暮里 5-19	日暮里南公園応急給水槽施設																												
ウ 南 千 住 3-40 先	瑞光橋																												
エ 南 千 住 6-37 先	隅田川右岸																												
オ 南 千 住 6-71 先	隅田川右岸																												
カ 南 千 住 8-54 先	隅田川右岸																												
キ 町 屋 6-38 先	隅田川右岸																												
ク 西 尾 久 6-35	隅田川右岸																												
ケ 西 尾 久 8-1 先	永久水利																												
コ 東 尾 久 1-32 先	4 箇所・雨水渠																												
サ 東 尾 久 7-1 先	隅田川右岸																												
シ 東 尾 久 7-2 先	東尾久浄化センター																												
ス 東 尾 久 8-25 先	隅田川右岸																												
セ 東 尾 久 8-46 先	隅田川右岸																												
区	(1) 防災区民組織に配備した軽可搬消火ポンプ用の水利不足をカバーするため、小型防火水槽を公園、児童遊園、防災広場等を中心に配備している。 (資料第 3-13 小型防火水槽一覧) (2) 区は、公共施設及び特殊建築物の整備に合わせ、東京都震災対策条例 27 条に基づく防火水槽の設置を推進する。 (3) 震災時の延焼火災に対処するため、隅田川を活用した大規模水利（永久水利）の確保について、河川管理者である都並びに東京消防庁へ働きかける。具体的には、隅田川の河川敷に消防車両を配置し、直接取水した上で、火災現場まで遠距離送水（防火水槽への充水）できるよう、車両進入のための出入口や路盤を整備する。																												

4-3 永久水利施設の整備

・区内の約6割を占める木造住宅密集地域において、「災害でひとりの犠牲者も出さない安全安心の街づくり」を実現するためには、地震等に伴う火災の発生に迅速に対応し、延焼防止を図ることが不可欠である。このため、災害時に上下水道が断水する等、消火用水が不足した場合でも枯渇しない隅田川の河川水等を活用できる永久水利施設を整備している。

(1) 「荒川区における永久水利施設の整備・活用に関する基本計画」の概要（平成26年4月策定）

① 策定の目的

・永久水利施設の整備・活用に関する全体方針をとりまとめ、永久水利施設を適切に整備するとともに、防災区民組織等による永久水利施設を有効に活用した消火活動体制を確立する。

② 整備・活用方針

i) 活用する水源

・隅田川の河川水、深井戸からの地下水、水再生センターの処理水

ii) 施設整備場所の考え方

・地域危険度、活用できる水源・取水方法、既存施設の活用、施設整備等との連携、幹線道路等からのアクセス、防災区民組織等の運用体制等を考慮する。

③ 施設活用の基本的な考え方

・防災区民組織の基本的な活動フローを作成し、区民防災組織の相互の協力により、永久水利施設から取得した水を、枯渇する恐れのある防火水槽等の充水に使用する。

④ 今後の取組

i) 新たな施設整備の検討

・永久水利施設の整備に当たっては、地域危険度の高い地区への送水ルート、先行整備した永久水利施設との離隔等を勘案した検討を行う。

ii) 消火活動体制の確立に向けた訓練及び区民の防災意識の啓発

・永久水利を活用した消火訓練について、これまでの町会・自治会ごとに実施している訓練内容への追加を推奨する。

⑤ 関係機関との連携

・永久水利施設の整備の促進を図るため、消防機関との連携強化、関係機関への要望、財政的支援の要請等の取組を行っていく。

(2) 永久水利施設一覧

名称	整備箇所	水源	整備完了年度
あらかわ遊園永久水利施設	西尾久八丁目 1 番先	河川水	平成 25 年度
都立尾久の原公園永久水利施設	東尾久七丁目 1 番先	河川水	平成 26 年度
荒川公園永久水利施設	荒川二丁目 2 番 3 号	地下水	平成 27 年度
アクロシティ北側永久水利施設	南千住六丁目 37 番先	河川水	平成 27 年度
日暮里公園永久水利施設	東日暮里三丁目 11 番 10 号	地下水	平成 27 年度
第五中学校永久水利施設	町屋一丁目 37 番 16 号	河川水	平成 28 年度
赤土小学校永久水利施設	東尾久二丁目 43 番 9 号	地下水	平成 29 年度
第四峡田小学校永久水利施設	町屋二丁目 11 番 6 号	地下水	令和 4 年度

(3) 永久水利施設整備予定一覧

名称	整備箇所	水源	整備予定年度
(仮称) 宮前公園永久水利施設	西尾久二丁目	地下水	令和 9 年度

(4) 資機材の整備

・防災区民組織が災害時に迅速に活動できるように、永久水利施設付近へ格納庫を設置し、可搬消防ポンプ等の資機材を配備している。

[配備している主な資機材]

可搬消防ポンプ(D級)	ホースブリッジ
ホース積載リヤカー	防火衣(一式)
組立式水槽	机・イス
バルーン型投光機	住宅地図
ガス式発電機	トランジスターメガホン

4-4 危険物等が原因となる出火・延焼等の防止対策

(1) 火気使用設備・器具の安全化

・火気設備・器具の安全化として、火災予防条例に基づき、石油燃焼機器類への耐震安全装置の徹底、火気設備・器具周囲の保有距離の離隔及び固定等、各種の安全対策を推進する。

(2) 石油等危険物施設の安全化

・耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、防災資機材の整備促進、立入検査の強化等により、出火防止や流出防止対策の推進を図る。

① 施設の現況

・消防法に基づく危険物の関係施設は、危険物施設現況表のとおりである。なお、貯蔵品名は消防法第 4 類の危険物（油類）が大部分で反応工程を有する化学工場はない。

(資料第 3-14 危険物施設現況表)

② 関係機関の対応

機関名	対策等
消防署	(1) 出火、流出防止を図るため、当該施設に立入検査等を実施し、次の事項について指導していく。 ア 耐震性強化の指導 イ 自主防災体制の整備 ウ 防災資機材の整備 (2) 一部危険物施設は、法令に基づく定期点検の実施とその記録の作成保存が義務付けられており、施設、設備の適正な維持管理を図っているが、さらに施設の所有者を対象に保安維持に関する講習会や巡回指導等を実施し、従業員教育を含めた安全管理意識の向上を図る。 (3) 準特定屋外タンク貯蔵所に対する耐震性能の技術基準への早期適合を推進するとともに、津波発生時等における施設・設備に対する応急措置等について事業所指導を徹底し、保安管理体制の充実・強化を図る。 (4) 特定屋外タンク貯蔵所、給油取扱所（営業所）等に対しても立入検査等を実施し、適正な貯蔵取扱及び出火危険排除のための安全対策について指導する。 (5) 予防規程が義務付けられている危険物施設は、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は予防規程に盛り込むよう指導する。 (6) 消防法に基づき自衛消防組織の結成を指導するとともに、大規模危険物施設については、「東京都危険物災害時相互応援協議会」への加入が望ましく、相互に効果的な応援活動を行うこととしており、その訓練を効果的に行う。 (7) 事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより、応急措置命令を行う。 ア 危険物の流出又は爆発等の恐れのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置 イ 混色発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策 ウ 災害状況の把握及び状況に応じた作業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動
警察署	(1) 石油類取扱業者、火薬類取扱業者等危険物取扱関係業者との連絡を密にし、災害防止対策を確立する。 (2) 危険物取扱施設において爆発、火災等が発生した場合の被害の拡大防止、警戒区域（警戒線）の設定並びに避難対策等を推進する。

（３）液化石油ガス消費施設の安全化

- ・所管する液化石油ガス販売事業者に対する立入検査等を行い、保安の確保に努める。
- ・災害防止対策としては、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づ

き、学校等公共施設及び集合住宅等に対するガス漏れ警報器の設置及び料理飲食店、一般住宅等を含めた全施設に対する安全装置付末端閉止弁(ヒューズコック)の設置を義務づけている。

・震災対策の強化を図るため、平成30年度に「東京都高圧ガス施設安全基準」における「液化石油ガス供給・消費設備基準」を改定し、これに基づき、地震時における容器の転倒防止や配管の破損等の被害を最小限に抑えて、液化石油ガスの漏えい等による二次災害を未然に防止するよう指導している。

(4) 指定可燃物貯蔵・取扱施設の安全化

・指定可燃物(多量の紙、布、合成樹脂等)については、東京都火災予防条例で地震動での荷崩れ防止、火気規制、集積方法等の貯蔵、取り扱いの基準が定められているので、これらに該当する物品等を扱う事業所に対し、消防署は適正な貯蔵、取り扱いについて指導する。

(5) 毒物・劇物取扱施設の安全化

機関名	対 応
区 ・ 災対健康部	毒物・劇物による危害未然防止を図るため、所管する毒物・劇物取扱施設に対する立入検査を実施するほか、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。
消防署	震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

(6) 放射線等使用施設の安全化

・消防署は、震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

(7) 火薬類保管施設の安全化

・都は、予防計画について、都環境局ほか諸官庁の計画を確認し、消防署と連携し、防災に関する助言及び訓練等を推進する。

(8) 高圧ガス施設等の安全化

① 高圧ガス取扱事業所の安全化

・消防署は、震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

② 浄水場の塩素設備の整備補強

・都が管理する浄水場の塩素設備については、塩素の漏えいによる二次災害を防止するため、消毒に使用している液化塩素を、安全性が高く、取り扱いが容易な次亜塩素酸ナトリウムへ転換する。

(9) 危険物等の輸送の安全化

- ・ 危険物積載車両については、関係官庁による路上取り締まりを毎年定期的実施するとともに、常置場所においても立入検査を実施し、構造設備等の保安・管理の徹底を図る。
- ・ 輸送車両の事故を想定した訓練を実施し保安意識の高揚に努める。

機関名	対応
消防署	(1) タンクローリーについては、立入検査を適宜、実施して、構造、設備等について、法令基準に適合させるとともに、当該基準が維持されるよう指導を強化する。 また、指導にあたっては、隣接各県及び関係機関と連絡を密にし、安全指導を進める。 (2) 鉄道タンク車による危険物輸送については、東京都震災対策条例に基づいて関係事業所が作成した防災計画の遵守、徹底を図る。 (3) トラック等の危険物を運搬する車両についても、タンクローリーと同様に適宜、立入検査を実施し、安全対策を進める。 (4) 「危険物の運搬又は移送中における事故時の措置・連絡用資料(イエローカード)」の車両積載を確認し、活用の推進を図る。
警察署	(1) 危険物等を運搬する車両の通行路線を検討し、整備する。 (2) 危険物等運搬車両の路上点検を行い、指導取り締まりを推進する。 (3) 関係機関等の連絡通報体制を確立する。
J R 貨物	(1) 鉄道タンク車(私有車を含む。)については、タンク車設計基準により、安全性に万全を期するとともに、検査体制を強化し、私有タンク車については、当該所有者に安全性に関する指導を行う。 (2) 石油等の危険物の取り扱い、輸送等については、J R 貨物運転規則、貨物輸送手続、貨物運送約款の規制によるほか、消防法に精神に従い、安全性確保について細心の注意を払い災害の防止に努める。 (3) 火薬類、高圧ガス、放射性物質、毒物及び劇物等の危険品の輸送については、火薬取締法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法、貨物輸送手続、貨物運送約款、営業処理手続(規程)、放射性物質車両運搬規則等の規定により安全輸送や取り扱い等にあたり、災害防止に努める。 (4) 部外関係機関、関連会社等における応急処理能力の把握に努め、緊急時の協力体制、応急処理体制の確立を図る。 (5) 社員に対し、貨物の特性、人体に対する有害の程度、事故時の処理方法(危険品貨物異常時応急処理ハンドブックの活用)、消火方法、部内外における連絡方法、タンク車の構造等について教育指導にあたるとともに、次により訓練を実施する。 ア 火災予防月間における消火訓練及び避難誘導訓練 イ 危険物等積載タンク車等事故時の連絡及び脱線復旧訓練 ウ 防災関係機関主催の防災訓練への参加

(10) 電気設備等の安全化

① 電気設備等の安全対策の強化

・変電設備や自家発電設備等の電気設備は、東京都火災予防条例により出火防止、延焼防止のための規制及び維持管理についての熟練者による点検・整備を義務付けているところであるが、消防署では、電気事業者及び事業所に対し、耐震化及び不燃化を強力に指導するとともに、安全対策基準の作成に積極的に関与し、出火防止等の安全対策の強化を図る。

② 電気設備等の耐震化

・電気設備等の耐震化を指導するとともに、電気火災の防止に向けた普及啓発を推進し、出火防止等の安全対策の強化を図る。

③ 通電火災の防止

・発災直後の出火以外にも、地震発生から数日後の復電による通電火災等の発生に留意し、区民等への指導を行っていく。

(11) その他出火防止のための査察・指導

消防署は、次のとおり査察・指導を実施する。

・地下街、飲食店、百貨店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場、作業場等に対して、器具類の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下・移動防止対策、災害時における従業員の対応要領等について立入検査等において指導する。

・その他の事業所や一般住宅等についても、立入検査及び防火診断を通じた同様の指導とともに、地震後の出火防止徹底のため、安全確保要領の指導を行う。

・危険物施設に対して立入検査を実施し、これらの施設を保有する事業所に適正な貯蔵取り扱い及び施設・設備の維持管理等について指導する。

・各事業所に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業所に対しては、計画の作成を指導する。

【応急対策】

1 消火・救助・救急活動

・災害発生後は、迅速・的確な消火活動を実施するとともに、被災者の救助・救急活動を実施する。

2 河川施設等の応急対策による二次災害防止

2-1 河川施設等の応急対策

・区は、区内の堤防等の被災箇所について、損傷の状況を調査し、必要に応じて、都と協力して二次災害防止対策を実施する。

2-2 公共施設等の応急対策

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対管理部	・ 公共施設等の被害状況の確認 ・ 応急対策の実施

(2) 詳細な取組内容

① 公共施設等の被害状況確認の実施

i) 区有施設

・区は、区有施設が被災した場合、必要に応じて、被害状況を確認するとともに応急対策を実施する。

ii) その他の公共施設が被災した場合

・施設の管理者は、管理する施設が被災した場合、必要に応じて、被害状況を確認するとともに、応急対策を実施する。

(資料第2 協定・覚書)

② 公共施設等の応急対策

i) 区有施設

・各施設の責任者は、施設内の区民等の安全の確保と施設の被害を最小限に留めるため、防災計画に基づいた自衛防災組織を編成し、施設の被害情報等を収集するとともに、避難行動、消火活動等を的確に行う。

ii) 福祉施設等

・福祉施設等の責任者は、発災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認するとともに、必要に応じて、応急修理を行い、安全を確保する。

・事業継続計画等に基づき、施設利用者の安否確認や安全確保及び業務の継続を行う。

・施設単独での復旧が困難である場合は、災対福祉部に連絡し、支援を要請する。

・被害を受けなかった施設の責任者は、支援を必要とする福祉施設等に積極的に協力し、施設利用者の安全を確保する。

iii) 医療機関

- ・医療機関は、事業継続計画等に基づき、患者の生命保護を最重点に対応するとともに、通信手段の確保に努め、状況に応じて必要な措置を採る。

iv) 学校施設

- ・学校長は、児童・生徒等の安全確保を図るため、避難計画の作成や自衛防災組織の編成等を行い、必要な措置を講じる。また、学校施設の応急修理が必要な場合は、迅速に応急修理を実施する。

v) 文化財施設

- ・区は、文化財の破損等が発生した場合、破損状況を記録するとともに、被害調査を実施し、被害調査結果を都教育委員会に報告する。
- ・区は、文化財の破損等が確認された場合は、応急措置を実施する。また、文化財建造物が損壊した場合は、安全確認ができた後、ブルーシートで覆う等の保存措置を講じる。

vi) 区営住宅

- ・区営住宅は、応急仮設住宅となり得るため、区は、速やかに被害状況を調査し、必要に応じて、応急措置を講じる。

2-3 急傾斜地崩壊防止施設の応急対策

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対 策 内 容
区 ・ 災対防災都市づくり部	・ 発生状況等を情報収集し都建設局に報告、応急措置の実施、避難対策の実施
都 ・ 建設局	・ 急傾斜地崩壊防止施設における、応急措置及び応急復旧対策の実施
都 ・ 環境局	・ 保全地域の急傾斜地崩壊防止施設における、応急措置及び応急復旧対策の実施

(2) 業務手順

- ・区は、区民や警察、消防等から、土砂災害警戒区域における災害の前兆現象や、災害発生等の情報を収集し、必要に応じて都建設局に報告する。また、土砂災害の危険性が高い箇所について、区民や消防署、警察署等の関係機関に周知する。土砂災害が発生する恐れがある場合は、関係機関と連携し、避難誘導等の適切な対応を行う。

3 危険物等の応急措置による危険防止

- ・区、都又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

3-1 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置

(1) 主な対策内容と役割分担

① 石油等危険物施設の応急措置

各機関	対 策 内 容
消防署	- 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、当該危険物施設の実態に応じた措置を講じるよう指導 - 必要に応じて、応急措置命令等を実施
事業者等	危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

② 液化石油ガス消費施設の応急措置

各機関	対 策 内 容
都 ・ 環境局	- 販売事業者等に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示 - 被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告 - 被害拡大の恐れがある場合、防災事業所に緊急出動要請 - 安全維持等のため必要な場合は、販売事業者等に緊急措置を講じるよう指示
事業者等	危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

③ 火薬類保管施設の応急措置

各機関	対 策 内 容
都 ・ 環境局	- 危険防止措置を指導 - 被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告 - 必要に応じて、緊急措置命令等を実施
関東東北産業 保安監督部	- 危険防止措置の監督又は指導 - 必要に応じて、緊急措置命令等を実施
事業者等	危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

④ 高圧ガス取扱施設の応急措置

各機関	対 策 内 容
警察署	- ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関との連絡通報 - 区本部長からの要求等により、避難を指示 - 避難区域内への車両の交通規制 - 避難路の確保及び避難誘導
消防署	- 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報 - 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における災害対策基本法第 50 条に掲げる避難指示等及びその後の区への通報 - 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 - 災害応急対策の実施
事業者等	危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

⑤ 毒物・劇物取扱施設の応急措置

各機関	対 策 内 容
都 ・ 下水道局	・ 下水道への流入事故の際は、排出防止の応急措置を指導 ・ 災害情報の収集、伝達
都 ・ 教育庁	・ あらかじめ計画した、発災時の対策に基づく行動を指導
警察署	・ 毒物・劇物の飛散、漏出等の事故が発生した場合、関係機関との連絡通報 ・ 区からの要求等により、避難を指示 ・ 避難区域内への車両の交通規制 ・ 避難路の確保及び避難誘導
消防署	・ 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報 ・ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における災害対策基本法第 50 条に掲げる避難指示等及びその後の区への通報 ・ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 ・ 災害応急対策の実施
事業者等	・ 危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

⑥ 化学物質関連施設の応急措置

各機関	対 策 内 容
都 ・ 環境局	・ 化学物質対策 区と連絡調整、必要に応じて関係機関に情報提供 ・ P C B 対策 区との連絡調整により、P C B 保管事業者に関する情報収集を行うとともに、環境省環境再生・資源循環局へ報告
事業者等	・ 危険が想定される場合等は区等関係機関に連絡、応急措置を実施

⑦ 放射線等使用施設の応急措置

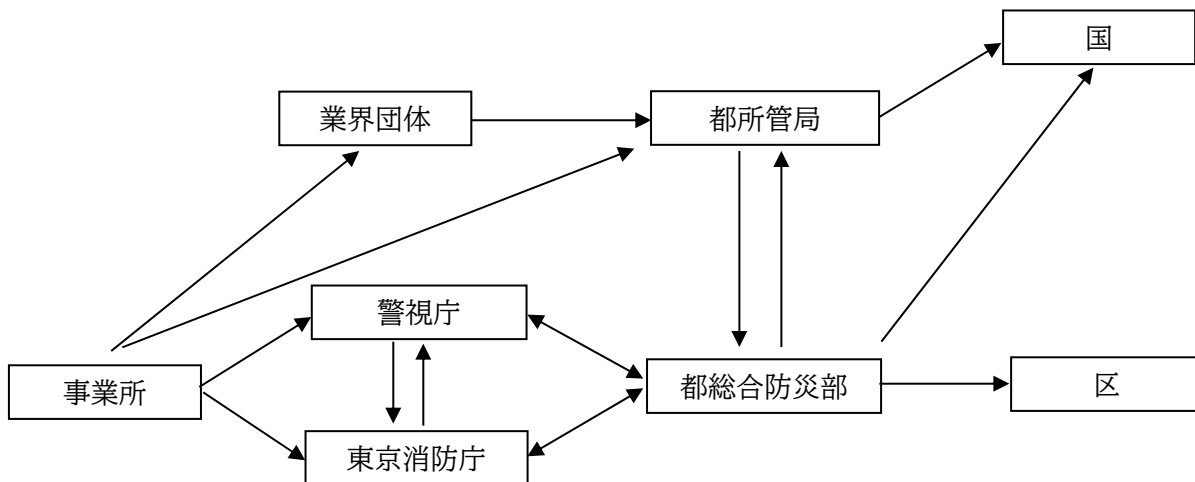
各機関	対 策 内 容
東京消防庁	・ 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置をとるよう要請 ・ 事故の状況に応じ、必要な措置を実施

⑧ 石綿含有建築物等の応急措置

各機関	対 策 内 容
建築物所有者等	・ 建築物等の倒壊・損壊に伴う飛散・ばく露防止の応急措置を実施

(2) 業務手順及び詳細な取組内容

<一般的な事故報告等の流れ>



・区は、都から危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱い施設等で事故が発生した旨の報告を受けた際、必要に応じて、区民への避難指示及び避難誘導、避難所の開設運営、区民への情報提供及び関係機関との連絡等を実施する。

3-2 危険動物の逸走時対策

(1) 主な対策内容と役割分担

・区民が飼育している特定動物等（特定動物及びその他人に危害を加える恐れのある危険動物）の逸走の通報があった場合は、関係各局の協力の下、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。

各機関	対 策 内 容
区 ・ 災対区民生活部 ・ 災対健康部	事故時には必要に応じ、次の措置を実施 ・ 住民に対する避難指示等 ・ 住民の避難誘導 ・ 避難所における避難者の安全確保 ・ 情報提供、関係機関との連絡
警視庁	・ 情報の受理及び伝達並びに必要な措置
東京消防庁	・ 情報の受理及び伝達並びに被災者の救助及び搬送

【復旧対策】

1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復

1-1 公共施設等の復旧

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対 策 内 容
区 ・ 災対地域文化スポーツ部 ・ 災対子ども家庭部 ・ 災対教育部	・ 施設の被害状況を調査し、復旧を実施 ・ 必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施
都各局 各施設管理者	・ 施設の被害状況を調査し、復旧を実施

(2) 詳細な取組内容

・ 区及び都は、被災施設の復旧に当たり、原状復旧を基本にしつつも、再度の災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うことが望ましい。

(資料第2 協定・覚書)

① 学校施設

・ 公立学校の施設が甚大な被害を受け、教育活動ができないと判断した場合に、都教育委員会は、学校長及び区教育委員会と協力し、応急教育計画等を作成する。児童・生徒の不安を解消するため、教育活動に中断がないように努める。

② 文化財施設

・ 被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、都教育委員会、区教育委員会及び文化財管理者等において修復等について協議を行う。

③ 遊園地施設等

・ 施設の被害を早急に調査し、復旧を行う。特に、逸走により人命に危害を及ぼす恐れのある大型哺乳類の動物舎については、緊急に復旧工事を行う。

1-2 二次的な土砂災害防止対策

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対 策 内 容
区 ・ 災対防災都市づくり部	・ 土砂災害防止対策の実施
都	・ 土砂災害防止対策の実施

(2) 詳細な取組内容

- ・地震による地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所（土砂災害（特別）警戒区域等）について、二次災害防止の観点から、警察署や消防署等の関係機関及び区民等に周知を図るとともに、所有者又は管理者等による復旧対策の促進を図る。

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

道路、鉄道といった交通関連施設は、都市の活動を支える基盤として重要な役割を担っており、人命救助や消火活動、物資輸送等を円滑に行い、区民の生命を守るため、災害時においてもその機能を確保する必要がある。また、発災後の区民の暮らしを支えるためには、上下水道をはじめとした各種ライフラインの機能確保及びそのためのエネルギーの確保が不可欠である。

本章では、区民生活や都市機能を支える交通ネットワークやライフライン、エネルギーの確保等の対策について示す。

第1節 現在の到達状況

1 交通関連施設の安全確保

- ・ 通行の基盤となる都市計画道路の整備
- ・ 平時からの区道の巡視、橋りょうの健全度調査の実施
- ・ 鉄道施設等の耐震化の推進

2 ライフライン施設の安全化

- ・ 水道管路の耐震継手やダクタイル鋳鉄管への取替えの継続、避難所等からの排水管とマンホールの接続部分を耐震化及び下水道施設の再構築事業及び透水性舗装の推進
- ・ 都市ガスにおけるマイコンメーター等、インフラ事業者による安全の確保と早期復旧の対策の推進

第2節 課題

1 交通関連施設の安全確保

- ・ 都市計画道路整備事業の早期着手のため、区民の理解・協力を得る必要がある。
- ・ 道路上の障害物による通行障害、陥没、亀裂の発生を防止する必要がある。
- ・ 鉄道の運行休止期間を短期化する必要がある。

2 ライフライン施設の安全化

- ・ ライフライン施設の被災防止機能や代替機能の未整備等による都市機能への影響
- ・ 大雨に伴う雨水排水処理能力の向上を進めていく必要がある。

第3節 対策の方向性

1 交通関連施設の安全確保

- ・ 都市計画道路整備事業の促進
- ・ 道路、橋りょう等の施設の安全確保
- ・ 鉄道事業者による施設の耐震化の促進

2 ライフライン施設の安全化

- ・水道・下水道施設等、ライフライン施設の耐震化や、被害発生から復旧までの間のバックアップ機能の確保、早期復旧に向けた仕組みづくり
- ・都等、関係機関による下水道施設等の更新

第4節 到達目標

1 交通関連施設の安全確保

- ・都市計画道路整備の早期完了
- ・道路、橋りょうの健全度向上による通行の確保
- ・鉄道施設の耐震化

2 ライフライン施設の安全化

- ・各種インフラの機能継続

【予防対策】

1 道路・橋りょう

1-1 現況

・区の道路は、狭隘な道路が多く、その約3割が幅員4m未満の道路で占められており、震災発生時の消火活動等に支障が発生する恐れがあり、前節における建物の耐震化、不燃化の推進と併せた改善が防災上、重要な取組となる。

1-2 道路・橋梁の安全化

(1) 道路・橋梁の安全化

- ・震災時においては地震の規模によって建造物・工作物の倒壊や道路上の障害物による通行障害が生じ、道路・橋梁の陥没や亀裂等、全面的部分的な損傷が生じることがある。
- ・道路・橋梁の直接的な被害は、震災による通行者への二次災害を及ぼす原因となることから、道路管理者となる国、都、区としても日常的な点検が必要となる。
- ・道路法施行規則の一部改正（平成26年7月1日施行）により、道路橋については必要な知識及び技能を有する者による近接目視点検を5年に1回の頻度で実施することが義務付けられている。
- ・道路橋について、上記点検結果に基づき、橋梁長寿命化修繕計画を改定し、適切な維持修繕、耐震化に取組、二次災害の防止を図る。
- ・塗装や小規模附属物（標識・照明施設・反射鏡等の片持ち式附属物）の点検についても、国が定めるそれぞれの定期点検要領に基づき実施する。
- ・街路樹については、専門家による点検を行うとともに、剪定や更新等の維持管理により安全を確保する。

(2) 道路ストック総点検事業

- ・中央道笹子トンネルの天井板崩落による事故の発生を機に、国土交通省は各道路管理者あて「道路ストック総点検の実施について」により、道路構造物の点検及び老朽化対策を早急に行うよう通知した。
- ・区においても、平成26年度に道路利用者及び第三者への被害防止を目的に、橋梁、舗装、のり面、土工構造物、道路附属物を対象とした道路ストック総点検・調査を実施した。
- ・点検で得られた結果を管理システムに収録し、予防保全型維持管理へ向けた計画立案の基礎資料として活用する体制を構築している。

(3) 路面下空洞調査

- ・道路ストック総点検事業は、道路・橋梁の路面の凹凸、亀裂等を対象としているが、路盤、路床等における空洞の有無が災害発生時における通行可否を左右する。このことから、空洞調査により陥没を解消し、日常の通行はもとより、震災発生時にも安定した供用に寄与するものである。

・区では、区道のうち緊急輸送道路、比較的幅員が広い道路、道路橋を対象にレーダー探査車を用い空洞有無とその概略位置、橋梁床板の劣化範囲を調査し、補修等につなげ通行の安全化を図る。

[国道・都道・区道等の鋼橋（令和6年4月1日現在）]

番号	橋 名	場 所		橋長(m)	幅員(m)	架設年次
		都市計画道路名	位 置			
1	千 住 大 橋 (隅田川)	放12 (日光街道)	南千住6 足立区千住橋戸町	91.6	24.2	昭和2年
		放12 (日光街道)	南千住7 足立区千住橋戸町	502.5	18.9～ 7.5	昭和48年
2	白 鬚 橋 (隅田川)	環4 (明治通り)	台東区橋場2 墨田区堤通2	168.8	22.1	昭和6年
3	尾 久 橋 (隅田川)	放11 (尾久橋通り)	東尾久8 足立区小台1	306	24.0	昭和54年
4	水 神 大 橋 (隅田川)	補109支1	南千住8 墨田区堤通2	157	20.0	平成元年
5	尾 竹 橋 (隅田川)	補100 (尾竹橋通り)	町屋6 足立区千住桜木2	130.3	15.0	平成6年
6	小 台 橋 (隅田川)	補93 (小台通り)	西尾久6 足立区小台1	118.2	15.0	平成6年
7	瑞 光 橋	補109	南千住3 〃 8	95	19.2	平成12年
8	千住汐入大橋 (隅田川)	補109	南千住8 足立区千住曙町	158.6	19.2	平成18年
9	宮 地 陸 橋	環4 (明治通り)	荒川3 〃 5	199	13.5	昭和49年
10	熊 野 前 陸 橋	放11 (尾久橋通り)	東尾久5 〃 8	537.4	13.0	昭和53年
11	片 瀬 北 陸 橋	放11 (尾久橋通り)	西日暮里6	24.1	8.3	昭和50年
12	片 瀬 南 陸 橋	放11 (尾久橋通り)	西日暮里6	24.1	8.3	昭和50年
13	下 御 隠 殿 坂 跨 線 道 路 橋	区道台荒1号線	西日暮里3 〃 2	91.9	15.0	平成7年
14	第 二 日 暮 里 跨 線 道 路 橋	区道荒109号線	西日暮里5 〃 6	52.5	5.5	昭和41年
15	紅葉坂跨線人道橋	—	西日暮里2	106.6	4.0	昭和3年

[横断歩道橋（都道）（令和6年4月1日現在）]

番号	橋 名	箇 所		橋長(m)	幅員(m)	架設年次
		都市計画道路名	位 置			
1	大 関	環4 (明治通り)	東日暮里1-7 東日暮里1-8	72.1	1.5	昭和44年
2	荒川区役所前	環4 (明治通り)	荒川2-2 // 3-12	63.7	2.3	昭和43年
3	西日暮里駅前	環4 (道灌山通り)	西日暮里3-5 // 4-1	68.3	1.9 2.3	昭和50年
4	新三河島駅前	環4 (明治通り)	荒川5-4 西日暮里1-16	54.3	1.5	昭和50年
5	南千住駅前	補108 (コツ通り)	南千住2-33 南千住2-34	218.9	4.5	昭和58年

2 鉄道施設

・鉄道施設は、多数の人員を高速で輸送するため、地震による破壊が生じた場合、多数の死傷者を伴う事故を起こす恐れがある。このため、各鉄道機関は従来から施設の強化や防災設備の整備を進めてきたところであるが、過去の震災の教訓を踏まえ、これら施設等の改良整備を推進し、人命の安全確保及び輸送の確保を図るものとする。

2-1 JR施設

(1) 施設の現状

・区内の路線延長キロ程は、山手線・東北線の1.15kmと常磐線の4.31kmであり、駅は日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅・南千住駅の4駅で、1日の乗降客数は約40.6万人である。

(2) 事業計画

・鉄道沿線に設置した地震計からの情報及び緊急地震速報の情報を活用した防災情報システムを導入により、速やかな列車防護の実施を図る。

・運輸省鉄道施設耐震構造検討委員会」の答申を踏まえ、耐震補強が必要な構造物については、補強工事を実施する。

・列車の緊急停止装置の整備と並行して、停止後の運転再開の指示及び列車の被害状況の報告等を的確かつ迅速に行うため、運転士と指令間の無線による情報連絡設備が整備する。

2-2 京成電鉄施設

(1) 施設の現状

・区内の線路延長キロ程は、3.23kmであり、駅は日暮里駅・新三河島駅・町屋駅の3駅で、1日の乗降客数は約10.7万人である。

(2) 計画目標

・都市計画事業及び運転保安計画と併せて、駅舎をはじめ諸施設の改良・整備を推進し、施設を

震災から防護して人命の保護と輸送の確保を図る。

(3) 事業計画

- ・駅施設並びに軌道、電気設備については耐震性を考慮して設計されているが、各施設の保守点検について、それぞれの検査規定及び検査基準その他関係法令に基づいて定期的を実施する。
- ・既存の鉄道構造物にかかる耐震補強の緊急措置については、国土交通省の通達に基づき工事を実施する。

2-3 東京地下鉄施設

(1) 施設の現状

- ・区内の路線延長キロ程は、日比谷線の 1.42km と千代田線の 2.97km であり、駅は町屋駅・西日暮里駅・南千住駅の 3 駅で、1 日の乗降客数は約 22.7 万人である。

(2) 災害予防計画

防災体制の確立	営業線における防災施設を検討し、所要の改善方策を講ずるとともに、防災体制を確立する。
構造物の耐震性	地下鉄の箱型トンネル及びシールドトンネルは、十分耐震性を考慮して設計、施工してあるので、関東大震災級相当の地震でもほとんど被害を生じないと考えられる。
建築施設等の耐震性	(1) 地上建築物は法規で定められた構造、強度基準で設計建造してある。 (2) また、変電所設備用鉄構は、水平震度 0.3（震度 6 程度）に耐えられるように建造している。
排水施設	トンネル内の排水については、約 750m に 1 箇所の割合でポンプ室を設置し、それぞれ毎分 1～1.5 トンの排水が可能なポンプ 3 台を配置してある。
車両の防火対策	車両の構体は金属性で不燃性のものを、シートその他は難燃性以上の判定を受けたものを使用している。
停電対策	多系統から電力の供給を受けているので全ての系統の供給が停電するという事態以外は、駅及びトンネル内が長時間停電することはない。 しかし、万一に備えて、駅では蓄電池を電源とする非常灯と誘導灯を設置してあるほか、列車内も蓄電池による非常灯を設置してある。

2-4 首都圏新都市鉄道施設

(1) 施設の現状

- ・区内の路線延長キロ程は、1.22km であり、駅は南千住駅の 1 駅で、1 日の乗降客数は約 1.1 万人である。
- ・構造物は、「鉄道構造物等設計標準（耐震設計）」（平成 10 年 12 月 25 日鉄技第 122 号）に基づき設計施工を行っており、兵庫県南部地震及び中越地震等の大規模地震に対し所定の耐震性を有している。

(2) 計画方針

- ・旅客の安全確保及び被害を最小限に防止するとともに、輸送の確保を図る。

(3) 災害予防対策

- ・土木構造物、軌道、駅舎及び電気・機械設備は、それぞれの実施基準等に基づいて保守点検を行い、必要に応じて補修を実施する。
- ・沿線防災設備システム（風速、地震、水位、雨量、レール温度、大気温度測定装置）によるリアルタイムに収集される気象情報をもとに列車運転規制を行い、より安全な輸送を確保する体制をとっている。また、早期地震警報システムの導入により、地震への対応を充実させ安全性の向上を図っている。

2-5 都電施設・新交通施設

(1) 施設の現状

① 荒川線

- ・区内の線路延長キロ程は、約 4.8km であり、停留場数は 13 停留場である。

② 日暮里・舎人ライナー

- ・区内の線と延長キロ程は、約 2.9km であり、駅は日暮里駅・西日暮里駅・赤土小学校前駅・熊野前駅の 4 駅で、1 日の乗降客数は約 9.1 万人である。
- ・荒川線は全区間地上を走行し、日暮里・舎人ライナーは全区間高架を走行している。
- ・日暮里・舎人ライナーの高架構造物は、「日暮里・舎人線土木構造物設計基準」（平成 8 年 12 月）に基づき設計施工を行っており、兵庫県南部地震及び中越地震等の大規模地震に対し所定の耐震性を有している。

(2) 計画の方針

- ・首都直下地震等に備え、鉄道構造物及び構築物等の耐震性の強化を推進する。
- ・地震発生時、係員が的確な行動を取れるよう訓練等を実施するとともに、交通局の震災対策について、広報活動を通じて旅客への周知を図る。

(3) 災害予防対策

- ・土木構造物、軌道、駅舎、電気・機械設備及び車両は、それぞれの実施基準等に基づいて保守点検を行い、必要に応じて補修を実施する。
- ・地震センサーを設置し、地震の規模を把握して、計測震度に応じた運転規制や点検を行う。
- ・日暮里・舎人ライナーについては、早期地震警報システムを活用し、大きな揺れが到達する前に、指令区が遠隔操作で列車を停止する。

3 河川施設

(1) 予防対策時の対策内容と役割分担

- ・資機材の備蓄、設備・施設の整備等により、災害を予防するとともに、発災時に対応できる体制を整える。

各機関	対策内容
区 ・ 災対防災都市づくり部	・ 土のう等、水防資機材の備蓄
都 ・ 建設局	・ 河川施設を整備 ・ 土のう等、水防資機材の備蓄

(2) 詳細な取組内容

- ・ 土のう等、水防資機材を備蓄する。
- ・ 水防管理団体は、管内における水防活動を十分に行うことができるよう、水防資機（器）材及び施設の整備並びに輸送の確保に努めるとともに、管内の水防活動に直ちに対応できるよう、車両等の確保、輸送経路等を確認しておく。

（資料第3－15 水防倉庫一覧）

4 水道施設

4－1 水道施設の現況

- ・ 荒川区内には、施設として南千住給水所がある。
- ・ また、水道管として口径 50 mm から口径 1,600 mm までの配水管 330,238.1m が布設されている。

4－2 水道施設の整備補強

- ・ 給水所等構造物は、耐震診断結果に基づき、耐震性の劣るものについて、耐震補強工事等を実施する。
- ・ 送水・配水管については、耐震性の劣るものを、耐震性の優れた材質・継手構造のダクタイル鋳鉄管や鋼管に取り替える。このうち、強度が低く破損による漏水の恐れや濁り水の原因となる経年管は、平成 25 年度までに 100% 解消することを目指して取り替えを実施し、一部施工困難箇所を除きほぼ完了した。
- ・ 震災時における医療救護活動や首都機能の継続を確保するため、災害拠点病院・首都中枢機関・二次救急病院・区役所等への供給ルートとなる配水小管を優先して、耐震継手化を図る（令和 4 年度概成）。
- ・ 震災時に停電が発生した場合においても、浄水及び送配水機能が確保されるように、浄水場等に自家用発電設備を整備する。
- ・ 取出口径が 50mm 以下の給水管については、公道下において、ステンレス化がほぼ完了している。
- ・ 75mm 以上の給水管は、配水小管布設替や舗装先行工事等にあわせた工事以外にも計画的に耐震継手化を図る。

4－3 システムの強化

- ・ 施設の二重化、二系統化や送配水管ネットワークの構築等、震災時における水道システムとしての耐震性の向上を図る。
- ・ 広域的な水の相互融通を行う体制を構築するために、埼玉県や川崎市等、近隣の水道事業体と共同で連絡管の整備を行っており、今後も相互融通機能の強化について検討する。

4-4 情報通信手段の整備

・震災時における被害把握や応急給水・復旧活動を効率的に実施するため、震災情報システムを活用する。

5 下水道施設

[施設名称]

施設名	住所	電話番号
北 部 下 水 道 事 務 所	台東区蔵前二丁目1番8号	5820-4345
蔵 前 ポ ン プ 所	台東区蔵前二丁目1番8号	5821-0271
三河島水再生センター	荒 川八丁目25番1号	3802-7991
東尾久浄化センター	東 尾 久七丁目2番	(無人施設)3802-7991
町 屋 ポ ン プ 所	町 屋八丁目21番10号	3895-0044
尾 久 ポ ン プ 所	東 尾 久八丁目2番2号	(無人施設)3895-0044
白 鬚 西 ポ ン プ 所	南 千 住八丁目17番3号	(無人施設)5821-0271

5-1 計画方針

・区民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、地震や豪雨等の災害に備えた取組を行い、被害の規模を最小限に留めるように努める。

・都と連携した応急復旧体制を強化・充実に努める。

5-2 事業概要

(1) 施設整備

・水再生センター・ポンプ所等について、想定される最大級の地震動に対し、最低限の下水道機能(揚水、沈殿及び消毒機能)に加え、水処理施設の流入きょ、導水きょ等を対象としたほか、汚泥処理関連施設についても対象とし、震災時に必要な下水道機能を全ての系統で確保する耐震化を推進する。

(2) 避難所等の対策

・避難所や災害復旧拠点等の下水道機能を確保するため、これらの施設から排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化等を推進しており、現在は、一時滞在施設や災害拠点連携病院等に対象を拡大し、対策を推進している。

(3) 緊急輸送道路等の対策

・震災時の交通機能を確保するため、液状化の危険性が高い地域の緊急輸送道路等を対象にマンホールの浮上抑制対策を推進しており、現在は、無電柱化している道路や区が指定している緊急道路障害物除去路線等に対象を拡大し、対策を推進している。

(資料第3-16 緊急道路障害物除去路線網)

(4) 光ファイバー網の整備

・震災に強い下水道光ファイバーケーブルを活用した情報通信網の整備を促進する。

(5) 水再生センター・ポンプ所等の整備

・水再生センター・ポンプ所等について、想定される最大級の地震動に対し、最低限の下水道機能（揚水、沈殿及び消毒機能）に加え、水処理施設の流入きょ、導水きょ等を対象としたほか、汚泥処理関連施設についても対象とし、震災時に必要な下水道機能を全ての系統で確保し耐震化を推進する。

・停電時等の非常時においても下水道機能の維持に必要な電力を確保するため、非常用発電設備を全ての施設に設置したが、一部の施設では必要な電力が確保できていないため、非常用発電設備を更に整備する。

(6) し尿の受入

・震災時に備え、区と取り決めた災害用トイレの設置可能なマンホールやし尿の受入箇所、受入方法等の適切な更新を図る。

(7) 下水道施設の復旧対策

機関名	対策等
都 ・建設局	・区の実施する応急措置に関し、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急復旧対策を総合的判断の下に実施する。 ・区が管理する河川管理施設の応急復旧対策について区に技術的助言を行うほか、大規模なものについては直接実施する。
都 ・下水道局	・各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。 ・万一機能上重大な被害が発生した場合は揚水施設の復旧を最優先する。これらと並行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と揚水、簡易処理、消毒、放流等の機能の回復を図る。 ・水再生センター・ポンプ所において、停電のためポンプの機能が停止した場合、ディーゼル発電機やガスタービン発電機等の非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起らないよう対処する。
関東地方整備局	・区及び都等の行う応急対策に関し、要請があれば技術的助言を行う。

6 電気・ガス・通信等

6-1 電気

(1) 施設の状況

・電力施設には、電気を供給するための送電線、変電所、配電線、通信線等の電力流通施設がある。

(2) 施設の保安対策

① 送電設備

・地震の影響に対し、送電を確保できる設計を行っている。

② 変電設備

- ・機器基礎及び屋外鉄構は、耐震性を考慮して設計を行っている。
- ・洪水には既往の浸水実績等を踏まえた浸水対策を行っている。
- ・塩害に対しては、活線洗浄装置を敷設する等の保安対策を実施している。

③ 配電設備

- ・地震、強風に対しては、概ね区内全域に送電できる施設として設置している。

④ 通信設備

- ・送電、変電、配電設備に準じて設計を行っている。

6-2 ガス

(1) 施設の状況

① 製造所・整圧所設備

- ・重要度及び災害危険度の大きい設備の耐震性を向上させ安全性を確保する。
- ・防消火設備、保安用電力等の強化を行い、二次災害防止に努める。

② 供給設備

- ・導管を高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上に努める。
- ・全ての地区ガバナーにS Iセンサーを設置し、揺れの大きさ（S I値）・ガスの圧力・流量を常時モニタリングする。
- ・この情報を解析し高密度に被害推定を行い、迅速な供給停止判断及び遮断する体制を整備する。

施設名	都市ガス関連の安全化対策
製造施設	・施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保 ・緊急遮断弁、防・消火設備、LNG用防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害を防止
供給施設	・新設設備は、ガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強 ・二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置、導管網のブロック化、放散塔等緊急対応設備を整備
通信施設	・ループ化された固定無線回線の整備 ・可搬型無線回線の整備
その他の安全設備	・地震センサーの設置 - LNG基地、整圧所、幹線ステーションに地震計を設

施設名	都市ガス関連の安全化対策
	置するとともに、地区ガバナー（整圧器）には感震・遠隔遮断装置を設置 ・安全装置付ガスメーターの設置 建物内での二次災害を防止するため、震度5程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置

（２）計画目標

・ガス施設の耐震性の強化、及び被害軽減のための諸施策を実施し、可燃物の流失防止と近隣住民への災害防止に努める。

（３）事業計画

・ガス導管に地震時の地盤の動きに追従できる溶接接合導管、メカニカル継手可とう性配管、ポリエチレン管を使用する等、ガス工作物の耐震性を強化する。

・二次災害の防止、早期復旧対策を確立するため、ネットワークを他の地区と分離させてガス供給停止地域の極小化を図る。

6-3 通信

（１）施設の状況

② 通信設備（NTT東日本所内）

・交換設備、電力設備、その他所内設備は支持物等により、耐震対策を整えている。

・また、電力供給が停止した場合の対策として、予備エンジン、蓄電池が設置されており、被災した場合を考慮して、移動電源装置等を設置している。

③ 通信設備（NTT東日本所外）

・地下ケーブルは、耐震性の高い共同溝又は通信ケーブル専用の洞道に収容されている。

・弱体地下管路等は年度計画により整備を行っている。

・橋梁添架ケーブルは二次的火災による被害を想定して、耐火防護、補強を実施している。

・通信の全面的途絶地域、避難場所等孤立地域を対象として携帯用無線、移動用無線機等を常備している。

・公共機関等、必要な通信を確保するため、ケーブルの２ルート化と回線の分散使用を図っている。

・都指定の広域避難場所等には災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置できるように体制を整えている。

・交換機相互間を結ぶケーブルは経路を分散し、主要交換機相互間は地下ケーブル方式（有線）と無線方式により環状に結ぶ回線を作成している。

（２）事業計画（電気通信施設を確保するための諸設備）

・架空ケーブルは、地震による二次災害である火災に比較的弱いいため、地中化が望ましい区間は地中化を促進する。

- ・都市防災上、耐震・耐火に強い共同溝及びとう道へケーブルの収容替えを行う。また、災害予防上の弱体設備を点検・把握し、優先付けをして整備を図る。

(3) 災害時用公衆電話の設置

- ・区が指定した避難所（小中学校等）全ての施設に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を事前に設置することで、災害時における避難者の通信手段を確保することを可能とする。

（資料第2 協定・覚書）

(4) 各通信事業者

- ・区庁舎等の災害活動拠点、医療機関、人口密集地等の重要エリアの通信を確保するために、基地局等において、非常用発電機による無停電化やバッテリー長時間化に取り組む。

【応急対策】

1 道路・橋りょう

1-1 交通規制

(1) 交通規制

・大震災（震度6弱以上の地震により多数の人的被害が生じた災害をいう。）又は震度5強以上の地震が発生した場合に、救出救助活動等の初期活動が円滑に行われるための緊急交通路等の確保その他の必要な交通対策を迅速かつ的確に実施する。

① 第一次交通規制

・大震災が発生した場合は、都交通対策本部長（交通部長）の命令により、第一次交通規制を実施する。

- (1) 環状7号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する。
- (2) 環状8号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制する。
- (3) 下記「指定7路線」に掲げる路線を緊急自動車専用路として指定し、一般車両の通行を禁止する。

[都内の指定7路線]

首都高速道路・高速自動車国道	国道4号（日光街道他）
国道17号（中山道・白山通り他）	国道20号（甲州街道他）
国道246号（青山通り・玉川通り）	目白通り
外堀通り	

[荒川区内の指定7路線該当区間]

路線名	区間	荒川区内の区間
日光街道	日本橋元標～毛長川	常磐線三の輪ガード～千住大橋

・都内において極めて甚大な被害が生じている場合は、被災状況に応じてさらに広範囲に交通規制を実施することとなる。

② 第二次交通規制

・第一次交通規制の実施後、被害状況、道路交通状況等を勘案し、交通対策本部長の命令により、第二次交通規制を実施する。

・第一次交通規制における緊急自動車専用路「指定7路線」を優先して緊急交通路に指定し、一般車両の通行を禁止する。

・次の「指定31路線」に掲げる路線の中から緊急交通路を指定し、一般車両の通行を禁止する。

[都内の指定7路線]

第一京浜	第二京浜	中原街道	目黒通り
青梅・新青梅街道	川越街道	北本通り	水戸街道
蔵前橋通り	京葉道路	井の頭通り	三鷹通り
東八道路	小金井街道	志木街道	府中街道
芋窪街道	五日市街道	中央南北線	八王子武蔵村山線
三ツ木八王子線	新奥多摩街道	小作北通り	吉野街道
滝山街道	北野街道	川崎街道	多摩ニュータウン通り
鎌倉街道	町田街道	大和バイパス	

1-2 障害物除去

・被災者に対する救援・救護活動や緊急物資の輸送路を確保するため、緊急道路障害物除去路線を指定し、震災時には、各道路管理者がこれらの道路上の障害物の除去や亀裂等の応急補修を他の道路に優先して実施する。

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対防災都市づくり部	- 被害状況の調査 - 道路、公園等の障害物の除去
都建設局第六建設事務所	- 道路の緊急点検及び損壊箇所の応急措置 - 障害物の除去

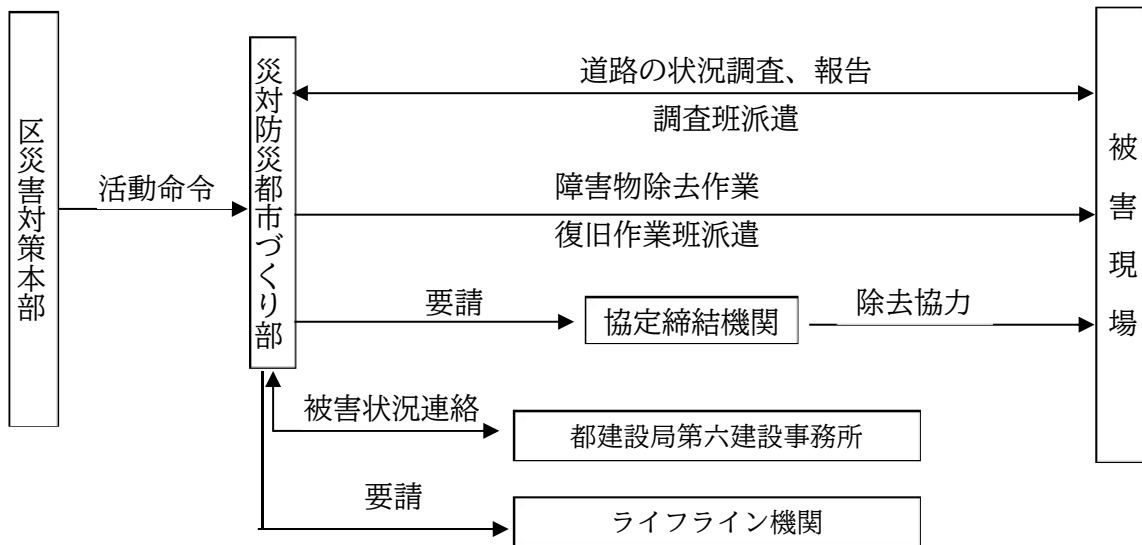
(2) 詳細な取組内容

① 荒川区

・道路上の破損、倒壊等による障害物の除去を行い、交通の確保に努める。特に避難道路及び避難道路等に通じる緊急道路障害物除去路線については、最優先で実施する。

・区が行う障害物除去作業は、原則として区道を対象とするが、道路管理者は、道路上の障害物の状況を調査し、速やかに区災害対策本部に報告するとともに他の道路管理者と密接な連絡を取り、協力して障害物の除去を行う。

[道路障害物の除去の流れ]



i) 被害状況の調査

○一次調査

・発災直後の調査（一次調査）は、事前に定めた緊急道路障害物除去路線等を中心に現地調査し、被害状況を集約するとともに、障害物除去に向けた資機材等の確認・準備を行う。

○二次調査

・一次調査以外の生活道路や公園等の被害状況を調査する。

（資料第2 協定・覚書）

ii) 応急復旧の考え方

○緊急道路障害物除去路線の障害物の除去

・震災が発生した直後の道路は、倒壊した家屋や自動車等の障害物が散乱するとともに、道路の陥没や亀裂等により、一時的に交通途絶状態となることが想定される。

・災対防災都市づくり部は被災者に対する救援・救護活動や物資の緊急輸送路等を確保するため、その活動の要となる緊急道路の障害物除去作業を他の道路に先駆けて実施するとともに、被害箇所の応急復旧作業を行う。

・緊急道路障害物除去路線の障害物除去に当たっては、一次調査の結果及び区災害対策本部で集約した被害情報をもとに、国道事務所、第六建設事務所等と連携を図り、緊急度等を勘案して優先路線を指定し、順次除去作業にあたる。

○生活道路等の障害物の除去

・地震により、道路上に落下若しくは倒壊した障害物等を除去する。

○主要公園の障害物除去

・被害の状況等により公園を避難場所等を使用する場合に備え、主要道路の障害物除去の目的がたった段階で、主要な公園から地域の状況を踏まえて障害物を除去する。

[障害物除去の考え方]

路線等	内 容	除 去 目 標
緊急道路障害物除去路線	広域避難場所・避難所・備蓄倉庫・給水所・発生材の仮置場等へ通じる道路を優先的に除去	有効幅員 2 車線を確保
生活道路	区内の一般道路	1 車線を確保
公園等	給水所や動物救護センター等の他の役割がある公園を優先した上で、各地区を均等に、地区公園・近隣公園・街区公園の順に除去	

iii) 応急復旧体制

・復旧活動は、災対防災都市づくり部が作業に当たり、あらかじめ行動計画を定めておくものとする。なお、緊急道路障害物除去路線の啓開は、他の作業に優先して実施する必要があるので、道路障害物の状況に応じて、災対防災都市づくり部及び協定締結機関と連携して作業体制をとるものとする。

(資料第 2 協定・覚書)

iv) 応急復旧内容

・災害発生後、支援物資等の輸送ができるよう、道路の障害物の除去を各機関と相互に密接な連絡をとりながら実施する。

・道路啓開作業中の路線付近において、警察・消防・自衛隊等による人命救助活動が実施されている場合、連携して対応する。

・歩道がある箇所では、歩道側に障害物を寄せる。

・道路附属物等のき損により障害物が道路交通を妨げている場合は、速やかに応急啓開措置をとる。

・倒壊した街路樹・街路灯については、交通に支障がないように一時整理し、後日、障害物を撤去する。

・転倒した電柱に架線等が付いている場合は、東京電力パワーグリッド、NTT東日本等所管の機関へ除去するよう指示する。

・放置車両の移動については、災害対策基本法に基づき対応する。

・発生材（廃材）については、状況に応じて仮置場を指定して集積する。

・発生材の仮置場は、次の(1)～(7)の候補地から、搬出作業を考慮し、幹線道路に近接した施設を指定する。

(1)宮前公園（第 1 期）

(2)町屋公園予定地（町屋七丁目公園・旧尾竹橋公園・旧尾竹橋清掃作業所・公園整備用地）

(3)南千住浄水場跡地（公園予定地）

(4)三河島公園

- (5)東日暮里一丁目公園
- (6)南千住三丁目公園
- (7)都立汐入公園 芝生広場

・なお、用地が不足した場合は、(1)～(7)の候補地以外の区立公園及び児童遊園の活用も検討するほか、都災害対策本部が設置するがれき処理部会に対して、仮置場の確保を要請する。また、状況に応じて道路法 68 条に基づき、民有地を使用する。

v) 応援協力体制

- ・都建設局第六建設事務所や災害時協定締結事業者等と密接に連絡をとり、必要に応じて協力を要請する。
- ・障害物除去に必要な資機材、人員に不足を生じた場合は、災害時協定に基づき、災対防災都市づくり部は、荒川区建設業協会、荒川美化研究会及び造園防災協力会に応援を求め、対処するものとする。
- ・荒川区建設業協会、荒川美化研究会及び造園防災協力会が建設重機を調達し、道路啓開作業に着手できるまで（概ね発災後 3 日間程度）の間、区及び同協会は、都や国等の関係機関と連携し、通行可能道路情報の収集及び作業計画の策定に重点を置いて活動する。
- ・路上駐車 of 自動車の移動について道路管理者は、警察と連携し、移動措置をとる。
- ・発生材の仮置場の整備及び管理、運営については、「災害時における廃棄物等の仮置場の運営に関する協定」に基づき、区内解体事業者等に協力を求め、行うものとする。

（資料第 2 協定・覚書）

[災害時協定を締結している区内解体事業者]

	事業者名	所在地
1	株式会社司工業	荒川区南千住六丁目 49 番 7 号
2	AOKI 株式会社	荒川区西尾久七丁目 11 番 10 号
3	中村解体工業株式会社	荒川区東尾久三丁目 26 番 5 号
4	株式会社河野解体工業東京営業所	荒川区西日暮里二丁目 1 番 6 号

② 都建設局第六建設事務所

- ・都は協力業者の協力を得て、災害時における道路の緊急点検及び損壊箇所の応急措置並びに障害物の除去を行う。

2 鉄道施設

(1) 主な対策内容と役割分担

- ・初動措置として運転規制や乗客の避難誘導対応や駅等での各種情報提供等を行う。

各機関	対策内容
都交通局 各鉄道事業者	・ 災害対策本部等の設置 ・ 災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信

各機関	対策内容
	連絡の実施 ・ 徐行等の運転規制の実施 ・ 乗客の避難誘導の実施 ・ 負傷者救護の優先的実施

(2) 業務手順

- ・ 旅客及び施設等の安全確保を行うため、災害対策本部等を設置する。
- ・ 列車及び旅客の安全確認のため、徐行等の運転規制を実施する。
- ・ 駅での混乱防止や、列車内の乗客の安全確保のため、速やかに避難誘導を実施する。
- ・ 駅や列車内での混乱防止のため、案内放送等による情報提供を行うとともに、利用者に対してホームページやSNS等による情報提供を行う。
- ・ 事故が発生した場合、災害対策本部と協力し、負傷者の救護を優先して実施する。

(3) 詳細な取組内容

《都交通局》

- ・ 地震発生時には、各路線に設置した所定の地震計の震度に応じて点検を実施する。
- ・ 点検の結果、各種構築や各種設備を所管する部署による再点検が必要と判断される場合は、各施設の建物管理者が直接所管部署に確認を依頼する。所管部署は、再点検の結果により、二次災害の発生に考慮しつつ処置を行う。

《都交通局》《各鉄道事業者》

○災害時の活動体制

- ・ 震災が発生した場合、各鉄道事業者は全機能を挙げて、旅客及び施設等の安全確保を行うため、災害対策本部等を設置する。
- ・ 災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて、移動用無線機等の無線設備を利用する。

○発災時の初動措置

- ・ 各鉄道事業者は、震災初動期に列車及び旅客の安全を確認するため、各社の規定に従い徐行等の運転規制を実施する。

○乗客の避難誘導

- ・ 震災時に予想される駅における旅客の集中による混乱防止や、列車内の乗客の安全確保のため、各鉄道事業者は各社の規定により速やかに避難誘導を実施する。
- ・ 駅にいる乗客に対しては、混乱防止のため案内放送等による情報提供を行い、あらかじめ定めた場所に誘導する。
- ・ 列車内の乗客に対しては、混乱防止のため案内放送等による情報提供を行い、安全な場所又は最寄り駅まで、駅長（運転司令等）と連絡の上、誘導する。
- ・ 外国人の旅客に対しては、多言語を用いた文字や音声による情報提供を行い、適切な避難誘導を実施する。
- ・ 自家発電設備、蓄電池設備等により、停電時であっても、乗客の避難誘導に必要な照明、非常灯等最低限の電力を確保する。

○事故発生時の救護活動

- ・各鉄道事業者は、震災時に事故が発生した場合、災害対策本部と関係機関が協力し、負傷者や障がい者・高齢者等の避難行動要支援者の救護を優先して実施する。
- ・併発、続発事故等の二次災害の防止に万全を講じるとともに、引き続き旅客の安全確保を図り輸送力の確保に努め、必要に応じ関係機関の出動・救護の要請を行う。

3 河川施設等

(1) 対策内容

- ・都が管理する河川については、都建設局が災害復旧を行う。

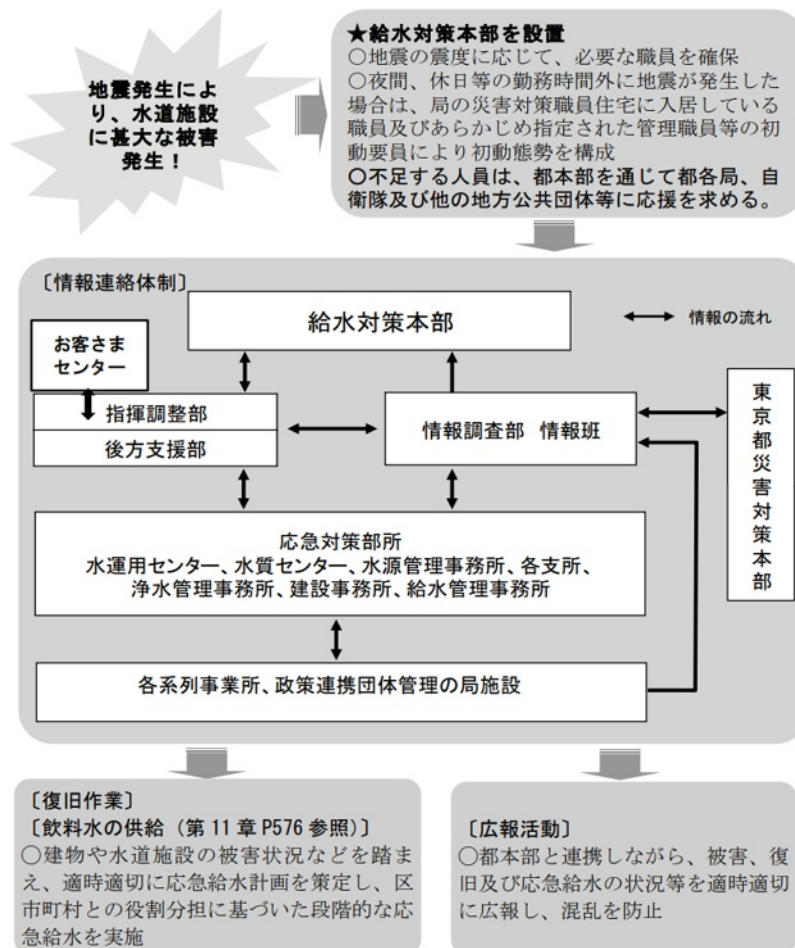
4 水道

(1) 主な対策内容と役割分担

- ・情報収集及び連絡、点検、調査等を行う。

各機関	対策内容
都水道局	・異常箇所等についての情報収集及び連絡を徹底 ・施設の点検・被害調査を実施 ・被害箇所の復旧までの間、二次災害発生の恐れがある場合及び被害の拡大する恐れがある場合の応急措置を実施

(2) 業務手順



(3) 詳細な取組内容

- ・地震発生後、速やかに浄水場、給水所等のポンプ運転状況、管路に設置されたテレメータやスマートメータ等の記録等から異常箇所の情報を把握するとともに、水道施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。
- ・貯水、取水、導水、浄水施設及び給水所等の被害調査は、速やかに施設ごとに行う。
- ・管路については、あらかじめ定めた重要点検箇所の巡回点検を実施し、管路の水圧、漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物にあっては被害の程度等の把握に努める。
- ・お客さまセンターが、水道施設や給水に関する異常等の情報を、住民等から寄せられる通報により把握する。
- ・取水塔、取水せき等の取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。
- ・漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。
- ・管路の被害による断水区域を最小限に留めるため、速やかに配水調整を行う。
- ・配水調整作業は、浄水場から給水所への送水及び主要幹線機能の確保を優先し、各路線の上流側から順次進める。
- ・浄水場及び給水所の運転状況や管路復旧作業の進捗に合わせ、再調整を実施する。
- ・倒壊家屋、焼失家屋及び所有者が不明な給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。
- ・水道水源林が被災した場合は、ドローン等を用いて被災箇所の調査を実施する。

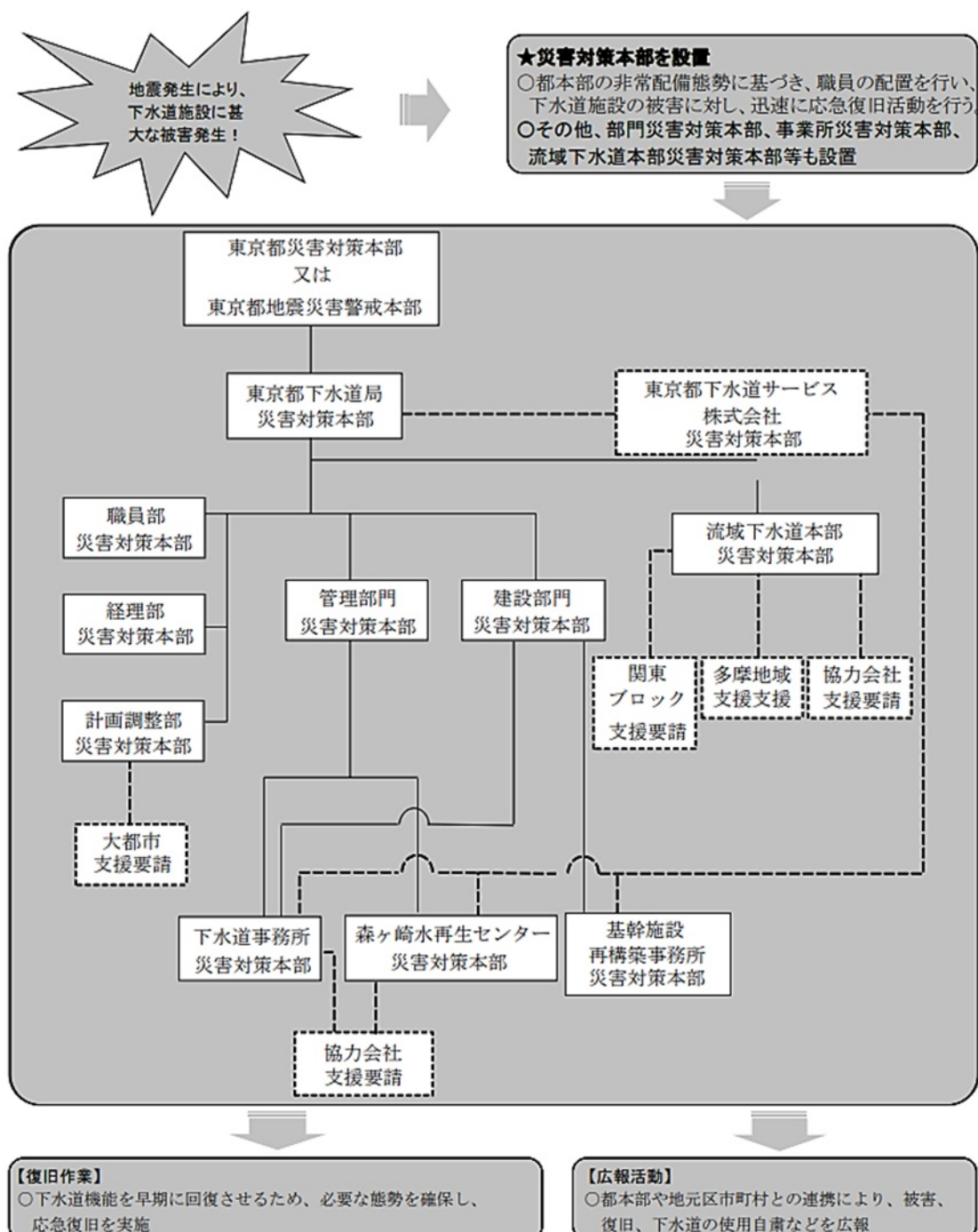
5 下水道

(1) 主な対策内容と役割分担

- ・ 都下水道局災害対策本部を設置し、下水道施設の調査、点検を行い、被害状況を把握する。

各機関	対策内容
都下水道局	・ 下水道施設の調査、点検等を実施し、被害情報の収集及び連絡を徹底 ・ 復旧までの間、二次災害発生の恐れがある場合、被害の拡大する恐れがある場合の応急措置を講じるとともに、工事現場の応急対策を実施 ・ 水再生センター・ポンプ所等におけるポンプ及び諸機械の運転を継続

(2) 業務手順



(3) 詳細な取組内容

- ・下水道管の緊急調査、水再生センター・ポンプ所等の被害状況調査、工事現場の点検等を行う。
- ・各施設の点検を行い、施設の被害に対して、箇所、程度に応じた応急措置を実施する。
- ・応急復旧に当たっては、災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体と連携して対処する。
- ・被害状況に応じ、他の大都市等へ支援を要請し、その受入れに対応する。
- ・市町村の要請に応じて、相互支援の調整を行う。また、被害状況に応じ、都下水道局による支援を行うほか、関東ブロック各県等への支援要請を行う。

① 下水道管等

- ・緊急輸送道路等を地上巡視し、下水道施設が起因する道路陥没等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施する。
- ・速やかに震災復旧活動の拠点を設置し、下水道管の被害状況及び高潮防潮扉の操作状況等、防災上重要な施設について重点的に被害状況及び措置状況を集約する。

② 水再生センター・ポンプ所等

- ・各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
- ・万一機能上重大な被害が発生した場合は揚水施設の復旧を最優先する。これらと並行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と揚水、簡易処理、消毒、放流等の機能の回復を図る。
- ・水再生センター・ポンプ所等において、停電のためポンプの機能が停止した場合、ディーゼル発電機やガスタービン発電機等の非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起らないよう対処する。
- ・停電が続く場合には、非常用発電設備の燃料油について、石油会社との優先供給協定により、確保に努める。

③ 工事現場

- ・工事中の箇所においては、受注者との緊密な連携の下、速やかに被災状況を把握し、被害を最小限に抑えるとともに二次災害の発生を防止するための緊急措置を実施する。また、避難路等での工事箇所については、道路管理者並びに交通管理者の指示に従い応急措置等を行う。
- ・発災後の緊急措置や応急復旧を迅速に実施するために、現場要員や資機材の現状把握に努めるとともに、必要に応じて他の現場への支援にも備える。

6 電気・ガス・通信等

(1) 主な対策内容と役割分担

- ・ 情報収集、点検、危険予防措置、資機材等の調達、広報活動等を行う。

各機関	対策内容
東京電力 グループ	・ 資材の調達・輸送 ・ 震災時における危険予防措置 ・ 応急工事 ・ 災害時における電力の融通
東京ガス グループ ガス事業者	・ 被害情報の収集 ・ 事業所設備等の点検 ・ 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止等の措置 ・ ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置 ・ 被害推定に基づく応急措置 ・ 遠隔再稼働による速やかなガス供給再開 ・ 資機材等の調達 ・ 移動式ガス発生設備による臨時供給 ・ 避難所等へのLPガス供給
各通信事業者	・ 被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集 ・ 自治体への通信障害・復旧状況等の情報共有及び自治体要望・活動状況の情報収集 ・ 重要通信の確保による応急復旧対策、広報活動等 ・ 災害対策用機材、車両等の確保 ・ 通信回線の確保や通信の途絶防止等の応急対策

(2) 業務手順

- ・ 災害対策本部や報道機関等から被害情報を収集するとともに、自社の被害状況を把握する。
- ・ 資材の在庫を常に把握し、応急対策に必要な資材で不足するものは調達・確保する。
- ・ 防災活動等において、安全確保のため必要な場合は、危険予防措置を実施する。
- ・ 応急措置を実施する。

(3) 詳細な取組内容

《東京電力グループ》

- ・ 第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資材は、近隣の第一線機関等相互による流用を実施する。広域にわたる被害等によりそれらの対応が困難な場合は、本社対策本部にて全ての資材を管理・確保する。
- ・ 非常災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている協力会社の車両、船艇、ヘリコプター等により行うが、必要に応じ他電力会社等からの調達を対策本部において要請し、輸送力の確保を図る。
- ・ 震災時においても送電を継続することを原則とするが、水害又は火災の拡大時等における円滑な防災活動のため、警察、消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危

險予防措置を講じる。

- ・ 応急工事の実施に当たっては、人命に係る箇所、復旧対策の中核となる官公庁等の機関、避難所等を優先することを原則とするが、各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上、復旧効果の大きいものから、あらかじめ定めた手順により実施する。
- ・ 各電力会社と締結した「全国融通契約」及び電力広域的運営推進機関の指示に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて実施する。

《東京ガスグループ》《ガス事業者》

- ・ 地震の規模に応じて、本社に非常事態対策本部を設置するとともに、必要な要員は自動参集する。
- ・ 被害状況に応じてあらかじめ定めたBCPを発動し、災害対応業務と最低限必要な通常業務の両立を図る。
- ・ 社内事業所及び官公庁、報道機関等からの被害情報の収集を行う。
- ・ 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
- ・ ガス供給設備等に設置した地震センサーの観測状況に応じて、迅速な被害把握に努め、適切な応急措置を行う。
- ・ 被害が軽微な供給停止地域については、遠隔再稼働等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
- ・ その他現場の状況により、二次災害防止のため適切な措置を行う。
- ・ 復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は平時から分散して備蓄する。
- ・ 震災により都市ガス施設に被害が生じた場合、都と一般社団法人東京都LPガス協会が協力し、避難所等にLPガスを救援物資として供給するよう努める。

《各通信事業者》

- ・ 災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、重要通信を確保し、又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに、関係組織相互間の連絡・周知を行う。
 - ✓ 気象状況、災害予報等
 - ✓ 電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況
 - ✓ 自治体へのリエゾン（情報連絡員）派遣による通信障害・復旧状況等の情報共有、自治体活動状況の情報収集
 - ✓ 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
 - ✓ 被災設備、回線等の復旧状況
 - ✓ 復旧要員の稼働状況
 - ✓ その他必要な情報
 - ✓ 臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

【復旧対策】

1 道路・橋りょう

(1) 主な対策内容と役割分担

- ・道路の障害物除去及び搬出、応急復旧等を行う。

各機関	対策内容
区 ・ 災対防災都市づくり部	・ 区道上の障害物除去及び応急復旧の実施
都建設局	・ 道路の被災箇所、被害がある箇所の復旧 ・ 都道上の障害物除去作業及び障害物の搬出
関東地方整備局	・ 応急復旧工事を行い、緊急輸送路としての機能を確保
首都高速道路	・ 災害の再度発生防止等の観点から、可能な限り改良復旧を図る。

(2) 詳細な取組内容

- ・被害を受けた道路は、速やかに復旧し、物資、人員の輸送が円滑に行われるように努める。
- ① 区道においては、緊急道路障害物除去路線以外の路線について、優先順位を付け障害物の除去及び復旧を行う。
- ② 都道が被害を受けたときは、都は速やかに排土作業や盛土作業等その被害の状況に応じた応急復旧作業を行い、交通路の確保に努める。
- ③ 上下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設に被害が発生した場合は、当該施設及び道路管理者に通報する。緊急の場合は、当該事故を知った機関が直ちに応急の措置をとり、事後連絡する。

2 鉄道施設

(1) 主な対策内容と役割分担

- ・施設の被害状況に応じた復旧を行う。

各機関	対策内容
都交通局 各鉄道事業者	・ 施設の被害状況に応じた復旧の実施

(2) 詳細な取組内容

- ・各鉄道事業者は、施設の被害状況に応じた復旧を行う。
- ・復旧作業に当たっては、被害状況、工事の難易度及び運転開始による効果の大きさを勘案し、復旧工事の計画を策定する。

3 水道

(1) 主な対策内容と役割分担

- ・施設、管路、給水装置等の復旧を行う。

各機関	対策内容
都水道局	・取水・導水施設の復旧対策 ・浄水・配水施設の復旧対策 ・送・配水管路、給水装置の復旧対策

(2) 詳細な取組内容

- ・都水道局は、取水・導水施設や送・配水管路、給水装置の復旧対策を行う。

4 下水道

(1) 主な対策内容と役割分担

- ・下水道管、水再生センター・ポンプ所等、工事現場等の復旧を行う。

各機関	対策内容
都下水道局	・下水道管の復旧対策の実施 ・水再生センター・ポンプ所等の復旧対策の実施

(2) 詳細な取組内容

- ・都下水道局は、下水道管、水再生センター・ポンプ所等の復旧を行う。

5 電気・ガス・通信等

(1) 主な対策内容と役割分担

- ・復旧効果の大きさ、二次災害防止等の観点から復旧を行う。

各機関	対策内容
東京電力 グループ	・電力供給上復旧効果の大きいものから実施
東京ガス グループ ガス事業者	・二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施
各通信事業者	・応急復旧による通信確保に取り組む

(2) 詳細な取組内容

①電力に関する取組

- ・災害に伴う応急・復旧対策については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。
- ・各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、復旧要員の確保、復旧資機材の確保等、あらかじめ定めた手順により実施する。

・停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報する。また、電気火災（通電火災等）を防止するために、屋外に避難するときには安全器又はブレーカーを必ず切ること等についても各種イベントの機会を利用して広報する。

②ガスに関する取組

《東京ガスグループ》

- ・ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた以下の手順により実施する。
- ・非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに出動する。
- ・予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、速やかに確保する。
- ・復旧する地域の被害状況を調べ、被害の程度に応じた復旧方法を選び、材料や要員・車両を手配する。
- ・被害が一定以上の場合にはガスメーターの近くのガス栓を閉め、地面に埋められているガス管と宅内のガス管を分離する。
- ・都市ガスの復旧は2,000～3,000軒くらいの地域ごとに行うため、バルブを閉めたりガス管を切断して地域を分割する。
- ・検査用のガスを封じてガス管の健全性をチェックし、被害箇所の修理や仮配管等を行い、発生材で埋め戻しを行う。
- ・宅内配管を確認して、被害箇所を修理する。被害が大きい場合は仮配管を行う。
- ・ガス管の中に入っている空気を抜いて、ガスが出ることを確認する。ガスが安全に使用できる状態を確認して利用再開する。
- ・さらに、必要に応じて、社会的優先度の高い病院や老人福祉施設、避難所等には、『移動式ガス発生設備』を用いて、スポット的にガスを臨時供給するとともに、全国のガス会社と連携し、迅速な供給再開に向けて対応する。

《ガス事業者》

- ・LPGガスの使用の再開に当たっては、安全の確認を十分に行う必要があるため、都が、一般社団法人東京都LPGガス協会の点検体制の確立について支援を行う。

③通信に関する取組

- ・災害に伴う応急・復旧対策については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の発生防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。
- ・被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う等、早期復旧に努める。
- ・災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行う。

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化

震災が発生した場合、直後の的確かつ迅速な初動対応が人命を守ることにつながるため、区の災害対策本部においても、状況に応じた対応や、東京都、警察署、消防署、自衛隊等、関係機関との密接な連携体制の構築が必要である。

本章では、震災発生における災害対策本部の体制や、防災関係機関との連携等について示す。

第1節 現状の到達状況

1 活動体制の整備

- ・震度5強以上の地震が発生した場合、荒川区災害対策本部を自動的に設置
- ・災害発生時職員行動マニュアルの整備

2 受援・応援体制の構築

- ・特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定
- ・災害時における自治体との相互応援に関する協定
- ・民間事業者等との応援協定
- ・荒川区災害時受援・応援ガイドライン

第2節 課題

1 活動体制の整備

- ・災害対策本部設置等、迅速に初動体制を確立する必要がある。
- ・防災関係機関の参集基準にあわせ、見直しを図る必要がある。
- ・災害対策本部の的確かつ円滑な運用のため、防災関係機関との間で、平時から「顔の見える関係」を築く必要がある。

2 受援・応援体制の構築

- ・相互応援協定の実効性を担保するため、関係機関との連携を強化する必要がある。
- ・迅速な応急対応のため、他機関からの人的支援を活用する必要がある。
- ・発災時の具体的な受援体制について各部災対マニュアルに記載し、訓練を実施する必要がある。

第3節 対策の方向性

1 活動体制の整備

- ・災害対策本部訓練等の実施による職員配置体制の確立、手順の再確認・見直し
- ・防災関係機関の訓練への参加等による連携強化

2 受援・応援体制の構築

- ・平時から協力可能な業務や連絡先を確認する等、協定締結自治体や協定締結事業者・団体との連携強化

- ・ 受援の内容や手順等について各部災対マニュアルへ反映、訓練等を実施

第4節 到達目標

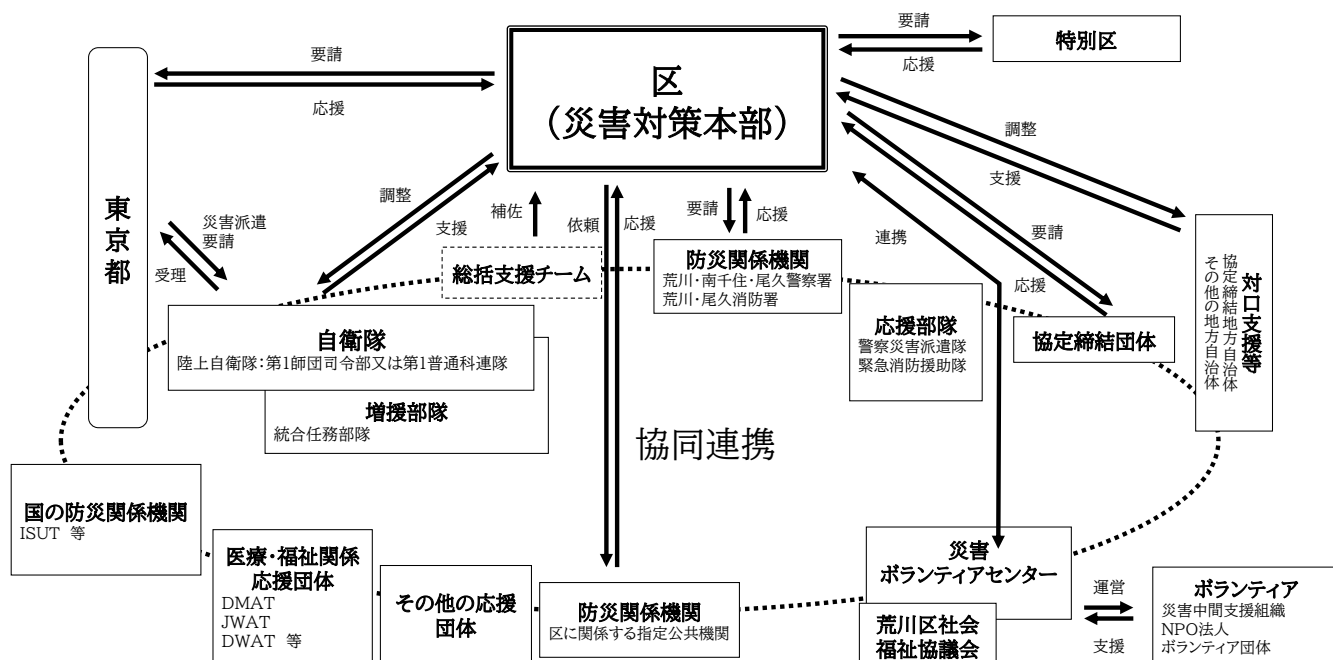
1 活動体制の整備

- ・ 迅速かつ的確な活動を可能とする応急対応力の向上
- ・ 緊密な防災関係機関との連携

2 受援・応援体制の構築

- ・ 他自治体・関係機関等との相互応援体制の強化、円滑な協力体制の構築
- ・ 荒川区災害時受援・応援ガイドラインに基づき、他機関からの人的支援、物資受入れを的確かつ有効的に機能する受援体制を構築

[応援協力・派遣要請のフロー]



【予防対策】

1 初動対応体制の整備

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・各部	・ 活動拠点の整備 ・ 各種訓練の実施 ・ 災害発生時職員行動マニュアルの整備

(2) 詳細な取組内容

① 区の活動体制（基本的事項）

- ・ 区職員は、平時から荒川区災害対策基本条例第2条第6項に基づき、危機管理意識及び災害対策についての対応能力の向上に努める。
- ・ 災害発生時に速やかな対応がとれるよう、各所属長は、勤務時間内における所属職員の状況を把握する。
- ・ 区は、必要があるときは、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、区長を区本部長とする災害対策本部を設置し、災害応急活動に従事する職員を配置する。
- ・ 災害対策本部の設置に至らないような被害規模の災害が発生した場合、通常業務を継続しつつ、当該災害に対処できる活動体制を別途定める。
- ・ 勤務時間外の場合は、警戒待機者が、区本部長及び災害対策副本部長への連絡を行い、速やかに災害対策本部が設置されるよう、情報の収集・伝達、災害対策本部設置準備等の初動措置を行う。

② 災害対策本部の構成員

- ・ 災害対策本部は、次の者をもって構成する。
 - (1) 災害対策本部長
 - (2) 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）
 - (3) 災害対策本部員（以下「本部員」という。）
 - (4) 災害対策本部職員（以下「本部職員」という。）
- ・ 区本部長は、本部の事務を統括し、本部員を指揮監督する。
- ・ 副本部長は、副区長及び教育長をもって充て、本部長を補佐し、区本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- ・ 本部員は、次の職にある者を充て、区本部長の命を受け、本部の事務に従事する。
 総務企画部長、区政広報部長、管理部長、区民生活部長、地域文化スポーツ部長、産業経済部長、環境清掃部長、福祉部長、健康部長、子ども家庭部長、防災都市づくり部長、会計管理部長、教育部長、防災課長、区を管轄する消防署長又はその指名する消防吏員
- ・ 本部職員は、本部員を除く全ての区職員をもって充て、所属する部長の命を受け、所属する部の事務に従事する。
- ・ 上記のほか、本部の構成員に関し必要な事項は、条例及び規則で定める。

- ・本部員は、災害対策本部を設置する必要があると認めたときは、直ちに区民生活部長を通じて区長に災害対策本部の設置を要請することができる。

(資料第1－9 荒川区災害対策本部組織図)

③ 災害対策本部の設置

- ・区長は、区に災害が発生したとき、又は発生する恐れのある場合に、非常配備態勢を発令する必要があると認めたときは災害対策本部を設置する。
- ・災害が発生する恐れがある場合とは、次のことをいう。
 - (1) 気象庁が南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時)を発表した場合
 - (2) 区を対象とした特別警報が発表されたとき
 - (3) 区を対象とした警報が発表され、大規模な災害が発生する恐れがあると区長が認めたとき。
 - (4) その他、区長が必要と認めたとき
- ・区長に事故があるとき、又は区長が欠けたときは、副区長がその職務を代理する。
- ・区長は、前記による要請があったときは、直ちに、本部員を招集し協議するものとする。

○災害対策本部の設置の通知等

- ・区民生活部長は、災害対策本部が設置されたときは、直ちに次に掲げる者に災害対策本部の設置を通知しなければならない。

- (1) 本部員
- (2) 区防災会議委員
- (3) 荒川区防災関係機関
- (4) 都本部長

- ・災対各部長及び災対各部長の補佐にあたる者は、災害対策本部設置の通知を受けたときは、直ちに所属職員に対し、周知徹底しなければならない。

- ・災害対策本部が設置されたときは、本部設置施設の正面玄関又は適当な場所に荒川区災害対策本部の掲示をする。

○災害対策本部の廃止

- ・区本部長は、区に災害が発生する恐れが解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部を廃止する。
- ・災害対策本部の廃止の通知等は、災害対策本部の設置の通知等に準じて行う。

④ 本部長室及び災対部課の運営

○本部長室の運営及び基本的事項

- ・本部長室は、次の職にある者をもって構成し、所掌事項を審議する会議(本部長室会議)の開催にあたっては、必要に応じて、関係する部長の出席及び課長の陪席を求める。

- (1) 区本部長
- (2) 副本部長
- (3) 災対総務企画部長、災対管理部長、災対区民生活部長
- (4) 危機管理専門監(区本部長補佐)

- ・区本部長の職務代理については、災害対策本部及び本部長室の機能を確保するため、荒川

区長の職務代理順序に関する規則（平成 19 年荒川区規則第 19 号）に定める順位に続き、次の順序とする。

副区長、教育長、総務企画部長、区政広報部長、管理部長、区民生活部長、防災都市づくり部長、福祉部長、健康部長、地域文化スポーツ部長、産業経済部長、環境清掃部長、子ども家庭部長、会計管理部長、教育部長

・本部長室は、災害対策本部の活動を統制し、次の事項について所掌する。

- (1) 非常配備態勢に関する事
- (2) 災害対処方針に関する事
- (3) 重要な災害情報の収集、分析及び伝達に関する事
- (4) 災害応急復旧対策の実施に関する事
- (5) 避難の指示等に関する事
- (6) 応援の要請及び受入に関する事
- (7) 都及び防災関係機関との連絡調整に関する事
- (8) 自衛隊の災害派遣に関する事
- (9) 災害対策に係る経費の処理方法に関する事
- (10) 災害対策本部会議の招集に関する事
- (11) 上記に掲げるもののほか、重要な災害対策に関する事

・危機管理専門監は、区本部長の補佐として、区本部長からの諮問に対し専門的な立場から意見を述べるほか、災害対処方針の決定や応急対策活動の実施内容、防災関係機関との効果的な連携方法等を検討するにあたり意見を具申する。

・災対総務企画部は、災対区民生活部（運用班）と連携し、本部長室会議の運営を行う。

・区本部長は、特に必要があると認めたときは本部長室の運営に関し、次に掲げる防災関係機関の長に対し、協力を求めることができる。また、区本部長は派遣された防災機関の職員に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

- (1) 都
- (2) 警視庁
- (3) 東京消防庁（荒川消防署、尾久消防署）
- (4) 自衛隊
- (5) 指定公共機関
- (6) 指定地方公共機関

○災対各部の運営及び基本的事項

・部の構成及び分掌事務は、【震災編】第 2 部第 1 章第 2 節の「防災関係機関の役割」における「1 荒川区」に示す。

・部における分掌事務の配分単位は、通常組織の「課」単位に対応させるものとし、名称については、通常組織の課の名称に「災対」を冠するものとする。また、必要に応じて、当該災対各課の分掌事務の内容を簡潔に説明するため、「災対〇〇〇課」の後に「(△△△担当)」を付記する。

・災対各課の分掌事務については、通常組織の改正に合わせ、その都度見直しを行う。

・災対各部課長の職務代理者については、災対各部課における応急復旧対策を確実に実施するため、部長・課長それぞれについて職務代理者を定める。職務代理順位の設定にあたって

対象となる職員は、原則として、課長級・課長補佐級・係長級の全職員とする。

- ・災害が発生し、又は発生する恐れのある場合に、災害対策本部の業務に従事する本部職員が、直ちに災害対策応急活動に従事できるよう、共通の災害対策用被服（防災服）を本部職員全員に貸与している。

- ・本部職員の給食は、職員一人一人の自覚のもと1日分の備蓄食料を自ら備えるとともに、区として備蓄食料を3日分確保している。また、災害時相互応援協定を締結している自治体からの調達等、平時からその他の食料の確保調達方法等を確立する。

- ・前記のほか、本部長室及び災対各部課の組織、運営等に関し必要な事項は、条例及び規則で定める。

⑤ 災対区民生活部運用班の設置

- ・災害対策本部の活動統制に必要となる実務を一元的に処理する組織として、区民生活部長の指揮監督の下、「運用班」を設置し、情報収集、分析・作戦、受援調整、庶務の各担当を担う。

- ・運用班は、防災課長を班長（補佐：防災課地域防災担当課長）とし、防災課（危機管理専門監を除く。）、広報課、総務企画部の管理職、区本部長の承認の下で区民生活部長があらかじめ指名した職員（以下「区民生活部長指名職員」という。）及び職員寮入居職員及び区長があらかじめ指定した職員をもって構成する。

- ・運用班員に対して、災害に即応できるよう実践的な訓練を繰り返し実施する。

⑥ 本部長室等の活動場所等

- ・本部長室等の活動場所は、次のとおりとする。

- (1) 本部長室：本庁舎3階特別会議室

- (2) 災害対策本部会議：本庁舎4階庁議室

- (3) 災対区民生活部運用班：本庁舎3階304・305会議室

※ 運用班（防災課職員に限る）は、発災直後は、都災害対策本部との通信を優先確保するため、防災課執務室において活動し、災対各部の体制確立に合わせて、本庁舎3階304・305会議室に移動する。

- (4) 分庁舎は、防災情報拠点として、区と自衛隊・消防・警察・ライフライン機関等防災関係機関や関係団体の現地指揮所等に活用する。

[活動拠点施設概要表]

活動拠点	施設概要	拠点としての目的及び指定理由
本庁舎	敷地面積：8,147.35 m ² 構造・規模：SRC造 地上7階地下1階 延床面積：16,770.10 m ² 竣工年月日：昭和43年7月	(1) 原則として、災害が発生した場合、荒川区災害対策本部を設置し、荒川区内の災害状況の分析、応急活動計画の立案・指揮を行うとともに、防災関係機関と連携し被災者の救援にあたるための指揮を行う施設とする。 (2) 都防災行政無線、荒川区防災情報システム等を活用し、都からの情報収集や応援要請を行う。 (3) 本庁舎に隣接する区立荒川公園等を活用した被災者の救護、支援物資の集配をはじめ、総括的に応急対策活動を行う拠点施設とする。 (4) 平成23年度に、本庁舎耐震改修工事が終了し、震度6強相当の地震が発生しても、倒壊等の大規模な被害を受けない耐震性を確保している。 (5) 停電時、上記災害対策本部の設置箇所で使用する電力については、本庁舎地階及び屋上の非常用発電機により対応する。
分庁舎	敷地面積：521.07 m ² 構造・規模：SRC造 地上4階地下1階 延床面積：1,382.50 m ² 竣工年月日：平成10年6月	(1) 災害時には、荒川区防災情報システムを活用して、区、関係機関からの情報を入手し、発生する被害をはじめとする災害情報の迅速な処理を行い、防災情報拠点としての役割を担う。 (2) 不測の事態により本庁舎に荒川区災害対策本部が設置できない場合には、分庁舎にこれを設置する。この場合、本庁舎に拠点を有する災対各部は、北庁舎、健康づくり・がん予防センター及び荒川区民会館（サンパール荒川）を活動拠点とする。

⑦ 災害対策本部会議

- ・災害対策本部の会議体として、災害対策本部会議を置く。
 - ・災害対策本部会議は、次の職にある者をもって構成する。
 - (1) 区本部長
 - (2) 副本部長
 - (3) 本部員
 - (4) 危機管理専門監
 - (5) 区議会災害対策本部から派遣された者（議会事務局長）
 - (6) 警視庁
 - (7) 東京消防庁
 - (8) 自衛隊
 - (9) 都
 - (10) ライフライン機関
 - (11) 医療機関
 - (12) 区本部長が必要と認める防災関係機関及び関係団体（荒川区社会福祉協議会等）
 - ・災害対策本部会議は、次の事項を所掌する。
 - (1) 災害対処方針の周知
 - (2) 重要な災害情報の共有
 - (3) 災対各部及び防災関係機関等の活動状況の把握
 - (4) 災対各部及び防災関係機関等の相互連携に係る調整
 - (5) 重要案件に係る処理方針の確認
 - (6) 上記に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること
 - ・災害対策本部会議は、原則として定時開催とし、会議開催時を除き、各本部員は、執務室等の自席で所属職員を指揮監督する。
- （資料第1－10 荒川区災害対策本部会議構成図）

⑧ 区災害対策本部訓練の実施

- ・災害発生時に災害対策本部が的確かつ迅速に業務を遂行できるよう、「訓練計画の策定」→「訓練実施」→「課題抽出」→「マニュアル・地域防災計画修正」というPDCAサイクルを実施することにより、定期的に改善を図る。

項 目		内 容
訓練	訓練項目	・職員参集 ・災害対策本部開設・運営 (1) 本部招集 (2) 本部員指揮・配置 (3) 防災行政無線運用 (4) 避難所開設・運営 (5) 緊急医療救護所開設・運営 (6) 地域内輸送拠点の開設・運営、支援物資の受入・搬送 (7) その他災対各部運営
	訓練方法	・定期の訓練は、年 1 回程度実施する。なお、災対各部及び運用班による訓練内容は職員の職務分担を定め、行うものとする。 ・訓練の方法は実動又は図上によるものとする。 ・随時の訓練は、職員に異動があった場合等必要に応じて実施する。
啓発のための研修	研修内容	・地震等災害に関する全般的知識 ・荒川区における防災対策 ・災害対策本部の役割 ・その他防災に関すること
	研修時期	・採用時、又は人事交流等により、新たに職員を受け入れたとき ・災対各部による所属職員への役割を周知する必要があるとき ・その他必要があるとき

i) 警戒待機者制度の整備

- ・区は、昭和 56 年 4 月、勤務時間外に発生する災害に備えて、警戒待機制度及び特別非常参集職員制度を発足させた。
- ・警戒待機制度は、部長級及び課長級の管理職員が本庁舎 3 階の警戒待機室で宿日直し、地震その他の災害が発生した場合（あるいは発生の恐れが生じた場合）、災対区民生活部運用班長が参集するまでの間、区本部長及び副本部長への連絡、被害状況の確認等、速やかに災害対策本部が設置されるよう、連絡・調整を行うものである。なお、運用班長の参集後は、自己の所属で指揮をとる。
- ・平成 19 年度から、警戒待機者 1 名及び委託業者 1 名の 2 名体制とし、速やかに災害対策本部の設置等の初動体制が構築できるように強化を行っている。

ii) 警戒待機者の任務

- ・警戒待機している管理職員は、災対区民生活部運用班長（班長：防災課長、補佐：防災課地域防災担当課長）が到着するまでの間、次の任務を遂行し、運用班長の到着後は、自己の所属で指揮をとる。
- ・区本部長及び副本部長への連絡、参集職員の情報収集による被災状況の把握等、速やかに災害対策本部が設置され（震度 5 強以上の地震が発生した場合、災害対策本部は自動設置）、その確実な初動体制が構築されるよう、情報収集・情報伝達を行う。
- ・区長に対し、必要な情報を報告する。

- ・地震以外の災害が発生した場合は、警察署、消防署等と連携して情報収集を行うとともに、区長、副区長及び関係各部に対して、連絡・調整を行う。

⑨ 災害発生時職員行動マニュアルの整備

- ・職員が災害時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう災対各部ごとに、応急対策業務の役割と手順等を記載した災害発生時職員行動マニュアルを策定している。
- ・過去の災害の教訓を踏まえるとともに、区災害対策本部訓練等を通じて、内容を検証し、適宜見直しを図る。

⑩ 現地対策本部の設置

- ・局地の災害により被災地域近傍で、調整・統制が必要な場合、現地対策本部又は現地調整所を設置する。
- ・指揮は副本部長、その他災対各部所要の要員で構成する。

2 業務継続体制の確保

(1) 主な対策内容と役割分担

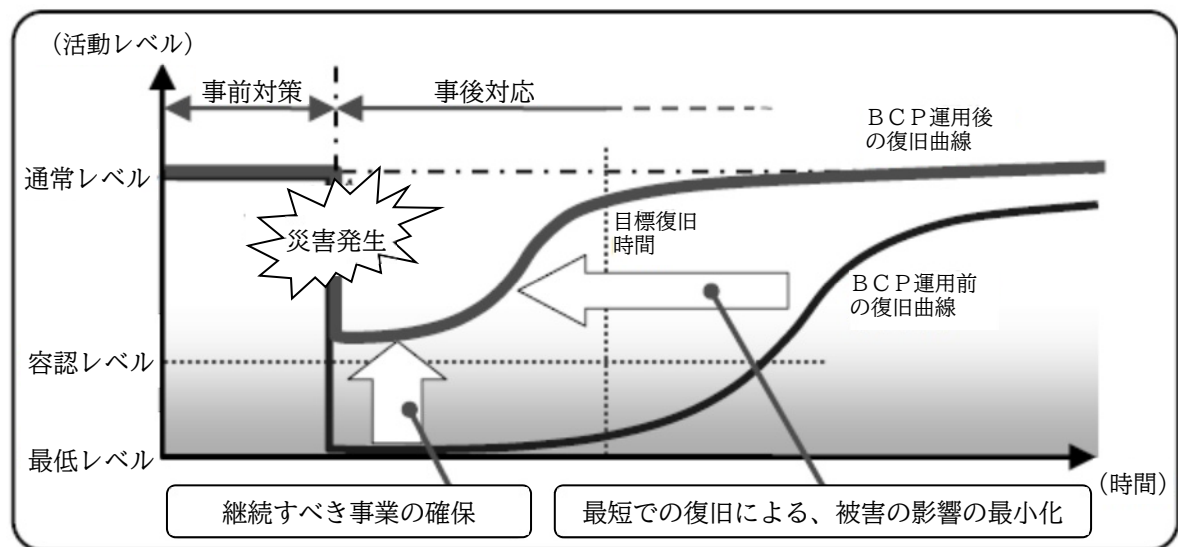
各機関	対策内容
区 ・各部	・事業継続計画の見直し ・庁舎機能の維持に係る電力確保

(2) 詳細な取組内容

① B C Pの役割

- ・B C Pの取組は、以下の特徴をもっている。
 - (1) 災害後に活用できる資源に制限があると認識し、非常時優先業務を絞り込むこと。
 - (2) 非常時優先業務の特定にあたっては、業務の継続に著しい影響を与えかねない最大規模の被害を引き起こす災害を想定し、想定とは異なる災害についても、最大規模の災害を想定した非常時優先業務を基本として、災害の種類や規模に応じた対応ができるよう、実効性の確保に向けた取組を推進していくこと。
 - (3) 非常時優先業務は、全ての業務を洗い出し、タイムラインに応じて着手すべき業務を絞り込み、特に発災後1週間以内に着手する業務を非常時優先業務として区分すること。
 - (4) 各非常時優先業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを出して検討すること。
 - (5) 非常時業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素(ボトルネック)を洗い出し、重点的に対処すること。
 - (6) B C Pに定める主な内容としては、権限の代行、職員の参集体制、代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、情報通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ、非常時優先業務の特定、受援応援体制の整備、執行環境の確保等、発災時の業務継続の上で欠かすことのできない要素を含んでいること。
 - (7) 重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け事前準備をすること。

【非常時優先業務の整理に基づく発災時における業務継続のイメージ】



② BCPの策定

・区は、災害に備えて平時から救出体制や災害医療体制の整備等を行い、災害が発生した場合に、区民の生命、財産を守ることを目的に、救助、救出や救護等の応急活動を迅速に実施するため、地域防災計画を策定している。

・応急活動以外の行政サービスについても、継続すべき重要なものは一定のサービス提供水準を確保するとともに、全ての業務が通常どおりに最短で提供できるよう、あらかじめ対策を立てておく必要がある。

・PDCA（ア：PLAN（計画の策定）、イ：DO（教育・訓練の実施）、ウ：CHECK（点検・検証）、エ：ACTION（計画の見直し））サイクルを通じたBCPの適宜見直しを行う。

③ 区庁舎等における非常用電源等の整備・確保

・区は、災害対策本部が設置される庁舎の機能維持を図るため、非常用電源の整備、自立・分散型電源の設置の整備等を促進するとともに、避難所等の災害時の活動拠点となる施設において自立・分散型電源の設置に努める。

・さらに、区で保有している電気自動車や災害時協定締結事業者より借用する電気自動車を活用した給電も実施することができるよう、あらかじめ関係部署間等において給電方法の確認、操作訓練等を行う。

・区及び防災関係機関は、災害時に公共施設、拠点施設や避難所等の機能を維持するために、非常用電源、自立・分散型電源の導入やLPガスの活用等必要な電力確保を図り、保有する電源設備等について、安全性の確保や平時からの点検、操作訓練等に努める。

（資料第2 協定・覚書）

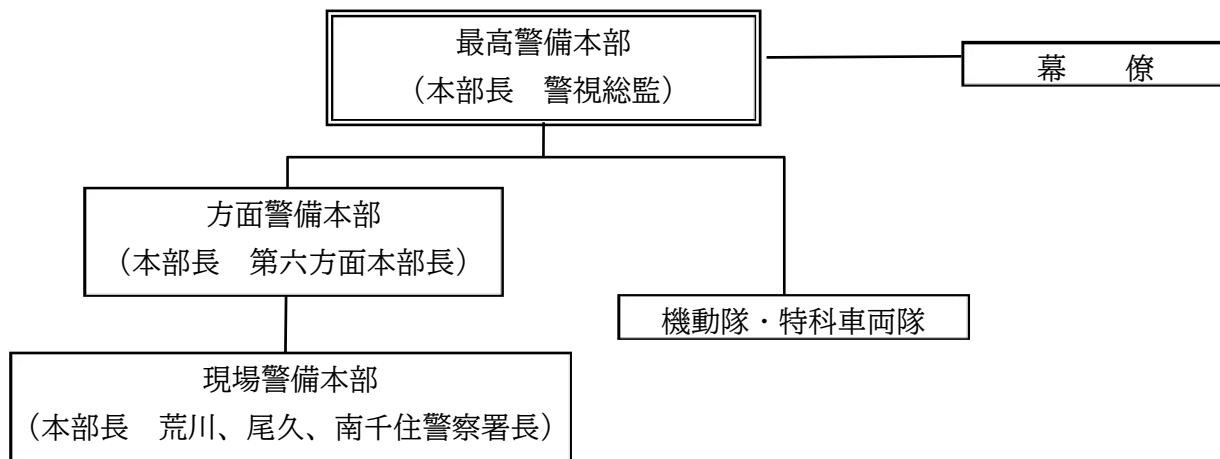
3 消火・救助・救急活動体制の整備

(1) 詳細な取組内容

① 活動体制の整備

i) 警察署の活動体制

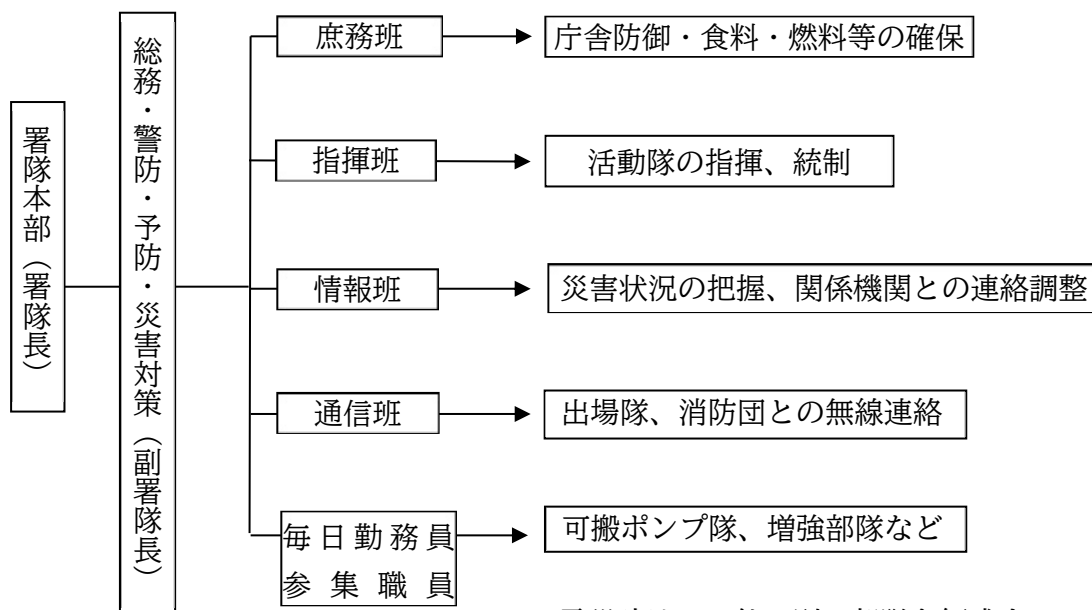
[警察署組織図]



ii) 消防署の活動体制

・消防署は、消防団、事業所及び区民と連携を図り、災害時には地震被害予測システム、延焼シミュレーション等の活用を図り、被害状況を把握し、速やかに全組織及び関係各機関と協力し対処する。

[消防署の活動体制]



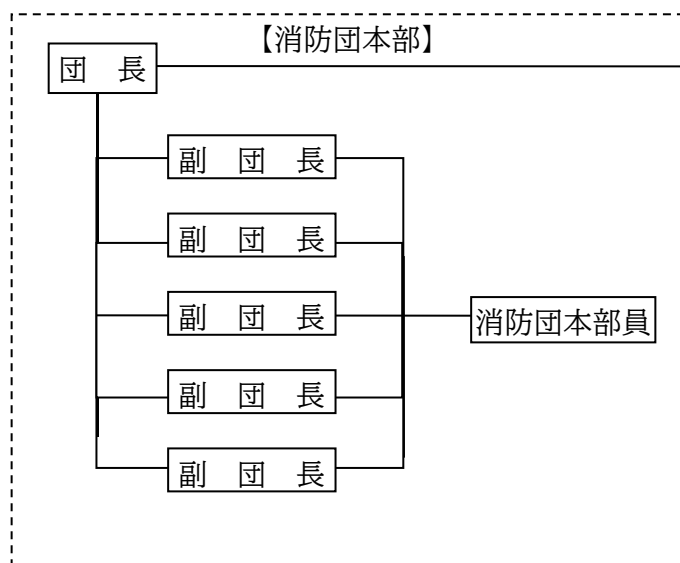
※ 震災時はこの他に別の部隊を編成する

※ 災害対策は荒川消防署のみ

iii) 消防団の活動体制

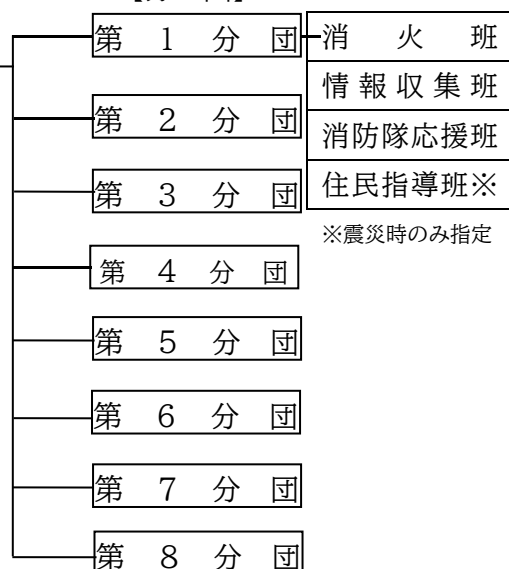
- ・区内には、荒川消防団、尾久消防団があり、その現況は次のとおりである。

[荒川消防団組織編成]



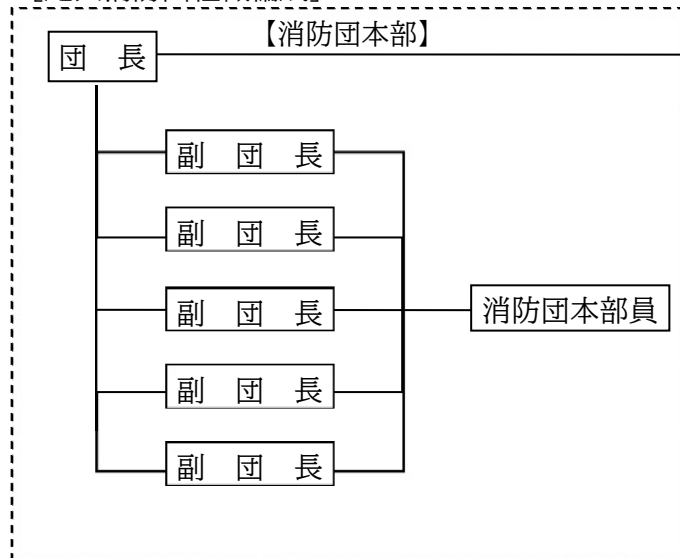
定員 300 名 可搬ポンプ 17 台 可搬ポンプ積載車 7 台

【分 団】 【任務班（各分団）】



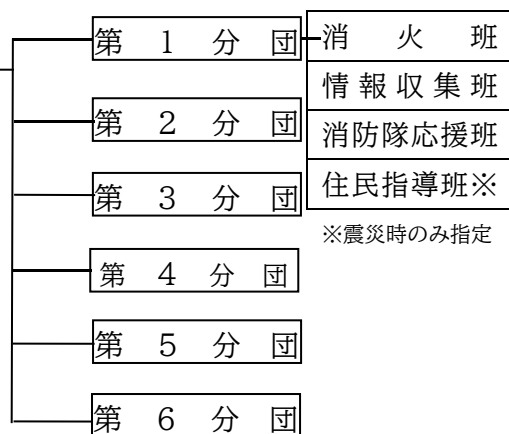
※震災時のみ指定

[尾久消防団組織編成]



定員 200 名 可搬ポンプ 14 台 可搬ポンプ積載車 5 台

【分 団】 【任務班（各分団）】



※震災時のみ指定

・平時（火災時）及び震災時における任務班別の活動内容は、次のとおりである。

	班 名	平時（火災時）の任務	震災時の任務
消防団本部	消防団 指揮本部	(1) 担当分団区域内の火災出場に関する こと。 (2) 消防団の指揮統制に関する こと。 (3) 指揮本部長からの指示命令の伝達に 関すること。 (4) 消防団の活動状況の把握に関する こと。 (5) 出場した団員の把握に関する こと。 (6) 消防署隊指揮本部運営の支援に 関すること。 (7) 特殊技能団員の活動に関する こと。	(1) 分団の指揮統制に関する こと。 (2) 局面指揮に関する こと。 (3) 署隊本部の指示命令の伝達に 関すること。 (4) 署隊本部との連絡調整及び報告に 関すること。 (5) 応援要請及び応援隊の派遣に 関すること。 (6) 団員の参集状況の把握に 関すること。 (7) 分団の活動状況の把握に 関すること。 (8) 被害状況等の把握に 関すること。 (9) 活動の記録に関する こと。 (10) 団員及び家族等の被災状況の把握と 報告に関する こと。 (11) 駆けつけ等による通報者等の対応に 関すること。 (12) 団員の給食、給水等に関する こと。 (13) 資機材等の調達に関する こと。 (14) 特殊技能団員の活動に関する こと。 (15) 大規模災害団員の活動に 関すること。 (16) その他庶務に関する こと。

	班 名	平時（火災時）の任務	震災時の任務
各分団	消 火 班	(1) 可搬ポンプを搬送しての単独又は消防署隊と連携した消火活動の実施に関する事。 (2) 消火、救助及び避難誘導に関する事。 (3) 充水及び排水に関する事。	(1) 担当区域内の消火活動に関する事。 (2) 消防署隊と連携した消火活動に関する事。 (3) 延焼阻止後における残火処理に関する事。 (4) 延焼阻止線（避難道路確保）の設定に関する事。 (5) 避難場所の防護に関する事。 (6) 可搬ポンプの中継による遠距離送水に関する事。 (7) 消防水利への充水に関する事。 (8) 応援活動に関する事。 (9) 消防署所への警戒警備に関する事。 (10) 自主防災組織等の消火の指導に関する事。
	消 防 隊 応 援 班 員	(1) 消火活動の応援に関する事。 (2) 救助、避難誘導に関する事。 (3) 消防警戒区域の設定に関する事。 (4) 群衆の整理に関する事。 (5) 傷病者の応援救護に関する事。 (6) 広報、飛火警戒に関する事。 (7) 分団本部及び消防署隊からの下命事項に関する事。	(1) 指定消防署所の応援活動に関する事。 (2) 消防署隊応援解除後、新たに付与された任務の遂行に関する事。
	情 報 収 集 班 班	(1) 情報収集及び報告に関する事。 (2) 伝令等に関する事。 (3) 消火活動の応援に関する事。 (4) 群衆の整理に関する事。 (5) 広報に関する事。 (6) 分団本部及び消防署隊からの下命事項に関する事。	(1) 担当区域内の区民等の動向把握に関する事。 (2) 担当区域内の巡回による、被害情報等の収集に関する事。 (3) 災害に遭遇した場合の初期対応に関する事。 (4) 火災及び救助事象の発見並びに通報に関する事。 (5) 団本部及び各任務班間の伝令に関する事。

	班 名	平時（火災時）の任務	震災時の任務
	住民指導班	(1) 初期消火に関すること。 (2) 避難誘導に関すること。 (3) 傷病者の応急救護に関すること。 (4) 群衆の整理に関すること。 (5) 広報及び飛火警戒に関すること。 (6) 分団本部及び消防署隊からの下命事項に関すること。	(1) 担当区域内の区民等の動向把握に関すること。 (2) 担当区域内を巡回による、出火防止及び初期消火の呼びかけ並びに指導に関すること。 (3) 災害に遭遇した場合の初期対応に関すること。 (4) 担当区域内の区民等に対する広報に関すること。 (5) 救助、応急救護、傷者の搬送及び避難誘導に関すること。

（資料第 3－17 消防団資機(器)材格納庫所在一覧）

iv) 東京消防庁災害時支援ボランティア

・東京消防庁は、平成 7 年 7 月から、消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集、育成を開始した。また、平成 18 年 1 月には、「東京消防庁災害支援時ボランティアに関する要綱」を制定し、活動範囲を震災以外の大規模自然災害等へも拡大した。

概 要	
要 件	活 動 内 容
原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務若しくは通学する者であり、かつ震災時等において東京消防庁の支援を行う意思がある 15 歳（中学生を除く。）以上の者で次のいずれかの要件を満たす者 (1) 応急救護に関する知識を有する者 (2) 過去に消防団員、消防少年団として 1 年以上の経験を有する者 (3) 元東京消防庁職員 (4) 震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術等を有する者	1 災害時 ・災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動等を実施 2 平時 ・消防署が都民に対して行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施 ・チームリーダー以上を目指す人に対しては、「リーダー講習」、「コーディネーター講習」を実施

v) 都水道局東部第二支所の活動体制

○活動方針

・給水対策本部等の設置は、地震の発生により水道施設に甚大な被害が発生した場合等、一定の要件に該当する場合は、局内に局長を本部長とする給水対策本部を設置し、併せて当該支所、浄水場等は、速やかに応急給水活動の基本体制を整え、応急対策活動を組織的に進め

る。

○情報連絡活動

- ・復旧活動、応急給水活動等を適時適切に行うため、あらかじめ情報連絡の連絡系統、手段等を定め、正確な情報を迅速に収集・伝達する。
- ・被害状況等の情報収集は、一般加入電話及び震災情報システム等を使用して行う。
- ・一般加入電話及び震災情報システムが使用できない場合は、通信の疎通状況を勘案して次の通信手段を用い、給水対策本部内における情報連絡を行う。

- (1) 水運用専用電話
- (2) 業務用無線
- (3) 衛星携帯電話
- (4) 都防災行政無線

○復旧活動

- ・首都中枢機関等への水道水供給に係る管路の被害については、発災後3日以内の復旧を目指す。
- ・上記以外の管路の被害については、配水系統の変更等により断水区域を最小限にした上で、あらかじめ定める復旧の優先順位に基づき、段階的に復旧作業を進める。
- ・取水、導水施設の被害については最優先で復旧を行い、浄水施設の被害については、速やかに復旧活動を実施する。

○応急給水活動

- ・建物や水道施設の被害状況等を踏まえ、適時適切に応急給水計画を策定し、区との役割分担にもとづいた段階的な応急給水を実施する。

○広報活動

- ・都給水対策本部と連携しながら、被害、復旧及び応急給水の状況等を適時適切に広報し、混乱を防止するよう努める。

○職員の活動体制

- ・職員は、発災時にはその所属する部署において、あらかじめ指定された応急対策に従事することを原則とし、地震の震度に応じて必要な職員を確保する。
- ・夜間、休日等の勤務時間外に地震が発生した場合は、待機職員等により初動体制を構成する。
- ・都水道局職員で不足する人員は、都給水対策本部を通じて都各局、自衛隊及び他の地方公共団体等に応援を求める。

○復旧活動に従事する民間事業者の確保

- ・復旧活動に従事する民間事業者について、関係団体との協定や工事請負契約における協力条項等により、あらかじめ必要な協力体制を確保する。

○復旧用材料の確保

- ・首都中枢機関等への供給に係る材料は、全て局が保有する。
- ・局は、被害想定を踏まえ、復旧用材料を的確に配置し、迅速な供給体制を確保する。

vi) 都下水道局北部下水道事務所の活動体制

- ・地震の規模、被害状況に応じて、都災害対策本部又は都下水道局災害対策本部の指令により、非常配備態勢等（非常配備態勢及び特別非常配備態勢（震度6弱以上））が発令される。

- ・非常配備態勢等の発令により、以下の対応がとられる。

○北部下水道事務所災害対策本部の設置

- ・北部下水道事務所災害対策本部の主な業務は次のとおり

- ✓ 下水道管きよの緊急調査及び応急措置対応
- ✓ 工事現場の安全確保と危険箇所の応急復旧の指示
- ✓ 水再生センター及びポンプ所施設の緊急点検、応急措置、暫定復旧に向けた運転
- ✓ 政策連携団体、協力団体への協力及び出動要請
- ✓ 水再生センター内の流入及び放流水質の調査と水質分析体制の確保
- ✓ し尿の受け入れ

○施設が広範囲にわたり被害を受け、機能確保まで長期間を要する場合、お客さまに下水道使用制限、使用自粛等の協力を要請

○宅地内排水設備の復旧が可能な事業者情報の提供、相談窓口の設置及び固着調査

vii) 東京電力パワーグリッド株式会社上野支社の活動体制

- ・地震が発生したとき、東京電力パワーグリッド株式会社は非常態勢の発令をするとともに、次に掲げる非常態勢を編成し、非常災害対策活動等を行う。

○非常態勢の組織

- ・非常態勢の組織は、本社、総支社及び第一線機関を単位として、次表のとおり編成する。

事業所	非常態勢の組織	機 能
本 社	非常災害対策本部	(1) 本店における非常災害対策活動の実施 (2) 全事業所において実施される非常災害対策活動の総括・指揮
総 支 社	非常災害対策事業所本部	(1) 自事業所における非常災害対策活動の実施 (2) 各都県域等に所属する事業所において実施される非常災害対策活動の総括・指揮
第一線機関	非常災害対策支部	自事業所における非常災害対策活動の実施

- ・非常態勢の組織は、非常態勢の発令に基づき設置する。ただし、供給区域内で震度6弱以上の地震が発生した場合については、自動的に非常態勢に入る。

○非常態勢の発令と要員の確保

- ・非常態勢の発令

区 分	情 勢	発 令 者	
		本 店	店所及び第一線機関等
第1非常態勢	(1) 被害の発生が予想される場合 (2) 被害が発生した場合	防災担当部長	それぞれの長
第2非常態勢	大規模な災害が発生した場合 (大規模な災害の発生が予想される場合を含む)	社 長	それぞれの長
第3非常態勢	(1) 大規模な災害が発生し、停電復旧の長期化が予想される場合 (2) 電力供給区域あるいは事業所	社 長 警戒宣言発令時は防災	それぞれの長

	のある都・県域で震度6弱以上の地震が発生した場合 (3) その他対応が必要な発令がされた場合	担当部長	

○要員の確保

- ・非常態勢の発令の伝達があった場合は、対策要員は速やかに所属する非常災害対策本（支）部に参集する。
- ・供給区域内において、震度6弱以上の地震が発生し、自動的に非常態勢に入る場合は、社員はあらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に参集する。
- ・交通の途絶等により、所属する事業所に参集できない社員は、最寄りの事業所に参集し、所属する事業所に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

○非常災害対策活動

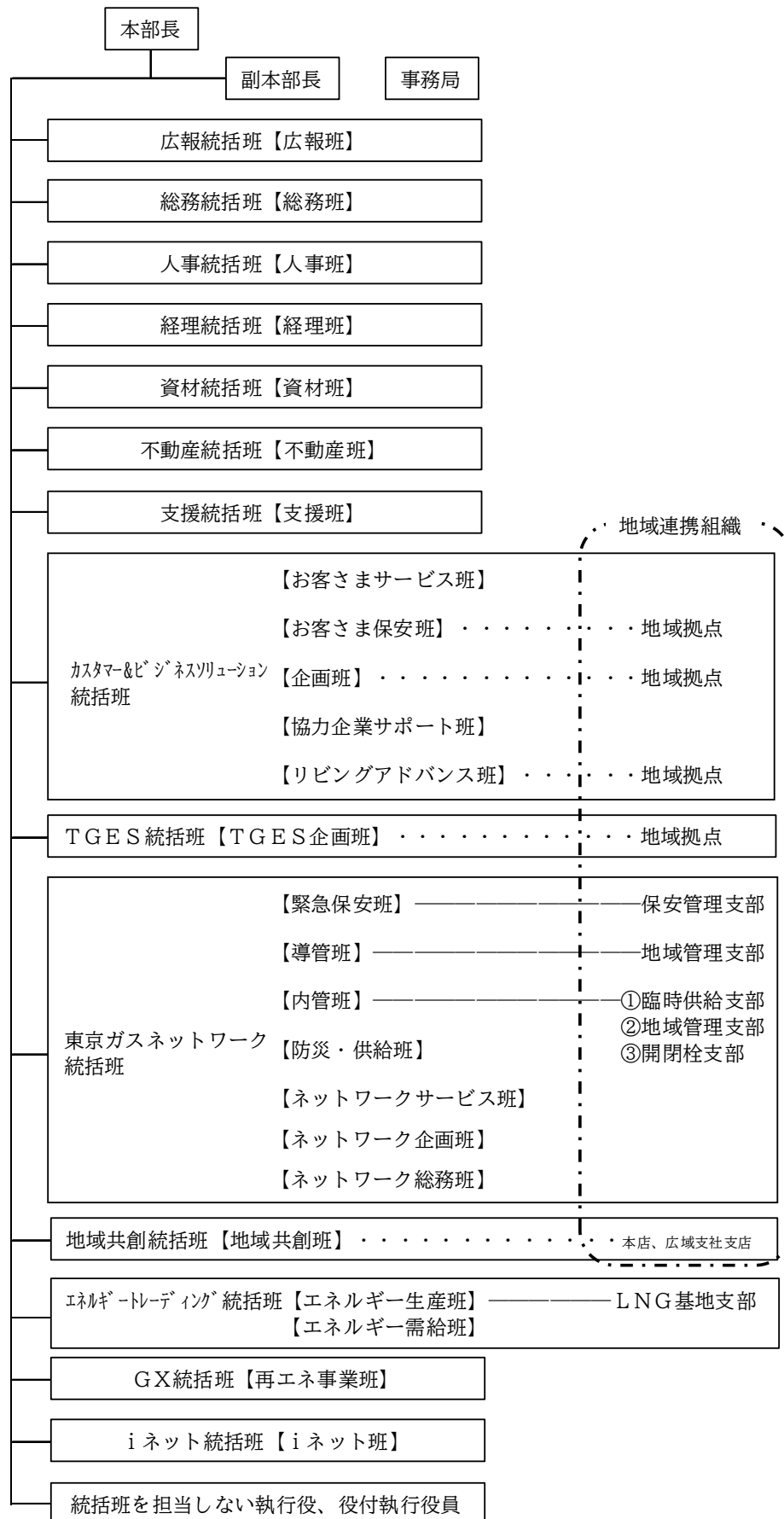
- ・非常態勢が発令された場合、若しくは、供給区域内で震度6弱以上の地震の発生により、対策本（支）部が設置された場合には、非常災害対策活動に関する一切の業務は、対策本（支）部のもとで行う。

○情報連絡活動

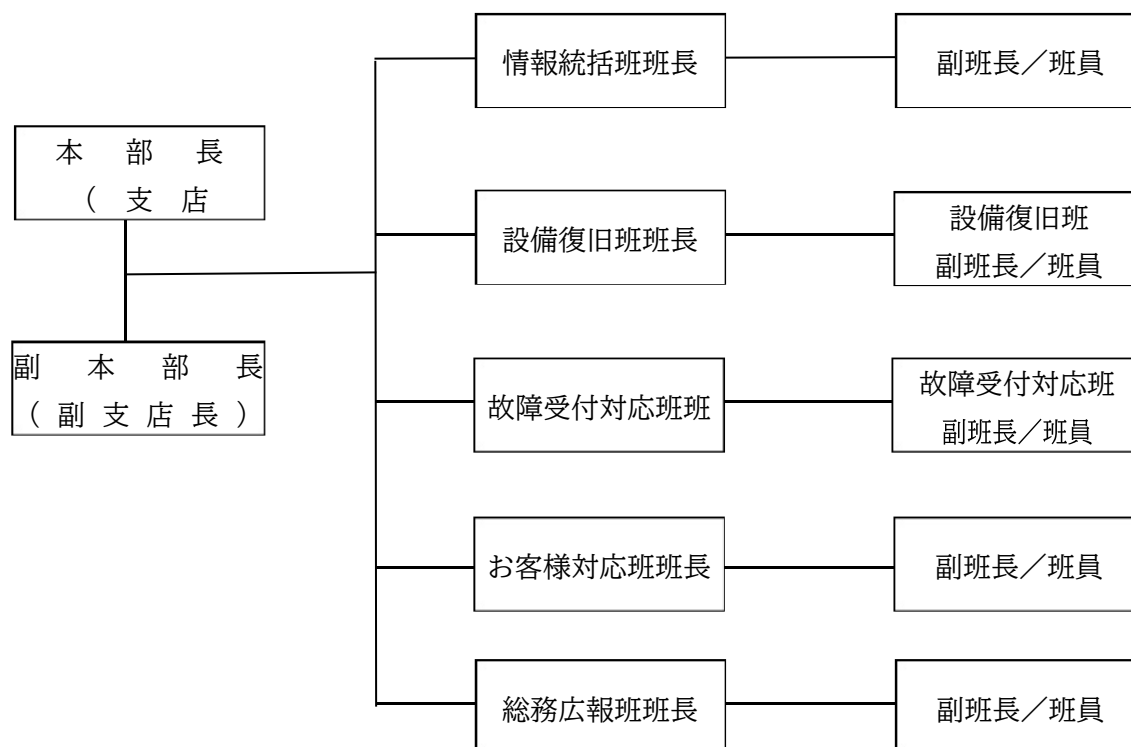
- ・総支社及び第一線機関の長は、非常災害態勢を発令した場合は、次に掲げる各号の情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級機関の長へ報告する。

- (1) 一般的被害情報等
- (2) 当社被害情報等

viii) 東京ガスグループ 非常対策本部の組織



ix) NTT東日本の活動体制



② 防災関係機関との連携強化

- ・発災時において、防災関係機関と円滑に連携するためには、平時から互いに「顔の見える関係」を構築していることが有効である。
- ・平時において、区と警察・消防・自衛隊等防災関係機関の実務担当者を構成員とする定期連絡会を実施し、防災対策に係る課題の検討や意見交換等を行う。

③ 訓練の実施

i) 自衛隊による防災訓練の実施

- ・拠点地域までの前進、関係機関との調整、人命救助等の災害対処に関わる訓練を実施する。

ii) 警察署による防災訓練の実施

- ・大地震が発生した場合、区民の生命身体の安全を最優先とした避難誘導、交通規制、救出救護等の災害警備訓練を実施する。

iii) 消防署による防災訓練の実施

- ・地震の発生に起因する火災をはじめとする各種災害に対処するため、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア（以下「災害時支援ボランティア」という。）、事業所、区民等が連携活動を重視した総合訓練を実施する。

訓練実施対象	訓練項目	実施時期
消防団	(1) 情報活動訓練 ア 参集しながらの情報収集及び 初期活動（災害対応） イ 情報整理及び通信運用 (2) 部隊編成 (3) 消火・救出・救護 (4) 消防署隊との連携 (5) 災害時支援ボランティア等各種 団体との連携 (6) 地域住民との協働による消火、 救出、救護	年間教育訓練計画を樹立し、実施するほか、防災週間等をとらえ、防災区民組織等と総合的に実施する。
区民	(1) 出火防止 (2) 初期消火 (3) 救出・救助 (4) 応急救護 (5) 通報連絡 (6) 身体保護 (7) 避難 (8) その他	基本訓練は、年間防災訓練計画を作成し実施するほか、防災週間等の時期をとらえて随時実施する。総合訓練は、年 1 回以上実施する。
事業所	(1) 出火防止 (2) 防護 (3) 消火 (4) 救出・救助 (5) 応急救護 (6) 避難 (7) 情報収集 (8) その他	消防計画に基づいて訓練計画を作成し実施する。また、一連の訓練を総合訓練として実施する。
災害時支援 ボランティア	(1) 応急救護活動 (2) 災害情報提供 (3) 消火活動支援 (4) 救助、救急活動支援 (5) その他の支援活動	防災週間、防災とボランティア週間の時期をとらえ、消防署等において講習会、総合訓練等を実施する。

・震災時消防活動の能力を図るため、震災消防活動訓練を実施するとともに、年 1 回、全庁的に総合震災消防訓練を実施する。

iii) 都水道局（東部第二支所）による訓練の実施

- ・ 発災後の情報収集、応急対策等が円滑に実施できるよう、職員及び関係機関と連携した訓練を次のとおり実施する。

種別	内 容	方 法
訓練	(1) 情報連絡訓練 (2) 施設点検訓練 (3) 応急復旧訓練 (4) 応急給水訓練 (5) その他の訓練	(1) 定期の訓練は、年 1 回程度実施する。 (2) なお、訓練は職員の役割分担を定めた上で行うものとする。 (3) 災害時給水ステーションにおける応急給水訓練は、荒川区等と連携し、実施する。

4 受援・応援体制の構築

- ・ 区が大規模な災害に見舞われた際に他自治体等から適切な人的・物的支援を受け入れることができるよう、受入体制を整備する。また、他自治体が被災した場合の区の応援体制も整備する。

4-1 区の受援・応援体制の整備

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・各部	・ 災害対策本部における人的・物的に関する受援・応援体制の確立 ・ S O B O-W E B等を活用した、効果的な受援・応援体制の確立

(2) 詳細な取組内容

- ・ 受援の総合調整を行う部署として、災害対策本部の運用班内に「受援調整担当」を設置する。
- ・ 災対各部の庶務担当課には「受援業務担当窓口」を設置し、人的・物的支援の受入・応援関連部署との調整を行う。
- ・ 受援・応援支援体制の円滑な活動を構築するため、S O B O-W E B等を活用した関係機関の情報収集、提供体制を整える。

① 受援調整担当の主な役割

- ・ 受援に関する総合調整
- ・ 防災関係機関等の調整
- ・ 災対各部の受援業務担当窓口との調整

② 人的支援の受入・応援関連部署と主な役割

i) 災対職員課

- ・ 災対各部職員の参集状況の把握、不足人員の集約、応援必要人員の算出等

ii) 災対国保年金課・荒川区社会福祉協議会

- ・ ボランティアの募集・受入・調整等

③ 物的支援の受入・応援関連部署と主な役割

i) 災対地域文化スポーツ部

- ・ 物資の受入拠点となる地域内輸送拠点の開設、物資受入・管理、避難所への物資配分計画の作成、物資輸送、協定締結事業者との調整等

ii) 災対区民生活部・災対福祉部

- ・ 各避難所における支援物資の受入及び管理、必要物資の算出、物資輸送

4-2 荒川区災害時受援・応援ガイドラインの整備

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部 ・ 各部	・ 荒川区災害時受援・応援ガイドラインの策定 ・ 荒川区災害時受援・応援ガイドラインに基づく訓練の実施 ・ 災害発生時職員行動マニュアルへの反映

(2) 詳細な取組内容

・ 「荒川区災害時受援・応援ガイドライン（以下「受援・応援ガイドライン」という。）において、受援・応援のルールを定める。

・ 災対各部は、本ガイドラインに基づき「災害発生時職員行動マニュアル」に具体的な職員の行動を盛り込むとともに、災害対策本部訓練の実施等により課題を抽出・解決し、適宜「災害発生時職員行動マニュアル」に反映させていく。

（資料第3-18 荒川区災害時受援・応援ガイドライン（概要版））

4-3 自治体・民間団体等との協力体制の構築

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 各部	・ 他自治体との災害時の相互応援体制の整備 「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」 「災害時における自治体との相互応援に関する協定」 ・ 防災関係機関・民間団体等からの災害時応援に関する協定締結
都	・ 支援担当自治体の決定・調整

(2) 詳細な取組内容

・ 災対各部において、災害時の応急活動に必要となる人員や必要物資の具体的な内容等を把握した上で、応援可能な自治体や民間団体と適宜協定締結を行う。また、災害発生時に受援・応援ガイドラインに基づき迅速に対応ができるよう、平時から相互応援協定を締結した協定締結自治体と相互に必要な資料、情報の交換等を行い、応援体制の強化を図る。

（資料第2 協定・覚書）

① 他市町村との相互応援協定

i) 協定内容

- ・飲料水、食料、生活必需品等の救助支援物資の提供
- ・医療・防疫資器材、発電機、車両等の応急対策用資機材の提供又は貸与
- ・職員の派遣
- ・被災者の一時収容施設の提供と被災者の受け入れ
- ・その他、特に要請のあった事項

ii) 要請の方法

- ・ファクシミリ、電話（衛星電話含む）又はメールにより応援を要請し、後日速やかに文書により処理するものとする。

iii) 応援職員等の宿舎の確保

- ・区は、応援職員や全国から派遣された救助部隊等が宿泊場所を確保できない場合に備え、都立産業技術高等専門学校荒川キャンパスと施設利用に関する協定を締結している。

② 特別区における相互協力及び相互支援

i) 特別区相互の支援体制

- ・阪神・淡路大震災を契機に、災害時における特別区間の迅速な協力、支援体制の確保がいつ発生するかわからない首都直下型地震等に対応するための急務の課題であるとの認識のもとに、災害時における特別区間の相互協力及び相互支援に関する協定を平成8年2月16日の特別区長会において締結した。
- ・東日本大震災や「首都直下地震等による東京の被害想定」に基づく都、特別区の地域防災計画の改定状況を踏まえ、見直しが必要な項目及び新たに盛り込むべき必要がある項目を整理し、平成26年3月14日に再締結した。

ii) 特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定

○目的

- ・特別区の区域で大規模な地震等の災害が発生した場合において、災害を受けた区独自では、十分な応急対策及び復旧対策等が実施できない場合、被災を免れた区あるいは被災の軽微な区であって、被災区の支援が可能な区が連携して支援体制を構築し、被災区の支援に万全を期すことを目的とする。

○特別区支援対策本部の設置

- ・被災を免れた区あるいは被災の軽微な区が、相互に協力して効率的かつ実効性をもって被災区の支援に当たれるよう、支援区間の調整機能をもった特別区支援対策本部を発災後直ちに設置する。

○この本部は、次の順序により、支援を行う区のうちの1区に設置する。

- ・区長会会長区
- ・区長会副会長区のうち、行政順位が先の区
- ・区長会副会長区のうち、行政順位が後の区
- ・支援区のうち、区長会幹事区で行政ブロック順が先の区
- ・支援区のうち、区長会拡大役員区で行政ブロック順が先の区

- ・支援区のうち、行政順が先の区

※ 本部長は、本部設置区の区長とする。

※ 本部は、被災区の要請に基づいて活動することが原則となるが、被災区からの要請を待っているのは応急対策に支障が出るのが予想される場合には、要請を待たずに本部の判断で行動することができる。

iii) 支援を行う区の体制

・支援を行う区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、災害発生後、直ちに支援体制を整えるとともに、原則として、本部からの要請に従い速やかに支援活動を行う。

iv) 相互協力、相互支援の内容

- ・被災区への応援職員の派遣、他の自治体を含む応援職員への支援区内における宿舎、食料の提供等
- ・被災区への支援物資の提供、支援物資の支援区内における集積場所の提供等
- ・避難場所を共有する区間の共同現地対策本部の設置等の相互協力
- ・被災区へのボランティアのあっせん、支援区内におけるボランティアへの情報、宿舎の提供等
- ・支援区における被災住民の受入れに関する施設の提供等
- ・動物の保護に関する支援等
- ・医療救護班の派遣等医療救護活動に関する支援、被災区の負担軽減策の実施
- ・ごみ、し尿、がれきの処理に関する協力、支援
- ・災害時要時援護者支援に関する専門職員の派遣、支援区内における施設等への受け入れ等
- ・遺体の搬送、埋葬等に関する支援
- ・道路の早期復旧への支援
- ・応急危険度判定、罹災証明書交付にかかる建物被害認定調査及び罹災証明交付に関する支援
- ・仮設住宅に関する被災区内での支援及び支援区における用地の提供等
- ・帰宅困難者対策に関する支援
- ・児童・生徒の受入れ、応急教育の実施等に関する支援
- ・被災区の業務継続のための支援区における施設等の提供に関する支援
- ・その他被災区からの要請があった事項に対する支援

(資料第2 協定・覚書)

③ 民間団体等との応援協定

- ・区及び防災関係機関は、それぞれの分掌事務に関し、関係する機関及び民間団体等とあらかじめ協議し、協力及び連絡方法を明確にしておき、災害時に積極的な協力を得られるよう努める。
- ・区災対各部は、それぞれの分掌事務に関連する災害時協定締結団体等と、毎年相互の体制並びに協定内容の確認を行うとともに、必要に応じて、災対各部訓練等への参画について協議する等、連携の強化に努める。

(資料第2 協定・覚書)

5 広域連携体制の構築

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部	・ 都との相互応援協定等の締結 ・ 受援・応援ガイドライン等の見直し
都	・ 相互応援協定等の締結 ・ 東京都災害時受援応援計画の策定 ・ 区の災害時受援応援計画等の策定支援

・ 災害時において他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう、都においては他の地方公共団体と協定を締結する等、協力体制を構築している。

・ 都と区との間で、災害時等の相互協力に係る協定を締結し、被災区市町村等に対する職員の応援、居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん、物資や資機材の提供及びあっせん等の協力を迅速かつ円滑に実施できる体制を構築している。

・ 都は、全国の地方公共団体や関係機関等からの応援を受入れ、区とも連携して被災地支援につなげていくため、受援応援を担う部門の手順やルール等を明確にした「東京都災害時受援応援計画」を策定している。関連する各種計画の見直しや訓練検証等を踏まえ、同計画の見直しを行っていく。

・ 区においても、地域防災計画等に災害時の受援応援計画を位置付けるよう努めるものとされており、区では、受援・応援ガイドラインを策定し必要な支援を行うこととしている。

(2) 詳細な取組内容

① 九都県市

・ 九都県市においては、「九都県市災害時相互応援に関する協定」を締結し、「九都県市広域防災プラン」を策定する等、平時から実働・図上訓練の実施等により発災時に備えているほか、部会等での意見交換等を通じて各都県市に共通の課題について検討するとともに、普及啓発活動等の取組を進めている。

・ 九都県市での広域応援の体制構築として、各都県市間で円滑な連絡調整や情報共有ができるように情報通信手段の確保や緊急連絡網の整備を行うとともに、担当者による定期的な意見交換の場を設ける。

・ 地域衛星通信ネットワークや中央防災無線網のほか、インターネット回線を介したWeb会議システムを利用した情報連絡手段を整備している。

・ 通信機器の操作方法の習熟や、連絡先及び情報通信ルートの確認を図るため情報通信訓練を実施している。

・ 各都県市における勤務時間内・外別の緊急連絡先一覧を整備している。

・ 地震防災・危機管理対策部会の下に、実務担当者会議を設置し、防災・危機管理対策の研究や意見交換を行うほか、災害時の相互応援に関する事項について検討している。

・ 国・自衛隊・警察・消防等との連携のため、各種会議・意見交換会等への出席や、ヘリサインに関する情報提供等を行い、九都県市と国や関係機関等による合同の実働訓練（毎年）、図上訓練（隔年）を実施している。

・ 九都県市と関西広域連合との間で災害時相互応援協定を締結し、遠隔地からの応援を円滑に受

入れる体制を整備している。

② 全国知事会

- ・都道府県においては、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書」に基づき、全国知事会の調整の下、各ブロック知事会（都は関東地方知事会）における支援体制の枠組みを基礎とした複数ブロックに渡る全国的な広域応援を実施することとしている。
- ・発災時に迅速かつ的確に支援を行うため、あらかじめカバー（支援）県を定めておくとともに、ブロック連絡会議等において広域応援体制に関する見直し等を行っている。

③ 21 大都市

- ・都及び政令指定都市は「21 大都市災害時相互応援に関する協定」に基づき、独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請に応え、災害を受けていない都市が相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行することとしている。

④ 応急対策職員派遣制度

- ・「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき、総務省自治行政局及び関係機関（内閣府、総務省消防庁、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、地方公共団体）が協力して、全国の地方公共団体の人的資源を最大限活用して被災区市町村を支援することとしている。
- ・都は、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、訓練等を実施することにより、活用方法の習熟や発災時における円滑な活用の促進を図るとともに、都内の被災区市町村が適切に災害マネジメントを行えるよう、総括支援チームの役割、派遣要請の方法等について周知を図る。

6 応急活動拠点の整備

（１）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部 ・ 災対防災都市づくり部 ・ 災対教育部	・ オープンスペースの確保・整備 ・ 大規模救出救助活動拠点等の確保・整備 ・ 船舶の活動拠点の確保 ・ ヘリコプター活動拠点の確保及びヘリサインの整備
都	・ オープンスペースの確保・整備 ・ 大規模救出救助活動拠点等の確保・整備 ・ ヘリコプター活動拠点の確保

（２）詳細な取組内容

① オープンスペースの確保・整備

- ・震災時に、避難誘導、救出・救助等の応急対策業務を迅速かつ効率的に実施するため、応急活動拠点として重要な役割を担うオープンスペースの確保・整備に努める。
- ・都は、都内の利用可能なオープンスペースを国及び区市町村並びに関係機関と協議の上、具体的な活用方法を確立する。

② 大規模な救出・救助活動拠点の確保

- ・都は、自衛隊、警察災害派遣隊（警察）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用するオープンスペース（大規模救出救助活動拠点）を国や区市町村及び関係機関と協議の上、あらかじめ確保する。

- ・現在、都が、東京二十三区清掃一部事務組合との間で締結した協定に基づき、清掃一部事務組合が所有する清掃工場を拠点として指定しているほか、近隣自治体においては、震災時利用計画に基づき、都立東白鬚公園が大規模救出救助活動拠点に指定されている。

③ 船舶の活動拠点

- ・区は、隅田川を活用した負傷者の搬送、物資の輸送等に資する船舶の活動拠点等について、関係機関と協議する。

④ ヘリコプターの離発着場及びヘリサインの整備

- ・迅速な救出・救助、消防活動、物資輸送等に資するヘリコプター緊急離着陸場所等について、都及び関係機関と協議し、区内の都立公園等を候補として確保する。

- ・震災時に、被災地上空から迅速かつ的確に被害状況を確認するため、「九都県市公共建築物におけるヘリサイン表示に関する申し合わせ事項」に基づき、区は、小中学校等の区施設を中心にヘリサイン（公共建築物の屋上等への施設名の表示）の増設を図る。

（資料第2 協定・覚書）

1 初動体制

(1) 主な対策内容と役割分担

各 機 関	対 策 内 容
区 ・ 災対総務企画部 ・ 災対区民生活部運用班	・ 災害対策本部の活動体制を整備 ・ 災害対策本部の運営 ・ 警戒待機制度の整備

(2) 詳細な取組内容

① 災害対策本部の非常配備態勢

i) 非常配備態勢に係る基本方針

- ・ 大規模災害時における職員の非常配備態勢は、初動対応が手遅れにならないよう「大きく招集して状況に応じて縮小する」ことを基本とする。
- ・ 発災から概ね 72 時間までは、救出救助、消火、医療救護、避難所開設、緊急輸送等、区民の生命及び身体の保護に係る応急対策に重点を置き、その後は、避難所の安定した運営の確保に、応急危険度判定、被災者生活実態調査、住家被害認定調査、仮設住宅供給等、被災者の生活再建に重点を置いた配備態勢とする。
- ・ 災害対策本部は、災害応急復旧対策を強力に実施推進するための組織であり、本部設置期間中、区は災害対処に専念するため、区的全組織を挙げた配備態勢とする。

ii) 職員の配備態勢

- ・ 災害対策本部における職員の配備態勢は、全職員動員・出勤の単一態勢とする。
- ・ 区本部長は、災害対策本部の配備態勢を確立した後、活動状況に応じて、職員の動員を縮小（シフト勤務又は通常業務に従事）させることができる。

iii) 区職員の非常参集等

- ・ 職員は、夜間休日等の勤務時間外において震度 5 強以上（災対区民生活部運用班に属する職員は震度 5 弱以上）の地震が発生した場合、災害対策本部の自動設置（震度 5 弱の場合は設置準備）に合わせ、本部からの連絡を待つことなく自動的に参集する。
- ・ 職員は、自身と家族及び自宅の安全を確保するとともに、被害状況を可能な限り把握し、平時に調査した経路の安全を確認しながら参集・出勤する。
- ・ 参集、出勤場所は、原則として、自己の所属とする。ただし、出先施設に所属する職員について、道路閉塞や延焼火災により所属に到達できない場合や施設が被災して使用不能な場合等、自己の所属に参集できない場合は、本庁舎の所属部課に参集・出勤する。また、災対区民生活部運用班に所属する職員については、本庁舎 304・305 会議室に参集する。
- ・ 参集手段については、公共交通機関が停止している場合、原則として、徒歩又は自転車とする。
- ・ 職員は、参集途上において、地域の被災状況や区施設（避難所となる小中学校やひろば館・ふれあい館、高齢者・障がい者施設等）の被害状況を把握し、所属到着時に各所属長へ報告する。
- ・ 各所属は、参集職員が収集した情報を定期的に集約し、災対各部で取りまとめの上、運用

班へ定期的に報告する。なお、緊急を要する情報についてはその都度報告する。

- ・区施設の被災状況の把握については、当該施設を所管する災対各部によるものとし、外壁のほか、落下危険の恐れがある設備類を点検する。
- ・各所属長は、所属する職員の参集時にその家族及び自宅の被災状況を把握し、災害対策本部の災対各部に報告するとともに、職員の勤務管理等の参考とする。

② 災害対策本部職員の配置及び服務

i) 災害対策本部職員の配置

- ・各災対部長は、部の分掌事務を継続して遂行するため、所属の本部職員を的確に配置するとともに、職員及びその家族も被災する可能性が高いことを考慮し、当該本部職員が動揺することなく職務を遂行できるよう、勤務の割り振り等に配慮する。
- ・災害対策本部の業務は、発災直後から当分の間は24時間体制で実施されることから、各部長は、所属の本部職員の心身の疲労に留意して勤務ローテーションを編成する。

ii) 本部職員の服務

- ・全ての本部職員は、災害対策本部が設置された場合は、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 常に災害に関する情報及び災害対策本部関係の指示に注意すること
- (2) 正規の勤務時間を終了しても上司の指示があるまで退庁しないこと
- (3) 勤務場所を離れている場合においても常に連絡できる体制を整備すること
- (4) 数ヶ月間にわたり実施される応急復旧対策活動に動揺することなく従事できるよう、可能な限り家族の安全を確保した上で参集すること
- (5) 本部職員は、自らの言動によって区民に不安をあたえ、区民の誤解を招き、又は災害対策本部の活動に支障をきたすことのないよう注意すること
- (6) 応急対策活動の内容に応じて、所定の災害対策用被服（防災服）及びヘルメットや安全靴等を着用するとともに、災害対策本部又は所属との連絡用通信機器を携帯すること

③ 本部職員の健康管理

- ・災害応急救援活動に従事した本部職員が心身の過労等で職務遂行に支障をきたすことのないよう、都精神保健福祉センターや職員課臨床心理士等の協力を仰ぎ、相談を実施する等支援体制を整える。

④ 災害応急対策業務従事者の災害補償

- ・本部職員又は防災業務従事者の災害に対する補償は、地方公務員災害補償法又は災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例の定めるところにより実施するものとする。

⑤ 災害対策本部の財務

i) 費用の負担

- ・災害対策本部設置後、災対各部の分掌事務の遂行に要した経費は、災害対策本部が負担する。

ii) 予算手続

- ・災害対策本部が設置されたときの予算手続の方法は、荒川区予算事務規則に準じて処理する。
- ・災対総務企画部長は災害対策本部が設置されたときは、速やかに予算措置方針を本部長室に付議し、決定後、関係災対部長に必要な指示をしなければならない。
- ・災対総務企画部長は、災対各部の分掌事務が円滑に遂行できるように、予算事務について、指導、協力しなければならない。

iii) 物資調達手続

- ・災害対策本部が設置された場合の物資調達は、荒川区予算事務規則及び荒川区契約事務規則に準じて処理する。
- ・災対管理部長は、災害時において前項によることができないときは、本部長室に付議し、決定後、臨機応変に適切な措置を行い、又は災対各部長に対して措置するよう指示することができる。

iv) 工事施行手続

- ・災対防災都市づくり部長は、災害時において緊急に災害応急対策工事を施行する必要があるときは、区本部長の指揮を受けて、荒川区契約事務規則に定める手続によらず処理することができる。ただし、事後、直ちに所定の手続をとらなければならない。

v) 支払手続

- ・災害対策本部が設置されたときの支払手続の方法は、荒川区会計事務規則に準じて処理する。
- ・災対管理部長は、災害時において前項の手続によることができない場合は、速やかに本部長室に付議して決定後臨機応変に適切な措置を行い、又は災対各部長に措置させることができる。
- ・災対管理部長は、災害対策本部が設置されたときは、速やかに支払方法に関する基本方針を本部長室に付議し、決定後、各部長に必要な指示をしなければならない。

vi) 事後手続

- ・災対各部長は、災害応急対策終了後、活動に要した経費について区本部長に報告しなければならない。

2 消火・救助・救急活動

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
自衛隊	・ 被害状況の把握 ・ 避難者等の捜索援助 ・ 人員及び物資の緊急搬送 ・ 応急医療、救護及び防疫 等
警察署	・ 警備本部の設置 ・ 救出・救助活動の実施 ・ 警備活動・交通規制

各機関	対策内容
消防署	・ 消火活動を中心とした震災消防活動の実施 ・ 組織的な人命救助・救急活動の実施 ・ 災害情報の収集・伝達及び関係機関との情報交換の実施
水道局	・ 給水対策本部の設置
都下水道局	・ 災害対策本部の設置 ・ 下水道施設の緊急調査及び応急措置の実施
東京電力パワーグリッド	・ 非常配備態勢の適用 ・ 非常配備活動の実施
東京ガスグループ ガス事業者	・ 被害情報の収集 ・ 事業所設備等の点検 ・ 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止等の措置 ・ ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置 ・ 被害推定に基づく応急措置 ・ 遠隔再稼働による速やかなガス供給開始 ・ 資機材等の調達 ・ 移動式ガス発生設備による臨時供給 ・ 避難所等へのLPガス供給 ・ 二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順による復旧対策の実施
N T T 東日本	・ 情報連絡室、災害対策本部の設置 ・ 通信の確保、特設公衆電話の設置
日本郵便	・ 業務運行の確保

(2) 詳細な取組内容

① 自衛隊

i) 自衛隊への災害派遣要請

- ・ 都知事は災害が発生し、人命又は財産の保護のために必要があると認めた場合、若しくは区から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。
- ・ 事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。

ii) 災害派遣の範囲

- ・ 自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

(1) 都知事の要請による災害派遣

- ア 災害が発生し、都知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- イ 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、都知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- ウ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、区長が応急措置を実施するため必要があると認めて、都知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

(2) 都知事が要請するいとまがない場合における災害派遣

- ア 災害に際し、通信の途絶等により、都知事との連絡が不能である場合に、区長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- イ 災害に際し、通信の途絶等により、都知事との連絡が不能である場合に、部隊による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- ウ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- エ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
- オ 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、都知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認められる場合
- カ 庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

(3) 災害派遣要請の手続等

- ・区長は、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって都知事に要請する。ただし、緊急を要する場合には、電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書を送達する。

(4) 災害派遣部隊の受入体制

- ・区長は、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮する。
- ・区長は、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送等）について、派遣要請を行うのか、平時より計画しておくとともに、必要な資器材を準備し、また、施設の使用に際して管理者の了解を得る。
- ・区長及び都知事は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、その候補地を平時から計画しておくとともに、災害時には、速やかにその施設等の被害状況、使用の可否を確認し、区等関係機関と協議の上、使用調整を実施し部隊に通報する。

iii) 区の域内を担当する組織及び活動内容

- ・陸上自衛隊第1師団第1普通科連隊第5中隊が担当する。なお、第5中隊のみでは対応できない場合には、上級部隊等が担当する。

(1) 被害状況の把握

- ・車両等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

(2) 避難の援助

- ・避難指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3) 避難者等の搜索援助

- ・安否不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索活動を行う。

(4) 水防活動

- ・堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

- ・火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。

(6) 道路又は水路の障害物除去

- ・道路若しくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの障害物除去に当たる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

- ・被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

- ・緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

(9) 被災者生活支援

- ・被災者に対し、炊飯、給水、入浴、宿泊、法律相談及び慰問演奏等の支援を実施する。

(10) 救援物資の無償貸付又は譲与

- ・防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。

(11) 危険物の保安及び除去

- ・能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(12) その他臨機の措置等

- ・その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。
- ・災害対策基本法第 63 条第 3 項、第 64 条第 8 項から第 10 項まで及び第 65 条第 3 項に基づき、区市町村長、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、自衛隊は区市町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

② 警察署

・警察署は、現場警備本部を設置し、警視庁最高警備本部の指揮の下、防災関係機関、被災地住民、その他支援ボランティア等と連携協力しながら災害警備活動にあたる。

（資料第 3－19 警察署管轄区域）

i) 警備措置

- ・警備本部等の設置

大地震が発生した場合は、次により警備本部を設置して指揮体制を確立する。

(1) 最高警備本部

警視庁本部に設置され、警視総監が本部長となり総括的指揮にあたる。

(2) 方面警備本部

第六方面本部に設置され、方面本部長が方面区内の総指揮にあたる。

(3) 現場警備本部

各警察署に設置され、警察署長が管轄区域内の警備指揮にあたる。

・各警察署現場警備本部の位置は、原則としてそれぞれの本署とするが、本署が災害その他の事由により使用不可能の場合は、あらかじめ選定された代替施設に設置する。

ii) 警備要員の配置

・警備要員は、都（島しょ部を除く。）に震度6弱以上の地震が発生した場合、招集命令を待つことなく自所属に参集する。

・都（島しょ部を除く。）に震度5強の地震が発生した場合は、当務員以外の指定された警備要員は自所属に参集し、災害警備本部の設置、防災関係機関との連絡調整等にあたる。

・各警察署は、災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編成し、被害実態の把握、交通規制、救出救助、避難誘導等の措置をとる。

iii) 活動内容

- ・被害実態の把握及び各種情報の収集
- ・交通規制
- ・被災者の救出救助及び避難誘導
- ・行方不明者の捜索及び調査
- ・遺体の調査等及び検視に関すること
- ・公共の安全と秩序の維持

③ 消防署

i) 活動体制

・荒川、尾久消防署は、災害活動組織の総括として、各消防署に署隊本部を常設し、常時震災に即応できる体制を確保している。

（資料第3-20 消防署管轄区域）

[活動体制]

項 目	内 容
震災第一非常配備態勢	都23区、都多摩東部及び都多摩西部のいずれかに震度5強の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し、必要と認められた場合は、直ちに震災第一非常配備態勢を発令し、発令時に勤務している職員及び所要の職員により事前計画に基づく活動を開始する。
震災第二非常配備態勢	都23区、都多摩東部及び都多摩西部のいずれかに震度6弱以上の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し、警防本部長が必要と認めた場合は、直ちに震災第二非常配備態勢を発令し、全職員及び全団員をもって事前計画に基づく活動を開始する。

[活動要領]

項 目	内 容
活動方針	(1) 延焼火災が多発したときは、全消防力をあげて消火活動を行う。 (2) 震災消防活動体制が確立したときは、消火活動と並行して救助・救急等の活動を行う。 (3) 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。
部隊の運用等	(1) 地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき、部隊運用及び現場活動を行う。 (2) 地震被害予測システム及び延焼シミュレーション等を活用した震災消防活動支援システムによる効率的な部隊運用を図る。
消火活動	(1) 防火水槽をはじめ、あらゆる水源を活用するとともに、現有の消防部隊及び消防装備を最大限に活用し、火災の早期発見及び一挙鎮圧を図る。 (2) 延焼火災が拡大又は合流し、大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止線活動や避難場所・避難道路の防護活動を行う。この場合、巨大水利や永久水利を活用し、遠距離送水装備を運用する。 (3) 道路閉塞、瓦れき等により消火活動が困難な地域では、消防団、防災区民組織等と連携し、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。
救助救急活動	(1) 救助隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機（器）材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。 (2) 救助・救急活動に必要な重機、救急資器材等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図る。 (3) 救急活動にあたっては、医療救護所が開設するまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護にあたる。 (4) 救急救命士等のトリアージに基づき、緊急性の高い傷病者を最優先とし、医療機関へ迅速に搬送する。 (5) 警視庁、自衛隊、東京DMA T、防災区民組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。

ii) 消防署の情報伝達・広報活動・広聴体制

○情報伝達

- ・地震被害予測システム、高所カメラ、情報活動隊等により災害の発生状況等について情報収集し関係機関と情報交換を図る。

○広報内容

- ・出火防止、初期消火の呼びかけ

- ・救出救護及び避難行動要支援者への支援の呼びかけ
- ・火災及び水災に関する情報
- ・避難指示等に関する情報
- ・救急告示医療機関等の診療情報
- ・その他区民が必要としている情報

○広報手段

- ・消防車両等の拡声装置
- ・消防署及び町会等の掲示板への掲示
- ・報道機関を介しての情報提供
- ・消防署ホームページ、SNS、消防アプリを活用した情報提供
- ・消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア等を介しての情報提供

○広聴体制

- ・災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に応じる。

iii) 消防団活動

○活動方針

- ・消防団は、地域に密着した消防機関として、地域住民に対して出火防止、初期消火、救出・救護等の指導を実施するとともに、火災・武力攻撃災害等その他災害発生時には、消防署隊との連携、地域住民との協働により、資機材を有効に活用した消防活動にあたる。

○活動の概要

活動区分	活 動 概 要
出火防止	発災と同時に付近の区民に対して、出火防止と初期消火の呼びかけを行う。
情報収集活動	災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、特別区消防団専用無線通信機（MCA無線）等を活用し、消防団本部等に伝達する。
消火活動	同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化するとともに、分団受け持ち区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、若しくは消防署隊と連携して行う。
消防署隊への応援	所轄消防署（所）の消火活動等の応援をするとともに、道路障害を排除する等の活動を行う。
救出・救護	救助器具等を活用し、区民の協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急処置を行い、安全な場所に搬送を行う。
避難場所の防護等	避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。

iv) 東京消防庁災害時支援ボランティア（荒川・尾久消防署災害時支援ボランティア）

・東京消防庁管内に震度6弱以上の地震が発生した場合及び大規模な自然災害や大規模な事故が発生した場合、東京消防庁災害時支援ボランティアは、活動できる準備をして自発的にあらかじめ登録してある消防署に参集し、消防職員の指導と助言により、次の活動を行う。

項 目	参集基準	内 容
震災時の活動	震度6弱以上の地震発生で自発的に参集	(1) 応急救護活動 (2) 署内外での後方支援活動 (3) 予防分野の活動
震災以外の災害発生時の活動（自然災害を含む）	登録消防署からの要請に応じ任意で参集	(1) 後方支援活動 (2) 応急救護活動

3 応援協力・派遣要請

3-1 都等への派遣要請

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部運用班	・ 都に応援又は応援のあつせんを求める。 ・ 区市町村間相互の応援協力について実施 ・ 区市町村域内の応援協力について実施 ・ 都に対して自衛隊への災害派遣を要請、消防・警察機関に出動を要請
都	・ 他の区市町村に対し応援すべきことを指示し、又は防災機関の応援をあつせん ・ 他の地方公共団体・全国知事会・九都県市との応援協力について実施 ・ 地震により災害が発生し人命若しくは財産の保護のために必要があると認めた場合、又は区市町村から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対して災害派遣を要請
自衛隊	・ 部隊を派遣した場合は、都本部長に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知
防災関係機関	・ 都本部長に応援又は応援のあつせんを求める。 ・ 防災機関相互の応援協力について実施

(2) 区の取組内容

・区は、都と災害対策上必要な資料の交換をする等、平時より連絡を密にし、災害時には一層この強化に努めるとともに、協力して区域内の応急対策の円滑な実施を図るものとする。

・区本部長は、災害が発生し、区の能力では応急対策の万全を期し難い場合には、必要に応じて、都又は他の区市町村あるいは自衛隊等の協力について、都本部長に要請するものとする。また、災害が発生する恐れがあるときには、災害対策基本法第58条の規定に基づき消防・警察機関に出動を要請する。

- ・区は、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、都を通じて総務省に対し、災害マネジメント総括支援員等で編成される総括支援チームの派遣を要請するものとする。
- ・区は、災害救助法に基づく救助をはじめ、区内で行われる都の災害応急対策については、積極的に協力するものとする。
- ・都本部長より他の区市町村又は指定行政機関等に協力することを依頼されたときは、自らの応急措置に支障のない限り協力するものとする。
- ・災害派遣の目的を達成又は必要ないと判断した場合、速やかに文書で都本部長へ通知する。
- ・受入等については、受援・応援ガイドライン等に基づき行う。

4 受援体制の運用

4-1 都、支援担当自治体、協定締結団体及び協定締結事業者等への人的支援の要請

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部運用班 ・ 災対管理部 ・ 災対福祉部	・ 都への応援要請 ・ 支援担当自治体、協定締結自治体等への応援要請 ・ 協定締結事業者等へ応援要請 ・ ボランティアの人的支援の応援要請
都	・ 国、全国知事会等の広域応援協定締結団体への支援要請や支援受入れ等の総合調整を行う。

(2) 詳細な取組内容

① 基本的な考え方

- ・ 区が被災した場合、区を一对一で支援する自治体（以下「支援担当自治体」という。）が割り当てられ、支援担当自治体との間で調整を行い、人的支援を受け入れる。
- ・ 並行して、災害時相互応援協定締結自治体やその他の自治体、協定締結事業者等からも人的支援の受入を行う。

② 人的支援の要請・受入の流れ

- ・ 各避難所・災対各部において、応援が必要な人員を把握する。
- ・ 一般の応援職員については、災対職員課が各避難所・災対各部の応援必要人員数を取りまとめ、運用班受援調整担当に連絡し、運用班受援調整担当が都、支援担当自治体、災害時相互応援協定締結自治体等へ応援要請を行う。

（資料第2 協定・覚書）

- ・ 専門業務に関する応援職員等の派遣要請であらかじめ手続が定められている業務（応急危険度判定等）については、災対各部が直接、都へ応援要請を行う。
- ・ ボランティアについては、区災害ボランティアセンターが必要人員数を取りまとめ、都災害ボランティアセンターと連携し、ボランティアの募集・受入・派遣調整等を行う。
- ・ その他、受援応援については、受援・応援ガイドライン等に基づき活動する。

4-2 都、支援担当自治体、協定締結団体及び協定締結事業者等への物的支援の要請

・区は、受援・応援ガイドラインに基づき、都災害ボランティアセンターと十分な連携をとりながら対応する。

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部 ・ 災対区民生活部運用班 ・ 災対地域文化スポーツ部	・ 避難所等におけるニーズの把握 ・ 都への応援要請 ・ 支援担当自治体、協定締結自治体等への応援要請 ・ 協定締結事業者等へ応援要請
都	・ 国、全国知事会等の広域応援協定締結団体への支援要請や支援受入れ等の総合調整

(2) 詳細な取組内容

① 基本的な考え方

・区が被災した場合、区を一对一で支援する自治体（支援担当自治体）が割り当てられ、人的支援と同様に支援担当自治体との間で調整を行い、物的支援を受け入れる。

・並行して、災害時相互応援協定締結自治体やその他の自治体、協定締結事業者等からも物的支援の受入を行う。

（資料第2 協定・覚書）

② 物的支援の要請・受入の流れ

・災対区民生活部は各避難所、災対地域文化スポーツは災対各部において必要な物資を把握する。

・各避難所、災対各部のニーズに対して、災対区民生活部と災対地域文化スポーツ部は、備蓄倉庫並びに地域内輸送拠点において保管する物資の配給について検討する。

・備蓄倉庫並びに地域内輸送拠点において保管する物資での対応が困難な場合、運用班受援調整担当を通じて、都や支援担当自治体、災害時相互応援協定締結自治体等に応援要請を行う。

・また、応援自治体等に対しては、状況に応じて、地域内輸送拠点又は区が指定する避難所への物資輸送を要請する。

・その他、受援・応援については、受援・応援ガイドライン等に基づき活動する。

③ 地域内輸送拠点

・荒川総合スポーツセンターを地域内輸送拠点とする。

・地域内輸送拠点における荷捌きや、地域内輸送拠点から避難所への輸送については、災害時協定に基づき、民間事業者の協力を得るものとする。

（資料第2 協定・覚書）

[地域内輸送拠点]

	施設名	住所	用途
1	荒川総合スポーツセンター	南千住六丁目 45 番 5 号	物資の荷捌き及び一時集積

・状況に応じて、次の施設を追加又は代替拠点として使用する。

	施設名	住所	用途
1	荒川区民会館（サンパール荒川）	荒川一丁目 1 番 1 号	物資の荷捌き及び一時集積
2	南千住野球場	南千住六丁目 45 番 6 号	物資の荷捌き
3	あらかわ遊園スポーツハウス	西尾久八丁目 3 番 1 号	物資の一時集積
4	あらかわ遊園運動場	西尾久八丁目 1 番 2 号	物資の荷捌き
5	東尾久運動場	東尾久七丁目 1 番 1 号	物資の荷捌き

5 応急活動拠点の調整

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部運用班	・ 都の取組について、必要に応じて支援
都	・ オープンスペースや航空機の使用について、必要に応じて、総合的に調整

(2) 詳細な取組内容

① 区取組

・ 区は、オープンスペースや航空機の使用に関する都の取組について、支援する。

② 都取組

・ 地震が発生したとき、応急活動を効果的に実施するために、応急対策上重要な役割を果たすオープンスペースや航空機の使用について、必要に応じて、都災害対策本部で総合的に調整する。

・ 都災害対策本部は、地震発生後、オープンスペースの被害状況、使用の可否について、都各局、区市町村、関係機関等から情報収集し、その状況について継続的に把握する。

・ 都災害対策本部は、都各局及び区市町村の利用要望と、自衛隊、他県等の警察・消防の応援部隊の使用見込との調整を行う。

・ オープンスペースを使用する機関は、使用状況を定期的に都災害対策本部へ報告する。

・ 都災害対策本部は、報告に基づき、時系列に応じたオープンスペースの有効活用を図る。

・ 都災害対策本部は、航空機使用について東京航空局等と連携・協力し、次の調整を行う。

✓ 離発着場の指定

✓ 応急対策に使用する航空機の需給調整

6 その他地震災害対策

6-1 地震時における浸水対策

(1) 詳細な取組内容

- ・地震発生時において、堤防護岸等の崩壊等による浸水被害の発生、又は発生の恐れが生じた場合、その被害の軽減を図るため、各水防機関等において速やかに水防体制を確立することが重要である。
- ・区、消防署、警察署、消防団等をはじめとする組織間の連携促進を目的として、定期的な合同防災訓練の実施を推進する。

① 荒川区

- ・震災時において、堤防護岸等の崩壊等による浸水被害が発生し、又は発生する恐れがある場合、速やかに防災体制を確立し、区域内の水防を十分果たすものとする。
- ・震災時における荒川区の水防活動体制等は、【風水害編】第1部第2章第2節の「区の活動体制」に準ずる。
- ・危険予想区域に対して、近隣施設から職員を派遣し、区民に周知する。

② 都建設局第六建設事務所

i) 事業の内容

- ・堤防護岸等の崩壊による災害の発生防止のため、既設の河川管理施設の維持、補修を鋭意実施する。なお、緊急的に応急措置が必要な場合は、応急対策工事を行う。

ii) 災害時における配備態勢

- ・大地震が発生し、当事務所管理の河川施設に被害が発生、又は発生の恐れが生じた場合は、次により配備態勢を確立し、水防活動を実施する。

態勢の別	時 期	参 集	内 容
非 常 配 備 態 勢	【風水害編】第1部第2章第2節の「区の活動体制」を準用する。		
特別非常配備態勢	夜間、休日等の勤務時間外に震度6弱又はこれに準ずる地震により災害が発生したとき	発災初期の活動体制を確保するため、災害応急対策に従事することができる全職員が自発的に参集して対処する態勢	(1) 水位等の観測 (2) 被害状況の把握 (3) 被災河川施設の応急対策

iii) 災害時における応急復旧

- ・堤防護岸等の崩壊による災害の発生防止又は崩壊の拡大防止のため、都第六建設事務所は関係協力団体の協力を得て、損壊箇所の応急復旧を迅速かつ円滑に行う。

③ 警察署

- ・堤防護岸等の崩壊又はその恐れがある情報を収集した際は、交番等の勤務員により、対象となる堤防護岸等の付近の住民に対して、広報資器材を活用した周知及び避難誘導を行う。

④ 消防署

- ・避難指示が発令された場合には、想定される被害規模等を勘案し、最も安全と思われる避難方法（避難先、経路等）に関する情報を区・関係機関に通報するとともに、区民に広報し周知徹底を図る。
- ・避難が開始された場合は、消防団員との協力により避難誘導にあたる。

6-2 南海トラフ地震

（１）地震の概要及び対策の基本的な考え方

- ・南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域および土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。
- ・都の被害想定では、南海トラフ地震は都心南部直下地震等より区部における震度が小さく、区内においては、一部の地域で震度６弱となるものの、ほとんどの地域で震度５強以下であり、津波による浸水被害は無いことが示されている。
- ・そのため、区では南海トラフ地震への対策については、震災編第２部に示す首都直下地震への対策に準ずることとする。

（２）詳細な取組内容

① 津波浸水対策

- ・都の被害想定によれば、南海トラフ巨大地震（M9クラス）による津波高は、東京湾沿岸区部で最大 T.P.+2.63m（朔望平均満潮位 T.P.+0.966m）である。
- ・千住大橋付近では、水門を閉鎖した場合には、T.P.+2.0m、水門を開放した場合には、T.P.+1.9m、となる。隅田川の堤防施工高は、スーパー堤防で T.P.+5.7m、カミソリ堤防で T.P.+5.2m であり、津波の水位が、高潮計画による堤防高さより低いものとなることから、既存の計画高さにより安全性が確保され、区内で津波浸水被害は想定されていない。しかし、東日本大震災を踏まえ平成 24 年度から最大級の地震にも耐えられるよう、防潮堤下の地盤改良工事や、防潮堤本体の補強工事等を進めている。区としても、隅田川全域にわたるスーパー堤防化・テラス化、下水道ポンプ所の耐震強化等を都と連携して推進する。

② 南海トラフ地震に関する検討経過

- ・内閣府は、平成 23 年度から、発生確率が高いと懸念される東海地震、東南海地震、南海地震を包含する南海トラフを震源域とした新たな被害想定調査を開始し、平成 24 年 8 月に被害想定結果を公表した。
- ・この被害想定では、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討しており、南海トラフ地震・津波断層モデルは、発生頻度は極めて低いものの、M9クラスの巨大地震の中でも最大級のものであり、都においては津波の影響が大きい島しょ部に甚大な被害を示していた。
- ・この被害想定を受け、都は、平成 24, 25 年度に改めて被害想定を検証し、より詳細な被害像を示した上で、震災対策の充実に努めることとし、東京都防災会議地震部会での調査検討に基づき、「南海トラフ巨大地震等に基づく東京の被害想定」を公表した。

- ・この被害想定については、令和4年度に内容が更新されている。

② 気象庁の対応

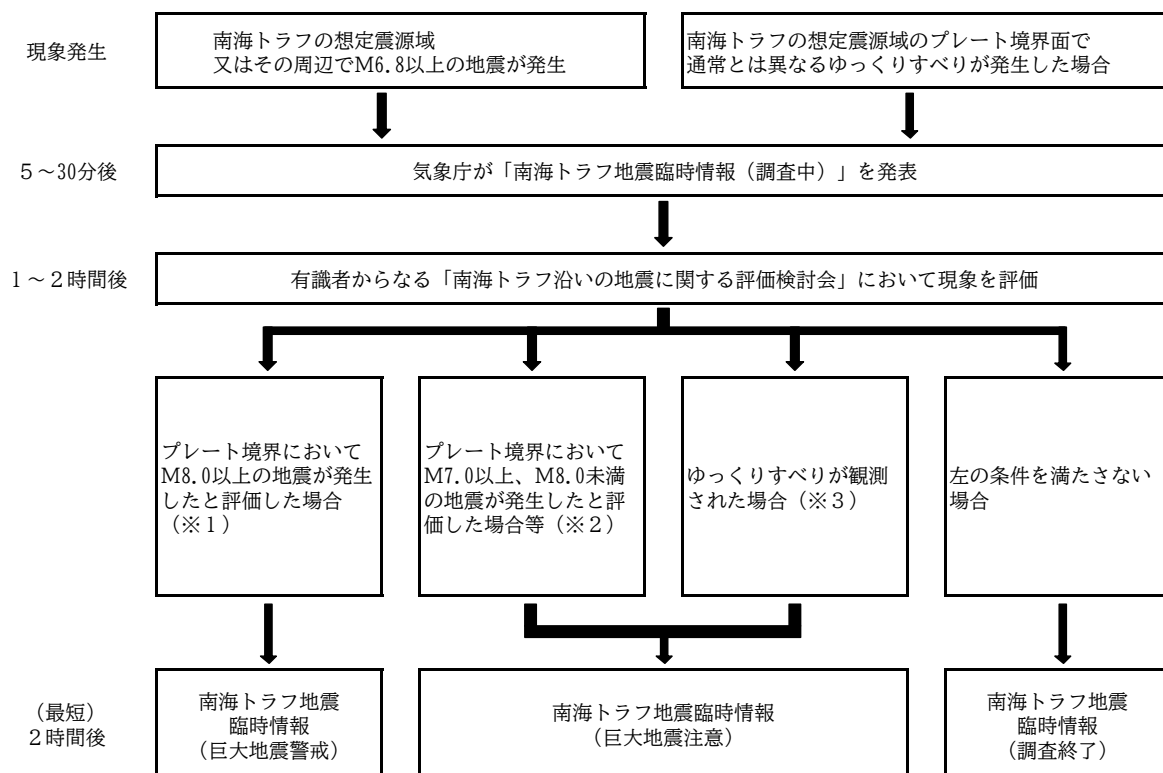
- ・以下の場合、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

- ・また、上記情報名の後に、以下のキーワードを付記して発表する。

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内（※1）でマグニチュード6.8以上（※2）の地震（※3）が発生 ・1か所以上のひずみ計での有意な変化（※4）とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化（※4）が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり（※5）が発生している可能性がある場合等、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（※6）8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震（※3）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- ※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50 km程度までの範囲
 - ※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで 6.8 以上の地震から調査を開始する。
 - ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除く。
 - ※4 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさに異常レベルを 1～3 とし、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平時のデータのゆらぎの変化速度（24 時間等、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点ごと（体積ひずみ計）、成分ごと（多成分ひずみ計）に設定されている。
 具体的には、
 レベル 1：平時のデータのゆらぎの中の 1 年に 1～2 回現れる程度の値に設定
 レベル 2：レベル 1 の 1.5～1.8 倍に設定
 レベル 3：レベル 1 の 2 倍に設定
 「有意な変化」とは上記レベル 3 の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル 1 以上の変化を意味する。
 - ※5 ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。南海トラフのプレート境界深部（30～40 km）では数か月から 1 年程度の間隔で、数日～1 週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きい等発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。なお、数か月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。
 - ※6 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。
- ・また、南海トラフ地震臨時情報を発表するまでの流れは以下のとおり。



※1 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合

※2 南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生したと評価した場合や想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域海溝軸外側 50km 程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生したと評価した場合

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合

③ 都の対応

- ・気象庁が南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関連する情報」を発表した場合は、都民に対し今後の備えについて呼びかけ、日ごろからの地震への備えの再確認を促す。

（例）家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認

- ・情報収集・連絡体制の整備、大規模地震発生後の災害応急対策の確認等（必要に応じて実施）

④ 区の対応

- ・「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合は、情報収集及び伝達に努め、災害対策本部の立ち上げについて検討するとともに、都の動向を踏まえ区民の生命、身体、財産の安全を確保するよう対応する。

第6章 情報通信の確保

区をはじめとする防災関係機関が、発災前後において災害関連情報を迅速かつ正確に取得し、外部に発信することは、区民等の被害や混乱の発生と拡大を防止する上で極めて重要である。

本章では、発災時における防災機関相互の情報通信連絡体制の整備や情報活動の実施等について示す。

第1節 現在の到達状況

1 情報活動体制の整備

- ・情報伝達系統の確立

2 情報収集・管理・伝達手段の整備

- ・災害対策本部の意思決定を支援する荒川区災害情報システムを導入するとともに、既存のシステム・機器等の更新により、荒川区防災情報システムを再整備し、災害情報の収集・管理・伝達を迅速かつ効率的に行う体制を確保。
- ・一次避難所に整備されているWi-Fiを利用した、一次避難所と災害対策本部における情報伝達体制を確保。

第2節 課題

1 情報活動体制の整備

- ・区民へ避難等の情報を適確に提供する必要がある。

2 情報収集・管理・伝達手段の整備

- ・被災状況等を迅速に収集・管理・伝達する必要がある。
- ・機器の故障等による情報の収集・区民への伝達に支障がないよう、定期的な保守及び機器更新を行う必要がある。

第3節 対策の方向性

1 情報活動体制の整備

- ・災害対策本部訓練等を通じた情報活動能力の向上

2 情報収集・管理・伝達手段の整備

- ・荒川区防災情報システムを活用した災害対策本部訓練の実施による、情報収集・管理・伝達体制の確立
- ・災害時優先携帯電話を用いた情報伝達訓練の実施
- ・応援協定に基づく無人航空機等による被災情報の収集

第4節 到達目標

1 情報活動体制の整備

- ・的確な情報収集・提供のための体制の整備

2 情報収集・管理・伝達手段の整備

- ・迅速かつ効率的な情報収集・管理・伝達のための荒川区防災情報システムの活用
- ・区民への迅速かつ的確な情報伝達手段及び体制の構築

【予防対策】

1 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部運用班 ・ 災対区民生活部	・ 災害対策本部等における情報伝達系統の確立 ・ 収集する情報の確認 ・ 多様な手段による区民への情報伝達

(2) 詳細な取組内容

① 情報伝達系統の確立

- ・ 情報伝達の停滞や錯綜を回避するため、平時から災害対策本部内や防災関係機関との情報伝達の系統をあらかじめ確立する。
- ・ 災害対策本部の情報伝達は、防災行政無線や文書回付、伝令等、多様な手段で実施されるが、短時間に伝達を完了させるとともに、伝達漏れ等を防ぐため、平時から組織間の伝達手順をあらかじめ定めておく。

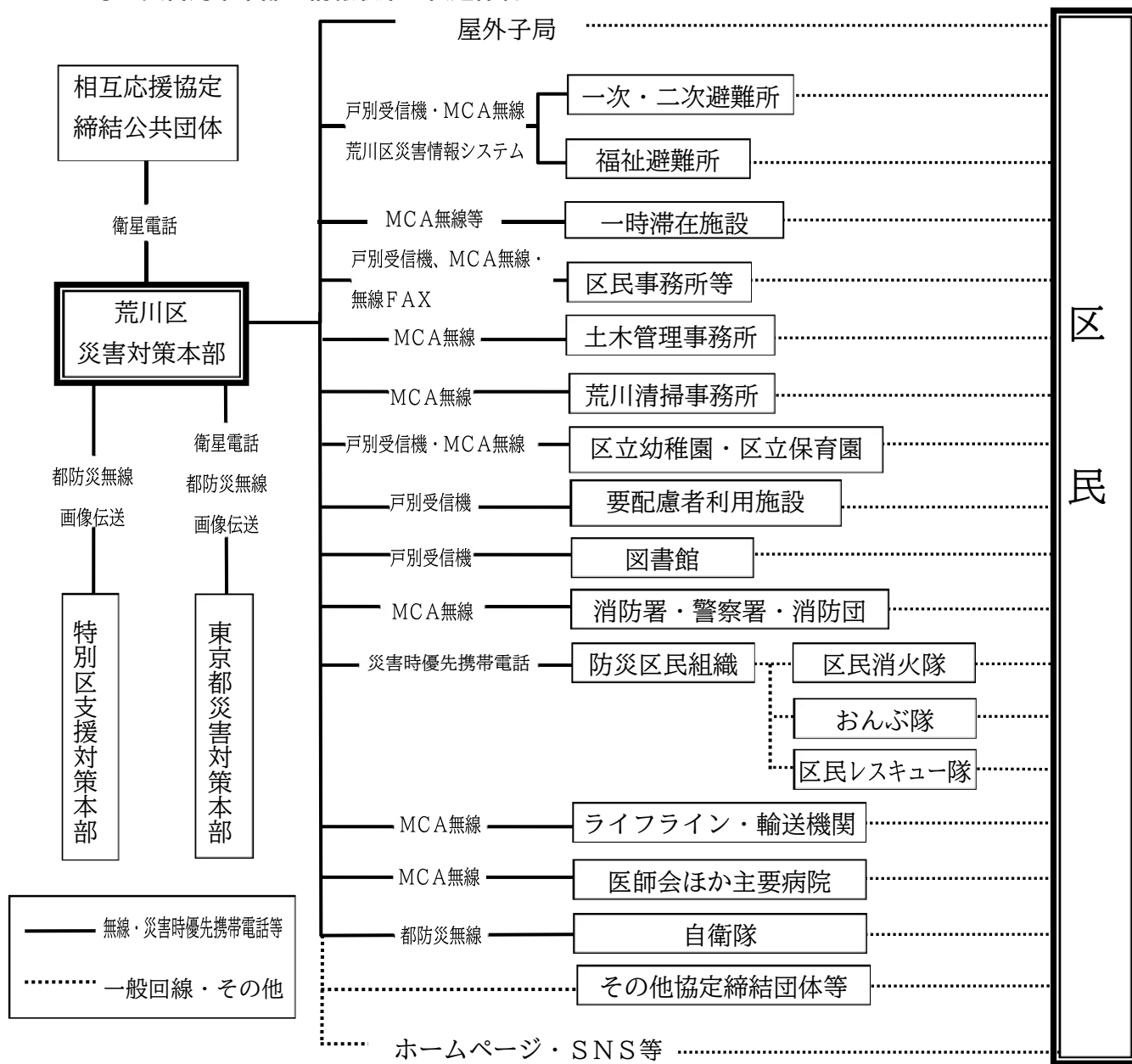
③ 状況認識の共有を徹底

- ・ 事案報告や対応指示等の情報伝達と、状況認識（延焼拡大予測や避難者増加見込等）の共有のための情報伝達を区別し、後者については、必要に応じて対面により伝達するとともに、当該情報について意見交換を行う等、認識の一致を徹底させる。
- ・ 状況認識の共有を図る際、情報発信者は、文書回付や音声伝達だけでなく、災害対策本部会議等防災関係機関を招集し、当該情報について意見交換を行い、認識の共有を徹底する。

③ 収集・伝達体制の統括

- ・ 災害対策本部が設置される前は、情報収集・伝達は区民生活部防災課が統括する。ただし、勤務時間外については、自動参集した防災課及び防災課兼務職員が収集した情報を、警戒待機者に伝達し、警戒待機者が区長、副区長及び各部長等に伝達する。
- ・ 災害対策本部設置後は、災対区民生活部運用班が情報収集・伝達を統括する。

④ 災害対策本部の情報収集・伝達体制



⑤ 収集する情報

- ・収集する情報は、災害の状況に応じて重要度を判断していく必要があり、特に、災害発生直後は、区民の安全を確保するために必要な情報や災害対策を決める上で必要となる情報を中心に収集する。
 - ・収集にあたっては、各関係機関から無線又はリエゾン等により寄せられる情報や災害時の情報交換に関する協定に基づき、国土交通省から提供される情報を最大限有効活用するものとする。
 - ・誤った情報は人々に混乱を与え、避難行動等に悪影響を及ぼすため、確かな情報源から情報を収集するとともに、デマの選別にも注力する。
- （資料第２ 協定・覚書）
- ・収集する主な情報を以下に掲げる。
 - (1) 人的被害の状況
 - (2) 区民の避難状況

- (3) 火災の状況
- (4) 建物等の倒壊状況
- (5) 電気、ガス、水道、電話の被害状況及び復旧状況
- (6) 道路や交通機関の被害状況及び復旧状況
- (7) 避難所等の状況
- (8) 水や食料の充足状況
- (9) 医療の状況
- (10) 支援物資の状況
- (11) その他の生活関連情報

⑥ 区民への広報

- ・発災後、運用班長の指揮監督の下、広報班長は区民に対し、適時的確な広報を行う。
- ・広報内容については、運用班長による事前確認とともに、重要な広報案件については、区本部長の判断によるものとする。

i) 広報手段

- ・さまざまな広報手段を確保し、区民に対する確かな情報伝達に努める。

広報手段	内 容
区防災行政無線 (固定系無線)	・区内に設置した屋外子局（屋外スピーカー）から区内全域に情報を伝えるとともに、戸別受信機により、区施設への指示や情報伝達を行う。
広報車	・庁有車や安全安心パトロールカーを広報車として活用し、区民に直接情報を伝えるとともに情報収集を行う。
本庁舎、区施設等での掲示	・情報を正確に伝えるとともに、無線等音声による情報を文字により確認できるように、パネル等により掲示する。
災害広報紙	・複雑な内容や保存が必要な情報あるいは正確に伝えたい情報は、災害広報紙として区民に配布するとともに、区施設等に掲示する。
ホームページ等	・区のホームページを災害時専用画面とすることで、災害の状況や生活関連情報等を発信する。 ・災害情報サイト、荒川区防災アプリ、災害情報受信機により、区内の被害、避難指示の発令、避難所等の開設・混雑状況等を発信する。 ・災害用ホームページが自ら運用できない場合には、他の自治体との相互応援協定により、ホームページでの情報発信体制を確保する。
SNS	・SNS（X（旧 Twitter）や Facebook、LINE 等）の公式アカウントを活用し情報を発信する。
ケーブルテレビ	・ケーブルテレビのコミュニティチャンネルを利用し、災害情報、避難情報等をテロップ及びデータ放送により放送する。
その他	・Lアラートを通じ各メディアへ情報を発信する。 ・前記のほか、状況に応じて職員が直接情報を伝える。

（資料第2 協定・覚書）

ii) 広報内容

- ・災害時の広報は、状況の変化に応じた正確かつ適切な情報を伝えることが必要である。

項 目	内 容
地震発生直後	・主に区民の安全を確保するための情報や混乱を回避するための情報を伝える。 (1) 震度情報 (2) 火災情報 (3) 避難情報 (4) 交通情報 (5) 避難所や医療救護所の開設情報 (6) 安否情報
避難し、応急的な生活を始めた段階	・主に区民生活に必要な情報を伝える。 (1) 飲料水、食料、生活用品等の情報 (2) ライフラインの復旧情報 (3) 交通機関情報 (4) 情報入手手段 (5) 金融機関情報 (6) 罹災証明書情報 (7) 廃棄物処理情報 (8) 相談所開設情報 (9) 住宅供給情報

2 住民等への情報提供体制の整備

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対管理部 ・ 災対区民生活部 ・ 災対区民生活部運用班	・ 高所カメラシステム、気象観測システム、MCA無線機、災害時優先携帯電話等の配備 ・ 荒川区災害情報システムの導入 ・ 防災行政無線、荒川区災害情報サイト、荒川区防災アプリ、災害情報受信機等の整備 ・ ホームページやSNS、メールマガジン、携帯電話会社によるエリアメール・緊急速報メール等を活用した情報提供体制の整備
都	・ DISの整備 ・ 無線電話及び無線FAXの整備 ・ 画像伝送システム端末の整備 ・ スターリンクの整備

(2) 詳細な取組内容

① 整備の目的

- ・災害発生時には、火災や建物の倒壊等の情報を迅速かつ的確に収集かつ効率的に集約し、避

難指示等の意思決定を行い、区民等へ正確に情報を伝達する必要がある。

・区では、災害情報の収集・管理・伝達を迅速かつ効率的に行い、区が実施すべき災害対策活動を支援するため、「情報収集システム」「情報管理システム」「情報伝達システム」の3区分により「荒川区防災情報システム」を整備している。

② 荒川区防災情報システムの概要

システム名	機器名	内 容
情報収集システム	MCA無線機	・災害時にも安定した通信が可能であり、個別通信のほか、一斉通信やグループ通信により複数箇所からの情報収集をスムーズに行うことができる。
	衛星携帯電話 災害時優先携帯電話	・衛星携帯電話は、衛星通信のため断線等の心配が無く、災害時も安定した通信が可能 ・災害時優先携帯電話は、一般の携帯電話よりも通信規制が入りづらく、災害時にも比較的安定した通信が可能
	高所カメラシステム 無人航空機（ドローン）	・ビル等の高所にカメラを設置し、災害発生時、即時に区内の被害状況確認（火災発生等）が可能 ・無人航空機（ドローン）は、無人で遠隔操作や自動制御で飛行できる航空機であり、容易に立ち入れない場所等を空撮することが可能
	気象観測システム	・区内の気象情報（気温／気圧／湿度／雨量／風向／風速等）を把握・共有し、災害時等の各種判断や予測に役立てる。
情報管理システム	荒川区災害情報システム	・災害時に収集される膨大な情報の一元管理及び整理を行い、災害対策本部の意思決定や活動を支援する。 ・民間企業等の外部サービスとの連携により、交通、ライフライン、気象情報等の取得やSNSからの情報収集が可能 ・荒川区災害情報サイト・荒川区防災アプリのほか、SNS連携機能により、メールマガジン、X（旧Twitter）、Facebook、LINEでの一斉情報配信が可能

システム名	機器名	内 容
情報伝達システム	同報系防災行政無線	・区内各所に設置した屋外スピーカーや戸別受信機を使って、緊急情報等を音声で伝達する。
	荒川区災害情報サイト 荒川区防災アプリ	・荒川区災害情報システムに集約した情報を区民に周知するための防災専用サイト等
	情報受信端末	【戸別受信機】同報系防災行政無線で放送する防災情報を屋内で受信するための専用受信機 【災害情報受信機】情報収集にハンディキャップがある聴覚、視覚障がい者等を対象として配付する機器。防災行政無線で発信した緊急情報を音声及び文字情報で受信可能

③ 情報の収集・伝達手段

・災害時における情報収集・伝達手段は、災害対策本部が防災区民組織や消防、警察等の防災関係機関等との情報連絡を行う一点集中型（災対区民生活部運用班による一元的な情報管理）とする。

機 関	手段・設備	設置数及び概要
都	都防災行政無線	・都防災行政無線は、区と都の間で迅速に情報の収集・伝達を行うため設置されており、無線電話、無線FAX、画像伝送システム端末、DISで構成されている。 (1) 無線電話及び無線FAX 多重無線回線、バックアップ用のMCA回線を整備している。 (2) 非常通信ルート 多重無線回線、バックアップ用MCA回線の通信が途絶した場合に備え、非常通信の運用に関する協定書に基づき、区と荒川消防署との間に非常通信ルートを整備している。 (資料第2 協定・覚書) (3) 画像伝送システム端末 ビデオに撮影した災害状況等の映像を送受信することができるほか、テレビ会議等、リアルタイムで映像のやりとりができる。 (4) DIS 区の災害状況を都に即時に報告する事ができるとともに、都内の他地域の災害状況や気象情報、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況）等を検索

機 関	手段・設備	設置数及び概要
区		し、区の災害対策に活用している。
	スターリンク	・災害発生時のインターネット通信環境の確保を目的として、可搬型のスターリンクを配備している。上空が開けていて電源が確保できていれば、スマートフォンやパソコンの通信が可能となる。
	区防災行政無線	(1) 固定系無線 a) 屋外子局（屋外スピーカー）：公園、区有施設等の屋上等に設置 （資料第3-21 荒川区防災行政無線屋外子局設置場所一覧） b) 戸別受信機：小・中学校、保育園等に設置 （資料第3-22 荒川区防災行政無線戸別受信機設置場所一覧） ※屋外子局（屋外スピーカー）については、区民に広く浸透していることから、引き続き基幹的な伝達手段として位置付ける。併せて、放送内容の短文化等区民が迅速に内容を理解してもらうとともに、聞き取りやすくする対策を講じる。 ※区では、放送が聞き取れない場合に、直前の放送内容を確認することができる「屋外スピーカー自動応答サービス」を運用しており、区民への情報伝達の強化を図っている。 ※災害対策本部から災対各部や各出先施設に対して、対処方針の伝達や災害情報の提供を円滑に実施するため、戸別受信機（グループ化を実施）を活用する。 (2) MCA無線 区施設や防災関係機関等に設置 （資料第3-23 荒川区防災対策用MCA無線設置場所一覧） ア MCA無線機の使用にあたっては、回線使用の一時的な集中による混線を防止するため、定期的な講習会を実施し、機器操作の習熟や災害時における通信統制の必要性を周知徹底する。 イ MCA無線機を配備する区施設において、定期訓練のほか、平時の通常業務において簡易な連絡に使用する等、区職員の習熟度向上を図る。
	衛星携帯電話	・防災行政無線等の地上基地局が被災する等して使用不能な場合であっても、確実な通信を確保するため、衛星携帯電話を配備する。
	スターリンク	・災害発生時のインターネット通信環境の確保を目的として、可搬型のスターリンクを配備している。上空が開けていて電源が確保できていれば、スマートフォンやパソコンの通信が可能となる。

機 関	手段・設備	設置数及び概要
	荒 川 区 ホームページ等	・災害発生時にはホームページのトップページを災害時用ホームページに切り替え、リアルタイムで区の被災状況、災害対策等、必要な情報を速やかに提供する。 ・災害用ホームページが自ら運用できない場合を想定し、他の自治体との相互応援体制を構築する。
	荒川区災害情報 サ イ ト	・災害情報に特化したポータルサイトで、荒川区災害情報システムに集約した情報を連携して表示することが可能 ・ホームページとは別のサーバで運用するため、アクセス集中時やいずれかのシステムに障害が発生した場合でも情報発信が可能
	荒 川 区 防 災 ア プ リ	・防災行政無線と連動し、緊急情報を音声及び文字で受信することができる。 ・災害発生時には、避難指示等の発令区域、被害状況や避難所の開設状況、混雑状況が確認できる。
	エリアメール・ 緊 急 速 報 メ ー ル	・携帯電話会社大手4社（NTTドコモ、KDDI（au）、ソフトバンク、楽天モバイル）によるエリアメール・緊急速報メールを運用し、区民や帰宅困難者等の滞留者等に対し、避難指示等の情報を提供する。
	電 話	・災害時優先携帯電話をMCA無線機等の補完手段として、区災害対策本部や町会等に配備している。
	高所カメラ	・高所カメラからの映像を災害対策本部に送信し、被災状況を把握するとともに、警察署・消防署へ映像を転送することにより、より迅速な避難誘導・初期消火態体制を構築できる。 （資料第3-24 高所カメラ設置場所一覧）
	無人航空機 （ドローン）	・協定に基づき、ドローン及びその操縦者を調達し、区内の被害状況の把握、人員搜索等を行う。 （資料第2 協定・覚書）
	原 動 機 付 自 転 車	・災害対策本部から遠方の広域避難場所等との情報収集・伝達を迅速に行うために2台の原動機付自転車を配備している。
	自 転 車	・災害時に分庁舎から近隣の町会等へ情報収集・伝達を行うためにノーパンクタイヤ装備自転車を配備している。
	F A X	・重要な情報や複雑な情報は、FAXを活用し正確に伝える。
	口頭の伝達	・前記の情報収集・伝達手段が使えない場合や近距離の情報収集・伝達は、直接職員が行う。
	本 庁 舎 館 内 放 送	・災害対策本部から災対各部や各出先施設に対して、対処方針の伝達や災害情報の提供を円滑に実施するため、本庁舎の館内放送を活用する。

④ ICT活用による情報管理業務の効率化

・災害対策本部における情報の収集、分析及び伝達等の業務（以下「情報管理業務」という。）の実施にあたっては、災害対策本部及び防災関係機関において、より円滑な情報共有を図るとともに、少人数の職員でも対応できるよう、個々の情報管理業務を定型化・標準化した上で、ICTを活用した業務の効率化を図る。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

・被災者に対する支援を効率的に行うため、災害ケースマネジメントの実施等による被災者台帳の作成、罹災証明書交付、避難所設置情報、避難者の入退所情報、死者・安否不明者情報、仮設住宅管理等を処理するシステムを導入する。システム導入にあたっては、当該業務を所管する災対各部における事務処理フローを定める。

⑤ 情報システムの復旧

・平時に情報収集・伝達等で活用している情報システムを、有事にも活用できるよう、電力・通信回線を含めた情報システムの耐災害性の強化を図る。また、発災時の対応手順の明確化や増援要員の確保等を図り、情報システムの継続運用・早期復旧に向けた体制を整備する。

⑥ SNS等を活用した情報提供

・平時の一般広報に使用しているメールマガジン、X（旧Twitter）やFacebook、LINEの区公式アカウントを活用した情報提供を行う。

【応急対策】

1 防災相互機関の情報通信連絡体制

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部運用班 消防署	・ 被害状況の把握 ・ D I S等を活用した都への被害状況の報告
都	・ 被害状況の収集活動

(2) 詳細な取組内容

① 都に対する被害状況の報告

i) 報告内容

- ・ 被害状況の迅速・正確な把握は、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。区及び消防署は、協力して被害状況の把握に努め、都災害対策本部に対して被害状況・措置概要等を逐次報告する。
- ・ 災対区民生活部運用班は、災害発生直後から当該災害に関する応急対策が完了するまでの間、概ね次の要領で都に報告する。

○報告を要する災害要件

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- (2) 区が災害対策本部を設置したもの。
- (3) 災害が小災害であっても、被害が拡大する恐れのあるもの。又は2都道府県以上にまたがるもので、区における被害が軽微であっても、広域的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの。
- (5) 災害状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの。

○報告事項

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 被害状況
- (5) 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
- (6) 災害救助法の要旨及び必要とする救助の種類
- (7) その他必要な事項

ii) 報告の方法

- ・ D I S端末の入力による。

iii) 報告の種類・期限等

- ・ 災害速報は、被害を覚知したときは直ちに所定の事項について判明したものから順次報告する。

2 情報提供・収集体制の運用

・災害時に区民の安全と生活を守るためには、災害の状況を迅速かつ的確に把握して、その状況を分析した上で、早急に対策を講じるとともに、区民に対し適切な情報を提供し、不安や混乱を解消していく必要がある。

・情報活動は、主として災害に関する情報の収集・分析・伝達から構成され、災害対策活動を実施する上で最も重要であり、また防災関係機関と密接に連携・協力を行っていくためにも不可欠である。

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部運用班	・ 情報のトリアージ・収集・分析・伝達活動の実施

(2) 詳細な取組内容

① 情報活動の基本原則

i) 活動全般

○重要情報のトリアージ

- ・災害対策本部では膨大な情報を扱うことから、全体の対処方針や具体的な活動方針に照らし、優先度の高い重要情報を明確にし、効率的かつ効果的な情報活動を実施する。
- ・区として対応が必要となる住民の避難にかかわる情報等を見極め、優先順位をつけることが求められる。

○情報の一元管理

- ・災害対策本部における情報活動については、本部長の意思決定や災対各部の活動支援に活用するため、災対区民生活部運用班が一元的に管理する。

○ICTの積極活用

- ・災害時に情報活動を効率的に実施するため、個々の情報処理業務を定型化・標準化した上で、可能な限りICTを活用する。
- ・SOBO-WEB等を活用した情報収集や情報提供に努める。
- ・災害時は、可能な限り平時からの継続業務の省力化を図り、より多くのマンパワーを情報任務に振り向けることで、災害対策本部全体としての対処能力を向上させる。

ii) 収集活動

○使用目的の明確化

- ・情報収集は、常に当該情報を必要とする具体的な災害対策活動と一体的に捉え、当該情報の使用目的を明確にする。

○適切な情報内容の設定

- ・収集する情報は、当該情報を使用する災害対策活動において、適切な判断に資するように具体的な内容を定める。

○重要情報の能動的な収集

- ・災害応急対策を実施していく上で重要となる情報については、報告を待つのではなく、能動的に収集する。

- ・災害対策本部において関係機関へ要員を派遣する等、積極的かつ能動的に情報を収集する。
- また、入手の相手先について、平時からその把握に努める。

iii) 分析活動

○状況予測の実施・修正

- ・全体の状況が把握できない場合であっても、収集した情報に基づき、状況予測を早期に実施し、以後、追加収集した情報でその都度修正しながら、全体状況の把握に努める。
- ・災害対策本部は、設置直後から対処方針を定め、具体的な応急対策を速やかに実施する必要がある。そのため、全体状況の把握を待たず、入手した情報を手掛かりに状況予測を行うことも重要である。状況予測にあたっては、市街地特性（木造密集、狹隘路、人口分布等）や、都が公表している地域危険度調査、荒川区災害情報システム、高所カメラシステム、延焼シミュレーション等の情報を基に気象条件等を勘案し、現時点までで想定される状況や今後の被害推移について分析する。

○情報の視覚的把握

- ・被害状況や活動状況の把握にあたっては、文字形式で収集した情報について、地図上に内容を記載し、視覚的な状況把握に努める。
- ・災害対策活動では、火災や建物倒壊、道路閉塞等物理的・空間的な制約を受ける中で、「ヒト」と「モノ」を移動させなければならないことから、被害状況や活動状況の把握にあたっては、荒川区災害情報システムを活用し、被害の場所や重要度、対応状況の変化を時系列に地図や一覧表で管理・表示し、視覚的に把握する。

○分析結果の簡潔整理

- ・情報の分析結果については、災害対処の判断が的確に行えるよう、その要点を簡潔な文章で整理する。
- ・情報の分析結果は、災害対処判断の根拠となるものであり、指揮者の交代や実務担当者の引継時において、活動の継続性を確保する上で重要なものであることから、分析結果については、簡潔な文章で整理するとともに、荒川区災害情報システムにより時系列で記録し共有する。
- ・迅速かつ適切に処理を行うため、日時、情報の発信者や宛先、受信取扱者、確認者、件名、情報内容、分析結果等を記載した災害対策本部内共通の情報処理伝票や集計様式を活用するとともに、荒川区災害情報システムにより時系列で記録し共有する。

iv) 伝達活動

○情報伝達手段の複数確保

- ・情報を確実に伝達するため、荒川区災害情報システム、荒川区防災アプリ、防災行政無線、文書回付、伝令等複数の手段を確保する。

○情報伝達系統の確立

- ・情報伝達の停滞や錯綜を回避するため、平時から災害対策本部内や防災関係機関との間の情報伝達の系統をあらかじめ確立する。

○状況認識共有の徹底

- ・業務指示や事案発生等の情報伝達と、状況認識共有のための情報伝達を区別し、後者については、必要に応じて、対面により伝達するとともに、当該情報について意見交換を行う等、認識の一致を徹底させる。

② 区役所代表電話受付への広聴担当職員等の配置

- ・発災後、区民等からの問い合わせや情報提供の外線電話が殺到することが想定され、内容の重要度や緊急度を見極めて各所管に取り次ぐ必要がある。
- ・区役所代表電話の受付に災対管理部の広聴担当職員を中心に、災対各部からの派遣職員を配置し、区民等から伝えられた内容を見極めて所管に取り次ぐ体制を整備する。

③ 直接通報への対応

- ・住民から被害等の通報が、直接、区施設にあった場合、当該区施設の職員は、災対区民生活部運用班に対し、配備されているMCA無線機等を用いて通報内容を連絡するとともに、災対区民生活部運用班は、その内容を所轄の警察署・消防署や関係指定公共機関等から派遣された連絡員に速やかに伝達する。

第7章 医療救護・保健等対策

震災が発生した場合、家屋やブロック塀の倒壊、火災、崖崩れ等により多くの負傷者が発生することが想定されるため、発災直後から迅速な医療救護活動を行う必要がある。

本章では、震災時における初動医療体制の確立や医薬品・医療資器材の確保、遺体の取扱い等について示す。

第1節 現状の到達状況

- ・ 都による地域災害医療コーディネーターの指定、区による荒川区災害医療コーディネーターの指定及び配置
- ・ 都による災害拠点病院、災害拠点連携病院の指定
- ・ 区による緊急医療救護所の指定
- ・ 緊急的に使用する医療救護資器材の備蓄
- ・ 都内医薬品卸売販売業者との協定締結による医薬品の供給体制を整備
- ・ 医療救護連携訓練を通じた地域防災計画の実効性の検証

第2節 課題

- ・ 限られた人材や医療資器材を効果的に活用できるよう調整する必要がある。また、区内の医師等や他地域からのDMAT、JMAT等の受入、配置等を調整する機能が必要である。
- ・ 医薬品、医療資器材等の確実な供給体制を整備する必要がある。

第3節 対策の方向性

- ・ 負傷者等の情報を集約し、限られた医療資源を最大限活用できるよう体制を構築し、速やかな初動医療体制を確保
- ・ 迅速に負傷者の手当てを実施できるよう、備蓄の充実及び供給体制を強化

第4節 到達目標

- ・ 荒川区災害医療コーディネーターを中心とした災害医療体制の強化
- ・ 関係機関が連携した応急医療体制の整備
- ・ 関係機関と連携した確実な医薬品・医療資器材等の確保

【予防対策】

1 初動医療体制等の整備

・令和4年5月に都防災会議が発表した「首都直下地震等による東京の被害想定」をもとに、荒川区独自で被害想定調査した結果、荒川区で最も被害の大きな想定地震は、都心東部直下地震であった。

・都心東部直下地震M7.3、冬の夕方18時風速8m/sの死傷者数は次のとおりである。

死 者	負傷者
389 人	2,217 人(うち重傷者 597 人)

・発災直後は多数の負傷者に対応できる体制を平時より構築する必要があるため、災害医療連携体制においては、同一の二次保健医療圏を構成する荒川・足立・葛飾三区及び関係機関により、「区東北部二次保健医療圏地域災害医療連携会議」により協議するほか、区は区医師会等と災害時の医療救護活動を内容とする協定を結ぶ等、応急医療体制の構築を進めている。

1-1 医療救護活動体制の整備

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部 ・ 災対健康部	・ 荒川区災害医療コーディネーターの指定 ・ 荒川区災害医療サブコーディネーターの指定 ・ 荒川区災害薬事コーディネーターの指定 ・ 荒川区医療活動調整センターの指定 ・ 緊急医療救護所の指定 ・ 災害医療運営連絡会の開催 ・ 応急救護法講習会の開催 ・ 関係機関との連携体制の強化
都	・ 地域災害医療コーディネーターの指定 ・ 医療救護に関する総合的な連絡調整 ・ 災害拠点病院、災害拠点連携病院の指定 ・ 二次保健医療圏地域災害医療連携会議の開催

(2) 詳細な取組内容

① 区及び医療機関の責務

・区医師会並びに区歯科医師会、区薬剤師会、柔道整復師会荒川支部（以下「区医師会等」という。）は、災害時の応急活動体制について適宜見直しを図るとともに、その実効性が上がるよう努めるものとする。

・区は、医療救護班用資器材の一層の充実を図るとともに、区医師会等が緊急医療救護所への派遣等の訓練実施等を踏まえて、医療体制の実効性の向上に努めるものとする。

・区は、区医師会等と連携し、発災時の区医師会等との情報共有及び医師の緊急医療救護所への参集方法を定期的に確認し、各会員に周知する。

- ・区、区医師会等の関係機関とともに二次保健医療圏地域災害医療連携会議、災害医療運営連絡会を開催し、医療救護活動に係る検討を行う。

- ・区は、事業者との協定締結により、医療活動施設としてのトレーラーハウスを設置するとともに、医療コーディネーターや区医師会等の関係機関等との連携により、医療活動ができる施設を確保できるように努める。

② 荒川区災害医療コーディネーター・サブコーディネーターの指定

- ・区は、災害時に被害情報を効率的(一元的)に集約して、医師等の人材や医療資器材を最大限に活用できるよう医療救護活動等の総括・調整を行うため、区及び区医師会から荒川区災害医療コーディネーターをあらかじめ指定する。また、コーディネーターの職務を補佐するため、区及び区医師会から災害医療サブコーディネーターをあらかじめ指定する。

③ 災害拠点病院

- ・災害拠点病院は、通常の医療体制では、被災者に対する医療の確保が困難となった場合に、都知事の要請により傷病者の受入及び医療救護班の派遣等、災害時の拠点病院としての必要な医療救護活動を行う。

i) 機能

- ・主に重症患者の収容・治療
- ・ライフラインの機能停止時の応急的な診療機能の確保

ii) 病院選定基準（一部抜粋）

- ・原則として 200 床以上の病床を有する救命救急センター又は第二次救急医療機関であること
- ・建物が耐震・耐火構造であること
- ・多数の患者を受け入れるスペースや備蓄スペースを有すること
- ・通常時の 6 割程度の発電容量を確保できる非常用発電設備を保有し、3 日程度の燃料を確保すること
- ・災害時に少なくとも 3 日分の病院機能を維持するための水を確保すること
- ・3 日分程度の食料、飲料水、医薬品等を備蓄すること
- ・ヘリコプター臨時離着陸場を確保すること

iii) 区内災害拠点病院

- ・区内の災害拠点病院については、令和あらかわ病院（東尾久五丁目 45 番 1 号）が、都の災害拠点病院の選定基準を満たすよう、指定に向けて、施設・設備面の機能を高めている。また、医療救護連携訓練や消防との合同訓練を実施する等、いつ発災しても、地域の医療の中核となる病院としての機能を果たせるようハード、ソフトの両面から準備を整えている。

- ・区は、災害拠点病院の指定を見据え、発災時、令和あらかわ病院が医療機能を維持し、重症者等の受入や治療に特化できるようにするため、宮前公園を災害拠点支援エリアとしての活用を検討する。

- ・なお、令和あらかわ病院が災害拠点病院に指定されるまでの間について、区外の災害拠点病院 3 病院と協定を締結し、荒川区の協力要請に基づき、重症者等の受入に協力する体制を確保している。

iv) 協定締結した区外災害拠点病院

- ・東京女子医科大学附属足立医療センター（足立区江北四丁目 33 番 1 号）
 - ・日本医科大学付属病院（文京区千駄木一丁目 1 番 5 号）
 - ・都立駒込病院（文京区本駒込三丁目 18 番 22 号）
- （資料第 2 協定・覚書）

④ 災害拠点連携病院

・災害拠点連携病院は、通常の医療体制では医療の確保が困難となった場合に、都本部長の要請により傷病者の受入及び災害拠点病院を支援する病院として医療救護活動を行う。

i) 機能

- ・主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療

ii) 病院選定基準（一部抜粋）

- ・救急病院等を定める省令に基づき、都知事から救急病院である告示を受けている病院
- ・災害時の医療について相当の知識及び経験を有する（中等症程度の外傷患者を処置できる）医師が診療に従事していること
- ・中等症程度の外傷患者の処置を行うために必要な施設及び設備を有すること

[区内災害拠点連携病院]

施設名	所在	電話番号
東京リバーサイド病院	南千住八丁目 4 番 4 号	03-5850-0311
岡田病院	荒川五丁目 3 番 1 号	03-3891-2231
木村病院	南千住一丁目 1 番 1 号	03-5615-2111
佐藤病院	西尾久五丁目 7 番 1 号	03-3893-6526
令和あらかわ病院（※）	東尾久五丁目 45 番 1 号	03-6807-7500

※災害拠点連携病院を経て、災害拠点病院の指定を受ける予定

⑤ 荒川区医療活動調整センターの設置

- ・荒川区では、荒川区内に派遣された医療救護班及びDMA Tの配置管理及び活動の支援、都災害拠点病院及び都災害医療コーディネーターとの連絡調整等を行う場所として、医療活動調整センターを位置付けている。
- ・医療活動調整センターと災対健康部本部を併設することにより、医療救護活動拠点としての機能を一元化する。

⑥ 緊急医療救護所の指定

- ・区は、次表のとおり緊急医療救護所を指定し、発災直後から 6 時間までに設置、72 時間までの間、負傷者の一次トリアージを実施し、重症者（赤）は災害拠点病院等へ、中等症者（黄）は災害拠点病院及び災害拠点連携病院等へ搬送するとともに、軽症者の応急手当、避難所等への誘導にあたる。
- ・限られた医療資源（医療資材、医療従事者、医療施設等）を有効活用し、傷病者の搬送から

治療までの時間を短縮するため、災害拠点連携病院に緊急医療救護所を移転する形で調整している。ただし、近接する災害拠点連携病院がない場合は、周辺の病院へ搬送する。

- ・災害時には都立大学荒川キャンパスに緊急医療救護所を設置する。
- ・なお同キャンパスに在籍する学生のボランティアや教職員は、区からの協力依頼により、医療資器材の搬送等緊急医療救護所等で活動する医療救護班の補助的な活動を行う。

(資料第2 協定・覚書)

	緊急医療救護所（トリアージ実施施設）	住 所
1	都立大学荒川キャンパス	東尾久七丁目2番10号
2	東京リバーサイド病院前	南千住八丁目4番4号
3	第三日暮里小学校	東日暮里三丁目10番17号
4	岡田病院	荒川五丁目3番1号 ※移転調整中
5	木村病院前	南千住一丁目1番1号
6	佐藤病院	西尾久五丁目7番1号 ※移転調整中

⑦ 災害拠点支援病院

- ・災害拠点支援病院は、主に専門医療、慢性疾患への対応、地域防災計画に定める医療救護活動を行う。災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院が対象となる。
- ・区は、災害拠点病院及び災害拠点連携病院で対応できない患者等については、荒川区災害医療コーディネーターの助言を踏まえ、災害拠点支援病院に搬送要請を行う。

⑧ 後方医療体制

- ・後方医療施設は、都の区域内及び近隣県等で災害が発生し、通常の医療体制では被災者に対する医療の確保が困難となった場合に、傷病者の受け入れ及び医療救護班の派遣等を行う。
 - ・区内では対応できない重症者や特殊な医療を要する者については、荒川区災害医療コーディネーターの助言を踏まえ、医療対策拠点（※）に搬送要請を行う。
 - ・医療対策拠点が後方医療施設への搬送含め、患者等を受け入れる病院を提示する。
- ※区東北部二次保健医療圏（荒川区、足立区、葛飾区）の医療対策拠点は、東京女子医科大学足立医療センター（足立区江北四丁目33番1号）となっている。

(資料第3-25 23区東北部災害拠点病院)

⑨ 災害医療運営連絡会

i) 現況

- ・災害時における応急医療体制に関して検討するために、区と区医師会との協定に基づき、災害医療運営連絡会を開催している。

ii) 事業計画

- ・次の課題について検討及び研究を進める。
 - (1) 緊急医療救護所等の活動方法及び必要資器材の整備について
 - (2) 緊急医療救護所等の区民への周知方法について
 - (3) 緊急医療救護所等の活動の訓練について

(4) その他荒川区の応急医療体制の整備全般について

⑩ 上級救命講習の実施

- ・区は、心肺蘇生法やAEDの使用法の習得を目的として、区職員及び施設管理者を対象に上級救命講習を実施している。

⑪ 応援職員の要請

- ・緊急医療救護所（6か所）及び災害拠点病院支援エリア（宮前公園）の運営には、多くの人員が必要となる。
- ・区職員については、専門の知識が必要となることから、訓練実績等を踏まえ、実効性が上がるように努める。
- ・発災時には、他部やの応援職員の参集並びに他自治体からの応援職員を早急に要請し、人員確保に努める。

⑫ 関係機関との連携体制の強化

i) 荒川区医師会

- ・区は、災害時に多数の死傷者の発生に備え、荒川区医師会と災害時の医療救護活動の協定を締結している。

○基本計画

- ・医療救護班は区医師会に所属する医師を中心に編成される。
- ・都では、区等の応援要請に基づき、都立病院や都医師会を中心に医師、看護師、事務員等各一名から構成される「医療救護班」を編成し、災害時の負傷者等への対応を行う。
- ・区医師会もこれに準じた、「医療救護班」を編成し、区が開設した緊急医療救護所等において、医療救護活動を実施する。

○医師会の役割

- ・区は、荒川区医師会との「災害時の医療救護活動についての協定書」に基づき、「医療救護班」の出動を要請する。区医師会は、あらかじめ、緊急医療救護所の周知徹底を図るとともに、発災後直ちに医療救護班を編成して指定場所へ参集し、以下の業務を行う。

- (1) 傷病者に対する応急措置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難者及び避難所等における軽症者に対する医療
- (4) 死亡の確認

○その他

- ・区は、医療救護班の輸送及び医薬品等の提供、給食・給水を担当し、医療救護班の経費の実費弁償を行う。

（資料第2 協定・覚書）

ii) 荒川区歯科医師会

- ・区は、荒川区歯科医師会と「災害時における歯科医師会の協力に関する協定書」に基づき、医療救護活動を実施する必要がある場合、区歯科医師会に対して、医療救護班の編成、緊急医療救護所等への派遣を要請する。区歯科医師会は区医師会と協力して次の業務を行う。

- (1) 傷病者に対する応急措置
- (2) 救護所における簡易な患者に対する治療
- ・区は、医療救護班の編成・派遣にかかる費用及び使用した医薬品等の実費弁償を行う。
- (資料第2 協定・覚書)

iii) 東京都柔道整復師会荒川支部

- ・区は東京都柔道整復師会荒川支部と当時の柔道接骨師会と締結した「災害時における柔道接骨師会の協力に関する協定書」に基づき、区が医療救護活動を実施する必要がある場合、柔道整復師会荒川支部に対して協力を要請する。協力内容は以下のとおりである。
 - (1) 負傷者に対する応急手当（柔道整復師法に規定された業務の範囲）。ただし、医師の指示がある場合は、それに従う。
 - (2) 負傷者に対する応急手当に必要な衛生材料等の提供
 - (3) 負傷者に対する応急手当に必要な労務の提供
- ・区は、柔道整復師会荒川支部の協力にかかる衛生材料等についてその実費を負担する。
- ・区が柔道整復師会荒川支部に対して協力を要請するときは、要請の理由・業務内容・日時・実施場所その他必要事項を明らかにして要請する。要請を受けた事項に対して、柔道整復師会荒川支部は必要な業務を実施する。
- ・柔道整復師会荒川支部は「災害医療運営連絡会」へ参画し、災害時の医療救護活動の円滑な実施のための協力等を行う。
- (資料第2 協定・覚書)

2 医薬品・医療資器材の確保

2-1 薬剤師会との連携

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対健康部	・ 区薬剤師会との調達体制の整備 ・ 緊急医療救護所での調剤・服薬指導体制の整備

(2) 詳細な取組内容

① 荒川区災害薬事コーディネーターの指定

- ・区は、災害時に被害情報を効率的に集約して、医薬品等の管理及び調達を行うため、荒川区薬剤師会から荒川区災害薬事コーディネーターをあらかじめ指定する。

② 災害薬事センターの設置

- ・区は区薬剤師会と連携し、医薬品及び医療資器材の供給のため、保健所に災害薬事センターを設置する。

③ 調達体制の整備

i) 医薬品の搬送

- ・医療救護活動に必要な医薬品・医療資器材の搬送は、区が対応する。
- ・区は、備蓄医薬品の供給及び災害薬事センターから緊急医療救護所等への搬送を行う。

ii) 医薬品・医療資器材の調達搬送体制の整備

- ・区が設置する災害薬事センターについては、区薬剤師会と連携し、具体的な運営方法や医療救護所等との連携体制について定める。
- ・区は、医薬品の流通が復旧するとされる発災から約3日分程度の医薬品を備蓄し、適切に管理する。
- ・備蓄する医薬品の種類や備蓄方法について区薬剤師会と連携して定める。特に糖尿病や高血圧等慢性疾患医薬品の備蓄については、区薬剤師会へ委託し、発災直後の対応ができる体制を構築する。
- ・医薬品等の流通が復旧した後は、「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定」に基づき、医薬品卸売販売業者から医薬品等を調達する。
- ・医療資器材の調達については、確実な調達体制を整備するとともに、具体的な搬送手段を確保する。

(資料第2 協定・覚書)

④ 荒川区薬剤師会との連携

- ・区内に災害が発生したとき、医療救護活動を円滑に行うために応急医薬品及び衛生材料の確保を図ることを目的に、区は区薬剤師会と「災害時における応急医薬品の優先供給に関する協定書」を取り交わしている。
- ・区薬剤師会は区と連携し、医薬品及び医療資器材の供給のため災害薬事センターを設置する。
- ・緊急医療救護所に調剤所（隣接の薬局を含む）を設置し、薬剤師により、傷病者（軽症者等）に対する調剤・服薬指導を行う。
- ・区が応急医薬品の調達が必要と認めたときは、区は、区薬剤師会に対して優先供給を要請し、区薬剤師会は要請に基づき、区の指定場所に納入する。

(資料第2 協定・覚書)

2-2 医療資器材の備蓄等

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部 ・ 災対健康部	・ 医療資器材の備蓄

(2) 詳細な取組内容

① 医療資器材の備蓄

- ・発災から6時間以内に設置する緊急医療救護所で使用する負傷者搬送用のリヤカー、簡易ベッド等の資器材は、緊急医療救護所の設置場所に備蓄スペースを設け、速やかに活動が実施できるよう、備蓄を進める。
- ・発災から72時間までの間に設置する緊急医療救護所で使用する外科的な医薬品や医療資器材等を備蓄倉庫に備蓄している。

i) 備蓄内容

○災害用医療資材新セット

- ・数量 6組（緊急医療救護所6か所近くの備蓄倉庫に各1組備蓄）

ii) 備蓄計画

○備蓄数

- ・区は、6,000人分を備蓄する。

（災害用医療資材新セットは、1組1,000人分であるため、6組で6,000人分となる。）

- ・荒川区の被害想定に基づき、所要人数を算出すると、死者数389人のうち、半数は治療措置を施したものとして、負傷者2,300人との合計の2,500人となる。都区の役割に基づき、区は2日分を負担する。 $2,500 \text{人} \times 2 \text{日分} = 5,000 \text{人分}$ となり、6,000人分の備蓄で対応可能と考えられる。

○その他の災害用医療資器材の備蓄

- ・医療機関で災害時に使用する資器材は、機関ごとに平時から備蓄する。
- ・ミニ備蓄倉庫が整備されている一次、二次、及び福祉避難所には、日常医薬品セット（絆創膏・消毒薬等）を配備している。

iii) 備蓄品の見直し

- ・区及び区医師会は、医療用資器材等の医療用備蓄物資品目等について、定期的に見直しを行う。

iv) 慢性疾患患者用医薬品の備蓄

- ・区薬剤師会会員のうち備蓄協力薬局は、糖尿病や高血圧、喘息、てんかん等の慢性疾患患者に対し、毎日欠かさず服用している薬を安定して供給するため、4,000人分の慢性疾患患者用の医薬品をランニングストック方式により備蓄している。

3 医療施設の基盤整備

(1) 対策内容

- ・広域的な連携体制の下、迅速かつ的確に医療の提供を行うため災害拠点病院を強化し、災害時医療体制の充実を図る。

- ・都は、災害に対する総合地域危険度を勘案して災害拠点病院を指定する。また、救急告示を受けた病院等を災害拠点連携病院として指定し、中等症者等を中心とした受入体制を確保するとともに、災害拠点病院及び災害拠点連携病院以外の全ての病院を災害医療支援病院として位置付けて、災害時の医療機能を確保する。

- ・都は、医療機関の耐震化とともに、多元的な水の確保、電力等のライフライン機能確保やBCPの策定を支援する。また、衛星携帯電話やE M I S等、通信手段の確保やマニュアルの整備等活用方法を確立するとともに、円滑な情報連絡体制を構築するため、災害拠点病院等との通信訓練を実施する。

【災害拠点病院等】

指定区分	説 明
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院 (基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院で構成される。)
災害拠点連携病院	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う都が指定する病院
災害医療支援病院	主に専門医療、慢性疾患への対応、区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院 (災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院)

【災害拠点精神科病院等】

指定区分	説 明
災害拠点精神科病院	措置入院患者及び隔離・拘束中の患者の受入れを行う病院で、国の示した基準等に基づき都が指定する病院
災害拠点精神科連携病院	医療保護入院患者の受入れを行う都が指定する病院

4 遺体の取扱い

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部	・ 遺体の収容に係る体制整備

(2) 詳細な取組内容

① 遺体収容所の確保

- ・ 区は、遺体収容に必要なスペースを備えた施設等を、災害時の遺体収容所として確保し、大規模災害が発生した場合は、速やかに必要器具を用意した上で、遺体収容所を設置する旨を関係機関に通知する体制の確立を図る。

② 遺体収容所の活動マニュアル

- ・ 遺体収容所の設置及び活動にあたっては、発災直後から円滑な運用が求められることから、事前に活動マニュアルを策定する。

【応急対策】

・震災時には、多数の負傷者が発生することが想定され、医療救護活動の迅速かつ的確な対応が要求される。

・このため、区医師会及び関係団体の協力を得て、早期の災害医療体制を確立するとともに、緊急医療救護所及び避難所医療救護所(以下「緊急医療救護所等」という。)の事前設置計画・後方医療体制を明確にし、負傷者等の救護に万全を期する。

1 初動医療体制等

1-1 医療救護活動の実施

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部運用班 ・ 災対健康部	・ 都に対し自衛隊の災害派遣を要請を要求 ・ 医療機関の被害状況及び活動状況の収集 ・ 荒川区災害医療コーディネーターの配置 ・ 荒川区医療活動調整センターの設置・運営 ・ 緊急医療救護所、医療救護所の設置・運営 ・ 関係機関と連携した医療救護活動

(2) 詳細な取組内容

① 応急医療体制

- ・ 災害発生から6時間以内に、区は防災関係機関と協力して、災害拠点病院及び災害拠点連携病院敷地内及び近接地の公共施設を利用し、緊急医療救護所を開設する。
- ・ 発災時の医療体制を確保するため、区は医療機関のライフラインの供給・復旧が迅速に行われるよう、医療機関の状況を把握するとともに、防災関係機関に対し要請を求める。
- ・ 都は、医療救護に関する総合的な指揮命令及び連絡調整を行う。

[医療救護活動におけるフェーズ区分]

区 分	想定される状況
1 発災直後 (発災～6時間)	洪水や土砂崩れ等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
2 超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
3 急性期 (72時間～1週間程度)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復活し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
4 亜急性期 (1週間～1か月程度)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に回復している状況
5 慢性期 (1～3か月程度)	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復活して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況

6	中 長 期 (3 か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況

② 医療情報の収集と伝達

i) 被害情報の収集

・区は、区医師会等の協力を得て、人的被害及び医療機関(診療所及び歯科診療所)の被害状況や活動状況等を把握し、区東北部医療対策拠点(閉鎖後は、「都災害対策本部」とする。)に報告する。

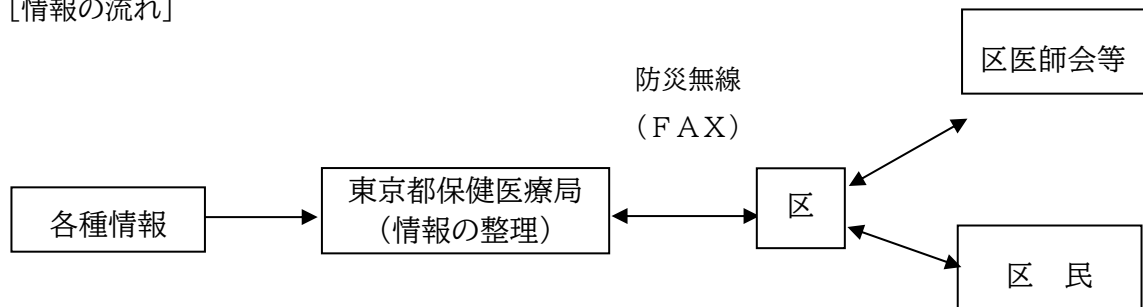
ii) 情報連絡体制の整備

- ・区、区医師会、医療機関等との間の情報連絡について、発災からの時間経過に応じた体制を整備する。
- ・区は、区医師会等と連携し、発災後における、各医療機関等の被災状況や患者の受入が可能な診療科について具体的な手順を定め、把握に努める。
- ・災害拠点病院等の情報収集については、厚生労働省が運用するE M I S 及びE M I S が使用不可能な場合は、都が導入している災害時情報共有ツールにより行う。

iii) 区民への情報提供

・区は、都から得た情報を精査し、荒川区防災アプリ等を通じて、区医師会及び区民へと情報提供を行う。

[情報の流れ]



③ 荒川区災害医療コーディネーターの配置

・荒川区災害医療コーディネーターは、区が把握する被災地の負傷者の状況及び医療機関の対応状況を踏まえ、区の医療救護活動等を統括・調整するため、区に対し医学的助言を行う。

④ 荒川区医療活動調整センターの設置

・荒川区災害医療コーディネーターや区医師会の協力の下、医療救護班の配置管理や活動支援等を実施するとともに、応援医療救護班やDMATの受入れ等について、区東北部医療対策拠点(地域災害医療コーディネーター)を通じ、都(都災害医療コーディネーター)等との連絡調整を行う。

⑤ 緊急医療救護所等の開設・運営

i) 緊急医療救護所の設置

・発災後6時間までに緊急医療救護所を設置し、72時間までの間、負傷者の一次トリアージを実施し、重症者は災害拠点病院へ、中等症者は災害拠点病院及び災害拠点連携病院(救急告示

病院等で都が指定)へ搬送するとともに、軽症者の応急手当、避難所等への誘導にあたる。

・緊急医療救護所は、災害拠点病院及び災害拠点連携病院の敷地内、又は近接した施設に設置する。

ii) 指示・伝達

・区本部長は、区医師会等、警察署、消防署、都災害対策本部へ緊急医療救護所等の設置の決定を電話又は防災無線等を通じて速やかに連絡する。

・区本部長は、緊急医療救護所等の設置が整った後、災対健康部に対して、災対区民生活部運用班と連携し、区民へ周知するよう指示する。この場合、屋外子局による無線放送によるほか、ホームページ、SNS、荒川区防災アプリ、荒川区メールマガジン等各種通信手段を用い、速やかに情報を伝達する。

iii) 医師の参集

・区医師会は、所属する医師が緊急医療救護所へ早急に参集できるよう、あらかじめ緊急医療救護所への医師の割り振りを行うとともに活動マニュアルを整備し、適宜、所属医師の反映を含めた見直しを定期的に行うものとする。

iv) 緊急医療救護所の運営

・災対健康部、区医師会等、警察署、区民の緊密な協力により、緊急医療救護所等の運営を行う。運営にかかる主な分担は次のとおり

機関等	分 担 概 要
区 ・ 災対健康部	(1) 緊急医療救護所等施設の開設・運営 (2) 医薬品、医療器材の搬入 (3) 医療救護班の搬送 (4) 負傷者等の誘導・整理・受付 (5) 活動状況の記録 (6) 緊急医療救護所等の広報 (7) 緊急医療救護所等の連絡調整 (8) その他医療活動の補助
区医師会	(1) 傷病者に対する応急処置 (2) 症状、緊急度による負傷者のトリアージ（軽度～重度傷害を分ける） (3) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定 (4) 転送困難な患者及び避難所等における軽度な患者に対する医療 (5) 助産救護 (6) 死亡の確認
区歯科医師会	(1) 傷病者に対する応急処置 (2) 緊急医療救護所等における軽度な患者に対する治療
区薬剤師会	(1) 緊急医療救護所等で用いる応急医薬品等の優先供給 (2) 緊急医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 (3) 緊急医療救護所等における医薬品の仕分け、管理
柔道整復師会荒 川支部	(1) 負傷者に対する応急手当（柔道整復師法に規定された業務の範囲）但し、医師の指示がある場合は、これに従う。 (2) 負傷者に対する応急手当に必要な衛生材料等の提供

- ・東京DMATは「東京DMAT運営要綱」に基づき、東京消防庁の指揮下で活動する。
- ・消防署は都とともに、救出救助活動と連携した東京DMAT活動訓練を実施する。

1-2 負傷者の搬送

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対健康部	・ 負傷者の搬送手段の確保 ・ 区外医療施設への医療対策拠点・都との連携による負傷者搬送 ・ 民間事業者との連携した後方医療施設への搬送

(2) 詳細な取組内容

① 負傷者の搬送体制

i) 負傷者の搬送

- ・ 緊急医療救護所の責任者は、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従ってトリアージを行い、搬送先施設等の受入体制を確認して搬送する。
- ・ 区内の医療機関での受入が困難な場合、医療活動調整センター（区災害医療コーディネーター）を通じて、医療対策拠点に患者搬送要請を行い、医療対策拠点が受け入れる医療機関の調整を行う。
- ・ 陸路（車両）、空路（ヘリコプター）及び水路（船舶）を最大限に活用した搬送手段を確保する。
- ・ 都と連携して、自衛隊、警察、消防のヘリコプター（東京都ドクターヘリを含む）等を活用し、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）等へ搬送する。

ii) 負傷者の搬送手段の確保

- ・ 発災時、負傷者を搬送する手段としては、東京消防庁救急隊や医療機関が保有するドクターカーがあるが、膨大な数にのぼる負傷者を搬送するには限界がある。
- ・ 区は、個人タクシー協同組合やストレッチャーや車いすを保有する介護タクシー組合等の民間事業者に対し協力を求め、警察署へ必要な手続きを行い、円滑な活動を確保する。

（資料第2 協定・覚書）

2 医薬品・医療資器材の供給

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対健康部	・ 区医師会及び区薬剤師会と連携した医薬品、医療資器材の調達 ・ 区備蓄の医療資器材セットの活用

(2) 詳細な取組内容

① 医薬品・医療資器材の調達搬送体制の整備

- ・ 区は、区薬剤師会と連携し、災害薬事センターの具体的な運営方法や医療救護所との連携体制について定める。
- ・ 区薬剤師会会員のうち備蓄協力薬局は、区の要請に基づき、ランニングストック方式により

備蓄している慢性疾患用の医薬品を提供する。

- ・ 区の医薬品等の備蓄が不足した場合、都の備蓄品を供出するよう都に協力要請し、状況に応じて、「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定」に基づき、医薬品卸売販売業者から医薬品等を調達する。

（資料第2 協定・覚書）

- ・ 医療資器材の調達については、調整発注、受入れの体制を整備するとともに、具体的な搬送手段を確保する。
- ・ 災害時の輸血用血液の供給については都へ要請するものとする。

② 医薬品・医療資器材の搬送

- ・ 区は、緊急医療救護所等へ医療救護活動に必要な医薬品・医療資器材の搬送を行う。

3 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等

・災害に際し、行方不明者又は死亡者が発生したときは、搜索、収容、検視・検案、火葬の各段階において、都、区相互間及び各関係機関の連絡を緊密にして、遅滞のないよう対応し、人心の安定を図るものとする。

3-1 行方不明者の搜索、遺体の収容、検視・身元確認等

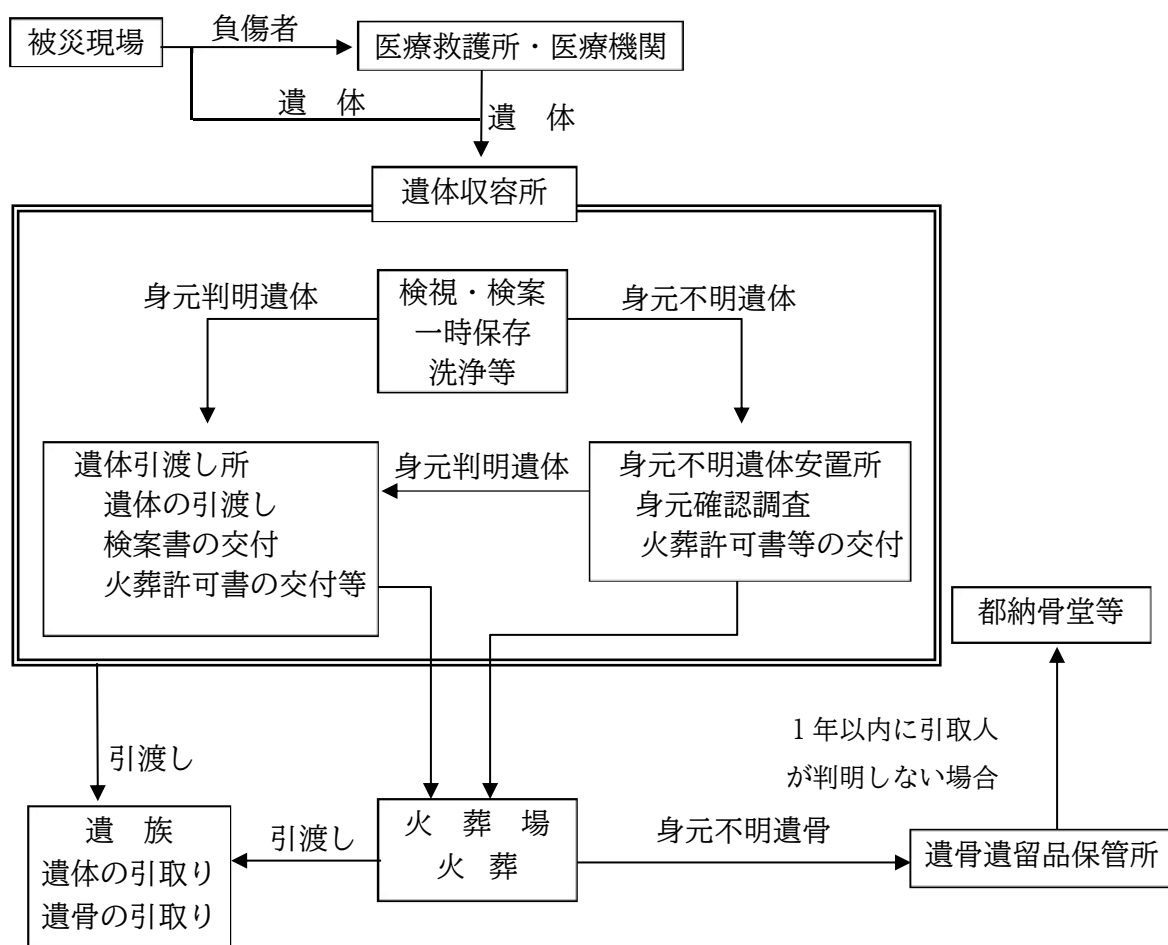
(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部	・ 警察署との連絡体制の構築 ・ 行方不明者の搜索 ・ 遺体収容所の設置、遺体の搬送 ・ 区民への情報提供
警察署	・ 検視等の実施 ・ 遺体の身元確認

(2) 詳細な取組内容

① 遺体の搜索・収容等

[遺体取り扱いフロー]



i) 遺体・行方不明者の搜索

[機関別活動内容]

各機関	活 動 内 容
区 ・ 災対区民生活部	・ 都総務局と協議し、都各部局、警察、民間団体等の協力を得て、遺体の搜索及び発見した遺体を遺体収容所へ収容する。 ・ 遺体の搬送については、車両等を用いて行う。 ・ 警察署と連携して行方不明者の相談・情報収集に努める。
都	区からの協議に基づき、遺体の搜索について関係機関との連絡調整にあたり、搜索作業が円滑に実施できるよう支援する。
警察署	・ 行方不明者相談所等を設置し、行方不明者の届出相談等を受けるとともに、情報収集に努める。 ・ 区の搜索に協力する。 ・ 死体の見分、検視は、原則として遺体収容所において、検視規則等に基づき実施する。 ・ 死体の見分、検視にあたっては、身元確認資料の収集に努める。 ・ 身元不明遺体については、区災害対策本部を通じ、区歯科医師会等に協力を要請し、身元確認に努める。 ・ 搜索するも身元の判明しない死体については、一定期間経過後、区災害対策本部に引き継ぐ。
自衛隊	・ 都の要請に基づき、警察署、防災区民組織等（ボランティアを含む）と連携協力し、行方不明者等の救助・救出に万全を期すとともに、救出救助活動に伴い発見した遺体に関して、関係機関へ引き継ぐ等適正な処理を行う。 ・ 状況に応じて、遺体の搬送に協力する。

○搜索及び処理期間

- ・ 災害発生の日から 10 日以内とする。また、災害発生の日から 11 日以上経過してもなお遺体を処理する必要がある場合は、期間内（10 日以内）に都本部長に申請する。

○搜索に関わる帳票

- ・ 救助実施記録日計票
- ・ 搜索用機械器具燃料受払簿
- ・ 遺体の搜索状況記録簿
- ・ 遺体の搜索費関係支出証拠書類

ii) 遺体の搬送（遺体収容所まで）

- ・ 区は遺族等による搬送が困難な遺体の収容依頼があったときは、都や関係機関の協力を得て、遺体を遺体収容所に搬送する。
- ・ 搬送にあたっては、遺体発見者、遺体発見日時、発見場所、発見時の状況、遺体の身元認知の有無等について確認する。

iii) 遺体収容所の設置及び活動

○遺体収容所の設置

- ・ 災対区民生活部は、発災後速やかに遺体収容所を開設し、開設状況について都及び警視庁に報告するとともに、区民等へ周知する。

- ・遺体収容所は死亡者の状況、周辺施設の被災状況及び避難所の開設状況を勘案し、速やかに公共建物等に開設し、遺体を収容する。

- ・必要器具（納棺用品等）については、災害時協定により確保する。

（資料第2 協定・覚書）

- ・区は、大規模災害等により多数の死者が発生する場合に備え、都及び関係機関と協議し、遺体収容所の開設場所について事前指定しておく等遺体を迅速に収容する体制の確立に努める。

○遺体収容所の活動

- ・遺体収容所においては、検視・検案の実施、遺体検案書の交付、死亡届けの受理、火葬許可証の交付等の関係法令に基づく手続、遺体の引渡しや一時的な保存、必要に応じて遺体の洗浄等を一括的に処理する。

- ・遺体収容所に管理責任者を配置し、連絡調整等を行う。

- ・遺体収容所の運営にあたる職員においては交代制を確保し、安定運営に努める。

○遺体収容所の活動マニュアル

- ・遺体収容所の設置及び活動にあたっては、発災後の混乱期から円滑な運用が求められることから、事前に活動マニュアルを策定する。

② 検視・検案等

i) 検視・検案体制

- ・検視・検案は、原則として同一場所で集中的に実施することとし、区、都及び警視庁は必要な体制をとることとする。

○警視庁

- ・各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整のうえ、監察医務院長に検案を要請する。

○都医師会・都歯科医師会

- ・都医師会は、都の要請により、遺体の検案に協力する。

- ・都歯科医師会は、都及び警視庁の要請に基づき、必要に応じて遺体の検視に協力する。

○検案等の迅速化に資する資器材の調達等

- ・区は遺体安置所における多数の検案を的確に行うための資器材について、医療関係機関からの意見を踏まえた配備に努める。

ii) 区民への情報提供

- ・災害発生時における検視・検案、遺体の引き渡しを円滑に実施するためには検視・検案に係る的確な情報を区民に提供する必要がある。

- ・区は都及び関係機関と連携し、防災情報システムや、その他各種メディアを十分に活用して、区民に対し死者に関する的確な情報提供を行うこととする。

iii) 遺体の身元確認

- ・遺体収容所において、区は火葬許可証（必要に応じて「特例許可証」）を発行する。

- ・遺体処理票及び遺留品処理票を作成のうえ、納棺し氏名及び番号を記載した氏名札を棺に貼付する。

- ・警察署の協力を得て身元不明遺体の確認、行方不明者の相談に応ずるとともに、身元引受人の発見に努める。

- ・火葬許可証（必要に応じて「特例許可証」）発行に係る業務について、遺体収容所活動マニュアルと併せて策定する。

3-2 身元不明遺体の保管、広域火葬の実施

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部	・ 遺体及び遺骨、遺留品の保管 ・ 都と連携した広域火葬の実施

(2) 詳細な取組内容

① 火葬の方法

- ・ 火葬に付する場合は、災害遺体送付票を作成し、遺体を指定された火葬場に搬送する。
- ・ 火葬に付した後、遺骨等を遺族に引渡す。
- ・ 引取人のない遺骨及び遺留品については、遺骨及び遺留品処理票を付した上、遺骨遺留品保管所に一時保管（1年間）する。

② 身元不明遺体の遺骨の取り扱い

- ・ 警視庁（身元確認班）より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（概ね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。
- ・ 区は、身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに、遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとして都営納骨堂その他別に定める場所に保管する。
- ・ 引取人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。
- ・ 警察署は、区と協力して身元不明遺体の引取人を調査する。

③ 広域火葬の実施

- ・ 都は、広域火葬が必要であると判断した場合には、災害規模等に応じた効率的な広域火葬体制を推進する。
- ・ 区は、都内で広域火葬が実施される場合に、都と調整を図り、円滑な広域火葬体制の構築に努める。
- ・ 広域火葬における区の活動は次のとおり
 - (1) 区内火葬場の被災状況把握
 - (2) 区民への周知
 - (3) 割り振られた火葬場への確認
 - (4) 遺体の搬送に必要な車両の確保
- ・ 遺体搬送車両については、次の順序により要請、調達する。
 - (1) 全国霊柩自動車協会
 - (2) 都

【復旧対策】

1 医療救護所の設置・運営

- ・発災後 72 時間以降、一次避難所において医療救護所を設置し、避難者に対する診療措置、医療救護活動を実施する。このため、各一次避難所には、区又は外部からの応援による保健師等の医療系職員を配置し、医療救護班の巡回等、医療活動と連携して実施する。
- ・D H E A T 等と連携しながら、医療支援チーム等の受入体制の確保を図る等、避難所等における医療体制の充実を図る。

2 保健活動の実施

- ・避難所や被災した家屋での長期にわたる不自由な生活あるいは P T S D（心的外傷後ストレス障害）等は、心身の健康にさまざまな悪影響を及ぼすことから、区は D P A T と連携しつつ、災害関連死の防止、並びに被災者の健康維持や在宅療養者の病状悪化を防ぐための対策が必要となる。
- ・避難所において、長時間同じ姿勢による深部静脈血栓症／肺塞栓症（以下「エコノミークラス症候群」という。）を防ぐ対策として、災害時協定により弾性ストッキングを調達するとともに、着用が必要であると認められる避難者に対しては、保健師等による弾性ストッキングの着用に関する指導を行った上、着用を促す。
（資料第 2 協定・覚書）
- ・避難生活の長期化が予測される場合は、提供されている食事内容や喫食状況等を確認し、必要に応じて被災者に対する適切なアドバイスを行う必要がある。
- ・避難所においてライフラインの途絶や口腔ケアグッズの不足により歯みがき等の口腔ケアが不十分となり口腔内の清潔が保ちにくくなることから、むし歯や歯周病だけでなく、災害関連死につながる誤嚥性肺炎等の呼吸器感染症を防ぐ対策が必要となる。

2-1 健康相談やメンタルヘルスケア等

（1）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対健康部 ・ 災対福祉部 ・ 災対子ども家庭部	・ 心理カウンセラー及び産業医による職員のメンタルヘルスケア相談の実施 ・ 保健活動チームによる健康相談やメンタルヘルスケア等

（2）詳細な取組内容

① 保健師等の活動

i) 保健活動チームの編成

- ・各部の保健師は、保健所長から依頼があった場合は、健康部に協力し連携して災害に対応する。
- ・区は、巡回健康相談等を行うため、保健師、栄養士、歯科衛生士等からなる保健活動チームを編成して避難所等に派遣する。
- ・保健活動チームは、関係災対各課と連携し、被災者の健康管理のための相談や活動を行う。

※ 関係諸班：医療救護班、災対生活衛生課、巡回精神相談チーム災害時要支援者対策班

ii) 保健活動チームの活動内容

- ・保健活動チームは次の保健活動を行う。
 - (1) 避難所における健康・栄養相談
 - (2) 地域における巡回健康・栄養相談及びその調整
 - (3) その他必要な保健活動

② メンタルヘルスケア

・被災区民及び災害業務に従事する職員のPTSDや長期にわたる避難生活、災害対応等によるストレスから保護するため、区及び関係機関は、メンタルヘルスケアの充実に努める。

i) メンタルヘルスケア

- ・保健活動チームは、被災区民に対するこころの健康に関する相談を行う。
- ・保健活動チームは、避難所等での精神疾患の発症・急変への対応等を行うため、精神科医師、精神相談員から構成する精神保健福祉相談を行う。
- ・災害業務への従事を通じて心身の不調が生じた職員や、その恐れのある職員に対し、職員相談室において、心理カウンセラー・産業医によるメンタルケア相談を実施する。

ii) 精神障がい者・精神疾患患者への対応

- ・病院等の被災により精神疾病に係る治療等が中断しないように、都、区及び患者団体等が協力して精神障がい者等に対する医療体制を確保する。
- ・災対福祉部は災対健康部と連携して、編成した保健活動チームにより、精神障がい者・精神疾患患者対応を実施する。
- ・被災の状況により通院が困難になった患者に対しては、保健活動チーム及び関係諸班等が対応する。

③ 継続した治療を要する患者への対応

・生命に係る治療を継続して行う必要のある患者及び医療機関の被害状況を的確に把握し、後方医療施設への搬送等的確に対応する。

i) 透析患者への対応

- ・透析医療機関は、透析の可否や被害状況等について、①災害時透析医療ネットワークの副ブロック長へ報告、②緊急時透析情報共有マッピングシステム「DIEMAS」へ入力、③日本透析医会災害時情報ネットワークの災害時情報送信ページへ入力を行う。
 - ・都保健医療局は、日本透析医会等から情報を入手・整理し、区市町村、報道機関及び患者等に提供する。
 - ・区は、副ブロック長や地区医師会と連携し、地域の透析医療期間の被災情報等の確認に努め、都と情報共有する。
 - ・災対福祉部は災対区民生活部運用班と連携し、被災区民へ情報提供を行う。
 - ・各避難所の受付等においてポスターを貼付し、医療機関への連絡を促す。
- (資料第3-26 透析患者の災害時透析医療情報連絡系統図)

ii) 在宅難病患者への対応

- ・区は、都が区市町村、医療機関及び近縣市等と連携して行っている、在宅難病患者の搬送及

び救護体制の整備に協力する。

iii) 在宅人工呼吸器使用者への対応

- ・ 安否・被害状況の確認と医療機関の情報提供及び必要時搬送、都への協力要請を行う。

3 生活衛生の確保

3-1 感染症予防の発生及びまん延の防止

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対健康部	・ 感染症発生状況の調査 ・ 被災住民の健康調査、感染症拡大防止 ・ 防疫用資器材の備蓄 ・ 感染症患者及び避難所の消毒活動

(2) 詳細な取組内容

① 感染症予防活動

- ・ 災対健康部は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づき、患者等の人権に配慮しながら、感染症予防活動を実施する。
- ・ 区本部長は、必要があると認めるときは、都保健医療局又は区医師会に協力を要請するものとする。

i) 区の活動計画

- ・ 災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、感染症の発生及びまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行う。
- ・ 一類感染症及び二類感染症患者の発生時は、感染症指定医療機関等と連携し、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告を行う。
- ・ 災対保健予防課は、災対生活衛生課と連携して、次の感染症予防活動を実施する。

- (1) 健康調査及び健康相談
- (2) 避難所等における感染症予防のための指導
- (3) 一類・二類感染症等の入院対応が必要な感染症患者の搬送
- (4) 感染症予防のための広報及び健康指導

- ・ 手洗いの励行、トイレ専用の履物の配備、ペーパータオルの活用等の感染症の発生予防のための健康指導を行い、ポスターの掲示、ビラの配布、拡声機の使用等により感染症予防宣伝を実施する。

(5) 患者発生時の患者宅等の消毒（指導）

- ・ 感染症の患者発生時は、患者宅及び避難所の消毒（指導）を行う。また、避難所開設後、トイレやごみ保管場所等の要消毒場所の消毒（指導）を行う。
- ・ 感染症予防対策に必要な薬品を調達、確保する。
- ・ 被災戸数及び感染症予防活動の実施について、都保健医療局長に対し、迅速に連絡するものとする。
- ・ 区は、都の実施する感染症予防活動について、十分協力するものとする。
- ・ その他、感染症法により、自ら必要な措置を行う。

ii) 防疫用資器材の備蓄計画の策定

- ・防疫用資器材の備蓄計画を策定する。

iii) 都の活動計画

- ・都保健医療局は、区市町村長の防疫に関する協力の要請があった場合、その他必要と認める場合は、活動支援や指導を行い、又は区市町村との調整を図る。
- ・防疫活動を実施するにあたって必要と認める場合は、都医師会、都薬剤師会等に協力を要請する。
- ・区市町村が行う防疫活動を支援するとともに、必要に応じて、他県市の防疫班の出動を要請し、その連絡調整を行う。
- ・感染症患者発生時の入院先の確保及び搬送体制の確立を図る。

4 火葬体制

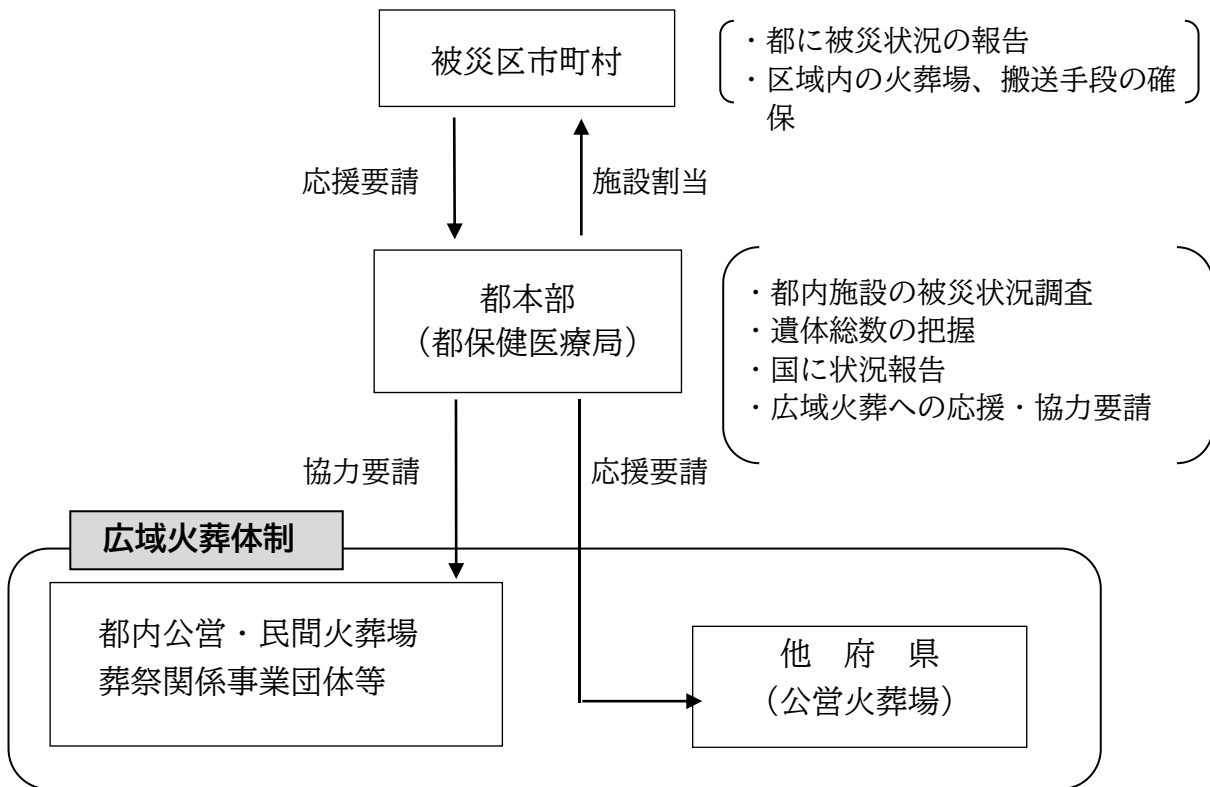
(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部	・ 国から特例措置が発出された場合は、緊急時の対応として迅速かつ的確な処理を期すため、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行する。 ・ 火葬場の被災状況を把握するとともに、棺や火葬場を確保する。 ・ 状況に応じて、都に広域火葬の応援・協力を要請する。 ・ 都内で広域火葬が実施される場合、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施と住民への広域火葬体制の広報に努める。 ・ 都の調整の下、割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項、手順等を確認する。 ・ 遺体の搬送に必要な車両を確保する。 ・ 交通規制が行われている場合には、緊急通行車両の標章の交付を受ける。遺体収容所から受入れ火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して、遺体搬送手段の確保を要請する。
都 ・ 保健医療局	・ 区の状況に応じ、国に対して火葬許可証に代わる証明書等で迅速な対応が可能となるよう特例措置を認める通知発出を要請する。 ・ 広域火葬が必要と判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都本部に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備する。 ・ 区からの応援・協力要請に基づき、必要性を検証した上で、広域火葬の実施を決定し、速やかに区市町村及び関係団体に周知するとともに、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知する。 ・ 対応可能な都内の火葬場に対し、応援を要請し、広域火葬の受け入れについての報告を求める。また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援・協力を要請する。 ・ 各火葬場の受入可能数に応じ、各区市町村に割り振るとともに、当該火葬

各機関	対策内容
	場及び当該県に対し協力を依頼する。 ・ 火葬場経営者からの応援要請に基づき、他の区市町村及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請する。 ・ 遺体の搬送について区から要請を受けた場合は、輸送車両等の確保について、関係機関等へ協力要請する。
都 ・ 建設局	・ 管理する火葬場（瑞江葬儀所）や都納骨堂での受入れを実施する。 ・ 火葬体制の整備に当たり、施設を管理している立場から、関係機関に対して助言、協力を行う。

（２）業務手順

【火葬体制】



（３）詳細な取組内容

- ・ 区は、遺体の火葬場への搬送に向けて、都内の公営・民間の火葬場や葬祭関係事業団体等と連携して棺や火葬場を確保し、通行可能な道路にて速やかに搬送する。
- ・ 都は、都内の火葬場等の被災状況や区市町村の状況を踏まえ、広域火葬を含めた迅速な火葬体制を整備する。その際、都内公営火葬場は先導的な役割を担う。

第8章 帰宅困難者対策

震災時においては、多くの帰宅困難者が駅周辺や集客施設等に集中することによる混乱が想定される。

帰宅困難者への支援対策は、区及び各機関の対応では限界があるため、民間事業者、学校等の「自助」「共助」とも連携した総合的な取組を進める必要がある。

本章では、一時滞在施設の確保、事業所等による帰宅困難者対策、駅周辺での混乱防止等について示す。

第1節 現在の到達状況

- ・東京都帰宅困難者対策実施計画の策定及び東京都帰宅困難者対策条例の施行
- ・協定締結による一時滞在施設の確保
- ・都による災時帰宅支援ステーションの整備

第2節 課題

- ・一時滞在施設における開設・運営体制の整備
- ・事業主等に対する防災教育や普及啓発
- ・適時適切な情報発信や通信環境の強化

第3節 対策の方向性

- ・東京都帰宅困難者対策条例及び東京都駅前滞留者対策ガイドラインに基づく取組の周知徹底
- ・事業所等の協力による帰宅支援のための体制強化
- ・情報通信基盤の整備

第4節 到達目標

- ・事業所における帰宅困難者対策の強化
- ・迅速な一時滞在施設の開設及び事業所等の適切な管理運営体制の整備
- ・帰宅困難者の受入及び安否確認体制の整備
- ・帰宅困難者、一時滞在施設等への情報提供
- ・混乱収拾後の帰宅ルール等、安全帰宅のための支援

【予防対策】

1 帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底

(1) 主な対策内容と役割分担

・首都直下地震等への備えを万全とするためには、「自助」、「共助」、「公助」による総合的な対応が不可欠である。帰宅困難者等の発生による混乱を防止するための一斉帰宅の抑制等の条例に基づく取組の内容を周知徹底する必要がある。

機 関 名	対 策 内 容
区 ・ 災対区民生活部 ・ 災対地域文化スポーツ部 ・ 災対産業経済部 ・ 災対教育部	- 東京都帰宅困難者対策条例及び東京都駅前滞留者対策ガイドラインの区民・事業者への周知徹底 - 一時滞在施設の確保 - 学校等における児童・生徒等の安全確保
都 ・ 総務局	- 東京都帰宅困難者対策条例の都民・事業者への普及啓発 - 国とともに、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等からなる「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」を設置 - 東京都帰宅困難者対策実施計画に基づく各種取組の推進 「事業所防災リーダー」制度を活用した事業所の防災対策・帰宅困難者対策の強化 - 各駅・地域間の連携・情報共有に資するため、広域的な立場から、都内区市町村、駅前滞留者対策協議会等が参加する東京都帰宅困難者対策フォーラムを開催 - 駅前に多数の帰宅困難者が発生したとの想定で、駅、駅周辺事業者、公共施設の管理者等が連携し、混乱防止や安全確保に努めるため地元自治体と合同で帰宅困難者対策訓練を実施
都 ・ 交通局	都営地下鉄の駅における備蓄の配備
警視庁	- 所轄の警察署は、計画の策定、広報及び誘導要領等に関し、駅前滞留者対策協議会等に対して助言 - 駅前滞留者対策協議会等と連携した訓練の実施 - 地域版パートナーシップを活用した広報・啓発活動の推進
東京消防庁	- 所轄の消防署は、駅前滞留者対策協議会等に対して指導・助言 - 事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導
事業者	- 事業所防災リーダーへの登録 - 企業等における従業員等の一斉帰宅の抑制のため、施設内における体制整備や必要な備蓄の確保

機 関 名	対 策 内 容
	・ 外部の帰宅困難者を受け入れるため、10%程度余分の備蓄を検討 ・ 企業等における施設内待機計画の策定と従業員等への周知
東京商工会議所 東京経営者協会 東京青年会議所	・ 事業所防災リーダーの普及啓発への協力 ・ 団体及び会員企業向け啓発や対策の実施 ・ 団体における連携協力体制の整備
集客施設及び駅の事業者	・ 集客施設及び駅における利用者保護のための施設内における体制整備や必要な備蓄の確保 ・ 集客施設及び駅における利用者保護計画の策定と従業員等への理解の促進
区民	・ 外出時の発災に備えた必要な準備

(2) 詳細な取組内容

① 東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底

- ・ 区及び都は、区民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた、東京都帰宅困難者対策条例の内容について、ホームページ、パンフレットの配布、説明会の実施等により普及啓発を図る。

[東京都帰宅困難者対策条例の概要]

- ・ 企業等従業員の施設内待機の努力義務化
- ・ 企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化
- ・ 駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
- ・ 学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
- ・ 官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
- ・ 一時滞在施設の確保に向けた都、国、区、民間事業者との連携協力
- ・ 帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）

② 事業者における施設内待機計画の策定

i) 計画の策定・周知

・ 事業者は、協議会で取りまとめた「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、事業所防災計画等において、従業員等の施設内待機に係る計画を定めておく。その際、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても可能な範囲において計画に明記する。

・ テナントビルの場合や入居者が複数存在する複合ビルの場合、企業等はビルの施設管理者や他の入居者と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。

・ 事業者は、冊子等（電子媒体も含む。）により、施設内待機計画に係る計画を従業員等に周知する。

・ 都からの防災情報等を活用するために、事業所防災リーダーへの登録を行う。

ii) 備蓄

- ・従業員等が企業等の施設内に一定期間待機するためには、必要な水、食料、毛布、携帯トイレ・簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）、燃料（非常用発電機のための燃料）等をあらかじめ備蓄しておく必要がある。その際、備蓄品の配布が円滑にできるよう、備蓄場所についても考慮する。

- ・高層ビルに所在する企業等においては、エレベーターが停止した場合に備え、備蓄品の保管場所を分散させておくことも考慮する必要がある。また、配布場所の軽減や従業員等の防災意識向上等の視点から、事前に備蓄品を従業員等へ配布しておく方法も検討する。

- ・発災後3日間は、救出・救助活動を優先する必要があるため、従業員等の一斉帰宅が救出・救助活動の妨げとならないよう、発災後3日間は、事業者が従業員等を施設内に待機させる必要があるため、3日分を備蓄量の目安とする。ただし、以下の点について留意する必要がある。

- ✓ 事業者は、震災の影響の長期化に備え、3日以上分の備蓄についても検討していく。
- ✓ 事業者は、3日分の備蓄を行う場合についても、共助の観点から、外部の帰宅困難者（来社中の顧客・取引先や発災時に建物内にいなかった帰宅困難者等）のために、例えば、10%程度の量を余分に備蓄することも検討していく。

iii) 従業員への対応・訓練等

- ・事業者は、施設内に従業員等が留まれるよう、日ごろから耐震診断・耐震改修やオフィスの家具類の転倒・落下・移動防止措置、事務所内のガラス飛散防止対策等に努める。

- ・災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックリストを作成する。

- ・停電時の対応も含め、建物及び在館者（発災時建物内にいた従業員等及び従業員等以外の来所者）の安全確保の方針について、事業所防災計画等で具体的な内容をあらかじめ定めておく。

- ・高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく。

- ・事業者は、発災時における従業員等との連絡の手段・手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員等が安心して施設内に待機できるよう、その家族等との安否確認手段を従業員等へ周知する必要がある。

(1) 外出する従業員等の所在確認

従業員等は、訪問先の事前連絡、訪問先変更の連絡を行うこと等により発災時に企業等が、従業員等の所在を把握できるような対応に努める。

また、被災した場所から会社若しくは自宅の距離に応じて従業員等が取るべき対応を検討しておくことが望ましい。

(2) 安否確認手段

安否確認については、電話の輻輳や停電等の被害を想定し、それぞれの通信手段網の特性を踏まえて複数の手段を使うことが望ましい。

- ・ 固定及び携帯電話の音声ネットワークを利用するもの。

（例）災害用伝言ダイヤル（171）

- ・ 固定及び携帯電話のデータ通信ネットワークを利用するもの。

(例) 災害用伝言板 (Web171)、SNS、IP電話、専用線の確保等

事業者は、従業員等に対し家族等との安否確認の訓練を行うように努める。

(例) 毎月1日・15日は、NTTの安否確認サービスの体験利用が可能であることを、社内報等を活用し、定期的に従業員へ周知する。

・事業者は、地震を想定して自衛消防訓練等を定期的実施する際に、併せて施設内待機に関する手順等についても確認し、必要な場合は改善を行う。

・事業者は、年1回以上の訓練を定期的実施し、当該訓練の結果について検証するとともに、必要に応じて施設内待機に係る計画等に反映させる。

③ 学校等における児童・生徒等の安全確保

・学校等は、学校危機管理マニュアル等に基づくとともに、必要に応じ災害時の児童・生徒の安否確認ハンドブック等を参考にし、保護者等との連絡体制を平時から整備し、発災時には、児童・生徒等の学校内又は他の安全な場所での待機、その他児童・生徒等の安全確保のために必要な措置を行う。

④ 区民における準備

・外出時の災害に備え、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保や安否確認方法の事前共有、待機又は避難する場所、徒歩による帰宅経路の確認、歩きやすい靴等その他必要な準備をする。特に携帯電話の充電用ケーブルや予備バッテリー等の準備もしておくことが望ましい。

2 帰宅困難者への情報通信体制整備

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部 ・ 災対地域文化スポーツ部 ・ 災対産業経済部	・ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知
都 ・ 総務局	・ 帰宅困難者対策オペレーションシステムの開発・運用 ・ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知、ガイドライン等の作成 ・ 都のホームページにおける帰宅困難者向けポータルサイト等の設置・運営 ・ 都立一時滞在施設に対し、帰宅困難者用のWi-Fi及び災害時用公衆電話（特設公衆電話）を整備。また、携帯電話充電用の蓄電池を配備 ・ 民間一時滞在施設に対し、帰宅困難者向けの携帯電話充電用の機器に対し補助を実施 ・ 一時滞在施設における電力・通信体制の強靱化の取組推進 ・ 電源途絶時でも一時滞在施設を判別できるよう、専用の案

各機関	対策内容
	内表示を作成し、施設へ配布
警視庁	・ 適切な情報連絡や安全な避難誘導の指示を伝えるための広報用資器材の整備
通信事業者	・ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備 ・ 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板等の災害用伝言サービスの普及啓発、防災訓練等における利用体験の実施

（２）詳細な取組内容

① 都の取組

- ・ 携帯電話のGPS情報等を活用し発災時の人流混雑状況を把握するとともに、一時滞在施設の開設・運営状況を把握する帰宅困難者対策オペレーションシステムを開発・運用し、都内の滞留者・帰宅困難者に対し適時適切な情報発信を実施する。
- ・ 令和５年度末に、都内の一時滞在施設の開設・運営状況を把握するシステムを実装し、その後順次運用を開始。令和６年度末までに、人流混雑状況を含め、帰宅困難者対策に必要な機能を実装できるよう、開発を進めていく。その後、実災害等で運用し、更なる機能向上を図る。
- ・ 都のホームページにおける帰宅困難者向けポータルサイト等を活用し、情報提供を行う。
- ・ 都立一時滞在施設に対し、帰宅困難者が安否確認等に使用可能なWi-Fiアクセスポイントや災害時用公衆電話（特設公衆電話）を整備する。また、帰宅困難者の携帯電話等を充電可能な蓄電池を配備する。

② 区及び都の取組

- ・ 震災時の帰宅困難者等に対する安否の確認及び災害関連情報等の提供を行うため、通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための体制を構築する。

３ 帰宅困難者への意識啓発及び一時滞在施設における運営体制の支援

（１）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部 ・ 災対地域文化スポーツ部 ・ 災対産業経済部	・ 区民、事業者に対する意識啓発 ・ 一時滞在施設及び事業所等に対する運営体制の支援

（２）詳細な取組内容

① 帰宅困難者の推計

- ・ 都防災会議が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」によると、地震発生直後に交通機関の運行が停止し、徒歩での帰宅が困難になる者を帰宅困難者としており、都全体で約415万人（※）が発生すると推計されている。
- ・ 区では、同時刻に区人口の約７％にあたる約27,000人の帰宅困難者の発生が想定されている。

※ 首都直下地震時に生じる帰宅困難者約 453 万人（最大）から東京都市圏外の道府県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県以外の道府県）及び海外からの来訪者約 38 万人を除く。

② 意識啓発

・発災直後、区の応急対策活動は避難者の保護等に重点を置くため、外出者に対する公的支援には限界があることから、防災訓練等を通じて、区民や事業者に対して「外出者の行動ルール」、「帰宅困難者心得 10 か条」、「東京都帰宅困難者対策条例」（平成 25 年 4 月施行）の普及を図る。

（資料第 1－11 東京都帰宅困難者対策条例）

③ 情報収集と判断

i) 体制の整備

- ・過去の地震で発生した鉄道駅での混乱を教訓として、鉄道事業者は、利用者の駅施設への一時受入や情報提供の体制について整備する。
- ・鉄道駅での混乱を防止するため、区・鉄道事業者・警察・消防署の連携体制を整備する。

ii) 情報提供体制の整備

- ・通信事業者の緊急速報メールを通じて、帰宅困難者に対し、鉄道の復旧状況等を提供できる体制を整備する。

④ 事業所等における帰宅困難者対策

i) 基本原則「組織は組織で対応する」

- ・事業者は、自助・共助の考え方にに基づき、「組織は組織で対応する」との基本原則により、従業員、顧客に対する安全確保に努める。
- ・区においても区内事業者に対して、事業所における外出者対策等について働きかけを行う。

[事業所等・外出者の役割等]

		課 題	対 策
事業所等	平時	安全確保、混乱防止	事業所施設の安全対策の徹底を図る。
		帰宅困難者対策の計画化	災害時の対応マニュアルの作成等体制整備に努める。
		飲料水・食料等の確保	従業員等の待機用として最低 3 日分の備蓄に努める。
		情報の入手手段の確保	バッテリー式ラジオ・テレビを配備する。
		安否確認方法の検討	従業員の安否確認方法や連絡手段を検討する。
	災害時	飲料水・食料の提供	顧客や従業員へ配布する。
		外出者への支援	外出者に対して、一時的に待機する場所、飲料水、トイレ等を提供する。
		情報の入手と周知	行政や報道機関から情報を入手する。

		安否確認の実施	従業員と家族との安否を確認する。
		仮泊場所等の確保・提供	事務室、会議室、ロビー等を開放する。
		順次帰宅の実施	状況把握の上、整然として順次帰宅する。
		事業の再開	従業員を一時的に自社に留め、事業所の応急復旧活動要員として活用し、事業の再開に努める。
		地域の応急復旧活動への参加	留まった従業員は、可能な範囲で、地域の応急・復旧活動に参加するよう努める。
外出者	平時	徒歩帰宅に必要な装備等の準備	飲料水・食料、装備等の準備をする。
		家族との連絡手段の確保	災害用伝言ダイヤル（171）や遠方の親戚等災害時の連絡先をあらかじめ家族で決める。
		徒歩帰宅経路の確認	徒歩帰宅経路を確認し、実地踏査を行う。
	災害時	状況の確認	慌てずにラジオ等で状況を確認し、行動する。
		無理な行動の自粛	家族等との安全が確認ができた場合には、無理な帰宅はしない。

⑤ 一時滞在施設の確保

i) 基本的な考え方

- ・一時滞在施設については、区内を経由する帰宅困難者へ提供する可能性があることから、発災後数日間の開設を基本とする。このため、区施設等の公共施設のうち、鉄道駅付近、国道や都道の沿線や交差点付近に所在し、避難所に指定されていない施設（町屋文化センター、日暮里サニーホール、ムーブ町屋等）への受入を基本とする。また、多数の乗降がある駅については、周辺の民間事業者の協力を得て、一時滞在施設の確保に努める。
- ・小中学校等避難所に受け入れる場合は、混乱を防止するため、それぞれが使用するエリアをあらかじめ区分する等、施設の使用方法を明確にする。
- ・一時滞在施設の確保にあたっては、畳部屋等高齢者や乳幼児等の要配慮者が休息できるスペースを把握する。

（資料第2 協定・覚書）

（資料第3-27 一時滞在施設一覧）

ii) 情報提供体制の整備

- ・一時滞在施設となった施設については、防災行政無線戸別受信機又はMC A無線機等を通じて、鉄道の復旧状況や道路の被害状況等帰宅困難者が必要とする情報を提供する。

⑥ 民間事業者の取組

- ・東京都帰宅困難者対策条例を踏まえ、東京商工会議所荒川支部、荒川区工業団体連合会及び荒川区商店街連合会等に対し、自助・共助の観点から、区外従業員の一斉帰宅抑制や来訪者の一時保護、食料・飲料水の備蓄等々の取組を要請する。
- ・ロビーや会議室等一定規模の共有スペースがある施設を有する事業者に対し、一時滞在施設として当該施設の提供が得られるよう、東京商工会議所荒川支部等を通じて協力を求める。

4 帰宅支援のための体制整備

(1) 主な対策内容と役割分担

・混乱収拾後、帰宅困難者の帰宅を支援するため、鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報の提供、徒歩帰宅者に対する沿道支援の体制を構築する。

(2) 詳細な取組内容

① 混乱収拾後の帰宅方法の周知

- ・都は、国と共同で運営する、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等から成る「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」等において、鉄道等公共交通機関が復旧した場合に帰宅者が駅に集中することを避ける等、混乱収拾後の適切な帰宅方法・ルールのあり方を検討し、事業所防災リーダーも活用しながら、区民・事業者にも周知していく。
- ・区は都と連携し、事業所防災リーダーへの情報発信や、帰宅困難者対策オペレーションシステムを通じた都内滞留者への情報発信を通じて、徒歩帰宅者の安全な帰宅を支援する。
- ・事業者は、帰宅抑制の後、混乱が収拾してから従業員等が安全に帰宅できるよう、事前に帰宅のためのルールを設定しておく。

○帰宅時間が集中しないための対応

日ごろから、従業員等の居住地、家族の事情等の把握に努め、帰宅者の順序をあらかじめ定めておく。この際、帰宅する方面に応じて順序を考慮することも検討する。

○帰宅状況の把握

従業員等が安全に帰宅したことをメール等の方法により確認する。

また、従業員等を班編成し、帰宅させる場合には、その班ごとにあらかじめ連絡要員を指定し、定期的に企業等と所在確認すること等も検討する。

② 災害時帰宅支援ステーションによる支援

- ・災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、水道水及びトイレの提供、地図等による道路情報及びラジオ等で知り得た通行可能な道路等の情報提供等である。
- ※店舗の被害状況により、実施できない場合もある。
- ・事業者は、災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発するとともに、自治体と協定等を締結し、災害時帰宅支援ステーションを運営する。

[荒川区内の主な災害時帰宅支援ステーション]

- ・コンビニエンスストア
- ・ファミリーレストラン
- ・カラオケボックス
- ・ガソリンスタンド
- ・都立高校
- ・自動車販売店 等

③ 災害時サポートステーション

- ・東京都石油業共同組合のガソリンスタンドが災害時サポートステーションとなっており、災害時に緊急車両への燃料提供、被災者および帰宅困難者に対する支援を行う。

(資料第3-28 災害時サポートステーション)

④ 帰宅支援対象道路

- ・都は、帰宅支援対象道路として指定した16路線について都民へ周知を図る。
- ・帰宅支援対象道路沿道では、災害時帰宅支援ステーションだけでなく、地域ぐるみの取組も必要である。例えば、沿道のビル・店舗が、トイレの貸し出しや休憩場所の提供を行うことや、商店等による炊出しが考えられる。これらの取組を組織的に行うために、駅前滞留者対策協議会のような地域の徒歩帰宅支援のための協議会の取組を支援する。
- ・帰宅支援対象道路の沿道においては、徒歩帰宅者向けの看板や案内図の設置のほか、徒歩帰宅者のための安全な歩行空間の確保（無電柱化、バリアフリー化等）や、円滑な歩行を阻害する要因（不法占用、違法駐輪等）の解消に向けた検討を行う。

[荒川区内の帰宅支援の対象道路]

路線名	区間	荒川区内の区間
日光街道	日本橋元標～水神橋	常磐線三の輪ガード～千住大橋

【応急対策】

1 帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部 ・ 災対地域文化スポーツ部 ・ 災対産業経済部 ・ 災対教育部	・ 区内の滞留者へ発災直後からの安全確保について呼びかけ ・ 区内の混雑状況や被害状況、交通機関運行状況、一時滞在施設の安全確認状況等について情報収集した上で、一斉帰宅抑制や一時滞在施設の開設の可否を判断
都 ・ 総務局	・ 都本部内に、帰宅困難者対策部門を設置 ・ 都内滞留者へ発災直後からの安全確保について呼びかけ ・ 都内の混雑状況や被害状況、交通機関運行状況、一時滞在施設の安全確認状況等について情報収集した上で、一斉帰宅抑制や一時滞在施設の開設の可否を判断
国 ・ 交通事業者	・ 公共交通機関の運行状況等について情報収集し、適宜都や区と共有

(2) 詳細な取組内容

- ・ 区は、個人・事業所等に対する一斉帰宅抑制の呼びかけや安否確認方法の周知を行い、関係機関と連携して、避難所や一時滞在施設の開設状況等、災害関連情報等を提供する。
 - ・ 都は、都本部内に、帰宅困難者対策部門を設置し、対応する。
 - ・ 区及び都の災害対策本部は、発災直後から、区内及び都内の滞留者に対し報道機関やSNS等を活用する等して、なるべく迅速に安全確保のための行動を呼びかける。
 - ・ 区及び都は、区内及び都内滞留者の一斉帰宅の抑制や一時滞在施設の開設の要否等を判断するため、混雑状況や被害状況、交通機関の運行状況、一時滞在施設の安全確認等の準備状況等について情報収集し、適宜DIS等で共有する。
- また、都が開発中の帰宅困難者対策オペレーションシステムについても、都本部において利用可能な機能を順次活用し、GPS情報に基づく混雑状況やSNS投稿情報に基づく被害状況等を収集し、対応する。
- ・ 公共交通機関の運行状況については、帰宅困難者の動向に大きな影響を与えるため、国や都、区や交通事業者が連携して情報を共有し、区内滞留者へ適切に発信する。

2 事業所等における帰宅困難者対策

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
国、都、区	・ 報道機関や通信業者等と連携した事業所への情報提供
事業者	・ 従業員等を施設内に一定期間待機
学校等	・ 児童・生徒等を保護し、保護者へ連絡

(2) 詳細な取組内容

i) 事業所防災リーダーの活用

- ・ 都は、事業所防災リーダーに登録されたメールアドレスやLINEアカウントに対して、発災時に様々な災害情報や防災行動のお願い等を発信する。
- ・ 各事業所防災リーダーは、都からの発信情報を参考に、一斉帰宅の抑制等、事業所内で適切な災害対策を実施する。

ii) 事業所による従業員等の施設内待機

- ・ 従業員等がチェックリストにより施設の安全を確認する。
- ・ 国、都、区が一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受けた後は、災害関連情報等を入手し、周辺の火災状況等を確認し、従業員等を施設内又は他の安全な場所に待機させる。なお、各事業所の自主的な判断による待機等の行動も妨げない。
- ・ 来所者についても、従業員等に準じて、施設内又は他の安全な場所で待機させるようにする。

iii) 施設内に待機できない場合の対応

- ・ 建物や周辺が安全でない場合は、事業所は、行政機関からの一時滞在施設等の開設情報等を基に、一時滞在施設等へ従業員等を誘導する。なお、誘導先は地域の事情によるものとする。また、テナントビルの場合は、施設管理者の指示に従うものとする。

iv) 防災活動への参加

- ・ 事業所は、事業継続のための要員を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に要配慮者の保護等）に努める。

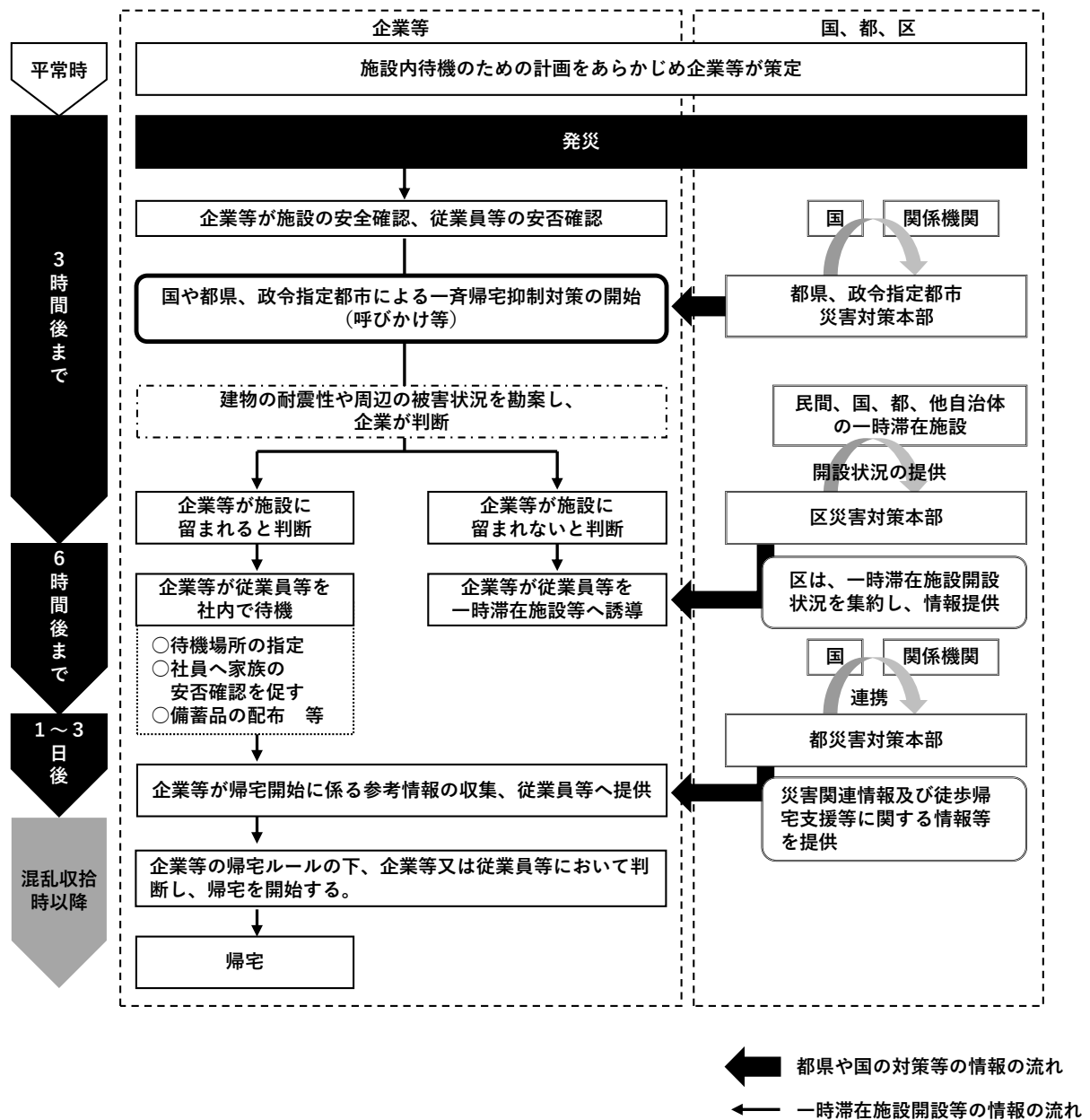
v) 情報提供体制の確保

- ・ 事業所は、災害発生時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する必要がある。そのため、国、都、区は、あらかじめ報道機関や通信事業者、公共交通機関等と連携協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。
- ・ 都は、事業所防災リーダーシステム、帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて、事業所へ適宜災害情報を発信していく。

vi) 学校等の対応

- ・ 学校等は、児童・生徒等を保護し、必要に応じて備蓄物資等を提供する。児童・生徒等の安否等について、事前に定める手段により、保護者へ連絡する。

[一斉帰宅抑制フロー図]



（「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」（首都直下地震帰宅困難者等対策協議会）より引用）

3 駅周辺での混乱防止

発災時、公共交通機関が運行停止し、駅やその周辺は多くの人々が滞留し混乱等が発生することが想定されるが、行政の「公助」には限界があり、駅周辺の事業者や学校等が行政と連携して、混乱防止を図る。

3-1 駅周辺や集客施設及び駅等における利用者保護

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部 ・ 災対地域文化スポーツ部 ・ 災対産業経済部	・ 駅周辺や集客施設における滞留者の一時滞在施設の確保 ・ 滞留者に対する情報提供、帰宅困難者等の誘導
都 ・ 総務局	・ 都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムを通じて集客施設や駅利用者等へ、都内の混雑に関する情報や一時滞在施設の開設・運営情報等を提供できるよう整備 ・ 報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者及び一時滞在施設が必要な情報を得られる仕組みを構築
集客施設及び駅等の事業者	・ 集客施設及び駅等における利用者の保護 ・ 駅前滞留者を一時滞在施設等へ安全に案内又は誘導
鉄 道 事 業 者	・ 駅利用者に必要な情報を提供

(2) 詳細な取組内容

① 区への対応

・ 国、都、報道機関及び通信事業者等と連携協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。

② 集客施設及び駅等の事業者への対応

・ 利用者及び自らが、管理する施設の安全を確保する。

・ 国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受け、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、災害関連情報等を入手し、火災状況等、周辺の安全を確認する。

・ 安全が確認できた場合、利用者を施設内の安全な場所で保護する。なお、各施設管理者による自発的な対応を妨げるものではない。

・ 保護した利用者は、区や関係機関との連携の下、原則として事業者等が一時滞在施設へ案内又は誘導する。

・ 一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合においては、各事業者は、区や関係機関と連携し、施設の特性や状況に応じ可能な限り待機中の施設又は隣接施設の協力を得て、当該施設が保護した利用者の帰宅が可能になるまでの間、一時的に一時滞在施設となることも想定する。

・ 利用者を保護した施設が一時滞在施設となる場合は、施設の安全性や確保可能なスペース等を勘案し、外部の帰宅困難者の受入れについても検討する。

- ・建物や周辺が安全でない場合は、区や関係機関との連携の下、原則として事業者が一時滞在施設等へ利用者を案内又は誘導する。
- ・利用者保護に当たって、事業者は、区や関係機関とも連携し、あらかじめ定められた手順等に基づき、要配慮者に配慮する。

③ 鉄道事業者の対応

- ・駅利用者に対し、構内放送や駅周辺の地図を配布する等、駅から誘導場所までの情報を提供する。
- ・駅利用者に対し、列車や代替輸送等の運行情報を提供する。

3-2 一時滞在施設の開設、帰宅困難者の受入

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部 ・ 災対地域文化スポーツ部 ・ 災対産業経済部	・ 協定締結事業者へ一時滞在施設の開設要請 ・ 一時滞在施設等の案内 ・ 鉄道の運行状況等の情報提供

(2) 詳細な取組内容

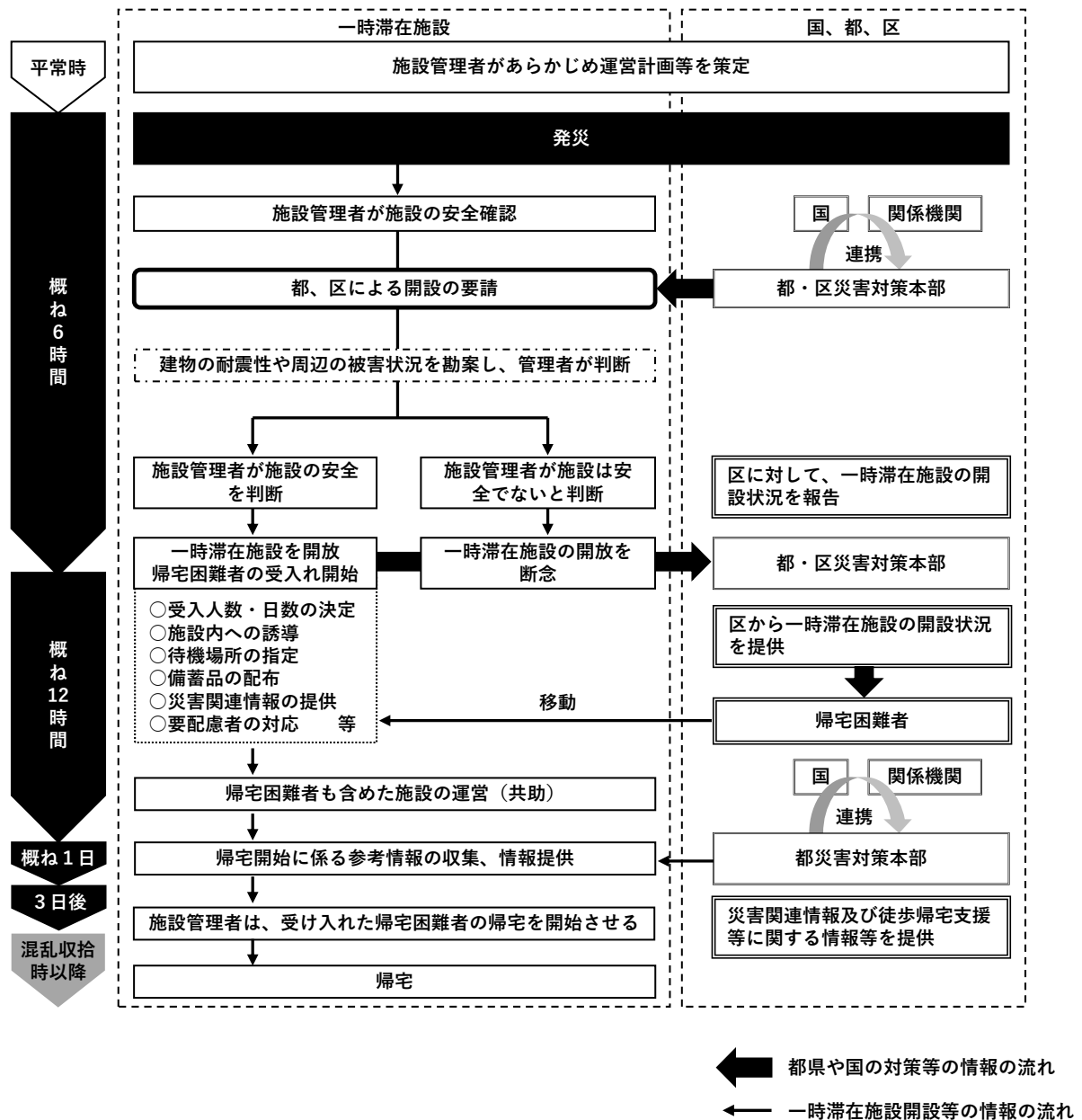
① 協定締結事業者へ一時滞在施設の開設要請

i) 事業者との連携

- ・全ての帰宅困難者を区施設へ案内することは困難であるため、他の公共施設、事業者の協力を得る必要がある。
- ・協定締結事業者は、MCA無線機等を通じて、区と協定締結事業者との間で情報共有し、鉄道の復旧状況、道路の被害状況等帰宅困難者が必要とする情報を収集する。
- ・協定締結事業者については、駅周辺での混乱抑制のため、鉄道等の運行状況を踏まえ、早期に区へ一時滞在施設の開設を要請する。

ii) 一時滞在施設の開設・運営

[一時滞在施設の開設・運営フロー図]



（「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」（首都直下地震帰宅困難者等対策協議会）より引用）

② 鉄道の運行状況等の情報提供

- ・一時滞在施設開設後は、鉄道事業者と連携し、運行状況等の情報提供を行う。

③ 帰宅支援

i) 基本的な考え方

- ・外出者の帰宅を支援するため、鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報の提供、代替輸送手段の確保、徒歩帰宅者に対する沿道支援等を行う。

ii) 各機関、団体の役割

○鉄道運行情報の提供

- ・鉄道事業者は、折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都に提供し、周知を図る。

○代替輸送手段の確保

- ・鉄道事業者は、バス等による代替輸送手段を確保する。

○徒歩帰宅者への支援等

名機関	内容
警 察 署	避難道路への警察官の配置、交通規制資器材を活用した誘導路の確保等を行う。
消 防 署	火災情報の伝達、区民への初期消火、救出救護の実施の呼びかけ等を行う。
郵 便 局	荒川郵便局において、情報提供、休憩所として水道水、トイレ等の提供を行う。
東京電力 グループ	人命尊重等を最優先にした電力供給と区等と連携した早期復旧に努める。
東京ガス グループ	避難道路沿い施設の安全化を図る。

【復旧対策】

1 帰宅ルール等による安全な帰宅の推進

(1) 主な対策内容と役割分担

・ 職場や一時滞在施設等に留まった帰宅困難者は、地震発生以降の混乱が落ち着いた後、特に、救出・救助活動が落ち着くと考えられる発災後概ね4日目以降、順次帰宅することを想定している。一方、混乱が収拾し鉄道等の公共交通機関が復旧した際には、留まっていた帰宅困難者が駅等に集中し、再度混乱を生じる恐れがある。

・ こうした帰宅の集中を避けるため、関係機関や事業者が連携して情報を収集し、安全な帰宅が実現できるよう対応する必要がある。さらに混乱が収拾し帰宅が可能な状況になったとしても、特に長距離の徒歩帰宅が困難な要配慮者等に対しては、優先的に代替輸送機関による搬送が必要となる可能性がある。

① 帰宅ルールの周知・運用

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部運用班 ・ 災対区民生活部 ・ 災対地域文化スポーツ部 ・ 災対産業経済部	・ 荒川区ホームページ、荒川区メールマガジン及び荒川区防災アプリ等、様々な広報手段を用い、分散帰宅等の方法を周知
都 ・ 総務局	・ 都は、事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステムにより、事業所や帰宅困難者等に情報発信し、分散帰宅等の方法を周知
事業者等	・ 従業員等の帰宅に際しては、災害情報を収集し、事前に策定した安全な帰宅のためのルールに基づいて実施する等留意 ・ 事業所防災リーダーは、都から発信される情報も参考にして帰宅方法を周知

② 鉄道運行情報等の提供

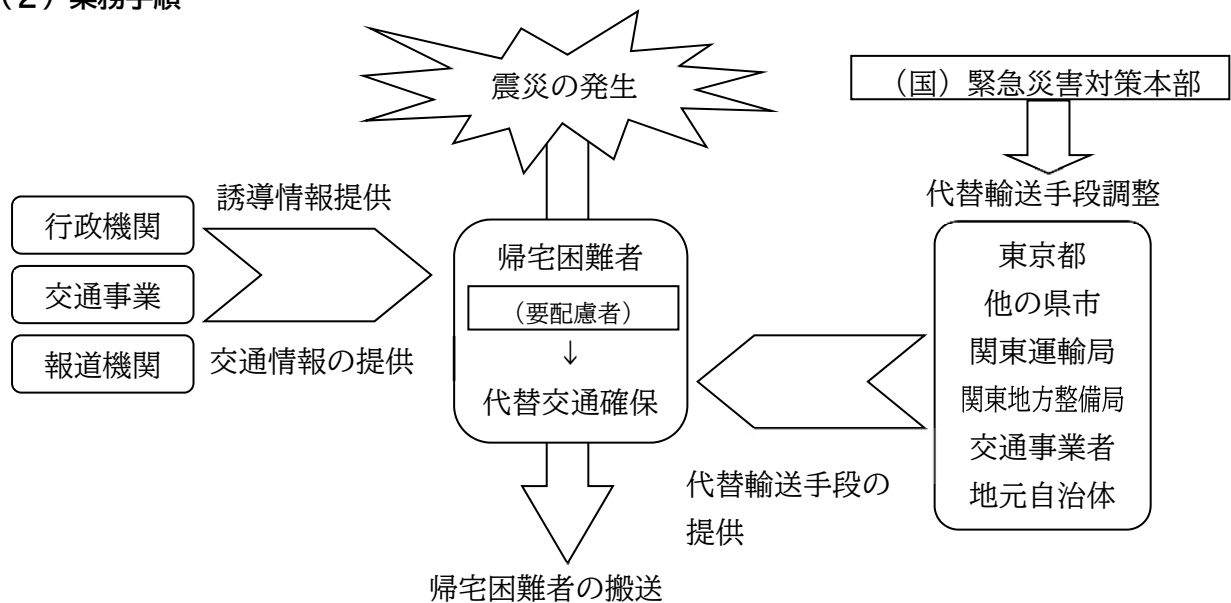
各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部運用班	・ 荒川区ホームページ、荒川区メールマガジン及び荒川区防災アプリ等、様々な広報手段を用い、分散帰宅等の方法を周知
都 ・ 総務局	・ 事業所防災リーダーを通じて、事業所に情報提供 ・ 都内の交通事業者からの情報を集約し、帰宅困難者対策オペレーションシステム、都のホームページにおける帰宅困難者対策ポータルサイト等を活用して、区、区民、一時滞在施設等に提供
関東運輸局	・ 所管区域の総合的な交通情報の集約・提供
鉄道事業者	・ 折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供 ・ 発災後、早期に運転を再開

各機関	対策内容
バス事業者	・ 運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供
報道機関	・ 行政機関や交通機関等からの情報について、都民・事業者を提供

③ 代替輸送手段の確保

各機関	対策内容
国 都 ・ 総務局 ・ 建設局 ・ 港湾局 ・ 交通局 等	・ 国の緊急災害対策本部（緊急災害現地対策本部）で、内閣府作成の「帰宅困難者等搬送マニュアル（仮称）」に基づき、搬送オペレーションに係る総合調整を実施 ・ バス・船舶による代替輸送手段を確保
関東地方整備局	・ 船舶運行情報（利用可能な岸壁、海上経路、船舶情報等）の収集・提供
関東運輸局	・ 代替交通の許可等を速やかに実施
バス事業者	・ バス等による代替輸送手段を確保
船舶事業者	・ 船舶等による代替輸送手段を確保

（２）業務手順



（３）詳細な取組内容

① 帰宅ルールの周知・運用

- ・ 事業者は、従業員を帰宅させるに際しては、様々な災害関連情報を従業員に提供し、事前に策定した従業員の安全な帰宅のためのルールに基づき実施するよう留意する。特に事前にルールがない場合でも、集中して帰宅せず少しずつ分散させる等呼びかけるようにする。
- ・ 事業所防災リーダーは、事業所防災リーダーシステムを通じて都から発信される情報等も参考に、帰宅方法を従業員等に周知する。

- ・都は、事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて、交通機関の運行情報や都内の混雑状況等を事業者や帰宅困難者等に発信する。その際、混雑が集中しないよう、分散して帰宅すること等を積極的に周知する。

② 鉄道運行情報等の提供

- ・都は、国及び九都県市等と連携し、災害時帰宅支援ステーションや代替輸送手段等の確保等の帰宅支援体制を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等について報道機関や帰宅困難者対策ポータルサイト、事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて事業者や都民等に提供する。
- ・区は、都や交通事業者等からの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送等に誘導して、帰宅を支援する。
- ・関東運輸局は、所管区域の総合的な交通情報の集約・提供を行うとともに、代替交通手段の確保のため、代替交通の許可等を速やかに行う。
- ・鉄道事業者は、折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供する。国土交通省の「大阪北部地震における運転再開等に係る対応に関する連絡会議」の結果を踏まえ、「運転再開までの対応」や「利用者への情報提供」等について検討し、見直しが必要な事項については、各事業者の防災計画を改訂する等して対応する。
- ・バス事業者は、運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供する。
- ・報道機関は、行政機関や交通機関等からの情報について、都民・事業者に提供する。

③ 代替輸送手段の確保

- ・国の緊急災害対策本部（緊急災害現地対策本部）で、内閣府作成の「帰宅困難者等搬送マニュアル（仮称）」に基づき、搬送オペレーションに係る総合調整を行う。
- ・国や都は、バス・船舶による代替輸送手段を確保する。
- ・バスの運行に当たっては、鉄道折り返し駅までの短距離区間のピストン輸送等、効率的な形態により実施する。
- ・調達できるバス・船舶には限りがあるため、代替輸送の利用者については、原則、要配慮者を優先する。
- ・区は、都や交通事業者等からの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送等に誘導して、帰宅を支援する。
- ・関東運輸局は、代替交通手段の確保のため、代替交通の許可等を速やかに行う。
- ・関東地方整備局は、船舶運行情報（利用可能な岸壁、海上経路、船舶情報等）の収集・提供を行う。
- ・バス事業者は、運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供するとともに、行政機関と連携して、バス等による代替輸送手段を確保する。
- ・船舶事業者は、行政機関と連携して、船舶等による代替輸送手段を確保する。

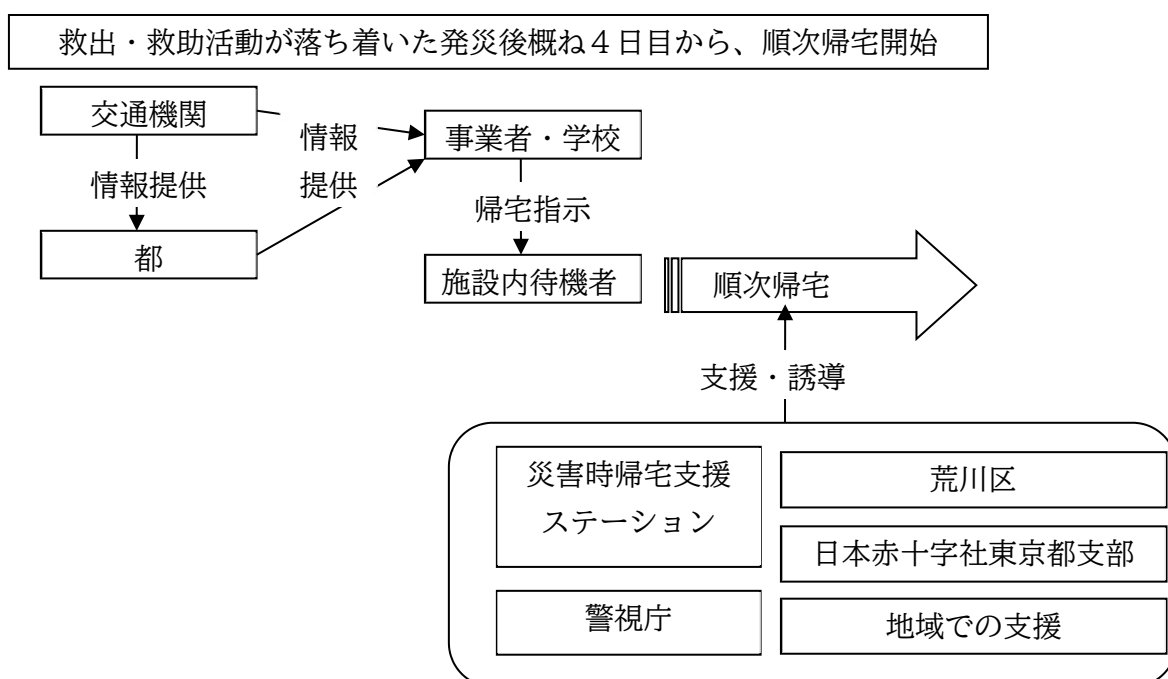
2 徒歩帰宅者の支援

(1) 主な対策内容と役割分担

・帰宅困難者が帰宅するに当たっては、交通機関の輸送力については限りがあることから、自宅まで帰宅可能な距離にある帰宅困難者は、原則として徒歩で帰宅するよう促さなければならない。このため、帰宅困難者等の秩序立った徒歩帰宅を促すため、徒歩帰宅支援を充実させる。

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部運用班 ・ 災対区民生活部	・ 荒川区ホームページ、荒川区メールマガジン及び荒川区防災アプリ等、様々な広報手段を用い、徒歩帰宅等の方法を周知
都 ・ 総務局	・ 事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステムによる情報提供 ・ 交通情報や災害時帰宅支援ステーション等の情報を提供 ・ 災害時帰宅支援ステーションに指定された都有施設において支援を実施
警視庁	・ 交通規制資器材を活用した誘導経路の確保等を実施 ・ 避難誘導を行う警察官は、被害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報を提供
日本赤十字社 東京都支部	・ 赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊出食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、徒歩帰宅者情報等を提供
事業者	・ 帰宅経路沿いの被害状況等の情報や、行政及び関係機関から提供される情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、従業員や児童・生徒等の帰宅を開始

(2) 業務手順



(3) 詳細な取組内容

- ・都は、円滑な徒歩帰宅に向けて、災害時帰宅支援ステーション確保等の帰宅支援体制を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等についてガイドライン等に則り、報道機関や帰宅困難者対策ポータルサイト、事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて事業者や都民等に提供する。
- ・都は、帰宅支援対象道路を中心に、通行可能区間等の安全情報、沿道の火災・建物倒壊等の危険情報を収集し、報道機関や帰宅困難者対策ポータルサイト等を通じて事業者や都民等に提供する。
- ・区は、徒歩帰宅訓練の実施等を踏まえて、事業者等と連携し、徒歩帰宅者への情報提供、誘導等円滑な徒歩帰宅支援を行う。
- ・警視庁は、交通規制資器材を活用した誘導路の確保等を行うとともに、被害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報の提供を行う。
- ・日本赤十字社東京都支部は、赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊出食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、徒歩帰宅者情報等の提供を行う。
- ・事業者・学校等は、帰宅経路沿いの被害状況等の情報や、行政及び関係機関（テナントビルの場合は、施設管理者を含む。）から提供される災害関連情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、企業内で定めた帰宅の優先順位等あらかじめ定めた手順により従業員等の帰宅を開始する。その際、職場近隣在住者については自宅までの帰路の安全が確認された人等から順に段階的に帰宅させることも検討する。
- ・事業者等において、災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援する。

第9章 避難者対策

震災時において、避難者が少しでも安心して過ごせる場所を確保するため、平時から避難所を指定するとともに、発災時には避難所において避難者の生命・身体の保護、食料・水・毛布等生活必需品の迅速かつ的確な供給等を行う必要がある。

本章では、避難所の指定、避難所の運営をはじめとする避難体制の整備に関する取組について示す。

第1節 現在の到達状況

1 避難所の指定・安全化

- ・一次避難所 37 箇所、二次避難所 26 箇所、福祉避難所 26 箇所指定
- ・避難所に指定する施設の点検・診断、維持管理・修繕等の実施

2 避難体制の整備

- ・避難のための情報提供体制の整備（関係機関と連携した避難指示等の発表）
- ・一次避難所運営委員会及び一次避難所開設・運営訓練の実施による運営体制の確認

3 避難所の管理運営体制の整備等

- ・一次避難所開設運営キットの導入
- ・二次避難所及び福祉避難所設置に係る指定管理者等との協定の締結

4 要配慮者対策

- ・避難行動要支援者の把握
- ・妊産婦、乳幼児に関する防災知識の啓発
- ・要配慮者に対応した避難所運営体制の検討
- ・外国人避難者への対応が可能な人材の確保、標示等の多言語化を実施
- ・女性の視点や多様性に配慮した一次避難所開設・運営訓練を実施

第2節 課題

1 避難所の指定・安全化

- ・避難所における避難スペースの確保及び避難所の環境を整備する必要がある。
- ・避難所における性別や世代、家族構成等を踏まえた避難所の環境を整備する必要がある。

2 避難体制の整備

- ・区民が円滑に避難できる体制を整備する必要がある。
- ・要配慮者及び避難行動要支援者の避難体制を整備する必要がある。
- ・避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用した訓練等を実施し実効性のある計画とする必要がある。

3 避難所の管理運営体制の整備等

- ・一次避難所の自主的な運営を推進していく必要がある。
- ・二次避難所及び福祉避難所の適切な開設運営及び区民への周知を図る必要がある。
- ・一次避難所福祉的スペース、二次避難所、福祉避難所等における保健・福祉分野に精通したボランティア等の要請方法の確立及び協力体制を整備する必要がある。

4 要配慮者対策

- ・避難行動要支援者の個別避難計画作成にあたり、日ごろから要支援者と支援者の関係性を築くための地域づくりが必要である。
- ・避難所における要配慮者のニーズに応える必要がある。
- ・外国人避難者に対し、適切に情報提供をする必要がある。また、文化や言語の違いによる避難者間のトラブルを解消する必要がある。
- ・女性の視点や多様性に配慮した一次避難所運営の重要性について区民に周知啓発を行う必要がある。
- ・高齢者等、避難所におけるフレイル予防及び災害関連死防止のため、支援体制を整備する必要がある。

第3節 対策の方向性

1 避難所の指定・安全化

- ・避難者が多くても生活しやすい環境整備
- ・プライバシーや避難所の防犯・治安維持に配慮した避難所の環境整備
- ・高齢者や障がい者等、避難者に応じた避難所の環境整備
- ・避難所となる施設の計画的な点検・診断、維持管理・修繕等の安全確保

2 避難体制の整備

- ・迅速な避難誘導のための関係機関等との連携
- ・避難行動要支援者名簿を活用した訓練等の実施、個別避難計画の策定支援

3 避難所の管理運営体制の整備等

- ・一次避難所開設・運営訓練の実施、マニュアルの見直しや避難所開設キットの導入等による円滑な避難所開設運営のための体制整備
- ・二次避難所及び福祉避難所における開設マニュアル等の見直し、指定管理者等との体制の確認
- ・各避難所の対象者の明確化、区民に対する周知

4 要配慮者対策

- ・要配慮者が安心して過ごせる避難所運営の推進
- ・外国人避難者への多言語対応等の推進
- ・一次避難所運営に女性が参画することによる、女性の意見を反映した環境づくりの推進
- ・高齢者等のフレイル及び災害関連死予防対策として、理学療法士等の専門職と協定を締結し、対応訓練及び区民向けに災害関連死予防に関する講演等を実施

第4節 到達目標

1 避難所の指定・安全化

- ・全ての避難者が健康に避難生活を送ることができる環境整備
- ・性別や世代、家族構成等を踏まえた避難所運営体制の確立

2 避難体制の整備

- ・適確な情報提供による区民の速やかな避難
- ・避難行動要支援者を含め全ての区民が適切に避難できる体制の確保
- ・要配慮者等、避難所での生活が困難な避難者の早期把握

3 避難所の管理運営体制の整備等

- ・一次避難所の自主的な開設及び運営体制の確保
- ・二次避難所及び福祉避難所の適切な開設及び運営体制の確保

4 要配慮者対策

- ・一次避難所における福祉的スペースの設置等、要配慮者の視点を踏まえた一次避難所の運営体制の確立
- ・コミュニティ支援等を含め、災害関連死を出さない避難所運営体制の確立
- ・外国人避難者等への多言語対応策の確立
- ・女性の視点や多様性に配慮した一次避難所の運営及び環境づくり

【予防対策】

1 避難体制の整備

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部	・ 発災に備えた地域の実情の把握 ・ 避難指示等を行う場合の対応 ・ 避難場所、避難所等の周知

(2) 詳細な取組内容

① 区民等への避難体制の周知等

- ・ 区民は、地域又は町会、自治会単位に、訓練等の機会を活用し、避難時における集団の形成や自主統制を円滑に行えるよう、体制を構築する。
- ・ 区は、効率的・効果的な避難を実現するため、災害対策基本法及び施行令に基づき指定される指定緊急避難場所や指定避難所、東京都震災対策条例に基づき指定される広域避難場所や一時集合場所、避難所等の役割、安全な避難方法について、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等を行いつつ、関係団体と連携を図りながら周知する。

② 地域特性の把握

- ・ 避難指示等を発令するいとまがない場合の区民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。

③ 関係機関との連携体制の整備

- ・ 円滑かつ迅速に避難指示等の情報発表及び避難誘導を実施するため、警察署や消防署等の関係機関と連携した図上訓練等を実施する。
- ・ 避難誘導訓練を防災区民組織の防災訓練や避難所開設・運営訓練等で実施し、関係機関との連携強化を図る。

④ その他

- ・ 内閣府が策定した「避難情報に関するガイドライン」に基づき、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定、訓練を実施する等、避難指示等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。

2 広域避難場所・避難所等の指定

2-1 広域避難場所等の確保

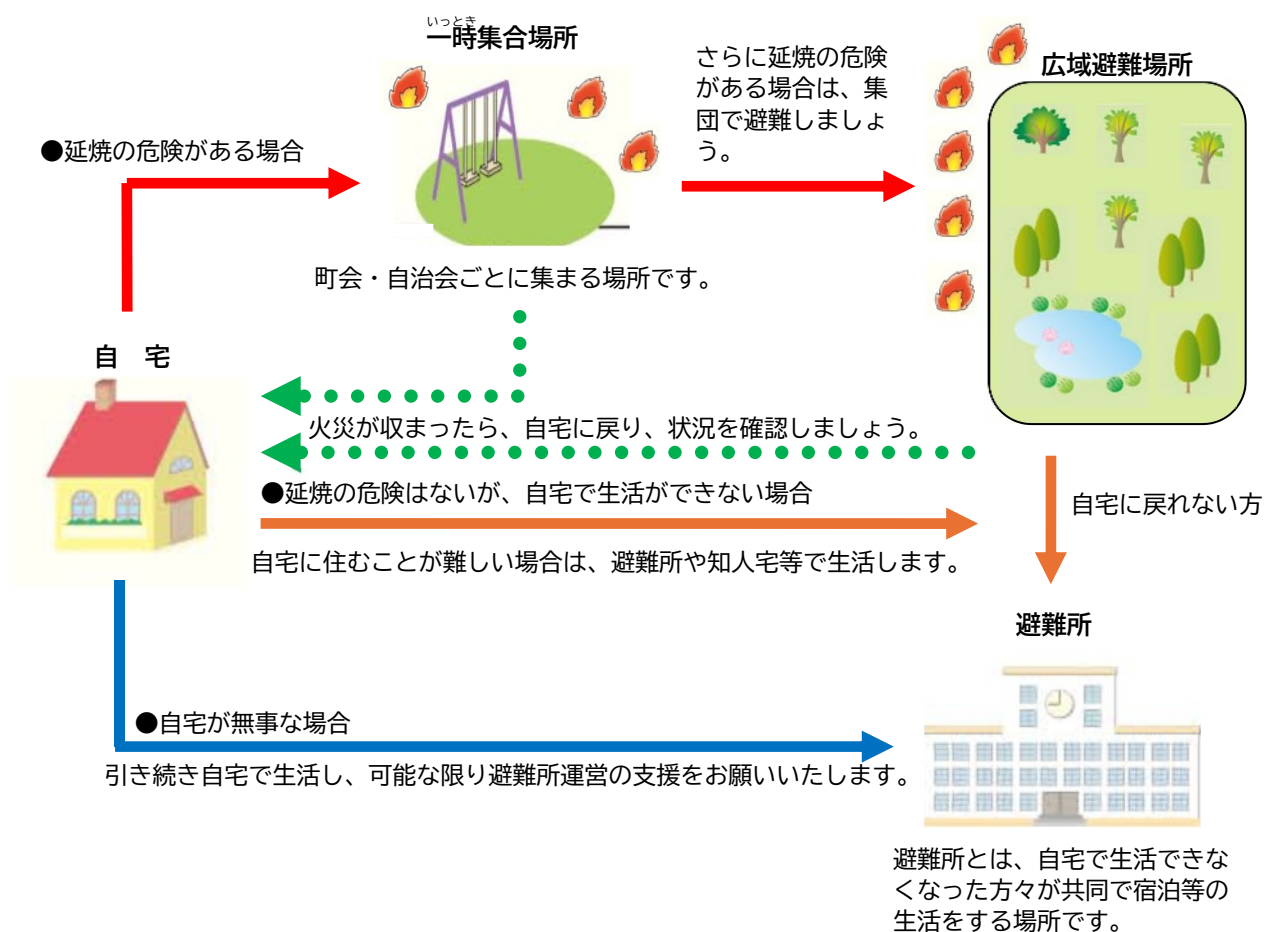
(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部 ・ 災対防災都市づくり部	- 一時集合場所の指定 - 避難道路、避難路の指定 - 広域避難場所の指定に向けた協議

(2) 詳細な取組内容

① 避難の流れ

- 災害の規模、被災の状況によるが、原則として、避難方法の流れは次のとおりとする。



※ 広域避難場所に近い等の理由により一時（いっとき）集合場所が定められていない地域の区民については、自由避難とするが、安全確保のため可能な限り集団で避難する。

② 一時（いっとき）集合場所

i) 考え方

- 一時集合場所は、広域避難場所へ避難する前に、近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は避難のために一時的に集団を形成する場所で、集合した人々の安全が確保されるスペースを有する場所をいう。

- ・広域避難場所へ避難する際は、防災区民組織を中心に集団を形成して避難する。

ii) 現況

- ・一時集合場所は、集合した人の安全が確保されるスペースを有し、地域の区民の生活圏と結びついた学校のグラウンド、神社・仏閣の境内、公園、緑地、団地の広場等とする。
- ・選定にあたっては、区が、警察署、消防署等の防災関係機関、防災区民組織、町会、自治会と協議の上、決定する。

(資料第3-28 一時集合場所一覧(警察署管内別))

③ 避難道路

i) 考え方

- ・広域避難場所へ通じる道路であって、避難圏域内の区民を当該広域避難場所へ迅速かつ安全に避難させるために、東京都震災対策条例に基づき、あらかじめ指定した道路をいう。
- ・避難道路は原則として幅員15m以上とする。ただし、これに該当する道路がない場合は7.5m以上とする。
- ・避難道路は現に通行可能な道路とする。
- ・避難は一方通行を原則とし、避難の交差を避け、また異なる避難道路はできるだけ接近しないものとする。
- ・同じ避難場所への避難道路は最小限とし、再遠地点から道路はなるべく1本にする。

ii) 現況

- ・都は、広域避難場所の指定に伴い、安全な避難道路の確保の検討を重ねてきたが、昭和49年4月に、避難場所までの距離の長い地区及び火災による延焼危険性の高い地区37箇所の避難について、56系統、206路線、総延長307kmの避難道路を指定した。その後、随時見直しを行い、平成20年2月の見直しにより、現在の避難道路は、20系統、77路線、総延長78.5kmであり、荒川区の大震災時の避難道路として上野公園一帯、都立尾久の原公園一帯の2系統を指定している。

[避難経路]

広域避難場所名	避難道路系統図
上野公園一帯	<pre> graph LR A[三河島駅前] -- 尾竹橋通り --> B[根岸小前] B -- 言問通り --> C[言問通り] C --> D[両大師橋] C --> E[鶯谷駅陸橋] C --> F[寛永寺前] D --> G[上野公園一帯] E --> G F --> G </pre>
都立尾久の原公園一帯	<pre> graph LR A[新三河島駅前] -- 明治通り --> B[田端新町] C[町屋駅前] -- 都電通り --> D[熊野前] B -- 尾久橋通り --> D D -- 旭電化通り --> E[尾久の原公園一帯] </pre>

iii) 整備計画

- ・避難道路の指定は広域避難場所と同様に都が行っているが、区としても、安全対策の一環として、国や都の協力を得ながら避難道路沿いを中心として建物の不燃化促進計画を積極的に進めていく。
- ・避難道路に設置した避難道路標識については、円滑な避難ができるよう適切な場所への設置に努めるとともに、定期的な清掃等を行い、適切な維持管理に努めるものとする。

④ 避難路（延焼遮断帯）

- ・区では、広域避難場所へつながる都市計画道路を、避難道路を補完する避難路（延焼遮断帯）として整備している。
- ・区は、震災時等に区民が災害の状況に応じた円滑な避難が行えるよう、地域において避難道路や避難路等を活用した避難経路を事前に確認をするよう働きかけていく。
- ・主要生活道路の整備については、地区計画制度の活用等を含め、安全性の向上を図る。

[主な避難路（延焼遮断帯）]

路線名	区間（住所）
補助 93 号線（小台通り）	西尾久三丁目～西尾久一丁目
補助 100 号線（尾竹橋通り）	町屋六丁目～東日暮里五丁目
補助 306 号線（尾久の原防災通り）	東尾久一丁目～東尾久六丁目
放射 12 号線（日光街道）	東日暮里一丁目～南千住七丁目
補助 107 号線（千住間道）	荒川一丁目～南千住六丁目
補助 90 号線（都電通り）	荒川一丁目～荒川六丁目～西尾久五丁目
補助 189 号線	南千住七丁目～南千住四丁目

（資料第 3－30 避難路図（都市計画道路整備状況図））

⑤ 広域避難場所

i) 考え方

- ・避難場所は、避難場所周辺で火災が拡大した場合の輻射熱を考慮した上で利用可能な空間として、避難計画人口一人当たりの避難有効面積 1 m²以上を確保することを原則とする。
- ・都の広域避難場所指定基本方針は、次のとおりである。
 - (1) 周辺市街地大火による輻射熱（2,050kcal/m²h）に対して安全な有効面積を確保する。
 - (2) 避難場所内には震災時に避難者の安全を著しく損なう恐れのある施設が存在しないこと。
 - (3) 避難場所ごとの地区割当計画の作成にあたっては、町丁目、町会、自治会の区域を考慮する。

ii) 現況

- ・都は、昭和 43 年 5 月、都地域防災計画に 42 箇所の広域避難地（避難場所）を指定した。その後、概ね 5 年ごとに指定の見直しを行い、令和 4 年 1 月の見直しにより、現在の広域避難場所は、221 箇所、総面積 170,990,153 m²（地区内残留地区含む）、避難有効面積

30,687,299 m²となっている。

・区に指定されている広域避難場所としては、谷中墓地、上野公園一帯、荒川自然公園一帯、堀船地区一帯、荒川工科高等学校一帯、都立尾久の原公園一帯、都立汐入公園一帯の7箇所がある。

[区内の広域避難場所及び割当町丁目名]

避難場所等名	利 用 す る 町 丁 目
谷中墓地	西日暮里二丁目～五丁目 東日暮里五丁目、六丁目の各一部
上野公園一帯	東日暮里四丁目と一丁目～六丁目の各一部
荒川自然公園一帯	荒川一丁目の一部、二丁目～四丁目、七丁目、八丁目と五丁目の一部 西日暮里一丁目の一部 東日暮里一丁目～三丁目の各一部 町屋一丁目、七丁目、八丁目の各一部
都立尾久の原公園一帯	荒川六丁目と五丁目の一部 西尾久一丁目～六丁目 西日暮里六丁目と一丁目の一部 東尾久一丁目～八丁目 町屋二丁目～六丁目と一丁目、七丁目、八丁目の各一部
都立汐入公園一帯	南千住二丁目、五丁目、七丁目と三丁目の一部
堀船地区一帯	西尾久七丁目、八丁目
荒川工科高等学校一帯	荒川一丁目の一部 南千住一丁目、六丁目 東日暮里一の丁目一部

※ 区は、あらかわ遊園及び（仮称）宮前公園一帯が広域避難場所としての指定要件を満たすよう整備を進め、指定に向け都と協議を継続する。

iii) 整備・運用計画

- ・区は、新たな広域避難場所の指定に向けて、都へ指定候補地を要望する。
- ・区は、震災時における都立公園の使用スペースや用途、都と区の役割分担等について、平時から都と協議し、都は、協議内容に基づき、震災時利用計画を定める。
- ・都立公園以外の広域避難場所については、円滑な避難場所の運営、避難者の安全の確保を図るため、必要に応じて、施設の管理者や所在区等と協議する。

⑥ 地区内残留地区

i) 考え方

- ・主な指定要件は次のとおり。
 - (1) 概ね 65ha 以上の面積を有すること。
 - (2) 建物の耐火率が 70%以上であること。
 - (3) 火災危険度のランクが 3 以下であること。

ii) 現況

- ・区においては、南千住地区（南千住四丁目、八丁目、三丁目の一部）が指定されている。

[区内の地区内残留地区及び割当町丁名]

地区内残留地区	所在する町丁目
南千住地区	南千住四丁目、八丁目と三丁目の一部

(資料第 3-31 広域避難場所・地区内残留地区一覧)

2-2 避難所の指定・安全化

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対総務企画部 ・ 災対区民生活部 ・ 災対地域文化スポーツ部 ・ 災対福祉部 ・ 災対教育部	・ 避難所の指定 ・ 避難所となる施設の安全対策

(2) 詳細な取組内容

① 避難所の指定

- ・区は、災害対策基本法第 49 条に基づき、次のとおり指定避難所を指定している。災害時には、地域の被災状況等必要に応じてこれらの避難所を開設し、住居が損壊や火災等で使用できなくなった被災者に対し、宿泊や給食等の救援救護を実施する。

区分	一次避難所	二次避難所	福祉避難所
設置目的	災害によって住居等が損壊や火災等のため使用できなくなった被災者に対し、宿泊や給食等の救援救護を実施するために設置する。	一次避難所に避難した高齢者や障がい者等のうち、一次避難所で避難生活を継続することが困難な者を優先的に避難させるために設置する。	災害によって住居等が損壊や火災等のため使用できなくなった高齢者や障がい者のうち、要介護度や障がいの程度が高く、一次・二次避難所での避難生活が困難な避難者を避難させるために設置する。
開設時期	発災後直ちに	発災後速やかに	発災後直ちに
対象者	① 居住者 ② 在勤・在学者※ ③ 外出中に帰宅が困難になった者 ④ 上記のほか区内に滞在する者 ※在勤・在学者は、所属する事業所・学校に避難することを基本とする	次に該当する者を優先的に避難させる。 ① 要介護１から３に認定されている区内の在宅高齢者 ② 障がい者（身体障害者手帳３級～７級） ③ 妊産婦、乳児 ④ 上記①から③の保護者又は支援者（家族等）	① 要介護４から５に認定されている区内の在宅高齢者 ② 障がい者（身体障害者手帳１級・２級、知的障がい者、精神障がい者） ③ 上記①及び②の支援者（家族等）
使用施設	区立小中学校 生涯学習・教育センター 都立学校	ひろば館 ふれあい館 ゆいの森あらかわ（対象者③のみ） 男女平等推進センター 荒川さつき会館	高齢者施設（入所・通所） 障がい者施設（入所・通所）等
指定基準及びその他	耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等を利用する。 受け入れる被災者数は、概ね居室 3.3 ㎡あたり 2 人とする	避難対象者の規模や状況を踏まえ、必要に応じて一次避難所に指定する施設以外の区施設を指定する。	使用施設のうち、通所施設については、発災後、原則として、サービス提供を休止し、当該施設やマンパワーを福祉避難所の開設運営に活用する。 なお、通所施設で発災時に利用者がいた場合は利用者の安全確保を優先する。

※二次避難所及び福祉避難所における支援者は、原則として、対象者 1 人に対し 1 人とする。

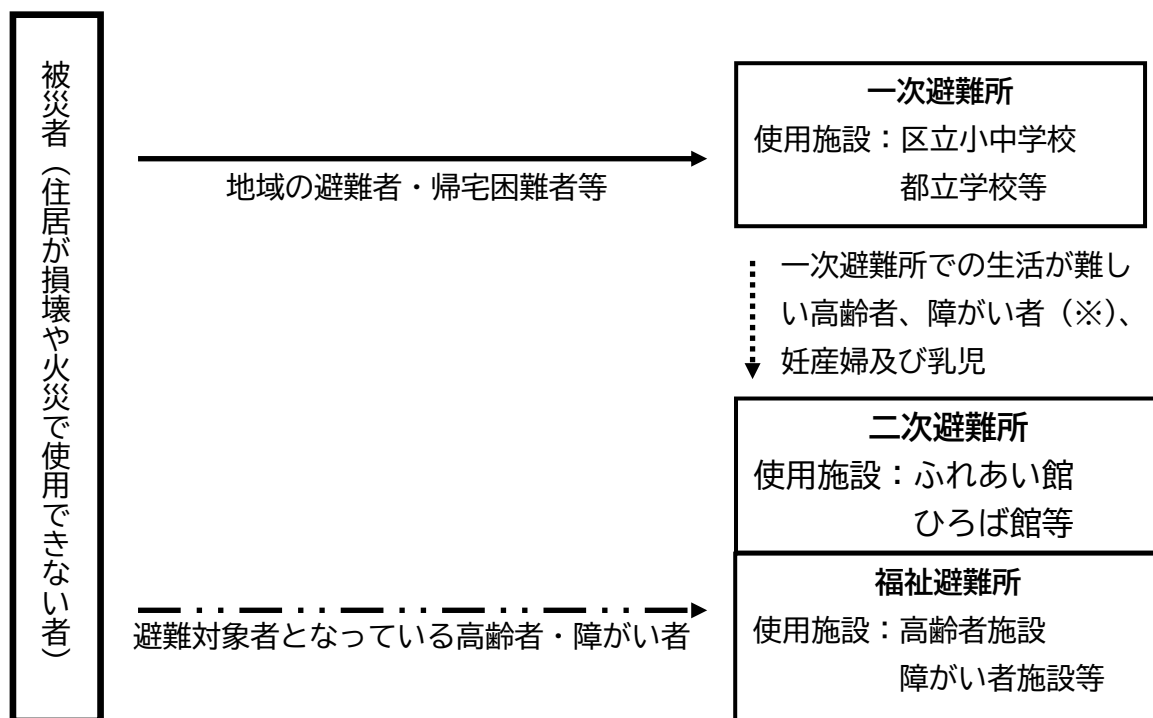
(資料第2 協定・覚書)

(資料第3-32 指定避難所(一次避難所)一覧)

(資料第3-33 指定避難所(二次避難所)一覧)

(資料第3-34 指定避難所(福祉避難所)一覧)

[避難の流れ及び使用施設]



※ 高齢者（要介護1から3）、障がい者（障害者手帳）3から7級等

② 避難所に指定しない区内公共施設等の活用

・区では、指定した各種避難所において、避難者を収容しきれない場合や、感染症等が流行した場合等、必要に応じて、避難所に指定されていない区内公共施設を避難所として使用するとともに、区外の区関連施設や協定締結自治体等への避難者の移送も視野に入れた検討を行う。

(資料第3-35 その他公共施設一覧)

③ 避難所の安全化

・避難所となる区施設については、荒川区公共施設等総合管理計画及び荒川区教育施設長寿命化計画等に基づき計画的な点検・診断、維持管理・修繕等を実施し、施設の安全確保に努める。

3 避難所の管理運営体制の整備等

3-1 一次避難所

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部 ・ 災対教育部	・ 一次避難所運営基準の策定 ・ 一次避難所運営委員会による訓練実施 ・ 一次避難所開設運営マニュアルの整備 ・ 避難所開設キットの導入

(2) 詳細な取組内容

① 町会・自治会が中心となった相互扶助と自主的・主体的な行動

・ 避難者は、一次避難所で共同生活を送る（一次避難所を運営する）に当たり、一次避難所の運営基準及び各一次避難所で定めたルールに従い、町会・自治会を中心に、互いに助け合いながら自主的・主体的に行動する。

② 一次避難所運営基準の策定

・ 区は、平成 25 年 9 月に東日本大震災の被災地における事例、被災地で避難所運営に従事した区職員の経験を反映させた「荒川区避難所運営基準」を策定し、区が設置する避難所の運営についての基本的な事項を定めた。

・ 区、区民及び防災関係機関は本運営基準に従い、一次避難所における避難者の安全かつ健康的な生活を確保するために、連携して訓練等を実施することにより、災害時に円滑な避難所運営が行える体制を整備する。

（資料第 3-36 荒川区避難所運営基準）

③ 一次避難所運営委員会等の設置

・ 一次避難所の開設手順・資料・掲示物等をパッケージ化した避難所開設キットを導入するとともに、平時より、区民・避難所担当職員・学校等を主な構成員とする「避難所運営委員会」を各一次避難所に設置し、使用する施設の構造や地域性を踏まえ、当該施設における使用スペースや避難者（要配慮者、帰宅困難者等を含む）の受入方法等を記載した「一次避難所開設運営マニュアル」を策定する等、避難所運営体制を整備する。

・ 区は、「一次避難所開設運営マニュアル」について、過去の大規模災害における避難所運営の事例や防災訓練の成果等を踏まえ、標準的な記載内容を一次避難所運営委員会に示すものとする。

・ 区は、各一次避難所運営委員会を構成員とする「一次避難所運営連絡会」を設置し、避難所運営に関する共通課題の検討や情報交換を行う。

④ 一次避難所における区・避難者・学校教職員の役割

i) 区

- ・ 一次避難所に区職員を配置し、災害対策本部との連絡調整、避難所の運営支援、避難者情報の管理、避難者への情報提供等を行う。
- ・ 居住スペースの範囲は、学校における教育活動の再開に必要な場所を確保するため、学校

施設管理者と十分な調整を行う。

- ・一次避難所開設から一定の時間が経過した時点において、避難者の減少や学校における教育活動の再開等の状況を踏まえ、複数の避難所を統合する。この場合、避難所間の移動（引越）が避難者に対し過度の負担とならないよう十分配慮する。

- ・また、避難所の閉所に関する情報については、早期に情報を発信し、避難者に対する生活再建の不安軽減を図る。

- ・発災時から応急期において被災者生活実態調査を実施できる体制を整備する。

ii) 避難者

- ・地域防災の中心的な担い手である町会・自治会が主体となって、避難所生活でのルールづくり、1日の生活スケジュール（起床・消灯・食事・清掃等の時刻）の設定、炊事・配膳・後片付け、一次避難所として使用する施設（体育館や普通教室、トイレ等）の清掃、これら避難者が担う仕事の当番編成、来訪者の応対等を行う。

- ・炊事・配膳・片付け・清掃等の当番については、特定の避難者に偏らないよう編成する。

- ・避難所生活のルールについては、季節の変化や避難者数、一次避難所の統合等、一次避難所開設からの状況変化に応じて適宜見直すものとする。

iii) 学校教職員

- ・学校長は、施設管理者として、避難所で使用する施設の維持管理を行う。

- ・教育委員会に対する区本部長の指示（災害対策基本法第23条第6項）に基づき、区立学校の教職員は、学校長の指揮の下、児童・生徒の安全確保に支障のない範囲において、緊急対応として避難所運営に協力する。

- ・学校教職員が避難所運営に協力する場合における、学校長の権限や責務、学校教職員の具体的な職務分担、避難所運営業務に協力する期間等については学校ごとに定める。

3-2 二次避難所

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対総務企画部 ・ 災対区民生活部 ・ 災対地域文化スポーツ部 ・ 災対福祉部 ・ 災対子ども家庭部	・ 二次避難所の開設運営マニュアル等の策定 ・ 指定管理者等との協定締結 ・ 高齢者、障がい者、妊産婦等への二次避難所の周知

(2) 詳細な取組内容

① 二次避難所の位置付け

- ・二次避難所は、妊産婦、乳児、要介護1から3に認定されている高齢者、身体障害者手帳3から7級までの身体障がい者の方で一次避難所での生活が困難な方を対象とした避難所であり、災害発生後の適切な時期にひろば館・ふれあい館等を二次避難所として開設する。

- ・ふれあい館等避難所に指定されている施設については、区と指定管理者との間で締結する協定書に基づき、区と指定管理者が一体となって避難所の運営等を行う。

(資料第2 協定・覚書)

- ・各二次避難所において開設運営マニュアルを策定し、平時から訓練を実施する。
- ・上記以外の指定管理施設に関しては、災害時における区と指定管理者の役割分担等に係る協定を締結し、これに基づいた対応を行う。

② 二次避難所の周知

- ・二次避難所となるふれあい館等の施設には、平時から二次避難所の開設場所であることや避難対象者等を掲示し、区民への周知を図るとともに、理解を深める。

3-3 福祉避難所

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対福祉部	・ 福祉避難所開設マニュアル等の策定 ・ 指定管理者等との協定締結

(2) 詳細な取組内容

① 福祉避難所の指定・開設支援

- ・福祉避難所は、要介護4から5に認定されている在宅高齢者、身体障害者手帳1・2級の障がい者、知的障がい者、精神障がい者（以下「避難対象者」という。）を対象とした避難所であり、災害発生後速やかに区が指定する社会福祉施設において福祉避難所を開設する。
- ・福祉避難所は福祉避難所（高齢者）と福祉避難所（障がい者）の2種類とする。
- ・福祉避難所への避難者は、原則、あらかじめ名簿を作成し、災害時において福祉避難所にて活用する。
- ・福祉避難所として指定されている施設については、区と指定管理者との間で締結する協定書に基づき、区と指定管理者が一体となって避難所の運営等を行う。

(資料第2 協定・覚書)

- ・災害時における高齢者や障がい者の安全と健康を維持するため、おかゆや大人用紙おむつ、車椅子、災害用トイレ等について備蓄の充実を図る。
- ・福祉避難所の運営に必要な資器材、台帳等はあらかじめ整備する。
- ・福祉避難所においては、発災直後から介助者や支援者の不足が懸念されることから、区は、受援体制の整備に努め、協定団体、区内関係機関、国及び都等と連携し、人的支援の円滑な受入と切れ目のない支援にあたる体制づくりを強化する。

② 福祉避難所の周知

- ・福祉避難所となる福祉施設等には、平時から福祉避難所の開設場所であることや避難対象者等を掲示し、区民への周知を図るとともに、理解を深める。

③ 地域及び事業者等との連携

- ・区は、あらかじめ、地域包括支援センター、ケアマネジャー及び介護事業者との情報伝達等連携体制を構築する。

- ・区は、災害時の対応について、あらかじめ本人と家族の同意を得た上でケアプランに反映させ、その情報を共有する。
- ・地域住民、本人、家族及び介護事業者等が連携した避難訓練を定期的実施する。

3-4 在宅避難者への対応

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部 ・ 災対福祉部 ・ 災対健康部 ・ 災対子ども家庭部	・ 一次避難所における在宅避難者への対応マニュアルの策定 ・ 在宅避難に必要な日ごろからの備え等の普及啓発 ・ 在宅避難における災害関連死の予防に関する啓発等

(2) 詳細な取組内容

① 普及・啓発

- ・区及び防災関係機関等は、区民に対して平時から家庭内備蓄や屋内安全対策の実施について推奨するとともに、避難所ではプライバシーの確保が困難なことから、在宅避難をする区民が一定程度いることを想定し、ライフラインの停止した自宅で避難生活を送る場合においても、災害関連死を予防できるよう、その対策について周知・啓発を行う。

② 在宅避難者への支援の体制

- ・区及び防災関係機関等は、在宅避難者の把握方法及び食料や支援物資の配給体制及び情報の提供方法についてあらかじめ定め、広く周知する。

4 要配慮者等への対策

4-1 高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児対策

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部 ・ 災対地域文化スポーツ部 ・ 災対福祉部 ・ 災対健康部 ・ 災対子ども家庭部 ・ 災対教育部	・ 防災意識の普及啓発 ・ 屋内安全対策の推進 ・ 乳幼児の安全確保、保護者等への適切な引渡し ・ 妊産婦への事前周知及び安全の確保 ・ 要配慮者への適切な支援、メンタルケア等に関する支援者への研修等の実施 ・ 区、要配慮者、要支援者における災害時の具体的役割の共有

(2) 詳細な取組内容

① 高齢者・障がい者対策

i) 防災意識の普及と啓発

- ・高齢者、障がい者及びその家族は、災害時に的確に行動ができるよう、出火の防止や避難

方法の確認等、日ごろからの防災準備が特に必要とされている。

- ・このため、区及び防災関係機関は、高齢者や障がい者及びその家族に対して防災意識の普及と啓発に努めるとともに、防災に関する支援や助言を積極的に行うものとする。
- ・平時から地域連携推進会議等を通じ、災害時における地域の協力体制づくりを推進する。
- ・要配慮者への支援について、支援者となる方たちと具体的避難や支援について話し合う場を提供し、専門的支援等について、自助・共助・公助の役割について共有を図る。

ii) 家屋や室内の安全確保

- ・自力で避難することが困難な高齢者や障がい者にとっては、災害に備えて家屋や室内の安全を確保することが極めて重要である。
- ・区は、家具類等の転倒・落下・移動防止器具、感震ブレーカー、耐震シェルター、防災ベッドの設置について助成制度等を設け、屋内安全対策の普及を推進する。
(詳細は、【震災編】第2部第2章第5節の「具体的な取組【予防対策】」における「1-2 区民による自助の推進」に記載)

② 妊産婦への対策

i) 妊産婦への周知

○ゆりかご面接時等の機会を捉え、在宅避難や家庭内備蓄に加え、次のことについても周知する。

- ・妊産婦又は乳幼児のいる家庭においては避難時に持ち出す備蓄品や避難方法を定期的に確認するとともに、家族との連絡手段や集合場所を話し合っておく等、平時から家族構成や状況に応じた備えを心がけること
- ・発災時に建物の倒壊等により、自宅に留まることができない場合は、二次避難所への避難も可能であること
- ・産後、母体の保護等を必要とする場合においても、二次避難所への避難が可能であること
- ・避難する際は母子手帳を携行すること

ii) 発災時の安全確保

- ・避難所運営者は、避難生活中的妊産婦等の健康状態や出産の兆候等に注意し、体調に応じて、災対健康部等と連携し、搬送する医療機関や搬送方法について調整する。

(資料第2 協定・覚書)

③ 児童等への対策

- ・学校長及び園長（以下「学校長等」という。）は、学校等の立地条件等を考慮した上で、災害時の児童、生徒又は園児（以下「児童等」という。）への応急教育計画、指導の方法等について、あらかじめ適正な計画を立てておく。
- ・学校長等は、災害の発生に備えて次のような措置を講じなければならない。
 - (1) 児童等の避難訓練を実施するほか、区、地域が行う防災訓練に教職員、児童等も参加、協力する。
 - (2) 児童等が学校等の管理下にある場合やその他教育活動の多様な場面において災害が発生した際に、適切な緊急避難等の指示が行えるよう避難計画を立案し、教育課程に位置付け

る。

- (3) 登下校時に発災した場合に備え、通学路や通学経路の安全性等を把握し、緊急時に適切な行動がとれるよう避難計画を立案し、周知徹底を図る。
- (4) 教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網並びに協力体制を確立する。
- (5) 勤務時間外における教職員の連絡・参集体制、役割分担等の計画を作成し教職員に周知する。
- (6) 児童等の安全確保を図るため、保健室の資器材に不足が生じないように努め、また、学校医や地域医療機関等との連携を図る。特に医療的ケア児が通学している学校については、必要となる物品等や電源の確保について、事前に保護者との情報共有を密に行う。
- (7) 区外の特別支援学校等に通学する医療的ケア児については、避難所までの移動が困難な場合や通学先特別支援学校等が福祉避難所の指定を受けている場合を想定し、一時的な避難について通学先特別支援学校等と緊密に連携する。

④ 乳幼児・園児対策

i) 幼児、保護者、教職員、児童福祉施設職員等に対する防災教育の徹底

- ・防災訓練や防災教室・講座の実施、啓発パンフレットや防災マニュアルの作成と活用等により、幼児、保護者、教職員、児童福祉施設職員等の防災意識の向上を図る。

ii) 地域ぐるみの避難援助態体制づくり

- ・家庭や乳幼児施設における避難誘導を迅速に行うために、地域の防災訓練等を活用して、町会や事業所等地域ぐるみによる乳幼児避難援助体制の確立を図る。
- ・保育園においては、町会・自治会等、地域の支援を得ながら園児の保護や避難ができるよう、平時からの連絡体制を構築するため、町会・自治会の行事に参加するほか、町会・自治会が実施する防災訓練に参加する。

iii) 乳幼児に配慮した食料・生活用品の備蓄

- ・粉ミルクやおかゆ、哺乳ビン、紙おむつ等、乳幼児向けの食料や生活用品の備蓄の充実を図る。

iv) ぜんそくやアトピー等特に配慮を必要とする乳幼児への対応

- ・酸素吸入器や医薬品等、医療面での対応策を強化するとともに、食品や衣服等、日常生活面においても十分配慮する。

v) 施設の安全確保

- ・幼稚園、こども園及び保育園等の乳幼児施設について、耐震化を図るとともに、施設内の電気器具やガラス、備品類等について安全確保を図るように努める。

vi) 保護者との連絡体制の整備及び訓練の実施

- ・乳幼児施設が開園・開所中に災害が発生した時には、保護者へのスムーズな連絡と引渡しが必要となるため、災害時の連絡体制の整備とそれに基づく情報伝達訓練、引き取り訓練の実施により、非常時に備えた体制づくりに努める。

⑤ その他

- ・ 社会福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない程度の者のうち、災害時に在宅での避難が困難であり、かつ区が開設する一次・二次避難所において一定の配慮を必要とする者（常時、生命維持のために電源の確保を必要とする医療的ケア児・者等）については、必要に応じて、災害時協定に基づき確保する宿泊施設への避難を検討する。
（資料第2 協定・覚書）

4-2 避難行動要支援者対策

（1）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対福祉部	・ 高齢者みまもりネットワーク事業 ・ 避難支援体制の強化 ・ 避難行動要支援者名簿の作成と事前提供 ・ 個別避難計画の作成支援・ 社会福祉協議会、居宅介護事業者、地域包括支援センター等との連携強化

（2）詳細な取組内容

① 避難行動要支援者の把握・地域ネットワークの拡充

i) 避難行動要支援者に対する個別避難計画の整備・共有

- ・ 防災機関等が日ごろから避難行動要支援者の居住状況を把握しておくことにより、災害時の避難支援や安否確認を容易にすることができる。そのため、区では、避難行動要支援者名簿の事前情報提供に同意した者について、あらかじめ、福祉避難所となる施設の管理者である社会福祉法人、区内3警察署、2消防署、民生委員及び受領に同意した町会・自治会等に名簿の事前提供を行う。
- ・ 避難行動要支援者のうち、特に避難支援の必要性の高い者に対して個別避難計画を作成し、避難支援体制の整備を進める。なお、個別避難計画の作成については、民間の福祉サービス事業者等と連携して個別避難計画の作成を進めるほか、未作成者については作成の勧奨を行っていく。また、個別避難計画から得られる情報を活用して各福祉避難所に必要な物品を配置する等、より効果的な避難体制の整備を図る。
- ・ 町会、民生委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、高齢者みまもりステーション、消防署、警察署等、関係機関相互間の連携を密にした「荒川区高齢者みまもりネットワーク事業」を実施しており、引き続き、平時から顔の見える関係性を維持し連携体制を強化する。
- ・ 社会福祉施設等の被災に備え、町会・自治会・防災区民組織、近隣事業所、ボランティア等による協力体制づくりを推進する。

ii) 地域間の協力体制の推進

- ・ 発災直後、行政による救出救護体制の整わない状況下においては、地域の助け合いが最も重要であり、区は今後とも町会及び区民の協力体制の整備に努める。
- ・ 社会福祉施設の被災に備え、町会・自治会、防災区民組織、近隣事業所及びボランティア

等による協力体制づくりを推進する。

- ・区内だけでは対応しきれない状況になることも想定されることから、高齢者や障がい者の避難受入れについて、23 区間相互及び交流都市等とあらかじめ協議し、相互の受入れ可能数や受け入れ場所についての検討を進める。

iii) 総合的な防火診断及び住まいの防火防災診断等の推進

- ・消防署は、震災時において周囲の状況変化に的確・安全な避難行動をとることが困難である避難行動要支援者（高齢者・身体障がい者等）の安全を確保するため、区と連携した総合的な防火診断及び住まいの防火防災診断を推進し、本人及びその支援者の防火防災に係る意識啓発と居住環境の安全対策を進める。

- ・区、消防署等、関係機関は協働して、防災区民組織とともに、避難行動要支援者への対応を想定した防災訓練を実施する等、地域の防災行動力の向上に努める。

③ その他の避難行動要支援者対策

- ・その他、病弱者、透析患者、難病患者等、特に医療面での特別な配慮を必要とする者については、区のみならず、国及び都を含め、関係機関等が連携を図りながら支援を行う。

4-3 外国人支援対策

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部 ・ 災対地域文化スポーツ部	・ 防災意識の普及と啓発 ・ 避難標識の外国語併記

(2) 詳細な取組内容

① 災害予防の充実

i) 防災意識の普及と啓発

- ・外国人に対する防災意識の普及・啓発を図るため、区及び防災関係機関は、分かりやすい多言語の外国人向け防災パンフレットや行動マニュアル等を作成し、住民記録窓口や関係機関窓口等で配布することにより、地震についての説明や、日ごろからの備え、避難所情報、緊急連絡先等、防災情報の周知を図る。

- ・荒川区国際交流協会等と連携し、通常実施している外国人との交流の場を利用し、平時から情報提供を行うとともに、外国人対象の防災訓練・講座を実施する。また、日本語学校や専門学校、留学生寮への起震車の派遣、地域の避難訓練への参加呼び掛け等を積極的に行う。

ii) 避難標識等の多言語化

- ・避難標識や一時集合場所表示板等については、外国語（英語、中国語、韓国語）の併記を進めるとともに、外国人でも分かりやすいピクトグラムややさしい日本語を使用する。

② 災害時の支援体制

i) 地域や協定締結団体と連携した支援体制を構築

- ・被災直後等においては、語学能力のある区職員、又はコミュニケーションカードや携帯電話端末を用いた翻訳アプリケーション等を活用し、外国人避難者への対応にあたる。
 - ・「災害時における語学ボランティア協力に関する協定」を締結している学校法人新井学園赤門会日本語学校に協力を依頼し、避難所における通訳等、外国人避難者に対し支援を行う。
- (資料第2 協定・覚書)

ii) 都と連携した支援体制を構築

- ・都生活文化スポーツ局が都庁に開設する外国人災害時情報センターにボランティア等の派遣を要請し、避難所等へ派遣してもらうとともに、外国人へ必要な情報を提供する等、都と連携した被災外国人を支援する体制を構築する。
- ・災害広報紙、外国語版広報紙等による災害情報の提供、ホームページの多言語表記等を行う。

4-4 女性の視点や多様性に配慮した対策

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対総務企画部 ・ 災対区民生活部	・ 男女共同参画の推進とLGBTQ等の多様性の理解促進 ・ 女性リーダーの育成

(2) 詳細な取組内容

① 女性の視点や多様性に配慮した対策

i) 基本的な考え方

- ・ 平時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる
 - ・ 「主体的な担い手」として女性を位置付ける
 - ・ 災害から受ける影響の男女の違いや多様性等に配慮する
 - ・ 男女の人権や多様性を尊重して安全・安心を確保する
- (「男女共同参画の視点からの防災・復興のガイドライン」(内閣府)より引用)

ii) 避難所における主な対策

- ・ 女性の視点や多様性に配慮した避難所運営の重要性について、平時から訓練や防災イベントを通じ区民に周知啓発を行う。
- ・ 一次避難所開設運営マニュアルは、以下の内容に留意し、作成・改訂を行う。
 - (1) 開設当初から、授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペースを設けること。トイレは、男性に比べて女性の方が混みやすいことから、女性用トイレの数を多めにすることが望ましい。
 - (2) 避難所の管理責任者には、男女両方を配置すること。
 - (3) 避難者による自治的な運営組織には、男女両方が参画するとともに、責任者や副責任者等、役員のうち女性が少なくとも3割以上は参画することを目標にすること。

- (4) 生理用品や下着等の女性用品については、女性の担当者から配布したり、女性専用スペースや女性トイレに常備しておく等、配布方法を工夫すること。
- (5) 女性や子どもに対する暴力等を予防するため、就寝場所や女性専用スペース等の巡回警備等、安全・安心の確保に配慮すること。また、暴力を許さない環境づくりや、被災者への適切な対応を徹底すること。
- (6) 避難所の管理責任者は多様な性のあり方を理解し、避難所利用者にも理解を求めるとともに、プライバシー確保等、可能な限りLGBTQ当事者に対する配慮を行うこと。
 (「男女共同参画の視点からの防災・復興のガイドライン」(内閣府)より引用)

iii) 女性リーダーの育成

- ・東日本大震災及び熊本地震等の経験から、内閣府や都において女性の視点を意識した避難所運営や防災への取組の重要性が再認識された。区は、都や関係機関と連携して、女性向け防災講習会や女性リーダーの育成に向けた啓発等を実施するとともに、一次避難所開設・運営訓練等の女性参加者を増やすため、あらゆる方法で周知啓発を行う。
- ・一次避難所において、より多くの女性が運営に関わる、女性の意見が反映されやすい環境づくりを進めていく。

5 車中泊

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部	・ 車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 ・ 避難所環境の整備促進
都 ・ 福祉局 ・ 保健医療局	・ 車中泊者発生抑制に向けた普及啓発
警視庁	・ 大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼に係る普及啓発

(2) 詳細な取組内容

① 都における震災時の車中泊に係る基本的考え方

- ・ 以下の理由により、都内において車中泊を認めることは、原則、困難である。
 (理由)
 - ・ 東京都震災対策条例により車両での避難を禁止していること。
 - ・ 大震災発生時は、人命救助や消火活動等のため、都内では、警視庁から、新たな自動車の乗り出し自粛依頼や、大規模な交通規制が実施されること。
 - ・ 緊急自動車専用路(警視庁等の交通規制)の対象以外においても、道路上等における駐車が被災者支援等に致命的な影響を与える可能性が大きいこと。
 - ・ 都内では、オープンスペースは限定的で、発災時における応急活動等の用途が決定している場所が多く存在すること。
 - ・ エコノミークラス症候群等、健康問題に対する適切な対応に課題があること。

② 車中泊者発生抑制に向けた取組

・区内における車中泊は、東京都震災対策条例により車両での避難を禁止していること、人命救助や消火活動、被災者支援等に致命的な影響を与える可能性が大きいこと、エコノミークラス症候群等、健康問題に対する適切な対応に課題があること等から、原則、認めることは困難である。

・区は、災害時の混乱防止に向け、ホームページやSNS、その他広報媒体等で、あらかじめ区民に普及啓発し意識の醸成に努める。また、多様な避難者が安全に安心して避難生活を送れるよう、平時から避難所環境の整備等に努めていく。

6 動物救護

6-1 ペットの取扱い

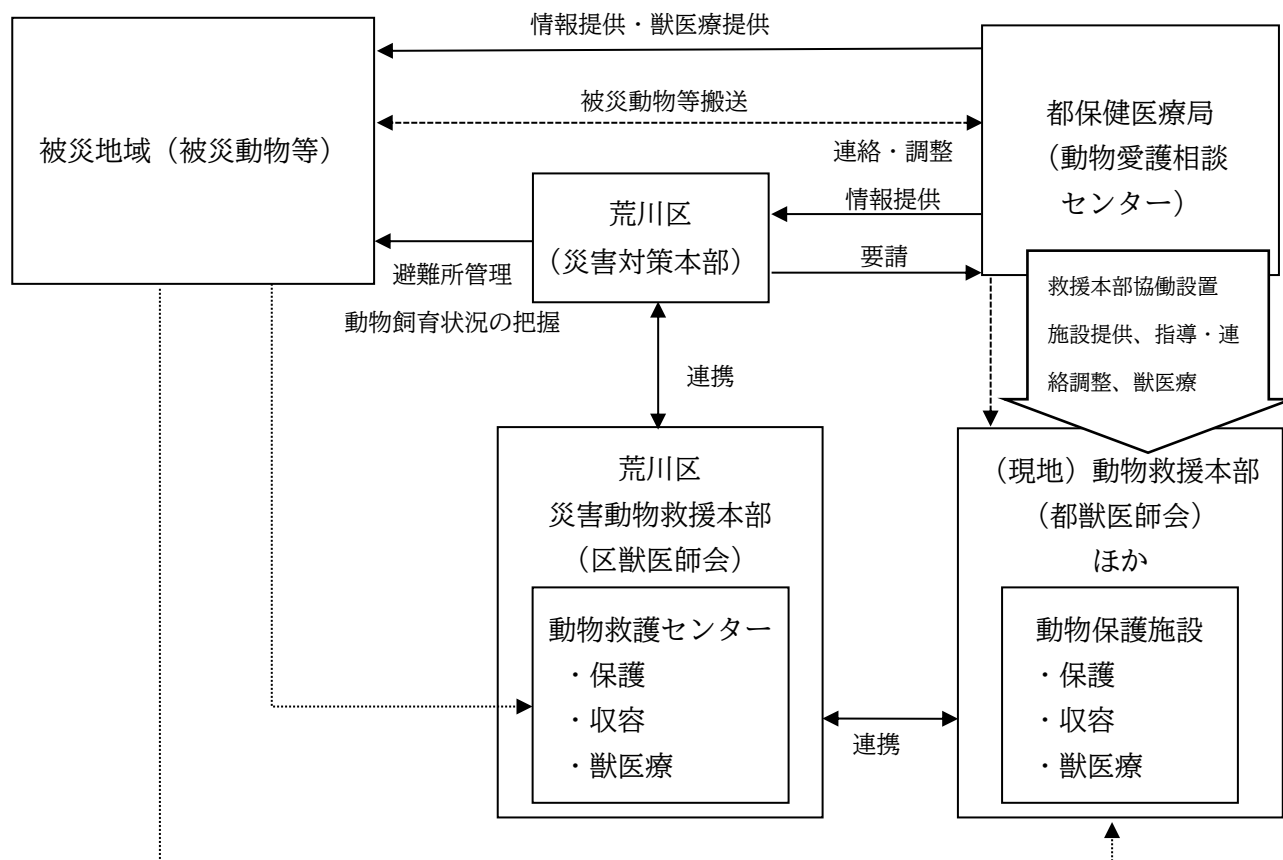
(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対健康部	- 動物の適正な飼育、災害時の備え等に関する飼い主への普及啓発を実施 - 動物救護センターの設置による動物保護体制の整備

(2) 詳細な取組内容

① 災害時における動物保護体制

[災害時における動物保護体制]



② 区役割

i) 飼主の備えについての普及啓発

- ・災害時における動物保護体制においては、住民同士の助け合いによる「共助」や行政による「公助」には限界があるため、飼主による「自助」を基本とすることを踏まえ、区は、災害時の備えについて、飼主に対し、自助を最優先とした普及啓発を実施する。
- ・区は飼主に対して、避難所においてペットを居住スペース内に避難させることは、動物が苦手な避難者等の精神的な苦痛となるため、取り入れていない旨を周知する。
- ・ペットの飼主が避難に備えるべき対策についての意識を持てるように、日ごろからの備えに関して飼主に直接情報を届けるため、様々な広報媒体を活用した周知を図るとともに、講演会等でペット防災に関する普及啓発を実施する。
- ・区は飼主に対して、事前の備えとして、ペットと在宅避難するための自宅の耐震化やペット用品の備蓄、在宅避難が困難な場合のペットの預け先の確保等、飼主が各自、発災時の対応を検討し、備えができる情報を提供する。

ii) 動物避難施設の確保

- ・区は、自宅が火災や倒壊等となり、自宅外への避難が必要な飼主のうち、知人・友人、親類宅等が遠隔地にある等の理由で避難先が見つからない方が同行避難できる施設（一次避難所等）の確保について、関係者との調整を図る。
- ・生活圏域に合わせて、少なくとも各地区で1箇所ペットの避難施設が確保できるよう、地域の理解を深めながら、段階を踏んで調整を進める。
- ・区は事業者との協定締結により、動物避難施設としてのトレーラーハウスを設置するとともに、動物病院等の関係機関との連携により、ペットが避難できる施設を確保できるように努める。

（資料第2 協定・覚書）

iii) 動物救護センターの設置

- ・区は、被災により負傷した動物や逸走した動物の治療及び保護を行うための拠点、また、飼主が負傷する等、ペットと行動をとともにできない場合、自宅や避難所に避難できない場合のため、動物救護センターを設置する。
- ・動物救護センターは、荒川自然公園内に設置し、運営については、区が、区獣医師会、動物愛護団体や動物愛護ボランティア等と連携して行うものとする。
- ・動物救護センターは、区内外から参集する動物愛護団体やボランティアの拠点として、会議・宿泊の場所の機能も兼ねる施設とする。
- ・動物救護センターの設置は、発災から概ね1か月間とし、動物の保護・治療のほか、必要に応じて里親探しや他自治体の動物保護施設への移送を行う。

iv) 獣医師会等との連携

- ・被災時の動物の保護等については、迅速な対応が求められることから、荒川区獣医師会と「災害時における動物救護活動に関する協定」を締結し、区獣医師会と連携体制を確立し、動物の保護・治療にあたる。

（資料第2 協定・覚書）

③ 飼い主の役割

- ・ 飼い主は、平時から災害時においても自宅でペットとともに過ごせるよう、耐震工事や家具等の転倒防止対策等、自宅内の安全対策を講じるとともに、必要な備蓄を行う。
 - ・ 飼い主は、自宅で過ごせない場合や避難所への同行避難が困難な場合に備え、ペットとともに友人、知人、親戚宅等へ避難できるよう、事前に避難先を確保する。
 - ・ 飼い主は、収容ケージやペットの7日分以上（少なくとも5日分）の水及び餌を備蓄し、自宅外への移動にあたり、これらを持参する。また、入浴やブラッシング、無駄吠え等へのしつけについても平時から行う。
 - ・ 狂犬病予防接種（義務）に加え各種ワクチンの接種や、犬フィラリアやノミ・ダニ等の寄生虫（猫等を含む）を予防、駆除する。
 - ・ 避難の際には、できる限りペット用バッグ等を用い避難できるよう、日ごろから慣れさせておく。
- （環境省「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」より引用）

④ 避難所運営委員会の役割

- ・ 一次避難所の避難所運営委員会は、飼い主の逃げ遅れや避難に対するためらいを未然に防ぐために、発災直後の一時的なペットの避難の受入れの可否について事前に検討する。
 - ・ ペットの同行避難の検討にあたってはアレルギー等、動物を苦手とする避難者がいることに留意し、避難所における動物飼育場所は、避難者の生活空間である居住スペースから分離された場所（風雨等がしのげる場所）が確保できることとする。ただし、身体障がい者の補助犬である盲導犬、介助犬、聴導犬はペットではなく、「身体障害者補助犬法」により公共的施設での同伴を認められているため、居住スペース内に同伴することにより、他の避難者がアレルギー症状を引き起こす可能性がある場合は、補助犬とともに個別のスペースで生活することとする。
 - ・ 平時から避難所開設訓練等を通じて、避難所運営委員会や区、学校において検討し、あらかじめ、動物専用スペースや行動エリアを定める。対象動物は、犬・猫等の小動物とする。ただし、特定動物や特定外来生物に指定された動物、温度調整等特別な管理が必要な動物は含まない。
- ※小動物とは、犬、猫、ハムスター、ウサギ、フェレット、小鳥等のペットをいう。
- ・ 発災直後、居宅に困窮した飼い主への対応として、避難所居住スペースへ案内する。ペットについては、あらかじめ判断したペット専用のスペースに避難し、被災の程度や避難所の状況を踏まえて動物救護センターに移動し保護する。
 - ・ 避難所におけるペットの給餌や排泄物処理等の世話は、飼い主の責任において行う。

【応急対策】

1 避難誘導

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部	・ 関係機関と連携した安全な避難経路の確保、誘導 ・ 災害時安否確認ツール（無事ですシール、避難者カード）を活用した安否確認
警察署	・ 道路状況の把握、安全な避難誘導の選定
消防署	・ 火災を勘案した避難経路の選定 ・ 消防団と連携した避難誘導

(2) 詳細な取組内容

① 避難の指示

i) 一般的な基準

- ・ 避難指示の基準は、原則として次のような事態に至ったときに発する。
 - ✓ 火災が拡大する恐れのあるとき
 - ✓ 爆発の恐れがあるとき
 - ✓ ガスの流出拡散により、広域的に人命に危険が予想されるとき
 - ✓ 河川の上流が被害を受け、下流域に危険があるとき
 - ✓ その他区民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認めるとき

ii) 指示の発令

- ・ 地震による火災や土砂崩れ等、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、区本部長は、対象地域、対象者及び避難先を定め避難指示を発令する。

iii) 区民への情報伝達方法

- ・ 上記 ii) の場合、直ちに都本部長に報告するとともに、区民に対し次のような方法により速やかに情報を伝達する。
 - ✓ 防災行政無線（屋外スピーカー）による音声伝達
 - ✓ 広報車、安全安心パトロールカーによる音声伝達
 - ✓ 緊急速報メールによる文字伝達
 - ✓ 荒川区メールマガジン、荒川区防災アプリ、各種 SNS 等による文字伝達
 - ✓ Lアラートを通じメディア（TV・ラジオ等）を介した映像又は音声伝達

iv) 緊急避難的措置

- ・ 警察署長、消防署長は、火災の延焼拡大又はガスの拡散が迅速で、現地において著しく危険が切迫し区本部長が避難指示を発する時間的余裕がない場合は、直接区民に避難指示することができる。この場合、直ちに区本部長に通報する。

v) 警戒区域の設定

- ・ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、区本部長は、警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、又は当該区域からの退

去を命ずることができる。

② 避難誘導

・ 震災により、延焼火災等の危険が切迫し、住民に対し避難指示等が発令された場合、避難者の安全確保を図るため、区、消防署、警察署が相互に協力し、適切な避難誘導を行う。

[避難誘導の方法]

各機関	避難誘導方法
区	・ 避難誘導は可能な限り防災区民組織（町会・自治会等）単位で行う。 ・ 区民は、まず一時（いつとき）集合場所に集まり集団を形成したのち、災害の拡大状況等の様子を見ながら広域避難場所に向かう。 ・ 事前に避難経路を検討し、安全性を確認する。危険箇所には標示・縄張り・誘導員の配置等、事故の防止に努める。特に夜間の場合は照明を確保する等安全確保に必要な資機材を配置し万全を期す。 ・ 避難路の確保が困難なときは、最寄りの他の広域避難場所等を使用するものとする。 ・ 避難誘導に際しては、家財等の確保のため残留している者等には、特に留意し、指示に従わない者については説得に努め、状況に応じては強制措置をとる。 ・ 避難行動要支援者（要介護高齢者・障がい者・女性・子ども・病弱者等）を、優先的に避難させ、その安全を確保する。 ・ 語学能力のある区職員、又はコミュニケーションカードや携帯電話端末を用いた翻訳アプリケーション等を活用し、外国人避難者への対応にあたる。
警察署	・ 区本部長から避難指示等が出された場合、その他区民の生命身体、財産に危害が及ぶ恐れがあり避難の必要があると認められる場合は、防災関係機関、町会・自治会等の防災関係役員と協力し、区民の避難誘導にあたる。 ・ 避難誘導にあたっては、道路通行環境の把握に努めるとともに道路管理者と協議し、安全な避難路を選定する。 ・ 避難は、できるだけ集団で、高齢者・障がい者等の避難行動要支援者を中心に互いに協力しながら徒歩により行うよう指導する。 ・ 避難者の携行品は、貴重品、照明器具、必要最小限の生活必需品に止めるよう指導する。
消防署	・ 各関係機関への情報連絡 消防署長は、火災の延焼拡大又はガスの拡散が迅速で、人命に危険が著しく切迫していると認めるときは、区民に避難指示等を行う。この場合直ちに区本部長に通報する。 ・ 避難誘導 ア 避難指示等が出された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、最も安全と思われる方向を区等防災機関に通報する。 イ 避難が開始された場合は、消防団員等の活動により、避難誘導にあたる。 ウ 避難指示等が出された時点以降の消火活動は、広域避難場所、避難道路の安全確保に努める。

③ 「災害時安否確認ツール」の活用

・速やかに区民の安否確認を行うために「災害時安否確認シール（無事ですシール）」を、区民自らの避難状況を区及び一次避難所等で把握するために「避難者カード」を活用する。また、普及のため、各避難所において、これを活用した訓練を推進する。

i) 災害時安否確認シール（無事ですシール）

・震災時に玄関の扉の近くの目立つ場所に貼ってもらうことで安否確認の要否を容易に識別でき、近隣居住者や警察・消防等による効率的な救助活動を可能にする。

ii) 避難者カード

・一次避難所及び二次避難所への速やかな受入れを可能にするとともに、避難者の避難状況を把握するため、区民への普及啓発に努める。また、一次避難所開設・運営訓練等において積極的に活用し、円滑な受入体制の強化に努める。

2 避難所の開設・管理運営

2-1 避難所開設・管理運営

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対総務企画部 ・ 災対区民生活部 ・ 災対地域文化スポーツ部 ・ 災対福祉部	・ 一次、二次、福祉避難所の開設・運営 ・ 在宅避難者への支援 ・ 野外収容施設の設営

(2) 詳細な取組内容

① 避難所担当職員の任務（各避難所共通事項）

i) 一般事項

- ・ 避難所を開設した場合、「荒川区〇〇〇（施設名）避難所」の標示をする。
- ・ 避難者の受付、収容に関する整理
- ・ 避難者に対する広報活動
- ・ その他必要事項

ii) 記録事項

- ・ 避難所日誌を備え、管理状況その他必要事項を記録する。
- ・ 食料・物資等の受払い
- ・ 避難者名簿の作成
- ・ その他必要事項

iii) 報告事項

- ・ 避難所の開設（閉鎖）・運営報告
- ・ 各災対部長（災対区民生活部長、災対福祉部長）へ一定時間ごとに避難所の運営状況報告を行う。
- ・ 給食人員等報告
- ・ その他必要事項

② 一次避難所の開設

- ・区本部長は、一次避難所開設の必要があると認めたときは、施設の被害状況及び災害の規模を踏まえ、一部若しくは全ての避難所開設を指示し、これを開設する。
- ・発災後、一次避難所施設を所管する災対教育部等は、所管施設の安全確認及びその周辺の被災状況等の確認を行い、災対区民生活部に報告し、災対区民生活部長は、当報告に基づき、開設する避難所を決定するとともに、あらかじめ選定した避難所担当職員を速やかに各一次避難所に配置し、避難所の開設・運営の支援を行う。
- ・避難所担当職員は、各避難所に配置する避難所開設キットを活用し、避難所の開設に係る初動対応に当たるとともに、学校長又は教員、施設長等（以下「施設管理者」という。）との連絡体制を構築する。
- ・一次避難所の開設状況については、避難所担当職員が、荒川区災害情報システム等により災対区民生活部及び災対区民生活部運用班に報告し、報告を受けた災対区民生活部運用班が、防災関係機関に連絡する。

③ 一次避難所の運営

- ・避難所の運営にあたっては、一次避難所開設運営マニュアルに基づき、避難者自らが協力し合い、自主的な運営を行う。
- ・避難所の運営にあたり、必要な場合は、支援担当自治体、災害時相互応援協定締結自治体等へ応援要請を行うとともに、ボランティア等の協力を得る。
- ・避難所担当職員は、各避難所の施設管理者と施設の利用について、綿密に連携し、十分な保全管理にあたる。
- ・避難所の警備、非常照明、非常電話の架設等については、警察署、東京電力グループ、NTT等の防災関係機関と連携し、速やかに行う。
- ・電気設備や給排水設備に不具合が生じている場合は、災害時協定に基づき、民間事業者に復旧対応を要請する。

（資料第2 協定・覚書）

- ・着替えの場所や授乳場所の確保等、プライバシーや避難所の防犯・治安維持の配慮等を行い、被災者の生活環境を良好に保つように努めるとともに、被災者生活実態調査の実施体制を整え、調査実施後は速やかに災害対策本部に報告する。
- ・必要に応じて、警察署に対して、警察官による避難所内外の巡回等を依頼し、避難所の秩序及び安全の確保に努める。
- ・発災直後は、避難者全員の収容を優先し、発災からの時間経過に応じて、避難所の混雑状況によっては、各避難所の開設状況及び混雑状況を確認した上で、他の避難所に誘導する等、避難者の避難スペースの確保やプライバシー、健康管理の確保に努める。

（資料第2 協定・覚書）

- ・避難所における喫煙については、多数の避難者が避難所を利用することから、非喫煙者への配慮や火の元の管理という意味で、屋内は禁煙とする。屋外に喫煙場所を設置する場合においても、非常口から離れた場所に指定するとともに、受動喫煙を生じさせることがないように、敷地内の居住空間から離れた、人の往来が少ない場所、周囲等に可燃物を放置しない等、避難所

運営委員会等において設置場所・運用方法等を十分に検討し、喫煙場所を設置する。なお、消火用バケツ等を用意し、吸い殻を確実に消火する。

・避難所等における新型コロナウイルス等感染症対応方針に基づき、避難所における感染症の感染拡大防止に努める。

④ 二次避難所の開設

・区本部長は、二次避難所開設の必要があると認めたときは、指定している区施設のうち災害の規模と状況に照らし、適当な施設に速やかに二次避難所を開設する。

・災対区民生活部は、二次避難所担当職員等をあらかじめ選定し、避難所を開設するとともに、他の災対各部からの増援により、二次避難所担当職員の配置体制を確立する。また、避難所管理責任者を配置し、指定管理者等の施設管理者との連絡にあたる。

・二次避難所担当職員は、二次避難所の開設状況を災対区民生活部に報告する。

・災対区民生活部運用班は、速やかに開設状況を都福祉局及び各警察署、各消防署等関係機関に連絡する。

・二次避難所の運営に必要な資器材、台帳等はあらかじめ整備しておく。

⑤ 福祉避難所の開設

・区本部長は、福祉避難所開設の必要があると認めたときは、指定している社会福祉施設のうち災害の規模と状況に照らし、あらかじめ指定している施設を福祉避難所として開設する。

・発災後、災対福祉部は所管施設の被害状況及びその施設周辺の被災状況等の確認を行う。

・災対福祉部は、上記の被害・被災状況を踏まえ、開設する福祉避難所を決定する。

・災対福祉部は、あらかじめ選定した福祉避難所担当職員を配置し、福祉避難所を開設するとともに、他の災対各部からの増援により、福祉避難所担当職員の配置体制を確保する。また、福祉避難所管理責任者を配置し、施設長等の施設管理者（以下「施設管理者」という。）との連絡にあたらせる。

・福祉避難所担当職員は、福祉避難所の開設・運営状況を災対福祉部に報告する。

・災対区民生活部運用班は、速やかに開設状況を都保健局及び各警察署、各消防署等関係機関に連絡する。

⑥ 福祉避難所における事業者等との連携体制

i) 初動体制

・避難行動要支援者名簿及び個別避難計画は、各福祉避難所に保管し、避難者台帳や安否確認等に活用する。

ii) 避難・移送

・福祉避難所への避難は、原則として支援者（家族及び支援者）と直接避難する。

・地域住民、家族、防災機関及び防災区民組織等とも連携し避難行動要支援者を福祉避難所への避難を支援する。

・医療依存度が極めて高い在宅高齢者や障がい者で医療処置が必要な場合は、かかりつけ医療機関へ避難することを優先させる。

・避難に必要なマンパワーや資機材の確保等、福祉避難所への避難誘導については、警察署

や町会・自治会とともに連携し、体制を整備する。

iii) 運営

- ・介護や障がい等の事情に配慮したレイアウトとし、避難対象者の家族及び支援者等とともに協力して、避難所の運営体制づくりに努める。
- ・介護が付添い者だけで不足するときは、災対福祉部及び災対本部を通じボランティアを募り、福祉避難所への介護職等のボランティアの協力を依頼する。
- ・体調の変化に十分注意し、医療救護班との連絡を密に行う。
- ・施設管理者等は、福祉避難所の開設・運営状況を災対福祉部へ報告する。
- ・施設では、その機能を活かし、施設職員の協力を得て、避難対象者の立場に立った避難生活の実現に努める。福祉避難所担当職員は、福祉避難所の開設・運営に協力する。
- ・各避難所は、職員が交替しながら、24 時間体制で運営する。
- ・区は、東京都災害福祉広域支援ネットワークを通じて、福祉専門ボランティア等の派遣を要請し、福祉避難所等における専門的支援体制の維持強化を図る。

⑦ 在宅避難者への支援

- ・食料や支援物資の配給は、一次避難所となった小中学校等において、混乱を招かないように、一次避難所避難者と在宅避難者の物資配布について配慮する。
- ・在宅避難者への支援に当たっては、町会自治会や民生委員の協力を得て、在宅避難者の所在把握や、最寄の一次避難所まで食料や支援物資を受取りに行けない在宅避難者に対する配布等を行う。

⑧ 野外収容施設の設営

i) 開設基準

- ・災害の規模が大きく既存施設の被害が甚大で屋内避難が困難である場合、又は何らかの理由によって避難所が開設されない場合

ii) 設営施設・場所

- ・野外収容施設は、その緊急性に鑑み短期間に設置可能なテント等の器材を活用し、学校の校庭、区内の公園等のオープンスペースに被害状況及び他の用途と調整した上で設置する。

iii) 設置期間

- ・避難所が開設されるまでの間、若しくは応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

iv) 設営の方法

- ・災対区民生活部長及び災対各部からの報告により、区本部長が野外収容施設の開設を認めた場合、災対管理部及び災対区民生活部は器材の調達並びに設営を行う。
- ・災対区民生活部は各施設の避難者の受け入れ状況並びにオープンスペースの状況等を勘案した上で、器材の必要数量を算定し、災対管理部に報告する。
- ・災対管理部は、民間調達による器材の早急な確保を図るとともに、災対区民生活部運用班を通じて都財務局及び協定締結事業者等へ調達依頼を要請する。
- ・設置する器材については、受領場所から設置場所までの搬送、設置は災対区民生活部が行う。
- ・野外収容所の管理・運営等についても、避難所と同様の対応を行う。

2-2 避難所等における生活衛生の確保

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対健康部	・ 避難所の環境衛生の確保 ・ 飲料水及び食品の衛生確保

(2) 詳細な取組内容

① 避難所等における生活衛生の確保（各避難所共通事項）

・ 災害時には、飲料水として利用する水の安全性の確保が必要となる。また、避難所・食品関係営業施設等において、停電による冷凍・冷蔵設備の機能低下や、設備不十分な状態での調理等による食料品の腐敗や汚染が予想される。このため、災対生活衛生課は、飲料水及び食品の安全と避難所等における生活衛生の確保を図る。

i) 環境衛生の確保

- ・ 環境衛生の確保のため、保健所長等の指示のもとに、次の活動を行う。
 - ✓ 飲料水の塩素による消毒の確認
 - ✓ 区民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導
 - ✓ 避難所の過密状況や衛生状態の調査・確認
 - ✓ 避難所における室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導
 - ✓ 避難所等におけるハエや蚊の防除方法についての助言・指導
 - ✓ 避難所等におけるねずみや昆虫の防除

ii) 食品衛生の確保

- ・ 食品衛生の確保のため、保健所長等の指示のもとに、次の活動を行う。
 - ✓ 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保
 - ✓ 食品を取り扱う地域内輸送拠点の衛生確保
 - ✓ 避難所の食品衛生指導
 - ✓ その他食品に起因する危害発生の防止
 - ✓ 食中毒発生時の対応

3 要配慮者対策

3-1 要配慮者支援対策

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対福祉部 ・ 災対健康部	・ 避難行動要支援者名簿等を活用した早期の避難及び安否確認 ・ 民生委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター等と連携した高齢者・障がい者への支援の実施 ・ 福祉的支援の必要性の把握及び対応（災害ケースマネジメントの実施）

(2) 詳細な取組内容

① 避難支援及び安否確認の実施

i) 優先度に応じた避難支援・救助支援の実施

- ・ 区は、町会、民生委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、高齢者みまもりステーション、消防署、警察署、NPO等関係機関と連携し、医療介入等の優先度の高い要配慮者の把握に努め、避難支援及び救助支援を実施する。
- ・ 消防署は、区が整備する救急直接通報等を活用して、避難行動要支援者の情報収集及び安全確保を図る。

ii) 関係機関等と連携した安否確認の実施

- ・ 区は、あらかじめ防災関係機関等に提供している避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に加え、必要と認める場合には、災害対策基本法第49条の11第3項に基づき、本人の同意を得ていない避難行動要支援者の情報も含めて情報を提供し、早期の安否確認の実施に努める。

② 避難所等における要配慮者への支援体制と情報提供

i) 福祉避難所の速やかな開設と人的支援の早期確保

- ・ 区は、福祉避難所となる施設の管理者と連携し、被害状況及び安全性の確認、速やかな福祉避難所の開設、通信手段の確保等を行う。
- ・ 福祉避難所においては、介助者及び支援者等の不足が懸念されることから、区は、避難者数及び避難者の状況について、施設管理者と密に情報共有を図り、速やかに外部機関等への支援要請を行い、切れ目のない支援を実施する。

ii) 一次避難所福祉スペースにおける要配慮者への対応

- ・ 区は、二次避難所の開設を決定したときは、一次避難所の福祉スペースに避難している要配慮者のうち、二次避難所への避難が必要な者をトリアージし移送する。
- ・ 区は、避難所等における要配慮者の状況を把握し、適切に情報が届くよう情報提供の在り方に配慮するとともに、適宜、関係機関等に協力を依頼する。

③ 災害関連死の予防

i) 保健・医療・福祉等の体制

- ・ 区は、都及び医療関係機関と連携・協力し、避難所・仮設住宅等への巡回健康相談体制及

び巡回精神相談等のメンタルヘルスケア体制の確保を図る。

- ・区は、在宅、仮設、避難所を問わず、避難生活におけるフレイルの悪化及び災害関連死を防止するため、理学療法士等専門的資格を有した者を含む福祉・介護予防チームを編成し、生活環境改善等の支援を行う。

- ・また、災害ケースマネジメントの観点から、多職種連携による支援体制を早期に整備し、要配慮者の生活再建に努める。

ii) 医療機器等の確保

- ・区は、医療支援が必要な避難者が避難所等で生活する上で必要な医療機器等の確保に努める。

- ・区は、あらかじめ締結している協定団体等と連携し、リハビリや介護予防等に必要な機器等の確保に努める。

iii) 仮設住宅

- ・区は、応急仮設住宅の入居者選定にあたっては、都が策定する選定基準に基づき、要配慮者の優先入居に努める。また、仮設住宅入居後も、民生委員、地域包括支援センター、高齢者みまもりステーション及び外部支援者の協力を得て、孤立化の防止、コミュニティの再構築等、アウトリーチによる要配慮者への継続的支援を実施する。

④ 在宅の高齢者・障がい者の援助及び相談

- ・在宅避難高齢者等に対して、地域包括支援センター及び高齢者みまもりステーションによる訪問及び生活環境改善等を目的とした医療福祉専門職等の巡回により、災害関連死の防止を図る。

- ・区内の居宅介護サービスや相談支援事業者等と連携し、支援を要する高齢者・障がい者が引き続き自宅で生活を送る場合については、定期的に安否を確認し、情報提供等を行うとともに、災対区民生活部等と連携しながら必要な支援を行う。

3-2 乳幼児・児童等への対策

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対子ども家庭部 ・ 災対教育部	・ 応急教育・応急保育の実施及び体制 ・ 園児・児童・生徒等の保護者への引渡し

(2) 詳細な取組内容

① 応急教育・保育体制

i) 応急教育体制

○災害時の体制

- ・児童等が学校等の管理下にある時に発災した場合、安全確認ができるまでの間、児童等を保護し、安全確認ができた場合又は確実に保護者又は保護者の委託を受けた代理人（以下本章「保護者」という。）への引渡しができる場合には、児童等を帰宅させる。

- ・保護者等に対しては、避難計画に基づいて、児童等の安全な引渡しを図る。
- ・災害の規模並びに児童等や教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、災対教育部へ報告する。
- ・状況に応じ、災対教育部と連絡の上、適切な期間、臨時休校（園）等の措置をとる。
- ・応急教育計画を作成したときは、災対教育部に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童等に周知徹底を図る。
- ・応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。
- ・学校等が避難所となる場合は、教育活動再開のために必要場所の確保を図るほか、避難所として開放できる部分を指定し、区民の協力が得られるように努める。

○災害復旧時の体制

- ・学校長及び園長、施設長（以下本章「校長等」という。）の役割
 - (1) 教職員の安否等を掌握するとともに、児童等の安否や被災状況を調査し、災対教育部に連絡する。
 - (2) 連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。
 - (3) 応急教育計画に基づき、学校等に収容可能な児童等を収容し、指導する。指導にあたっては、健康、安全教育及び生活指導に重点をおくものとする。また、心のケア対策にも十分留意する。
 - (4) 疎開した児童等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、前記に準じた指導を行うよう努める。
 - (5) 教育活動の再開にあたっては、児童等の安否確認と通学路及び通学経路の安全確認を行い、災対教育部に報告する。
 - (6) 教育活動の再開にあたり、施設の安全点検を実施した後、自校（園）の安全な教室等の転用により、早急に授業（保育）の再開に努める。なお、施設の被害状況により、学級合併授業や、二部制授業、近隣校との連携分散授業、他の公共施設等の代替利用等の工夫が必要となる。
 - (7) 災害の推移を見極め、災対教育部と緊密な連絡を図るとともに平常授業（保育）に戻すように努める。平常授業（保育）に戻す時期については、早急に保護者に連絡する。
- ・災対教育部の役割
 - (1) 学校長等からの校（園）舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧する。
 - (2) 被災学校（園）ごとに担当する職員及び指導主事を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。また、担当指導主事は、被災学校（園）の運営について、指導と助言にあたる。
 - (3) 連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。
 - (4) 災害により住居に被害を受け、学用品を損失又はき損し、就学上支障の生じた小中学校の児童・生徒（特別支援学校の小学部、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部を含む。以下本節において同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下本節において同じ。）に対し、被害の実情に応じ、教科書（教材を含

む)、文具及び通学用品を給与(支給)する。

(5) 給与(支給)の時期は、教科書については、災害発生日から1か月以内、その他については15日以内とする。ただし、交通、通信等の途絶により学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、都本部長が厚生労働大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

(6) 学用品の調達は都本部長が一括して行い、小中学校の児童・生徒に対する給与(支給)(職権の委任があった場合は、調達から給与(支給))は災対教育部が行う。

(7) 教育活動再開のために、区内学校(園)間の教職員の応援体制について調整を行うとともに、都と都内学校(園)間の教職員の応援体制についても、必要な調整を行う。

(8) 被災した児童・生徒等に対する学校納付金について、必要な計画を策定する。

ii) 応急保育体制

○災害時の体制

・園長は、適切な緊急避難の措置を講ずる。

(1) 園児・職員及び施設の被害状況を把握し、園児の安全と保育園の管理に万全を期する。

(2) 園児が在園中であるときは、安全確認ができるまでの間、園児を園内に保護する。

(3) 安全確認ができ、確実に保護者等へ引渡しができる場合は、事前の計画に基づいて園児を引き渡す。

○避難所等への保育士、看護師等の巡回

・保育園に在籍している子どもや保護者が個別に避難所等に避難していることを想定し、在籍している子どもの安否や心身の状況を確認するため、必要に応じて避難所等に保育園に従事する保育士、看護師等が巡回する。

○施設の早期再開

・災害発生後、地域及び施設の安全が確認できたら、乳幼児施設の管理責任者は速やかに施設内部の復旧作業を行い、早期再開を図る。

・この際、保護者の負傷等の事情により緊急に保育を要する状態となった乳幼児や避難所で生活する乳幼児については、保育園等の再開状況に応じて受け入れ体制をとる。

○要保護乳幼児の把握と保護

・乳幼児の生命の安全と健康の維持を図るため、保護者のいなくなった乳幼児若しくは保護者による保護が困難となった乳幼児の実態を把握するとともに、要保護乳幼児に対して児童相談所と協力して乳児院等への措置を行う。

○他区、都及び交流都市への協力要請

・乳幼児用の食料や生活用品、教育用具等の物的援助、保健師や教諭、看護師等の人的援助、保育施設や乳児院、避難施設等の施設援助等について、他の区や都、交流都市等へ協力要請する。

○災害復旧時の体制

・園長は、職員の体制、被災状況、施設の被災状況、園児の被災状況等を災対子ども家庭部に報告する。

・災対子ども家庭部は、園長からの報告に基づいて使用可能施設等を考慮した応急保育計

画を作成し、応急保育を実施する。

- ・通園可能な園児は、保育園において保育する。その際、園児の安全確保と健康に万全を期する。

- ・園舎が使用不能の場合は、次の方法を講ずるとともに、平常保育に戻すよう努める。

- (1) 他の施設を確保し、早急に保育を再開する。

- (2) 長期にわたり園舎が使用不能で、他の施設の確保が困難な場合は、臨時休園の措置をとる。

- (3) 保育再開の見通し、状況の推移等については保護者への連絡を密に行う。

iii) 乳幼児・児童・生徒の保護者への引渡し

- ・学校、幼稚園、こども園、保育園、学童クラブ及びにこにこすくーる（以下本章「学校等」という。）においては、日常多数の乳幼児・児童・生徒（以下本章「児童等」という。）を保護者から預かっており、地震等の災害発生時には何をおいても子どもたちの生命を守り、安全を確保することが重要な責務である。このため、学校等は、平時は施設の安全対策の強化、児童等の引渡し計画の確立と保護者への徹底、児童等の訓練等に努めるものとし、震災時には、帰宅困難等の理由により保護者による引き取りが困難となった児童等について、学校等において保護することを基本とする。

- ・学校の放課後において、学童クラブ・にこにこすくーる（以下本章「学童クラブ等」という。）を併設する小学校・ひろば館・ふれあい館（以下本章「小学校等」という。）で児童を保護する場合、区として、施設内の児童全員の安全を確保する観点から児童がそれぞれ属する小学校等や学童クラブ等の別を問わず、これら児童全員を当該施設内の1か所に集めるとともに、小学校等の教職員及び学童クラブ等の職員は、互いに協力して児童全員を一体的に保護する。また、残留する児童等の保護についてもあらかじめ計画をたて、万全を期すものとする。

- ・避難場所等への移動が必要となる場合に備え、保護者への伝達方法を講じておく。

[各種状況に応じた主な対策内容]

項 目	措 置 概 要
在校（園）時の措置	(1) 災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合、校長等は、直ちに教職員等に対して、緊急措置をとることを指示する。 (2) 緊急措置がとられた場合、速やかに授業等を打ち切って臨時休校（園）の措置をとり、児童等の帰宅等については次のように対応する。 ・下校時、帰宅後の注意事項の伝達 ・学校等との連絡方法の確認 ・児童等の保護者への引渡し 児童等については、保護者に確実に引き渡す。 ・引渡し・施設での保護 学校の放課後において、小学校・ひろば館・ふれあい館及び学童クラブ等で児童を保護する場合、施設内の児童全員の安全を確保する観点から、児童がそれぞれ属する施設の別を問わず、これ

項 目	措 置 概 要
	ら児童全員を当該施設内の1か所に集めるとともに、小学校・ひろば館・ふれあい館及び学童クラブ等の職員は、互いに協力して児童全員を一体的に保護する。 引渡しは、施設内において、担任が引渡しカード等により保護者及び帰宅先を確認してから行う。なお、保護者が引取りにこられない児童等は、引取りがあるまで施設で保護するものとする。 なお、保育園においては、町会・自治会等地域の支援を得ながら園児の保護や避難ができるよう、平時からの連絡体制を構築するため、町会・自治会の行事に参加するほか、町会・自治会が実施する防災訓練に参加する。
登校（園）中、下校（降園）中の措置	(1) 登校（園）中、下校（降園）中に災害が発生した場合は、教員が巡回し、原則として、保護者が自宅にいない場合は学校に向かうように児童等へ指示する。保護者が在宅の場合は自宅に待機するよう指示し、可能なら保護者に引き渡す。 (2) 消息の分からない児童等に対しては、学校等が関係機関と連携して安全確認をする。 (3) 登校（園）前若しくは帰宅後（在宅中）の場合、各家庭で保護するものとし、学校等は所属する児童等の安全確認に努める。
校外指導時の措置	(1) 宿泊を伴う指導時（移動教室、修学旅行等）に災害が発生したときは、速やかに学校と連絡をとるとともに地元官公署と連絡を取り、原則として即時帰校の措置をとる。ただし、交通機関の運行状況や被災地域の状況等により帰校することが困難又は危険と判断される場合は、適宜の措置をとる。 (2) 帰校後は、在校時と同様の措置により帰宅させる。校長等はその間の対応の状況を災対教育部に報告するとともに保護者に周知する。
残留する児童等の保護	(1) 学校等は、学校等に残留する児童等を保護するため、必要な食料等を確保する。 (2) 残留する児童等の保護のために必要な人員の確保については、あらかじめ定めてある緊急時の教職員の役割分担により行う。 (3) 残留児童等の保護数及び措置内容について、学校、幼稚園及びこども園は災対教育部、保育所及び学童クラブは災対子ども家庭部に報告する。
学校等施設の被害軽減措置	災害が発生した場合、次の点について被害軽減の措置をとる。 ・児童等の安全確保 ・学校等施設の被害状況の調査及び危険箇所の把握、立入等使用制限 ・初期消火活動

項 目	措 置 概 要
保護者による引き取りが困難な園児・児童・生徒への対応	保育園において、物資の供給等地域の支援を得ながら、保護者による引き取りが困難な園児の保護ができるよう、平時から連携体制を構築する。

4 車中泊

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区	・ 車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 ・ 避難所環境の整備促進 ・ 車中泊者等の状況把握及び都福祉保健局への報告 ・ 避難所に来訪できない車中泊者への必要に応じた支援（エコノミークラス症候群等防止のための普及啓発等）
都 ・ 本部	・ 車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 ・ 車中泊者等に関する区市町村への情報提供 ・ 必要な避難所確保のための区市町村支援
都 ・ 福祉局 ・ 保健医療局	・ 車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 ・ 車中泊者等の情報収集（区市町村） ・ 避難所管理運営に関する支援
警視庁	・ 大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗出自粛依頼に係る普及啓発

(2) 詳細な取組内容

- ・ 発災時には、以下のとおり対応することを原則とするが、状況を踏まえ、適切な対応を図る。
- ・ 区は、車中泊等避難所に滞在することができないと判断した被災者等を含めた避難者等に係る情報の早期把握に努める。
- ・ 在宅避難ができない被災者に対しては、避難所に避難するよう呼びかける。
- ・ 健康面等についての相談・支援等は、区において現行で想定されている体制の中で、必要に応じて都や地域等と連携の上、対応に努める。併せて、エコノミークラス症候群等防止のための普及啓発等に努める。

5 動物救護

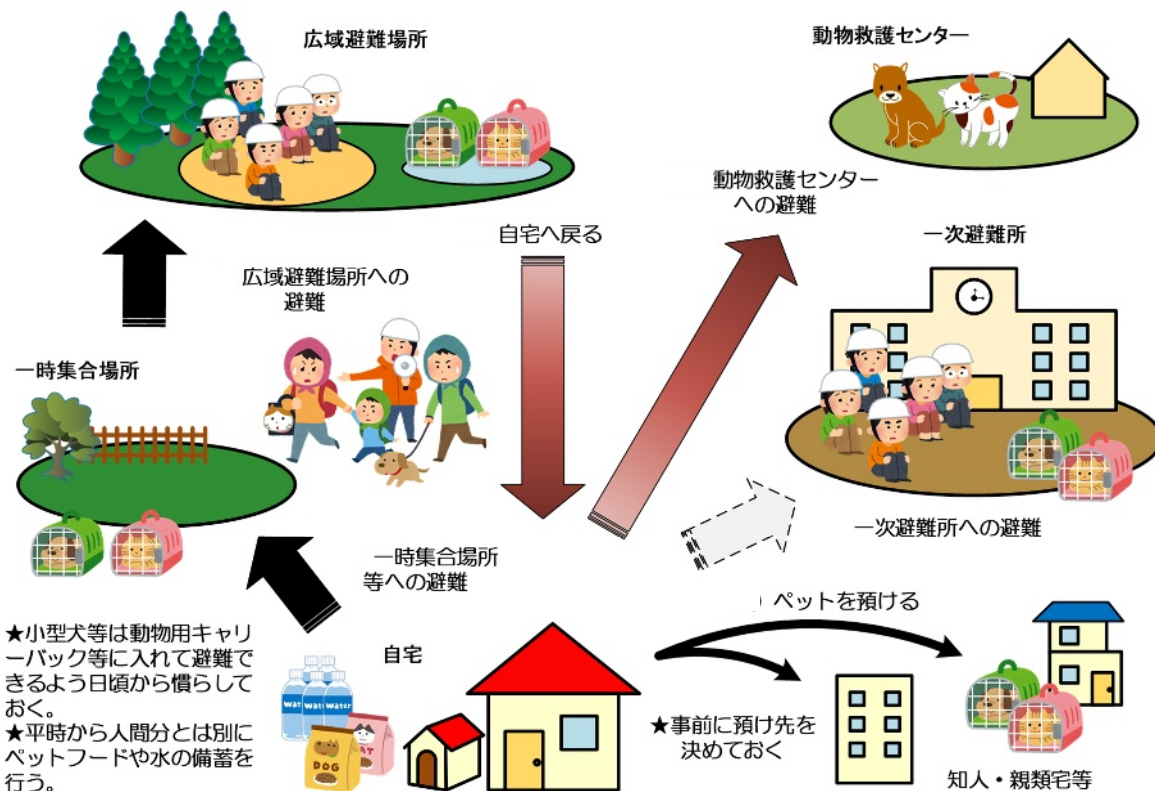
5-1 ペットの取扱い

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対健康部	・ ペットの避難

(2) 詳細な取組内容

① ペットの避難について



i) 一時集合場所等への避難

・ 発災直後は、自宅の安全確認後、避難が必要な場合にはペットとともに、一時集合場所又は広域避難場所へ避難する。避難する際には、ペットフード及び水等の備蓄物を持って、できる限りペット用キャリーバッグ等に入れて避難する。

ii) 広域避難場所への避難

・ 広域避難場所へ避難する際には、他の避難者とエリアを分ける等して、周囲へ配慮する。

iii) 自宅へ戻る

・ 安全が確認できた場合にはペットと一緒に自宅へ戻る。自宅で継続して生活することが困難な場合は、飼い主が避難所に行き、ペットは自宅で飼育する（留守番避難）、又は事前に決めておいた預け先にペットを預けた後、飼い主は避難所へ避難する。ペットが負傷している、自宅に戻ることが出来ない、避難所でのペットの受入れが難しい等の場合には、動物救護センター（荒川自然公園）へ一時的にペットのみ避難させる。

iv) 一次避難所等への避難

- ・あらかじめ発災直後の一時に同行避難を可能と判断した避難所においては、ペット専用のスペースに一時避難し、被災状況等を見ながら、自宅又は救護センターへの移動を検討する。

v) 動物救護センターへの避難

- ・荒川自然公園内、交通園自転車等置き場を動物ケージ収納場所とし、ペットの受付も交通園で実施する。

vi) 区の役割

- ・区は、一次避難所の設置に合わせて、動物救護センターを設置し、負傷したペットの治療と避難が困難なペットの受入れを行う。
- ・区は、動物救護センターの負傷動物の受入れ及び保護状況を踏まえ、避難所として活用していない区施設に、飼い主とペットが避難できるよう確保に努める。

vii) 飼い主の役割

- ・発災時に自宅に被害がなければ、ペットと一緒に過ごせる自宅での生活を優先する。
- ・ペットとともに過ごすことを優先する場合は、自宅での避難の他、知人・親類宅へ避難する。
- ・飼い主は、自身の安全確保がペットとの共存の前提となることを認識し、留守番避難、動物救護センターの利用を検討する。
- ・同行避難が認められた避難所において、ペットの種別（犬、猫等）等を報告し、ブラッシング、給餌や排泄物処理等の世話を飼い主の責任において行う。
- ・飼い主は、動物が苦手な人やアレルギーがある避難者がいることを認識する。

viii) 避難所運営委員会の役割

- ・避難所運営委員会において、ペットの避難の受入れが可能と判断した場合には、アレルギー等動物を苦手とする避難者がいることに留意し、あらかじめ定めていた居住スペースから分離されたペット専用スペースに、一時的に避難することができるよう体制を整える。
- ・ペットの同行避難の期間については、被災の程度や避難所ごとの状況を踏まえ、決定するものとする。
- ・同行避難したペットの鳴き声等により、避難者の生活への影響を及ぼさないよう適宜、動物救護センター等への移動を検討する。

6 ボランティアの受入れ

(1) 主な対策内容と役割分担

- ・避難所の運営におけるボランティアの受入れについて、必要な流れを示す。

各機関	対策内容
区 ・ 災対福祉部	・ 「避難所管理運営の指針」に基づいたマニュアル等の業務手順によるボランティアの派遣要請及び受入 ・ 荒川区社会福祉協議会と協働で、区災害ボランティアセンターを設置・運営し、区災害ボランティアセンターにおいて、必要なボランティアを派遣 ・ 円滑な避難所運営の実施のため、ボランティア・区民活動団体等と連携
都 ・ 生活文化スポーツ局	・ 東京ボランティア・市民活動センターと協働で、都災害ボランティアセンターを設置・運営し、区災害ボランティアセンターや市民活動団体等を支援 ・ 都防災（語学）ボランティアを派遣
都 ・ 福祉局	・ 福祉関係団体等の協力によるボランティア派遣について、区に対する広域的支援 ・ 東京都災害福祉広域支援ネットワーク（都社協）を通じた、福祉専門ボランティアの派遣支援

(2) 詳細な取組内容

- ・避難所管理運営の指針及び避難所開設運営マニュアル等の業務手順により、ボランティアを受け入れる。
- ・区災害ボランティアセンターを通じて、避難所で活動するボランティアを派遣する。
- ・円滑な避難所運営の実施のため、ボランティア・区民活動団体等との連携を図る。

7 被災者の他地区等への移送

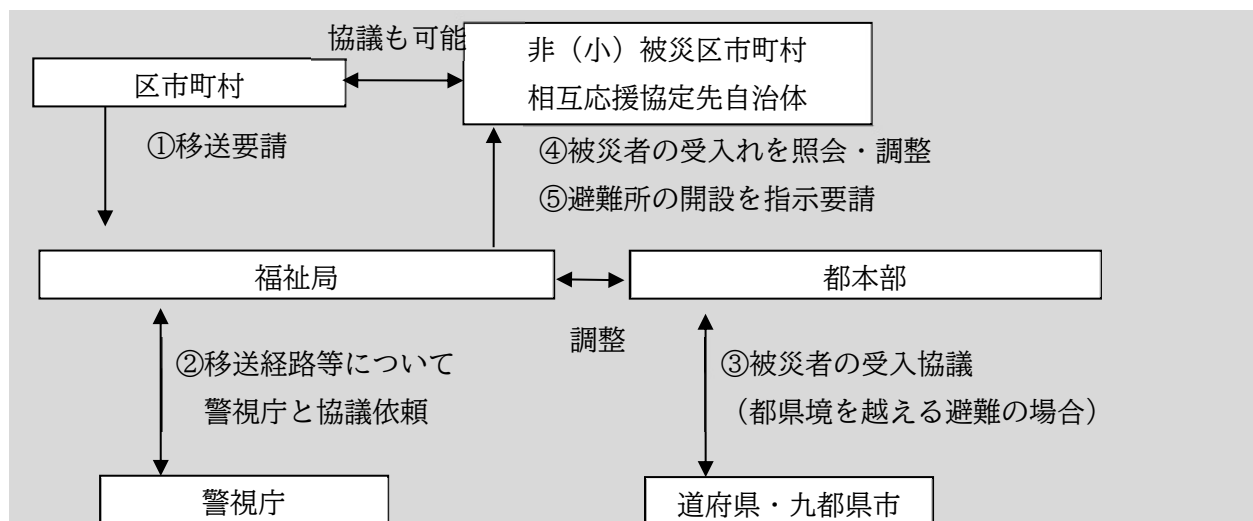
7-1 被災者の移送先の決定

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部運用班	・ 協定締結自治体等への避難者受入の要請

(2) 業務手順

【移送先の決定】



(3) 詳細な取組内容

・ 区本部長は、区が設置する避難所に収容できないときは、校外施設・保養施設を含め、被災者を他地区（協定締結区市町村若しくは隣接区市町村等）へ移送するものとし、移送計画を定める。

① 要請の手続き

・ 災対区民生活部は避難所の状況を確認し、区の避難所に被災者を受け入れることが困難な時は、速やかに移送人員等を把握する。

○被災者の移送についての要請は、次の3つの方法による。

- ✓ 都福祉局への要請
 - ✓ 災害時等における相互応援に協定に基づく協定先の区市町村への要請
 - ✓ 特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定に基づく、特別区支援対策本部への要請
- （資料第2 協定・覚書）

② 移送・運営

・ 被災者の他地区への移送を要請したときは、災対区民生活部は、所属職員を移送先の区市町村に派遣するとともに、移送にあたり引率者を添乗させる。

・ 移送先に派遣された職員又は引率した職員は、移送先の区市町村との調整及び被災者の救援、救護にあたる。

- ・移送先での被災者の救援、救護については、移送元の区市町村が移送先の区市町村の協力を得て実施することとなっているので、支援物資等の搬送体制を確立しておく。
- ・被災者の移送方法については、都災害対策本部（福祉局）が当該区市町村の輸送能力等を勘案して定め、都災害対策本部（財務局）が調達するバス、貨物自動車を中心に実施するが、区としても車両の確保について協力するものとする。
- ・都及び防災協定締結区市町村等より被災者の受入要請があった場合は、直ちに避難所を開設し、受け入れ体制を整備する。
- ・移送された被災者の避難所の運営は原則として受入側の区市町村が行い、移送元の区市町村は運営に積極的に協力する。

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

震災により平時の市場流通機能が被害を受けた場合でも、避難者の生命、身体を保護するため、食料・水・毛布等の生活必需品を確保するとともに、その物資を迅速かつ的確に避難者へ供給する必要がある。

本章では、備蓄物資の確保、備蓄及び輸送体制の整備等について示す。

第1節 現在の到達状況

1 飲料水・食料・生活必需品等の確保

- ・区と都を合わせて、概ね3日分の食料を確保し、4日目以降は国のプッシュ型輸送の受入れを行う
- ・アレルギー対応、乳幼児や高齢者に配慮した食料品の備蓄（アルファ化米・粉ミルク・おかゆ等）
- ・乳幼児、高齢者や女性に配慮した生活必需品の備蓄（哺乳びん・おむつ・生理用品等）

2 備蓄倉庫の整備

- ・区備蓄倉庫及び避難所内へのミニ備蓄倉庫の整備

3 輸送体制の整備

- ・地域内輸送拠点の指定

第2節 課題

1 飲料水・食料・生活必需品等の確保

- ・道路閉塞等が原因で物資が避難所へ届かない可能性がある。
- ・高齢者等要配慮者及び女性の視点にも配慮する等、避難者の多様なニーズへ対応する必要がある。
- ・断水により、生活用水を確保できない恐れがある。
- ・上下水道が機能停止し、トイレが使用できない恐れがある。

2 備蓄倉庫の整備

- ・区備蓄倉庫及び各避難所のミニ備蓄倉庫等における備蓄物資の充実を図るため、備蓄スペースを確保する必要がある。

3 輸送体制の整備

- ・効率的な配車計画、実効性の高い輸送手段を検討する必要がある。

第3節 対策の方向性

1 飲料水・食料・生活必需品等の確保

- ・国、都、協定締結団体等との連携強化による物資確保体制の構築及び家庭内備蓄の促進
- ・避難者が安心して生活できる備蓄の充実
- ・様々な水源を活用した飲料水、生活用水の確保
- ・災害用トイレの備蓄及び既存トイレの有効活用

2 備蓄倉庫の整備

- ・事業者の知見を活用した倉庫内管理
- ・備蓄場所の確保

3 輸送体制の整備

- ・区備蓄倉庫からの輸送体制の整備
- ・ガイドラインに基づく地域内輸送拠点の整備
- ・地域内輸送拠点から各避難所への輸送体制の整備

第4節 到達目標

1 飲料水・食料・生活必需品等の確保

- ・ローリングストック法等を用いた家庭内備蓄7日分以上（最低3日分以上）の実現
- ・飲料水、生活用水の安定的な調達供給体制の構築
- ・各家庭や避難所等における衛生的なトイレ機能の充足

2 備蓄倉庫の整備

- ・迅速な備蓄物資供給のための備蓄倉庫の適切な管理運営

3 輸送体制の整備

- ・支援物資等の円滑な輸送体制の構築

【予防対策】

1 食料及び生活必需品等の確保

1-1 備蓄物資の充実

・震災時には、建物倒壊等による道路の寸断、ライフラインの途絶等により食料・生活必需品の確保に支障をきたすと想定されるため、被災者に食料・必需品等の配給を行う必要が生じる。そのため、被害想定を考慮した食料等の確保、配給及び調達できるよう万全を期しておく。

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対管理部 ・ 災対健康部 ・ 災対区民生活部 ・ 災対教育部	・ 備蓄物資の確保 ・ 民間団体等との供給協定の締結
都	・ 都区の役割分担に基づく、区備蓄分以降3日目までの食料等の備蓄

(2) 詳細な取組内容

① 備蓄方針

・区内の地震被害の想定については次のとおりである。

[荒川区の被害想定（都心東部直下地震 M7.3、冬の夕18時、風速8m/sの場合）]

避難者（最大）	避難所避難者	死者	負傷者	帰宅困難者
109,076人	92,714人	389人	2,217人	26,696人

・区は、都と連携し、発災後3日分の備蓄数量を確保することとしているが、道路や天候の状況によっては、都から物資の供給を受けることができない恐れがあるため、区独自で発災後3日分の備蓄数量の確保を図る。

・発災1～3日後の避難所避難者は、首都直下地震による東京の被害想定に基づき、避難者数の85%とする。

・食生活の多様化等に配慮した食料の供給を図るため、主食についてアルファ化米を主体とした備蓄を進める。

・避難行動要支援者等を考慮した備蓄品目の充実を図る。

・被災者に対し迅速に物資を給付できるよう、各避難所に設置しているミニ備蓄倉庫においては、発災直後から特に必要となる品目に十分配慮する。

・福祉避難所となる福祉施設においては、避難者の特性に応じて必要となる品目を確保する。

② 資器材及び物資の備蓄状況

i) 主な備蓄物資

○主食品

- ・乾パン、アルファ化米、保存用パン、クリームサンドビスケット、粉乳及び粉乳用飲料水、液体ミルク

※ 高齢者やアレルギー疾患患者対応食の拡大を図る。

○避難生活用物品

- ・毛布、タオル、石けん、カーペット、エアマット、液体ハミガキ、歯ブラシ、モバイルバッテリー

○炊出し用資器材、照明設備

- ・炊飯バーナー、発電機、投光機

○給水関連資器材

- ・水槽、ポリタンク

○運搬用資器材

- ・リヤカー

○医療関連器材

- ・医薬品セット、医療資材

○災害用トイレ

- ・組立式、ポータブル式、携帯トイレ

ii) 備蓄計画

- ・現在、区は、都計画における都区の役割分担に基づき、発災後1日分の備蓄数量を確保しているところであるが、道路や天候の状況によっては、都から物資の供給を受けることできない恐れがあるため、区独自で発災後3日分の備蓄数量の確保を図る。

- ・避難行動要支援者、食物アレルギーにも対応した食料備蓄についても推進する。

(資料第3-37 備蓄物資一覧)

③ 供給協定

- ・食料や応急対策用物資、資器材等については、保管場所や保存期限等の関係から、区で備蓄するには限度があるため、関係する民間団体とあらかじめ協定を締結し、災害時に必要な量を確保できるよう万全を期している。

- ・今後も、食料や物資、資機材等の確保については、民間団体等との供給協定を推進するものとする。

(資料第2 協定・覚書)

2 飲料水及び生活用水の確保

2-1 飲料水及び生活用水の確保

・震災時には、建物倒壊等による道路の寸断、ライフラインの途絶等により飲料水及び生活用水の確保に支障をきたすと想定されるため、被災者に飲料水及び生活用水等の給水を行う必要が生じる。そのため、被害想定を考慮した飲料水及び生活用水等の確保及び給水ができるよう万全を期す。

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部 ・ 災対産業経済部	- 給水方針に基づく給水計画の作成 - 都と連携した災害時給水ステーションの整備 - 災害時の給水活動に関する協定の締結

(2) 詳細な取組内容

① 給水方針に基づく給水計画の作成

- 避難所等において速やかに避難者に飲料水を配布できるよう、あらかじめ災対区民生活部において作成する給水方針に基づき、災害発生時には災対産業経済部を中心に給水計画を作成し、給水活動を実施する。
- 災害発生による水道施設の被害等により、飲料水の確保が困難となった場合においては、一部の一次避難所に整備されている応急給水栓や被害がない地区の消火栓等を給水活動拠点とする。

(資料第3-38 応急給水栓設置施設一覧)

- 飲料水の確保及び給水業務は、区と都水道局との緊密な連携により実施するものとする。
- 永久水利施設（深井戸方式）については、水質管理を行い、飲料水の供給源として活用する。
- 上記の給水方法を補完するため、浄水器の配備等について検討する。

	災害時給水ステーション及び給水活動拠点				
	都	都・区	区		
機 関 等	南千住 給水所 33,300 m ³ (3,330 万 ℓ)	日暮里南公園 応急給水槽 1,500 m ³ (150 万 ℓ)	荒川自然公園一帯 尾久の原公園一帯	学校等の避難所	水道局が指定 する消火栓
災対区民生活部	飲料水の搬送及び配給				
災対産業経済部	災害時給水ステーションでの資器材設置、給水所等への調達車両配車、区民への応急給水、区給水車の運用				

※ 汐入公園一帯は南千住給水所に対応する。

※ 谷中墓地、上野公園一帯及び堀船地区一帯での給水活動は、「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」により、それぞれ台東区及び北区と連携し、両区の給水施設により対応するとともに、必要に応じて応援・協力する。

(資料第2 協定・覚書)

※ 飲料水を車両輸送する必要がある避難所においては都水道局及び区が区により設置された仮設水槽まで飲料水を輸送・補給し、区が住民等への応急給水を行う。

※ 災害発生時における円滑な活動を確保するため、各部による給水訓練を適宜行う。

② 災害時の給水活動等の協定

- ・区では平成 17 年に（有限会社）ケイ・プランニングと「災害時の給水活動等に関する協定」を締結し、同社が保有する連結送水管放水試験車（ステンレスタンク 1,500ℓ、動力ポンプ搭載）による効率的な応急給水体制の確保を図っており、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、同車両を用いて釜石市に対する応急給水活動を実施した。
（資料第 2 協定・覚書）

③ 応急給水用資器材の配備

- ・区では、災害時に、応急給水栓及び水道局が指定する消火栓を活用して応急給水が行えるよう、各一次避難所にスタンドパイプ及び応急給水用資機材セットを配備している。

3 備蓄倉庫及び物資拠点の整備

（１）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部 ・ 災対教育部	・ 区備蓄倉庫（6 箇所）、ミニ備蓄倉庫の整備 ・ 円滑な輸送確保のための物資管理
都	・ 都備蓄倉庫の整備 ・ アルファ化米、毛布等の寄託物資の整備

（２）詳細な取組内容

① 都と区が整備する備蓄倉庫等

- ・ 応急対策用資器材及び災害救援用物資を保管するために、備蓄倉庫を設置している。
- ・ 発災後、迅速な救援活動を行うため、避難所、救護所となる区立の小中学校やふれあい館等にミニ備蓄倉庫を設置し、食料や資器材、生活用品等を備蓄している。

i) 区備蓄倉庫

○備蓄倉庫

- ・ 荒川地区、町屋地区、尾久地区、日暮里地区、汐入公園、南千住四丁目に計 6 箇所設置している。

○ミニ備蓄倉庫

- ・ 小中学校やふれあい館等 61 箇所に設置している。

ii) 都備蓄倉庫

- ・ 南千住に 1 箇所設置している。

（資料第 3－39 備蓄倉庫一覧）

（資料第 3－40 ミニ備蓄倉庫等一覧）

② 都の寄託物

- ・ 都は区所有の荒川防災備蓄倉庫等にアルファ化米、毛布等を寄託している。
- ・ 寄託物資は、災害救助法が適用される災害が発生した場合に都福祉局長の承認を得て、利用できる物資である。

③ 整備方針

- ・ 物資の分散配備及び拡充を推進するため、避難所や活動拠点となる区有施設への、ミニ備蓄倉庫を設置していくとともにふれあい館の建設や宮前公園の整備等に併せて、新たな備蓄倉庫の設置を計画する等、備蓄物資の保管スペースの更なる確保に努める。
- ・ 備蓄物資ごとの数量や保管場所、賞味期限等の点検を定期的を実施する等、適正な管理を行うとともに、災害発生時に迅速かつ的確に荷捌き及び物資搬送できるよう効率的な備蓄倉庫内の保管場所の検討を行う。

4 輸送体制の整備

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部 ・ 災対地域文化スポーツ部 ・ 災対防災都市づくり部	・ 地域内輸送拠点の整備 ・ 輸送用ヘリコプター・船舶による輸送手段の確保

(2) 詳細な取組内容

① 地域内輸送拠点の整備

- ・ 【震災編】第2部第5章第5節の「具体的な取組【応急対策】」における「4-2(2)③ 地域内輸送拠点」に準ずる。

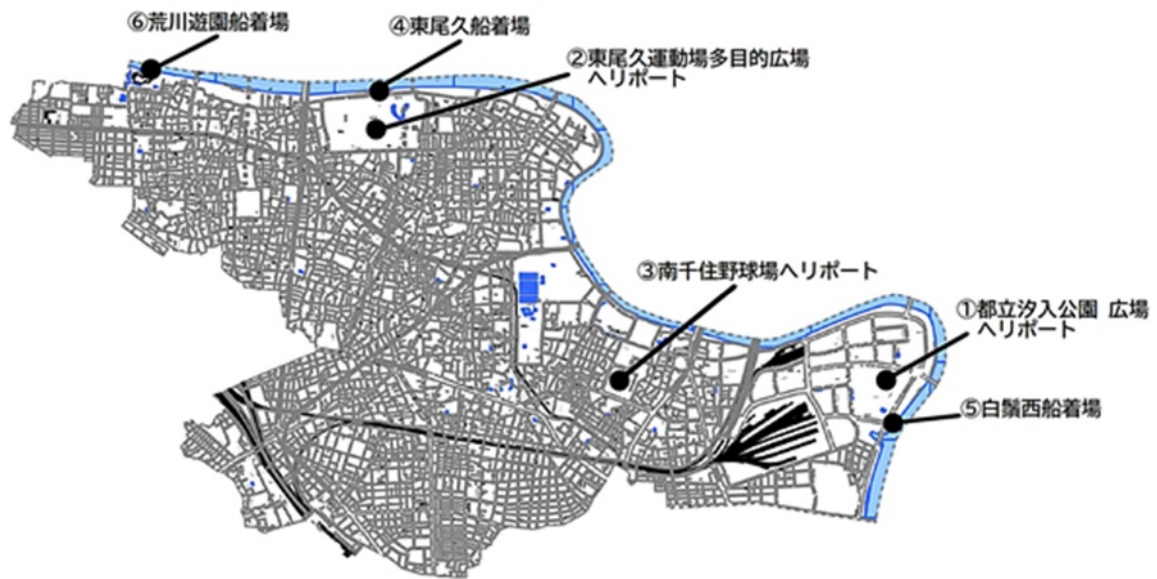
② 輸送用ヘリコプター・船舶（隅田川利用）

- ・ 輸送用ヘリコプターによる物資輸送及び隅田川防災船着場を活用した船舶による物資輸送等については、都等防災関係機関と連携し、輸送手段を確保する。
- ・ ヘリポート及び船着場の確保については、今後とも計画的に整備を進めるものとする。

[輸送用ヘリポート・船着場]

施設	名称	管理主体	所在地
ヘリポート	① 都立汐入公園 広場	都建設局	南千住八丁目13番
	② 東尾久運動場多目的広場	荒川区	東尾久七丁目1番
	③ 南千住野球場	荒川区	南千住六丁目45番
船着場	④ 東尾久	荒川区	東尾久七丁目先
	⑤ 白鬚西	荒川区	南千住八丁目先
	⑥ 荒川遊園	都建設局	西尾久六丁目先

[輸送用ヘリポート・船着場 位置図]



[都所有の船着場の運用]

機関名	都・区災害対策本部等設置期間中	都・区災害対策本部立ち上げ時
都災害対策本部	運用指示主体 (都全体の災害対策活動の中で調整を行い、必要がある場合、区災害対策本部に運用を指示する。)	都災害対策本部は、区災害対策本部が防災船着場の運用主体になり、防災船着場として利用が可能になった事を防災機関に周知する。
都建設局	運用支援主体 (損傷等に対する修繕・補修)	損傷の有無の点検を行い、安全を確認し、区災害対策本部へ引き継ぐ。引き継ぎ後、建設局本部に引継完了を報告する。
区	運用主体	都建設局の安全確認点検後、運用者として、引き継ぎを受け、都災害対策本部に報告する。

- ・ 災害対策本部は、災対各部の人員・物資輸送について総合調整を行い、都各局と連携の上、ヘリポート及び船着場の運用方針を決定する。
- ・ 災対区民生活部は災対総務企画部、災対防災都市づくり部と連携しヘリポート及び船着場の管理を行う。

5 輸送車両の確保

(1) 主な対策内容と役割分担

・第二次交通規制実施時には、緊急交通路に指定された道路では、一般車両の通行が禁止され、緊急通行車両を優先して通行させる。

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部 ・ 災対地域文化スポーツ部 ・ 災対福祉部 ・ 災対健康部 ・ 災対防災都市づくり部	・ 調達先及び調達予定数を地域防災計画において明確にしておく等により、調達体制を整える。 ・ 庁有車の緊急通行車両標章の交付手続を行う。 ・ 災害時協定締結事業者の特に必要性が真に高い事業者に対し、緊急通行車両標章の事前交付手続きの実施を促す。
警視庁	・ 緊急通行車両等の確認
都 ・ 財務局 ・ 交通局 ・ 水道局 ・ 下水道局 ・ 東京消防庁	・ 緊急通行車両（所管関係車両等）等の確認
都 ・ 総務局 ・ 生活文化スポーツ局 ・ 福祉局 ・ 産業労働局 ・ 中央卸売市場	・ 物資の輸送のため必要となる車両について、車両の事前届出を行う。

(2) 詳細な取組内容

・震災発生時に緊急通行車両等として使用を予定している車両について、審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められるものは、災害発生前に緊急通行車両標章の交付を受けることができる。

6 燃料の確保

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部	・ 協定締結団体への燃料供給体制の整備
都 ・ 総務局	・ 石油燃料の供給体制整備

(2) 詳細な取組内容

・ 区は、燃料の確保について、平成8年10月に、東京都石油商業組合荒川北地区と「災害時における燃料の優先供給及び工具類の提供に関する協定書」を締結し、区内の燃料供給体制を整備した。また、発災後、石油元売会社からの供給が一時的に停止する事態を想定し、平時から給油取扱所の貯留タンクの残存量を可能な限り高い水準に維持する等の対策について、東京都石油商業組合荒川北地区の協力を得る。

・ 都は、石油連盟（製造・卸業）及び東京都石油商業組合（小売）等と「大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定」を、石油製品販売事業者と「大規模災害時における石油燃料確保のための備蓄等に関する協定」を締結し、対策を進めている。

・ 都は、協定を締結した石油製品販売事業者と連携し、石油燃料の買取り・保管を行い、石油燃料を確保している。

・ 協定の実効性を高め、災害時に円滑な燃料供給ができるよう、関係機関の協力を得ながら実践的な訓練を実施し、災害時に最大限の効果が発揮できる体制を整える。

（資料第2 協定・覚書）

【応急対策】

1 備蓄物資等の供給

1-1 備蓄物資等の供給

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対総務企画部 ・ 災対管理部 ・ 災対区民生活部 ・ 災対地域文化スポーツ部	・ 都及び区の備蓄物資の配給 ・ 協定に基づく物資調達

(2) 詳細な取組内容

① 食料の供給

i) 活動方針

・ 災害の発生によって、食品の流通機構が混乱し、ライフラインの破壊により、日常の食料を欠くに至った被災者に対しては、被災者の生命の維持と安定を図るため、食料の供給を行う。

ii) 供給基準

- ・ 区本部長が地域災害において被災者の救護を行う場合の食料の供給基準は、災害救助法の給与基準に準ずる。
- ・ 災害救助法の概要（炊出し等による食料の供給）は、次のとおりである。
 - ✓ 避難所に収容された被災者を対象として実施するが、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け、一時縁故地等に避難する者に対しても供給するよう努めるものとする。
 - ✓ 食料は、直ちに食することのできる現物を供給する。
 - ✓ 食料の供給を実施するために支出できる費用は、主食費、副食費、燃料費として、1人1日1,330円（令和6年度）以内とする。
 - ✓ 食料の供給をできる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、一時縁故地等避難する場合においては、この期間内に3日分以内を現物で供給することができる。

iii) 備蓄

- ・ 発災後、都等の救援が行われるまでの間、被災者の食料を確保するため、アルファ化米、乾パン、粉乳等を主体に備蓄する。
- ・ 都・区の役割分担に基づき、アルファ化米、乾パン等の主食は避難所生活者は3日分、帰宅困難者は1日分を当面の目標とする。

② 生活必需品の供給

i) 活動方針

・ 被災者に対して配布する、被服、寝具その他生活必需品等（以下「生活必需品等」という。）は備蓄分のほか、常に取扱業者と連絡をとり、速やかに調達できるよう、日ごろから支援物

資の調達可能数量の把握、及び集荷計画の確立に努めるものとする。

ii) 生活必需品等の供給（貸与）基準

・基準

- ✓ 災害救助法適用前においては、災害救助法施行規則による限度額に準ずるものとする。
- ✓ 災害救助法適用後においては、都本部長の指示する供給（貸与）基準による。

・品目

- ✓ 寝具、被服、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料

iii) 調達方法

- ・被災者に供給する生活必需品は、区備蓄物資のほか、災対各部の要請により災対管理部が区内取扱業者等から調達する。また、他の区市町村からの応援で対処する。
- ・災害救助法適用後は、都本部長の指示を受けるとともに、必要のある場合には物資の調達を物資調達・輸送調整等支援システムにより要請する。現地調達が適当と認められる物資については区において調達する。
- ・区本部長は、生活必需品等の給（貸）与の実施が困難な場合、都本部長に応援を要請するものとする。
- ・都が区に寄託している備蓄品（アルファ化米、毛布等）は、都の承認を得てから供給（貸与）するものとする。

iv) 配布方法

・配布方法

- ✓ 調達された物資は、災対区民生活部が防災区民組織及びボランティア等の協力を得て公平かつ円滑に配布する。
- ✓ 物資を必要とする在宅避難者については、各一次避難所に開設する専用の配給場所において配布する。
- ✓ 一次避難所の避難者については一次避難所で配布する。

・配布時の留意点

- ✓ 毛布、エアーマット、その他寝具類は、原則として、6歳未満及び65歳以上の者に優先的に配布する。
- ✓ タオル、石けん等は必要とする被災者に対し、確保した物資を可能な限り公平に配布する。

2 飲料水の供給

2-1 応急給水の実施

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部 ・ 災対福祉部 ・ 災対産業経済部	・ 備蓄飲料水の配布 ・ 応急給水槽、給水車の活用 ・ 災害時給水ステーション、給水活動拠点での給水活動

(2) 詳細な取組内容

① 給水活動

機関	活動概要	
都水道局	活動方針	応急給水に関する都・区の役割分担は次のとおりとする。 (1) 給水所・応急給水槽の給水拠点における飲料水の確保は水道局が行う。 (2) 災害時給水ステーションから区民等への応急給水は区が行う。
	給水活動	災害時の給水活動は、水道局・区の役割分担に従い協力して次のとおり実施する。 (1) 日暮里南公園応急給水槽においては、区が応急給水に必要な資器材を設置し、区民への応急給水を行う。 (2) 南千住給水所においては、都が応急給水用資器材を設置し、区が給水を行う。また、南千住給水所に区画された応急給水エリアでは、都水道局員の参集を待たずに、区等が給水を行う。 (3) 飲料水を車両輸送する必要がある広域避難場所においては、区が設置した仮設水槽まで車両により輸送・補給を行う。 (4) 断水地域の状況、水道施設の復旧状況等により、必要がある場合は、消火栓等に仮設給水栓を接続して、応急給水を区と協力して行う。 (5) 後方医療機関となる医療施設及び重症重度心身障害児（者）施設等の福祉施設については、区及び関係行政機関から都本部を通じて緊急要請があった場合は、車両輸送による応急給水を行う。 (6) 都水道局は浄水場及び給水所ごとにあらかじめ要員を指定しており、休日、夜間等の震災時にはこれらの要員等と区職員が連携して、迅速な応急給水を実施する。
区	区は、前記の都水道局の計画によるほか、都水道局と連携し、次のとおり応急給水活動を行う。	
	給水計画	災対産業経済部は、被災状況、道路障害物の除去状況等を勘案し、速やかに給水方針に基づく給水計画を作成し、人員配置を決定する。
	給水活動拠点	避難者への給水活動は、原則として次の場所で行う。 (1) 区内の広域避難場所（荒川自然公園一帯、尾久の原公園一帯） (2) 一次・二次・福祉避難所 (3) 水道局が指定する消火栓や一部の一次避難所に設置されている応急給水栓

機関	活動概要	
	給水方法	災対区民生活部・災対産業経済部・災対福祉部は、連携して以下のとおり避難者への給水を行う。 (1) ペットボトル飲料水の配布 ・各避難所に備蓄しているペットボトル飲料水を避難者に配布する。 ・拠点備蓄倉庫に備蓄しているペットボトル飲料水を、車両で各避難所に輸送し、避難者に配付する。 (2) 受水槽・高架水槽の残存水による給水 ・避難所となる施設に設置されている受水槽や高架水槽に残存している水を避難者に配布する。 (3) スタンドパイプによる給水 ・水道局が指定する消火栓や一部の一次避難所に設置されている応急給水栓を活用して避難者への応急給水を行う。 (4) 災害時給水ステーション、各地区の消火栓、備蓄倉庫からの水の搬送 ・災害時給水ステーション（南千住給水所、日暮里南公園応急給水槽）、各地区の消火栓から、給水車等で地区ごとに指定する中継拠点（幹線道路沿いの一次避難所7か所）に水を搬送する。中継拠点から小型車両やリヤカー等により近隣の避難所に搬送する。 ・水の搬送は、給水車によるほか、輸送水槽、ポリタンク等の給水用資機材を区有車及び民間雇上車、リヤカー等に積載することにより行う。 (5) その他 ・区民には、給水ポリ袋等に水を入れて配布する。 ・谷中墓地、上野公園一帯及び堀船地区一帯については、それぞれ台東区及び北区と連携し応急給水を行う。 ・永久水利施設（深井戸方式）から取水される水についても、適切な水質管理を行った上で飲料水としての確保を図る。 ・上記の給水方法を補完するため、浄水器の配備等について検討する。

3 物資の調達要請

3-1 物資の調達要請

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部 ・ 災対地域文化スポーツ部	・ 必要な物資の調達計画を策定 ・ 災害時の物資の調達に関する協定の締結 ・ 状況により、物資の調達を都福祉局に要請
都 ・ 福祉局	・ 状況により、関係局等に調達を依頼し、直ちに所要量を確保するとともに、都本部を通じて国・他道府県等へ応援を要請

(2) 詳細な取組内容

① 食料

- ・ 被災者に対する炊出しその他による食品の給与のため、調達（備蓄を含む。）計画を策定する。
- ・ 調達計画は、食生活の多様化や高齢者等要配慮者に配慮した主食及び副食の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。

② 生活必需品

- ・ 震災時において実施する被災者に対する生活必需品等給（貸）与のため、調達（備蓄を含む。）計画を策定する。
- ・ 調達計画は、被災世帯を想定して生活必需品等の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。

③ 都への要請

- ・ 災害救助法適用後、生活必需品等の給（貸）与の必要が生じたときは、状況により、物資の調達を物資調達・輸送調整等支援システムにより都福祉局に要請する。

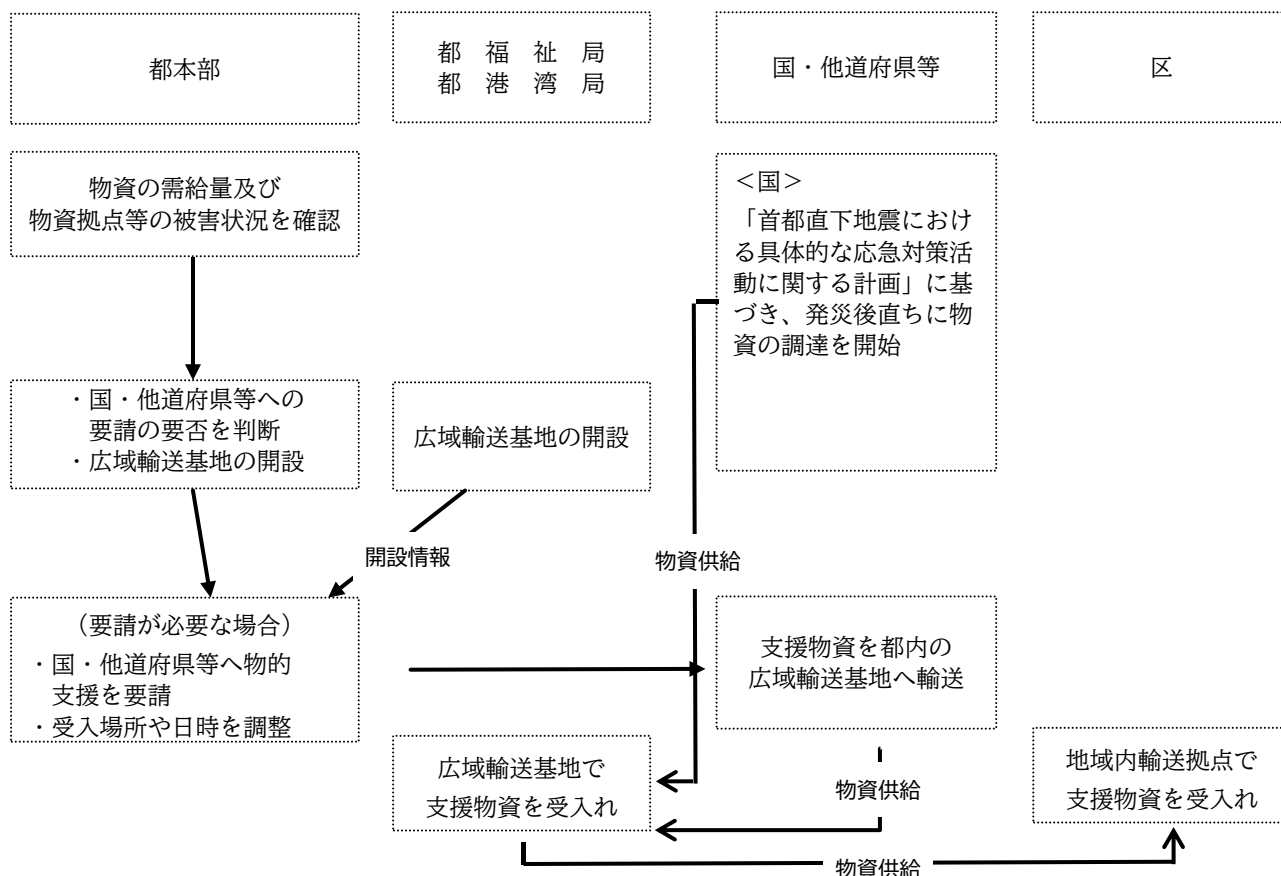
4 国・都からの支援物資の受入れ・配分

4-1 支援物資の受入れ・配分手順等

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
都 ・本部	- 国（現地対策本部）との連絡調整 - 他道府県等との連絡調整 - 広域輸送基地の開設 - 広域輸送基地での支援物資の受入れ・荷さばき等 - 広域輸送基地から地域内輸送拠点への輸送
都 ・福祉局 ・港湾局	- 広域輸送基地の開設 - 広域輸送基地での支援物資の受入れ・荷さばき等作業 - 広域輸送基地から地域内輸送拠点への輸送
区 ・災対地域文化スポーツ部	- 地域内輸送拠点の開設 - 地域内輸送拠点での支援物資の受入れ・荷さばき等作業 - 地域内輸送所点から避難所等への輸送

(2) 業務手順



(3) 詳細な取組内容

① 国（現地対策本部）との連絡調整

- 都は、国が「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づくプッシュ

型支援を実施する場合、その必要量等を現地対策本部と調整する。

- ・都は、区からの具体的な要請に基づき、国に要請する場合は、現地対策本部に、調達を必要とする理由、必要な品目及び数量等必要事項を示し、物資調達を要請する。
- ・都は、受入場所や受入日時等について現地対策本部と調整するとともに、受入場所（広域輸送基地）からの輸送について関係局と調整する。

② 地方公共団体との相互応援協定

- ・都は、必要に応じて、全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定、九都県市災害時相互応援に関する協定、震災時等の相互応援に関する協定等の相互応援協定に基づき、他の地方公共団体等に物資調達を要請する。
- ・要請に当たっては、受入場所までの経路、輸送手段、受領日時等について相手方と調整する。
- ・受入場所（広域輸送基地）からの輸送について関係局と調整する。
- ・上記のほか、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合は、備蓄物資又は資材の供給に関し、他道府県等と相互に協力するよう努める。

4-2 避難所等への物資輸送

（１）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部 ・ 災対地域文化スポーツ部 ・ 災対防災都市づくり部	・ 緊急輸送路の確保 ・ 避難所等への物資輸送 ・ 支援物資の受入れ等

（２）詳細な取組内容

① 緊急輸送路の確保

- ・震災時における効率的な輸送活動を行うために、都指定避難道路を緊急輸送路として併用するとともに、発災時においては、緊急輸送道路の障害物除去作業を実施する等、速やかに緊急輸送路のネットワークを確保することが重要である。

② 避難所への物資輸送

- ・搬送方法については、道路通行状況、避難所周辺の道路幅員等を勘案し、その方法を定める必要がある。

i) 備蓄倉庫からの搬送

- ・備蓄倉庫からの各避難所への搬送経路は、原則として緊急道路障害物除去路線を利用して搬送する。
- ・道路被害の状況に応じて、地域拠点である避難所を指定し、周辺避難所へ配分する等、柔軟な対応を図る。また、障害物除去道路と備蓄倉庫、避難所へつながるアクセス道路は優先的に障害物除去を行うこととする。

ii) 援助物資の受入・搬送

- ・区外からの支援物資の受入れについては、受援・応援ガイドラインに基づき、原則、地域内輸送拠点にて行うこととする。

③ 支援物資の受入れにおける留意点

- ・支援物資の荷卸しの際は、非常に多くの時間と労力を要することから、支援物資のトラック等への荷積みについては、荷卸し等に配慮した方法（物資の直積みの禁止等）で行うよう協力団体等へあらかじめ依頼する。
- ・食物アレルギーに対応した食料や乳幼児、高齢者、障がい者、慢性疾患患者等が特に必要とする物資等の取扱いについては、他の支援物資に紛れ込まないように注意する。

5 義援物資の取扱い

・平成24年7月31日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分け等の作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされている。

・区や都福祉局は、義援物資の取扱いについて、上記の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報する等迅速に対応していく。

6 輸送車両の確保

・災害応急対策の実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策の基幹となるものであるから、輸送手段の確立と必要車両等は迅速かつ円滑に調達しなければならない。

・本節では、区が、災害応急対策活動を実施するに際して輸送手段とそれに係る車両等（区所有車両、区所有自転車、協定締結団体車両や自転車）の調達・配車・運行管理・輸送計画について記述する。

6-1 協定締結団体等からの必要な車両等の調達

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対総務企画部 ・ 災対区民生活部 ・ 災対地域文化スポーツ部 ・ 災対産業経済部 ・ 災対福祉部 ・ 災対健康部 ・ 災対防災都市づくり部	・ 車両等の調達 ・ 車両等の配車・運行管理 ・ 輸送計画

(2) 詳細な取組内容

① 輸送手段及び調達

i) 区所有車両

- ・ 災対総務企画部は、総務企画課所有の車両の状況を確認し、運行が可能な車両を把握する。
- ・ 各部所有の車両については、各部において車両の状況を確認した上で、所有している災対各部の災害対策用として使用するものとする。
(資料第3-41 区有車現況)

ii) 区所有自転車

- ・ 災対総務企画部は、区所有車両と同様に総務企画課所有の自転車の状況を確認し、運行が可能な車両及び自転車を把握する。
- ・ 北庁舎保管の自転車については、北庁舎の災対各部での使用とするほか、それ以外の各部所有の自転車については、所有している災対各部が災害対策用として使用するものとする。

iii) 協定締結団体の車両及び自転車

- ・ 協定締結団体に協力を要請し、車両及び自転車を調達する。
(資料第2 協定・覚書)

iv) 調整に係るその他の事項

- ・ 民間事業者団体との協定に基づく車両等の調達について、当該団体に加盟する事業者保有の車両等が発災時に区外・都外を走行していた場合、直ちには応急対策活動を開始できないことから、災害対策基本法第64条及び第65条の規定に基づく応急公用負担（物件の強制使用、従事命令）を適用し、民間車両及び自転車を調達する。
- ・ 必要車両等が不足し、調達不能となった場合は、都災害対策本部へ調達あっせんを要請する。

② 車両の配車・運行管理

- ・ 災対総務企画部は、区所有車両を効率的に運用できるよう配車計画を策定するとともに、運行状況を随時把握し、運行管理を行う。
- ・ 災対各部は、協定締結団体の車両について、効率的に運用できるよう配車計画を策定するとともに、運行状況を随時把握し、運行管理を行う。
- ・ 区所有車両及び協定締結団体の車両の配車に当たっては、被災者の救護、物資、資機材等の運送用務について、特に優先的に配車することとする。
- ・ 応急対策に使用する車両については、災害対策基本法等に基づく交通規制が実施された場合に、規制区間を通行するため、警察署において事前に緊急通行（輸送）車両である旨の確認を受け標章発行し、交付を受けた標章を掲示して運行する。
- ・ 災対各部において区所有車両を必要とするときは、「目的、台数、期間、行先等」を整理の上、災対総務企画部に要請する。
- ・ なお、原則として車両の待機は行わないが、災対各部において待機車両の必要が生じた場合は、災対総務企画部に要請する。
- ・ 災対総務企画部は、車両の運行状況を的確に把握し、他の災害対策応急業務に支障が生じな

い場合に限り、当該災対部用として車両を待機させることができる。

③ 輸送計画

i) 人員輸送の活動内容

部名	活 動 内 容
災対総務企画部	区所有車両の配車・運行計画
災対区民生活部	区災害対策本部職員の輸送、区内他地区及び隣接区市町村への被災者の移送
災対福祉部	避難行動要支援者等の移送
災対健康部	医療救護班の輸送、患者の後方医療施設への移送

※災害対策本部は、上記規定にかかわらず、効果的かつ柔軟な人員輸送を行うため担当災対部の指定、変更を行うことができる。

ii) 物資輸送の活動内容

部名	活 動 内 容
災対総務企画部	区所有車両の配車管理
災対区民生活部	応急食料品、生活必需品、炊出し用資器材、応急対策用資器材の輸送
災対地域文化スポーツ部	支援物資の輸送
災対産業経済部	飲料水及び給水のための資器材等の輸送
災対健康部	医薬品、医療資器材の輸送
災対防災都市づくり部	水防資器材の輸送、道路啓開資材の輸送

※災害対策本部は、上記規定にかかわらず、効果的かつ柔軟な物資輸送を行うため担当災対部の指定、変更を行うことができる。

7 船舶の確保

- ・隅田川防災船着場を活用した船舶による物資輸送等については、都等防災関係機関と連携し、輸送手段を確保する。
- ・船着場の確保については、今後とも計画的に整備を進めるものとする。
- ・災対本部は、災対各部の人員・物資輸送について総合調整を行い、都各局と連携の上、船着場の運用方針を決定する。

8 ヘリコプター等の確保

- ・輸送用ヘリコプターによる物資輸送については、都等防災関係機関と連携し、輸送手段を確保する。
- ・ヘリポートの確保については、今後とも計画的に整備を進めるものとする。
- ・災害対策本部は、災対各部の人員・物資輸送について総合調整を行い、都各局と連携の上、ヘリポートの運用方針及び管理体制を決定する。

9 燃料の供給

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部	・ 協定締結事業者への燃料供給の要請

(2) 詳細な取組内容

① 燃料の供給

- ・ 給油の必要が生じた場合は、協定締結事業者へ優先供給の提供を要請する。
- ・ 燃料の供給について、協定に基づき、協定締結事業者は緊急輸送車両に対し燃料の優先供給を実施する。

(資料第2 協定・覚書)

【復旧対策】

1 多様なニーズへの対応

1-1 被災者ニーズへの対応

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部 ・ 災対福祉部	・ ボランティア・区民活動団体等と連携しながら避難者ニーズの把握、対応した備蓄の確保

(2) 詳細な取組内容

① 避難者の把握

・ 避難者は、避難所の種類、性別、年齢、障がい、介護、疾患等、多様であり、食料以外についても考慮する必要があるため、一次避難所及び二次避難所を運営する際には、避難者カードを活用し、避難者の現況を確認する。また、福祉避難所を運営する際には、避難行動要支援者個別避難計画を活用し、避難者の現況等を把握及び確認する。

② 備蓄の確保

・ 震災時の初期においては、限られた備蓄物資等を公平かつ的確に配分する。
・ 各避難所において避難者及び必要な物資等について把握し、受援・応援ガイドライン等に基づき、災害対策本部を通じて、支援団体等へ支援物資の要請を行う。

④ 多様なニーズへの対応

・ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。また、要配慮者、女性、子供等、避難者の特性によって必要となる物資は異なる。
・ 区は、ボランティア・区民活動団体等と連携しながら、変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行う等、物資の配布方法についても配慮する。
・ 都は、広域的見地から区を補完するため、国・他道府県等からの支援物資の受入体制及び事業者からの調達体制を整えて、必要な物資の確保に努める。
・ 企業、団体からの大口の義援物資について、上記の体制の中で受入れを検討する。

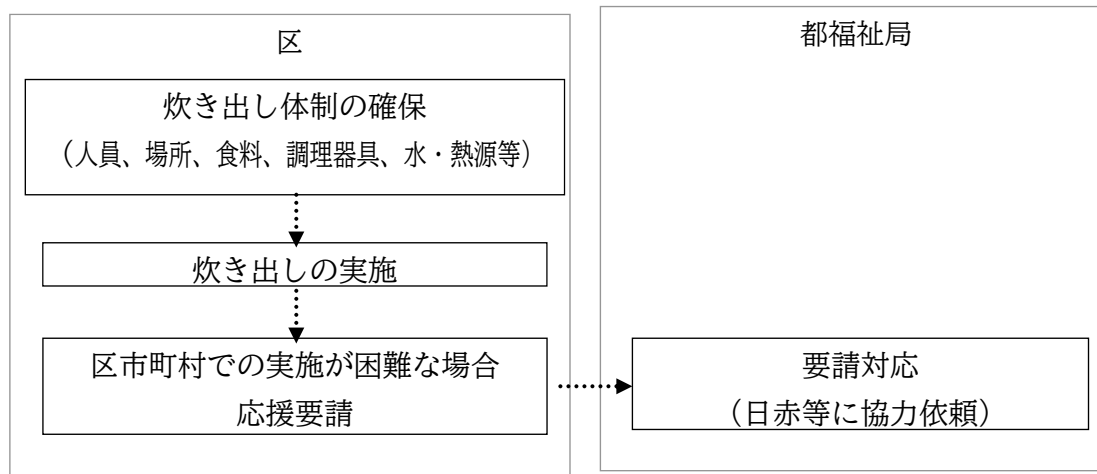
2 炊出し

2-1 炊出しによる被災者への支援

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部	・ 炊出しによる給食活動

(2) 業務手順



※被災した区から炊出しの要請があった場合、都福祉局は、都本部等に対して応援を依頼するとともに、日本赤十字社に対して応援要請等の措置を講じる。

(3) 詳細な取組内容

- ・ 食物アレルギー等にも、制限された食事にも対応できるよう、備蓄品目の選定について、適宜検討する。
- ・ 道路障害物除去が本格化し、輸送が可能と考えられる4日目以降、原則として米飯の炊き出しにより給食するとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制を整える。
- ・ ボランティアや区民活動団体等と連携し、円滑な炊出しの実施に努めるものとする。
- ・ 被災した区において、被災者に対する炊出しその他による食品等の給与の実施が困難な場合は、炊出し等について都福祉局に応援を要請する。
- ・ なお、炊出しを行う際は、感染症対策や食中毒予防に十分配慮し実施する。

① 給食の方法（一次避難所における給食の例）

- ・ 災害発生の直後は、給食施設の被害や熱源の確保困難等の状況により、まずアルファ化米、乾パン、おかゆ（避難行動要支援者用）を給食し、順次米飯による給食に移行する。
- ・ 乳児には、調整粉乳（3日分）を供給する。

② 炊出し活動

- ・ 一次避難所等における炊出し活動は、準備でき次第、必要に応じて実施することとし、災対

区民生活部が防災区民組織、日本赤十字社奉仕団、東京都麺類環境衛生同業組合荒川支部、学校給食調理業務委託業者及びボランティア等の協力を得て行う。

(資料第2 協定・覚書)

③ 食品の配分

- ・ 調達された食品は、災対区民生活部又は災対地域文化スポーツ部が各避難所等へ分配する。
- ・ 給食を必要とする在宅避難者については、各一次避難所に開設した専用の配給場所で配分する。
- ・ 食料等は公平かつ適切に配分する。

3 水の安全確保

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対健康部	・ 飲料水の衛生確保

(2) 詳細な取組内容

- ・ 災害時には、通常飲用していない井戸水等を飲料水として利用する可能性があり、安全性の確保が必要となるため、災対生活衛生課は、飲料水及び食品の安全と避難所等における生活衛生の確保を図る。
- ・ 詳細については、【震災編】第2部第9章第5節の「具体的な取組【応急対策】」における「2-2 避難所等における生活衛生の確保」に準ずる。

4 生活用水の確保

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部 ・ 災対産業経済部	・ 防災井戸、プール等の水源の活用 ・ 生活用水としての永久水利施設の活用

(2) 詳細な取組内容

① 生活用水の確保

・ 被災者にとって飲料水の確保は緊急の課題であるが、避難生活を余儀なくされた区民が、当面生活する上で欠くことのできない入浴や洗濯等に必要な生活用水を確保することも重要なことである。

i) 防災井戸の整備・確保

- ・ 震災時に区民の生活起点となる、避難所や公園、広場に防災井戸（手押し式の揚水ポンプ）を整備するとともに、区内民間事業所等の敷地内に設置されている井戸を災害時に使用できるよう、災害時協定を締結している。

(資料第2 協定・覚書)

[防災井戸設置場所]

施設	設置数
学校	7 箇所
区立公園	17 箇所
防災広場	18 箇所
防災スポット・グリーンスポット	16 箇所
その他	3 箇所
計	61 箇所

② 永久水利の活用

- ・断水時における消火用水の確保のため整備している永久水利施設について、生活用水として活用する。

③ その他水源の活用

- ・区施設の温水プールやひろば館等の浴場、学校プール、噴水池、あらかわ遊園の浄化水（隅田川利用水）等、水源として利用可能な施設を被害状況に応じて活用する。
- ・水道の停止により、水洗トイレの使用が不能の場合は、小学校、防災広場、公園等に設置している防災井戸及び災害時協力井戸等の水を活用し、使用する。
- ・水道の復旧には時間を要するため、事業所及び家庭においては、平時から水の汲み置き等により、生活用水の確保に努める。また、区においても普及啓発を行う。

（資料第2 協定・覚書）

5 物資の輸送

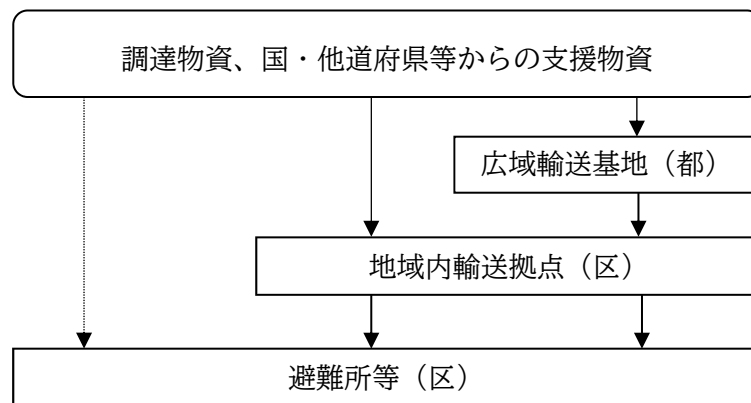
（1）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部 ・ 災対地域文化スポーツ部	・ 区の地域内輸送拠点から避難所等へ物資を輸送
都 ・ 災害対策本部	・ 調達した物資、国・他道府県等から陸上輸送による応援物資等を、区の指定する地域内輸送拠点等に輸送 ・ 国・他道府県等からの支援物資で、滞留の可能性のある物資について一時保管する。
都 ・ 福祉局	・ 調達した物資、国・他道府県等から陸上輸送による応援物資等を、区の指定する地域内輸送拠点に輸送
都 ・ 生活文化スポーツ局 ・ 産業労働局	・ 調達した物資を、広域輸送基地又は区の指定する地域内輸送拠点まで輸送

(2) 対策内容

- ・区は、区が調達(都からの調達分を含む。)する食料及び生活必需品等の輸送及び配分の方法について定める。
- ・地域内輸送拠点等を選定し、都総務局に報告するとともに、地域内輸送拠点等で受け入れた物資を避難所等へ輸送する。

[陸上搬送概念図]



※地域内輸送拠点となる施設の被害状況や物資の集積状況により、
広域輸送基地から避難所へ直接輸送する場合もある。

第11章 住民の生活の早期再建

震災により被災した区民の生活再建を迅速に実施するためには、悪化した区民の生活環境を早期に復旧させることが重要となる。

本章では、応急危険度判定、罹災証明書の交付、応急仮設住宅の供給、災害用トイレ及びし尿処理体制、ごみ処理及び災害廃棄物処理等、区民の生活再建対策について示す。

第1節 現在の到達状況

- ・大規模災害以外の火災や風水害等に対する罹災証明書を交付
- ・民間事業者と災害時のごみ、がれき処理に関する協定を締結
- ・都下水道局により、トイレとして使用可能なマンホールを指定

第2節 課題

- ・膨大な棟数の建物被害により、罹災証明書の交付が滞る可能性がある。
- ・膨大な量のごみ、がれきを効率的に処理するための手順をあらかじめ決めておく必要がある。
- ・都と連携し、し尿回収体制を構築する必要がある。

第3節 対策の方向性

- ・建物被害認定調査員等の養成、被災者生活再建支援システムを活用した手続の迅速化
- ・ごみの集積場所及び災害廃棄物の仮置場の確保
- ・し尿回収体制の構築

第4節 到達目標

- ・早期の生活再建のための体制構築
- ・ごみ・がれき・し尿処理体制の構築

【予防対策】

1 生活再建のための事前準備

1-1 応急危険度判定員等の確保

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対防災都市づくり部	・ 区内応急危険度判定士の確保 ・ 応急危険度判定の体制整備 ・ 被災宅地危険度判定士の確保
都	・ 応急危険度判定士の確保・養成 ・ 被災宅地危険度判定士の確保・養成

(2) 詳細な取組内容

① 判定業務に係る業務マニュアルの作成及び判定資機材の確保

- ・ 区は、応急危険度判定の実施を的確かつ迅速に実施するために、業務マニュアルを作成し、判定資機材を確保する。

② 応急危険度判定業務に係る人員の確保

- ・ 都と連携し、登録の要件を満たす区職員や民間の方に対し、応急危険度判定に関する講習の受講、登録を促進し、人員の確保に努める。
- ・ 都と連携し、一定の実務経験を有する区職員等に対し、被災宅地危険度判定士に関する講習の受講、登録を促進し、人員の確保に努める。

③ 区判定員会との連携体制の確立（応急危険度判定）

- ・ 区は、地元の判定員で構成される区判定員会の総会等を通じ、日ごろから円滑に連絡が取れる体制を確立する。
- ・ 区と判定員会は、判定員の連絡先等を最新の情報に更新し、使用できる状態に努めるものとする。

1-2 応急仮設住宅用地の確保

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対防災都市づくり部	・ 応急仮設住宅用地の選定

(2) 詳細な取組内容

- ・ 区はあらかじめ次の点を考慮のうえ、建設予定地を定めておくものとする。
 - (1) 接道及び用地の整備状況
 - (2) ライフラインの状況

(3) 避難場所等との重複利用の有無

・ 応急仮設住宅の建設予定地は次のとおりとする。なお、応急仮設住宅の建設については、被害状況及び他の用途と調整した上で実施する。

(1) 都立汐入公園 多目的広場及びテニスコート

(2) 南千住野球場

(3) あらかわ遊園運動場

(4) 区民運動場

・ 上記で不足が生じる場合は、区立公園等のスペースについても、被害状況等を勘案して、応急仮設住宅建設用地として活用する。

1-3 義援金配分事務の手続きの明確化

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部	・ 義援金募集・配分について必要な手続きを明確化

(2) 詳細な取組内容

・ 区は、都の義援金募集等に協力する場合、独自で義援金を募集する場合の双方について、必要な手続きを明確にする。

2 トイレの確保及びし尿処理

2-1 トイレの確保等

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部 ・ 災対防災都市づくり部	・ 携帯トイレの備蓄の啓発 ・ 災害時のトイレ使用に関するマニュアル等の作成及び周知啓発 ・ マンホールトイレの整備 ・ トイレ設置可能なマンホールの指定

(2) 詳細な取組内容

① トイレの確保

・ 災害時において、トイレが利用できない事態が発生すると、様々な健康被害や衛生環境の悪化につながる。ライフラインの一環として、トイレの確保・管理体制の準備は不可欠であり、災害による影響を想定し、災害時のトイレを確保する。

i) 災害時にトイレを使用する上での制約

災害時に起こり得る事態	トイレを確保する上での制約等
断水・屋内給水管の破損	・ 流せなくなる。 ・ 手が洗えなくなる（衛生環境の悪化）。
停電	・ 特にマンション等では、水が汲みあがらず水洗トイレが使えなくなる。

災害時に起こり得る事態	トイレを確保する上での制約等
下水道・集中処理浄化槽・戸別浄化槽の破損	・水が確保できても、排水先が破損している場合は、水洗トイレの使用を中止する必要がある。
大雨、洪水、高潮等による浸水の継続	・浄化槽への逆流が発生する等の被害の恐れがある。 ・水再生センター・ポンプ所等の機能が停止する恐れがある。 ・戸別浄化槽のプロアーが故障すると水洗トイレが使えなくなる。
避難所の既設トイレ（個室・便器）が使えない	・携帯トイレ（便袋）を使用できるスペースが確保できない。

ii) 災害時に使用できるトイレ（便器）の確保

・「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（平成 28 年 4 月内閣府）では、過去の災害における災害用トイレの設置状況や、国連等における基準を踏まえ、災害発生当初は、避難者約 50 人あたり 1 基、その後、避難が長期化する場合には、約 20 人あたり 1 基を一つの目安として、備蓄や災害用トイレの確保計画を作成することが望ましいと示されている。

iii) 災害時に使用できるトイレ

・災害時に使用できるトイレとしては、避難所等の既設のトイレ及び携帯トイレ、簡易トイレ、マンホールトイレ、仮設トイレ等がある。

・災害時には避難所の施設等に設置されている既設のトイレの使用を優先に考え、避難者数や上下水道の使用可否の状況等に応じ、不足分についてマンホールトイレや仮設トイレの設置により対応していく必要がある。

災害時に使用できるトイレ	トイレの概要、運用上の留意事項
避難所等の既設のトイレ	・避難所の施設等に設置されている既設のトイレの使用を優先とする。 ・水洗が使用できない場合等には、携帯トイレを併用して使用する。
公園等の公衆トイレ	
携帯トイレ	・便袋タイプで、吸水シートや凝固剤で水分を安定化させる。 ・既存の洋式便器や携帯トイレにつけることにより、水洗が使用できない場合でも、便器を使用することができる。
簡易トイレ	・便槽付きの簡易トイレについては、水洗の必要がなく、トイレを組み立て、テントを設置して使用する。
マンホールトイレ	・区、都下水道局が設置しているトイレ用マンホールに組み立てトイレ及びテントを設置して使用する。 ・屋外に設置することから、使用に際しては各種事故等の防止に対し十分に配慮する必要がある。
仮設トイレ	・使用可能なトイレの不足状況等に応じ、仮設トイレを調達し設置する。

② 災害用トイレの備蓄の推進及び啓発

i) 備蓄の推進

・トイレの水洗が使用できない場合には、携帯トイレを併用することにより、既存の便器や組み立て式トイレを使用することが可能となる。また、便槽付きの簡易トイレの活用も有効であり、水洗が使用できない場合や水洗に係る被害状況が確認できない間においては、これらの災

害用トイレを併用して使用していく必要がある。

・このことから、避難所等において、携帯トイレ等の災害用トイレの備蓄を充実するとともに、各家庭や事業所においても、備蓄するよう啓発を行っていく必要がある。

ii) 区民の啓発

・災害時は、上水道及び下水道や排水管等の状況により、水洗トイレの使用の可否を判断する必要がある。排水管等の破損等がある場合に水洗を使用すると、建物内に汚水があふれる可能性や、マンションの場合、停電で上層部に水を汲み上げるポンプの停止により、断水が起きて汚物を流せなくなるといった、衛生面等における問題も生じる場合がある。

・このことから、災害時における各家庭のトイレの使用方法等に関する注意事項等をまとめたマニュアル等を作成し、周知啓発を図る。

iii) 家庭におけるトイレの問題

原因	事象	影響等
上水道を原因とするもの	・ 上水道の断水 ・ 停電によるポンプの停止	・ 流す水が出ない。手が洗えない。 ・ 上層階への加圧ポンプが停止し、水が汲み上がらない。
排水管を原因とするもの	・ 排水管の損壊	・ 建物内に汚水があふれる。
下水道を原因とするもの	・ 下水処理施設の損壊 ・ 下水道の破損	・ し尿の処理ができない。 ・ 汚水が流れない。

iv) 家庭におけるトイレの使用の判断

排水管や下水の状況	水洗の可否	備考
排水管や下水の状況が分からない。	不可	・ 携帯トイレや簡易トイレを使用する。 ・ 便器に破損等がなければ、携帯トイレを併用することにより既設の便器を使用できる。
排水管や下水に破損等がある。		
排水管や下水に問題はない。	可	・ 断水等により水道が使えない場合は、くみ置きの水等により流す。

3 ごみ処理

(1) 主な対策内容と役割分担

・大量に発生するごみの処理は、区を実施主体として、必要に応じて都の支援を受けて収集・運搬機材等を確保し、迅速な処理体制を整備する。

各機関	対策内容
区 ・ 災対環境清掃部	・ ごみ処理に関する窓口 ・ 所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化を促進するとともに、不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証、確保

各機関	対策内容
都 ・環境局	- 区を通じて、都内全域のごみ処理体制を把握 - 区の応援要請に迅速に対応するため、都内のごみ収集・運搬機材等や廃棄物処理施設の現況を把握、機材の確保や処理体制の協力体制を構築
都 ・総務局	- 都の対策全般を総括 - 広域的なごみ処理体制について連携体制の構築を推進

(2) 詳細な取組内容

・都は、区が行うごみの一次集積から運搬、処理施設等で必要となる資機材について、区からの要請に基づき、国と連携し、被災地以外の自治体に要請を行うことで、不足分の確保を図る。

・可燃ごみの処理については、都内の処理施設のみならず、広域的な処理体制の構築により、迅速な処理体制を実現する。

・区は、都環境局と協力して、処理機能の確保策に関して、区のマニュアルに示す等の見直しを行うことで、ごみ処理体制の構築を促進する。

4 災害廃棄物処理

4-1 災害廃棄物処理体制の整備

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・災対環境清掃部 ・災対防災都市づくり部	関係機関と連携した災害廃棄物（がれき・し尿等）処理体制の整備
都 ・下水道局	災害時マンホール対応型トイレ設置可能なマンホールを指定

(2) 詳細な取組内容

① 災害廃棄物処理体制

i) 活動方針

・速やかに災害廃棄物の処理が行えるよう、区は、特別区災害廃棄物処理対策本部（（特別区、東京二十三区清掃一部組合（以下「清掃一組」という。）及び東京二十三区清掃協議会（以下「協議会」という。）で構成する臨時組織（以下「特別区本部」という。）及び都等の関係機関と連絡を緊密に行い、災害廃棄物の発生量の把握をするとともに、災害廃棄物処理実行計画を作成し、実施体制を確保する。

ii) 災害時に取扱う廃棄物の種類

・災害時に区が処理を行う必要がある廃棄物は次のとおりである。

廃棄物の種類	概要
一般 廃棄物	災害廃棄物 - 被災した住民の排出する生活ごみ（通常生活で排出される生活ごみは除く。） - 避難施設で排出される生活ごみ（避難所ごみ）

廃棄物の種類		概要
		・一部損壊家屋から排出される家財道具（片付けごみ） ・被災建築物の解体撤去で発生する廃棄物 ・道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物 ・被災施設の仮設トイレからのし尿 ・被災した事業場からの廃棄物（発災後、国庫補助の対象となった中小事業者の事業場から搬出される廃棄物に限る。事業活動に伴う廃棄物は除く。）
	家庭ごみ・し尿	・通常生活で排出される生活ごみ ・通常家庭のし尿
	事業系一般廃棄物	・事業活動に伴う廃棄物（産業廃棄物を除く。）
産業廃棄物		・廃棄物処理法第2条第4項に定める事業活動に伴って生じた廃棄物

iii) 基本方針

・東京都災害廃棄物処理計画に定める「①計画的な対応・処理、②リサイクルの推進、③迅速な対応・処理、④環境に配慮した処理、⑤衛生的な処理、⑥安全の確保、⑦経済性に配慮した処理」を基本方針として、災害廃棄物を処理する。

・「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理方針(マスタープラン)（環境省）」及び東日本大震災の事例等を参考に、処理期間は3年間を目標とする。

iv) 災害廃棄物処理の実施主体

・災害廃棄物の処理の実施主体と主な役割は次のとおりである。

実施主体	主な役割
区 ・ 災対環境清掃部	・ 災害廃棄物発生量の推計 ・ 災害廃棄物の処理方針及び災害廃棄物処理実行計画の策定 ・ し尿収集計画の策定 ・ 区民等への周知・広報 ・ がれき等の応急的な集積場所の設置・運営 ・ 一次仮置場の設置・運営 ・ 臨時作業計画の策定 ・ 災害廃棄物の収集・運搬
特別区本部	・ 特別区全体の災害廃棄物処理に関する調整 ・ 関係機関との情報連絡体制の確保と情報収集 ・ 車両（人員含む。以下同様。）の各区への配車の調整 ・ 二次仮置場、処理施設へのがれきの搬入調整 ・ 二次仮置場、仮設処理施設、資源化物一時保管場所の設置・運営及び処理した災害廃棄物の運搬
都 ・ 環境局等 （都災害廃棄物対策本部）	・ 二次仮置場の所有地の利用に向けた調整等（以下、区で調整がつかない場合の役割） ・ 民間事業者への車両の応援要請・確保 ・ 多摩地区市町村へ車両の応援要請・確保 ・ 他県への車両の応援要請・確保 ・ 中間処理済みの災害廃棄物の埋立処分 ・ 災害廃棄物の広域処理の連携

実施主体	主な役割
清掃一組	・ 管理する施設での災害廃棄物の中間処理
協議会	・ 廃棄物の収集及び運搬に係る各区への配車調整
区民	・ 災害廃棄物の排出段階での分別の徹底及び排出ルールへの順守
事業者	・ 事業場から排出される廃棄物の処理 ・ 廃棄物処理の知見及び能力を有する事業者は、災害廃棄物処理への協力

(資料第2 協定・覚書)

v) 災害廃棄物処理の役割分担

・ 災害廃棄物の処理については、長期間を有すること、復興施策に影響を及ぼすこと等から、区においても横断的な臨時組織により対応することとするが、役割分担は概ね次のとおりとする。

	がれき	避難所ごみ	し尿
災対環境清掃部	・ 必要車両等の算定 ・ 建物等のがれきの撤去・運搬 ・ 一次仮置場の設置 ・ 一次仮置場の管理(がれき処理時) ・ 二次仮置場への運搬	・ 必要車両等の算定 ・ 一次避難所・二次避難所・福祉避難所から排出されるごみの収集・運搬	・ 必要車両等の算定 ・ 一次避難所・二次避難所・福祉避難所の仮設トイレから排出されるし尿の収集・運搬
災対防災都市づくり部	・ がれき発生量の予測 ・ 解体等の受付 ・ 道路啓開等のがれきの撤去・運搬 ・ 一次仮置場の管理(道路啓開時)		
災対区民生活部	・ 撤去・運搬等に要する人員・資機材等の要請	・ 収集・運搬等に要する人員・資機材等の要請 ・ 一次避難所・二次避難所のごみ保管場所の管理	・ 収集、運搬等に要する人員、資機材等の要請 ・ 区が備蓄する仮設トイレの運搬 ・ 仮設トイレの要請・地域内輸送拠点からの運搬 ・ 一次避難所、二次避難所の仮設トイレの設置・管理
災対地域文化スポーツ部			・ 仮設トイレの地域内輸送拠点での受入れ
災対福祉部		・ 福祉避難所のごみ保管場所の管理	・ 福祉避難所の仮設トイレの設置・管理
災対健康部		・ 避難所等の衛生指導・助言	・ 避難所等の衛生指導・助言
災対各部			・ 所管する施設の仮設トイレの設置・管理

vi) 区民への啓発

- ・災害廃棄物を適正かつ迅速な処理を推進するためには、区民及び事業者の協力が必要である。また、避難所の被災者に対しても、災害廃棄物等の処理に関する広報が必要となることから、関連部署と連携し情報の一元化を図る。
- ・広報は、あらかわ区報、ホームページ、各種SNS、ケーブルテレビ等により行うほか、新聞・テレビ・ラジオ等の報道機関に対しても情報提供を行い、周知する。また、避難所等の被災者に対しても、ポスター掲示等により周知を行う。
- ・一般家庭ごみの収集が停止することが想定され、収集が再開されるまでは、自宅で保管することが求められる。家庭ごみの分別の徹底及び排出ルールについて平時から啓発するとともに、ごみ収集再開後も、通常通りの収集作業が困難な場合、衛生上留意が必要な生ごみや携帯トイレ、使用済みマスク等の可燃ごみを優先して収集することも平時から呼びかける。

5 災害救助法の適用

(1) 主な対策内容と役割分担

- ・一定規模以上の災害が発生したとき、被災者の保護と社会秩序の保全のために必要な応急的救助を都本部長が行う旨を定めたものが、災害救助法である。

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部運用班	・ 都本部長への災害救助法の適用申請

(2) 詳細な取組内容

① 基本方針

i) 都本部長への災害救助法の適用申請

- ・災害に際し、区域内における災害が災害救助法第2条の規定に基づく適用基準に該当し、又は該当する見込みがある場合、区本部長は、直ちに都本部長に報告し、災害救助法の適用を申請しなければならない。

ii) 急迫した事態の措置

- ・災害の事態が急迫し、都本部長による災害救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、区本部長は、救助に着手し、その状況を直ちに都本部長に報告し、その後の処理について都本部長の指示を受ける。

iii) 都本部長への補助等

- ・区本部長は、救助法に基づき都本部長が救助に着手したときは、都本部長を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。

iv) 繰替支弁

- ・救助の実施に要する費用は、区が一時繰替支弁し、後日、都から繰替支弁金の交付を受ける。

② 災害救助法の適用

i) 災害救助法の適用基準

- ・災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところにより、荒川区においては、次のいずれか一つに該当する場合、災害救助法が適用される。

- (1) 荒川区の区域内で住家が滅失した世帯の数が100世帯以上である場合
- (2) 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が2,500世帯以上あって、荒川区の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が50世帯以上である場合
- (3) 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合、又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合

ii) 被災世帯の算定基準

○被災世帯の算定

- ・住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

○住家の滅失等の認定

設 定 項 目	認 定 基 準
住家が滅失したもの (「全壊、全焼又は流出」という。)	ア 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの。 イ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。
住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの (「半壊又は半焼」という。)	ア 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの。 イ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。 ウ このうち、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満、又はその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊とし、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満、又はその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを中規模半壊とする。
住家が半壊又は半焼に準ずる程度に損傷したもの(「準半壊」という。 損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。	ア 上記に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの。 イ 土石竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

○世帯及び住家の単位

- ・世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
- ・住家とは、現実とその建物を居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって、1住家として取り扱う。

(資料第1-12 災害救助法(抄))

(資料第1-13 災害救助法施行令(抄))

(資料第1-14 区市町村別災害救助法適用基準表)

(資料第1-15 災害救助法による救助の程度・方法及び期間(都・区市町村))

iii) 都本部長へ特別基準依頼の協議

- ・一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、区本部長は都本部長へ特別基準設定依頼をし、都から国へ仮協議する。

【応急対策】

1 被災住宅の応急危険度判定

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対防災都市づくり部	・ 応急危険度判定の実施 ・ 都への応急危険度判定員の派遣要請

(2) 詳細な取組内容

① 目的

- ・ 区は地震後、被災住宅の倒壊部材の落下等から生じる二次災害を防止し、区民の安全の確保を図るため、早期に住宅の被害状況を調査し、使用の可否について応急的に判断する。

② 判定対象住宅

- ・ 区が行う判定対象住宅は、次のとおりである。
 - ✓ 民間住宅(戸建て住宅、共同住宅等)
 - ✓ 区が管理する共同住宅等

③ 判定の実施

- ・ 区は「荒川区応急危険度判定業務マニュアル」に基づき、応急危険度判定を実施する。

④ 判定結果の表示

- ・ 応急危険度判定による調査結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」の三種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者、居住者及び歩行者等に周知を図る。

2 被災宅地の危険度判定

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対防災都市づくり部	・ 被災宅地危険度判定の実施 ・ 都への被災宅地危険度判定士の派遣要請

(2) 詳細な取組内容

① 目的

- ・ 区は、大規模な地震や豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、宅地の二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保することを目的として、迅速に宅地の被害状況を調査し、立ち入り等の可否について応急的に判断する。

② 判定対象宅地

- ・ 区が行う判定対象宅地は、次のとおりである。
 - ✓ 土砂災害警戒区域内の宅地
 - ✓ その他、被害を受けた宅地

③ 判定の実施

- ・ 区は「荒川区被災宅地危険度判定実施行動マニュアル」に基づき、被災宅地危険度判定を実施

する。

④ 判定結果の表示

・被災宅地危険度判定による調査結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の三種類のステッカーにより、宅地の出入口等の見やすい場所に表示し、当該宅地の利用者、居住者及び周辺の歩行者等に周知を図る。

3 家屋被害状況調査等

(1) 主な対策内容と役割分担

・都市復興における被害状況図や家屋被害台帳の作成等に活用するほか、住宅の応急修理、住宅の供給等のための基礎資料とするため、被災後に、建物の被害状況を把握する。

各機関	対策内容
区 ・ 災対防災都市づくり部	・ 建物の被害状況調査を行い、都本部に報告
都	・ 被災区を行う調査への職員の応援体制を整備
東京消防庁	・ 火災による被害状況調査を実施

(2) 詳細な取組内容

・区は国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法を定める。

・区は上記指針に基づき、住家の被害状況調査を行い、都本部に報告する。

・都は被災区を行う調査への職員の応援体制を整備する。

・都は必要に応じて、他の公的機関、各学会・大学及び他の地方公共団体に対して人員派遣の要請を行う等、区の業務を支援する。

4 罹災証明書の交付準備

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対防災都市づくり部	・ 被災者生活再建支援システムの整備 ・ 住家被害認定調査及び罹災証明交付業務に関する研修等の実施
消防署	・ 区との事前協議による罹災証明書交付に係る情報収集等、連携体制の確立

(2) 詳細な取組内容

① 被災者生活再建支援システムの整備

・区は住家被害認定調査、罹災証明書交付、生活再建支援の業務等を迅速かつ効率的に実施できるよう被災者生活再建支援システムを整備している。

・区は被災者生活再建支援システムの活用により、住家被害等の情報が被災者台帳としてデータベース化し、罹災証明書交付業務のみならず、様々な被災者生活支援業務の効率的な実施を図る。

② 住家被害認定調査及び罹災証明書交付業務に係る人員の確保

- ・発災後、円滑に調査を実施するため、区は、被災者生活再建支援システムを活用した住家被害認定調査や罹災証明書交付に関する手順や実施に必要な資機材等をマニュアル等にして整理する。
- ・また、住家被害認定調査から罹災証明書交付に至るまでの業務内容を、担当職員等に周知・徹底するため、研修の実施を図る。

③ 消防署との連携体制の確立

- ・消防署と区は、罹災証明書交付に係る協定を締結し、被害状況調査及び罹災証明書交付体制の役割分担を明確にするとともに、連携体制を確立する。
- ・消防署と区は、円滑な罹災証明書交付業務が行えるよう、定期的に、罹災証明書交付に係る手順等の確認、情報交換を行い、連携を強化する。

[応急危険度判定、住家被害認定調査、被災度区分判定の関係]

	応急危険度判定	住家被害認定調査	被災度区分判定
実施目的	二次災害の防止	住家に係る罹災証明書の交付	被災建築物の適切かつ速やかな復旧
実施主体	区	区	建物所有者
調査員	応急危険度判定員(行政職員又は判定員)	行政職員	民間建築士
判定内容	当面の使用の可否	住家の損害割合(経済的損害の割合)の算出	継続使用のための復旧の要否
判定結果	危険・要注意・調査済	全壊・大規模半壊等	要復旧・復旧不可等

5 広聴体制

(1) 主な対策内容と役割分担

- ・発災後、被災者からの相談及び被災者への支援に関すること等の相談窓口を設置することで、混乱を防止するとともに、被災者等のニーズを把握する。

各機関	対策内容
区 ・ 災対管理部 ・ 災対区民生活部 ・ 災対福祉部 ・ 災対産業経済部 ・ 災対防災都市づくり部	・ 被災者のための相談所を開設
都 ・ 総務局	・ 都各局の相談窓口をとりまとめ住民等へ周知
都 ・ 各局	・ 相談窓口等を開設するとともに、都総務局に報告
警視庁	・ 臨時相談所を開設

	・ 交通規制に係るテレホンコーナーを開設
東京消防庁	・ 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に対応

(2) 詳細な取組内容

- ・ 避難所等から、被害状況や区民ニーズの収集・分析を行う。
- ・ 災害後の生活や被災者支援等に関する相談窓口を設置し、区民相談に応じるとともに、担当各課等との円滑な連携により、問題の解決に努める。
- ・ 多岐にわたる相談に対応するため、都行政書士会荒川支部等との連携により、生活の再建のための相談業務を実施する。

(資料第2 協定・覚書)

6 義援金品の募集・受付

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部 ・ 災対地域文化スポーツ部	・ 都と連携した義援金品等の募集・配分 ・ 義援金品等の保管
都	・ 都義援金配分委員会の設置

(2) 詳細な取組内容

① 都義援金配分委員会

i) 義援金募集の検討

- ・ 都、区市町村、日本赤十字社各機関は、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。

ii) 都義援金配分委員会の設置

- ・ 全国から拠出され、区に寄託された被災者あての義援金品を確実に、迅速かつ公平に被災者に配分する必要があるため、都本部に、都義援金配分委員会を設置し、義援金の受付、保管、事務分担等に関する総合的な計画を定め、包括的に対応する。
- ・ 都義援金配分委員会は、次の事項について審議し、決定する。
 - (1) 被災区市町村への義援金の配分計画の策定
 - (2) 義援金の受付・配分に係る広報活動
 - (3) その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項
- ・ 都義援金配分委員会は、都、区市町村、日本赤十字社東京都支部、その他関係機関等の代表者により構成する。

② 義援金品の募集・受付

i) 義援金品の募集

- ・ 義援金品の内容等については、被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資について、都と区が連携し、広く広報して募集を行い、都及び区において受け付けるものとし、区の役割

は次のとおりとする。

ii) 義援金の募集

- ・ 災対区民生活部は義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、銀行等に区民生活部長名義の専用の普通預金口座を開設し、振り込みによる義援金を受け付ける。
- ・ 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、口座への振込みによって義援金を受け付けた場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えるものとする。
- ・ 義援金の受付状況について都義援金配分委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、「預り金」として都義援金配分委員会に送付する。ただし、都義援金配分委員会に送付するまでの間は、義援金受付口座に預金保管する。

iii) 義援品の取扱い

- ・ 義援品の取扱いについては、生活必需品等の需給状況や都の都の対応状況等を踏まえ、適宜検討・決定する。
- ・ なお、義援品を受け付ける場合は、災対地域文化スポーツ部は義援品の受付窓口を開設し、災害対策本部に受付状況を報告する。

7 トイレの確保及びし尿処理

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部 ・ 災対環境清掃部 ・ 災対健康部 ・ 災対防災都市づくり部	・ 既存トイレの活用 ・ 避難所におけるトイレ使用ルールの周知

(2) 詳細な取組内容

① 避難所におけるトイレの運用

- ・ 避難所のトイレは大勢の人が利用するため、清潔なトイレ環境を維持することにより、避難所における感染症の蔓延等の予防や安心してトイレを使用できる環境が維持できる。また、高齢者や障がい者、女性にも使いやすいトイレを整備していくことが必要であり、避難所開設の初期から、水・食料の確保とともに、早急に取り組むべき課題である。

② 避難者数に応じた必要トイレ数の算定及び設置

i) 目標とするトイレの数

- ・ 避難者に応じた十分な便器数があると、トイレに長い時間並ぶことなく使用することが可能となる。
- ・ 過去の災害や国際基準等も参考とした「トイレの確保・管理ガイドライン」（平成 28 年 4 月内閣府）を踏まえ、発災当初は、避難者 50 人あたり 1 基の確保を目標とする。

ii) 既設トイレの活用

- ・ 避難所内の既設トイレの使用を優先するものとし、避難所開設時には、個室、便器等の被害の有無をチェックして、使用の可否を判断する必要がある。

- ・また、避難所内の上水道や排水管等の状況等の水洗に係る被害状況が確認できるまでの間は、携帯トイレを使用する。

iii) マンホールトイレ等災害用トイレの設置

- ・避難者数や既設トイレの使用可能数等を踏まえ、不足分について簡易トイレやマンホールトイレ、仮設トイレ等の災害用トイレを設置していく必要がある。
- ・マンホールトイレについては、避難所周辺の道路上のマンホール（あらかじめトイレ用マンホールに指定されているもの）及び防災広場や公園等のトイレ用マンホールを使用する。
- ・マンホールトイレや簡易トイレについては、組立便器を使用し、便器ごとにテント等を設置し、プライバシーを確保する。
- ・マンホールトイレの水洗については、井戸や小型防火水槽等（D級ポンプ等の使用）の水を活用する。

③ トイレの使用における配慮

- ・避難所運営においては、トイレの配慮が特に必要となる女性や高齢者、障がい者等からの意見の聴取やニーズの把握等に努めるとともに、相互に協力できる雰囲気醸成することも必要である。

i) 女性への配慮

- ・災害用トイレ等を設置する場合には、男性用、女性用のトイレは離して設置するとともに、女性用トイレを多めに確保する等の配慮が必要である。
- ・トイレの女性用対男性用の割合は3：1が理想的であるとされている。
- ・女性用トイレには、サニタリーボックスや生理用品の配置にも配慮する。
- ・トイレ内外の照明の確保や監視人の配置等、夜間時等の使用への不安の解消に配慮する。

ii) 障がい者や高齢者への配慮

- ・障がい者、高齢者等の災害時要援護者に対しては、動線の良い場所の選定や室内への専用トイレの設置等、それぞれのニーズに応じたトイレの安全面、衛生面等の配慮が必要である。

④ トイレの使用ルールの周知と衛生管理

- ・過去の災害では、水洗が使えないトイレでの汚物の堆積や清掃が行き届かないこと等による衛生面での問題や、汚れたトイレの使用を避けるためトイレを我慢したり、水を飲まない等による健康面での問題等が発生している。こうした教訓を踏まえ、早期のトイレの使用ルールの周知及び衛生管理にも配慮していく必要がある。

i) 使用ルールの掲示及び周知

- ・水洗使用の可否（水洗使用の可否が分かるまでの間は、携帯トイレの使用を徹底する。
- ・携帯トイレの使用方法
- ・便袋やトイレごみを捨てる場所

ii) 衛生管理への配慮

- ・避難者が交代でトイレの清掃を行う等、清掃体制を定める。
- ・石けんや手指消毒剤、ウエットティッシュ等手洗い用品を用意する。
- ・建物内や室内のトイレでは、履物を別に用意する。
- ・使用済み携帯トイレを通常ごみと分けて保管する。

- ・便袋や使用済み携帯トイレを、避難者が生活するエリアと離す等保管場所にも配慮する。

⑤ し尿処理

- ・避難所のトイレのし尿は、都下水道局との覚書に基づき、バキュームカーで三河島水再生センターへ搬入し、し尿受入用マンホールを通じて下水道へ投入することにより、処理する。
- ・詳細については、【震災編】第2部第3章第5節の「具体的な取組【予防対策】」における「6 災害廃棄物（がれき・し尿等）処理」に準ずる。

8 ごみ処理

（１）主な対策内容と役割分担

- ・ごみ処理は、区の被災状況や要請を踏まえ、都も収集・運搬機材等の確保を協力して行う等広域処理体制を確保し、迅速な処理を実施する。

各機関	対策内容
区 ・ 災対環境清掃部	・ 所管区域内の被災状況を把握し、ごみの発生推定量を算出、集積場所の決定等、ごみ処理計画を速やかに策定
都 ・ 環境局	・ 広域的な支援要請等を実施 ・ 災害廃棄物処理に関して、国と国庫補助等の調整
都 ・ 総務局	・ 都本部の下、災害廃棄物処理のほか応急対策全般に関する調整 ・ 環境局と連携し、ごみ処理対策に関して広域的に協議

（２）業務手順

- ・区は、各自治体で策定する「災害発生時のごみ処理マニュアル」に沿って可能な限り主体的に対応する。
- ・被災が広範囲に及ぶとき等は、都や清掃一部事務組合と情報の共有化を緊密に行う。

（３）詳細な取組内容

- ・区は、発災後速やかに人員・機材を確保し、収集体制を早期に確立する。
- ・災害時のごみは、分別を徹底させ、臨時仮置場に排出するよう指導する。
- ・ごみの収集運搬は、衛生上速やかに処理を必要とするごみから優先的に行う。なお、ごみが滞留する場合には、状況に応じて臨時作業を継続して行う。
- ・区は、避難所等や被災家屋から排出されるごみ処理についても、災害状況に応じた処理計画を策定し、速やかに処理を行う。
- ・区は、区独自でのごみ処理が困難となった場合には、都及び他自治体等に車両や人材の応援を要請する。

9 災害廃棄物処理

(1) 主な対策内容と役割分担

・災害廃棄物処理は、区の被災状況や委託要請を踏まえ、都も仮置場等を確保し、かつ、処理体制を確立し、処理主体である区が適正に災害廃棄物の処理を実行できるよう、技術的支援や各種調整を行う。

各機関	対策内容
区 ・ 災対環境清掃部	・ 区の災害廃棄物等処理方針及びマニュアルに沿って対応 ・ 円滑な災害廃棄物処理の実施のため、ボランティア・区民活動団体等と連携 ・ 被災状況を都に報告し、必要に応じて応援を要請 ・ 所管区域内の被災状況を確認し、災害廃棄物の発生推定量を算出、仮置場や最終処分場を決定し、「災害廃棄物処理実行計画」を策定
都 ・ 環境局	・ 「東京都災害廃棄物対策本部（仮称）」を設置し、関係各局及び区から被災状況等に関する情報を収集、把握 ・ 区の要請に応じて、広域的支援を国や他府県に要請
都 ・ 建設局	・ 緊急道路障害物除去路線上の障害物や災害廃棄物の道路障害物除去作業を実施、関係各局に報告
都 ・ 総務局	・ 都災害対策本部のもと、応急対策全般に関する調整とともに、環境局、建設局等と連携し、災害廃棄物処理対策に関して協議

(2) 詳細な取組内容

① 災害廃棄物処理の基本方針

・最終処分量の削減を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等の再利用、適正処理を基本として処理を行う。

② 「東京都災害廃棄物対策本部（仮称）」の設置

・都環境局は、速やかに被災区及び各機関間との連携を図り、災害廃棄物処理を円滑に実施することを目的に、都本部の下に東京都災害廃棄物対策本部（仮称）を設置し、次の業務を所管する。

○構成局

都環境局・都総務局・都財務局・都主税局・都都市整備局・都建設局・都港湾局・
都住宅政策本部

○業務

- ✓ 災害廃棄物処理全般に関する進行管理
- ✓ 東京都災害廃棄物処理推進計画（仮称）の策定
- ✓ 区との連絡調整、情報提供
- ✓ 災害廃棄物の処理に関する広報
- ✓ 仮置場の確保に関する支援
- ✓ 国との連絡調整・協議

- ✓ 広域的な処理体制を確保するための他道府県との調整
- ✓ 最終処分に関する調整

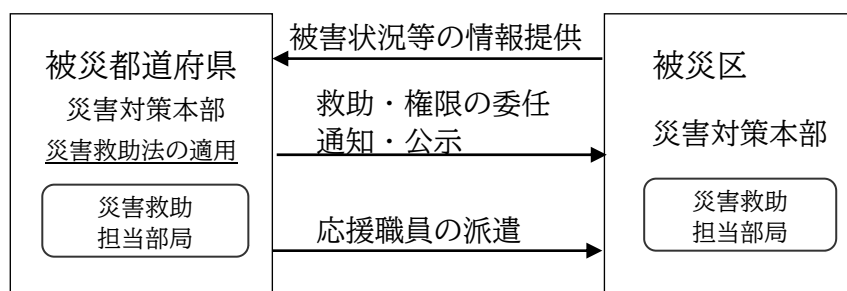
10 災害救助法等の適用

(1) 主な対策内容と役割分担

・都は、区からの報告又は要請に基づき、災害救助法の適用の必要性を決定する。

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部運用班	区本部長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を都本部長に報告
都	- 都本部長は、災害救助法の適用について、事前に内閣総理大臣にその旨を連絡 - 都本部が設置されている場合は、都本部長室の審議を経て災害救助法の適用を決定。災害救助法適用の際には速やかに公布

(2) 業務手順



(3) 詳細な取組内容

・都本部長は、区本部長からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに、法に基づく救助の実施について、当該区及び都各局に指示するとともに、関係指定地方行政機関等、内閣総理大臣に通知又は報告する。

・区本部長は、災害の事態が急迫し、都本部長による災害救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、救助に着手し、その状況を直ちに都本部長に報告し、その後の処理について都本部長の指示を受ける。

・区本部長は、災害救助法に基づき都本部長が救助に着手したときは、都本部長を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。

11 激甚災害の指定

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部運用班	・ 都が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等への協力及び都本部長へ被災状況等の報告 ・ 都本部長へ激甚災害指定の要請

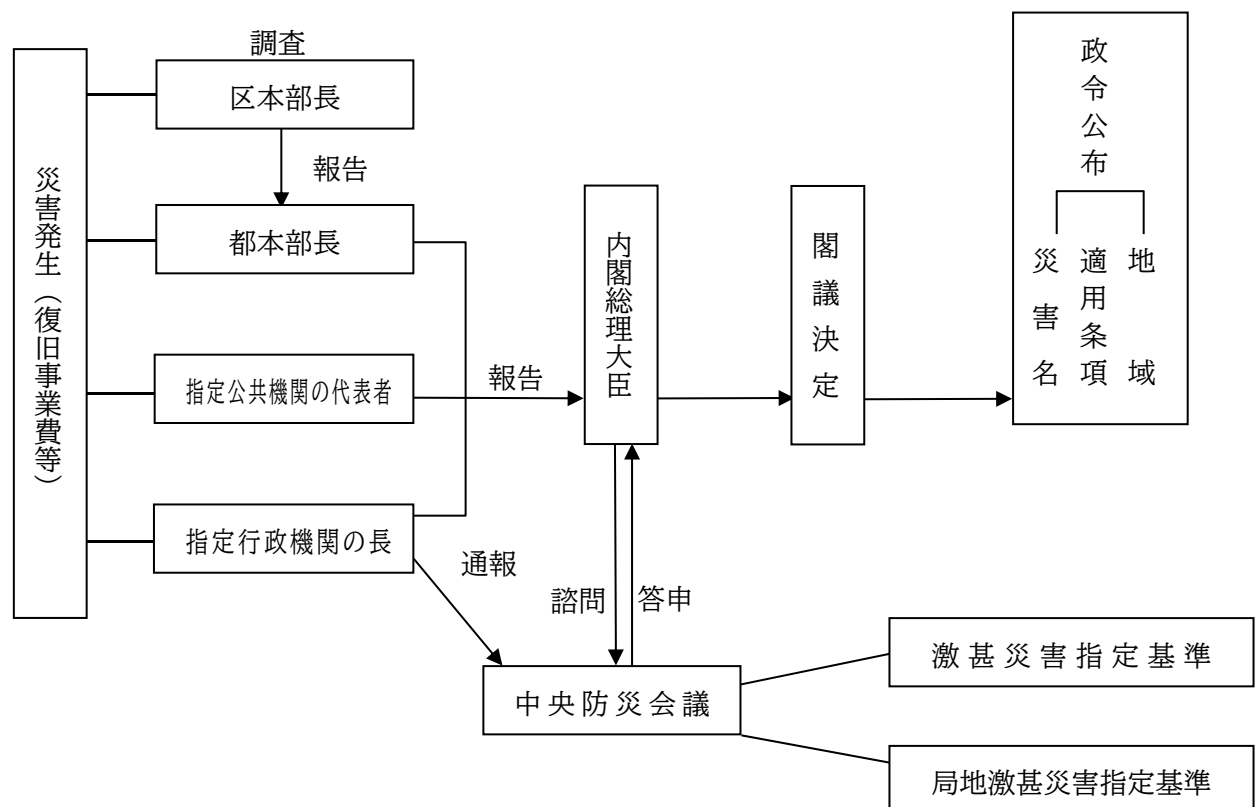
(2) 詳細な取組内容

- ・ 著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的とした「激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律（以下「激甚法」という。）」が制定されている。
- ・ この法律は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と被災者に対する特別の助成措置を内容としている。
- ・ 区内に、大規模な災害が発生した場合、区としても迅速かつ適切な応急復旧を実施するため、激甚法による助成援助等を受けることが必要である。

① 激甚災害指定手続

- ・ 大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、都本部長等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。
- ・ 中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準にもとづいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

[激甚災害指定手続の流れ]



② 激甚災害に関する調査

- ・区本部長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、都が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力、災害状況等を調査した後、都本部長に報告する。

③ 激甚災害の指定

- ・区本部長は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、都本部長に対して指定を要請し、区の災対各部は事業ごとに都の各局と連絡の上、指定の促進を図るものとする。

(資料第1-16 激甚法に定める事業及び都関係局)

④ 激甚災害指定基準

- ・中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に基準を定めている。

(資料第1-17 激甚災害指定基準)

⑤ 局地激甚災害指定基準

- ・災害を市町村段階の被害の規模で捉え、激甚災害として指定するため、中央防災会議が基準を定めている。

・局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に係るものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としているため、翌年になってから指定することとなっている。この場合、公共土木施設等については、所定の調査表により、局地激甚災害に関する必要な事項等を調査する。

(資料第1-18 局地激甚災害指定基準)

⑥ 特別財政援助の交付手続き

- ・区本部長は、激甚災害の指定を受けたときは速やかに関係調書等を作成し、都に提出しなければならない。

【復旧対策】

1 住家被害認定調査の実施

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部 ・ 災対防災都市づくり部	・ 住家被害認定調査の実施

(2) 詳細な取組内容

- ・ 地震や風水害等の災害により被災した住宅の「被害の程度（全壊、半壊等）」を認定するための調査である。
- ・ 調査によって得られた情報は、被災者生活再建支援システムを通じて、被災者台帳として整理され、罹災証明書交付や被災者生活の再建に係る様々な支援策の公平かつ効率的な実施に活用する。

2 罹災証明書の交付

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部 ・ 災対防災都市づくり部	・ 被災者生活再建支援システムを活用した罹災証明書の交付

(2) 詳細な取組内容

- ・ 災害発生後、罹災証明を求める区民に対し、区は、住家被害認定調査に基づき証明できる範囲で区民の請求に応ずるものとする。

① 罹災証明の範囲

- ・ 罹災証明書は、災害対策基本法第2号第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。
全壊（焼）、流失、大規模半壊、半壊（焼）、一部損壊、床上浸水、床下浸水の別

② 罹災証明の申請及び様式

- ・ 罹災者が、所定の申請書により申請する。
- ・ なお、火災による罹災証明書の様式は、東京消防庁と協議する。

③ 手数料

- ・ 区手数料事務規則第3条等により免除する。

④ 交付

- ・ 震災に伴う災害を除き、状況に応じて、別途詳細を定めるものとする。
- ・ 火災による罹災証明については、消防署と区が協議して決定した場所で交付する。

- ・罹災証明書の交付にあたっては、必要に応じて他部や他の自治体職員等の協力を得て、人員を確保する。

3 応急仮設住宅等の確保等

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部 ・ 災対防災都市づくり部	・ 罹災証明書の交付 ・ 応急仮設住宅等の必要量の算定 ・ 都と連携した応急修理、応急仮設住宅建設等の実施

(2) 詳細な取組内容

① 応急仮設住宅等の必要量の算出

i) 応急仮設住宅等の供給量の算定

- ・ 被害認定調査や被災者生活実態調査等に基づき、応急仮設住宅等の必要量を概算するとともに、被害状況の詳細を把握し、全体必要量を都へ報告する。

ii) 供給可能量の算出

- ・ 被災直後の現地調査及び関係団体等と連絡・調整を行い、算出する。

iii) 建設可能用地の確保

- ・ 都や他区市町村等と調整の上、民間の登録用地や公有地を確保し、建設予定地とする。
- ・ 震災発生後、地権者等から、提供の申し出のあった民有地を使用する場合には、初期段階において所有者等との間で、借地期間や借地料等について契約関係を明確にする。

② 時限的市街地の方針や計画の策定（発災後2か月以内）

i) 時限的市街地づくりの方針（原案）等の作成

- ・ 区は、各種調査結果を踏まえて、都と調整した上で被災市街地全体を対象とした時限的市街地づくりの方針（原案）を策定する。
- ・ 方針には以下の内容を盛り込む。
 - (1) 罹災証明書の交付
 - (2) 国有地、公有地及び民有地の利用方針
 - (3) 応急仮設住宅建設の方針
 - (4) 公的住宅及び民間住宅の空き住戸利用の方針
 - (5) 事業用仮設住宅建設の方針
 - (6) 自力仮設住宅等の方針
 - (7) 仮設店舗・工場等支援の方針
 - (8) 被災住宅の応急修理の方針
 - (9) 時限的市街地の建設と運営
- ・ 区が作成した原案をもとに、都は時限的市街地づくりの方針を策定する。

ii) 被災者の配置計画案の作成

- ・ 区は時限的市街地づくりの方針を踏まえて、地域特性や被災状況等を加味し、被災者の時限的市街地への配置計画案を作成する。

- ・都が時限的市街地計画を策定する際に、生活復興の視点で都と行う協議のための資料に活用する。
- ・被災者の従前居住地の近傍に配置できるよう努める。
- ・コミュニティ単位の集団移転等により、従前のコミュニティが維持できるように努める。

iii) 時限的市街地計画の策定（都施行）

- ・都は時限的市街地づくりの方針を踏まえ、区の配置計画の検討と連携をとりながら、用地過不足等に関する調整を行い、時限的市街地計画を策定する。

計画種別	計画の内容
1 時限的市街地の対象区域	時限的市街地の対象区域
2 応急仮設住宅建設計画	・建設量 ・建設用地（区内、区外、都外） ・住宅種別 ・建設スケジュール ・入居方法 等
3 公的住宅等・民間住宅利用計画	・公的住宅等の空家確保（施設名、戸数） ・民間住宅の共同住宅の空室確保（施設名、戸数） ・入居方式 等
4 事業用仮設住宅建設計画	・建設量 ・建設用地 ・建設スケジュール ・入居方法 等
5 住宅応急修理推進計画	・対象棟数 ・修理限度額 ・施工業者の登録制度 等
6 自力仮設住宅等支援計画	・対象棟数 ・支援限度額 等
7 仮設店舗・工場等供給計画	・建設量 ・建設用地 ・住宅種別 ・建設スケジュール ・入居方法 等

③ 被災住宅の応急修理の概要

i) 目的

- ・居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。
- ・応急修理の実施に係る方針（受付基準、金額等）を決定する。
- ・関係団体及び協力業者との連絡調整を行う。
- ・取り壊しに伴う災害廃棄物の発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。

ii) 実施主体

- ・住宅の応急修理は、災害救助法適用後は都が行い、区はこれに協力する。ただし、災害救助

法が適用されない場合で、区本部長が特に必要と認めたときは区において実施する。

iii) 申請建物の要件審査

- ・希望する被災者が区に申込書を提出し要件審査を受ける。

○対象者

- ・災害のため住家が半壊、又は半焼し、自らの資力では応急修理が出来ない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。

○応急修理の範囲

- ・居室、炊事場、トイレ等、生活上欠くことのできない部分及び日常生活に欠くことのできない破損箇所に限られる。

○調査、選定

- ・災害救助法適用後、被災者の資力、その他生活条件等の調査及び罹災証明書に基づき、都が定める選定基準により、区が募集・選定する。
- ・災害救助法が適用されない場合で、区本部長が実施の必要を認めたときは区が基準を定め、選定する。

iv) 応急修理の方法

○修理

- ・都が、応急修理に関する協定締結団体と調整のうえ、応急修理を行う業者のリストを作成する。
- ・区はリストにより業者を指定する。
- ・災害救助法が適用されない場合で、区本部長が実施の必要性を認めた時は、区は区内建設業者を通じて修理する。

○経費

- ・1世帯あたりの経費は、国の定めによる。

○期間

- ・原則として、災害発生の日から3か月以内に完了しなければならない。
(国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内に完了)

○帳票の作成

- ・応急修理を実施した場合、都及び区市町村は、必要な帳票を整備する。

④ 建設資材等の調達

i) 応急仮設住宅資材等の調達

- ・都は、一般社団法人プレハブ建築協会及び一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人全国木造建設事業協会及び一般社団法人日本木造住宅産業協会があっせんする建設業者を通じて資材等を調達する。
- ・災害救助法が適用されない場合は、区は、区内建設業者を通じて迅速に調達するものとする。

ii) 災害復旧用材（国有林材）の供給

- ・農林水産省（関東森林管理局）は、被災者の救助、災害の復旧及び木材需要の安定のため、災害復旧用木材の供給を行う。
- ・災害復旧用材の供給は、区本部長等からの要請により行う。

⑤ 応急仮設住宅の供与

i) 供与の目的

- ・ 都は、応急仮設住宅等（公営住宅等の空き住戸利用、賃貸型応急住宅及び建設型仮設住宅）の必要量を迅速に把握し、応急仮設住宅等供給方針を作成・公表する。
- ・ 都は、応急仮設住宅等の供与に係る建設業務や既存空き住戸の確保業務等を開始するとともに、住宅種別ごとに募集計画等を策定し、区市町村、関係機関への周知、応援体制の確保を図る。

ii) 計画方針

- ・ 災害時、住家が滅失又は破損することが予想され、その場合、自己の資力によって居住する住家を確保できない被災者を対象に応急仮設住宅の設置を実施する。

iii) 設置主体

- ・ 応急仮設住宅の設置は、災害救助法適用後は都が行い、区はこれに協力する。ただし、災害救助法が適用されない場合、その他区本部長が特に必要と認めた場合は区において設置する。

iv) 構造及び規模

○建設地

- ・ 都は区との調整を踏まえ、予定された建設候補地の中から選定する。
- ・ 用地の選定にあたっては、各区市町村の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合等、都との調整を踏まえ、必要に応じて区市町村相互間での融通を行う。
- ・ 区立公園等のスペースについても、被害状況及び他の用途等を勘案して、応急仮設住宅建設用地として活用する。
- ・ また、緊急の疎開先として、災害時相互応援協定に基づき、希望者を各協定締結自治体の施設で受入れるように、要請を行うこととする。

○構造及び規模等

- ・ 平屋建、2階建の軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造、ユニットを標準とし、必要に応じ、その他構造を選定する。
- ・ 必要に応じて、高齢者や障がい者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。
- ・ 1戸当たりの規模は、国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じて、都が設定する。
- ・ 1戸当たりの設置に係る費用については、国の定めによる。

○設置戸数

- ・ 災害救助法の適用となった区を単位として、法に基づき、原則的に区内の全焼、全壊又は流失世帯の合計数の3割以内を設置戸数とするが、被害の程度及びその他の事情により不合理であると判断される場合、当該区相互間において設置戸数の融通を行うことができる。

○建設工事

- ・ 都と区は連携し、災害発生の日から可能な限り迅速に着工する。
- ・ 災害救助法適用後は、区本部長が都に要請する。
- ・ 都は、一般社団法人東京建設業協会及び一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、一般社団法人日本木造住宅産業協会があっせんする建設業者に建設工事を発注する。なお、必要に応じ、他の建設業者にも発注することとする。
- ・ 工事の監督は、必要に応じて都が行う。ただし、これにより難しい事情がある場合には、区

が委任を受けて行う。

- ・災害救助法の適用がない場合で区が設置する場合には、区内建設業者の協力を得て実施する。
- ・災害救助法適用前に区が実施する場合は、次により災対防災都市づくり部が必要戸数を建設する。なお、この場合、前記基準に準じて実施するものとする。

○応急仮設住宅の型式

- ・組立住宅
- ・現場建設仮設住宅

○実施の方式

- ・建設の方式としては、リース及び購入による。

○応急仮設住宅の設置業務

- ・組立住宅又は現場建設仮設住宅の建設の指令を受けたときは、直ちに建設地を調査するとともに、工事の設計、仕様及び工事費の見積を行い、緊急を要するときは区本部長の指揮を受け、災対管理部に契約を依頼し、事後、荒川区契約事務規則に定める手続により事務処理をする。
- ・工事中は工事の指導監督、工程管理を行う。
- ・組立住宅又は現場建設仮設住宅の建設を終了したときは、直ちに検査員の検査を受け、その旨を区本部長に報告する。
- ・組立住宅の購入、又は現場建設仮設住宅の建設を完了し、検査を終えたときは支払請求書の提出を求め、内容を審査して支払を行う。

v) 民間賃貸住宅等

- ・用地や資機材の確保が難しい場合、都と連携して民間賃貸住宅や宿泊施設の借上げについても実施し、居住住家の困窮解消に努める。

⑥ 入居者の募集・選定

- ・災害救助法が適用され、都が応急仮設住宅の建設等を実施する場合の入居者の募集・選定については、都の依頼により、都が定める基準に基づき区が行う。

i) 入居資格

- ・次の各号の全てに該当する者とするほか、都本部長が必要と認めるものとする。ただし、使用申し込みは1世帯1箇所限りとする。
 - (1) 住家が全焼、全壊又は流出した者
 - (2) 居住する住家がない者
 - (3) 自ら住家を確保できない者

ii) 入居者の募集・選定

- ・都は、入居者の募集計画を策定し、区に住宅を割り当てるとともに、入居者の募集及び選定を区に対し依頼する。
- ・割り当てに際しては、原則として区の行政区域内における必要戸数の確保が困難な場合を想定し、都が区市町村との調整を踏まえ、広域的に割り当てる。
- ・住宅の割り当てを受けた区は、区の被災者に対し募集を行う。
- ・入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき当該応急仮設住宅等が存する区が入居者の選定を行う。

- ・災害救助法が適用されない場合には、募集計画の策定、入居者の募集、選定事務の全てを区が行う。
- ・区は、東京消防庁が策定する防火安全対策を、入居者に対して周知する。

⑦ 応急仮設住宅の撤去

- ・入居後、自己建設等で空家となった応急仮設住宅等については、リース、賃貸、購入等、対応方法ごとに区分し、次により撤去又は原状回復する。

i) 組立住宅

- ・リースによる組立住宅の撤去の指令を受けたときは、直ちに撤去搬出させるとともにリース料の請求書の提出を求め、内容を審査して支払を行う。

ii) 現場建設仮設住宅

- ・現地建設の仮設住宅は、取り壊しに要する工事の仕様と工事費の見積を行い、災対管理部に契約を依頼する。
- ・取り壊し工事中は工事の指導・監督を行い、工事を完了したときは検査員の検査を経て、支払、請求書の提出を求め、内容を審査して工事費の支払を行う。

iii) 民間賃貸住宅

- ・通常の借上げと同様、原状回復に要した費用を管理者へ支払う。

iv) 宿泊施設

- ・管理者等により別途定める費用を支払う。

⑧ 応急仮設住宅の管理

- ・応急仮設住宅等の管理は、原則として、都が都営住宅の管理に準じて行うものとし、入居者管理等は区が行う。
- ・応急仮設住宅の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ都本部長が定める。
- ・災害救助法が適用されない場合に、区が設置したものについては、区が管理する。
- ・区が管理する場合には、入居の期間、使用条件、その他必要な事項を定め、災対防災都市づくり部災対住まい街づくり課が管理する。

4 被災者の生活相談等の支援

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部 ・ 災対産業経済部 ・ 災対福祉部	・ 避難所等における生活相談の実施 ・ 災害弔慰金の支給 ・ 災害援護資金・住宅資金等の貸付け

(2) 詳細な取組内容

① 生活相談

- ・次の機関は、災害の規模に応じてそれぞれ区民からの相談に応じる相談所を設置する。

機関	内容
区 ・ 災対区民生活部 ・ 災対福祉部	(1) 被災者の生活再建を図るための様々な相談に応じるため、区民相談所の機能を拡大し、対処するものとする。災対区民生活部が災対各部の応援を得て、これにあたる。 (2) 災害対策本部が解散した後も、これに準ずる体制で当該業務を遂行する。 (3) 避難所及び区民事務所における生活相談業務は、区本庁舎の相談所と密接な連携を保ちながら、その指揮のもとに行うものとする。
消防署	災害後における出火防止を図るため、次の業務を行う。 (1) 被災建物、仮設住宅及び避難所等における火災予防対策の徹底 (2) 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底 (3) 危険物施設等における計画体制、構造、設備に関する点検等の強化

② 災害弔慰金等の支給

- ・災害弔慰金の支給等に関する条例の規定に基づき、災害により死亡した区民の遺族に対して災害弔慰金を支給し、災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた区民に対し、災害障害見舞金を支給する。

i) 災害弔慰金

○ 支給対象者・順位

- ・①死亡者の配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母（①から⑤の遺族がいない場合、死亡した方と同居又は生計同一の兄弟姉妹）

○ 支給限度額

- ・死亡者1人につき主たる生計者の場合 500 万円、それ以外の場合 250 万円

ii) 災害障害見舞金

- ・地震等の自然災害により負傷又は疾病にかかり、精神又は身体に障がいがある区民に対し、災害障害見舞金を支給する。

○支給対象者

- ・法別表に掲げる程度の障がいのある者

○支給限度額

- ・障がい者1人につき主たる生計者の場合 250 万円、それ以外の場合 125 万円

（資料第1－19 災害弔慰金の支給等に関する条例）

（資料第1－20 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則）

③ 災害援護資金・住宅資金等の貸付け

- ・災害により家財等に被害があった場合、生活の立て直し及び自立助長の資金として、災害救助

法の適用時には災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金を、低所得世帯を対象に貸し付けるほか、住宅に被害を受けた区民に対して、住宅の建設若しくは補修に必要な資金を貸し付ける。

災害援護資金貸付	
	貸付限度額 1 世帯 150 万円～350 万円（国制度）、150 万円（都制度）
	荒川区福祉部福祉推進課
生活福祉資金貸付	
	貸付限度額 1 世帯 150 万円
	荒川区社会福祉協議会
	1 基本融資額 建設資金・新築購入資金 耐火・準耐火・木造（耐久性）1,460 万円 等 2 土地融資額 土地取得資金 970 万円、整地資金 390 万円 等 住宅金融支援機構

5 義援金の募集・受付・配分

- ・全国から拠出され、区に寄託された被災者あての義援金品を確実、迅速かつ公平に被災者に配分する必要がある。
- ・都本部に、東京都義援金配分委員会を設置し、義援金の受付、保管、事務分担等に関する総合的な計画を定め、包括的に対応する。

（１）主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部 ・ 災対地域文化スポーツ部	・ 都と連携した義援金品等の募集・配分 ・ 義援金品等の保管
都	・ 東京都義援金配分委員会の設置

（２）詳細な取組内容

① 義援金品の保管・配分

- ・都義援金配分委員会の配分計画により、委員会から受領した義援金品について、区は下記のとおり対応する。

i) 義援金

- ・都義援金配分委員会から送金された義援金は、区民生活部長名義の専用の普通口座に保管し、都義援金配分委員会の配分計画に基づく配分率及び配分方法により、災対区民生活部から被災者に配分する。
- ・災対区民生活部は、被災者への配分状況について、経過、実施方法等を記録するとともに都義援金配分委員会に報告する。

ii) 義援品

- ・義援品を受領した場合は、災対地域文化スポーツ部が集積・保管し、配分計画に基づき被災者に配分する。
- ・配分にあたっては、ボランティア等の各種団体の協力を得て、迅速かつ公平に配分する。
- ・配分方法は、【震災編】第2部第10章第5節の「具体的な取組【応急対策】」における「1 備蓄物資の供給」に準ずる。
- ・被災者への配分状況について、経過、実施方法等を記録する。

6 被災者の生活再建資金援助等

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部 ・ 災対産業経済部 ・ 災対福祉部	・ 被災者生活再建支援金の支給

(2) 詳細な取組内容

i) 概要

- ・被災者生活再建支援法が適用された自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活必需品等の購入経費として支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援する。

ii) 支給要件等

- ・居住する住宅が、全壊した世帯、半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯、住宅が居住不能で長期避難している世帯、大規模半壊の世帯に対して、住宅の被害程度に応じて支給する基礎支援金と住宅の再建方法に応じて支給する加算支援金の合計額を支給する。（世帯人数が1人の場合は3／4の額）

[支給要件等一覧]

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

○住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	半壊・解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

○住宅の再建方法に応じて支給するし遠近（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

（資料第1－21 被災者生活再建支援法（抄））

（資料第1－22 被災者生活再建支援法施行令）

7 職業のあっせん

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対産業経済部 ・ 災対福祉部	・ 職業のあっせん

(2) 詳細な取組内容

・ 災害により離職を余儀なくされた被災者に対する職業のあっせんについては、公共職業安定所と連携し、臨時職業相談窓口の設置、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施により、早期再就職の促進を図るものとする。

8 租税等の徴収猶予及び減免等

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部	・ 特別区税の徴収猶予、減免措置等

(2) 詳細な取組内容

i) 基本方針

・ 被災した納税義務者、又は特別徴収義務者（以下「納税者」という。）に対し、地方税法又は荒川区特別区税条例（以下「法律等」という。）により、区税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して、適時適切な措置を講ずる。

ii) 期限の延長

・ 災害により、納税者が区税に関する法律等に基づく申告、申請その他書類の提出又は納付若しくは納入することが期限までにできないと認めるときは、次により期限の延長を行う。

・ 災害の区域が広域にわたる場合においては、区本部長が法律等に基づき、適用の区域、期限の延長その他必要事項を指定する。

・ 納税者が災害その他やむを得ない理由により、期限の延長を受けようとする場合は、前記の期限延長を適用する場合を除き、納税者の申告に基づき、区本部長が期限の延長その他必要事項を指定する。

iii) 徴収猶予

・ 災害により、財産に被害を受けた納税者が、区税を一時的に納付又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

iv) 滞納処分の執行停止

・ 災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

v) 減免

- ・被災した納税者に対し、該当する各税目について次により減免を行う。

○特別区税

- ・災害を受けた日以降に納期の末日の到来するものについて被災の状況に応じ減免する。

○軽自動車税

- ・災害により、その者の所有に係る原動機付自転車、軽自動車及び二輪の小型自動車について納期限前に甚大な損害を受けたときは、損害の程度に応じ減免する。

9 その他の生活確保

(1) 主な対策内容と役割分担

- ・国や関係機関が連携し、被災者に対する生活支援策を、迅速に実施する。

各機関	対策内容
東京労働局	・雇用保険の失業給付等に関する特別措置 ・労働保険料等の徴収の猶予
関東森林管理局	・国有林材の供給の促進、輸送販売の実施、木材関係団体等への要請
日本郵便	・被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ・被災者が差し出す郵便物の料金免除 ・被災地あて救助用郵便物の料金免除 ・被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
NTT東日本 NTTコミュニケー ションズ NTTドコモ	・NTTの規定に該当する被災者又は避難者の基本料金の減免及び仮住居への移転工事費の無料化を実施 ・災害救助法適用地域のお客様の電話料金の支払期限の延長

(2) 詳細な取組内容

《東京労働局》

- ・災害により、失業の認定日にハローワークへ出向くことができない受給資格者に対して、事後に証明書等による失業の認定を行い、失業給付を行う。
- ・被災した労働保険適用事業主に対し、関係法令に基づき、労働保険料等の納入期限の延長等や免除の措置を講じる。
- ・制度の周知徹底

《関東森林管理局》

- ・都本部長等から被災地等における木材の需給安定等について要請があった場合、その必要があると認めるときは、国有林材の供給の促進、輸送販売の実施、木材関係団体等への要請等に努める。

《日本郵便》

- ・被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

- ・被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
- ・被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。
- ・被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

(資料第2 協定・覚書)

《NTT東日本》《NTTコミュニケーションズ》《NTTドコモ》

- ・料金等の減免を行ったときは、ホームページ等に掲示する他、報道発表等でその旨を周知する。

10 中小企業への融資

(1) 主な対策内容と役割分担

- ・被災した中小企業に対する生活支援策を、迅速に実施する。

各機関	対策内容
区 ・復興産業経済部 都 ・産業労働局 ・関係機関	・ 中小企業事業者及び組合への融資

(2) 詳細な取組内容

- ・区、都及び政府系金融機関は、災害により被害を受けた中小企業及びその組合に対し、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、事業の安定を図る。

(3) 中小企業事業者及び組合への貸付け

- ・災害により直接被害を受けた、又は震災の影響により業況が悪化している中小企業者を対象に、事業の再建又は経営の安定に必要な資金の融通を図るため必要な資金を貸し付ける。

荒川区中小企業融資制度 経営基盤強化融資	
	融資限度額 2,000 万円
	荒川区産業経済部経営支援課
東京都中小企業融資制度 災害復旧資金融資〔略称（災）〕	
	融資限度額 一災害につき 8,000 万円以内（ただし、災害の都度、その状況に応じて別に定める場合がある）
	東京都産業労働局金融部金融課
東京都中小企業融資制度 経営安定融資「経営一般」	
	融資限度額 1 企業 1 億円 1 組合 2 億円
	東京都産業労働局金融部金融課

11 応急金融対策

- ・区は関係機関(関東財務局、日本銀行、都、郵便局等)の指導方針に基づき、各金融機関及び区民に対し、協力依頼及び広報を行うものとする。

(1) 金融機関の対応措置

- ・原則として平常どおり営業する。止むを得ず業務の一部を中止する場合においても、普通預金の払い戻し業務についてはできるだけ継続する。
- ・店頭の顧客に対しては、警戒宣言が発せられたことを伝達するとともに、店頭はその旨を掲示する。
- ・店内の顧客及び従業員の安全の確保のため、危険箇所の点検等適切な応急措置をとる。

(2) 区民への広報

- ・区民に対し、各金融機関の対応措置を広報するとともに、不要不急な預貯金の引き出しは自粛するようホームページ、各種 SNS、荒川区防災アプリ等により呼びかけを行う。

12 災害廃棄物処理の実施

12-1 災害廃棄物（し尿・ごみ等）処理

(1) 主な対策内容と役割分担

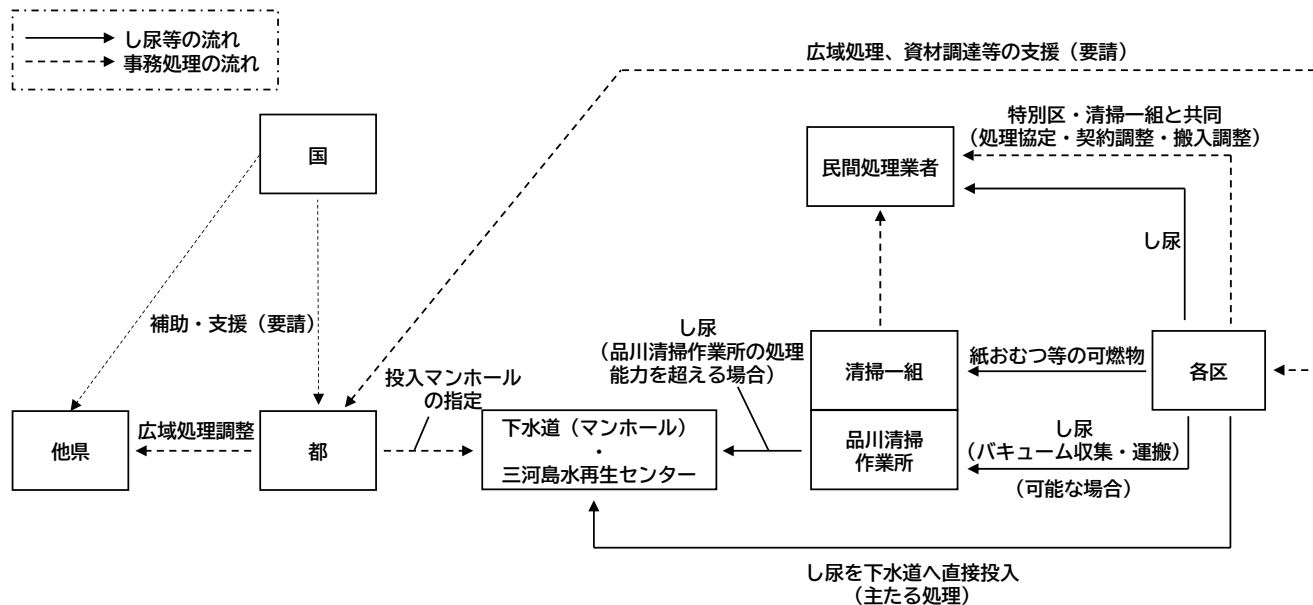
各機関	対策内容
区 ・ 災対環境清掃部	・ 災害廃棄物（し尿・ごみ等）処理活動の実施

(2) 詳細な取組内容

① 災害廃棄物（し尿・ごみ等）処理

i) 仮設トイレ等のし尿処理

・ 発災～下水道施設の復旧までのし尿処理の基本フロー図は次のとおりである。



・ 一次避難所、二次避難所及び福祉避難所等に設置された、災害用トイレの数量を把握し、し尿の収集・運搬に必要な人員・車両（バキューム車）の必要量を把握する。

・ し尿の収集・運搬に必要な人員・車両は、災害時相互応援協定締結自治体、近隣自治体及び都環境局への要請により確保する。

・ 災対環境清掃部は、仮設トイレの設置場所・数量、確保した人員・車両及び車両通行可能な道路状況を勘案し、収集コース（し尿収集計画）を作成する。なお、発災直後は時間の経過とともに状況が変化するため、収集コースは日ごとに見直すこととする。

・ 避難所等に設置される仮設トイレのし尿については、主として都下水道局施設に運搬し、処理する。携帯トイレで排出されるし尿については清掃一組施設に搬入し、焼却処理する。

ii) 避難所ごみ・生活ごみの処理

・ 避難所ごみ及び生活ごみについては、通常時の人員・車両体制により収集可能であるが、雇上会社の被害や人員不足、交通渋滞・交通規制による遅延等も想定されることから、清掃協議会に参集状況等を確認するとともに、不足する場合には特別区本部、協議会、都環境局、災害時相互応援協定締結自治体及び近隣自治体への要請により確保する。

・ 災対環境清掃部は、道路啓開の進捗及び車両通行可能な道路を把握し、避難所ごみ及び生活ごみの収集コース（臨時作業計画）を作成するとともに、臨時のごみ集積所の選定が必要な地域についても把握する。なお、発災直後は時間の経過とともに状況が変化することが想定されることから、収集コースは日ごとに見直すこととする。

・ 便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の発生を防止するため、廃棄物の収集方法（排出場所、分別方法等）を区民等に広報する。

○避難所ごみ

- ・避難所ごみは、一次仮置場に搬入せずに、既存の清掃一組施設に運搬する。

○生活ごみ

- ・避難所以外の一般家庭から排出されるごみ（可燃・不燃・粗大・有害）は、一次仮置場に搬入せずに、既存の清掃一組施設及び民間事業者等に運搬する。なお、道路閉塞により、平時のごみ集積所が利用できない場合には、近隣住民及び道路管理者等の関係機関と調整の上、臨時のごみ集積所を設定して収集する。

iii) 集団回収（資源回収）

- ・集団回収については、リサイクル推進団体及び関係事業者の被災状況を確認した上で、回収日程等を調整し実施する。
- ・避難所等から排出される資源は、区が収集する。

12-2 災害廃棄物（がれき）処理

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・ 災対環境清掃部 ・ 災対防災都市づくり部	・ 災害廃棄物（がれき）処理活動の実施

(2) 詳細な取組内容

i) 消防・警察・自衛隊等との連携

- ・消防、警察及び自衛隊等の応急活動・救助活動に配慮し、連携して災害廃棄物の撤去や倒壊した建物の解体・撤去を行う。特に、初動期においては人命救助の要素も含まれるため、情報の一元化の観点から、消防、警察及び自衛隊等と連携し、活動を行う。

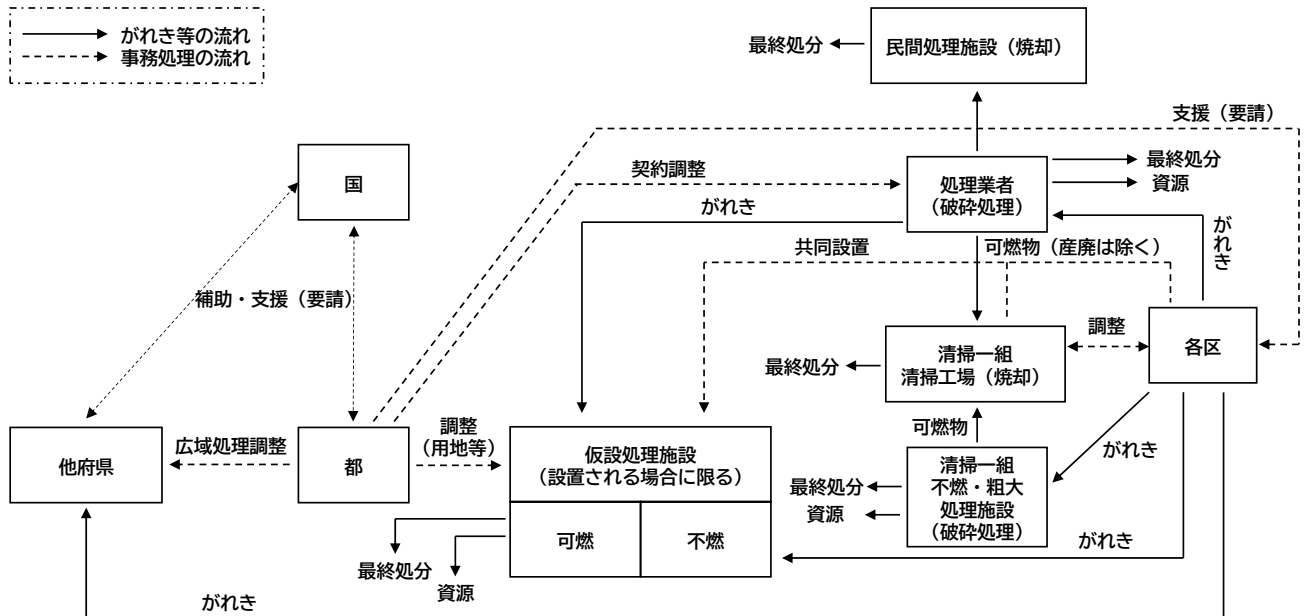
ii) がれき処理の優先順位

- ・がれき処理の優先順位は次のとおりである。

優先順位	内容
第一段階	・ 人命救助・不明者捜索（道路啓開含む。）に係るがれき類の撤去
第二段階	・ 道路啓開がれき類の撤去 ・ 被災車両の撤去
第三段階	・ 損壊家屋の解体・撤去
第四段階	・ 地震動により損壊した家財類の撤去

iii) がれきの処理

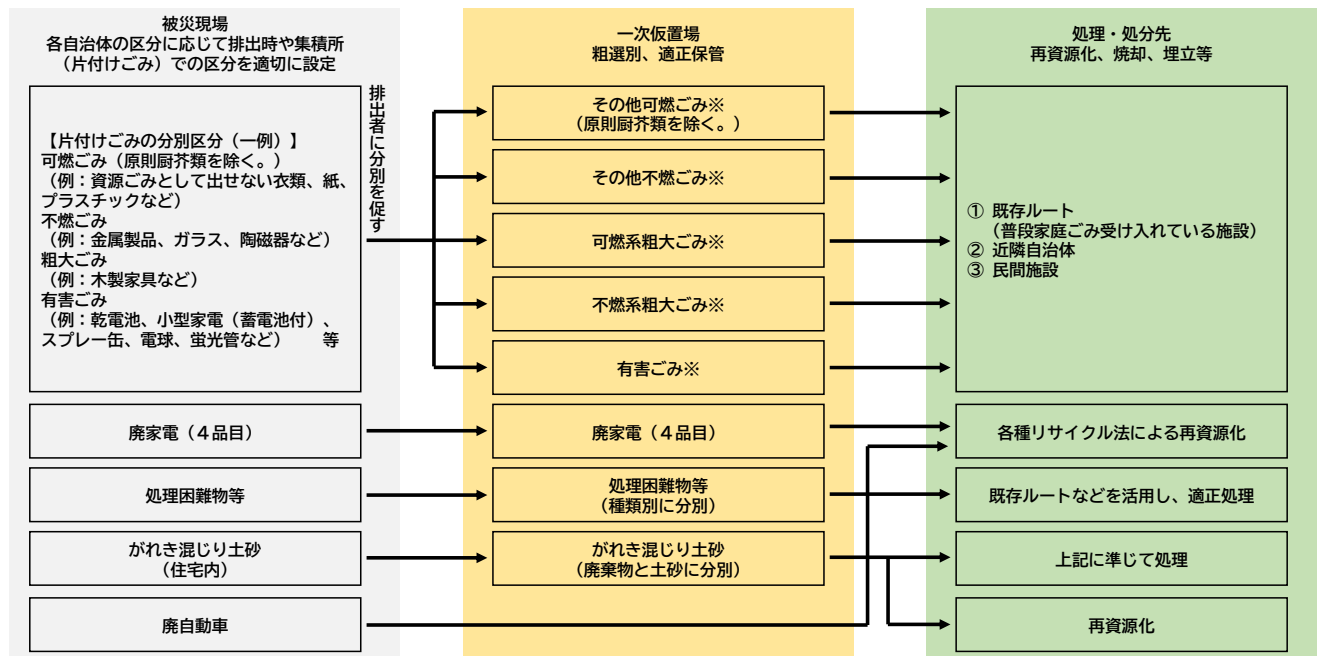
- ・特別区におけるがれき処理の基本フロー図は次のとおりである。



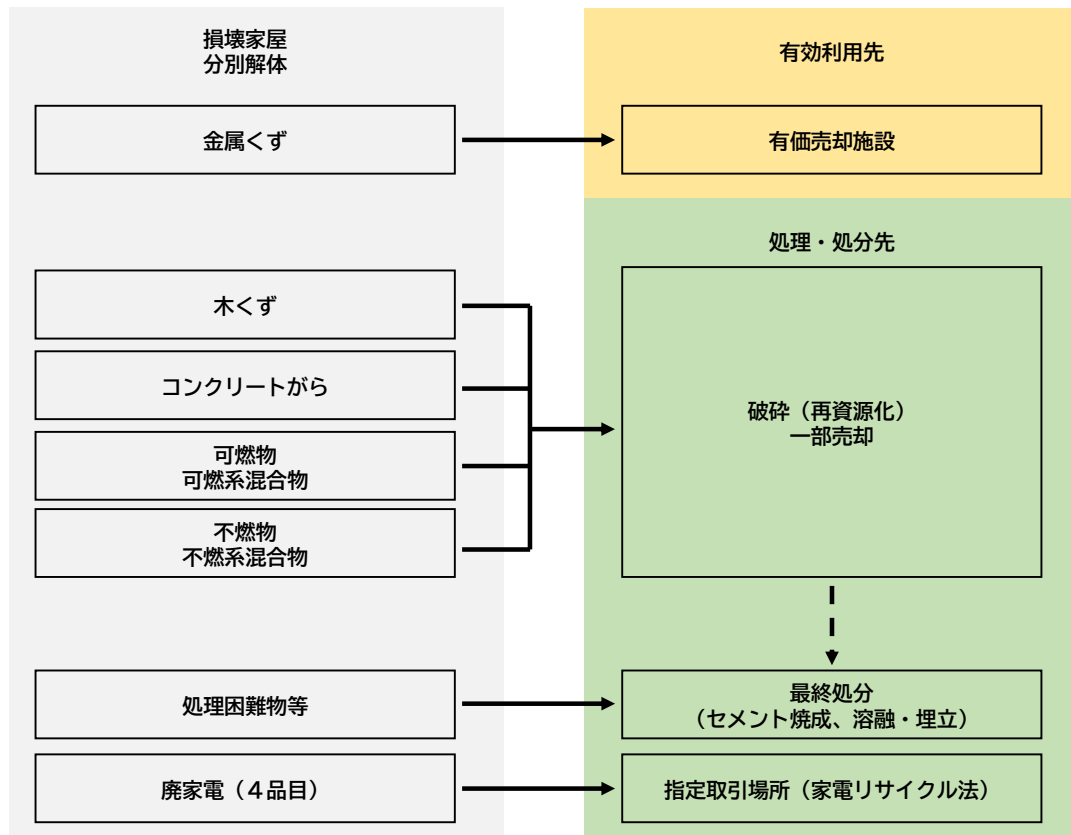
iv) 一次仮置場の設置・運営

- ・特別区におけるがれき処理の役割分担は次のとおりである。

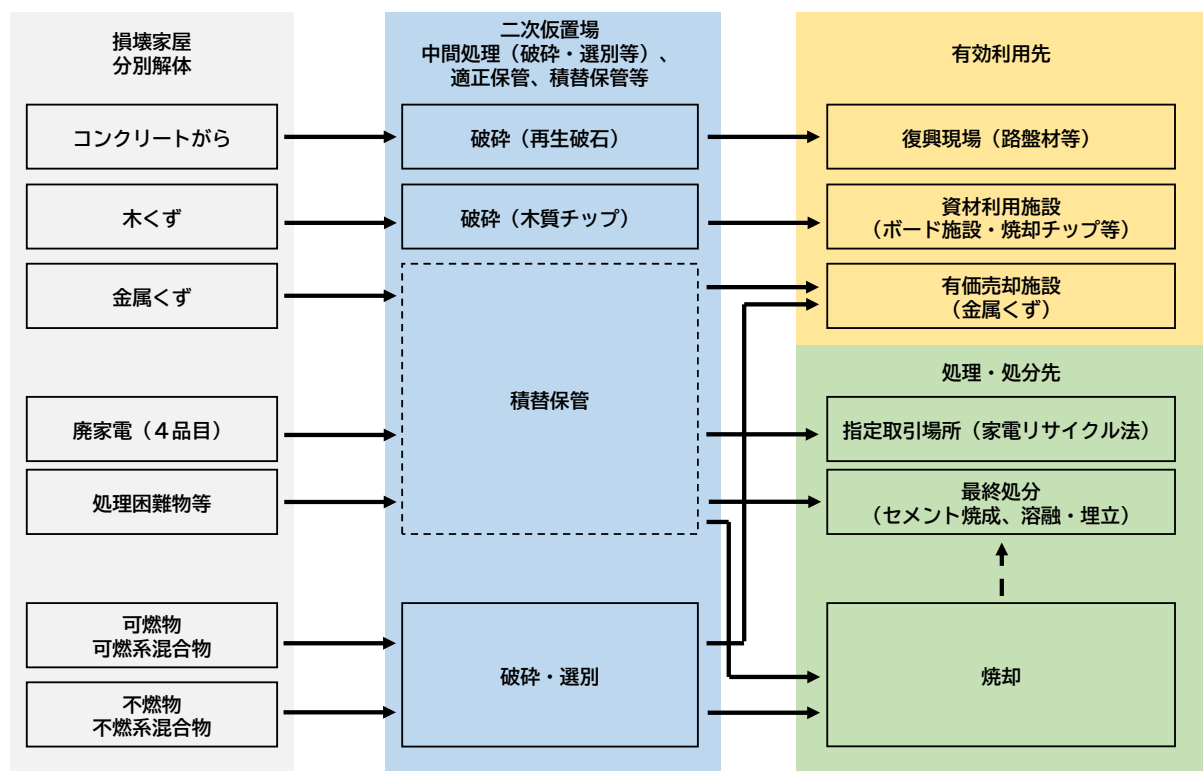
[片付けごみの処理フロー例]



〔解体廃棄物等（一部片付けごみを含む。）の処理フロー例（直接被災現場から排出する場合）〕



〔解体廃棄物（一部片付けごみを含む。）の処理フロー例（二次仮置場等を経由する場合）〕



- ・一次仮置場は、本節【予防対策】における「4 災害廃棄物処理」のとおりとするが、道路閉塞等により候補地への車両進入が困難となる場合については、候補地を見直す。
 - ・また、一次仮置場に不足が生じる場合は、23 区を含めた近隣自治体に対して、仮置場の共用を要請する。
 - ・一次仮置場では、可能な限り搬入前に分別し、重機による粗選別と徹底した手選別を行い、資源化が可能なものについては、直接リサイクル先、処理先に運搬する。また、破碎処理や機械選別が必要なものについては、特別区本部が設置する二次仮置場に運搬する。
 - ・一次仮置場の管理・運営については、【地震編】第2部第4章第5節の「具体的な取組【応急対策】」における「1-2 障害物除去」に記載の区内解体事業者等の協力による体制を継続する。
- また、様々な種類・状態の災害廃棄物を選別・保管・搬出する必要があることから、産業廃棄物処理業者等に対しても協力を要請する。

v) 災害廃棄物処理実行計画の策定

- ・災対環境清掃部は災対各部と連携・協力し、環境省で作成する災害廃棄物の処理方針（マスタープラン）を基本として、地域の実情に配慮した基本方針を作成する。また、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況を把握した上で、実行計画を作成する。

vi) 倒壊の危険のある建物の撤去（公費解体）

- ・公費解体に伴うがれき処理の流れは次のとおりである。

想定される時間軸		内容	主な役割分担
初動期 応急期	発災～2週間 程度	・応急危険度判定	区 (災対防災都市づくり部)
復興期	～1か月程度	・住家・家屋被害状況調査 ・被災者台帳作成 ・罹災証明書交付	区 (災対防災都市づくり部)
		・公費解体の対象範囲決定	区 (災対防災都市づくり部)
	～3か月程度	・専門家、解体業者等との契約 ・申請・相談窓口の設置・受付 ・解体前作業（記録） ・解体実施 ・記録・証明書発行 ・一次仮置場への運搬 ・一次仮置場での処理 ・二次仮置場への運搬	区 (災対環境清掃部・ 災対防災都市づくり部)
	～1年（長期の 場合は3年）程 度	・二次仮置場での処理 ・最終処分場（広域処理含む）へ の運搬	特別区本部
		・最終処分	都

- ・第一に車両等の通行上支障のある道路障害物を撤去し、次に倒壊の危険性のある建物を優先的に解体・撤去する。この場合も分別を考慮し、緊急性のある物以外はミンチ解体を行わない。
- ・建物の解体・撤去については、消防、警察及び自衛隊等による救助救出活動により居住者の安

否が確認できた建物から、危険度判定や所有者の意思を踏まえ決定する。

- ・所有者の解体意思を確認するため、申請方法を被災者へ広報し、解体申請窓口を設置する。
- ・解体申請受付（建物所有者の解体意思確認）と並行して、解体事業の発注を行う。発災直後は、解体・撤去の対象を倒壊の危険性のある建物に限定する。

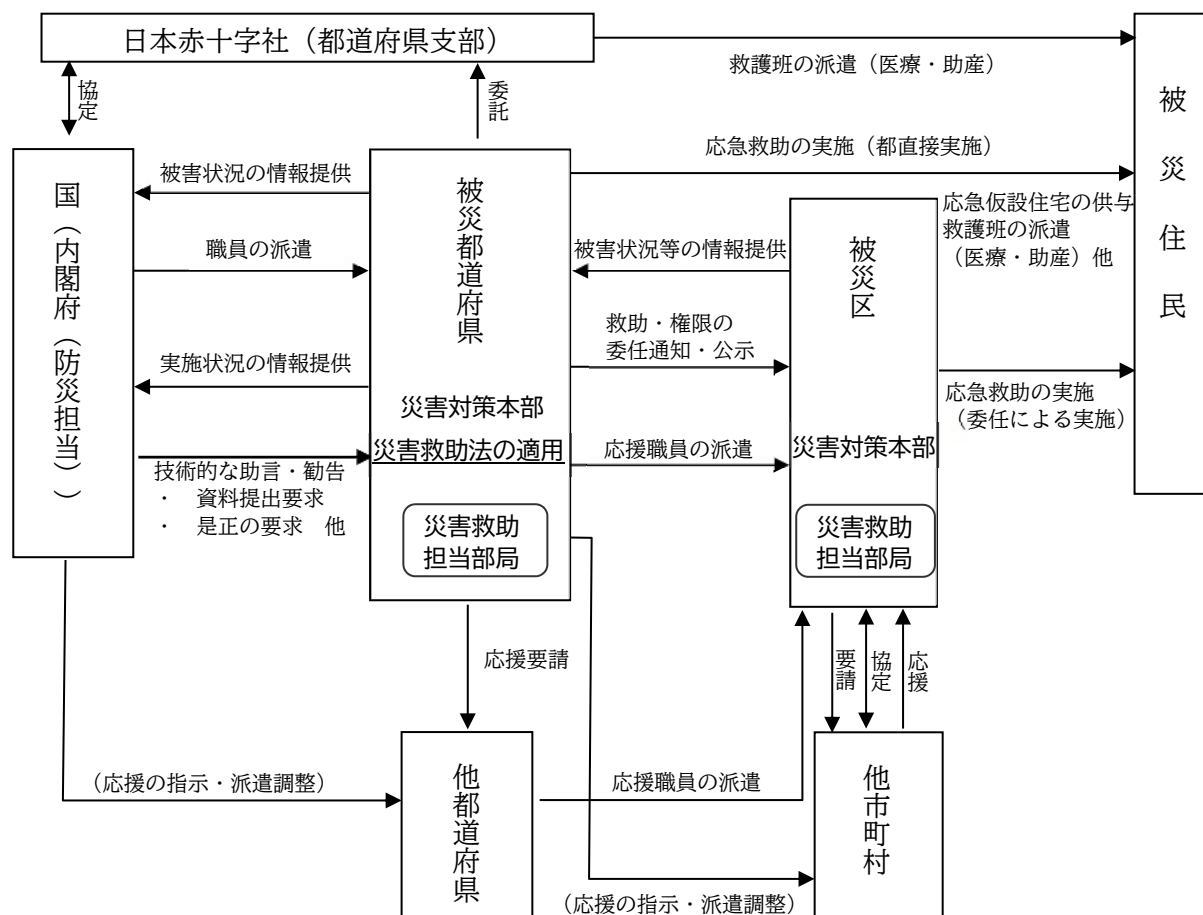
13 災害救助法の運用等

（１）主な対策内容と役割分担

- ・都は、区からの報告又は要請に基づき災害救助法の適用を決定し、災害救助基金等を運用し、救助活動を実施する。

各機関	対策内容
区 ・ 災対区民生活部運用班	・ 区本部長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を都本部長に報告
都総務局 関係各局	・ 都本部での審議を経て災害救助法の適用を決定 ・ 都本部の組織を災害救助法適用後、救助実施体制として拡充整備 ・ 被災区の被害状況を調査する体制の整備 ・ 救助の実施に必要な関係帳票を整備

（２）業務手順



(3) 都の取組内容

① 災害救助法の公布

- ・災害救助法を適用したときは、速やかに次により公布する。

公告 ○月○日発生の○○災害に関し○月○日から○○区市町村の区域に 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）により救助を実施する。 ○年○月○日 東京都知事 ○○○○

② 救助の程度・種類・期間等

- ・災害救助法に基づく救助の種類及び期間等については、資料第 1－15「災害救助法による救助の程度・方法及び期間（都・区市町村）」のとおり。
- ・災害救助法に基づく救助は、現物によって行うことが原則だが、都本部長が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。

③ 救助実施

i) 救助実施組織の整備

- ・救助の万全を期し、円滑に救助業務を実施するためには、事前に強力な救助実施組織を確立することが必要である。
- ・そのため都は、災害対策本部の組織を、救助法適用後、災害救助法実施組織として活用できるよう拡充整備を図るとともに、要員に対する事前研修を実施する等、救助業務の習熟に努める。

ii) 被害状況調査体制の整備

- ・災害救助法を適用するに当たっては、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるため、被害状況等の調査、報告体制の整備に努める。

iii) 救助の実施に必要な関係帳票の整備

- ・救助の実施に当たっては、救助ごとに帳票の作成が必要となる。
- ・災害時に遅滞なく救助業務を実施できるよう、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等について習熟しておく。

iv) 救助の実施方法等

○災害報告

- ・救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の 3 段階がある。
- ・これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに都本部長に報告する。

○救助実施状況の報告

- ・災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、都本部長に報告する必要がある。

v) 従事命令等

・迅速な救助業務を遂行するために必要な人員、物資、施設等を確保する手段として、都本部長に次のような権限が付与されている。

[従事命令等の内容]

種 類	内 容
従事命令	一定の業種のもものを、救助に関する業務に従事させる権限（例）医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、土木技術者、建築技術者、大工、左官、とび職等
協力命令	被災者その他近隣のもものを、救助に関する業務に協力させる権限（例）被災者を炊出しに協力させる等
管 理 使 用 保管命令 及び収用	- 特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限 （管理） 救助を行うため特に必要があると認めるとき、都本部長が病院、診療所、旅館、飲食店等を管理する権限 （使用） 家屋を収容施設として用いるような場合で、管理と異なり土地、家屋、物資を物的に利用する権限 （保管命令） 災害の混乱時に、放置すれば他に流れてしまう恐れのある救助その他緊急措置に必要な物資を、一時的に業者に保管させておく権限 （収用） 災害の際、必要物資を多量に買いだめし、売り惜しみしているような場合は、その物資を収用する権限 なお、収用は、特定業者に限らず、一般人等何人に対してもなし得る。

vi) 従事命令を受けた者の実費弁償

- ・ 従事命令を受けた者の実費弁償は次のとおりである。
- ・ 限度額については、都規則により適宜改訂を行う。

[従事命令を受けた者の実費弁償]

区分	範 囲	令和4年度費用（日当）の限度額	期 間	備 考
実費 弁償	災害救助法 施行令第4 条第1号か ら第4号ま でに規定す る者	1人1日当たり 医師……………22,200円以内 歯科医師………21,300円以内 薬剤師……………18,400円以内 保健師、助産師、看護師 ……………17,300円以内 准看護師………14,200円以内 診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床 工学技士………15,300円以内 歯科衛生士……14,900円以内 救急救命士……17,700円以内 土木技術者及び建築技術者 ……………16,600円以内 大工……………27,600円以内 左官……………29,500円以内 とび職……………29,900円以内 等	救助の実施 が認められ る期間内	時間外勤務 手当及び旅 費は別途都 規則で定め る額

第3部 災害復興計画

第1章 復興の基本的な考え方

・阪神・淡路大震災は、大都市の災害対応力の脆弱さを露呈し、被災した市街地復興の計画的な進め方・体制等について、日ごろから研究・準備しておくことの重要性を提起した。

・これらの震災発生以降、荒川区では、平成13年10月に区及び区民等が協働して被災後の市街地の復興を迅速に進めていくための「荒川区震災等による被災市街地復興条例」を制定し、平成14年3月には、災害対策全般についての基本的事項を定めた「荒川区災害対策基本条例」を制定した。

・さらに、平成15年9月には、被災市街地復興条例等に基づいた市街地復興を的確に進められるように、被災時に復興担当職員がとるべき行動手順や計画立案の指針を示した「荒川区都市復興マニュアル」を策定した。マニュアルについては、継続的に内容の検討等を実施しており、平成23年3月の東日本大震災以降の関係法令の改正や新たな制度の創設等を踏まえて、平成27年度に改正している。また、平成28年3月に発生した熊本地震やその後の自然災害の発生等を踏まえて、適宜見直しを行っている。

・発災時には、直後から迅速かつ計画的な市街地復興を進めることができるように、区が国や都と緊密に連携を図るとともに、平時から地域協働復興の推進に向けての検討を行っている。

第1節 都市復興の基本理念

・被災の教訓及び荒川区基本構想を踏まえるとともに、以下の点に留意して取り組む。

1 被災を繰り返さない都市づくり

・明確な意思を持って、都市全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の量的・質的な向上、良好な市街地の形成を図ることにより、被災を繰り返さない都市づくりを進める。

2 持続的発展が可能な都市づくり

・長期展望に立ち、将来世代も含め人々が快適な暮らしや都市活動を営むことができるように、持続的発展が可能な都市づくりを進める。

3 協働と連携による都市づくり

・区、区民及び事業者は、市街地の復興にあたっては、被災を繰り返さない災害に強いまちづくりを協働して進めるように努める。計画的な都市の復興は、区・区民・事業者及び関係機関等がそれぞれの役割を自覚して、協働、連携しながら相互の適切な分担のもとに推進する。

第2節 都市復興の基本目標

・生活再建、防災性の向上、生活環境の向上を通じて荒川区の復興を図ることを都市復興の基本目標とする。

1 生活再建

・被災を乗り越え、都市の復興にあたるため、住宅の確保等、区民の生活基盤をできるだけ早く再建する。

2 防災性の向上

・震災を繰り返すことがないように、震災前よりも防災性を高め、誰もが安全で安心して住み続けられるまちづくりを進める。

3 生活環境の向上

・高齢社会に対応した福祉のまちづくりを進めるとともに、次の世代に良好な生活環境を継承するため、緑等の自然環境を保全し、都市景観づくりを進める。暮らしの再建と安定・雇用の確保と産業の創造等を目標とする生活復興の諸施策と連携して、総合的な復興を進める。

（資料第1-23 荒川区震災等による被災市街地復興条例）

（資料第1-24 荒川区震災等による被災市街地復興条例施行規則）

第3節 都市復興

1 都市復興のプロセス

・都市の復興を迅速かつ円滑に行うため、次の4つの段階を踏んで、都市の復興を推進する。

（1）第一段階 体制の確立と復興方針の策定（発災から2週間）

・発災直後は、大混乱に陥ることが想定され、人命救助や応急危険度判定等の応急・復旧活動を優先しながら、市街地復興に向けての体制づくりを行う。

・災害対策本部の設置後、被害概況（家屋倒壊・焼失等）を基に、被害が甚大で市街地の復興事業が必要な場合、発災後1週間を目途に復興本部を設置する。

・被災に対する都市復興の方向性を住民等に示すものとして、『復興方針』を、発災後2週間で策定・公表する。併せて、市街地の被害が甚大な地区は、建築基準法第84条に基づく第一次建築制限（2週間～最大2か月）の検討を行う。

（2）第二段階 『復興計画（原案）＜都市の復興＞』の策定（2週間から2か月）

・都市復興に向けた、インフラや土地利用等の都市計画や事業の指針を住民等に示すものとして、『復興計画（原案）＜都市の復興＞』を発災後2か月で策定・公表する。併せて、市街地の被害が甚大な地区は、被災市街地特別措置法及び都市計画法に基づく第二次建築制限（2か月～2年以内）の検討を行う。

（3）第三段階 復興計画＜都市の復興＞の策定（2か月から6か月）

・『復興計画（原案）＜都市の復興＞』を基に、公聴会を開催し住民等の意見を反映させるとともに、主要インフラ等の都市計画決定（又は変更）の内容等を追加した、『復興計画＜都市の復興＞』を発災後6か月で策定し公表する。

（4）第四段階 都市復興事業計画等の策定（6か月から）

・『復興計画＜都市の復興＞』に基づき、地域住民の参画を得ながら主要インフラ事業や地域別復興まちづくり事業等を推進し、本格的な市街地復興を進める。

第4節 住宅復興

1 住宅復興のプロセス

・住宅の復興を迅速かつ円滑に行うため、自力による復興を基本として、「応急的な住宅の確保」、「自力再建への支援」及び「公的住宅の供給」を街づくりと連携した住宅の復興を推進する。

(1) 応急的な住宅の確保

・応急的な住宅の確保については、第2部第11章「住民の生活の早期再建の復旧対策」に記載する。

(2) 本格復興と自力再建の支援

・本格復興に際しては、過去の震災での経験も踏まえ、自力再建に関する情報提供や被災者の相談に対応できる体制を整備するとともに、個人の自力再建をあらゆる側面から支援する施策の充実を図る。

(3) 民間住宅の供給支援

・被災者が、自力再建に向けて良質な民間賃貸住宅、分譲のマンションや戸建て住宅等を確保できるよう、多様な事業により民間住宅の供給を支援する。

・安全で快適な福祉のまちづくりの視点から、建物の耐震化・不燃化の促進やバリアフリー化の推進を図る。

(4) 公的住宅の供給

・これらの施策によってもなお自力再建が困難な被災者に対しては、公営住宅等の公的住宅の供給が求められる。

・被災者のニーズ、将来の人口動向、用地取得の可能性等の諸事情を総合的に勘案した上で、長期的な視点に立って施策を推進する。その際、グループホーム等、地域の実情に応じた福祉施策と連携のとれた住宅サービスの提供を図る。

第5節 産業復興

1 産業復興のプロセス

・震災からの産業復興にあたっては、国や都と連携を図りながら、早期の事業再開等が円滑に進むよう支援するとともに、中長期的視点に立ち、荒川区の産業復興を図る施策を進める。

また、復興過程においては、自力再建までの一時的な事業スペースの確保への支援、施設再建のための金融支援、取引等のあっせん、物流の安定等、総合的な対策を展開する。

荒川区の産業復興にあたっては、産業復興方針を策定のうえ、以下のとおり中小企業施策及び雇用・就業施策等を総合的に展開する。

(1) 産業復興方針の策定

・区として総合的に産業復興を進めていくため、緊急的対応、中長期的対応等、復興の段階に応じた産業復興の方向性を明らかにし、それに基づき施策を進める。

(2) 中小企業施策

- ・中小企業の事業再開に対する支援策として、再建までの一時的な事業スペースの確保支援、施設の再建のための金融支援、取引等のあっせん、物流の安定等、速やかな再建に向けての総合的な対策を展開する。
- ・産業復興にあたっては、中小企業の産業活力を高めていく必要があることから、事業者の新分野進出、事業転換等への動きを積極的に支援・促進する等、企業現場の意欲を活かした産業活性化策に取り組む。
- ・また、被災した地元業者等が連携して、必要な物資やサービスを提供する等の事業の展開を促進する。

(3) 雇用・就業施策

- ・区民が速やかに自立し、生活再建を図るためには、経済的な基盤となる職業の維持が前提となる。そこで、雇用維持対策により失業者の発生を未然に防ぐとともに、離職を余儀なくされた区民の速やかな再就職を促進する。

第6節 暮らしの復興

1 暮らしの復興のプロセス

- ・暮らしの復興を早期に実現するため、国や都と連携を図りながら、保健・医療・福祉・文化・生涯学習・スポーツ・消費生活に関する支援策を講じる。また、ボランティアやNPO等が活動しやすい環境の整備を図るとともに、これらの区民団体等との連携の下、生活基盤・環境を創造的に形成する。
- ・福祉をはじめとする数多くの行政分野において、復興施策の中心的役割を果たすのは区であることから、被災者からの相談に対しても区の窓口を的確に案内することが重要になるため、災害時における都との連携・協力体制を確立する。

(1) 保健・医療分野

- ・保健分野においては、特に被災者の健康維持・管理、メンタルヘルスケアについての対策を講じる。
- ・医療分野においては、各地域における医療ニーズに的確に対応するため、仮設診療所の設置や公的及び民間医療機関の再建に関する支援を速やかに行う。

(2) 福祉分野

- ・福祉分野においては、従来からの対象者に加えて、被災により新たな対象者が発生する等様々な福祉需要が生じてくる一方、地域において福祉サービスを提供していた組織そのものが被災し、その機能が低下することも予想されるため、地域住民の自助と共助を基本とした福祉サービス体制の再構築を図る。
- ・一人暮らしの高齢者等、より弱い立場の人々については、こうした地域力に基づく、きめの細かい対応を図る。

(3) 文化・生涯学習・スポーツ分野

- ・文化・生涯学習・スポーツ分野においては、貴重な文化財等の散逸や消失を防ぐとともに、その

再建や復旧についての的確な対応を図る。

- ・被災者の心を癒すための各種の文化的なイベント、スポーツイベントの実施等を図る。

(4) 消費生活分野

- ・消費生活については、悪質な商法や便乗値上げの防止を図るとともに、消費生活の早期安定を図る。

(5) ボランティアやNPO等との連携

- ・ボランティアやNPO等との連携については、その自主性・自律性を尊重しつつ、これらの区民活動と行政活動との間に無駄な重複が生じないように相互の連絡調整に努める。
- ・区民活動団体が円滑に活動できるよう、施設の提供等環境整備の面で配慮する。

第2章 本部体制

- ・復興本部は、震災復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ計画的に実施していくための組織体制であり、通常の行政組織とは別に、臨時組織として設置する。
- ・復興本部の組織及び運営は、荒川区災害対策本部条例、同施行規則に定めるところによる。

第1節 復興本部の設置

- ・区本部長は、区が災害により甚大な被害を受けた場合において、必要があると認めるときは、本部の組織をもって、区民生活の再建及び市街地の復興に関する事業(以下「災害復興事業」という。)を計画し、実施する。
 - ・災害復興事業を実施する場合においては、本部を荒川区復興本部と称するものとする。
 - ・復興本部は、発災後1週間を目途に設置する。
- (資料第1-25 荒川区復興本部組織図)

第2節 復興本部における各部の役割

部	課	分掌事務
復興総務企画部	復興総務企画課	1 震災復興に係る基本方針の策定に関すること。 2 復興対策の総合調整に関すること。 3 復興本部の運営に関すること。 4 本部長室会議の運営に関すること。 5 本部長の特命に関すること。 6 本部長室の指示伝達に関すること。 7 庁有車の使用状況の把握に関すること。 8 被災状況の集約に関すること。 9 男女共同参画施策の調整及び推進に関すること。 。10 部の職員の参集状況の確認に関すること。 11 他部への職員の派遣に関すること。 12 避難所の運営に係る職員の派遣等に関すること。 。13 協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 14 部の受援及び応援に関すること。 15 部の活動体制に関すること。

		16 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関する事。 17 部の活動記録に関する事。 18 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関する事。 19 部の庶務に関する事。 20 所管する施設の復興計画に関する事。 21 前各号に掲げるもののほか、他部及び他課に属しない事。
	復興財政課	1 災害復興関係予算に関する事。 2 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務のとりまとめに関する事。
	復興議会事務局	1 議会と本部との連絡調整に関する事。 2 他自治体から来る視察対応に関する事。
復興区政広報部	復興秘書課	1 広聴に関する事。 2 本部長室の庶務に関する事。 3 部の職員の参集状況の確認に関する事。 4 他部への職員の派遣に関する事。 5 避難所の運営に係る職員の派遣等に関する事。 6 協定を締結している団体との連絡調整に関する事。 7 部の受援及び応援に関する事。 8 部の活動体制に関する事。 9 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関する事。 10 部の活動記録に関する事。 11 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関する事。 12 部の庶務に関する事。
	復興広報課	1 広報に関する事。 2 報道機関への情報提供に関する事。 3 復興状況の記録に関する事。
復興管理部	復興経理課	1 用地需要の調整に関する事。

		2 部の職員の参集状況の確認に関する事。 3 他部への職員の派遣に関する事。 4 避難所の運営に係る職員の派遣等に関する事。 5 協定を締結している団体との連絡調整に関する事。 6 部の受援及び応援に関する事。 7 部の活動体制に関する事。 8 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関する事。 9 部の活動記録に関する事。 10 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関する事。 11 部の庶務に関する事。 12 所管する施設の復興計画に関する事。
	復興会計管理課	1 災害復興に係る出納経理に関する事。
	復興職員課	1 人事計画並びに服務及び給与に関する事。 2 職員の参集状況の把握に関する事。 3 公務災害補償に関する事。 4 派遣職員の受入れ及び職員の派遣の連絡調整に関する事。 5 臨時に事務に従事する職員等の募集に関する事。 6 職員の健康管理及び健康相談に関する事。
	復興デジタル推進課	1 情報システムの復旧及び運用に関する事。 2 庁内LAN及び公共施設間ネットワークの復旧及び運用に関する事。
	復興営繕課	1 区有施設の被害状況の集約に関する事。 2 区有施設の復旧計画及び復旧工事に関する事。
復興区民生活部	復興区民課	1 震災復興相談所の開設及び運営の総括に関する事。 2 義援金品の受領及び保管並びに支給及び配分計画に関する事。

		3 地域情報の提供に係る総合調整に関すること。 4 地域住民の総合的な相談に関すること。 5 町会自治会等の連絡体制に関すること。 6 見舞金等の支給及び申請の受付に関すること。 7 日本赤十字東京支部との連絡調整に関すること。 8 罹災証明書の交付に係る調査の体制の整備に関すること。 9 罹災証明書の交付に係る申請の受付及び発行に関すること。 10 避難所の閉所に関すること。 11 部の職員の参集状況の確認に関すること。 12 他部への職員の派遣に関すること。 13 避難所の運営に係る職員の派遣等に関すること。 14 協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 15 部の受援及び応援に関すること。 16 部の活動体制に関すること。 17 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 18 部の活動記録に関すること。 19 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 20 部の庶務に関すること。 21 所管する施設の復興計画に関すること。
	復興戸籍住民課	1 安否不明者及び行方不明者の相談及び捜索に関すること。 2 罹災証明書の交付に係る調査の体制の整備に関すること。 3 罹災証明書の交付に係る申請の受付及び発行に関すること。
	復興区民施設課	1 地域情報の提供に係る調整に関すること。 2 家屋の被災状況に係る調査の応援協力に関すること。

		こと。 3 所管する施設の復興計画に関すること。
	復興税務課	1 義援品等の救援物資の受領、搬送及び配分に関すること。 2 輸送用車両の配車に関すること。 3 必要資器材の搬送に関すること。 4 租税等の減免及び徴収猶予に関すること。
	復興防災課 復興生活安全課	1 本部長室の補佐及び活動の記録に関すること。 2 都及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 3 本部の活動記録に関すること。 4 復興本部の運営補佐に関すること。 5 所管する施設の復興計画に関すること。
復興地域文化スポーツ部	復興文化交流推進課	1 文化事業の総合的な企画、調整及び推進に関すること。 2 在住外国人その他関係団体との連絡調整に関すること。 3 部の職員の参集状況の確認に関すること。 4 他部への職員の派遣に関すること。 5 避難所の運営に係る職員の派遣等に関すること。 6 協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 7 部の受援及び応援に関すること。 8 部の活動体制に関すること。 9 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 10 部の活動記録に関すること。 11 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 12 部の庶務に関すること。 13 所管する施設の復興計画に関すること。
	復興生涯学習課 復興スポーツ振興	1 文化財等の散逸又は消失の防止、再建及び復旧、文化的なイベント及びスポーツイベントの実施

	課 復興ゆいの森課 復興地域図書館課	その他の文化、生涯学習及びスポーツの分野における区の復興に係る方針及び計画の策定に関すること。 2 生涯学習施策の調整及び推進並びに社会教育関係団体等との連絡調整に関すること。 3 文化財の復旧に関すること。 4 所管する施設の復興計画に関すること。
復興産業経済部	復興産業振興課 復興経営支援課 復興就労支援課 復興観光振興課 復興選挙管理委員会事務局 復興監査事務局	1 産業復興に係る方針及び計画の策定に関すること。 2 悪質な商取引及び災害に便乗した値上げの防止、消費生活の早期安定の実現その他の消費生活の分野における区の復興に係る方針及び計画の策定に関すること。 3 中小企業施策の計画調整及び推進に関すること。 4 地域の産業復興に関する計画調整及び推進に関すること。 5 中小企業への融資に係る制度の活用促進に関すること。 6 産業団体等との連絡調整に関すること。 7 勤労者福祉サービス関係事務、見舞金等に関すること。 8 部の職員の参集状況の確認に関すること。 9 他部への職員の派遣に関すること。 10 避難所の運営に係る職員の派遣等に関すること。 11 協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 12 部の受援及び応援に関すること。 13 部の活動体制に関すること。 14 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 15 部の活動記録に関すること。 16 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。

		ること。 17 部の庶務に関すること。 18 所管する施設の復興計画に関すること。
復興環境清掃部	復興環境課	1 災害による環境汚染の調査等に関すること。 2 環境保全対策の総合的な企画、調査及び調整に関すること。 3 部の職員の参集状況の確認に関すること。 4 他部への職員の派遣に関すること。 5 避難所の運営に係る職員の派遣等に関すること。 6 協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 7 部の受援及び応援に関すること。 8 部の活動体制に関すること。 9 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 10 部の活動記録に関すること。 11 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 12 部の庶務に関すること。 13 所管する施設の復興計画に関すること。
	復興清掃リサイクル推進課	1 家庭ごみ及びし尿の収集及び運搬に関すること。 2 臨時の家庭ごみ集積所の撤収に関すること。 3 災害廃棄物の処理に係る調整に関すること。 4 災害廃棄物の一次仮置場の撤収に関すること。 5 東京二十三区清掃一部事務組合との連絡調整に関すること。 6 東京二十三区清掃協議会との連絡調整に関すること。 7 所管する施設の復興計画に関すること。
復興福祉部	復興福祉推進課	1 地域住民の自助と共助を基本とした福祉サービス体制の再構築その他の福祉の分野における区の復興に係る方針及び計画の策定に関すること。

		2 社会福祉団体、ボランティア、特定非営利活動法人等との連絡調整に関する事。 3 災害弔慰金の支給に関する事。 4 災害救護資金の貸付けに関する事。 5 区営住宅の使用料（駐車場分を含む。）及び敷金の減免及び徴収猶予に関する事。 6 部の職員の参集状況の確認に関する事。 7 他部への職員の派遣に関する事。 8 避難所の運営に係る職員の派遣等に関する事。 9 協定を締結している団体との連絡調整に関する事。 10 部の受援及び応援に関する事。 11 部の活動体制に関する事。 12 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関する事。 13 部の活動記録に関する事。 14 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関する事。 15 部の庶務に関する事。 16 所管する施設の復興計画に関する事。
	復興高齢者福祉課	1 高齢避難者の援助及び相談に関する事。 2 在宅の高齢者の援助及び相談に関する事。 3 福祉サービスの利用料及び自己負担金の減免に関する事。 4 老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定による措置に係る利用者負担金の減免に関する事。 5 所管する施設の復興計画に関する事。
	復興生活福祉課	1 生活保護を受給している被災者の援助及び相談に関する事。 2 生活保護を受給している被災者の保護に関する事。
	復興障害者福祉課	1 福祉サービスの利用料及び自己負担金の減免に

		関すること。 2 障害者福祉施設の使用料等の減免に関すること。 3 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による措置に係る利用者負担金の減免に関すること。 4 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定による措置に係る利用者負担金の減免に関すること。 5 所管する施設の復興計画に関すること。
	復興介護保険課	1 介護保険料の減免及び徴収猶予に関すること。 2 介護サービス利用料の減免に関すること。 3 高額介護サービス費支払費用貸付金の償還未済額の減免に関すること。 4 所管する施設の復興計画に関すること。
	復興国保年金課	1 国民健康保険料の減免及び徴収猶予に関すること。 2 国民年金保険料の減免に関すること。 3 後期高齢者医療保険料の減免及び徴収猶予に関すること。 4 療養給付に要する費用の一部負担金の減免及び徴収猶予に関すること。 5 ボランティアの受入れ及び配置に係る社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 6 ボランティアセンターの閉所に関すること。
復興健康部	復興生活衛生課	1 被災者の健康の維持及び管理並びにメンタルヘルスケア、医療体制の再建に関する支援その他の保健及び医療の分野における区の復興に係る方針及び計画の策定に関すること。 2 証明書発行の手数料及び使用料の減免に関すること。 3 保護した動物に関すること。 4 動物救護センターの閉所に関すること。 5 部の職員の参集状況の確認に関すること。

		6 他部への職員の派遣に関すること。 7 避難所の運営に係る職員の派遣等に関すること。 8 協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 9 部の受援及び応援に関すること。 10 部の活動体制に関すること。 11 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 12 部の活動記録に関すること。 13 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 14 部の庶務に関すること。 15 所管する施設の復興計画に関すること。
	復興健康推進課	1 被災者の健康管理及びメンタルヘルスケアに関すること。 2 関係医療機関との連絡調整に関すること。
	復興保健予防課	1 区民の感染症予防活動の指導に関すること。 2 感染症予防関係機関との連絡調整に関すること。
	復興子ども家庭部	復興子育て支援課 復興児童青少年課 復興保育課 復興荒川遊園課 復興子ども家庭総合センター
		1 被災児童のメンタルヘルスケアに関すること。 2 保育園、学童クラブ等の保育料等の減免に関すること。 3 母子生活支援施設の費用徴収金の減免に関すること。 4 ひとり親家庭の医療費助成の一部負担金の減免に関すること。 5 女性福祉資金の償還金の減免及び徴収猶予に関すること。 6 東京都母子福祉資金の償還金の減免及び徴収猶予に関すること。 7 青少年育成地区委員会連絡協議会との連絡調整に関すること。 8 部の職員の参集状況の確認に関すること。

		9 他部への職員の派遣に関すること。 10 避難所の運営に係る職員の派遣等に関すること。 11 協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 12 部の受援及び応援に関すること。 13 部の活動体制に関すること。 14 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 15 部の活動記録に関すること。 16 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 17 部の庶務に関すること。 18 所管する施設の復興計画に関すること。
復興防災都市づくり部	復興都市計画課 復興住まい街づくり課 復興土木管理課 復興基盤整備課 復興建築指導課	1 都市復興に係る方針及び計画の策定に関すること。 2 住宅復興に係る方針及び計画の策定に関すること。 3 都市復興事業の推進に関すること。 4 建築制限、建築行為の届出及び建替相談に関すること。 5 道路、橋りょう、公園等に係る土地利用等の調整に関すること。 6 道路、橋りょう、公園等の障害物の除去に関すること。 7 道路、橋りょう、公園等の復旧に関すること。 8 電気、ガス、上下水道等の復旧状況の把握に関すること。 9 復興本部の運営補佐に関すること。 10 応急仮設住宅に関すること。 11 被災住宅の応急修理に関すること。 12 都及び復興関係機関との連絡調整に関すること。 13 部の職員の参集状況の確認に関すること。

		14 他部への職員の派遣に関すること。 15 避難所の運営に係る職員の派遣等に関すること。 16 協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 17 部の受援及び応援に関すること。 18 部の活動体制に関すること。 19 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 20 部の活動記録に関すること。 21 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 22 部の庶務に関すること。 23 所管する施設の復興計画に関すること。
復興教育部	復興教育総務課 復興教育施設課	1 都教育庁との連絡調整に関すること。 2 部の職員の参集状況の確認に関すること。 3 他部への職員の派遣に関すること。 4 避難所の運営に係る職員の派遣等に関すること。 5 協定を締結している団体との連絡調整に関すること。 6 部の受援及び応援に関すること。 7 部の活動体制に関すること。 8 部の対処方針の立案並びに各課への指示及び伝達に関すること。 9 部の活動記録に関すること。 10 災害救助法の適用に伴う請求に係る事務に関すること。 11 部の庶務に関すること。 12 所管する施設の復興計画に関すること。
	復興学務課 復興指導室 復興教育センター	1 学校備品、教材教具等の応急整備に関すること。 2 被災した児童、生徒並びに幼稚園及びこども園の園児への学用品等の支給に関すること。

		3 学校指定、学級編制等の臨時的な措置に関する こと。 4 学校施設の衛生管理に関すること。 5 児童、生徒並びに幼稚園及びこども園の園児の 安全衛生並びに健康管理に関すること。 6 児童、生徒並びに幼稚園及びこども園の園児の メンタルヘルスケアに関すること。 7 所管する施設の復興計画に関すること。
	復興小中学校	1 児童及び生徒の安全衛生及び健康管理に関する こと。 2 児童及び生徒のメンタルヘルスケアに関するこ と。 3 所管する施設の復興計画に関すること。
	復興幼稚園 復興こども園	1 幼稚園及びこども園の園児の安全衛生並びに健 康管理に関すること。 2 幼稚園及びこども園の園児のメンタルヘルスケ アに関すること。 3 所管する施設の復興計画に関すること。

※ 防災関係機関等の分掌事務については、震災編に準ずる。

第3章 具体的な取組

・地域防災計画においては、都市復興に必要となる被害状況把握のための調査について記載し、復興に向けた具体的な取組は、「荒川区都市復興マニュアル」等に基づき実施する。

第1節 都市復興に必要となる被害状況把握のための調査

1 家屋被害状況調査

(1) 主な対策内容と役割分担

各機関	対策内容
区 ・復興防災都市づくり部	・家屋被害状況調査の実施

(2) 詳細な取組内容

① 災害種類別の被害状況の調査

i) 目的

・災害の種類にあった都市復興の対策を検討するため、街区単位で、家屋被害が発生した原因となる災害（揺れ、液状化、斜面崩壊・土砂災害、火災、浸水等）を調査し、「被害区域図（災害種類別）」を作成する。

ii) 方法

・都が航空写真等から家屋被害状況及び災害の種類を読み取り、GISを使用して図面を作成した後、区が現地調査や応急危険度判定の調査等を踏まえ、図面を修正する。

・調査は、発災後2週間で作成する『復興方針』や「第一次建築制限」の基礎資料とするため、事前に定めた優先調査地区及び著しい被害区域（大被害地区及び中被害地区）は10日以内とし、その他の地区は1か月以内に完了させ、都へ随時提出する。

優先調査地区	都の「地震に関する地域危険度測定調査」のうち、総合危険度ランク5の町丁目とする。

被害区域の分類	判断基準
大被害地区	概ね被害度80%以上が予想される地区
中被害地区	概ね被害度50%以上80%未満が予想される地区
その他地区	それ以外の地区

② 街区別の家屋被害状況の調査

i) 目的

・都市復興の実施の有無や対策を検討するためには、建替えが想定される被害を受けた家屋数の多少が重要な判断材料となる。このため、街区単位で、建替えが想定される家屋の被害度を調査し、整理した「街区別の家屋被害割合図」を作成する。

ii) 方法

・都が航空写真等から1件ずつ家屋被害状況を読み取り、GISを使用して街区ごとの家屋被害

割合を算出して図面を作成した後、区が現地調査や応急危険度判定の調査等を踏まえ、図面を修正する。

・調査は、発災後2週間で作成する『復興方針』や「第一次建築制限」の基礎資料とするため、事前に定めた優先調査地区及び著しい被害区域(大被害地区及び中被害地区)は10日以内とし、その他の地区は1か月以内に完了させ、都へ随時提出する。

家屋被害区域	判断基準
大被害地区	概ね被害度 80%以上が予想される地区
中被害地区	概ね被害度 50%以上 80%未満が予想される地区
その他地区	それ以外の地区

第4章 災害対策基金

・災害発生時には、避難所開設等の災害救助対策やその後の復旧対策に多大な経費を要することが想定され、その財源を確保していかなければならない。

・区では、災害救助のために設置した「罹災救助積立金」を、平成8年度から、災害救助だけでなく予防及び復旧にも活用できる「災害対策基金」に再編し、災害対策に要する財源の確保を図っている。

（資料第1－26 荒川区災害対策基金条例）

【風水害編】

第1部 総則

第1章 荒川区地域防災計画（風水害編）の概要

第1節 計画の目的及び特徴

1 計画の目的

【震災編】第1部第1章第1節の「計画の目的及び特徴」における「1 計画の目的」に準ずる。

2 計画の前提条件

・本計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に基づき策定された地域計画との整合を図りつつ、河川氾濫により大きな浸水被害が発生した関東・東北豪雨や令和元年東日本台風等、最近の災害から得た教訓を反映して策定するものである。

・災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大するとともに、高齢者、障がい者、子供、外国人にも配慮し、性別や属性に関わらない多様な視点に配慮した防災対策を推進する。

（資料第3－1 平成7年以降に発生した災害）

3 計画の性格及び範囲

【震災編】第1部第1章第1節の「計画の目的及び特徴」における「3 計画の性格及び範囲」に準ずる。

4 計画の目標

・災害の種類には、第一の類型として、地震、暴風、豪雨、洪水、高潮、津波、雪害、土砂災害等の異常な自然現象によるものと、第二の類型として、大規模な火災又は爆発、多数の死傷者を伴う列車事故、CBRNE災害、テロ等の人為的原因によるものとに大別される。

・本計画は、第2章第4節に掲げる被害想定に対処し得る体制の樹立を目標として、区民の生命・財産等を守り、区民が安心して生活できる「安全安心都市あらかわ」の実現を目指すものである。

5 他の法令に基づく計画等との関係

【震災編】第1部第1章第1節の「計画の目的及び特徴」における「5 他の法令に基づく計画等との関係」に準ずる。

第2節 計画の構成

・本計画には、区、防災機関、事業者及び区民が行うべき風水害対策を、項目ごとに予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載している。

構成と主な内容は、次のとおりである。

構 成	主 な 内 容
第1部 総則	風水害、気象、河川の概況や被害想定、区及び防災関係機関の活動体制等
第2部 風水害予防対策計画	風水害発生前に区及び防災関係機関等が行う予防対策等
第3部 風水害応急・復旧対策計画	風水害発生後に区及び防災関係機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用等

第3節 計画の習熟

・区及び防災関係機関は、防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育・訓練の実施等を通し本計画の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

第4節 計画の修正

- ・本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、区防災会議においてこれを修正する。
- ・区及び防災関係機関は、関係のある事項について、毎年区防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに計画修正案を区防災会議に提出するものとする。

第2章 風水害等の概況と被害想定

第1節 風水害の概況

・都の水害記録によると、10棟以上の浸水被害が発生したのは、最近の10年間（平成24年度～令和3年度）で台風性による降雨で5回、集中豪雨等によるもので24回となり、年に2、3回の頻度となっている。これまでの主な風水害の状況は以下のとおりである。

（資料第3-41 近年の荒川区における風水害被害一覧）

（資料第3-42 荒川区における浸水実績図）

第2節 気象の概況

・東京地方の降水量には、年間に2つのピークがある。1つは梅雨時期の6月、もう1つは秋雨前線や台風の影響の出る9月を中心に出現する。

・この時期を挟んで、雷雨や台風、前線等によって、狭い範囲に数時間にわたり強く降り、100mmから数百mmの雨量をもたらす、いわゆる「集中豪雨」と呼ばれるような大雨となることがある。

・また、急に強く降り、数十分の短時間に狭い範囲に数十mm程度の雨量をもたらす局地的大雨（ゲリラ豪雨）となることがある。

・さらに、近年では次々と発生する発達した雨雲（積乱雲）が列をなし数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞することで作り出される、長さ50～300km程度、幅20～50km程度の線状に伸びる強い降水域を線状降水帯がある。線状降水帯による顕著な大雨によって、毎年のように数多くの甚大な災害が生じている。

・線状降水帯の発生メカニズムには未解明な点も多く、今後も継続的な研究が必要とされている。

・関東甲信地方（伊豆諸島や小笠原諸島を除く）に接近する台風の平均個数（接近数）は、6月に0.2個、7月に0.4個、8月に0.8個、9月に1.2個、10月に0.7個となっている（平成3年から令和2年までの30年平均：気象庁）。

第3節 河川の概況

・荒川区は、東京23区の東北部（都心8km圏）に位置し、区の北部及び東部を迂回して隅田川が足立区、台東区、墨田区との区境を流れている。それに沿って尾久・町屋・荒川・南千住の各町が形成されている。

・隅田川は、甲武信ヶ岳に水源を発する荒川水系に属する河川で、北区志茂地先の岩淵水門付近で荒川から分流し、さらに新河岸川、石神井川、神田川等の支流を合わせて東京湾に注いでいる延長23.5km、流域面積690.3km²の都が管理する一級河川である。

第4節 被害想定

1 洪水（外水氾濫）

（1）荒川の氾濫

・平成28年5月、国土交通省が、想定し得る最大規模の降雨（荒川流域の72時間総雨量632mm）により荒川の堤防が複数箇所決壊した場合に想定される浸水想定区域・浸水深を公表したことに伴い、区では、水防法第15条3項に基づき、平成28年8月に「荒川区防災地図（水害版）」を作成した。

・想定では、区内の約9割で0.5m～5.0mの浸水が発生し、浸水が引くまでに最大2週間以上を要する恐れがあり、その間は電気・ガス・水道・下水道等のライフラインが使用できない状態となる。

・また、荒川流域で大規模な被害が発生する想定であるため、救助に長期間を要する可能性がある。

・なお、家屋等氾濫危険区域（洪水時に家屋の流出・倒壊をもたらすような氾濫流が発生する恐れがある範囲）には指定されておらず、水流により家屋等は倒壊しない想定である。

（資料第3-44 荒川区防災地図（水害版））

（2）石神井川の氾濫

・令和元年5月、都が、石神井川で想定し得る最大規模の降雨（総雨量690mm、時間最大雨量153mm）があった場合における浸水想定区域・浸水深を公表したことに伴い、区では、水防法第15条第3項に基づき、令和4年10月に「荒川区石神井川洪水ハザードマップ」を作成した。

・荒川区内では、西尾久七丁目地区、八丁目地区で0.1m～1.33mの浸水が予想される。浸水継続時間は、12時間未満である。

（資料第3-45 荒川区石神井川洪水ハザードマップ）

2 高潮による氾濫

・平成30年3月、都が、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が河川から発生した場合における高潮浸水想定区域図（高潮の影響が極めて高くなる台風の中心気圧：910hPa、移動速度：73km/hを想定し、最大の浸水深・浸水継続時間を想定）を作成し、この区域図をもとに、水防法の規定に基づき、高潮特別警戒水位を設定した。

・区では、都の区域図の作成等を受け、水防法第15条第3項に基づき、令和4年10月に「荒川区高潮浸水ハザードマップ」を作成した。

・東京湾沿岸において想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生し、台風による雨水流下と東京湾からの高潮遡上とがぶつかる北区堀船付近の石神井川で水位が上がり、越水した場合、区内の約5割で0.5m～3.0mの浸水が発生し、浸水継続時間は、区内の大部分が12時間以内、一部地域で最大1週間以上となる恐れがある。

・また、高潮に伴う河川水位の上昇により、河川への排水ができなくなることに伴い、内水氾濫も発生する恐れがある。

（資料第3-46 荒川区高潮浸水ハザードマップ）

3 都市型水害（内水氾濫）

・令和3年3月、都等で構成される「都市型水害対策連絡会」は、想定し得る最大規模の降雨（総雨量690mm、時間最大雨量153mm）があった場合に想定される浸水予想区域・浸水深を公表した。

・下水の排水能力を超えたことによる冠水等（内水氾濫）が発生した場合、区内各地で0.2m～2.0mの浸水被害が生じる恐れがある。

（資料第3－47 隅田川及び新河岸川流域浸水予想区域図）

4 土砂災害

・平成30年1月、都は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）に基づき、西日暮里三丁目及び四丁目の一部を、土砂災害（特別）警戒区域に指定した。

・当該地区においては、台風や大雨、梅雨の時期の長時間にわたる降雨等により、がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）が発生する恐れがある。

（資料第3－48 荒川区土砂災害ハザードマップ）

第3章 区の活動体制

第1節 区の活動体制

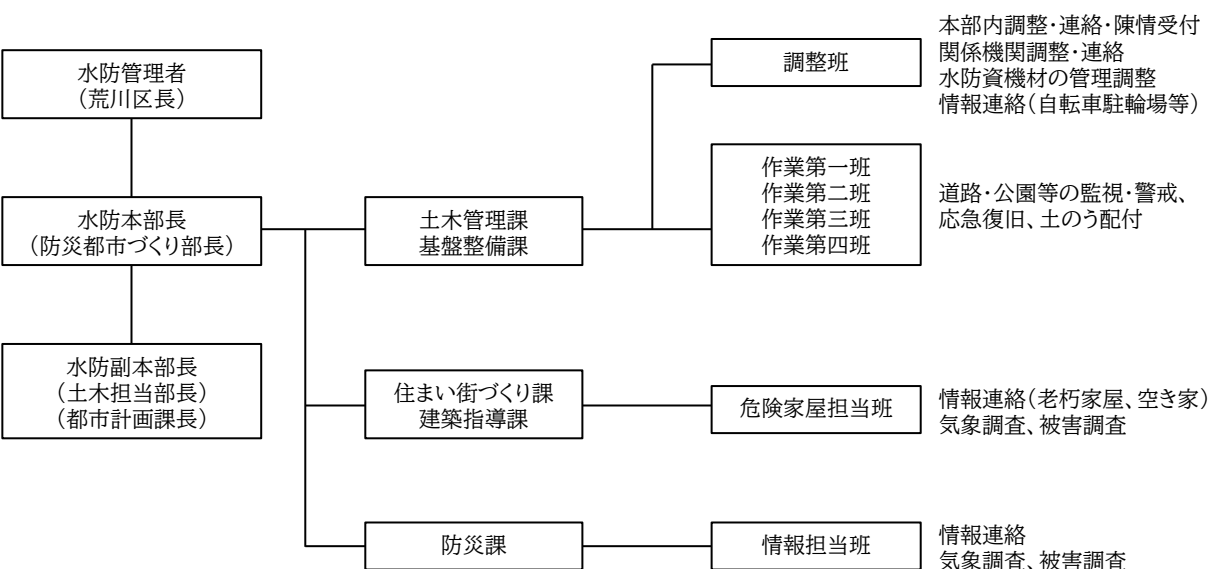
1 水防本部

・区は、その区域内に洪水や高潮等の風水害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、第一次的防災機関として、法令、都地域防災計画及び区地域防災計画の定めるところにより、都、他の区市町村及び防災機関並びに区民等の協力を得て、その有する全ての機能を発揮して、災害応急対策の実施に努める。

(1) 水防本部の設置

- ・区内において水害が発生し、又は発生する恐れがある場合（大雨警報が発令された場合）は、水防本部を設置する。
- ・水防本部長は、河川状況や気象状況を勘案し、大規模な水害の発生が見込まれ、災害対策本部の設置が必要と判断するときは、区長に災害対策本部の設置を要請する。災害対策本部設置後は、水防本部はこれに統合される。
- ・大型台風の接近等により全庁体制で対応する必要がある場合には、水防本部を経ず、直接、災害対策本部を設置する。

[荒川区水防本部組織図]



[参集基準]

水防体制の種別	基準及び内容	人員
連絡・警戒配備体制	1 情報の収集及び連絡にあたり、事態に応じた体制の指示連絡が行える体制 2 概ね次の場合で、監視・警戒及び水防資器材の点検等が行える体制 ①水防活動用気象情報の警報が発せられたとき。 ②荒川に洪水予報の注意報が発せられたとき。 ③荒川又は隅田川に水防警報の待機又は準備が発せられたとき。	水防要員の概ね 1/6
第 1 次参集体制	概ね次の場合で、水害が発生又は発生する恐れのあるとき、直ちに水防活動に対応できる体制 ①荒川に洪水予報の警報が発せられたとき。 ②荒川又は隅田川に水防警報の出動が発せられたとき。	水防要員の概ね 1/3
第 2 次参集体制	水害が第一次参集以降も拡大する恐れのあるとき又は発生したとき、直ちに水防活動に対応できる体制	水防要員の概ね 1/2
第 3 次参集体制	区内全域にわたり水害が発生する恐れのあるとき又は発生したとき、直ちに水防活動に対応できる体制	水防要員全員

(2) 水防活動

・区（水防管理団体）は、出水期前に河川、護岸等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。

・気象状況等により洪水、高潮の恐れがあるときは、直ちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、概ね次の水防活動を行う。

①気象状況並びに水位、潮位に応じて各施設の管理者、消防機関と緊密な連絡のもとに河川、護岸等の監視警戒を行い、異常を発見したときは直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる。

②水防従事者に対して、水防作業に必要な技術上の指導を行う。

③水防作業に必要な資器材の調達を行う。

・次の場合には、消防機関に対し出動を要請する。この場合は直ちに都建設局（水防本部）に報告する。

①水防警報により、出動又は指示の警告があったとき

②水位又は潮位が、氾濫注意水位(警戒水位)に達し、危険の恐れがあるとき

③その他水防上必要と認めたとき

- ・水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者、又は現場にある者をして、作業に従事させることができる。
- ・堤防その他の施設が決壊又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通知する。また、決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。
- ・洪水、高潮による著しい危険が切迫しているときは、必要と認める区域の居住者に対し、立ち退き、又はその準備を指示することができる。この場合、遅滞なく警察署長にその旨を通知しなければならない。
- ・水防のため必要があると認めるときは、現場の秩序あるいは保全維持のため警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。
- ・水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者に対し、応援を求めることができる。応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。
- ・水防のため緊急の必要があるときは、都本部長に対し自衛隊の派遣を要請することができる。

2 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置

- ・水防本部長は、河川状況や気象状況等を総合的に勘案し、災害対策本部の設置が必要と判断するときは、区民生活部長を通じて、区長に災害対策本部の設置を要請する。
- ・洪水又は高潮等外水氾濫（荒川、石神井川の氾濫）により、大規模な住民避難が必要と判断される場合は、水防本部ではなく、警報が発表された当初から災害対策本部を設置する。
- ・区長は、区に災害が発生したとき、又は発生する恐れのある場合に、非常配備態勢を発令する必要があると認めたときは災害対策本部を設置する。
- ・災害が発生する恐れがある場合とは、次のことをいう。
 - (1) 区を対象とした特別警報が発表されたとき
 - (2) 区を対象とした警報が発表され、大規模な災害が発生する恐れがあると区長が認めたとき。
なお、洪水等の外水氾濫（荒川、石神井川の氾濫）により、大規模な住民避難が必要と判断される場合は、水防本部ではなく、警報が発表された当初から災害対策本部を設置する。
 - (3) その他、区長が必要と認めたとき
- ・区長に事故があるとき、又は区長が欠けたときは、副区長がその職務を代理する。
- ・区長は、前記による要請があったときは、直ちに、本部員を招集し協議するものとする。

(2) 災害対策本部の設置の通知等

- ・【震災編】第2部第5章第5節の「具体的な取組【予防対策】」における「(2) ③ 災害対策本部の設置」に示す「○災害対策本部の設置の通知等」に準ずる。

(3) 災害対策本部の構成員

- ・【震災編】第2部第5章第5節の「具体的な取組【予防対策】」における「(2) ② 災害対策本部の構成員」に準ずる。

(4) 本部長室及び災対部課の運営

- ・【震災編】第2部第5章第5節の「具体的な取組【予防対策】」における「(2) ④ 本部長室及び災対部課の運営」に準ずる。

(5) 災対各部の運営及び基本的事項

- ・【震災編】第2部第5章第5節の「具体的な取組【予防対策】」における「(2) ④ 本部長室及び災対部課の運営」に示す「○災対各部の運営及び基本的事項」に準ずる。

(6) 災対区民生活部運用班の設置

- ・【震災編】第2部第5章第5節の「具体的な取組【予防対策】」における「(2) ⑤ 災対区民生活部運用班の設置」に準ずる。

(7) 本部長室等の活動場所等

- ・【震災編】第2部第5章第5節の「具体的な取組【予防対策】」における「(2) ⑥ 本部長室等の活動場所等」に準ずる。
- ・大規模な浸水被害が生じる恐れがある場合、区役所本庁舎も浸水被害によるライフラインの途絶が想定される。継続的な本部長室等の活動を維持するため、区内外の浸水想定がない地域に活動場所を確保する。

第2節 関係機関の活動体制

1 都の活動体制

(1) 水防体制の種別及び基準等

・都建設局長は、都が分担する水防活動に万全を期するため、気象、水害等に応じて次表の基準を目安に態勢を指示するものとする。なお、各事務所の態勢人員は、当該所管地域の特性等を考慮し、河川部長に協議のうえ、各事務所長が定めるものとする。

水防体制の種別	基準及び内容	人員
連絡態勢	主に以下のいずれかの場合に該当し、気象・雨量・水位等の情報の収集・連絡、及び事態に応じた配置態勢の指示連絡を行う態勢 1. 水防活動用注意報※1 が発表されたとき。 2. 国管理・都管理・都県境の県管理河川の水防警報河川に水防警報（待機又は準備）が発表されたとき。 3. 国管理の水位周知河川に、氾濫注意情報が発表されたとき。 4. 国管理・都県境の県管理河川の洪水予報河川に、氾濫注意情報が発表されたとき。	若干名
水防本部 の設置	警戒配備態勢	水防要員のおおむね 1/15
	第1 非常配備態勢	水防要員のおおむね 1/10
	第2 非常配備態勢	水防要員のおおむね 1/5
	第3 非常配備態勢	水防要員のおおむね 1/3

	第4 非常配備態勢	都内全域にわたり水害が発生する恐れがあるとき、 又は発生したとき。	水防要員 全員

※1 水防活動の利用に適合する注意報で、災害の起こる恐れがある場合に、その旨を注意して行う予報。

気象、津波、高潮、洪水の注意報がある。

※2 水防活動の利用に適合する警報で、重大な災害の起こる恐れがある旨を警告して行う予報。

気象、津波、高潮、洪水の警報がある。

(2) 水防本部の設置、廃止、統合

・水防本部長（建設局長）は、警戒配備態勢・非常配備態勢のとき、又は必要と認めたとき、水防本部を設置する。

・水防本部長は、警戒配備態勢を解除したとき、又は災害発生のおそれなくなったと認めたとき、水防本部を廃止する。

・水防本部を設置又は廃止したとき、水防本部長は、一般に公表する。

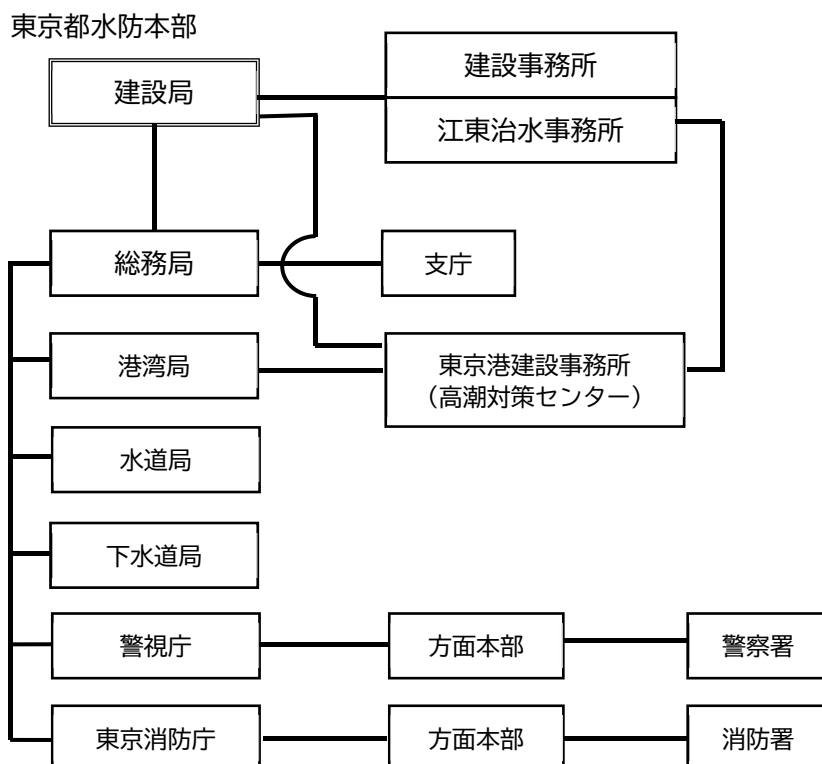
・水防本部の体制は、水防体制の基準をもとに、水防本部長が指示する。

・水防本部は、災害対策本部等の設置により、以下のとおりになる。

①都災害対策本部が設置された場合、同本部が廃止されるまで、それに統合される。

②都応急対策本部が設置された場合、同本部が廃止されるまで、その構成局の一つとなる。

③都災害即応対策本部が設置された場合、同本部が廃止されるまで、緊密な連携のもと、水防活動を行う。



2 警察署の活動体制

(1) 警備方針

・各警察署長は、平時から総合的な防災活動の推進に寄与するために、万全の準備を期するとともに、災害の発生が予想される場合は、早期に警備態勢を確立して災害情報の伝達、避難の指示、警

告等の活動を行うほか、関係機関と協力し、適切な警備を実施する。

・風水害が発生した場合には、全力を尽くして人命の救出、救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制、街頭活動の強化等の応急対策を実施し、もって区民の生命、身体、財産の保護並びに被災地における秩序の維持にあたる。

（２）風水害における警察の任務

- ・河川及び沿岸水域その他危険箇所の警戒
- ・被災地における災害関係の情報収集及び通報伝達
- ・警戒区域の設定
- ・被災者の救出、救護
- ・避難者の誘導
- ・避難所、救助物資集積所、その他重要防護対象の警戒警備
- ・危険物の保安
- ・交通秩序の確保、交通規制
- ・犯罪の予防、検挙
- ・行方不明者の捜索及び死体の検視、見分

（３）警備態勢

- ・管内に風水害が発生し、又は発生の恐れがあると認めるときは、現場警備本部を設置して、警備にあたる。
- ・必要があると認めるときは、速やかに防災コーディネーターを区に派遣し、連絡体制を早期に確立する。

（４）警戒区域の設定

- ・災害現場において区本部長若しくは、区本部長の職権を行う区の吏員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があつて防災上必要と認めるときは、警戒区域を設定するとともに直ちにその旨を区本部長に通知する。

（５）区に対する協力

- ・区本部長から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させるものとする。なお、要請がない場合においても事態が急を要するときは、積極的に災害活動を実施する。
- ・区の緊急輸送車両の通行については、優先通行等の便宜を供与し、災害応急活動が迅速に行えるように努める。
- ・罹災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし状況に応じて逐次警察本来の活動に移行するものとする。

３ 消防署の活動体制

（１）活動方針

- ・洪水、高潮、内水氾濫等による大規模な水害が発生する危険があるとき、又は発生したときは、

水防機関として東京消防庁水災警防規程に定めるところにより、荒川区災害対策本部その他関係機関と密接な連携のもとに水防活動を実施して被害の軽減に努め、区民の生命、身体及び財産を保護する。

(2) 水防体制

・管轄区域に大雨警報又は洪水警報が発表されたとき、又は気象状況その他の事象により、情報収集体制の強化が必要と認めたときは、水防体制を発令し、水防非常配備態勢の発令に備える。

(3) 水防非常配備態勢

・水災に対処するため、気象状況及び災害状況に応じて第一から第四非常配備態勢を発令し、計画に基づき直ちに活動を開始する。

(4) 水防活動

・水防活動は、東京消防庁水災警防規程に基づき行う。

(5) 非常招集

・水災に対処するため、必要があると認めた場合は勤務時間外の職員に非常招集命令を発令する。

(6) 部隊編成

水防小隊等 機関別	水防小隊		監視警戒隊		水防切替小隊		水防指揮隊		派遣員	
	隊数	人員	隊数	人員	隊数	人員	隊数	人員	隊数	人員
荒川消防署	4	102	4	8	3	12	1	5	5	5
尾久消防署	3	37	3	6	2	7	1	5	2	2
計	7	139	7	14	5	19	2	10	7	7

※水防部隊は、水防第一非常配備態勢以上の発令で編成する。

(7) 活動要領

・河川、堤防等を随時監視警戒し、水防上危険であると認められる箇所があるときは直ちにその管理者に連絡して必要な措置を求める。

・水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができる。

・消防機関の長は水防上やむを得ない必要があるときは、その区域に居住する者、又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。

・水防時、堤防その他の施設が決壊した時は、消防機関の長は、直ちにこれを関係者に通知するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

・消防機関の長は、水防管理者から出動の要請を受けた時、又は自ら水防作業の必要を知った時は、直ちに出動し水防作業を行う。

第2部 風水害予防対策計画

第1章 予防対策

区に想定される洪水・高潮・内水氾濫・土砂災害による被害を軽減するためには、区・区民・防災関係機関等が平時から連携し、いざというときに自助・共助・公助を十分に発揮する必要がある。

本章では、洪水等に対する区の情報収集体制、区民への伝達方法、及び避難の方針等について示す。

第1節 水防情報の収集

・水防活動に必要な気象情報、洪水予報、水防警報、土砂災害警戒情報の収集方法やその内容について定める。

1 気象情報

・気象庁が水防活動用に行う気象の注意報・警報は、次のとおりである。（気象業務法第14条の2「予報及び警報」）

（1）種類と発表基準（東京地方23区東部）

種 類		区 域 及 び 発 表 基 準		
注 意 報	大 雨	大雨によって災害が起こる恐れがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合		
		各区域内の区市町村で各々の基準に到達すると予想した場合		
			表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
	荒 川 区	14	130	
	高 潮	台風等による海面の異常上昇の有無及び程度について一般の注意を喚起する必要があるとき。具体的には次の条件に該当する場合		
		東京港の潮位が、東京湾平均海面（T.P.）上 2.0m（A.P. 3.1m）以上と予想した場合		
洪 水	洪水によって災害が起こる恐れがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合			
	各区域内の区市町村で各々の基準に到達すると予想した場合			
		流域雨量指数基準		
荒 川 区	隅田川流域の流域雨量指数 38 以上			
	大 雨	大雨によって重大な災害が起こる恐れがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合		

種 類		区 域 及 び 発 表 基 準		
警 報		各区域内の区市町村で各々の基準に到達すると予想した場合		
			表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
		荒 川 区	22	184
	高 潮	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こる恐れがあると予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合		
		東京湾の潮位が、東京湾平均海面（T.P.）上 4.0m（A.P. 5.1m）以上と予想した場合		
洪 水		洪水によって重大な災害が起こる恐れがあると予想されるとき 具体的には次の条件に該当する場合		
		各区域内の区市町村で各々の基準に到達すると予想した場合		
			流域雨量指数基準	
		荒 川 区	隅田川流域の流域雨量指数 47.4 以上	
特 別 警 報	大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合		
		50 年に 1 度の値		
		48 時間降水量	3 時間降水量	土壌雨量指数
		367 mm	151 mm	246
	暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合		
高 潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高潮になると予想される場合			

※気象庁が発表する高潮注意報及び警報の基準潮位は、東京湾平均海面（T.P.）、荒川工事基準面（A.P.）及び八丈島の平均海面（M.S.L.）を併用する。なお、東京湾平均海面の 0.0m は、荒川工事基準面の 1.13m にあたるが、実質上 1.1m として取り扱う。

※大雨警報が発表されているときに、記録的な 1 時間雨量を観測又は解析したときは、記録的短時間大雨情報として速報する。その発表基準雨量は、東京地方は 100 mm である。

※表面雨量指数基準

短時間強雨による浸水危険度の高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数

※土壌雨量指数

降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km 四方の領域ごとに算出している。

※流域雨量指数

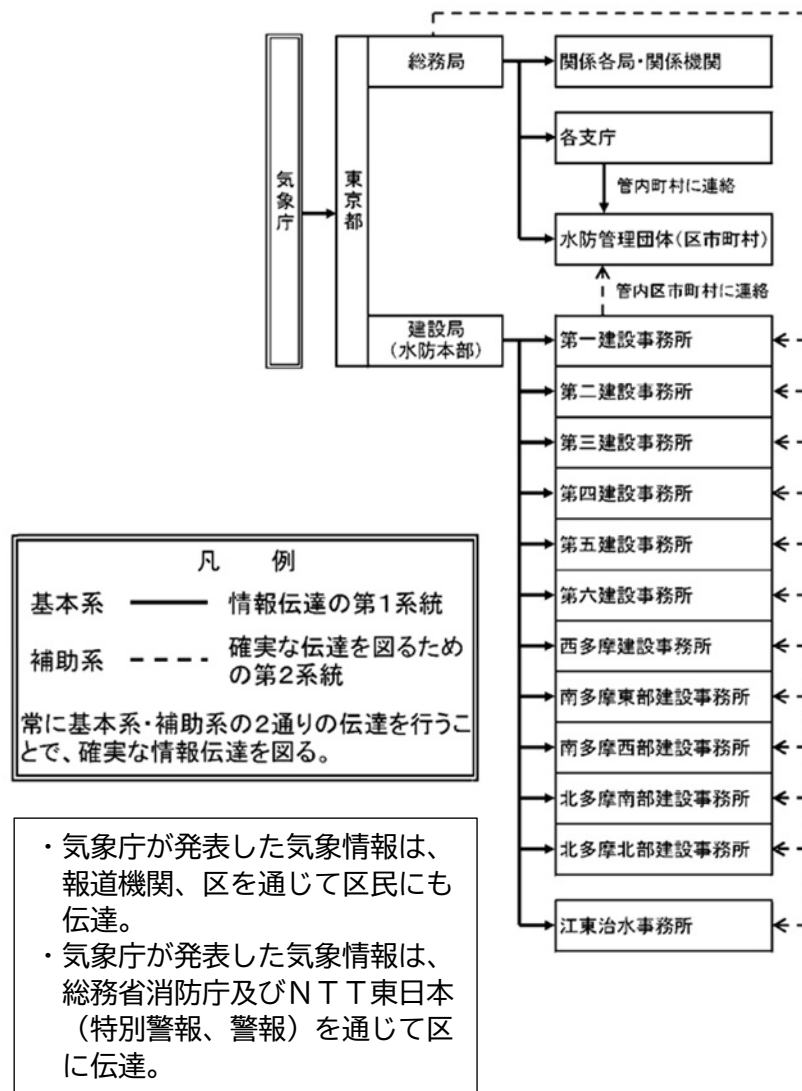
降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km 四方の領域ごとに算出する。

(2) 気象情報伝達

① 気象情報の伝達系統

- ・気象情報の伝達は、次のとおり行われる。

[気象情報伝達系統図]



② 気象庁防災機関向け専用電話（ホットライン）

- ・気象庁東京管区气象台では、大雨時等において避難情報の発令の判断等の防災対策を支援するため、区と気象庁を結ぶ24時間対応可能な防災機関向けの専用電話（以下「ホットライン」という。）を設置し、運用している。
- ・区は、大雨時等に避難情報の発令の判断や防災体制の検討等を行う際等に、気象庁に対し、直接、気象状況とその見通しを照会することができる。

2 洪水予報

・国土交通省関東地方整備局と気象庁が共同で行う洪水予報は、2以上の都県を流れる河川又は流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大な損害を生じる恐れのある場合に発表される。

・区に關係する洪水予報には、荒川洪水予報があり、区はこの予報を有効に利用し、効果的な水防活動に努めるものとする。

(1) 種類と発表基準

種 類	発 表 基 準
氾 濫 注 意 情 報	基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾 濫 警 戒 情 報	基準地点のいずれかの水位が、概ね2時間から3時間後に、氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾 濫 危 険 情 報	基準地点のいずれかの水位が、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは氾濫危険水位に到達したとき
氾 濫 発 生 情 報	洪水予報を行う区域において氾濫が発生したとき

(2) 荒川洪水予報

名 称	水 防 団 待機水位	氾 濫 注意水位	避 難 判断水位	氾 濫 危険水位	計 画 高 水 位	零点高
熊 谷	3.00m	3.50m	5.00m	5.50m	7.507m	A. P. +26.457m
治 水 橋	7.00m	7.50m	12.20m	12.70m	14.599m	A. P. -0.229m
岩淵水門(上)	3.00m	4.10m	6.50m	7.70m	8.57m	A. P. +0.000m

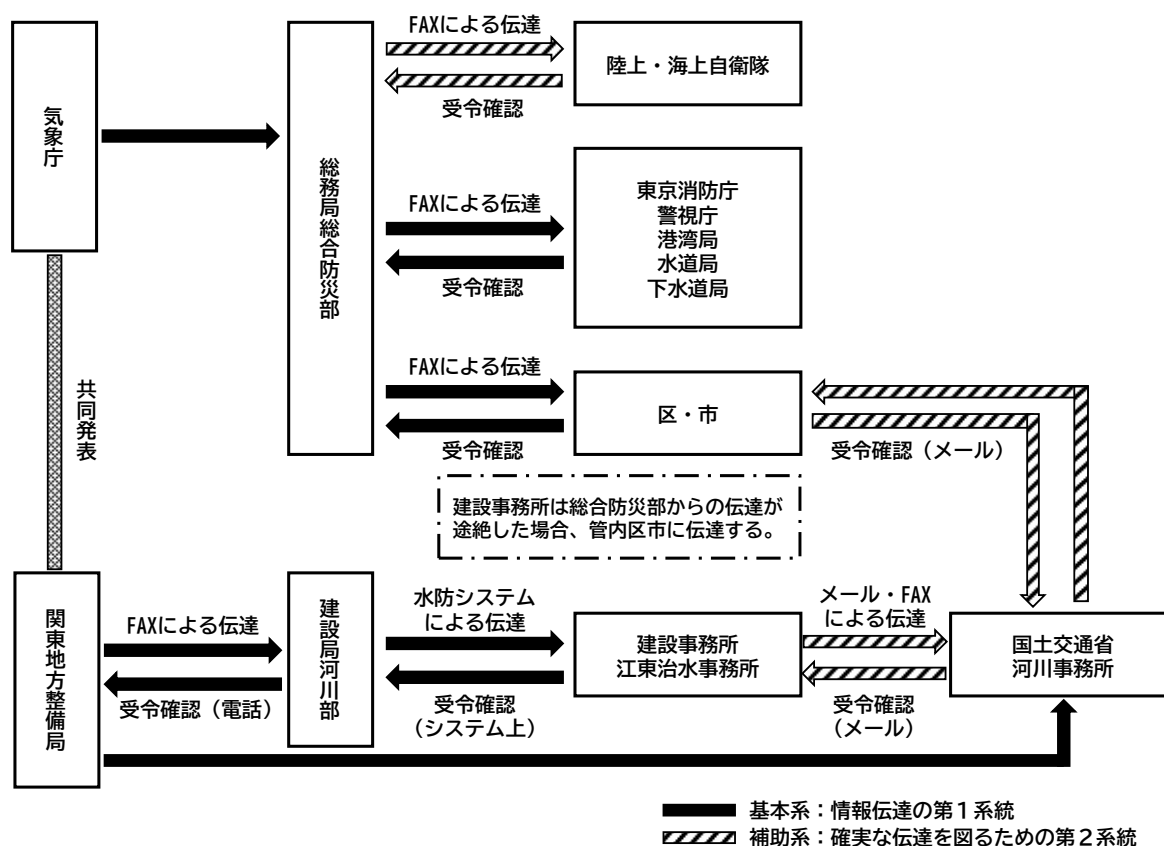
(3) 水位と発表の種類

相当する水位の段階	発 表 の 種 類			目 安
	洪水予報河川の場合	水位情報周知河川の場合	水防警報河川の場合	
水 防 団 待 機 水 位			待 機	
氾 濫 注 意 水 位 (警 戒 水 位)	氾濫注意情報		出 動	
避 難 判 断 水 位 (特 別 警 戒 水 位)	氾濫警戒情報	氾濫警戒情報		高齢者等 避 難
氾 濫 危 険 水 位	氾濫危険情報			避難指示

(4) 洪水予報伝達

・洪水予報の伝達は、次のとおり行われる。なお、区に対しては、水防担当部署である防災都市づくり部土木管理課と避難指示等発令担当部署である区民生活部防災課に伝達される。

[洪水予報伝達系統図]



(5) 洪水情報のプッシュ型配信

・荒川で氾濫危険情報、氾濫発生情報が発表された場合、国土交通省は、住民の自主的な避難を促すため、対象区域内の携帯端末に対し、エリアメール・緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信（受信者側が要求しなくても発信者側から情報が配信される仕組み）を行う。

3 水防警報

・水防警報は、国土交通大臣又は都道府県知事が水防管理団体の水防活動に対して、待機、準備、出動等の指針を与えるために発令される。都及び水防管理団体は、その情報の目的、性質を十分に理解するとともに、伝達の系統及び方法等について精通し、その情報を有効に利用して効果的な水防活動に努めるものとする。

(1) 種類、内容及び発表基準

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	(1) 出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 (2) 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報、警報及び河川状況等により、特に必要と判断されるとき
準 備	水防活動に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	(1)雨量、水位、流量等の河川状況で必要と判断されたとき (2)水防団待機水位（指定水位）に達し氾濫注意水位（警戒水位）を超える恐れがあるとき
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	(1)氾濫注意水位（警戒水位）を超える恐れがあるとき (2)水位・流量等の河川状況で必要と判断されたとき
指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警戒情報が発表されたり、既に氾濫注意水位（警戒水位）を越えて、災害の起こる恐れがあるとき
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がったとき（氾濫注意水位以上であっても、水防活動を必要とする河川状況でないと判断されたとき）
情 報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき

地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

(2) 国土交通大臣が行う河川

・荒川区にかかわる国土交通省関東地方整備局（荒川下流河川事務所）が水防警報を行う河川は、次のとおりである。

① 河川及び区域

河川名	区 域
荒 川	左岸 埼玉県戸田市早瀬一丁目 4329 番地先から海まで 右岸 東京都板橋区三園二丁目 80 番 5 地先から海まで
隅 田 川	左岸 荒川分派点から東京都北区志茂四丁目地先まで 右岸 // から //

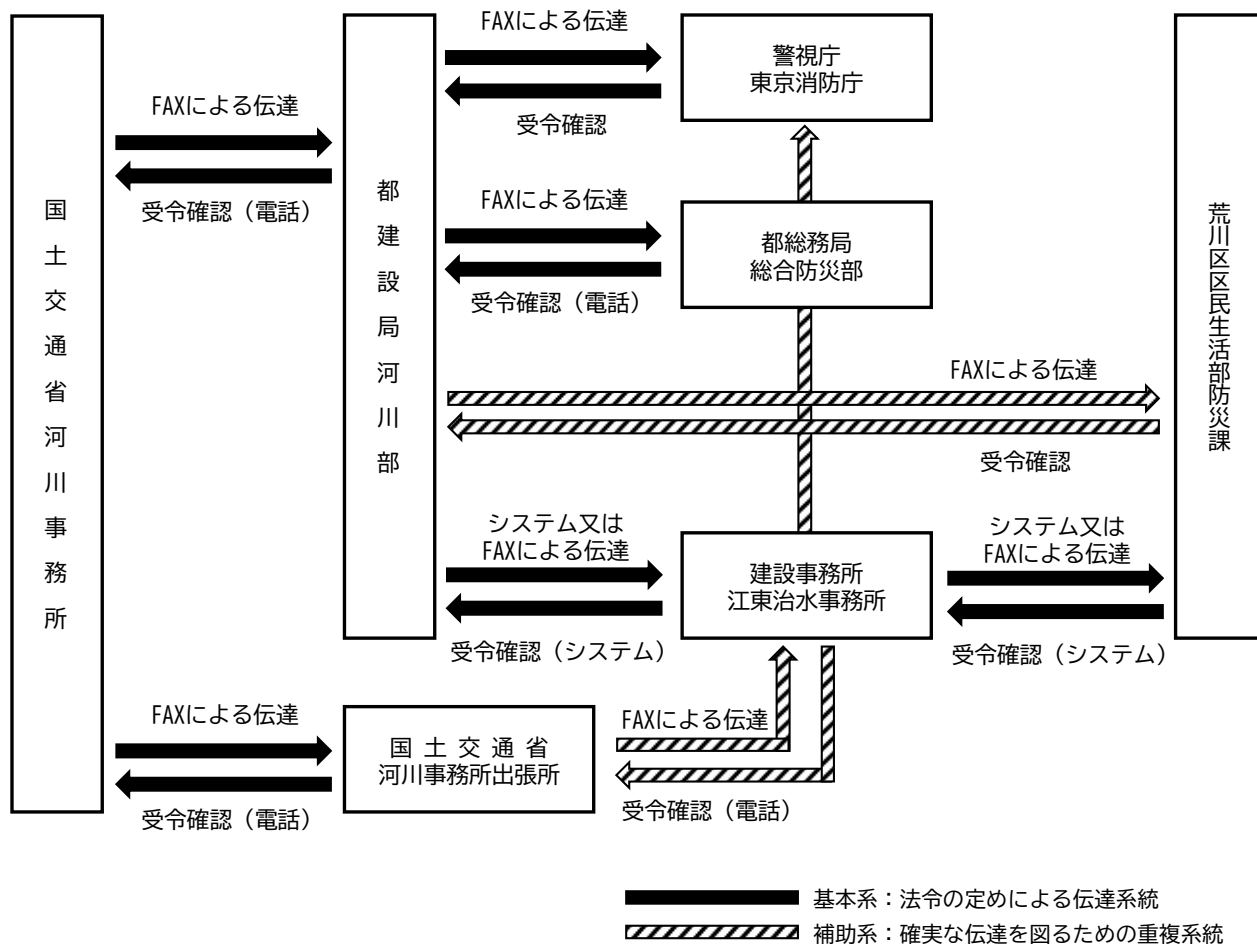
② 水防警報区及び基準水位観測所

河川名	水 防 警 報 区	基準水位観測所（岩淵水門（上））					
		水防団 待 機 水 位	氾濫 注 意 水 位	避 難 判 断 水 位	氾濫危 険水 位	計画高 水 位	零 点 高 (A.P.)
荒 川	左岸 自 埼玉県戸田市早瀬 一丁目 4329 番地先 至 海	3.00m	4.10m	6.50m	7.70m	8.57m	0.000m
	右岸 自 板橋区三園二丁 目 80 番 5 地先 至 海						
隅 田 川	左岸 自 荒川分派点 至 北区志茂四丁目 地先 右岸 自 荒川分派点 至 北区志茂四丁目 地先						

(3) 水防警報伝達

・水防警報の伝達は、次のとおり行われる。なお、区に対しては、水防担当部署である防災都市づくり部土木管理課と避難指示等発令担当部署である区民生活部防災課に伝達される。

[水防警報伝達系統図]



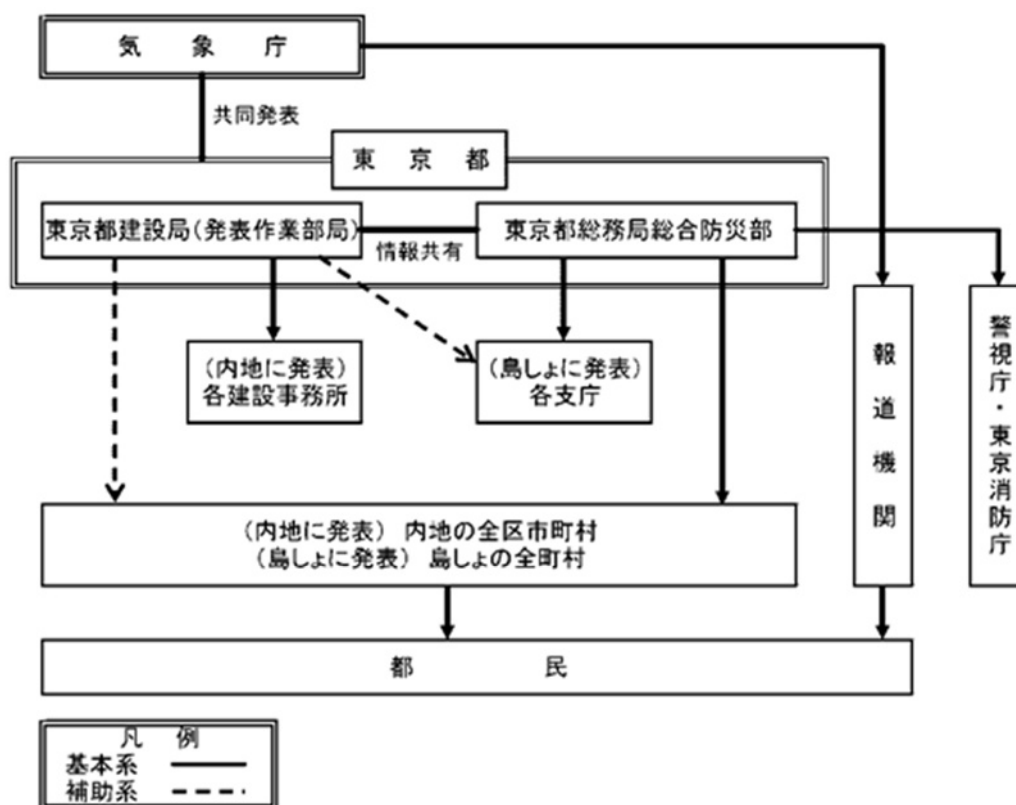
4 土砂災害警戒情報

・土砂災害警戒情報は、都と気象庁が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう区市町村ごとに発表する。

・情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊である。都と気象庁は共同して、発表のタイミング、発表頻度等を検討し、利用者の意向を考慮の上、情報の警戒基準・警戒解除基準を作成・決定し、情報の発表を行う。

・また、担当者不在時又は夜間等情報が発信される時間によっては、情報共有を迅速に図ることが困難なケースが想定されるため、平成 25 年に発生した大島町での土砂災害の教訓を踏まえ、都と区との間にホットラインを構築し、緊急時の連絡体制を確保している。

[土砂災害警戒情報系統図]



第2節 区民への情報伝達・意識啓発

・区は、気象情報や洪水予報、河川の水位状況等を総合的に勘案し、状況に応じて、避難場所の開設情報や避難情報等を区民等へ伝達するものとする。

1 情報伝達手段

名称	内容
防災行政無線	・区内に設置した防災行政無線の屋外子局（スピーカー）から、区内全域に音声で情報を伝達するとともに、専用の戸別受信機により区施設等へ情報伝達を行う。
緊急速報メール・エリアメール	・各携帯キャリアによる緊急速報メール・エリアメール機能を区が使用し、区のエリア内にいる区民の携帯電話に強制的に避難情報を通知する。
メールマガジン	・「荒川区メールマガジン」の登録者に対して、気象情報や避難情報、緊急情報等を配信する。
区ホームページ	・区のホームページを災害時専用画面に切り替え、災害情報や避難情報等を発信する。
X（旧 Twitter）・Facebook・LINE	・区のX（旧 Twitter）や Facebook、LINE の公式アカウントを活用し、災害情報や避難情報等を発信する。
テレビのデータ放送（dボタン）	・DISとメディアとの連動により、区がDISに入力した避難場所開設状況や避難情報の発令状況をテレビのデータ放送画面（dボタンを押下すると閲覧が可能）に表示する。
ケーブルテレビ	・ケーブルテレビのコミュニティチャンネルを利用し、災害情報、避難情報等をテロップ及びデータ放送により放送する。
荒川区防災アプリ	・「荒川区防災アプリ」をダウンロードしている携帯電話及びタブレットあてに、区からの緊急情報を発信する。
安全安心パトロールカー	・安全安心パトロールカーを広報車として活用し、スピーカー音声で区民に直接情報を伝達する。
災害情報受信機	・防災行政無線と連動して音声情報及び文字情報により情報を伝達することが可能な「災害情報受信機」を避難情報の発令時等に活用する。

※上記以外にも、区内に避難情報が発令されている等、災害発生危険性が高まっている場合、区内警察署及び消防署等と協力の上、避難の呼び掛け、避難誘導を実施する。

2 情報伝達内容

・気象庁から気象警報、洪水警報等が発表された場合や大型台風の接近、上陸等により区内に被害が発生する可能性がある場合は、区民等に対し、適宜、注意喚起や台風情報、気象情報等の伝達を行うとともに、浸水想定区域及び土砂災害（特別）警戒区域内にある特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）に対して、必要に応じた水害関連情報の提供を行う。

・台風が接近し、「自主避難場所」の開設が必要と判断した場合、「自主避難場所」の開設場所、開設時期等を区民等へ伝達する。

・区内に被害が生じる可能性が高まった場合には、避難情報の発令について、全ての情報伝達手段

を活用して伝達する。また、併せて指定緊急避難場所の開設情報を伝達する。

- ・荒川が決壊した場合には、防災行政無線の屋外スピーカーでサイレンを鳴らすとともに、音声放送で緊急避難を呼び掛ける。これと併せて、他の全ての手段を活用して緊急避難を呼び掛ける。

- ・台風等の通過により水害の発生の危険性がなくなった場合には、気象警報や洪水警報の解除情報、避難場所の閉鎖情報等について周知する。

- ・町会・自治会へは、適宜、各町会長・自治会長へ配付している災害時優先携帯電話に対し、メールの一斉配信や直接の電話等で連絡する。

3 防災意識啓発

- ・区報やホームページ、荒川区防災地図（水害版）、防災講話等を活用して、以下に示す水害に対する事前の備えについて、区民の意識向上を図る。

（１）災害リスク等の確認

- ・河川氾濫や土砂災害等が発生した際に自宅等に及ぶ災害リスクをあらかじめ確認するとともに、自宅や職場付近の避難場所や危険箇所（アンダーパスや土砂災害（特別）警戒区域等）を併せて確認しておく。

（２）情報収集手段の確保

- ・災害関連情報や避難情報等を収集することができるツールをあらかじめ確認する。
- ・日ごろから天気予報や気象情報等を収集する。
- ・国、都がインターネット等で配信する、雨量、河川水位情報等を確認する。

（３）家庭での対応

- ・台風接近時の浸水予防対策（家財道具を上層階に移動する等）や、避難する際の家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- ・東京マイ・タイムライン等を活用して、いつ、どこに、誰が、どのように避難するかをあらかじめ決めておく。
- ・自宅に留まる（在宅避難）又は親戚知人宅や区が開設する避難場所への避難に備え、あらかじめ家庭内備蓄や非常用持出品を用意しておく。

第3節 洪水対策（荒川）

1 避難に関する基本方針

- ・荒川の氾濫では、区内の約9割が浸水し、浸水継続時間は2週間以上が想定されていることから、建物の上層階に避難（以下「垂直避難」という。）した場合には、建物内に長期間取り残される危険性がある。
- ・そのため、可能な限り浸水が及ばない高台へ避難（以下「広域避難」という。）し、やむを得ない場合は建物の上層階へ垂直避難することが基本的な避難行動となる。
- ・広域避難に当たっては、浸水しない地域における広域避難施設の確保や鉄道・バス等の避難手段等を確保する必要がある、これらについては、現在、国や都、関係自治体等で構成される「首都圏における大規模水害広域避難検討会」において検討中の段階である。
- ・広域避難に関する具体的な方針が決定するまでの間は、建物の上層階への垂直避難を基本とする。
- ・大型台風の東京地方への上陸等により荒川の決壊を伴う大規模水害の発生が予想される場合には、次のとおり、指定緊急避難場所の開設や避難誘導を行う。

（1）親戚・友人宅等への広域避難の呼び掛け

大型台風の東京地方への上陸等により荒川の決壊を伴う大規模水害の発生が予想される場合、区は、区民に対し、数日前から、浸水が想定されない地域の親戚や友人宅等へ自主的に広域避難するよう呼び掛ける。

（2）自主避難場所の開設と避難

大型台風の接近等により、気象庁等から河川氾濫や暴風による大規模な被害発生の可能性が言及されている場合や、気象庁等が発表する気象情報や降雨予想等に基づき必要と認められる場合、区は、事前に自宅で過ごすことが不安な区民が早い段階で自主的に避難するための自主避難場所を開設する。

自宅が堅牢な建物の3階以上にある区民に対しては、可能な限り自宅に留まるよう呼び掛けた上で、自宅で過ごすことに不安のある区民は、早い段階で自主避難場所に避難する。

（3）指定緊急避難場所の開設と避難

荒川が氾濫する危険性が高まり、避難情報を発令した場合、発令と同時に自主避難場所を指定緊急避難場所に切り替え、区民に対して垂直避難を促す。その際、堅牢な建物の3階以上に居住する区民に対しては、自宅に留まるよう呼び掛ける。

2 避難体制の整備

(1) 避難情報

- ・区は、荒川の氾濫が予想される場合、以下の発令基準に該当する場合又は区本部長が必要と認めた場合に避難情報を発令する。
- ・避難情報を発令する際には、荒川区に最も近い北区赤羽にある「岩淵水門（上）水位観測所」における水位を判断基準とすることを基本とし、上流の治水橋（さいたま市）等の水位情報も考慮した上で判断するものとする。
- ・また、自治体と関係機関とが大規模水害発生前から時系列で取るべき防災行動を共有し、迅速かつ確かな対応を行うことを目的として作成している「荒川下流タイムライン」、気象庁、国土交通省等からの情報を総合的に勘案した上で、避難情報の発令を判断する。

[荒川の氾濫に関する避難情報の発令基準]

レベル	避難情報名	基準
警戒レベル5	緊急安全確保	・荒川の氾濫が発生した場合
警戒レベル4	避難指示	・岩淵水門（上）水位観測所で氾濫危険水位（7.70m）に到達し、かつ、荒川が氾濫する危険性が非常に高いと認められる場合
警戒レベル3	高齢者等避難	・岩淵水門（上）水位観測所で避難判断水位（6.50m）に到達し、かつ、今後も水位の上昇が見込まれ、荒川が氾濫する危険性が高いと認められる場合

※避難情報の発令が夜間～翌朝早朝に見込まれる場合は、屋外が明るい時間帯に前倒しして発令する等、可能な限り安全な避難行動を確保する。

(2) 指定緊急避難場所等の確保

① 指定緊急避難場所の指定

- ・高台への避難が困難な場合に備えて、生命を守るため緊急的に避難ができるよう公共施設（区立小中学校（第一日暮里小学校を除く）、ふれあい館等）を大規模水害時における指定緊急避難場所として指定している。

（資料第2 協定・覚書）

（資料第3－49 指定緊急避難場所一覧）

② 災害時地域貢献建築物の認定

- ・指定緊急避難場所の指定のほか、水害時に近隣住民の一時の避難先となる建物を災害時地域貢献建築物として認定し、避難場所の確保を図っている。

（資料第3－50 災害時地域貢献建築物一覧）

③ 都営住宅等への避難

- ・都との協定等に基づき、指定緊急避難場所に区民が避難する時間的余裕がない場合において、都営住宅の共用部分等を緊急避難先として使用する。

（資料第2 協定・覚書）

④ 指定避難所

- ・区内に浸水等の被害が発生し、自宅での生活が困難な区民がいる場合に開設する。
- ・開設の時期は、浸水等による危険がなくなった後、又は区から発令されている避難情報が解除された後とし、開設する施設は、区内の被災状況を勘案した上で、【震災編】第2部第9章の「避難者対策」で示す一次避難所、二次避難所、福祉避難所やその他区内公共施設とする。
- ・また、区の被災状況等により、区内に避難所を開設できない場合、近隣区の被災状況を確認する等連絡調整を図った上で、被災していない近隣区において避難所の確保を図る。

(3) 要配慮者対策

① 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成

- ・平成29年6月に水防法及び土砂災害防止法が改正されたことに伴い、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の所有者又は管理者に、水害時の避難方法や避難する指定緊急避難場所等を定める「要配慮者利用施設における避難確保計画」の作成及び避難訓練の実施が義務付けられ、令和3年7月の同法の改正では、避難訓練実施後の区市町村への報告の義務化、区市町村による助言・勧告制度が創設された。
- ・要配慮者施設における早期の避難は大規模水害時における人的被害の軽減に大きく寄与することから、区では、当該計画作成の手引き及び雛形を作成し、ホームページにおいて公開するとともに、各要配慮者利用施設の管理者向けの説明会を実施する等、より分かりやすく、かつ、簡易に当該計画を作成できるよう支援を行っているほか、当該計画に基づく訓練の実施及び実施後の報告について、機会を捉えて周知している。
- ・情報の収集方法、具体的避難方法、連絡体制等について、引き続き施設管理者等が適切な対応を行えるよう、都及び関係機関と連携した支援を行っていく。

(資料第3-51 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設一覧)

② 避難行動要支援者名簿の整備

- ・区は、事前に被害が想定される地域の避難行動要支援者名簿情報を参考に、確実に情報伝達できる体制を構築し、防災関係機関と情報を共有する。
- ・なお、区は、必要と認めた場合、避難行動要支援者名簿情報について、災害対策基本法第49条の11第3項に基づき、事前の情報提供への同意の有無にかかわらず、防災関係機関等に情報提供を行い、迅速な避難支援に努める。

③ 個別避難計画の作成

- ・区では、災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿を整備し、避難支援の必要性等を考慮した上で、優先度の高い方から要支援者ごとの個別避難計画の作成を進めている。各避難行動要支援者及び支援者が地震時及び水害時にそれぞれの災害に応じた適切な避難行動をとれるよう、個別避難計画の様式について改善を図っていく。また、発災時に円滑な避難行動をとれるよう、日ごろから要支援者と支援者が顔の見える関係性を築くことのできる地域づくりを進めていく。

(4) 避難誘導體制

① 区

- ・避難情報を発令した場合、区は、警察署、消防署の協力を得て、複数人で高台へ避難するよう呼びかける。
- ・河川が氾濫し、高台へ避難する時間がない場合、指定緊急避難場所や災害時地域貢献建築物等の近隣の強固な建物への避難（垂直避難）を呼びかける。
- ・この場合は、事前に避難場所へ職員を派遣するか、又は避難場所の管理責任者と連絡を密にして、避難者の保護と指定緊急避難場所の適切な運営に努めるものとする。

② 警察署

- ・区から避難情報が発令された場合は、区に協力して、区民を高台や近隣の指定緊急避難場所へ避難誘導する。
- ・誘導経路については、事前に調査検討してその安全を確認しておく。
- ・誘導する場合は、装備資材を有効に活用して、危険箇所に標示、なわ張り等をするほか、要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。
- ・浸水地においては、必要により舟艇、ロープ等の資材を活用し、安全を期する。
- ・避難の指示に従わない者については説得に努め、避難するよう指導する。

③ 消防署

- ・区から避難情報が発令された場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、最も安全と思われる避難方法についての情報を、関係機関に通報するとともに、避難経路等の安全確保に努める。

(5) 指定緊急避難場所における受入体制

① 避難場所担当職員の指定

- ・各避難場所に配置する職員（以下「避難場所担当職員」という。）については、あらかじめローテーションを考慮の上、指定する。
- ・避難場所担当職員は、平時から研修や訓練への参加等により避難場所運営のノウハウを身に付けておくとともに、あらかじめ、配置される避難場所の浸水が及ばない避難スペースを調整・確保しておき、当該施設の配置や設備について熟知しておくものとする。
- ・避難場所となる施設を所管する部は、避難場所担当職員が当該避難場所を開設する際の支援を行う。
- ・指定管理者が管理する施設を所管する部は、当該指定管理者と締結している協定に基づき、連携して対応する。

② 指定緊急避難場所の開設・運営

- ・災害の恐れがある、又は避難情報を発令する際に避難場所を開設することを決定した場合、避難場所担当職員は各避難場所へ参集し、施設管理者と連携し、指定緊急避難場所の開設・運営を行う。
- ・荒川が決壊して指定緊急避難場所周辺が浸水した場合、避難者数や避難者の状況等を可能な

範囲で区災害対策本部へ連絡し、避難者の安全確保に努め、自衛隊・警察・消防等による救助を待つ。

③ 要配慮者等への対応

- ・安全な避難行動を確保するため、その後の気象情報の予測等、状況に応じて、避難情報の発令前に指定緊急避難場所に指定する施設を自主避難場所として開設する。
- ・自主避難場所の開設は、エレベーター設備等が設置されているふれあい館、ゆいの森あらかわ、男女平等推進センターを中心に行うこととする。
- ・他の避難者と同室で過ごすことに支障があると考えられる避難者については、状況に応じて、他の避難者とは別室で避難スペースを設ける等の対応を行う。

④ ペットを同行した避難者への対応

- ・指定緊急避難場所でのペット受入の際には、動物アレルギーを持つ避難者がいる可能性等に配慮し、原則として、避難者とペットの避難スペースを分けて設ける。
- ・受け入れる動物の種類をはじめ、具体的なペットの受入方法については、施設管理者等と相談の上、検討する。

(6) 荒川下流タイムラインの策定・運用

① 概要

- ・台風等の接近時における防災行動を効率的かつ効果的に行い、被害を最小限に抑えるため、荒川下流域の自治体・関係機関が連携・協力し、時間帯ごとに取るべき防災行動をあらかじめ時系列で整理し、取りまとめたものである。
- ・本タイムラインについては、今後の台風等に対する運用結果や演習・訓練等の実施状況を踏まえ、見直しを行い、充実・改善や更なる拡大・深化を図っていく。

② 経過

- ・平成 26 年 8 月に「荒川下流域を対象としたタイムライン検討会」が設置され、荒川下流部右岸の東京都北区・板橋区・足立区を対象とした地域をモデルエリアとして、検討が進められ、平成 27 年度より運用を開始した。
 - ・平成 28 年 6 月には、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨を踏まえて、新たに策定された「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、「荒川水系（東京都）大規模氾濫に関する減災対策協議会」が設立され、『水防災意識社会再構築ビジョン』に基づく荒川水系の減災に係る取組方針」が取りまとめられ、タイムラインの策定・運用等に取り組むこととされた。
- これを踏まえ、平成 28 年度より対象エリアを荒川下流部の洪水浸水想定区域にある全ての市区に拡大し、検討を進めている。

（資料第 3－52 荒川下流タイムライン（拡大試行版））

(7) 広域避難

① 「首都圏における大規模水害広域避難検討会」

- ・平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、河川の大規模氾濫によって多数の逃げ遅れが生じ、的確

な避難情報の発令や広域避難体制の整備の必要性といった課題が明らかになった。

- ・中央防災会議では、平成 27 年 10 月に「水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ」を設置し、平成 28 年 3 月「水害時における避難・応急対策の今後の在り方」について報告し、広域避難が課題であると記載した。

- ・これを受けて、中央防災会議において、平成 28 年 9 月に「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」を設置し、広域避難計画策定の基本的な考え方について、平成 30 年 3 月に「洪水・高潮氾濫からの大規模広域避難に関する基本的な考え方（報告）」が取りまとめられ、大規模・広域避難の全体像や広域避難計画を策定するための具体的な手順等が示された。

- ・本報告を踏まえ、国と都は首都圏における大規模水害時の大規模・広域避難の実装に向け、特に、行政機関等の関係機関が連携して取り組むべき事項について整理するとともに、関係機関間の連携・役割分担の在り方について検討することを目的とし、「首都圏における大規模水害広域避難検討会」（以下「検討会」という。）を平成 30 年 6 月に設置した。

- ・令和元年 10 月に台風第 19 号（東日本台風）が発生し、広域避難の課題が顕在化した。

- ・そこで、検討会では台風第 19 号で顕在化した課題を踏まえ、現時点での広域避難に関する関係機関の連携・役割分担の在り方を整理し、中間報告書を取りまとめた。

- ・今後は、浸水しない建物上層階への避難（垂直避難）等、現実的な複数の避難行動を組み合わせた住民避難についても、関係機関と連携しながら検討を行っていく。

② 広域避難体制の整備

各機関	内 容
区	・大規模水害等が住民生活に与える影響の周知 ・避難方法及び安全な場所の住民への周知 ・安全に広域避難を実施するための、避難指示等の発令基準の整備 ・自治体間の広域避難の仕組み作り ・要配慮者対策
都 ・総務局	・広域避難における区市町村間の総合的な調整 ・国、都県、区市町村等の連携体制の整備 ・円滑な広域避難の実現に向けた避難方法等の検討 ・区市町村間の広域避難の仕組み作りの支援

＜区＞

- ・大規模水害が住民生活に与える影響をホームページ、ハザードマップ、SNS等を活用し、住民にわかりやすく周知することで、自主避難を含む事前避難の重要性の普及啓発に努める。
- ・区民に対して、居住地勢等の周知・啓発により、避難行動への意識付けに努める。
- ・広域避難に係る避難情報の発令のタイミングや判断基準、輸送・広報手段等について、国や都と連携して検討・整備する。
- ・区間において、事前に避難所の確保・指定、運営方法等に関する役割分担を定めた協定を締結する等し、広域避難の実施に向けた仕組み作りを進める。
- ・広域的な避難を行うためには、避難行動に支援が必要な者の事前の把握及び優先的な避難の実施が必要であることから、災害対策基本法の改正により区に作成が義務付けられた「避難行動要支

援者名簿」を活用する等し、要配慮者の避難対策を強化する。

＜＜都総務局＞＞

- ・広域的な視点から区市町村間の調整を行う。
- ・広域避難を行う際には、広域的に整合性のとれた避難対応をとる必要があるため、平時から国、都、県、区等の連携体制の整備を図る。
- ・平時から、避難者の安全かつ効率的な避難が可能となるような方策について、関係自治体又は関係機関と連携を図りながら検討を進めていく。
- ・区における避難方針策定に向けた技術的助言等の支援を行う。
- ・広域での相互応援協定等自治体間の応援協定の改訂・締結を推進し、広域避難を安全かつ円滑に実施するための仕組み作りを支援する。また、区が策定する避難方針等を踏まえた訓練を実施する。

③ 大規模水害時に使用可能な広域避難施設等の確保

各機関	内 容
区	・大規模水害時に使用可能な広域避難施設等の確保 ・大規模水害時に被害を受けない備蓄方法の検討
都 ・総務局	・広域避難施設の確保に向けた調整 ・近隣県との広域避難者受入れに向けた調整

＜＜区＞＞

- ・都や関係区と連携し、広域避難施設や避難所の確保に努める。

＜＜都総務局＞＞

- ・都内の自治体の区域を越える広域的な避難を円滑に実施するため、都が事前に区市町村間の避難者の受入れ先の調整を進めていく。
- ・大規模水害の発生の恐れがある場合は、都内の避難所のほか、地理的要因から他県に近接する地域では都外への避難を行う必要も生じる可能性があることから、他県との間で広域避難実施時に円滑な協力が得られるよう、避難者の受入先等について調整を図る。

④ 避難誘導

各機関	内 容
区	・ 避難情報の発令 ・ 段階的な避難の実施 ・ 警視庁の協力を得て、広域避難施設への避難誘導 ・ 必要に応じて、屋内での待避等の安全確保措置の指示
都 ・ 災害対策本部	・ 広域避難の実施における総合的な調整 ・ 近隣県に対して避難者の受入れの照会・調整 ・ 交通事業者に対する避難手段の提供に関する協力要請
警視庁	・ 区による住民の避難誘導に対する協力
東京消防庁	・ 災害状況及び消防力の余力に応じて避難情報の伝達
都 ・ 交通局 交通事業者	・ 広域避難に対する協力

《区》

- ・ 区本部長は、大規模水害等の災害が発生する恐れがあり、広域避難の必要があると判断した場合は、都本部に対して、広域避難要請を行う。
- ・ なお、災害時相互応援協定等に基づき、直接、協定締結自治体等に広域避難の要請を行った場合は、その旨を都本部へ報告する。
- ・ 区本部長は、災害発生までのリードタイムを考慮して、避難情報の発令を行う。
- ・ 交通機関が運行可能な状況では、住民へ避難先を案内の上、原則として鉄道等公共交通機関により各自で避難するよう求める。要配慮者等、自力で区域外への避難が困難な住民の避難については、その他適切な手段を検討する。

《都本部》

- ・ 大規模な水害の発生が予想される区から広域避難の要請があり、都県境を越える広域避難の必要があると考えられる場合は、都本部から近隣県に対して、避難者の受入れを照会・調整する。
- ・ 区へ気象情報等の情報提供を行うとともに、避難指示等に関し、区の求めに応じて、技術的に可能な範囲で助言を実施する。
- ・ 都交通局及び交通事業者に対して、避難手段の提供に関する協力要請を行う。

《警視庁》

- ・ 区から避難誘導に係る協力要請があった場合は、住民の避難誘導の支援を行う。
- ・ 交通渋滞が発生する恐れがある等の場合は、必要に応じて交通誘導・整理等を実施する。

《東京消防庁》

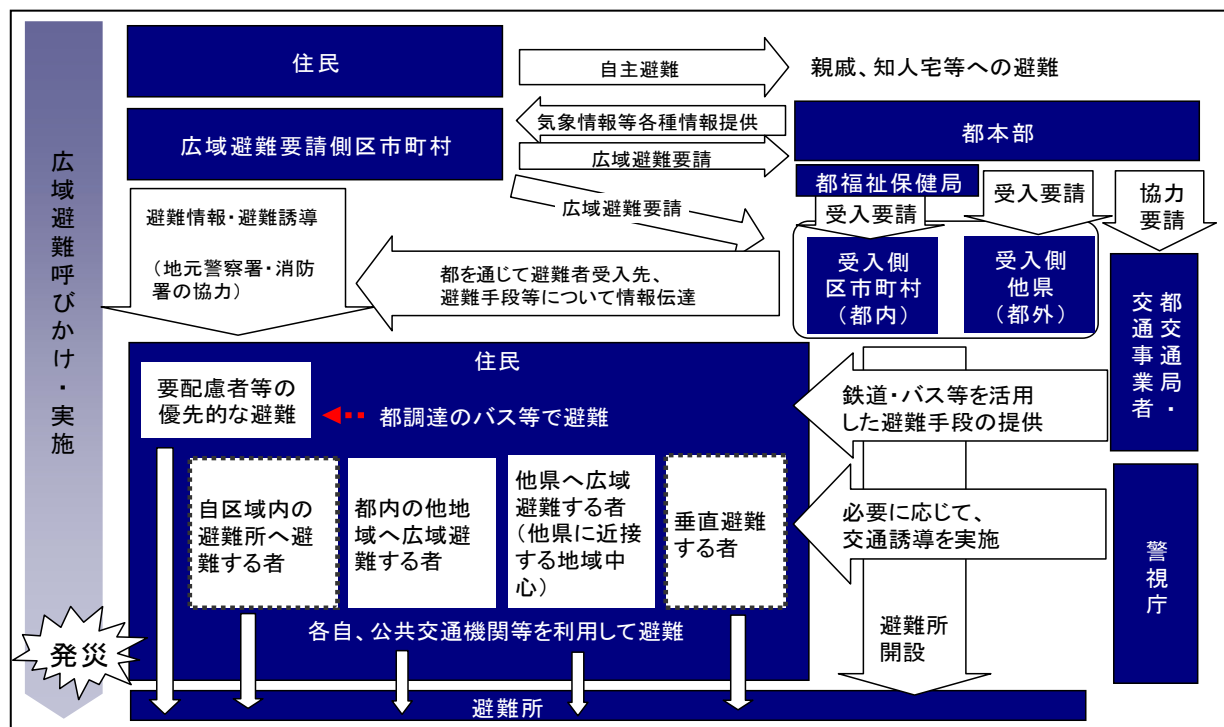
- ・ 区から避難情報が発令された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況及び消防部隊の運用等を勘案し、避難に関する必要な情報を区、関係機関に通報するとともに、災害状況及び消防力の余力

に応じ、広報車等の活用により避難指示等を伝達し、関係機関と協力して住民等が安全で速やかな避難ができるよう、必要な措置をとる。

《都交通局》《交通事業者》

- ・都本部から協力要請を受けた都交通局及び交通事業者は、避難手段の提供について協力する。

<避難誘導・イメージフロー>



⑤ 広域避難施設の開設・運営

機関名	内 容
区	・ 広域避難施設の管理者と開設に向けた調整等 ・ 広域避難施設の運営
都 ・ 災害対策本部	・ 都外の避難所及び福祉避難所開設状況の把握

《区》

- ・ 広域避難施設の管理者と、施設の開設に向けた調整等を行う。
- ・ 施設の運営は原則として区が行い、必要に応じて、施設管理者の協力を得ることとする。

《都本部》

- ・ 広域避難施設の開設の開設状況の把握を行う。

3 国における対策

(1) 堤防の整備

- ・堤防が整備されていない区間や、標準的な堤防の断面形状に対して高さ又は幅が不足している区間について、築堤・堤防の嵩上げ・拡幅を行う。
- ・整備に当たっては、想定し得る最大規模までの様々な外力に対して、本支川・上下流・左右岸のバランス等に留意し、氾濫した場合の被害ができる限り小さくなるよう、整備手順について考慮する。

(2) 河道掘削

- ・洪水を安全に流下させるため必要な箇所等において、河道掘削を行う。
- ・荒川下流部の掘削に当たっては、洪水時の水位の縦断変化や河床の動態等について継続的に監視し、河川環境・維持管理も併せて行う。

(3) 洪水調節容量の確保

- ・調節池の整備に当たっては、その影響区間も含めて、先行して堤防の整備を行うことにより、必要な高さや幅を確保するとともに、調節池上流側の河道掘削を行う。
- ・中流部では、広大な高水敷に横堤が築造され遊水機能を有しているが、より効果的にピーク流量を低減させ下流への負荷を低減するため、詳細な調査及び検討を行いつつ関係機関と調整の上、荒川第二調節池、荒川第三調節池及び荒川第四調節池の調節池群の整備を行う。

[調節池に係る施行の場所]

名称	所在地	洪水調節容量
荒川第一調節池	埼玉県さいたま市、戸田市 付近	約 3,900 万 m^3
荒川第二調節池	埼玉県さいたま市 付近	約 5,100 万 m^3
荒川第三調節池	埼玉県さいたま市、川越市、上尾市 付近	約 1,500 万 m^3
荒川第四調節池	埼玉県川越市、上尾市、比企郡川島町、桶川市 付近	約 3,200 万 m^3

第4節 洪水対策（石神井川）

1 避難に関する基本方針

- ・石神井川の氾濫時の浸水継続時間は比較的短く、浸水しても長期間建物内に取り残される危険性は低いことから、緊急的に建物の上層階へ避難する垂直避難を基本的な避難行動とする。
- ・石神井川のみが氾濫することが予想される場合、以下のとおり対応する。

区分	対応
氾濫が予想される場合	・浸水が予想される地域の近隣にある公共施設（尾久第六小学校、西尾久ふれあい館、尾久西小学校を想定）を、時間的猶予がある場合には自主避難場所として、時間的猶予がない場合には指定緊急避難場所として開設する。 ・上記避難場所の開設・運営は、避難場所担当職員（水害対策運用班）が行う。
氾濫の危険が高まった場合	・当該地域に避難情報を発令し、自宅や近隣の建物の2階以上若しく

	は指定緊急避難場所の2階以上への垂直避難を誘導する。
氾濫により浸水の被害が生じた場合	・自宅での生活が困難な区民がいる場合には、浸水していない地域に指定避難所を開設する。 ・指定避難所の開設の時期は、浸水等による危険がなくなった後、又は区から発令されている避難情報が解除された後とし、開設する施設は、区内の被災状況を勘案した上で、【震災編】第2部第9章の「避難者対策」で示す一次避難所、二次避難所、福祉避難所やその他区内公共施設とする。

・ただし、荒川の氾濫の同時発生が予想される場合には、第4節 洪水対策（荒川）における「避難に関する基本方針」に示す荒川の氾濫を想定した対応を行うものとする。

2 避難体制の整備

（1）避難情報

・区は、石神井川の氾濫が予想される、又は発生した場合、以下の発令基準に該当する場合、又は区本部長が必要と認めた場合に避難情報を発令する。

[石神井川の氾濫に関する避難情報の発令基準]

レベル	避難情報名	基準
警戒レベル5	緊急安全確保	・石神井川（溝田橋地点）で氾濫が発生した場合
警戒レベル4	避難指示	・石神井川の溝田橋水位観測所（北区）で氾濫危険水位（A.P.+4.7m）に到達し、かつ今後も水位の上昇が見込まれ、石神井川が氾濫する危険性があると認められる場合
警戒レベル3	高齢者等避難	・洪水警報が発表され、かつ洪水キキクルが「警戒」になった場合、かつ今後も水位の上昇が見込まれ、石神井川が氾濫する危険性があると認められる場合

※溝田橋水位観測所には氾濫危険水位のみが指定されており、氾濫注意水位等の指定はない。

※避難情報の発令が夜間～翌朝早朝に見込まれる場合は、屋外が明るい時間帯に前倒しして発令する等、可能な限り安全な避難行動を確保する。

（2）指定緊急避難場所等の確保

・【風水害編】第2部第1章第3節の「洪水対策（荒川）」における「2（2）指定緊急避難場所の確保」に準ずる。

（3）要配慮者対策

・【風水害編】第2部第1章第3節の「洪水対策（荒川）」における「2（3）要配慮者対策」に準ずる。

（4）避難誘導体制

・石神井川の氾濫による浸水の被害を受ける恐れがある区民に対しては、【風水害編】第2部第1章第4節の「1 避難に関する基本方針」で示す尾久第六小学校等の指定緊急避難場所へ避難誘導

を行うこととし、誘導方法等については、【風水害編】第2部第1章第3節の「洪水対策（荒川）」における「2（4）避難誘導体制」に準ずる。

（5）指定緊急避難場所における受入体制

・【風水害編】第2部第1章第3節の「洪水対策（荒川）」における「2（5）指定緊急避難場所における受入体制」に準ずる。

（6）石神井川洪水対応タイムラインの策定・運用

・台風等の接近時における防災行動を効率的かつ効果的に行い、被害を最小限に抑えるため、気象情報や河川水位情報ごとに取りべき防災行動をあらかじめ時系列で整理し、取りまとめたものである。

・本タイムラインについては、今後の台風等に対する運用結果や演習・訓練等の実施状況を踏まえ、見直しを行い、充実・改善や更なる拡大・深化を図っていく。

（資料第3-53 石神井川洪水対応タイムライン）

3 都における対策

・都では、年超過確率 1/20（1 時間当たり 75mm）の降雨に対応することを目標として、護岸の整備、河床の掘削、調節池の整備による洪水対策を実施している。

第5節 高潮対策

1 避難に関する基本方針

- ・高潮氾濫が大型台風の接近による海面上昇の影響で発生することを踏まえると、大型台風の上陸時には、荒川の氾濫と高潮氾濫が同時に発生する可能性を考慮する必要がある。
- ・また、高潮氾濫のみが発生した場合でも区内の約5割が浸水する想定（※荒川の氾濫時は区内の約9割が浸水する想定）であることを踏まえると、高潮氾濫への対応に当たっては、荒川の氾濫の同時発生を想定した対応とすることが望ましい。
- ・そのため、高潮氾濫が予想される場合には、原則として、【風水害編】第2部第1章第3節の「洪水対策（荒川）」における「1 避難に関する基本方針」に示す荒川の氾濫を想定した対応を行うものとする。

2 避難体制の整備

（1）避難情報

- ・区は、高潮による浸水が予想される場合、以下の発令基準に該当する場合、又は区本部長が必要と認めた場合に避難情報を発令する。

[高潮に関する避難情報の発令基準]

レベル	避難情報名	基準
警戒レベル5	緊急安全確保	・基準水位観測所（辰巳水門）で高潮特別警戒水位（A.P.+4.3m）に到達し、都から高潮氾濫発生情報が発表された場合、又は高潮氾濫（石神井川の溝田橋地点で氾濫）が発生した場合
警戒レベル4	避難指示	・基準水位観測所（辰巳水門）で潮位がA.P.+4.0mに到達し、気象庁から高潮警報が発表された場合、又は、石神井川の溝田橋水位観測所で氾濫危険水位（A.P.+4.7m）に到達し、かつ、氾濫の危険性が非常に高まっている場合

※高潮警報は、辰巳水門で潮位がA.P.+4.0mに到達していない状況であっても、その後の潮位見込み等を考慮して発表される場合がある。

※避難情報の発令が夜間～翌朝早朝に見込まれる場合は、屋外が明るい時間帯に前倒しして発令する等、可能な限り安全な避難行動を確保する。

（2）指定緊急避難場所等の確保

- ・【風水害編】第2部第1章第3節の「洪水対策（荒川）」における「2（2）指定緊急避難場所等の確保」に準ずる。

（3）要配慮者対策

- ・【風水害編】第2部第1章第3節の「洪水対策（荒川）」における「2（3）要配慮者対策」に準ずる。

(4) 避難誘導体制

・【風水害編】第2部第1章第3節の「洪水対策（荒川）」における「2（4）避難誘導体制」に準ずる。

(5) 避難場所における受入体制

・【風水害編】第2部第1章第3節の「洪水対策（荒川）」における「2（5）指定緊急避難場所における受入体制」に準ずる。

3 都における対策

・都は、高潮の影響を受ける隅田川合流点から溝田橋下流までの区間において、防潮堤の整備及び河床の掘削を行う。

第6節 都市型水害（内水氾濫）対策

1 避難に関する基本方針

・内水氾濫時の浸水継続時間は短く、浸水しても長期間建物内に取り残される危険性は低いことから、緊急的に建物の上層階へ避難する「垂直避難」を基本的な避難行動とする。ただし、荒川の氾濫の同時発生が予想される場合には、第4節 洪水対策（荒川）における「避難に関する基本方針」に示す荒川の氾濫を想定した対応を行うものとする。

・内水氾濫のみの発生が予想される場合、以下のとおり対応する。

- ① 集中豪雨等により内水氾濫が予想される場合、区は避難情報を発令するとともに、自宅等の浸水への注意やアンダーパスの通過に関する注意等を呼び掛ける。区民は、自宅の浸水しない上層階（2階以上）、又は近隣の安全な建物の上層階（2階以上）若しくは指定緊急避難場所の上層階（2階以上）に避難し、浸水が引くまでの間、待機する。
- ② 浸水等の被害により、自宅での生活が困難な区民がいる場合、【震災編】第2部9章の「避難者対策」で示す指定避難所やその他区内公共施設のうち、浸水等による被害を受けていない施設を避難所として開設し、当該区民を避難させる。

2 避難体制の整備

(1) 避難情報

・区は、内水氾濫による浸水が予想される場合、以下の発令基準に該当する場合、又は区本部長が必要と認めた場合に避難情報を発令する。

[内水氾濫に関する避難情報の発令基準]

レベル	避難情報名	基準
警戒レベル4	避難指示	・大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 ・区内で大規模な内水氾濫が発生する恐れがある場合、又は発生している場合

※避難情報の発令が夜間～翌朝早朝に見込まれる場合は、屋外が明るい時間帯に前倒しして発令する等、可能な限り安全な避難行動を確保する。

(2) 指定緊急避難場所等の確保

・【風水害編】第2部第1章第3節の「洪水対策（荒川）」における「2（2）指定緊急避難場所等の確保」に準ずる。

(3) 要配慮者対策

・【風水害編】第2部第1章第3節の「洪水対策（荒川）」における「2（3）要配慮者対策」に準ずる。

(4) 避難誘導体制

・内水氾濫による浸水の被害を受ける恐れがある区民に対しては、【風水害編】第2部第1章第3節の「洪水対策（荒川）」における「2（2）指定緊急避難場所等の確保」で示す指定緊急避難場所へ避難誘導を行うこととし、誘導方法等については、【風水害編】第2部第1章第3節の「洪水対策（荒川）」における「2（4）避難誘導体制」に準ずる。

(5) 指定緊急避難場所における受入体制

・【風水害編】第2部第1章第3節の「洪水対策（荒川）」における「2（5）指定緊急避難場所における受入体制」に準ずる。

(6) 雨水流出抑制施設の整備

・区では、学校等の施設に雨水貯留水槽を設置し、雨水の流出抑制を図っている。今後も引き続き、浸水被害を軽減できるよう関係機関との連携を図り、新たな施設建設等に合わせ、整備を進めていく。

（資料第3－54 雨水流出抑制施設一覧）

3 都における対策

(1) 隅田川の河川改修

・隅田川の護岸は、左岸の背後地に「東京ゼロメートル地帯」と呼ばれた低地の江東デルタ地帯が控え、昭和38年から50年までに高潮対策工事が実施され、現在の防潮堤が概ね完成した。

・荒川区にかかる護岸延長約8kmも、この時に現在のコンクリート護岸に改修された。計画高潮水位はA.P.+5.1m、護岸の天端はA.P.+6.6～6.8mになる（A.P.は、隅田川河口付近霊岸島の最低潮位を0とした基準で、荒川区の地盤高は低地で約A.P.+1～3m）。なお、計画高水位は、伊勢湾台風の水害時のデータを基に設定されたものである。

・都は、隅田川防潮堤の堤体基礎部分への薬液注入工事を実施し、地震と水害の複合災害に耐えられるよう対策を図った。なお、東日本大震災を踏まえ平成24年度から最大級の地震にも耐えられるよう、防潮堤下の地盤改良工事や、防潮堤本体の補強工事等を進めている。

(2) スーパー堤防の整備

・都は昭和49年4月、低地防災対策委員会から「東京の東部低地帯における河川の防災対策についての答申」を受け、これに基づいて地震に対する堤防の安全性の向上と、水辺に親しめる環境をつくり出すために、緩傾斜型堤防等の整備を東京都長期計画の中で位置付けた。

- ・都は、昭和 60 年度から隅田川の沿川地先の市街地再開発事業に併せ、緩傾斜型堤防より幅広く陸側に築堤したより防災機能の高いスーパー堤防整備事業を開始した。
- ・荒川区内で最初のスーパー堤防については、区は荒川遊園地区の堤防 252mの改修を都から受託し、5 年の工期で施工、平成 3 年 3 月に完成させた。このほか、堤防の機能をより強化するための事業が、都等により行われている。
- ・その後、荒川区は基本構想の中で、暮らしの環境整備の一つとして土と緑の堤防整備の促進を掲げ、事業の一層の推進を図っている。
- ・荒川区内では、令和 5 年度末時点で、隅田川に接する約 8 km のうち、約 51%がスーパー堤防化されている。現在は、西尾久六丁目（遊園 D）地区における公園整備と併せ整備が進められている。なお、隅田川に接する堤防の高規格堤防化及び耐震補強は、令和元年度末にほぼ完了している。

（３）下水道施設の整備

- ・都市機能を浸水被害から守るため、50mm/h の降雨に対処するポンプ所や幹線管渠等、基幹施設の雨水排水能力の増強を図るとともに、局所的集中豪雨により浸水被害が発生している地域において、雨水貯留施設の整備等緊急的な対応を行うとともに、老朽管の更新時に下水道の能力を増大させる再構築事業に取り組む等、浸水被害の軽減を図る。

第 7 節 土砂災害に関する対策

1 避難に関する基本方針

- ・大雨警報（土砂災害）が発表された場合、区は自主避難場所として諏訪台ひろば館を開設し、自宅で過ごすことが不安な区民（主に土砂災害（特別）警戒区域内及びその付近に居住する者）の避難を受け入れる。
- ・土砂災害が発生する危険性が高まった場合、区は避難情報を発令し、開設していた自主避難場所（諏訪台ひろば館）を指定緊急避難場所に切り替えるとともに、新たに学校法人開成学園、日暮里サニーホールも指定緊急避難場所として開設する。
- ・土砂災害の発生により、自宅での生活が困難な区民がいる場合、区は諏訪台ひろば館及び西日暮里ふれあい館を避難所として開設し、当該区民の避難を受け入れる。

2 避難体制の整備

(1) 避難情報

・区は、土砂災害の発生が予想される、又は発生した場合、以下の発令基準に該当する場合、又は区本部長が必要と認めた場合に避難情報を発令する。

[土砂災害に関する避難情報の発令基準]

レベル	避難情報名	基準
警戒レベル5	緊急安全確保	・土砂災害が発生した場合
警戒レベル4	避難指示	・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)が「非常に危険」又は「極めて危険」になった場合 ・大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・土砂災害の前兆現象(湧き水の発生等)が発見された場合
警戒レベル3	高齢者等避難	・大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)が「警戒」になった場合 ・大雨注意報が発表され、夜間～翌朝早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替わる可能性が言及されている場合

※避難情報の発令が夜間～翌朝早朝に見込まれる場合は、屋外が明るい時間帯に前倒しして発令する等、可能な限り安全な避難行動を確保する。

※避難情報を発令する際は、防災行政無線に加え、安全安心パトロールカー等により、対象地域を巡回・周知する。

(2) 指定緊急避難場所等の確保

・【風水害編】第2部第1章第3節の「洪水対策(荒川)」における「2(2)指定緊急避難場所等の確保」に準ずる。

・(学校法人)開成学園との災害時協定に基づき、土砂災害の危険が高まった場合は、当校の校舎を指定緊急避難場所として開設する。

(資料第2 協定・覚書)

(3) 要配慮者対策

・【風水害編】第2部第1章第3節の「洪水対策(荒川)」における「2(3)要配慮者対策」に準ずる。

・区は、土砂災害(特別)警戒区域内にある、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設(いわゆる要配慮者利用施設)に対し、急傾斜地の崩壊等が発生する恐れがある場合に要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の情

報提供が必要と判断された場合、速やかに当該情報を提供する。（「土砂災害防止法第8条第2項」）

（資料第3-55 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧）

・土砂災害（特別）警戒区域に居住する、社会福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない程度の者のうち、区が開設する避難場所において一定の配慮を必要とする者（常時、生命維持のために電源の確保を必要とする医療的ケア児・者等）については、必要に応じて、災害時協定に基づき確保する宿泊施設への避難を検討する。

（資料第2 協定・覚書）

（4）避難誘導體制

・避難誘導先は、本節「1 避難に関する基本方針」で示す避難場所とし、誘導方法等については、【風水害編】第2部第1章第3節の「洪水対策（荒川）」における「避難誘導體制」に準ずる。

（5）指定緊急避難場所における受入体制

・【風水害編】第2部第1章第3節の「洪水対策（荒川）」における「指定緊急避難場所における受入体制」に準ずる。

（6）土砂災害対応タイムラインの策定・運用

・長時間にわたる大雨等により土砂災害が発生する危険が高まる場合、土砂災害（特別）警戒区域内の居住する区民に対し、避難の判断に必要な気象情報等を的確かつ迅速に提供するとともに、自主避難場所等を円滑に開設できるように、気象情報等ごとに取りべき防災行動をあらかじめ時系列で整理し、取りまとめたものである。

・本タイムラインについては、今後の大雨等に対する運用結果や演習・訓練等の実施状況を踏まえ、見直しを行い、充実・改善や更なる拡大・深化を図っていく。

（資料第3-56 土砂災害対応タイムライン）

3 区における対策

・【震災編】第2部第3章第5節の「具体的な取組【予防対策】」における「1-5 崖・擁壁・ブロック塀等の対策」に準ずる。

第8節 線状降水帯に関する対策

1 避難に関する基本方針

・線状降水帯の発生に伴い生じる可能性がある災害については、降水量や降雨継続時間等によって異なるため、状況に応じて、【風水害編】第2部第1章第3節から第7節の各節に示す「1 避難に関する基本方針」に基づく避難行動をとることとする。

2 関連する気象情報

・気象庁は、「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような、線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合、半日程度前から「線状降水帯」というキーワードを用いて、大雨による災害の危険度が急激に高まる可能性のある期間や予想降水量等を発表する。

〔「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準〕

現在、10 分先、20 分先、30 分先のいずれかにおいて、以下の基準を全て満たす場合に発表。

- 1 前3時間積算降水量（5 km メッシュ）が100mm 以上の分布域の面積が500 km²以上
- 2 1 の形状が線状（長軸・短軸比 2.5 以上）
- 3 1 の領域内の前3時間積算降水量最大値が150mm 以上
- 4 1 の領域内の土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において土砂災害警戒情報の基準を超過（かつ大雨特別警報の土壌雨量指数基準値への到達割合8割以上）又は洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）において警報基準を大きく超過した基準を超過

※情報を発表してから3時間以上経過後に発表基準を満たしている場合は再発表するほか、3時間未満であっても対象区域に変化があった場合は再発表する。

※「顕著な大雨に関する気象情報」は警戒レベル相当情報を補足する情報であり、警戒レベル4相当以上の状況で発表される。

3 区における対策

・気象庁が半日程度前に発表する、線状降水帯の発生に伴う今後の降水量や降雨継続時間等を基に、【風水害編】第1部第2章第4節「被害想定」に示す災害の発生見込みについて、防災関係機関等より情報収集を行うとともに、【風水害編】第2部第1章第3節から第7節の各節に示す「2 避難体制の整備」に基づき、状況に応じた体制を決定する。

・区民に対しては、「顕著な大雨に関する気象情報」が発表された後、可能な限り早い時期に、今後の気象情報や区の対応等について、ホームページや荒川区メールマガジン、荒川区防災アプリ等を用いて周知する。

第2章 都市施設対策

本章は、【震災編】第2部第4章第5節の「具体的な取組【予防対策】」に準ずる。

第3章 応急活動拠点等の整備

本章は、【震災編】第2部第5章第5節の「具体的な取組【予防対策】」における「活動拠点施設概要表」に準ずる。

第4章 地域防災力の向上

区民及び事業者等は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本理念として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、区・防災関係機関・各主体間の相互連携、相互支援を強め、地域防災力の向上を推進していく。

本章では、区民等が平時から取り組むべき防災対策や、区と防災関係機関等との連携について示す。

第1節 区民等の役割

・区が作成するハザードマップ等により、自分の住む地域の地理的特徴や河川氾濫等が発生した場合の被害想定、自宅近隣の指定緊急避難場所、避難方法等を確認・把握するとともに、適切な対策を講じる。

・「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、気象情報や河川情報の収集に努め、自らの判断で避難行動をとる。

・水、食料、衣料品、携帯ラジオ等を備蓄する、また、非常持出用品として準備をしておく。

・台風等が近づいたときの予防対策や、避難時の家族の役割分担をあらかじめ決めておく。

・「東京マイ・タイムライン」等を活用し、避難先・経路や避難のタイミング等、あらかじめ風水害時の防災行動を決めておく。

・区や施設等が行う防災訓練や防災事業に積極的に参加する。

・町会・自治会等が行う、地域の相互協力体制の構築に協力する。

・水の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まり等を取り除く等の対策を協力して行う。

・避難行動要支援者がいる家庭では、災害時に迅速かつ円滑な避難を実現することができるよう、区が作成する「避難行動要支援者名簿」に掲載する名簿情報の避難支援等関係者への提供の同意について、検討するとともに、併せて個別避難計画を作成する。

第2節 防災区民組織の強化

1 防災区民組織の活性化

・大規模災害の発生時において、被害を最小限に止めるためには、地域の事情に精通した防災区民組織等の活動が重要となる。

・各機関は、防災区民組織に係る広報及び町会・自治会等の防災区民組織等の育成指導に力を入れ、防災区民組織の結成、区民の参加を推進し、災害時に自ら行動できる人材や周囲をけん引することのできる人材を育成していく。特に、防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年を含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施する。

各機関	内 容
区 ・ 災対区民生活部	・ 住民への積極的な支援・助言 ・ 防災区民組織の育成指導
都 ・ 総務局	・ 防災区民組織へ防災の専門家を派遣し、活動を活性化 ・ 区民を対象とする、災害時における自助・共助の重要性や一人一人の備えを周知するための普及イベントを防災機関と連携して開催 ・ 区と連携し、都内全域の防災区民組織リーダーを対象とした、実践的な研修の実施 ・ 区や事業所と連携し、地域や職場等で防災活動の核となる女性の防災人材の育成 ・ 水害時に、適切な避難行動をとることができるよう「東京マイ・タイムライン」を通じた普及拡大に向け、東京マイ・タイムライン作成指導者の育成や出前講座の実施等、様々な層に対する啓発を強化
都 ・ 水道局	・ 消火栓等及び避難所応急給水栓からの応急給水用資器材の貸与等による、区、防災区民組織等が自主的に行う応急給水の支援
東京消防庁	・ 防災区民組織の救出救護班員及び一般区民に対する、救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動の推進 ・ 区と連携した防災区民組織の活性化の推進 ・ 防災意識の啓発 ・ 防災教育・防災訓練の充実 ・ 防災区民組織のリーダーに対する実践的な講習会等の開催

・ 上記の行政機関のほか、防災区民組織等の役割やとるべき措置は、次のとおりである。

- ✓ 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底
- ✓ 情報伝達、救出救助、応急救護、避難等各種訓練の実施
- ✓ 避難、救助、救護、炊出資器材等の整備・保守及び簡易トイレ等の備蓄
- ✓ 地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知
- ✓ 地域内の避難行動要支援者の把握及び災害時の支援体制の整備
- ✓ 行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備
- ✓ 要配慮者や女性の視点を踏まえた避難所運営支援

2 外国人への連絡体制

各機関	内 容
区	・【震災編】第2部第9章第5節の「具体的な取組【応急対策】」における「4－3 外国人支援対策」に準ずる。
都 関 係 各 局	・各施設における自衛消防訓練内容の充実 ・在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及・啓発 ・外国人旅行者対応マニュアルの作成・周知 ・在住外国人のための防災訓練の実施 ・在京大使館等との連絡体制の確保

＜区＞

- ・防災意識の普及と啓発
- ・避難標識等の多言語化
- ・地域や協定締結団体と連携した支援体制を構築

＜都関係各局＞

- ・防災ブック「東京防災」「東京くらし防災」多言語版の作成・配布
- ・多言語での情報入手が可能な「東京都防災アプリ」のダウンロード促進
- ・都等が保有するデジタルサイネージにおいて、風水害時の情報を多言語で発信
- ・在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及・啓発
- ・外国人旅行者対応マニュアルの作成・周知
- ・在住外国人のための防災訓練の実施
- ・在京大使館等との連絡体制の確保

第3節 事業所による自助・共助の強化

1 事業所による自助・共助の強化

・各機関は、地域との協定締結の促進や合同訓練の実施等により、事業者の防災力を向上させる。

各機関	内 容
区	・事業所相互間の協力体制及び事業所と防災区民組織等との連携を強める等、地域との協力体制づくりを推進
都 総 務 局	・事業所相互間の協力体制の推進
東 京 消 防 庁	・事業所の自衛消防に関する活動能力の充実、強化 ・事業所の救出・救護活動能力の向上 ・危険物施設等の防災組織に対し、消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導 ・防火管理者、防災管理者、危険物取扱者等の各種消防技術者を対象とした講習会等の実施 ・区民や事業所を対象とした応急救護知識・技術の普及

《区・都総務局》

- ・区は、事業所からの希望に応じて、防災訓練等に協力するとともに、事業所相互間及び事業所と防災区民組織等の連携の重要性について、啓発に努める。
- ・区と都は連携して、女性の参画の促進に努めるとともに、事業所内の防災活動に女性の視点を反映し、発生する多様なニーズを解決できる防災人材の育成を行うとともに、自主防災組織の活動拠点等において、災害時に地域住民が充電できる蓄電池等の配備を推進する。

《東京消防庁》

- ・傷病者に対する応急救護能力を向上させるため、火災予防条例第55条の5に基づく自衛消防活動中核要員を中心に、上級救命講習等の受講の促進を図るとともに、事業所等における応急手当の指導者の養成等を行う。

第4節 防災関係機関・学校等との連携による防災教育の推進

- ・区及び都は、学校と連携し、児童・生徒の発達段階に応じて、各種災害に対する防災意識及び防災行動力の向上を目的とした総合防災教育を実施する。
- ・各学校は、学校安全の推進に関する計画（平成24年4月27日閣議決定）等を受けて作成する学校安全計画や危険等発生時対処要領（学校防災マニュアル）等について、必要に応じて、気象庁に対して助言や防災訓練への参画、委員会等への参加等の協力を求めることができる。

第5章 ボランティア

本章は、【震災編】第2部第2章第5節の「具体的な取組【予防対策】」における「6 ボランティアとの連携」に準ずる。

第3部 風水害応急・復旧対策計画

第1章 応急・復旧対策

大規模な風水害が発生した場合、区は防災関係機関等と連携し、迅速な初動体制により応急活動を開始するとともに、復旧に向けた活動も行う必要がある。

本章では、区及び防災関係機関の活動体制について示す。

第1節 対応体制

1 洪水時の対応体制

(1) 荒川の洪水に対する対応体制

・【風水害編】第2部第1章第3節の「洪水対策（荒川）」における「2（6）荒川下流タイムラインの策定・運用」で示す荒川下流タイムライン（拡大試行版）に基づき対応する。

(2) 石神井川の洪水に対する対応体制

・【風水害編】第2部第1章第4節の「洪水対策（石神井川）」における「2（6）石神井川洪水対応タイムラインの策定・運用」で示す石神井川洪水対応タイムラインに基づき対応する。

2 高潮氾濫時の対応体制

・【風水害編】第2部第1章第5節の「高潮対策」で示したとおり、高潮氾濫が大型台風の接近による海面上昇の影響で発生することを踏まえ、大型台風の上陸時には、荒川の氾濫と高潮氾濫が同時に発生する可能性を考慮し、高潮氾濫が予想される場合には、原則として、【風水害編】第2部第1章第3節の「洪水対策（荒川）」における「1 避難に関する基本方針」に示す対応を行うものとする。

3 内水氾濫時の対応体制

・【風水害編】第2部第1章第6節の「都市型水害（内水氾濫）対策」で示したとおり、内水氾濫時の浸水継続時間は短く、浸水しても長期間建物内に取り残される危険性は低いことから、緊急的に建物の上層階へ避難する「垂直避難」を基本的な避難行動とし、内水氾濫が予想される場合には、原則として、【風水害編】第2部第1章第6節の「都市型水害（内水氾濫）対策」における「1 避難に関する基本方針」に示す対応を行うものとする。

4 土砂災害時の対応体制

・【風水害編】第2部第1章第7節の「土砂災害に関する対策」における「2（6）土砂災害対応タイムラインの策定・運用」で示す土砂災害対応タイムラインに基づき対応する。

5 線状降水帯発生時の対応体制

・【風水害編】第2部第1章第8節の「線状降水帯に関する対策」における「3 避難に関する基本方針」及び「4 区における対策」に基づき対応する。

第2節 救助・救急対策

1 救助・救急活動体制等

各機関	内 容
区 ・ 災対区民生活部運用班 ・ 災対健康部	・ 区災害対策本部に参集する自衛隊、東京消防庁並びに警視庁のリエゾンに対し、必要に応じて、救助・救急活動に必要な情報共有や資器材の貸与を行う。 ・ 東京消防庁が設置する現場救護所及び医療関係機関等と連携し、医療機関への搬送を行う等、人命救助・救急活動を支援する。
自衛隊	・ 区災害対策本部との情報共有と意思決定の迅速化を図るため、必要な要員を当該本部に派遣するとともに、出水による溺水者、家屋の倒壊、がけ崩れ等による埋没者その他の負傷者の救出救助に重点を置いて、各種災害に対応した救助・救急資器材を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行う。 ・ 負傷者は、速やかに医療機関等に引き継ぐ。 ・ 漂流者を発見したときは、ヘリコプター、舟艇、ロープ、救命索等を有効に活用して迅速に救助する。 ・ 救出救助に当たっては、区や都、東京消防庁、警視庁等の関係機関と積極的に協力し、負傷者の救出救助の万全を期する。 ・ 傷病者を適応する医療機関へ迅速に搬送する。
東京消防庁	・ 区災害対策本部との情報共有と意思決定の迅速化を図るため、必要な要員を当該本部に派遣するとともに、各種災害に対応した救助・救急資器材を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行う。 ・ 救急活動に当たっては、消防団等との協力により現場救護所を設置し、区、医療関係機関等と連携し、高度救急資器材を有効に活用して、傷病者の救護に当たる。 ・ 救出救助に当たっては、区や都、自衛隊、警視庁等の関係機関と積極的に協力し、負傷者の救出救助の万全を期する。 ・ 傷病者を適応する医療機関へ迅速に搬送する。
警視庁	・ 区災害対策本部との情報共有と意思決定の迅速化を図るため、必要な要員を当該本部に派遣するとともに、出水による溺水者、家屋の倒壊、がけ崩れ等による埋没者その他の負傷者の救出救助に重点を置いて、組織的な人命救助活動を行う。 ・ 負傷者は、速やかに医療機関等に引き継ぐ。 ・ 漂流者を発見したときは、ヘリコプター、舟艇、ロープ、救命索等を有効に活用して迅速に救助する。 ・ 救出救助に当たっては、区や都、自衛隊、東京消防庁等の関係機関と積極的に協力し、負傷者の救出救助の万全を期する。

2 応急活動拠点の整備

・【震災編】第2部第5章第5節の「具体的な取組【予防対策】」における「6 活動拠点の整備」に準ずる。

第3節 応援協力・派遣要請

・【震災編】第2部第5章第5節の「具体的な取組【応急対策】」における「3 応援協力・派遣要請」に準ずる。

第4節 防災機関の活動体制

・風水害による災害が発生した場合、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は所管に係る災害応急対策を実施するとともに、区及び都が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

・指定地方行政機関等は上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定める。

第2章 情報の収集・伝達

区をはじめとする防災関係機関が、発災前後において災害関連情報を迅速かつ正確に取得し、外部に発信することは、区民等の被害や混乱の発生と拡大を防止する上で極めて重要である。

本章では、発災時における防災関係機関相互の情報通信連絡体制の整備や情報活動の実施等について示す。

第1節 情報連絡体制

1 防災関係機関との情報連絡体制

(1) 情報収集体制

- ・ 風【水害編】第2部第1章第1節の「水防情報の収集」に準ずる。

(2) 情報伝達体制

- ・ 風【水害編】第2部第1章第1節の「水防情報の収集」に準ずる。

2 区民への情報連絡体制

- ・ 【風水害編】第2部第1章第2節の「区民への情報伝達・意識啓発」における「1 情報伝達手段」及び「2 情報伝達内容」に準ずる。

第2節 被害状況等の報告体制

- ・ 【震災編】第2部第6章第5節の「具体的な取組【応急対策】」における「1-1 関係機関等と連携した情報収集」に準ずる。

第3章 交通規制

災害時における交通秩序の維持及び二次災害の防止を行い、被災地の治安に万全を期する必要がある。
本章では、区内に浸水被害等が発生した場合の交通規制について示す。

第1節 交通規制

- ・区内に浸水被害等が発生した場合、区内の道路状況について、都や警視庁等へ共有する。
- ・また、危険箇所が確認された場合は、警視庁により、当該危険箇所付近において適切な交通規制を行う。
- ・緊急通行車両の優先通行については、【震災編】第2部第10章第5節の「具体的な取組【予防対策】」における「5 輸送車両の確保」による。

第4章 医療救護・保健等対策

本章では、風水害時における初動医療体制、情報連絡・傷病者の搬送、防疫及び保健衛生等の体制の整備について示す。

第1節 初動医療体制

- ・区は、浸水等による被災地域の範囲や浸水継続時間等を考慮した上で、【震災編】第2部第7章第5節の「具体的な取組【応急対策】」で示す体制・対応を検討する。

第2節 防疫活動

- ・区は、浸水が解消された後、水害廃棄物処置を含む公共防疫を行うとともに、区民に対して衛生対策の基本である洗浄・乾燥と消毒の必要性を情報発信し、感染症の発生及びまん延を防止する。
- ・区の防疫活動で対処できない場合は、都に対し、自衛隊の災害派遣を要請する。

第3節 医薬品・医療資器材の供給

- ・【震災編】第2部第7章第5節の「具体的な取組【応急対策】」における「2 医薬品・医療資器材の供給」に準ずる対応を検討する。

第4節 遺体の取扱い

1 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等

- ・【震災編】第2部第7章第5節の「具体的な取組【応急対策】」における「3 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等」に準ずる。

2 火葬体制

- ・【震災編】第2部第7章第5節の「具体的な取組【復旧対策】」における「4 火葬体制」に準ずる。

第5章 避難者対策

風水害時において、区民の生命、身体を保護するため、平時から緊急避難場所を指定するとともに、実効性のある避難所運営体制の確保が必要となる。

本章では、避場場所の指定、避難場所の運営をはじめとする避難体制の整備に関する取組について示す。

第1節 避難情報発令の判断・伝達

- ・【風水害編】第2部第1章第3～7節において示す避難情報の発令基準に基づき、【風水害編】第2部第1章第2節に示す情報伝達手段を用いて、区民等に伝達する。

第2節 避難誘導

- ・【風水害編】第2部第1章第3～7節において示す避難誘導体制に準ずる。

第3節 指定緊急避難場所等の開設・運営

1 避難場所の開設・運営

- ・【風水害編】第2部第3章第1節の「区の活動体制」における「2（2） 避難場所担当職員」による、大規模水害時避難場所対応マニュアルに基づく指定緊急避難場所の開設及び運営を行う。

2 指定避難所の開設・運営

- ・風水害時における指定避難所の開設時期等については、【風水害編】第2部第1章第3節の「2（2）④ 指定避難所」のとおりとし、避難所の運営体制については、【震災編】第2部第9章第5節の「具体的な取組【予防対策】」における「3 避難所の管理運営体制の整備」に準ずる。

第6章 物流・備蓄・輸送対策

- ・【震災編】第2部第10章第5節の「具体的な取組【応急対策】」に準ずる。
- ・区内に河川氾濫等による浸水が発生し、又はその発生が見込まれる場合において、浸水による庁有車への被害の防止と浸水解消後の復旧作業を円滑に行うことを目的に、株式会社スーパーバリューとの災害時協定に基づき、協定締結事業者が所有する駐車場に庁有車を退避させる。
(資料第2 協定・覚書)

第7章 廃棄物処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・ 災害廃棄物処理

・【震災編】第2部第11章第5節の「具体的な取組【応急対策】」における「6 トイレの確保及びし尿処理」「7 ごみ処理」「8 災害廃棄物処理」及び同節「具体的な取組【復旧対策】」における「13 災害廃棄物処理の実施」に準ずる。

・なお、風水害時の災害廃棄物処理については、発災時の浸水状況を考慮した上で、水害廃棄物対策指針（環境省）に基づき、収集運搬ルート等を検討する。

第8章 公共施設等の応急・復旧対策

本章では、公共土木施設及び鉄道施設並びにその他の公共施設等の機能回復のために行う、区・防災関係機関等による応急・復旧措置について示す。

第1節 公共土木施設（道路・橋梁等）

・災害が発生した場合、各道路管理者等は、交通規制等の措置又は回避道路の選定等、通行者の安全対策を講じる。

各機関	内 容
区	・【震災編】第2部第4章第5節の「具体的な取組【応急対策】」における「1-2 障害物除去」に準ずる。
都建設局	・応急復旧作業は、緊急道路障害物除去を最優先に行うこととし、「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「協力承諾書」に基づき実施 ・逐次道路の被災箇所、放置すると二次災害を生ずる恐れがある箇所の応急復旧や、一般道路の障害物除去作業等を実施 ・協力業者が災害時に使用できる建設機械等の把握を行う等、平時から資機材を確保 ・降雪時における道路交通の安全を確保するため、あらかじめ稼働可能な資機材や労力の把握を行い、迅速かつ適切な除雪活動実施の体制を確保
都港湾局	・被害を受けた道路を速やかに復旧し、交通を確保 ・応急復旧作業は、当初は緊急道路障害物除去を最優先に行うこととし、「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「協力承諾書」に基づき実施。その後、逐次所管道路の障害物除去及び復旧作業を実施 ・協力業者が災害時に使用できる建設機械等の把握を行う等、平時から資機材を確保
関東地方整備局	・パトロールによる巡視結果等をもとに被害を受けた道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行い、緊急輸送路としての機能確保 ・発災直後の混乱期に緊急復旧のための資機材を確保するため、直轄備蓄及び建設業者との協力協定のほか、首都近隣区域において防災資機材備蓄基地の整備を計画的に推進

第9章 住民の生活の早期再建

【震災編】第2部第11章第5節の「具体的な取組【応急対策】」及び「具体的な取組【復旧対策】」に準ずる。

【その他災害編】

第 1 部 不発弾等の処理活動

第1章 不発弾の発見・処理まで

・第2次世界大戦では、荒川区においても空襲による大規模な被害を受けたが、その際に不発弾となったものが、現在も地中深くに存在している可能性も少なくない。また、隣接の区で発見された場合には、避難区域が荒川区におよぶこともある。これらの場合に、区及び関係機関は区民の生命、身体、財産を守るために、協力して不発弾処理にあたる。

第2章 対策本部体制

第1節 対策本部体制の確立

- (1) 対策本部設置
 - ア 発生状況の報告
 - イ 本部長その他の組織体制の確立
 - ウ 本部設営場所の確定
 - エ 仮設電話の設置
 - オ 区民からの問い合わせへの窓口、関係機関との調整窓口の設置
 - カ 自衛隊との協定
 - キ 補助金申請
 - ク 調整会議の開催
 - ケ 職員動員計画の策定
 - コ 情報連絡体制の確立（現地本部と避難誘導活動及び現地本部と後方支援機関等）
 - サ 関係機関の待機等の体制確立
 - シ 後方支援体制確立

第2節 警備及び交通規制・立ち入り規制

- (1) 避難指示地域の確定
- (2) 交通規制の確定（警察等との調整）
- (3) 警備計画の策定、避難誘導（警察等との調整）
- (4) 交通規制の周知（交通機関との調整）
 - ア 交通止め規制看板の設置
 - イ 交通規制予告看板の設置
 - ウ 交通規制周知看板の設置
 - エ う回路告知看板の配置
 - オ う回路チラシの配布（運転者用）

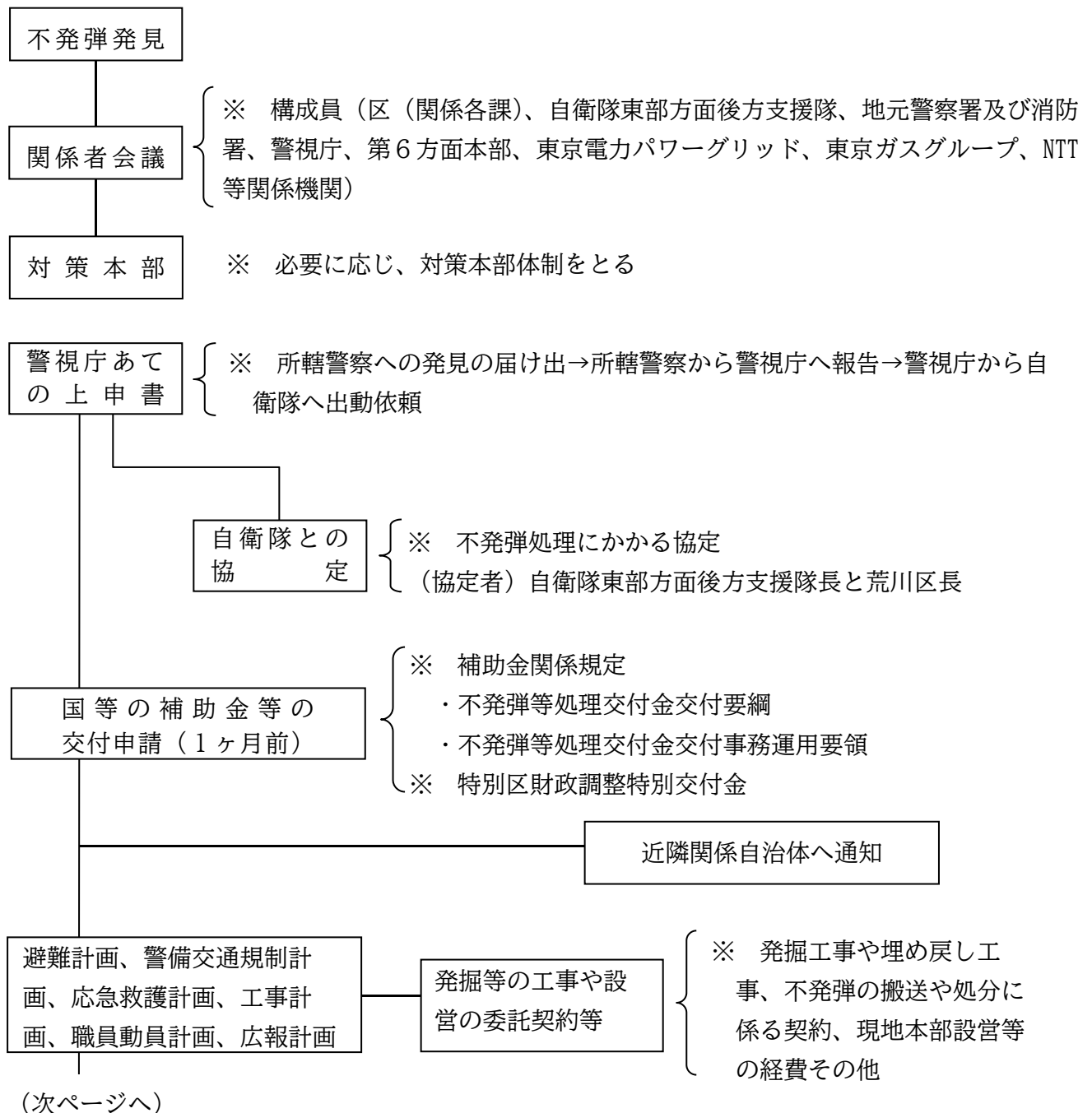
第3節 避難誘導計画

- (1) 避難所の設置
- (2) 医療救護所の設置及び救護班の設置
- (3) 避難誘導（各戸の確認等）

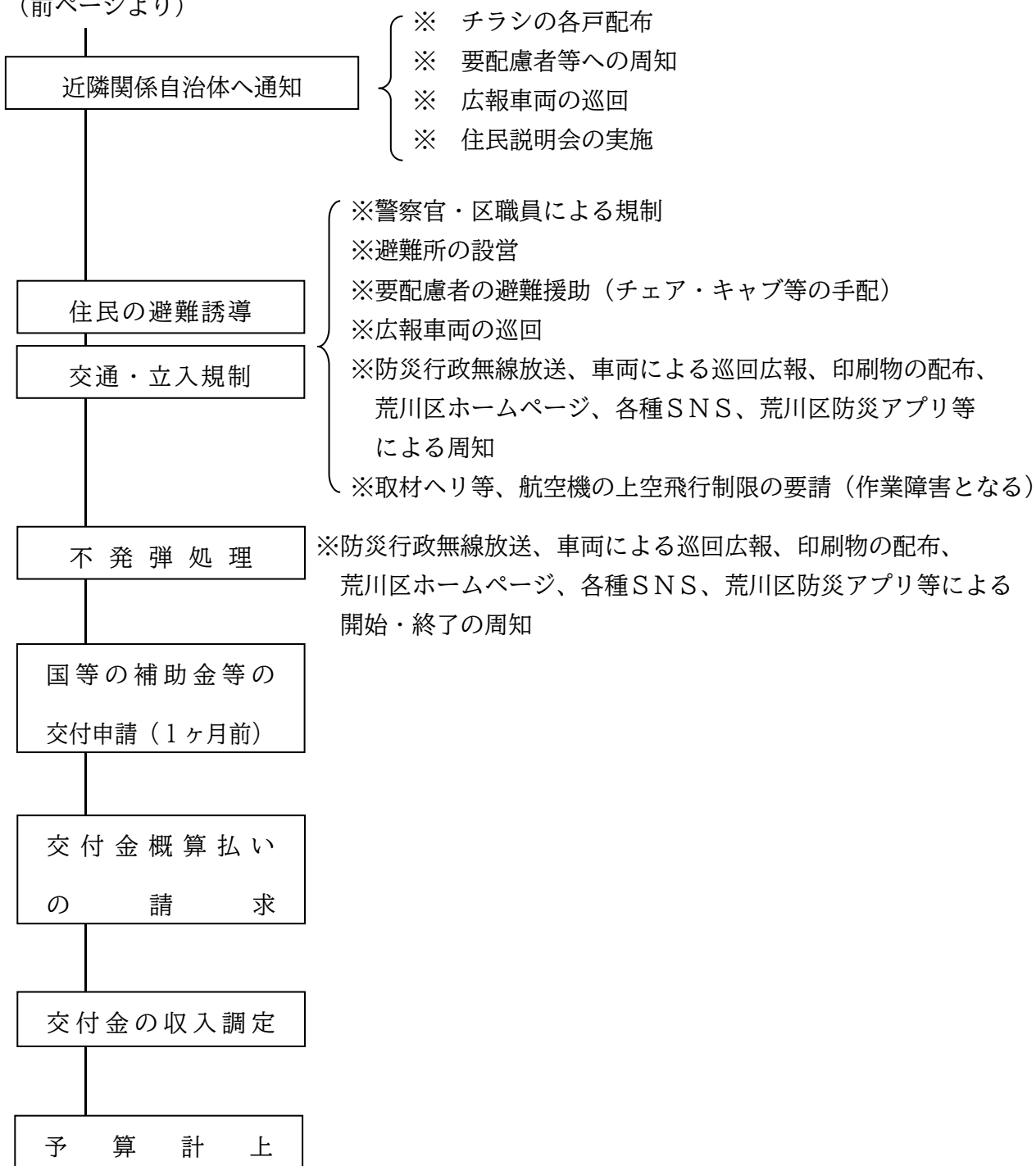
第4節 広報計画

- (1) 区報による周知
- (2) 避難指示チラシの各戸配布、広報車による巡回
- (3) 無線放送塔の活用

[不発弾の発見から処理終了まで]



(前ページより)



※ その他

区は、不発弾処理状況に対応して、必要な対策を実施する。対策の詳細は震災編を準用する。

第2部 大規模事故の対応

- ・東京は、その地域特性から、自然現象である風水害、地震等とは異なる各種の大規模な事故発生も予想され、相当程度の被害も考えられる。
- ・なかでも、鉄道等の大量輸送機関やガス等の危険物施設等で事故が発生した場合は、当該者はもちろん、付近の人々を巻き添えにした、多数の人命にかかわる被害が発生する恐れがある。
- ・これらの安全対策については、関係法令により規制、取り締まり、指導が進められているが、より万全な安全対策が必要である。
- ・第2部では、船舶、航空機、鉄道、道路・橋りょう・トンネル、ガス施設やC B R N E災害について、予防対策と事故時の応急対策について明らかにするものとする。

第1章 船舶事故

第1節 予防対策

各機関	内 容
都建設局	監視艇により河川区域内の河川管理施設及び水域利用の状況並びに航行安全の確保及び海洋汚染防止等の監視を実施している。

第2節 応急対策

- ・区は関係機関と連携し、区民等に対して災害情報の周知を図るとともに、必要な措置を講じる。

各機関	内 容
都建設局	大規模な船舶事故が発生した場合には、事故状況等の情報収集を行い、関係機関と緊密な連携を図り、応急対策に協力する。

第2章 航空機事故

第1節 予防対策

各機関	内 容
都港湾局	各都営空港に離着陸する航空機及びその周辺空域を航行する航空機の安全と円滑な運航を確保するため、必要な措置を講ずる。
東京空港事務所	空港に離着陸する航空機及びその周辺空域を航行する航空機の安全と円滑な運航を確保するため、必要な措置を講ずる。

第2節 応急対策

- ・区は関係機関と連携し、区民等に対して災害情報の周知を図るとともに、必要な措置を講じる。

各機関	内 容
東京消防庁	(東京国際航空外(市街地等)の事故の場合) 東京消防庁の大規模火災出場計画、危険物火災出場計画、救急特別出場計画等により対応する。

各機関	内 容
都及び防災関係機関	米軍又は自衛隊の航空機事故等が発生した場合、「米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱」により防災関係機関は活動を行う。 事故時の応急措置 (1) 緊急連絡通報 航空機事故緊急連絡者は、次に掲げる事項について行う。 ア 事故の種類(墜落、不時着、器物落下等) イ 事故発生の日時、場所 ウ 事故機の種別、乗員数及び積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無 エ その他必要事項 (2) 現地連絡所等の設置 航空機事故等が発生した場合、関係機関が事故の規模、態様により「現地連絡所等」を設置したときは、相互に緊密な連絡に努める。 米軍機事故の場合は北関東防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が、設置する現地連絡所にあつては、事故に関する情報交換及び被災者救援に関する連絡等の円滑化に努める。 この場合において、他の関係機関は可能な限りこれに協力する。

第3章 鉄道事故の対応

第1節 予防対策

各機関	内 容
都交通局	鉄道輸送における安全の確保を図るため、人的、物的の両面において取扱いに関する多角的な保安対策を講じ、列車衝突、列車火災、列車脱線等の重大事故の発生を未然に防止する。 (1) 保安対策 信号装置、連動装置、転てつ装置、自動列車制御装置、自動列車停止装置、自動列車運転装置、列車集中制御装置、列車無線電話、放送装置、消火設備、脱線防止ガード等の保安装置を点検整備して、列車運転の安全を期する。 (2) 設備及び規程等の整備 保安設備その他の設備に対して検査、保守等を行い、機能の保持に努めるとともに、運転取扱いに関する規程等の整備を図り、安全の確保を図る。
J R 東日本 J R 貨物	事故災害を予防し、人命の安全、輸送を確保するため、下記のとおり車両の安全や地上施設の改良整備の推進を図るとともに、列車を安全運行できるよう列車の運行にかかわる人員に対して、継続的な安全教育を実施する。 (1) 車両や線路等の検査基準及び関係法令等に基づく定期又は随時保守点検を実施する。 (2) 橋りょうや停車場、建物等も保守点検を継続的に実施するとともに、耐震性の確保を図る。 (3) 信号装置、連動装置、転てつ装置、自動列車停止装置、放送装置、消火整備等の保安設備の整備及び改良を推進する。

各機関	内 容
京成電鉄	鉄道事業設備投資計画に基づき、踏切道の立体化工事、施設の新設・改良を推進し、交通施設の保安度の向上に努め、人命の保護と輸送の安全を図る。 (1) 列車運行管理システム（T T C） 運輸指令室に運行表示盤を設け、列車又は車両の運行を把握するとともに、連動装置を設備した駅の列車又は車両の進路をあらかじめ入力した計画ダイヤにより制御する。 (2) 列車無線装置 運輸指令と列車乗務員間で運転業務に関する通報を行うとき、又は非常発報を行う時に使用する。 ア 全列車の一斉通報・・・運輸指令室から列車乗務員へ イ 特定列車との通話・・・運輸指令室と列車乗務員間 ウ 発報信号 乗務員が、事故その他の事由により列車が隣接路線を支障したとき、また事故発生のとき直ちに非常発報ボタンを押し、前後1 km 範囲を走行中の他の列車に緊急停止を通報する。 (3) 自動列車停止装置（A T S） 列車が制限速度を超えて信号機を通過したり、終端駅に進入した場合、自動的に減速又は停止させ安全確保を図る。 (4) 踏切保安装置 踏切道に踏切警報機・自動遮断機を設置するとともに、支障報知装置、自動障害物検知装置を設置し、踏切内の異常を乗務員に知らせ踏切事故防止を図る。 (5) 建造物及び工作物 検査については、検査心得に基づき、項目別に年1回実施し、その結果をもとに、必要な補修、改良等を実施する。
東京地下鉄	列車の衝突、脱線等の鉄道事故を防止し、人命の安全及び輸送の確保を図るため、次の対策を実施する。 (1) 保安対策 運行管理システム、電力管理システム、車両情報管理システム、施設管理情報システム、自動列車制御装置、自動列車運転装置、信号装置、連動装置、転てつ装置、列車無線装置、列車防護装置、脱線防止ガード等を整備して、列車運転の安全・安定輸送を図る。 (2) 設備及び規程等の整備 保安設備及びその他の設備に対し検査及び整備等を行い、機能の保持に努めるとともに、省令の改正に併せ、運転取扱いに関する規程、整備実施基準等の整備を行い、定期的な教育を実施し安全の確保を図る。

各機関	内 容
首都圏新都市 鉄道	旅客の安全及び輸送の確保を図るため、以下の安全対策を施している。 (1) 踏切のない完全立体交差化 (2) 可動式ホーム柵の全駅設置 (3) 自動列車制御装置（ＡＴＣ）の採用 (4) 自動列車運転装置（ＡＴＯ）の採用 (4) 早期地震警報システムの採用

第２節 応急対策

・区は各鉄道事業者と連携し、区民等に対して災害情報の周知を図るとともに、必要な措置を講じる。

各機関	内 容
都総務局	鉄道における事故災害時には、「鉄道災害時における消防機関と鉄道事業者との連携に関する覚書」及び「新幹線災害時における東京消防庁と鉄道事業者との連携に関する覚書」に基づき、各鉄道事業者との連携を図る。
都交通局	地下高速電車の事故及び災害が発生した場合、又は発生が予想される場合は、地下高速電車運転取扱実施基準、地下高速電車事故災害取扱要綱及び関係示達等により処理する。 事故対策本部の活動方針 事故が発生した場合、又は発生が予想される場合における旅客及び輸送の安全確保をはかるため、情報の収集・伝達及び指揮命令を確立し、その円滑な取扱いにより輸送の早期回復及び被害の拡大防止に努める。
J R 東日本 J R 貨物	事故等の発生に敏速かつ適切に対処するため、次の事項について、あらかじめ計画し訓練を実施する等、常に復旧体制がとれるよう整備しておく。 (1) 応急処置方法 (2) 情報の伝達方法 (3) 事故復旧対策本部の設置方法 (4) 非常招集の方法 (5) 救援列車の配備、復旧用具の整備及び方法

各機関	内 容
京成電鉄	非常災害に際しては、人命尊重、安全確保を第一とし、被害を最小限に止め、早期復旧に努め、輸送の確保を図る。各職場においては、平時から事故発生時の旅客及び列車運転の取り扱い方について、関係者に周知徹底させるとともに、行政機関、諸団体との協力計画を推進する。 (1) 事故時の活動組織 大規模な事故が発生した場合、被害の軽減、早期の復旧及び救護を図るため、非常災害対策規程に基づき本社に対策本部を、現地に復旧本部を設置する。 また、各部は対策本部が設置された場合、事故及び災害対策内規により、各担当任務にあたる。 (2) 事故時の応急態勢 大規模な事故が発生した場合は、直ちに非常災害対策規則に並びに事故及び非常対策内規に基づき、状況に応じて通信連絡、異常時運転態勢、救急救護、広報、被害状況の把握及び防災関係機関への応援要請並びに迅速な復旧態勢をとる。
東京地下鉄	(1) 事故・災害等対策規程に基づき非常態勢を発令し、本社社屋内に対策本部を設置する。 (2) 事故が発生した場合、事故発生場所に直ちに現地対策本部を設置し、旅客の安全確保を第一の使命として行動する。 ア 旅客の人命救助及び避難誘導を行う。 イ 旅客に被害が拡大しないように二次災害及び付帯事故の防止措置を行う。 ウ 被災者の救出、応急救護及び負傷者の搬送に努めるとともに、119 番通報し消防隊、救急隊の出動を要請及びその活動に協力する。 エ 現地対策本部は、救援隊を章成して旅客の救出及び応急救護並びに救急隊の出動要請及び活動に協力する。 オ 情報連絡は、列車無線装置、指令電話、FAX、鉄道電話、NTT加入電話及び携帯電話等を活用する。 カ 利用者に必要な列車運行に関する情報をホームページに掲載するとともに、適宜報道機関に公表する。 キ 対策本部長は、被害状況、工事の難易及び運転開始による効果の大きさを勘案し、応急工事計画を策定する。 ク 対策本部の各班長は、必要な資機材及び要員出動を要請する。 ケ 復旧工事に係る現業長は、緊急自動車及び資機材の整備、救護及び復旧要員の緊急出動体制を確立しておく。
首都圏新都市鉄道	事故・災害対策規程に基づき非常体制を発令し、本社内に対策本部を設置する。 事故が発生し、非常体制が発令された場合は、事故発生場所に現地対策本部を設置し、旅客の安全確保を第一として行動する。

第4章 道路・橋りょう災害の対応

第1節 予防対策

各機関	内 容
関東地方整備局	関東地方整備局が所管する道路について、安全性確保のため、次の措置を講ずる。 (1) 定期的な安全点検の実施 (2) 応急・復旧措置訓練 (3) 関係機関との緊密な情報連絡体制の確保 (4) 事故多発箇所の施設改善
都建設局	都建設局が所管する道路について、大規模事故の発生を未然に防止するため、次の措置を講ずる。 (1) 定期的な安全点検の実施及び適切な措置 (2) 事故多発箇所の施設改善 万一、大規模事故が発生した場合においても、被害を最小限にするため、関係機関との緊密な情報連絡体制の確保を行う。
警視庁	事故多発箇所における表示板等の設置 交通安全指導の徹底
区	所管する道路について、安全点検や補修、改修を行う等、平時から道路の安全確保に努める。

第2節 応急対策

・区は所管する道路において事故が発生した場合、又はその可能性がある場合は、被害を最小限にし、交通を確保するため、事故の状況把握や応急措置・復旧体制を確保する。

・また、事故状況に応じ、都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。

事故の発生により、又は発生に伴う火災の延焼等、被害の拡大により、住民の避難が必要な際は、都、警視庁、消防機関と連携し、避難先の確保や避難者の誘導等を行う。

各機関	内 容
関東地方整備局	関東地方整備局が所管する道路に関する大規模事故が発生した場合、又は発生が予想される場合、被害を最小限にし、輸送の確保を図るため、次の措置を講ずる。 (1) 関係機関への連絡 (2) 応急措置・復旧体制の確保 (3) 応急・復旧措置の実施 また、事故状況に応じ、都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。
都保健医療局	事故の覚知後、負傷者の受入れ病院の調整や東京DMA T隊の追加支援要請に対応する。
都建設局	都建設局が所管する道路において、大規模な事故が発生した場合、被害を最小限にし、できるだけ速やかに交通確保を図るため、次の措置を講ずる。

各機関	内 容
	(1) 関係機関への連絡、調整 (2) 応急措置の実施 (3) 被災した施設の安全点検及び応急復旧の実施
警視庁	事故を認知した場合、要救助者の救出救助及び避難誘導、周辺道路の交通規制等を実施し、被害の拡大防止等に努める。
東京消防庁	事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて東京DMATと連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。

第5章 CBRNE災害の対応

第1節 予防対策

- ・ CBRNE災害等の被害を最小限に留めるためには、緊急事態に迅速かつ一貫して対処する総合的な危機管理体制の確立が必要である。
- ・ 都では、これまで、化学防護部隊(警視庁)及びNBCテロ捜査隊(警視庁)の発足や、特殊災害に対応する消防救助機動部隊及び化学機動中隊(東京消防庁)を配備してきた。
- ・ 都保健医療局ではCBRNE災害に対し、傷病者の適切な治療の実施と医療施設での二次災害を予防するため、医療機関に除染設備等を引き続き整備する。
- ・ 都総務局では防災関係機関と連絡を密にするとともに、都保健医療局・都保健所においても、地域関係機関との連絡会を設置する等初動連絡体制を確保する。
- ・ 区においても都と連携し、初動連絡体制の確保に努める。

各機関	内 容
警視庁	平時から、関係機関及び事業所等との良好な関係構築を図るとともに自主防災体制の確立に向けた指導を機会あるごとに行う。 各事業者に対し、非常時用資器材、施設の警備措置及び施錠措置等の点検を随時実施させるとともに、自主防犯訓練の実施を督促する。 化学防護部隊及びNBCテロ捜査隊による関係機関との合同訓練等を実施して災害対応に万全を期している。
東京消防庁	各種防護服、測定機器、大型除染設備、テロ災害対応資器材等を整備しCBRNE災害対応の充実強化を図っている。
都保健医療局	東京都災害拠点病院に対し、CBRNE災害の被害者の診断等に必要な除染設備等の医療機器の整備を支援している。
自衛隊	状況により、所要の部隊(機能)をもって支援を実施する。

第2節 応急対策

- ・ CBRNE災害等の被害を最小限に留めるため、第9章 CBRNE災害の予防対策で定めた計画に基づき、防災関係機関が連携して応急対策を行う。
- ・ なお、区においては防災関係機関と情報連絡を密に行うとともに、区保健所においても地域関係機関と現地調整所を設置し、関係機関と連携して応急対策を実施する。

第6章 ガス施設の対応

第1節 予防対策

各機関	内 容
東京ガスグループ	(1) ガスホルダー ア 施設は、ガス事業法等に基づき設計施工している。 イ 付帯設備として、緊急遮断弁、安全弁、放散塔、防・消火設備等を設置し、二次災害の防止に努めている。 ウ 施設は、ガス事業法等に基づき定期的な巡視、点検、検査を実施し、施設の維持管理に努めている。 (2) ガス導管 ア ガス導管は、ガス事業法、道路法等の諸法規に準拠し、設計施工している。 イ ガス導管は、緊急遮断のため又は供給上の必要により、遮断弁を設置している。 ウ ガス施設及びガス供給上の事故に対処するため、緊急要員及び緊急車両を待機させ、事故の処置及び消防、警察、関係機関への連絡体制を整えている。

第2節 応急対策

- ・区は事故が発生した場合、又はその可能性がある場合は、被害を最小限にするため、事故の状況把握や応急措置・復旧体制を確保する。
- ・また、事故状況に応じ、現地調整所の設置し、事故の発生により、又は発生に伴う火災の延焼等、被害の拡大により、住民の避難が必要な際は、都、警視庁、消防機関と連携し、避難先の確保や避難者の誘導等を行う。

各機関	内 容
東京ガスグループ	(1) 通報連絡等 通報の責任者は、当該工事現場の現場責任者として、直ちにガスライト 24 並びに消防、警察、道路管理者及び沿道住民等に連絡する。連絡の内容は、事故の状況・発生場所その他必要な事項とする。 (2) 非常災害対策組織 ガス導管等の事故発生時の態勢は、あらかじめ定めた組織による。なお、ガス導管等の緊急事故に対しては、初動措置を迅速かつ的確に実施し、二次災害の防止に対処するため、ガスライト 24 では 24 時間の緊急出動体制を確立している。 (3) 事故時の応急措置 ア 消防機関及び警察機関と緊密な連携を保ちつつ、現場の状況に応じ、次の措置をとる。 (ア) 人身災害が発生したときは、直ちに医師又は消防機関に連絡し、適切

各機関	内 容
	な措置をとる。 (イ) ガス漏えい箇所付近では火気の使用を禁止し、関係者以外の者が立ち入らないような措置をとる。 (ウ) 状況に応じ、メーターガス栓、遮断装置等によりガスの供給を停止する。 (エ) 状況に応じ、マンホール開放を行った場合は、通行者に対する安全誘導を行う。 (オ) 状況に応じ、個別訪問、拡声器等により、付近住民等に対する広報活動を行う。 イ 事故の状況に応じ、応援の依頼又は特別出動の要請を行う。 ウ 復旧のための調査、連絡、修理等を行う。
東京消防庁	事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて東京DMATと連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。
警視庁	ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 区長が避難の指示をすることができないと認めたとき又は区長から要求があったときは、避難の指示を行う。 避難区域内への車両の交通規制を行う。 避難路の確保及び避難誘導を行う。

※区は、被害状況に対応して、避難、応急医療救護等、必要な対策を実施する。対策の詳細は震災編に準ずる。

第3部 原子力事故への対応

放射性物質の取り扱いに関する指導・監督は、防災対策を含めて、内閣府、経済産業省、文部科学省等国の機関が中心となって対応することになっている。

しかし、第3部では、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、①放射性物質の運搬中の事故による災害、②広域的放射能汚染による災害等から区民の生命、身体及び財産を保護するため、区の役割を明確にするとともに、放射能災害対策全般に万全を期することを明らかにするものとする。

第1章 災害予防対策

・放射性物質による災害は、万が一発生すると、五感に感じることなく被害を受ける可能性があり、区民への影響は極めて大きいものになることが予想されるため、災害防止に万全を期すものとする。

・区内には、原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関しても原子力災害対策重点区域※に区の地域は含まれていない。

※原子力災害対策重点区域とは、国の原子力規制委員会が平成24年10月に策定した「原子力災害対策指針」において重点的に原子力災害に特有な対策を講じる区域として定められている区域である。当該区域内においては、平時からの住民等への対策の周知、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時モニタリング体制の整備、退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知等が必要である。原子力災害対策指針においては、実用発電用原子炉（発電の用に供する原子炉）に係る原子炉施設については、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）及び緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）を定めており、また、実用発電用原子炉に係る原子炉施設以外の原子力災害対策重点区域についても定めている。

・したがって現時点で考えられることは、放射性物質の運搬のため、区内の道路を通行中の災害であり、その際の区民の安全及び災害に備えて、国、都及び関係機関、周辺自治体等との連携を深めるものとする。

・都及び区の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

第2章 災害応急対策

・放射性物質の運搬中の事故及び広域的な放射能汚染が発生し、又は発生の恐れがある場合における応急対策について、必要な事項を定める。

第1節 災害情報の収集

・区は防災関係機関と連携し、放射性物質に係る事故・災害等に関し、次の事項について積極的に情報を収集する。

- (1) 事故又は災害発生の時刻、場所
- (2) 事故又は災害の原因
- (3) 放射性物質の種類及び量
- (4) 事故又は災害の範囲及び程度

- (5) 汚染状況の調査
- (6) 気象情報（風向、風速）
- (7) その他必要と認める事項

第2節 災害対策本部の設置

- ・区は、広域的な放射能汚染が発生し、又は発生のおそれがある場合は、災害対策本部を設置する。
- ・関係機関と連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施する。

第3節 区民への周知

- ・区は、放射性物質の運搬中の事故及び広域的な放射能汚染が発生し、又は発生のおそれがあることを知った場合は、直ちに報道機関の活用をはじめ、防災行政無線、車両による巡回広報、印刷物の配布、ホームページ、各種SNS、荒川区防災アプリ等を活用し、区民に周知する。
 - (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
 - (2) 原子力災害とその特性に関すること。
 - (3) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
 - (4) 緊急時に区や都及び国等が講じる対策の内容に関すること。
 - (5) 緊急時に住民が取るべき行動に関すること。
- ・防災の知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人、その他の要配慮者等によるニーズを十分に踏まえ、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、性別に関わらない多様な視点に十分に配慮するよう努める。

第4節 避難

- ・【震災編】第2部第9章の「避難者等対策」を準用する。
- ・なお、その際は国等の専門家等からの助言を得て、状況に応じて風向、風速、天候等に十分留意し、区民の生命、身体を守るために万全を期するものとする。

第3章 各機関の活動体制

各機関	内 容
国 の 省 庁 （内閣府） （経済産業省） （文部科学省） （その他各省庁） （警察庁） （消防庁） （海上保安庁）	(1) 内閣府の対応 ア 原子力緊急非常事態の宣言 イ 原子力災害対策本部の設置 (2) 各省庁の対応 ア 事故情報の収集、整理分析 イ 関係省庁の講ずべき措置（事業者からの通報） ウ 係官及び専門家の現地派遣 エ 対外発表 オ その他必要な事項 (3) 派遣係官及び専門家の対応 ア 関係省庁は、事故が発生した場合、現地に係官及び専門家を派遣する。 イ 係官は、事故の状況把握に努め、警察官、海上保安官又は消防吏員に対する助言を行うとともに、関係省庁との連絡を密にしつつ、事業者等に対する指示等必要な措置を実施する。 ウ 専門家は、関係省庁の求めに応じて、必要な助言を行う。
警 視 庁	事故の通報を受けた管轄警察機関は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて人命救助、交通規制等次のような必要な措置を実施する。 (1) 関係機関との連携 (2) 応急的警戒区域の設定 (3) 原子力事業者等と協力して、被災者の救出・救護 (4) 屋内退避、避難誘導 (5) 犯罪の予防等社会秩序の維持 (6) 緊急輸送のための交通規制 (7) 必要な広報活動
東 京 消 防 庁	(1) 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に次の措置をとるよう要請する。 ア 施設等の破壊による放射線源の露出・流出の防止を図るための緊急措置 イ 放射線源の露出・流出に伴う危険区域の設定等、人命の安全に関する応急措置 (2) 事故の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助救出等に関する必要な措置を実施する。 (3) 東京消防庁では、「特殊災害支援アドバイザー制度」を導入し、特殊な災害への対応を念頭に、平時からも専門家との連携を強化している。 (4) 輸送中の事故についても、上記対応を行う。

各機関	内 容
都（総務局）	事故の通報を受けた都（総務局）は、都の窓口として、直ちに区市町村をはじめ関係機関に連絡するとともに、国との連絡を密にし、専門家の派遣要請や住民の避難等必要な措置を実施する。
事業者等	事業者等（輸送業者、事業者、現場責任者）は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講ずるとともに、警察官、海上保安官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い、適切な措置をとる。

※ その他

区は、被害状況に対応して、避難、応急医療救護等、必要な対策を実施する。対策の詳細は震災編を準用する。

第4部 富士山等大規模噴火降灰対応

平成12年（2000年）10月から12月まで及び平成13年（2001年）4月から5月までの間に低周波地震が急増した富士山について、国の火山噴火予知連絡会は、地殻変動は見られないことから、直ちに噴火等の活発な火山活動に結びつくものではないとの見解を示している。しかしながら、仮に噴火した場合には、他の火山とは比較にならない広範かつ多大な被害及び影響が生じる恐れがあり、都の地域においても降灰の被害が予想されているため、富士山降灰対策について、対策を講じる必要がある。

また、平成21年（2009年）2月に浅間山が噴火して、都心にも降灰があったが、こうした他の火山の噴火に伴う対応についても本計画を準用する。

第4部では、富士山等大規模噴火降灰について、降灰時の応急対策について明らかにするものとする。

第1章 富士山の現況等

第1節 富士山の概要

- ・富士山は、日本に111存在する活火山の一つで、フィリピン海プレート、北米プレート及びユーラシアプレートが接する地域に、静岡県及び山梨県の二県にまたがって位置しており、富士火山帯に属する玄武岩質の成層火山である。
- ・標高は3,776mで我が国の最高峰であり、山体の体積は約500km³で我が国の陸域で最大の火山である。
- ・富士山山頂火口から都内までの距離は、新宿区の都庁まで約95km、荒川区役所まで約104kmとなっている。

第2節 富士山の活動史

- ・富士山は今から約70～20万年前に活動を開始し、噴火を繰り返すことで約1万年前に現在のよう美しい円錐形火山となったと考えられている。
- ・それ以降も活発な火山活動を行ってきたが、歴史資料で確認できる噴火としては、下表のとおりである。1707年の宝永噴火を最後に、これまで約300年間、富士山は静かな状態が続いている。

（1）歴史資料上の噴火

- ・歴史資料で確認できる噴火は下表のとおりである。1707年の宝永噴火を最後に、これまでの約300年間、富士山は静かな状態が続いている。

年代	火山活動の状況	特に名前が付いた噴火
781年（天応元年）	山麓に降灰し、木の葉が枯れた。	
800～802年（延暦19～21年）	降灰多量、火山灰や噴石降下、溶岩流の発生。 碎石が足柄路を塞いだので箱根路を開設した。	延暦（エンリョク）噴火
864～866年（貞観6～7年）	溶岩流出（青木ヶ原溶岩） 北西に流れたものは本栖湖に達し、	貞観（ジョウガン）噴火

	また「せのうみ」を精進湖、西湖に二分、北東に流れたものは吉田付近に達し、溶岩により人家埋没、湖の魚被害。 噴火の最盛期は、噴火開始約2か月程度まで。	
937 年（承平 7 年）	火山灰や噴石降下。溶岩流が未知の湖を埋めた。	
999 年（長保元年）	噴火	
1033 年（長元 6 年）	火山灰や噴石降下。溶岩流が山麓に達した。	
1083 年（永保 3 年）	爆発的な噴火	
1435 年（永享 7 年）	富士山に炎が見えた。	
1511 年（永正 8 年）	河口湖付近で異様な鳴動が聞こえ、鎌岩が燃えた。	
1707 年（宝永 4 年）	12 月 16 日、大規模噴火（宝永噴火）。火山灰や噴石降下 噴火 1 ～ 2 ヶ月前から山中のみで有感となる地震活動。十数日前から地震活動が活発化、前日には山麓でも有感となる地震増加（最大規模はM5 級） 12 月 16 日朝に南東山腹（現在の宝永山）で爆発し、黒煙、噴石、空振、降灰砂、雷。その日のうちに江戸にも多量の降灰。川崎で厚さ 5 cm。噴火後、洪水等の土砂災害が継続 噴火は月末まで断続的に起きたが、次第に弱まる。家屋・農地が埋まった村では餓死者多数	宝永(ホエイ)噴火

第3節 富士山における噴火の特徴

- ・これまでに分かっている“新富士火山”の噴火の主な特徴は、次のとおり。
 - (1) 噴火のタイプは、火砕物噴火、溶岩流噴火及びそれらの混合型の噴火で、少数であるが火砕流の発生も確認されている。
 - (2) 山頂火口では繰り返し同一火口から噴火しているが、側火口では同一火口からの再度の噴火は知られていない。
 - (3) 噴火の規模は、小規模なものが圧倒的に多く、約 2,200 年前以降で最大の火砕物噴火は宝永噴火であり、最大の溶岩流噴火は貞観噴火である。
 - (4) 古文書等の歴史的資料には、確かな噴火記録だけでも 781 年以降 10 回の噴火が確認されている。

第4節 国・都等による検討状況

・平成12年～10月から12月まで及び翌年4月から5月までには富士山直下の深さ15km付近を震源とする低周波地震の多発が観測され、改めて富士山が活火山であることが認識された。仮に噴火した場合には、他の火山とは比較にならない広範かつ多大な被害や影響が生じる恐れがあるため、平成13年7月に、国、関係する県及び市町村により「富士山火山防災協議会」が設立（後に都も参加）され、火山防防災対策の確立のため、平成16年6月に「富士山ハザードマップ」が作成された。

・ハザードマップの作成においては、過去3,200年間の噴火活動の実績を踏まえて、火口範囲の想定、溶岩流、火砕流、融雪型火山泥流、降灰、噴石、土石流等の各現象について、数値シミュレーション等により到達範囲等が求められた。

・富士山の噴火に伴う被害として想定されるものには、次のようなものがある。

火山活動に起因する現象	溶岩流、噴石、降灰、火砕流、火砕サージ、水蒸気爆発、岩屑なだれ、融雪型火山泥流、噴火に伴う土石流、噴火に伴う洪水、火山性地震(地殻変動)、津波、空振及び火山ガス
火山活動に起因しない現象	斜面表層崩壊、豪雨等に伴う土石流、豪雨等に伴う洪水、雪泥流、岩屑なだれ及び落石

・平成16年6月には、同協議会において、同ハザードマップを基に、国、関係する県及び市町村が役割分担を明確にした上で互いに協働して行う広域的な防災対策、並びに富士山が日本でも有数の観光資源であることに配慮した防災対策について具体的な検討を行うこととなり、平成17年7月の「富士山火山広域防災対策」として取りまとめられ、中央防災会議に報告された。

・その後、具体的な避難計画の検討のため、平成24年6月に山梨県・静岡県・神奈川県及び3県内の関係市町村並びに関係機関の連携を確立し、平時から富士山の噴火時の総合的な避難対策等に関する検討を共同で行うことにより、富士山の火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、地域住民等の防災意識の向上に資することを目的として、「富士山火山防災対策協議会」が設置され、「富士山火山広域避難計画」が策定されている。都は、平成30年に東京都地域防災計画火山編を改定している。

・令和2年4月には、中央防災会議により「大規模噴火時の広域降灰対策－首都圏における降灰の影響と対策－～富士山噴火をモデルケースに～」についての報告がなされ、令和3年3月には、17年ぶりに「富士山噴火ハザードマップ」が改定された。

第2章 噴火による被害想定

- ・本計画では、国が設置した富士山ハザードマップ検討委員会が、平成16年6月に公表した「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」に示された被害想定を計画の基礎とする。
- ・区は、富士山山頂火口から距離があるため、溶岩流や火砕流等の被害を受けることなく、広範囲な降灰に起因する被害が想定される。
- ・なお、実際の降灰範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節等様々な条件によって変化する。
- ・噴火の規模及び概要は下表のとおり。

第1節 被害想定

区分	内容	
噴火の規模等	規模	宝永噴火と同程度
	継続時間	16日間
	時期	①梅雨期 ②その他の時期
被害の原因	降灰	
被害の範囲	都内全域	
被害の程度	荒川区2～10cm程度 八王子市及び町田市の一部10cm程度、その他の地域2～10cm程度	
被害の概要	降灰に伴うもの	健康障害、建物被害、交通・ライフライン・農林水産業・商工業・観光業への影響
	降灰後の降雨等に伴うもの	洪水、泥流及び土石流に伴う人的・物的被害

参考：「東京都地域防災計画 火山編平成30年修正」

第2節 降灰予想図（降灰の影響が及ぶ可能性の高い範囲）



(「富士山火山広域防災対策基本方針」より引用)

第3節 降灰による主な影響

区分	主な影響
鉄道	微量の降灰で地上路線の運行が停止する。大部分が地下の路線でも、地上路線の運行停止による需要増加や、車両・作業員の不足等により運行停止や輸送力低下が発する。また、停電エリアでは地上路線、地下路線ともに運行が停止する。
道路	乾燥時 10cm 以上、降雨時 3 cm 以上の降灰で二輪駆動車が通行不能となる。当該値未満でも、視界不良による安全通行困難、道路上の火山灰や、鉄道停止に伴う交通量増等による、速度低下や渋滞が発生する。
物資	一時滞留者や人口の多い地域では、少量の降灰でも買い占め等により、店舗の食料、飲料水等の売り切れが生じる。道路の交通支障が生じると、物資の配送困難、店舗等の営業困難により生活物資が入手困難となる。
人の移動	鉄道の運行停止とそれに伴う周辺道路の渋滞による一時滞留者の発生、帰宅・出勤等の移動困難が生じる。さらに、道路交通に支障が生じると、移動手段が徒歩に制限される。また、空路、海路の移動についても制限が生じる。
電力	降雨時 0.3cm 以上で碍子（がいし）の絶縁低下による停電が発生する。数 cm 以上で火力発電所の吸気フィルタの交換頻度の増加等による発電量の低下が生じる。電力供給量の低下が著しく、需要の抑制や電力融通等の対応でも必要な供給力が確保しきれない場合は停電に至る。
通信	噴火直後には利用者増による電話の輻輳が生じる。降雨時に、基地局等の通信アンテナへ火山灰が付着すると通信が阻害される。停電エリアの基地局等で非常用発電設備の燃料切れが生じると通信障害が発生する。
上水道	原水の質が悪化し、浄水施設の処理能力を超えることで、水道水が飲用に適さなくなる、又は断水となる。停電エリアでは、浄水場及び配水施設等が運転停止し、断水が発生する。
下水道	降雨時、下水管路（雨水）の閉塞により、閉塞上流から雨水があふれる。停電エリアの処理施設・ポンプで非常用発電設備の燃料切れが生じると下水道の使用が制限される。
建物	降雨時 30cm 以上の堆積厚で木造家屋が降灰の重みで倒壊するものが発生する。体育館等の大スパン・緩勾配屋根の大型建物は、積雪荷重を超えるような降灰重量がかかると損壊するものが発生する。5 cm 以上の堆積厚で空調設備の室外機に不具合が生じる。
健康被害	大量の降灰にさらされた場合、健康被害が生じることがある。 ○目への影響 目の炎症は、火山灰による健康影響の典型的なもので、降灰のかけらによって、目に痛みを伴う引っかき傷（角膜剥離）や結膜炎が生じる。コンタクトレンズを着用している人は、特にこの問題を認識しておく必要がある。角膜剥離を予防するため、降灰時にはコンタクトレンズを外しておくことを推奨する。 ○呼吸器系への影響 大量の降灰にさらされると、健康な人でも、せきの増加や炎症等を伴う胸の不快感を感じる。一般的な急性（短期間）の症状は、鼻の炎症と鼻水。のどの炎

区分	主な影響
	症と痛み。乾いたせき。息苦しくなる。特に喘息や気管支炎等慢性の肺疾患がある方や重篤な心疾患がある方は、症状が悪化する場合がある。 ○皮膚への影響 まれに、降灰が皮膚に触れることで皮膚の痛みや腫れ。引っかき傷からの二次感染が起こる場合がある。

参考：大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ「大規模噴火時の広域降灰対策について―首都圏における降灰の影響と対策―～富士山噴火をモデルケースに～」(令和2年4月 中央防災会議)

第3章 予防対策

第1節 防災知識の普及

- ・区内に一度降灰があると、大きな混乱が予想される。このため、火山活動に常時対応できるよう、区及び防災機関は、防災知識の周知徹底を図り災害時に応急活動が円滑に行えるよう努める。

第2節 火山降灰対策用物資の備蓄

- ・火山降灰対策用として、区では降灰対処のための物資の備蓄を、計画的に整備していく。

第3節 地域における相互支援ネットワークづくりへの支援

- ・降灰被害時の助け合いを推進するために、住民、町会、自治会、防災区民組織、企業、学校文化活動グループ、ボランティア等の地域で活動している様々な団体等が連携し協力することが必要であり、地域で相互に支援しあうネットワークの育成の促進について、情報提供等の必要な施策を講じていく。

第4節 住民等の防災行動力の向上

- ・住民、町会・自治会・防災区民組織、事業所に対して、下記の事項について普及啓発していくとともに、行政、事業所、住民、ボランティア団体等との相互連携及び相互支援を強め、災害時に助け合う地域連携の確立に協力する。
 - (1) 日ごろから報道機関、都、区を通じて、気象庁が発表する火山の噴火警報、予報や降灰予報等を理解しておく。
 - (2) 降灰時の屋内退避に備え、マスクやゴーグル等を用意しておくとともに、震災時と同様に水、食料等の非常持出用品（いずれも7日以上を推奨）を備蓄しておく。
 - (3) 降灰を屋内、特に電子機器やコンピュータに浸入させないための対策及び家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
 - (4) 降灰が心配される場合は、区又は都・国がインターネット、携帯電話等で配信する降灰注意報等の情報を確認する。
 - (5) 町会、自治会等が行う地域の相互協力体制の構築に協力する。
 - (6) 降灰が雨水等の流れをせき止めないように、側溝や河川に捨てないとともに、地域ぐるみで側溝の詰まり等を取り除く等の対策を協力して行う。
 - (7) 防災区民組織等による、降灰被害に関する知識の普及、地域内の降灰による危険箇所を点検及び把握し、地域住民に周知、地域内の企業及び事業所、行政との連携体制及び協力体制の整備
 - (8) 事業所は、噴火から区への降灰までには一定の時間的猶予があることから、交通機関等に影響が及ぶ前に従業員等を早期帰宅させる。また、社屋内外の安全確保、防災資機材、食料等の備蓄等、従業員及び来客の安全確保に努める。
また、事業活動を維持することが、被災地内外の社会経済の安定や早期復旧につながる。そのため防災計画、事業継続計画、非常用マニュアル等の整備等、事業活動の中断を最小限に留めるための対策等を事前に準備するとともに、これらの計画について、点検及び見直しの実施に努める。
また、事業所の持つ資源及び特性を生かして、組織力を活用した地域活動への参加、防災ボランティア、防災区民組織等との協力等、地域社会の安全性の向上に努める。

また、降灰被害を想定した自衛組織の活動能力の充実及び強化を図る。

第4章 降灰対策

区内の広範囲に降灰が発生し、又は発生のある恐れがある場合における応急対策について、必要な事項を定める。

第1節 災害対策本部の設置

・区内に広域的な降灰が発生し、又は発生のある恐れがある場合、防災機関、都等の協力を得て、災害応急対策を実施するとともに、必要がある場合は災害対策本部を設置する。

第2節 噴火・降灰情報の収集等【区民生活部】

(1) 噴火警報等

- ・平成19年12月に気象業務法が改正され、5段階の噴火警戒レベルが導入された。これにより、これまで防災上の注意事項であった火山観測情報、臨時火山情報及び緊急火山情報に代わって、法律上の警報にあたる噴火警報が発表されることとなった。
- ・また、令和3年12月16日から、噴火警戒レベル4のキーワードが「避難準備」から「高齢者等避難」に変更された。
- ・噴火警戒レベルは次のとおり。

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (警戒事項等)	火山活動の状況	住民等の行動
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要(状況に応じて対象地域や方法等を判断)
			レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要(状況に応じて対象地域を判断)
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警戒	火口から 居住地域 近くまで	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な被害を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活(今後の火山活動の推移に注意。入山規制)。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等
		火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発	通常の生活(状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手順の確認、防災訓練への

				生、あるいは発生すると予想される)。	参加等)
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	

(2) 降灰予報

・気象庁は、平成20年より降灰予報の発表を開始し、平成27年3月には量の予測を含めた詳細な情報を発表することとした。

・気象庁は、次の3種類の降灰予報を発表する。

種類	内容
降灰予報 (定時)	・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間ごと)に発表する。 ・18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を発表する。
降灰予報 (速報)	・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表する。 ・降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。 ・降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。 ・噴火後速やかに(5～10分程度)発表する。 ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を発表する。 ※噴煙が気象条件により直接確認できない場合等には、これよりも降灰予報の発表に時間を要することや、降灰予報を発表できないことがある。
降灰予報 (詳細)	・降灰予報(速報)を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報(詳細)も発表する。 ・噴火の観測情報(噴火時刻、噴煙高等)を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表する。 ・降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。 ・降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。 ・降灰予測計算結果に基づき、噴火後20～30分程度で発表する。 ・噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を発表する。

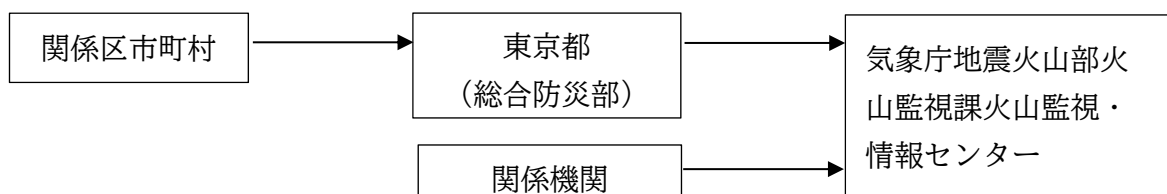
(3) 降灰量階級表

名称	表現例			影響と取るべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ		人	道路	
		路面	視界			
多量	1mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる。	視界不良となる。	<u>外出を控える。</u> 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める。	<u>運転を控える。</u> 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる。	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止の恐れがある。
やや多量	0.1mm ≦ 厚さ < 1mm 【注意】	白線が見えにくい。	明らかに降っている。	<u>マスク等で防護。</u> 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化の恐れがある。	<u>徐行運転する。</u> 短時間で強く降る場合は視界不良の恐れがある。道路の白線が見えなくなる恐れがある（およそ 0.1～0.2mm で鹿児島市は除灰作業を開始）。	稲等の農作物が収穫できなくなったり※、鉄道のポイント故障等により運転見合わせの恐れがある。
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる。	降っているのがようやくわかる。	<u>窓を閉める。</u> 火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う。	<u>フロントガラスの除灰。</u> 火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となる恐れがある。	航空機の運航不可※

※富士山ハザードマップ検討委員会（2004）による想定

(4) 降灰情報の集約

・都内の降灰状況は、次の経路を通じて気象庁地震火山部火山課火山監視・情報センターに集約される。



- ・降灰調査項目は、次のとおり。

- ①降灰の有無・堆積の状況
- ②時刻及び降灰の強さ
- ③構成粒子の大きさ
- ④構成粒子の種類、特徴等
- ⑤堆積物の採取
- ⑥写真撮影
- ⑦降灰量及び降灰の厚さ(可能な場合)

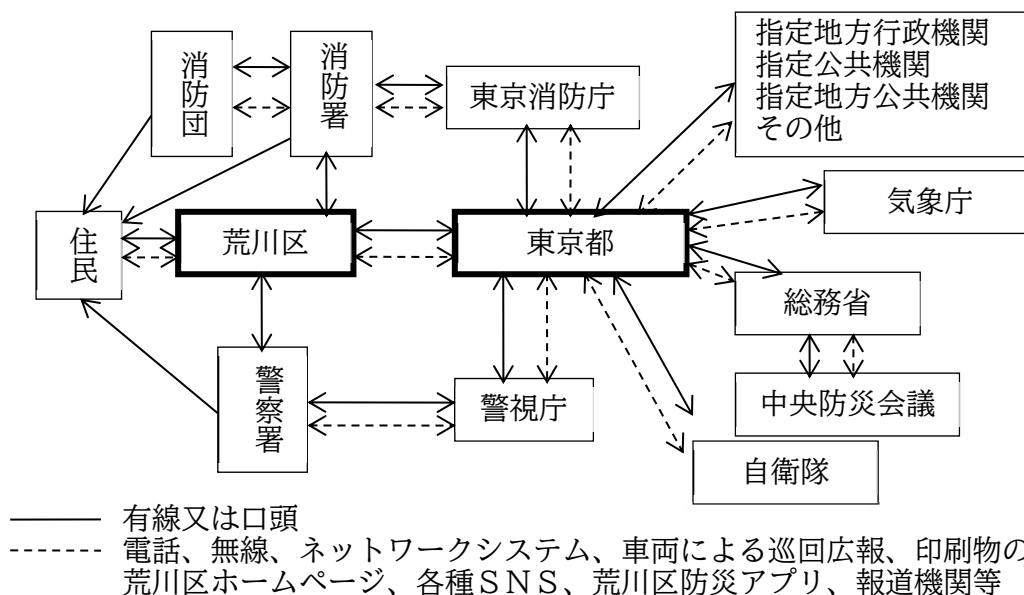
- ・降灰の強さ(火山観測指針 気象庁(1999)を一部改変)

階級	解説
1	降っているのがようやくわかる程度
2	降っているのが明確に分かり、10～20分で地上を薄く覆う程度
3	降灰のため山は見え、10～20分で厚さ1mm以上積もる程度

(5) 降灰情報の伝達

- ・区は、降灰に関する重要な情報について、気象庁、関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに管内の公共的団体、重要な施設の管理者、防災区民組織等に通報するとともに、警察署等の協力を得て区民に周知する。

- ・富士山噴火降灰対策における情報連絡の流れは、次のとおりである。



第3節 区民への周知【区政広報部、警察、消防】

- ・区・警察・消防は、降灰予報等により区に降灰の恐れがある場合は、災害に関する情報を収集及び分析し、関係機関と協力し、次の事項に重点をおいて、積極的な広報活動を実施する。

- (1) 降灰による健康被害防止
- (2) 噴火警戒レベルに応じた安全情報の提供

(3) その他必要な事項

ア 区

報道機関の活用をはじめ、防災行政無線、車両による巡回広報、印刷物の配布、ホームページ、各種SNS、荒川区防災アプリを活用して降灰の予想、外出、健康被害防止等への注意喚起について区民に周知する。

イ 警察署・消防署

火山活動に関する重要な情報について、気象庁、都本部、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区民に周知する。

第4節 ライフライン【ライフライン機関】

- ・ライフライン機関は、それぞれの活動体制を確立し、機能の維持のため応急対策活動を実施する。
- ・降灰により、ライフライン施設が被害を受けた場合、管理者は速やかに被害を調査し、関係機関に被害状況や復旧見込みを周知するとともに、速やかに復旧を図る。

第5節 宅地の降灰対策

- ・火山噴火によって降灰が長期間続いた場合は、宅地、公園等に大きな被害を与え、ひいては地域の経済活動及び区民の社会生活に著しい障害をもたらす、地域の活力を失うこととなる。
- ・このため、降灰によって被害が生じた場合は、早急な復旧対策を行い地域の活力を取り戻す必要がある。
- ・宅地に降った火山灰は、所有又管理者が対応することが原則である。しかし、一般の住民では対応が困難な対策については、区が対応する。また、各関係機関は平時からの緊密な情報交換に基づき必要な対策を行う。
- ・除灰作業に当たっては、道路の側溝等の詰まりを防ぐため、火山灰を側溝等に流さないよう留意する。
- ・各機関の対応は、次のとおりである。

各機関	内容
区 ・ 区民生活部 ・ 防災都市づくり部	宅地の降灰については、次の対策を行う。 ・ 降灰予報やその他火山情報の把握 ・ 宅地の降灰運搬 ・ 収集した降灰の処分 ・ 測定機器の設置・測定 ・ 被害額の算定・報告
都 都市整備局	降灰予報やその他火山情報の把握や測定機器の設置、測定手法、被害額の算定等について指導を行うとともに、国に対して被害状況や被害額等の報告・進達を行う。
国土交通省 都市・地域整備局	都及び区市町村からの降灰による宅地、公園等の被害状況等の報告に基づいて、復旧対策の助成措置等を講ずる。

- ・都及び各県から収集した降灰の情報は、気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターで取りまとめ、「富士山の火山活動解説資料」として公表される。解説資料は、都、区市町村及び防災関係

機関に伝達される。

第6節 火山灰の収集及び処分【区民生活部、防災都市づくり部、環境清掃部】

(1) 火山灰の収集・運搬

- ア 火山灰の収集は、原則として、土地所有者又は管理者が行うものとする。
- イ 火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないように努めるものとする。
- ウ 宅地等に降った火山灰の運搬については、区が行うものとする。
- エ 宅地以外に降った火山灰の収集及び運搬については、施設管理者が行うものとする。

(2) 火山灰の除却・処分

- ・除去した火山灰を、一時的に保管する仮置き場や最終処分場所については、特別区や都と連携し候補地を選定する。
- ・都は、都内で処分場の確保ができない場合に備え、広域的な処分を検討するとともに、国に火山灰の除去・処分方法の明確な指針を示すことや、広域的な処分方法の具体化及び具体的な対策の検討を行うことについて要望していくことから、区はこれによって定まった方針に従うものとする。

※ その他

- ・区は、降灰の被害状況に対応して、避難、応急医療救護等、必要な対策を実施する。対策の詳細は震災編を準用する。

第5部 その他の緊急対応

第1章 その他の緊急対応活動

・区民の避難を伴う事故等として想定されるものには、この他にも大規模な火災、危険物及び有毒ガス等の漏洩、群衆事故等が考えられる。区は、区民の避難を伴う事故等の際には、不発弾処理の本部体制に準拠した対応を行うが、その事故等の影響が区内全域におよぶ場合は、震災編に定める災害対策本部に準じた体制をとることとする。

・武力攻撃又は武力攻撃に準ずる手段又はテロによる武力攻撃事態、緊急対処事態、CBRNEを使用した攻撃については、荒川区国民保護計画による体制により対応する。

※ その他

・区は、被害状況に対応して、必要な対策を実施する。対策の詳細は震災編を準用する。

令和 6 年 12 月発行

登録 (06) 0064

荒川区地域防災計画（令和 6 年修正）本冊

編集発行 荒川区防災会議

（荒川区防災会議事務局）

荒川区区民生活部防災課

〒116-8501 東京都荒川区荒川二丁目 2 番 3 号

電 話 03 (3802) 3111 (代) 内 492

直 通 03 (3803) 8711

F A X 03 (5810) 6262